

旧優生保護法の検証

—山口県の優生保護審査会の議事録等の分析—

船橋 秀彦

2025 年 5 月 31 日

全国障害者問題研究会茨城支部

目 次

はじめに	3
第一部 研究の目的・方法、先行研究	4
※各部の小項目は、当該部の頁に記しています。	
第二部 優生保護審査会ごとの審査実態	18
第三部 優生保護審査委員と審査会通知の 各年度分析	158
第四部 先行研究等(船橋報告)の紹介	332
おわりに	353

※本報告は歴史研究の報告書であるため、今日では不適切とされている用語（白痴、精神薄弱等）も、歴史的用語として使用する。

※年号については、基本的に西暦に元号を括弧書きで記す。例 2025（令和 6）年。ただし、引用文の場合は、そのままの記載とした。

はじめに

2024年7月3日、優生保護法裁判の最高裁判決があり、旧優生保護法（1948～1996年）を「立法府が、非人道的かつ差別的で、明らかに憲法に違反する立法を行い、これに基づいて、長年に及ぶ行政府の施策の推進により、全国的かつ組織的に、極めて多数の個人の尊厳を否定し憲法上の権利を侵害するに至った」と認定し、原告の勝訴となった。しかし、優生保護法の歴史の検証は、なお残された課題である。

われわれは、優生保護法の地域、特に各自治体（都道府県）での運用が実際にはどのようなものかを、検証してきた。方法としては、各自治体に開示請求をして得られた資料の分析をした。その結果、以下のようなまとめをこれまでしてきた。

- ① 2024年1月、宮城県：船橋秀彦『優生保護法（優生思想）の地域浸透に関する研究－宮城県－』、茨障研のホームページにアップした。ダウンロード可能：PDF ファイルで 389 頁 http://kareido-on-web.la.coocan.jp/ibashouken/yusei_miyagi.pdf （最終確認 2025.5.3）
- ② 2023年5月、神奈川県：船橋秀彦「優生保護法の神奈川県における地域浸透に関する研究」『障害者問題研究』第51巻第1号（通巻193号）、pp.74-79.
- ③ 2023年1月、京都府：船橋秀彦『優生保護法（優生思想）の地域浸透に関する研究－京都府－』、茨障研のホームページにアップした。ダウンロード可能：PDF ファイルで 127 頁 http://kareido-on-web.la.coocan.jp/ibashouken/yusei_kyoto.pdf （最終確認 2025.5.3）
- ④ 2022年6月、『優生保護法・出生前検査及び優生思想に関する研究』全障研茨城支部発行。＊優生保護法と出生前診断の連続性を探るために基礎学習をまとめた。
- ⑤ 2021年11月、神奈川県：『優生保護法（優生思想）の地域浸透に関する研究－神奈川県－』、茨障研のホームページにアップした。ダウンロード可能：PDF ファイルで 174 頁 http://kareido-on-web.la.coocan.jp/ibashouken/yusei_kanagawa.pdf （最終確認 2025.5.3）
- ⑥ 2020年2月、茨城県：『茨城の障害者問題研究』第16号、「特集 優生保護法下の優生手術の地域実態に関する研究」全障研茨城支部出版
＊船橋秀彦「IV 茨城県における優生保護法（優生思想）の地域浸透に関する研究」掲載

以上、茨城県、神奈川県、京都府、宮城県の優生保護法（特に優生手術）の運用実態について検証してきた。本報告書『旧優生保護法の検証－山口県の優生保護審査会の議事録等の分析－』は、もちろんそうした運用実態の検証作業の一環であるが、特に今回（山口県）は、優生保護審査会の審査実態を明らかにする。山口県の開示資料には『優生保護審査会議事録①』『同②』の電子データが開示され、21回分の審査会の議事録が残されていた。それ等の分析をもとに、優生手術の適否を分けた審査実態を明らかにしたい。

第一部 研究の目的・方法、先行研究

1	研究の目的・方法・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	先行研究・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3	開示資料について・・・・・・・・	8
	開示資料一覧・・・・・・・・	11～17

1 研究の目的・方法

本稿では、優生保護法における強制優生手術（法第4条、第12条）の審査機関である優生保護審査会（以下、審査会）の実態を明らかにする。優生保護審査会の審査実態については、ほとんど明らかにされていない。わずかに、1988（昭和63）年・1989（平成1）年に青森県で審査委員をしていた方の証言を、毎日新聞が記事として伝えている。「悪法だとしても書類に不備がなければ認めるしかなかった」（「毎日新聞」2018.5.2）とあるが、詳細な実態は不明である。本稿では、そうした現状にかんがみ、開示請求（2024年7月開示）により得た、山口県の審査会の議事録を分析して、審査実態を明らかにする。ただし、議事録の非開示部分として「特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当する」に加え「委員との協力関係又は信頼関係著しく損なわれるおそれがある情報に該当する」部分も加わるという制約・限界がある。その点で本報告は、開示資料に基づき分析したものであるが、内容は大きく二つに分かれている。一つは、審査会の審査実態の章（「第二部 優生保護審査会ごとの審査実態」）である。二つは、審査会に関連した審査委員の任命等と審査会の開催に関する内容の章（第三部 各年度の優生保護審査会関係の動向）である。われわれとしては、特に審査会の審査実態を分析した「第二部 優生保護審査会ごとの審査実態」の章を読んでいただければ幸いである。

なお本報告では、現在では偏見・差別的な用語である「白痴」「精神薄弱歴」等の用語を、歴史研究の報告のため、歴史的用語として「白痴」「精神薄弱」等の用語を使用する。

2 先行研究

審査会の審査実態に関する先行研究はないが、先に示した青森県の審査会委員の証言の他に、利光恵子「旧優生保護法の運用実態と優生手術の様相—1950～60年代の公文書から」優生学会に、大分県の優生保護審査会への言及が見られる。

- ・「1957（昭和32）年度第3回審査会議事録（1957.12.25）／保留「精神薄弱、女」とあり、「年齢的に児童福祉法との関連性も考慮のうえ、いったん保留」（「大分合同新聞」2018,3,10）とあり、女性は12歳だった。
- ・1957年度第4回審査会（1958.3.12）／否決：「進行麻痺」として、2つの医療機関から申請があり、申請理由は「遺伝防止のため」とあったが、梅毒による症状であるとして否決された。当時は、「進行麻痺」は「晩発性遺伝性麻痺性痴呆」（下線は、船橋）と呼ば



れていた。また、却下となった「精神分裂病、男」は、すでに他病院で優生手術実施済みであった。

- ・1960 年度第 1 回審査会(1960.7.25)／保留となった理由は、民間精神科病院からの申請（精神薄弱、5 人）があったが、「5 人とも同様の診断の様に見受けられ、事実診断したものか疑問がある」とされた。この事例については、次回審査で「適」とされている。
- 以上、1959（昭和 34）年 3 月、1969（昭和 44）年 7 月、1969（昭和 44）年 12 月、1979（昭和 54）年 3 月、1987（昭和 62）年 2 月の審査会（議事録）を取り上げている。

次に、審査会を研究したものではないが、審査会に関するものとして毎日新聞社取材班『強制不妊 旧優生保護法を問う』2019 年の「巻末資料 34 道府県の開示資料から」¹から、本研究が対象としている山口県の審査会の議事録にかかわる個所は以下のようである。

注 1) 資料開示がなかった 13 都府県は次のとおりである。岩手県、栃木県、要京都、富山県、福井県、静岡県、大阪府、兵庫県、岡山県、愛媛県、佐賀県、宮崎県、沖縄県の 13 都府県である（毎日新聞 2018 年 6 月 25 日朝刊特集「旧優生保護法を問う」より、と注書きされている）。

【山口県】

「1958～1988 年の審査会議事録」

「審査会の議事録からは当時の様子が分かる。1959 年 3 月の審査会では『乱暴の者をつかまえて手術をするすることができるか』『医師が鎮静剤（ますい剤）を打って時期を見てやる』『強制的にできる』とのやりとりがあった。」

「年齢に関する議論が出たのは 1969 年 7 月の審査会。『何歳ぐらいで審査するのが良いか』『管理していても妊娠する場合はあるが、小さい時にする方が良い』『あまり小さいとかわいそう。以前は 12 歳はあった』との言葉があり、若年者も対象になっていた。

同年（注・船橋、1969 年）12 月の審査会では、ある委員が『遺伝性（優生保護法 4 条）でいくのですか。人道上、人権上の問題であまり軽く見過ぎていませんか。自分の意思がはっきりしてきた時、訴訟でも起こされないかを心配しています。罪名を伏せて罰するのと同じにはならないか』と述べ、訴訟を懸念していた。

人権に関する言及があったのは 1979 年 3 月の審査会。ある委員が『産むことは本人の権利であり、自由であり、自分がばかだから産むことができないというのはおかしいと思う。我々が審査会で手術を認めるというのはおかしんじゃないかという気がする。』と、疑問を呈していた。

手術を実施するかどうかの分かれ目となる場面も記されていた。1987 年 2 月の審査会で、ある委員が「出席員 8 人で賛成 5 人・反対 2 人ですが、このままでしたら出席委員の 3 分の 2 以上の賛成になりません。（黒塗り）よろしくお願いします」と促し、委員長とみ

られる人物が「私は委員の1人として賛成します。これで賛成6人で、3分の2以上になる」と述べ、わずかの差で手術実施が決まった。」

というように、『強制不妊 旧優生保護法を問う』の巻末資料の山口県の項では、特徴的な審査会について抜き出して紹介している。また、「巻末資料」から審査会に関する資料の存在が確認できる自治体は以下の通りである。

【北海道】「…審査会の議事録も残る」(p.242)

【宮城】「1953～1961年度の審査会議事録など、手術申請書などは非開示だった」(p.244)

【山形】「1970～1983年に開いた20数回の審査会の記録」「1995年5月に開いた審査会の記録」「1975年7月11日の審査会で委員の一人が『子どもを主産した場合、子どもを育てていく能力があるかどうか問題になるのではないか』と発言している。」(p.245)

【福島】「…議事録では遺伝性でない障害も対象とする同第12条で申請された場合、『新たに審査会を開催することも大変』との委員長の意見」(p.246)とあり、議事録の存在が伺われる。

【群馬】「1973年に開かれた審査会で委員の県衛生部長(旧厚生省からの出向)が『手術は不良子孫の出生防止ということですが、現実的には人権侵害の意味もあり問題になっている。法律は検討の時期に来ている』と発言している」「1976年の審査会では…委員から『今までのケースは家族の意見がまとまっていたケースばかりでしたね』と発言していた」(p.246)とあることから、審査会の議事録の存在の可能性が伺われる。

【石川】「…議事録も公開時に黒塗りにされている」(p.249)とあるから、議事録は存在する。

【山梨】「…審査会で『今は(男性は)他人を害するということはないが、将来何か事件を起こすと本人も家族も傷つく』『本人保護ではなく、本人を傷つけるようなものだ』との発言が委員からあった。」(p.250)と委員の発言の記録から推察して、「議事録」的な資料の存在が伺える。

【三重】「…1977年6月の議事録で『持ち回り審査』について、委員らが『以前はあったようだが好ましくない。意見が聞けない』『(審査は)短時間で済む。(持ち回りは)避けた方が良い』と発言している」(pp.251-252)とあることから、議事録の存在が伺える。

【鳥取】「審査会16回分に関する議事録や申請書など。」「…『この程度の遺伝調査では人権擁護の観点から(問題だ)』と指摘する委員もいたが、『遺伝である可能性はあ

る』『あまり厳密な考えをしないほうがいい』などの反論に押し切られていた」(p.254)との記載があり、議事録の存在が伺える。

【香川県】「…議事録には委員の具体的な発言の記載がない」(p.257)とありから、議事録はあるが委員の発言の記載がないことがわかる。

【高知】「…審査会議事録など 58 件の文書は非開示だった」(p.258)とある。

【大分】「審査会の一部には議事録が残っている」とあり、「1957 年 12 月 25 日に開かれた審査会は審査した女性を『保留』としたが、その理由を『年齢的に児童福祉法上の関連性も考慮』」との記載がある。

【長崎】「1959～1969 年度に開かれた審査会の審査結果と議事録」「…11 年間で十数回の審査会が開かれた。議事録には委員の発言が記録され、書類の不備などを指摘する意見も多くあった。」(pp.259-260)の他複数の意見が記されている。これらから、議事録の存在がわかる。

3 開示資料について

われわれは、優生保護法の運用実態（特に優生保護審査会の審査実態）の検証を進めるために、山口県に 2024（令和 6）年 3 月 26 日に公文書の開示の申し出をした。申し出た「公文書の件名又は内容」は、「旧優生保護法資料の内、優生手術関係、優生保護審査会関係、優生保護相談所関係 他。ただし、統計年報（「衛生年報」）、国の法律を除く」で、「開示の方法」は「CD-R に複写したものの交付」を求めた。そうしたところ、2024（令和 6）年 4 月 4 日付で、「回答期間延長通知書」が届き、「延長後の回答期限」を「令和 6 年 7 月 31 日」とするとあり、「延長の理由」は「請求のあった公文書の情報量が膨大であり、また、個人情報が含まれている等内容が複雑であることから、内容か確認に相当の日数を要するため」と記載があった。

2024（令和 6）年 7 月 16 日付で、3 枚の回答書が届いた。「公文書部分開示回答書」（第 14 号様式）、「公文書非開示回答書」（第 15 号様式）、「公文書開示申出の却下の回答について」（第 16 号様式）である。

「公文書部分開示回答書」（第 14 号様式）には、「下記（注・船橋 表 1）のとおり部分開示をすることとしました」とあり、「公文書の件名」は「優生保護審査会関係（優生保護審査会議事録、委員任免、人工妊娠中絶関連資料）、優生保護相談所関係（優生保護相談所の設置、優生保護法の運用に関する保健所の運営概要）」である。その中で、「開示をしない部分」は、以下の通りである。

【開示をしない部分】

- ・ 審査対象者の優性手術に関する記録

- ・審査対象者及びその家族の氏名、年齢、病状。病歴等、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報
- ・優生保護審査会委員及び事務職員の氏名、職名及び所属名等、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの
- ・委員との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがある情報（下線は船橋）
- ・地区別人口妊娠中絶数
- ・優生保護相談所の設置者名、生年月日及び職歴等、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの

上記のように、「開示しない部分」は、「審査対象者の優性手術に関する記録」「特定の個人が識別され、又は識別され得る情報」であるが、加えて「委員との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがある情報」とある。「信頼関係を損なう恐れがある情報」（山口県情報公開要綱第5条第7号該当）は、優生保護審査会の議事録で言えば、審議内容にとって核心的な発言にあたる可能性もある。その点で、われわれとしては、非開示への疑問があるが、とりあえずこれらの前提で分析を進めることとした。

本稿の末尾に掲載した「開示資料一覧」が、部分開示をされたデータ名の一覧である。本研究は、このような制約（開示しない部分を含む）を持ちながらの分析である。

表3・1 公文書部分開示回答書

公文書の件名	優生保護審査会関係（優生保護審査会議事録、委員任免、人工妊娠中絶関連資料）、優生保護相談所関係（優生保護相談所の設置、優生保護法の運用に関連する保健所の運営概要）
開示の日時	令和6年7月 日以後、写しの交付に要する費用の納付を確認後に郵送
開示の場所	郵送
開示をしない部分	・審査対象者の優生手術に関する記録 ・審査対象者及びその家族の氏名、年齢、病状・病歴等、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報 ・優生保護審査会委員及び事務局職員の氏名、職名及び所属名等、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの ・委員との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがある情報 ・地区別人工妊娠中絶数 ・優生保護相談所の設置者名、生年月日及び職歴等、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの
開示をしない理由	・山口県情報公開要綱第5条第1号該当 旧優生保護法第27条により守秘義務が課されている情報に該当するため ・山口県情報公開要綱第5条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するため ・山口県情報公開要綱第5条第7号該当 委員との協力関係又は信頼関係著しく損なわれるおそれがある情報に該当するため

「公文書非開示回答書」(第 15 号様式)では、「下記のとおり開示をしない」との回答があった。開示されなかった「公文書の件名」は、「優生保護審査会関係(優生手術申請書、遺伝調査書などの関連資料)、優生保護相談所関係(相談所の遺伝調査)」とあり、「開示をしない理由」は、「山口県情報公開要綱第 5 条第 1 号及び第 2 号該当」で「申出のありました公文書は、旧優生保護法の第 27 条により守秘義務が課せられている情報、及び個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するため」とある。ここから山口県には、優生保護審査会関係の「優生手術申請書」「遺伝調査書」等、優生保護相談所関係の「相談所の遺伝調査」の史料が存在するが、開示されないことになる。非開示だが、資料の存在は、確認できる。

表 3・2 公文書非開示一覧

公 文 書 の 件 名	優生保護審査会関係(優生手術申請書、遺伝調査書などの関連資料)、優生保護相談所関係(相談所の遺伝調査)
開 示 を し な い 理 由	山口県情報公開要綱第 5 条第 1 号及び第 2 号該当 申出のありました公文書は、旧優生保護法第 27 条により守秘義務が課されている情報、及び、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するため
※開示をしない理由がなくなる期日	年 月 日
担 当 課 名 簿	山口県健康福祉部こども・子育て応援局 こども政策課 保育・母子保健班 電話番号(083) 933-2947 内線 2947

「公文書開示申出の却下の回答について」(第 16 号様式)には、「優生保護法の優生手術関係に係る公文書」について、「却下することとしました」とあり、「却下理由」には「申し出がありました下記の公文書(注・船橋 優生手術関係)は存在しないため」とある。

表 3・3 存在しない公文書

却 下 理 由	申出のありました下記の公文書は存在しないため。 ・優生手術関係

表 3・4 開示資料一覧 *開示された公文書のデータ名の一覧を示す。

山口県優生保本法関係開示資料一覧（CD-ROMの記載順）				
No	年	作成期日	題名	頁
1	H1	1989（平成元）年4月3日	山口県優生保護審査会委員の任免及び費用弁償の額の決定について	PP.14
2	H2	1990（平成2）年4月24日	山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について	PP.18
3	H2	1990（平成2）年4月5日	山口県優生保護審査会委員候補者の推せんについて	PP.7
4	H2	1991（平成3）年1月8日	平成2年優生保護相談所事業の報告について（依頼）	PP.10
5	H2	1991（平成3）年2月6日	優生保護相談所事業報告について	PP.44
6	H3	1992（平成4）年2月 日	優生保護相談所事業報告について	PP.43
7	H4	1993（平成4）年4月13日	山口県優生保護審査会委員候補者の推せんについて（依頼）	PP.7
8	H4	1993（平成4）年4月27日	山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について	PP.28
9	H4	1993（平成4）年12月21日	平成4年優生保護相談所事業成績の報告について（通知）	PP.29
10	H4	1994（平成5）年2月6日	優生保護相談所事業報告について	PP.21
11	H5	1994（平成5）年12月20日	平成5年優生保護相談所事業報告について（通知）	PP.7
12	H5	1995（平成6）年2月7日	優生保護相談所事業報告について	PP.27
13	H6	1995（平成6）年3月4日	山口県優生保護審査会について	PP.15
14	H6	1995（平成6）年4月6日	山口県優生保護審査会委員候補者推薦について	PP.12
15	H6	1995（平成6）年4月18日	山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について	PP.31
16	H6	1995（平成6）年12月27日	平成6年優生保護相談所事業報告について（通知）	PP.5
17	H6	1996（平成7）年2月6日	優生保護相談所事業報告について	PP.38
18	H7	1995（平成7）年1月10日	平成6年度の山口県優生保護審査会について	PP.4
19	H7	1996（平成8）年1月19日	平成7年優生保護相談所事業報告について（通知）	PP.5
20	H7	1996（平成8）年2月5日	平成7年優生保護相談所事業報告について	PP.22
21	H8	1996（平成8）年5月 日	山口県優生保護審査会委員に係る辞令の差し替えについて	PP.11

22	H8	1996（平成8）年4月10日	山口県優生保護審査会委員の推薦について（依頼）	PP.4
23	H8	1996（平成8）年4月5日	山口県優生保護審査会委員の推薦について（依頼）	PP.4
24	H8	1996（平成8）年4月5日	山口県優生保護審査会委員の任命について	PP.11
25	H8	1996（平成8）年4月26日	山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について	PP.18
26	H8	1998（平成10）年5月7日	優生保護相談所事業報告(平成8年度分)について	PP.38
27	H9	1997（平成9）年4月17日	山口県優生保護審査会の廃止に伴う委員への令状及び推薦団体への通知について	PP.18
28	s33-s63	1958(昭和33)年～1989(昭和63)年	優性保護審査会議事録①	PP.160
29	s33-s63	1958(昭和33)年～1989(昭和63)年	優性保護審査会議事録②	PP.53
30	s36	1958（昭和33）年	優生手術費事業実績報告	PP.5
31	s39	1964（昭和39）年3月17日	優生保護相談所設置認可申請について	PP.6
32	s39	1964（昭和39）年3月13日	優生保護相談所設置認可申請について	PP.11
33	s39	1964（昭和39）年3月12日	優生保護相談所設置認可申請について	PP.8
34	s39	1964（昭和39）年3月4日	優生保護相談所設置認可申請について	PP.9
35	s39	1964（昭和39）年4月16日	優生保護相談所設置認可申請について	PP.10
36	s39	1964（昭和39）年	優生保護相談所設置認可申請書（2）	PP.9
37	s39	1964（昭和39）年4月24日	優生保護相談所設置認可申請書（3）	PP.7
38	s39	1964（昭和39）年	優生保護相談所設置認可申請書（3）	PP.7
39	s39	1964（昭和39）年4月13日	優生保護相談所設置認可申請書進達について	PP.14
40	s39	1964（昭和39）年5月10日	優生保護相談所設置認可申請書進達について	PP.9
41	s39	1964（昭和39）年6月13日	優生保護相談所設置認可申請書進達について	PP.7
42	s44	1969（昭和44）年5月10日	優生手術費負担金の国庫負担について	PP.16
43	s44~s49	1969（昭和44）年5月10日 一部改正 1974（昭和49）年4月16日	優生手術費負担金の国庫負担について	PP.17
44	s45	1970(昭和45)年11月25日	委託契約の締結について	PP.8
45	s45	1970(昭和45)年3月7日	山口県優生保護審査会委員の選任について（依頼）	PP.11

46	s45	1970(昭和 45)年 4 月 13 日	山口県優生保護審査会委員の任命について	PP.2
47	s45	1971(昭和 46)年 2 月 4 日	昭和 45 年度優生手術事業遂行状況変更報告書の提出について	PP.17
48	s45	1970(昭和 45)年 12 月 7 日	昭和 45 年度優生手術事業遂行状況報告書の提出について	PP.4
49	s45	1971(昭和 46)年 8 月 25 日	昭和 45 年度優生手術費交付金交付額確定通知書	PP.8
50	s45	1971(昭和 46)年 5 月 12 日	昭和 45 年度優生手術費交付金事業実績報告書の提出について	PP.8
51	s45	1971(昭和 46)年 2 月 4 日	昭和 45 年度優生手術費交付金追加(増)額変更申請書の提出について	PP.5
52	s45	1970(昭和 45)年 5 月 1 日	昭和 45 年度優生手術費国庫補助金交付申請書の提出について	PP.11
53	s45	1970(昭和 45)年 5 月 11 日	昭和 45 年度優生手術費交付金交付申請書	PP.22
54	s46	1971(昭和 46)年 10 月 8 日	委託契約の解除について	PP.5
55	s46	1971(昭和 46)年 8 月 9 日	委託契約の締結について	PP.7
56	s46	1971(昭和 46)年 5 月 31 日	山口県優生保護審査会委員の選任について(依頼)	PP.4
57	s46	1971(昭和 46)年 5 月 24 日	山口県優生保護審査会委員の任免について	PP.9
58	s46	1971(昭和 46)年 5 月 11 日	山口県優生保護審査会委員の補充選定について(依頼)	PP.6
59	s46	1971(昭和 46)年 6 月 25 日	山口県優生保護審査会委員の報酬ならびに旅費の支出について	PP.3
60	s46	1972(昭和 47)年 2 月 5 日	昭和 46 年度優生手術費交付金減額変更申請書	PP.7
61	s46	1971(昭和 46)年 12 月 8 日	昭和 46 年度優生手術事業遂行状況報告書の提出について	PP.7
62	s46	1972(昭和 47)年 1 月 28 日	昭和 46 年度優生手術費交付金減額変更申請書	PP.5
63	s46	1971(昭和 46)年 5 月 10 日	昭和 46 年度優生手術費国庫補助金交付申請書の提出について	PP.6
64	s47	1972(昭和 47)年 12 月 11 日	委託契約の締結について	PP.11
65	s47	1972(昭和 47)年 5 月 5 日	山口県優生保護審査会委員の推薦について(依頼)	PP.3
66	s47	1972(昭和 47)年 5 月 1 日	山口県優生保護審査会委員の選任について(依頼)	PP.10

67	s47	1972(昭和 47)年 5 月 30 日	山口県優生保護審査会委員の任命について	PP.14
68	s47	1972(昭和 47)年 11 月 20 日	資金前渡伺	PP.4
69	s47	1973(昭和 48)年 1 月 30 日	昭和 47 年度優生手術費交付金減額変更申請書の提出について	PP.5
70	s47	1972(昭和 47)年 4 月 10 日	昭和 47 年度優生手術費交付金	PP.21
71	s47	1973(昭和 48)年 4 月 5 日	昭和 47 年度優生手術費交付金事業実績報告書の提出について	PP.8
72	s47	1972(昭和 47)年 4 月 1 日	昭和 46 年度優生手術費国庫補助金交付申請書の提出について	PP.7
73	s47	1972(昭和 47)年 12 月 9 日	昭和 47 年度優生手術事業遂行状況報告書の提出について	PP.7
74	s48	1973(昭和 48)年 5 月 10 日	山口県優生保護審査会委員の推せんについて（依頼）	PP.5
75	s48	1973(昭和 48)年 7 月 10 日	山口県優生保護審査会委員の任命について	PP.10
76	s48	1973(昭和 48)年 10 月 1 日	山口県優生保護審査会委員の任命について	PP.8
77	s48	1973(昭和 48)年 5 月 26 日	山口県優生保護審査会委員の任命について	PP.11
78	s48	1973(昭和 48)年 10 月 20 日	昭和 48 年度山口県優生保護審査会委員の報酬ならびに旅費の支出について	PP.2
79	s48	1973(昭和 48)年 2 月 6 日	優生手術の実施に伴う医療費の支出について	PP.14
80	s48	1974(昭和 49)年 1 月 30 日	昭和 48 年度優生手術費交付金減額変更申請書の提出について	PP.6
81	s48	1974(昭和 49)年 4 月 8 日	昭和 48 年度優生手術費交付金事業実績報告書の提出について	PP.7
82	s48	1973(昭和 48)年 5 月 22 日	昭和 48 年度優生手術費国庫補助金交付申請書の提出について	PP.12
83	s48	1972(昭和 47)年 4 月 10 日	昭和 48 年度優生手術費交付金	PP.19
84	s49	1974(昭和 49)年 9 月 30 日	山口県優生保護審査会委員の選任について	PP.9
85	s49	1974(昭和 49)年 10 月 4 日	山口県優生保護審査会委員の任命について	PP.7
86	s49	1974(昭和 49)年 1 月 19 日	優生手術の実施に伴う医療費の支出について	PP.10
87	s49	1975(昭和 50)年 3 月 3 日	優生手術費交付金の変更交付申請書について	PP.6

88	s49	1975(昭和 50)年 1 月 21 日	昭和 49 年度優生手術費交付金減額変更申請書の提出について	PP.6
89	s49	1974(昭和 49)年 12 月 4 日	昭和 49 年度優生手術事業遂行状況報告書の提出について	PP.5
90	s49	1974(昭和 49)年 4 月 16 日	優生手術費交付金の国庫負担について	PP.16
91	s49	1974(昭和 49)年 9 月 11 日	昭和 49 年度優生手術費交付金交付決定通知書	PP.2
92	s49	1974(昭和 49)年 4 月 30 日	昭和 49 年度優生手術費国庫補助金交付申請の提出について	PP.6
93	s49	1975(昭和 50)年 4 月 3 日	昭和 49 年度優生手術費交付金事業実績報告書の提出について	PP.13
94	s49	1974(昭和 49)年 5 月 1 日	山口県優生保護審査会委員の任命について	PP.6
95	s49	1974(昭和 49)年 4 月 27 日	精神衛生費補助金及び優生手術費交付金の交付要綱の送付について	PP.17
96	s50	1975(昭和 50)年 4 月 1 日	山口県優生保護審査会委員の任免について	PP.8
97	s50	1975(昭和 50)年 9 月 23 日	昭和 50 年度山口県優生保護審査会委員の報酬ならびに旅費の支出について	PP.5
98	s50	1975(昭和 50)年 12 月 8 日	昭和 50 年度優生手術事業遂行状況報告書の提出について	PP.4
99	s50	1976(昭和 51)年 10 月 18 日	昭和 50 年度優生手術費交付金交付額決定通知書	PP.13
100	s50	1976(昭和 51)年 5 月 26 日	昭和 50 年度優生手術費交付金事業実績報告書の提出について	PP.6
101	s50	1975(昭和 50)年 7 月 31 日	昭和 50 年度優生手術費国庫補助金交付申請の提出について	PP.11
102	s51	1976(昭和 51)年 6 月 30 日	山口県優生保護審査会委員の選任について	PP.23
103	s51	1976(昭和 51)年 8 月 12 日	山口県優生保護審査会委員の任命について	PP.15
104	s51	1976(昭和 51)年 12 月 2 日	優生手術交付金の変更交付申請書について	PP.6
105	s51	1977(昭和 52)年 11 月 21 日	昭和 51 年度優生手術費交付金交付額決定通知書	PP.6
106	s51	1976(昭和 51)年 7 月 16 日	昭和 51 年度優生手術費交付金交付決定通知書	PP.3
107	s51	1977(昭和 52)年 3 月 7 日	昭和 51 年度優生手術費交付金事業実績報告書の提出について	PP.6

108	s51	1977(昭和 52)年 3 月 4 日	昭和 51 年度優生手術費交付金事業実績報告書の提出について	PP.8
109	s51	1976(昭和 51)年 5 月 24 日	昭和 51 年度優生手術費国庫補助金交付申請の提出について	PP.11
110	s51	1976(昭和 51)年 12 月 17 日	優生保護統計報告の年報様式の一部改正について（通知）	PP.3
111	s52	1977(昭和 52)年 5 月 7 日	山口県優生保護審査会委員の任免について	PP.13
112	s53	1978(昭和 53)年 4 月 7 日	山口県優生保護審査会委員の選任について	PP.16
113	s53	1978(昭和 53)年 5 月 1 日	山口県優生保護審査会委員の任命について	PP.14
114	s53	1978(昭和 53)年 4 月 10 日	優生手術費交付金の国庫負担について	PP.6
115	s53	1978(昭和 53)年 3 月 31 日	昭和 53 年度優生手術費交付金交付申請について	PP.11
116	s54	1979(昭和 54)年 9 月 20 日	山口県優生保護審査会委員の任免について	PP.14
117	s54	1979(昭和 54)年 5 月 8 日	山口県優生保護審査会委員の任免について	PP.8
118	s55	1980(昭和 55)年 4 月 10 日	山口県優生保護審査会委員の選任について	PP.6
119	s55	1980(昭和 55)年 4 月 26 日	山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について	PP.11
120	s56	1981(昭和 56)年 6 月 17 日	山口県優生保護審査会委員の推せんについて	PP.2
121	s56	1981(昭和 56)年 6 月 23 日	山口県優生保護審査会委員の任命について	PP.7
122	s56	1981(昭和 56)年 7 月 28 日	山口県優生保護審査会委員の任免について	PP.3
123	s56	1981(昭和 56)年 4 月 1 日	山口県優生保護審査会委員の任免について	PP.11
124	s57	1982(昭和 57)年 4 月 30 日	山口県優生保護審査会委員の選任について	PP.6
125	s57	1982(昭和 57)年 5 月 22 日	山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について	PP.10
126	s59	1984(昭和 59)年 8 月 22 日	山口県優生保護審査会委員について	PP.3
127	s59	1984(昭和 59)年 5 月 1 日	山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について(依頼)	PP.17

128	s59	1984(昭和 59)年 4 月 5 日	山口県優生保護審査会委員候補者の推薦について(依頼)	PP.9
129	s60	1985(昭和 60)年 4 月 12 日	山口県附属機関委員の異動に伴う後任候補者の推薦について (依頼)	PP.7
130	s60	1985(昭和 60)年 4 月 19 日	山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について(依頼)	PP.20
131	s60	1985(昭和 60)年 1 月 8 日	優生保護審査会の開催について (通知)	PP.18
132	s61	1986(昭和 61)年 5 月 1 日	山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について(依頼)	PP.16
133	s61	1986(昭和 61)年 10 月 29 日	山口県優生保護審査会委員の任免について	PP.4
134	s61	1986(昭和 61)年 4 月 30 日	山口県優生保護審査会委員候補者の推薦について(依頼)	PP.16
135	s62	1987(昭和 62)年 4 月 1 日	山口県優生保護審査会委員の任免及び費用弁償の額の決定について(依頼)	PP.15
136	s63	1988(昭和 63)年 4 月 4 日	山口県優生保護審査会委員候補者推せんについて(依頼)	PP.5
137	s63	1988(昭和 63)年 4 月 22 日	山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について	PP.38
138		1970(昭和 45) 年～	優生保護審査会の開催について	PP.159
139			優生保護相談所に係る職員等調べ	PP.10
140		1980 (昭和 55) 年 6 月 23 日	優生保護相談所所長変更届け	PP.7
141		1964(昭和 39)年	優生保護相談所設置認可申請書進達について	PP.3
142		1996 (平成 8) 年 6 月 26 日	優生保護相談所廃止について	PP.3
143		1996 (平成 8) 年 2 月 6 日	優生保護相談所廃止届について	PP.9

第二部 優生保護審査会ごとの審査実態

1	分析にあたって	21
2	1958（昭和 33）年 3 月 4 日の優生保護審査会の議事録の分析	22
2・1	1958（昭和 33）年 3 月 4 日の審査会	
2・2	審査会の質疑－各申請者への適否の決定	
2・3	まとめ	
3	1958（昭和 33）年 9 月 5 日の優生保護審査会の議事録の分析	26
3・1	1958（昭和 33）年 9 月 5 日の審査会	
3・2	審査会の質疑－各申請者への適否の決定	
3・3	まとめ	
4	1959（昭和 34）年 3 月 3 日の優生保護審査会の議事録の分析	32
4・1	1959（昭和 34）年 3 月 3 日の審査会	
4・2	審査会の質疑－各申請者への適否の決定	
4・3	まとめ	
5	1961（昭和 36）年 2 月 21 日の優生保護審査会の議事録の分析	38
5・1	1961（昭和 36）年 2 月 21 日の審査会	
5・2	審査会の質疑－各申請者への適否の決定	
5・3	まとめ	
6	1962（昭和 37）年 3 月 5 日の優生保護審査会の議事録の分析	41
6・1	1962（昭和 37）年 3 月 5 日の審査会	
6・2	審査会の質疑－各申請者への適否の決定	
6・3	まとめ	
補	1961（昭和 36）年度の優生手術費事業実績報告書の分析	47
7	1969（昭和 44）年 7 月 30 日の優生保護審査会の議事録の分析	50
7・1	1969（昭和 44）年 7 月 30 日の審査会	
7・2	審査会の質疑－各申請者への適否の決定	
7・3	まとめ	
8	1969（昭和 44）年 12 月 10 日の優生保護審査会の議事録の分析	59
8・1	1969（昭和 44）年 12 月 10 日の審査会	
8・2	審査会の質疑－各申請者への適否の決定	
8・3	まとめ	
9	1970（昭和 45）年 6 月 22 日の優生保護審査会の議事録の分析	70
9・1	1970（昭和 45）年 6 月 22 日の審査会	

9・2	審査会の質疑－各申請者への適否の決定	
9・3	まとめ	
10	1970（昭和45）年11月24日の優生保護審査会の議事録の分析	77
10・1	1970（昭和45）年11月24日の審査会	
10・2	審査会の質疑－各申請者への適否の決定	
10・3	まとめ	
補	「昭和45年度優生手術費国庫補助金」関連書類の分析	81
11	1972（昭和47）年7月28日の優生保護審査会の議事録の分析	83
11・1	1972（昭和47）年7月28日の審査会	
11・2	審査会の質疑－各申請者への適否の決定	
11・3	まとめ	
12	1972（昭和47）年12月8日の優生保護審査会の議事録の分析	86
12・1	1972（昭和47）年12月8日の審査会	
12・2	審査会の質疑－各申請者への適否の決定	
12・3	まとめ	
13	1973（昭和48）年2月7日の優生保護審査会の議事録の分析	91
13・1	1973（昭和48）年2月7日の審査会	
13・2	審査会の質疑－各申請者への適否の決定	
13・3	まとめ	
14	1974（昭和49）年11月8日の優生保護審査会の議事録の分析	94
14・1	1974（昭和49）年11月8日の審査会	
14・2	審査会の質疑－各申請者への適否の決定	
14・3	まとめ	
15	1975（昭和50）年11月7日の優生保護審査会の議事録の分析	97
15・1	1975（昭和50）年11月7日の審査会	
15・2	審査会の質疑－各申請者への適否の決定	
15・3	まとめ	
16	1977（昭和52）年2月24日の優生保護審査会の議事録の分析	104
16・1	1977（昭和52）年2月24日の審査会	
16・2	審査会の質疑－各申請者への適否の決定	
16・3	まとめ	
17	1978（昭和53）年2月7日の優生保護審査会の議事録の分析	112
17・1	1978（昭和53）年2月7日の審査会	
17・2	審査会の質疑－各申請者への適否の決定	
17・3	まとめ	

18	1979（昭和54）年3月12日の優生保護審査会の議事録の分析・・・・・・・・	120
18・1	1979（昭和54）年3月12日の審査会	
18・2	審査会の質疑－各申請者への適否の決定	
18・3	まとめ	
19	1983（昭和58） ₁ 年3月18日の優生保護審査会の議事録の分析・・・・・・・・	134
注1 議事録には開催期日が昭和57年となっているが、議事録の中身と県優生保護審査会の開催通知の検討から昭和58年の誤記と推定した。		
19・1	1983（昭和58）年3月18日の審査会	
19・2	審査会の質疑－各申請者への適否の決定	
19・3	まとめ	
20	1985（昭和60）年1月31日の優生保護審査会の議事録の分析・・・・・・・・	141
20・1	1985（昭和60）年1月31日の審査会	
20・2	審査会の質疑－各申請者への適否の決定	
20・3	まとめ	
21	1987（昭和62）年2月5日の優生保護審査会の議事録の分析・・・・・・・・	144
21・1	1987（昭和62）年2月5日の審査会	
21・2	審査会の質疑－各申請者への適否の決定	
21・3	まとめ	
22	1988（昭和63）年2月8日の優生保護審査会の議事録の分析・・・・・・・・	149
22・1	1988（昭和63）年2月8日の審査会	
22・2	審査会の質疑－各申請者への適否の決定	
22・3	まとめ	
23	本章のまとめ－優生保護審査会の結果一覧・・・・・・・・	151～157

1 分析にあたって

本報告書での表記に関しては、以下の通りである。

- ：黒塗り（非開示）部分、ただし字数は1字程度である。
- ：黒塗り（非開示）部分、ただし字数はわからないが長文ではない。
- ：黒塗り（非開示）部分で長文。ただし長文の長さは一様ではない。
- ■：記載はされているが、判読できない文字列。

なお、黒塗り（非開示）、つまり「開示をしない部分」は以下のとおりである。

- ・ 審査対象者の優生手術に関する記録
- ・ 審査対象者及びその家族の氏名、年齢、病状・病歴等、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報
- ・ 優生保護審査会委員及び事務局職員の氏名、職名及び所属名等、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの
- ・ 委員との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがある情報
- ・ 地区別人口妊娠中絶数
- ・ 優生保護相談所の設置者名、生年月日及び職歴等、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの

また、「開示をしない理由」は以下のとおりである。

- ・ 山口県情報公開要綱第5条第1号該当
旧優生保護法第27条により守秘義務が課せられている情報に該当するため
- ・ 山口県情報公開要綱第5条第2号該当
個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するため
- ・ 山口県情報公開要綱第5条第7号該当
委員との協力関係又は信頼関係著しく損なわれるおそれがある情報に該当するため

われわれの進める優生保護審査会の議事録の分析に関わっては、とくに長文の発言の黒塗り（非開示）部分が、「特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当する」だけでなく、「委員との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがある情報に該当する」点を指摘しておく。「協力関係又は信頼関係が著しく損なわれる」とは、優生手術を容認する発言にかかわる可能性がある。このような制約をふまえながら、開示された部分の分析を進める。

2 1958（昭和 33）年 3 月 4 日の優生保護審査会の議事録の分析

－s33-s63 優生保護審査会議事録①から

2・1 1958（昭和 33）年 3 月 4 日の審査会

・1958（昭和 33）年 3 月 4 日、10:10～11:45（95 分）、会場 山口県庁内山口県職員分館和室

・参加者 参加 6 人（ただし 1 名は「代理」人）、欠席 3 人

議事録には「委員は 8 名でありまして、5 名参集いただいたので審査会は成立」と記載あり。「代理」は抜いていると推測される。

・「今日は□□が欠席なので臨時委員長を決め、臨時の司会と議事録署名人を決めた。議事内容は事務局が説明する。」とある。

2・2 審査会の質疑－各申請者への適否の決定

【第 1 号議案】

第 1 号議案の（6）₁にミスがあり、訂正があった。「げんみつ（ママ）によると□□本人の家系がはっきりしないが、家庭事情等により本人がやることとなったことと思います」との説明に対し、「四条でやるとなれば、本人の家系がはっきりしな（注・船橋 「た」かも知れない）いし、又 十二条でやるとなると保護者の同意が、保護者自身がおかしいので、今の□□の御意見によれば…□□を本人がやっているということであるので、余程慎重にやるべきであり、むしろ□（注・船橋 当該対象者でない人）をやるべきである」との意見が出された。それに対して、「結果的に□□の意見に賛成。なお□□性的異常性格がないという委員会で注釈を加えておいた方が良い」「本人も遺伝性があるという想定のもとにやったらよいと思う」との意見の後に、「保留したらいかがでしょうか」「本人の系累をよく調査したら如何、後回しに」との意見が出され、論議は止められ、議案の最後に「1 号議案合保留分」として話された。

「1 号議案保留分」では、「希望条件としては□□の方（注・船橋 当該対象者でない人）に勧告する」「本人の家系を至急に調査する」「特に□□よく理解し説明してもらうこと」と確認し、「本人の家系があればよいという条件付きで賛成していただくことにします」と促されて「皆 そういうことで異議なし」となり、最終的には「保留」とされた。

注 1 議案全体の項目名は不明なため、（6）の項目名も不明である。

【第 2 号議案】

第 2 号議案の説明があり、「如何ですか」との問いに「皆 賛成」で、質問はなく決定された。

【第 3 号議案】

第 3 号議案の説明があり、「如何ですか」との問いに、「遺伝性と断定してよろしいでしょう」とあり、「皆 賛成」で決定した。

【第 4 号議案】

第 4 号議案の説明があり、「如何ですか」との問いに、「皆 賛成」で、質問はなく決定された。

【第 5 号議案】

第 5 号議案（注・船橋、議事録に説明がった旨の記載はない）では、「如何ですか」に応じて、「妻もおかしいのですか」との質問に「□才程度の知能しかない」と回答あり。続いて「皆 賛成」と決定された。「妻も」とあるから、対象者は夫（男）であると推定できる。

【第 6 号議案】

第 6 号議案の説明があり、「如何ですか」に応じて「皆 賛成」とあり、質問はなく決定された。

【第 7 号議案】

第 7 号議案の説明があり、「夫はどうか」との質問があり、「□□である」との回答があり、続けて「如何ですか」と諮られ、「皆 賛成」と決定された。「夫はどうか」との質問から、対象者は妻（女）と推定できる。

【第 8 号議案】

第 8 号議案の説明があり、「如何ですか」との問いに「皆 賛成」とあり、質問はなく決定された。

【第 9 号議案】

第 9 号議案の説明があり、「如何ですか」との問いに「皆 賛成」とあり、質問はなく決定された。

【第 10 号議案】

第 10 号議案の説明があり、「如何ですか」との問いに「皆 賛成」とあり、質問はなく決定された。

【第 11 号議案】

第 11 号議案の説明があり、「如何ですか」との問いに「皆 賛成」とあり、質問はなく決定された。

【第 12 号議案】

第 12 号議案の説明があり、2 人から発言（非開示・黒塗り）があり、続けて「保留後回し」とされた。

第 14 号議案の終了後に「12 号議案保留分」として再び質疑された。質問の「保護義務者は誰ですか」に対し、「□□である」と回答があり、「遺伝性の家系がはっきりした後条件つきで許可してはどうか」「□□先生に診断上陽性であるが手術をやることに間違いのない旨確かめては如何ですか」「□□が出ている以上、□□先生に確認して貰っては如何」に加えて、「□□遺伝性と断定されるよう依頼しては如何や」（下線は船橋）とあり、また「家系の調査はどうか」との意見に「家系の調査と□□先生との断定をして貰うという条件つきで如何でしょうか」と続き、「条件付きで許可してはどうか」と諮られ、「皆 賛成」と決定された。「□□先生に誤解のないようにお願いします」と付け加えられた。審査会が申請者（医師）に「遺伝性と断定されるよう依頼」とある点は、「適」とするために、逆に医師に求めている点で注目される発言である。

【第 13 号議案】

第 13 号議案の説明があり、「□□共におかしいのですか」「おかしかったということですか」とあり、「⑧にその程度のことをかき加えておくといよい」（注・船橋 ⑧の項目名は不明）、「亡□□は近隣の人によればおかしかったということを書き加えておく」「ㄐ（注・船橋 発言者は前と同じ人）如何されますか」の後、「皆 賛成」と決定された。続けて、「□□となっているが盾書（注・船橋、盾書の意味不明）は特別の意味ありや」に応えて「ない」とある。

【第 14 号議案】

第 14 号議案の説明あり、「指定医師を保留して賛成」とあり。

第 14 号議案の終了後に、「さきの 14 号議案の指定医師の件ですが、法律では今妊娠中絶を行うのが優生保護の指定医師でなければなりません、優生手術は審査会で指定すればよいことになっています」「外科医でも大丈夫でしょうね」「大丈夫と思います」と確認された。

その後、「1 号議案保留分」「12 号議案保留分」の審査（中身は、該当号で前述済み）が確認された。また、第 14 号の指定医師についても確認された。以上で審議は終了し、結果、

申請された 14 件全員が「適」と承認された。議事録の記載日の期日は、1958（昭和 33）年 3 月 4 日と、審査会の期日と同じになっている。

2・3 まとめ

1958（昭和 33）年 3 月 4 日に優生保護審査会（10:10～11:45 の 95 分）が開催され、参加委員は全委員 8 名の内 5 名の出席（会議の成立条件は過半数の参加。ただし委員外で代理出席が 1 名あり）だった。申請者は 14 人で全員が法第 4 条の申請で、審査の結果、全員が「適」と判定された。

審査内容を議事録からみると、14 人のうち何らかの質疑のやりとりがあったのは 7 人（第 1 号、3 号、5 号、7 号、12 号、13 号、14 号）、特にやり取りがなく決まったのは 7 人（第 2 号、4 号、6 号、8 号、9 号、10 号、11 号）だった。やり取りがあった 7 人の中で手術への疑問が出たのは、「保留したらいかが」（第 1 号）、「条件付きで許可しては」（第 12 号）だったが、前者には「本人の家系があればよいという条件付きで賛成」（第 1 号）、後者には「家系の調査と□□先生との断定をして貰うという条件つき」で賛成となった。審査の中身を見ると、殆ど議論らしい議論はされずに「適」との判断されている。

この第 1 号（4 条適用）と第 12 号（4 条適用）については、次の回の優生保護法審査会（1958〔昭和 33〕年 9 月 5 日の審査会の議事録）で、次のように報告されている。

【前回（注 1958〔昭和 33〕年 3 月 4 日の審査会）の課題】

「前回（注 1958〔昭和 33〕年 3 月 4 日の第 1 号議案）のもので事務局に委任したものの、第 1 号議案の□□であり□□をわづらっており遺伝について調査したが、はっきりわからず□の方にこのような遺伝性があるので、すすめたが□が応じないので、そのまま**却下した**」と報告されている。つまり、調査したが、第 1 号の対象者の遺伝性がはっきり分からないため、遺伝性がはっきりしている近親者に手術を進めたが、応じなかったため、**申請を却下した**との報告内容である。さらに、前回（注 1958〔昭和 33〕年 3 月 4 日の審査会）に関わり、「次に 12 号議案については、□□□□私自身診断医に会ってはっきり□□であると署名したので**執行することにした**」と、「適」と決定したことを報告した。「調査上の不備につきましては、今後とも注意するので悪しからず御了承下さい。」と加えられており、「署名委員」として 5 人分の署名がある。

従って、結論的には第 1 号議案は「却下」（申請を取りやめ）、第 12 号議案は「適」としたことになる。

審査の質疑でだされた質問は以下のような内容だった。

- ・家系についての質問が出された（第 1 号）。
- ・遺伝性の断定について（第 3 号）
- ・配偶者の状況について（第 5 号、第 7 号、第 13 号）

- ・保護義務者について（第 12 号）
- ・遺伝性と断定されるよう依頼しては（第 12 条）
- ・指定医師について（第 14 号）

表 2・1 1958（昭和 33）年 3 月 4 日の優生保護審査会の結果

対象者	法	性	審査	審 査 内 容
第 1 号	4 条		保留→却下*	* 審査会後に、遺伝についてはっきり分からず、遺伝が濃厚な近親者に進めたが応じなかった
第 2 号	4 条		適	質問なく決定
第 3 号	4 条		適	遺伝性を確認し、質問なく決定
第 4 号	4 条		適	質問なく決定
第 5 号	4 条	男	適	妻に関する質問後決定
第 6 号	4 条		適	質問なく決定
第 7 号	4 条	女	適	夫に関する質問後決定
第 8 号	4 条		適	質問なく決定
第 9 号	4 条		適	質問なく決定
第 10 号	4 条		適	質問なく決定
第 11 号	4 条		適	質問なく決定
第 12 号	4 条		条件付き適	審査会後に、診断についての確認を申請医師にした。
第 13 号	4 条		適	遺伝歴の確認後、決定。
第 14 号	4 条		適	手術実施の指定医師の確認あり。
◎申請者 14 人中、審査の結果をふまえ最終的には、4 条・適・13 人、4 条・却下・1 人				

3 1958（昭和 33）年 9 月 5 日の優生保護審査会の議事録の分析

一資料「s33-s63 優生保護審査会議事録①」より

3・1 1958（昭和 33）年 9 月 5 日の審査会

- ・1958（昭和 33）年 9 月 5 日、開催時間は 10:30～12:55（145 分）、会場は山口県議会議室 厚生委員会室。
- ・参加者 参加 7 人。
- ・委員の自己紹介について、「内田委員からやってもらいます」とあるので、委員の中に、内田氏がいたと推定できる。

3・2 審査会の質疑－各申請者への適否の決定

【第 1 号議案】

第 1 号議案の朗読説明があった。「御意見はありませんか」に、「配偶者はあるか」「独身である」、「現在も入っているか」「入っている」、「なおることはないか」「どうやら、然し根

治する事はまれである」とのやり取りがあった。ここから、独身で病院に入院している患者と推定できる。

ここで話は変わり、「署名委員を□□、□□にお願いします」と、確認がされた。

その後、「第 1 号議案は特に父兄に異常が認められるが如何」との問いに、「保護者の同意がいるか」とあり「いらない。習慣でとっている。優生保護法 4 条でなくてもよい」(下線は船橋)と回答され、「費用は本人負担か」との質問には、「どうなっていたかよくおぼえないが多分生活扶助ではないかと思う」とあった。ここから保護者同意は第 4 条の審査では必要ないが、「習慣でとっている」ことがわかる。なお、費用負担は、4 条なら全額国庫補助、12 条なら自己負担である。

その後、「別に意見はない」とあり、「決定してよいか」「委員一同 賛成」し、「それでは第 1 号議案は決定する」と、決定された。

【第 2 号議案】

第 2 号議案の朗読説明があり、「説明を補足する。弟は母方の弟でなく、本人の弟である」と加えられた。その後「□□御意見をお聞かせ願いたい」に応え、「□□とは」「□□」(非開示・黒塗り)」と発言が続き、「子供は調べているか」「幼児でわからない」との後、「□□は大体中学校にならないとわからないのではないかと診断時期の質問が出て、「□□」(非開示・黒塗り)との回答(発言)があった。その後、「保護義務者は□□にいったのか」「本人の□□だろう」「□□の方は申請はでていないのか」「ほんとうは□□の方はかんたんであるのだが。□□は直接調べているか」「□□である」との発言が続いた。内容を推測すると、子どもがいて(子どもへの診断にかかわる発言あり)、精神疾患(中学校ぐらいに発症)の女性が対象だが、夫(男で手術が簡単)の方が手術が簡単なのだが、といった内容と思われる。

その後、「異議はありませんか」に対し、「委員一同 異議なし」で「それでは第 2 号議案は決定いたします」と決定された。

【第 3 号議案】

第 3 号議案の朗読説明があった。「如何でせうか」とに応え、「両親、兄弟、配ぐう者はないか」「ない」、「いくらかよくなるか」「安定した場合にはだす事がある」に対し「出すと困ることはないか」「公益上有害とはどういう事か」との質問があり、「犯罪を招くおそれと不良なる子孫を残すこと。第 3 者に対する可能性あり(暴行等)」との回答が出て、「委員一同 異議なし」となったが、「□□はやれないか」「やれない」「性的非(ママ)法はないか」とあり、「法にはふれない」「法のたてまえからいうと医師に報告の義務がある」と続き、質問者が「わかりました、異議なし」を受けて、「決定してよろしいか」「委員一同 異議なし」と決定された。

当該被申請者は、身寄りがない独り者（両親、兄弟、配偶者がいない）で、入院中（「出す」との言葉から推測）で、公益上の有害（暴行等の可能性）から「適」とされた。なお、「□□はやれないか」以後のやり取りの中身は不明。

【第4号議案】

第4号議案の朗読説明があった。その後「独身か」「独身」、「□□は」「□□にいつている」と続き、「□□（注 病名と推測）は必ず遺伝であるか」との問いに、「学問上は遺伝」「短期間で見ると誤診がある場合がある」と回答があった。また「費用については」「全額国庫負担 決定してよろしいか」と続き「委員一同 賛成」で決定された。

【第5号議案】

第5号議案の朗読説明があった。その後、2人の発言（非開示・黒塗り）があり、続けて「□□の場合、問題はないか」との質問があり、「□□医師の診断を信用してよいのではないかとある。それから、「今の病院にいつ入ったか」との問いがあり「調べていない」に続いて、4人の発言（非開示・黒塗り）があり、「決定してよろしいか」に応じて「委員一同 よろしい」と決定された。第5号の対象者は入院中で、疾患名を「医師の診断（注、遺伝性を担保）を信じる」とされて決定された。

【第6号議案】

第6号議案の朗読説明があった。「手術をしたら狂暴性がやわらぐか」との質問があり、「精神的にも肉体的にも影響ない。その様な事は法の趣旨ではない」と答えがあった。次に「今度は三カ月前から入院しているが前の分はわからないか」とあり、「それはよくわからないが大体、□□に入院しているようである」とのやり取りがあった後、「異議ないか」「委員一同 異議なし」と決定された。対象者は入院中と推定できる。

【第7号議案】

第7号議案の朗読説明があった。「記載がどうかと思われる。事務局で病名を省略してはいけない」と、注意喚起がされた。その後「家庭も大分ひどい様である」「病名は□□とすべきである」「自分の考えで原文を訂正してはいけない」の後、「委員一同 異議なし」と決定された。

【第8号議案】

第8号議案の朗読説明があった。質問では「□□遺伝性と言いきれるか」とあり、「□□例はあるが、はっきりとした事は言い切れないが、ゆう発する事があるかもしれない。今迄の病状を見ると□□に間違いはないと思う」と答えている。続けて、「何時入院したか、家

系的に関係があるか」との質問があり、「多分あるとおもう。□に直接会ったか」との発言後に1人の発言（非開示・黒塗り）があり、「一種の□□である。普通の□□と違って相当はつきりしている」。続けて「□□どの程度のものか、よくわからない」「原文はこれ丈か。もう少し詳しいデータはないか」との発言に「原文と同じ」に続き2人の発言（非開示・黒塗り）があり、「個々の議案によって記載事項が異なるが、内容の統一はできないか」「私もそう思う」との意見に対し、「経過、入院月日、現病についてはある程度具体的な事を次の会議に出したい」と応えているのに対し、「申請者に要求しても結構である」と意見が出て「今後御希望のとおり指導する、異議ありませんか」と促され「委員一同 異議なし」と決定された。対象者は入院中とわかる。

【第9号議案】

第9号議案の朗読説明があった。「□□が原因しているのではなかろうか」との質問があり、「□□を併発することはあり得るが、□□年度から続いているとすれば、□□と思う」「□□であると思う」とのやり取りがあった。また「独身か」「一人」と続けて、「委員一同 異議なし」と決定された。

【第10号議案】

第10号議案の朗読説明があった。「今■（注、読み取れない）何月に入ったか」の質問に「□年□月と、今年の□月」、「最も危険性がある」とやり取りがあり、「本人は学校を出ていないが病気のためか」（下線は船橋）、「そうだと思う」と答え、続けて「異議ないか」と語り「委員一同 異議なし」と決定された。対象者は不就学で、入院中とわかる。

【第11号議案】

第11号議案の朗読説明があった。質問で「現在病院に入っているか」とあり「入っている」、「今は私費か」「私費で入っている」の後、2人の発言（非開示・黒塗り）があり、「委員一同 異議なし」と決定している。対象者は入院中である。

【第12号議案】

第12号議案の朗読説明を受けて、「これも遺伝性か」とあり、「□□年前から発病しているから、遺伝性と思う」と返答あり。その後、2人の発言（非開示・黒塗り）があり、「委員一同 異議なし」と決定された。

【第13号議案】

第13号議案の「朗読説明」があった。質問で「精神病以外の病名では申請者は誰か」との問いに、「法第4条の別表で包かつされているので問題ない」と応えている。「調査は本

人をみたか」「一つも変わらない」（注・船橋 文脈から意味不明）と続き、「□□□□原因が□□□□は必ずしも遺伝性ではない。素人がみて大したことないと言うのはおかしい」と続き、1人発言（非開示・黒塗り）があり、「本人の動作をみたか」に続けて、2人の発言（非開示・黒塗り）があり、「診断書が出ている」と応えている。続けて2人の発言（非開示・黒塗り）があり、「診断の医学的根拠がわからない。病状の医学的事項があつて然るべきである」と続き、「□の診断はどこでやったか」「□□やっていないと思う」「実情調査とはどんなことか」と質問が出て、「別表で確認した上でやる。□の方は、その医師がみていないと思う」と出された。それらの質疑に「診断の当不当を論議することはどうか」と意見が出されたのに対し、「医学的に診断書をみると病名だけ記入してあるが、明らかに例えば眼科でない医師がやった場合、医務課で受付けてよいものか。又、その内容を審議すべきものかどうか」とある。それに対して、「法第12条では内容まで審査する様になっているが、4条においては医師の診断書の病名でよいのではないか」「医師の診断に我々は立ち入る事が出来るかどうか」とある。対して、「□□先生の言われる病状が今はないという事はちょっとこまる」「可否決の問題ではなく、その診断する迄の医学的根拠を客観的に求める権限は審査会にあるのではないか」「病名の医学的根拠を明らかにする必要がある」「形式的ではなく、内容的に検討する必要がある」「そこが問題点である」と、疾病の診断名（注 精神病以外で遺伝性）の医学的根拠について疑問が提示されている。これらの論議を受けて「素人であるが、□□先生の言明からして根きょ資料が不足と思うが、審査会の権限はあると思うから、書類の不備から再提出されることにしては如何。誤診かどうかという問題ではなく、学問的な資料をとる必要があるのではないか」とあり、「診断の根拠がはっきりしないものは、はっきり求めることが出来るのではないか。運用としては、そこまでしんどくやることは悪いことではない」「もう少し委員会できとくできる資料を要求してもよいのではないか」と続き、「保留する。現在の診断の根拠を詳しく調査する、□□の病名についても調査又診断の必要がある」とまとめられ、資料の不備として「保留」となった。

その上で、「それでは12号までは異議なく可決されました。13号については次の審査会に附する事としまして、申請者にこの結果を通知、指定医師についても指定することに異議ありませんか」「委員一同 異議なし」とあり、確認された。

この第13号議案については、次の審査会（1959〔昭和34〕年3月3日）の冒頭に次のように報告されている。

「前回の審査会で保留となりました案件につきましては、申請医師から取下げの通告がありましたのでご了承願います。／所謂□□でありましたが、私が申請医師に会って法の内容を説明しまして自発的に取下げたものであります。」

以上から、保留とされた第13号議案については、審査会後に申請医師に確認され「自発的に取下げ」られた。

【前回（注 1958〔昭和33〕年3月4日の審査会）の課題】

「前回（注 1958〔昭和33〕年3月4日の第1号議案）のもので事務局に委任したものの、第1号議案の□□であり□□をわづらっており遺伝について調査したが、はっきりわからず□の方にこのような遺伝性があるので、すすめたが□が応じないので、そのまま却下した」と報告された。つまり、調査したが、第1号の対象者の遺伝性がはっきり分らないため、遺伝性がはっきりしている近親者に手術を進めたが、応じなかったため、申請を却下したとの報告内容である。さらに、前回（注 1958〔昭和33〕年3月4日の審査会）に関わり、「次に12号議案については、□□□□私自身診断医に会ってはっきり□□であると署名したので執行することにした」と、「適」と決定したことを報告した。「調査上の不備につきましては、今後とも注意するので悪しからず御了承下さい。」とあり、「署名委員」として、5人分の署名がある。

3・3 まとめ

1958（昭和33）年9月5日に優生保護審査会（10:30～12:55の145分）が開催され、参加委員は全委員7名の出席だった。申請者は13人で全員が法第4条の申請で、12人が「適」と判定され、1人（第13号）が「保留」となった。保留となった理由は、専門以外の医師の診断について、医学的根拠の資料が不足しているので、診断の根拠を詳しく調査し、病名についても確認することとなり「保留」となった。

審査内容を議事録からみると、13人全員に何らかの質疑のやりとりがあった。保留となった第13号議案（保留）以外のやり取りの中身を見ると、以下のような内容だった。

- ・家族構成などの質問（第1号、第3号、第4号、第9号）
- ・家族の疾病について（第2号:子どもの疾病、夫の方に手術しては）
- ・居住地（病院に入っているか）の質問（第1号、第5号・第10号:いつ入ったか、第6号:入院歴、第11号:現在の状況）
- ・疾病にかかわる質問（第1号・第3号:治るか、第2号:発病の時期、第4号・第8号:遺伝か、第5号:医師の診断、第9号、第12号:遺伝性の確認）
- ・4条の手続きについての質問（第1号:同意書、第1号・第4号:費用負担、第7号:原文と病名の記載、第8号:議案の形式）
- ・犯罪の可能性について（第3号）
- ・手術の効果（凶暴性が和らぐか）（第6号）

表 3・1 1958（昭和 33）年 9 月 5 日の優生保護審査会の結果

対象者	法	性	審査	審 査 内 容
第 1 号	4 条		適	病院入院中。質問がいくつかあり、決定。
第 2 号	4 条	女	適	いくつかの質問とやり取りの後に、決定。
第 3 号	4 条		適	病院入院中。いくつかの質問とやり取りの後に、決定。
第 4 号	4 条		適	いくつかの質問とやり取りの後に、決定。
第 5 号	4 条		適	病院入院中。いくつかの質問とやり取りの後に、決定。
第 6 号	4 条		適	病院入院中。いくつかの質問とやり取りの後に、決定。
第 7 号	4 条		適	いくつかやり取りの後に、決定。
第 8 号	4 条		適	病院入院中。いくつかの質問とやり取りの後に、決定。
第 9 号	4 条		適	いくつかの質問の後に、決定。
第 10 号	4 条		適	病院入院中。質問がいくつかあり、決定。
第 11 号	4 条		適	病院入院中。質問がいくつかあり、決定。
第 12 号	4 条		適	遺伝性の確認の後、決定。
第 13 号	4 条		保留→取下げ	審査後に申請医師に再確認し取下げ（1959〔昭和 34〕年 3 月 3 日の審査会で報告）。
◎申請者 13 人中、審査の結果をふまえ最終的には、4 条・適・12 人、4 条・取下げ・1 人				

4 1959（昭和 34）年 3 月 3 日優生保護審査会の議事録の分析

資料「s33-s63 優生保護審査会議事録①」より

4・1 1959（昭和 34）年 3 月 3 日の審査会

議事録には「3 月 3 日（火）」とあり、年が確定できないが、昭和 34 年 3 月 3 日は火曜日で、昭和 35 年は木曜日なので、昭和 34 年の 3 月 3 日開催の会議と確定できる。開催時間は、10:00～12:00（120 分）、会場は県庁内議会事務局厚生委員会室。

出席委員は 8 人*、ただし 1 人は遅れて 10:30（開始は 10:00）に出席している。議事録から審査会開始時の出席委員は 7 名（9 名中）とあるが、10:30 からは 8 名となっている。

幹事から「今般委員を□□を任命しました。従って委員は 9 名であります但し 7 名出席しておられますので審議会は成立しています」とあった。

「優生保護法第 4 条の規定により優生手術の適否に関する審査、20 件提出されました」とあるから、20 件の申請である。

ここで、「前回の審査会で保留となった案件」について、報告がされている。

「前回の審査会（注 1958〔昭和 33〕年 9 月 5 日）で保留となりました案件につきましては、申請医師から取下げの通告がありましたのでご了承願います。／所謂□□でありましたが、私が申請医師に会って法の内容を説明しまして自発的に取下げたものであります。」

4・2 審査会の質疑－各申請者への適否の決定

【第 1 号議案】

第 1 号議案の「朗読説明」がされた。質問では「□□ということであるが、生命に差支えないか」とあり、「産婦人科の先生でやられる簡単なものであるから…。ここに□□先生がおられ（る）から…」と促され、「少し体格は小さいが手術に耐えられないような状態ではないと思います」と応えている。話が変わり、「よく家庭のことは知っているが一応は入院しておったか」とあり、「仮退院中の事である」と、続いて 5 人の発言（いずれも非開示・黒塗り）があり、「□□その前所謂程度が予測したいが、家系にはっきりしているので、よいのではないか」とあり「全員 異議なし 可」と決定された。

【第 2 号議案】

第 2 号議案の「朗読説明」がされた。「三発病後の経過のところ（注 議事録の三の箇所を指す）の昨年□□を卒業後を削除してそのところに幼児から□□でを挿入する」と補足された。その後、「家系について説明」あり、続いて「入院中かどうか」との質問があり、「□□である」と応答があり、「では本案件はよろしいか」と諮られ、「全員 異議なし 可」と決定された。

【第 3 号議案】

第 3 号議案の「朗読説明」がされた。「家系のところで本人□□□□」に答え、「□□はどうか」に続いて発言（1 人、非開示・黒塗り）があり、委員からの「異議なし」に対し「では異議なしですね」「全員 よろしい 可」と決定された。

【第 4 号議案】

第 4 号議案の「朗読説明」がされた。「家系にも症状がかなりはっきり出ている」との後、委員から「異議なし」の声があり、「ではよろしか」「全員 よろしい 可」と決定された。

【第 5 号議案】

第 5 号議案の「朗読説明」がされた。「ご意見は」と促されて、「□□は優秀であるが□□とは」との発言に対し、「両先生を控えて甚だせんえつですが、学問的には遺伝、□□は劣性遺伝であると思われる」と応えている。「5, 6 年前□□の言によると家系にも何代もせんぷくしていて、出ることがあるということです」と遺伝が確認され、「よろしいか」「全員 異議なし 可」と決定された。

【第 6 号議案】

第 6 号議案の「朗読説明」がされた。「保護義務者の同意がなければ出来ないか」との質問に、「本県では参考のためにとっている。必ずしも同意はいらない」（下線は船橋）と回答

があり、その後「全員 異議なし」と、決定された。山口県では、第 4 条の申請でも保護義務者の同意をとっていたことがわかる。

【第 7 号議案】

第 7 号議案の「朗読説明」がされた。補足で「第 11 の算用数字の②の医師名が記載漏れであるが、体裁上医師名を□□と記載のこと（法の立て前上）」と訂正があった。続いて「全員 異議なし 可」と決定された。

【第 8 号議案】

第 8 号議案の「朗読説明」がされた。質問で「療養中となっているのは何か」とあり「□□である」と答え、「□□過ぎて出ることがあるか」「50 過ぎて発生することもある」とのやり取りに続き、2 名の発言（非開示・黒塗り）があり、「全員 異議なし 可」と、決定された。

【第 9 号議案】

第 9 号議案の「朗読説明」がされた。「□□も入っているか」との質問に「それでは第 9、第 10 両議案を同時審議して頂きましょう」と提案された。これは、第 9 号と第 10 号の対象者が、親族であることを示していると思われる。

【第 10 号議案】

第 10 議案の「朗読説明」がされた。「家系に遺伝性がはっきりしている」として、委員から「異議なし」の声があり、「全員 異議なし 可」として、第 9 号議案と第 10 号議案が決定された。

【第 11 号議案】

第 11 議案の「朗読説明」がされた。「□□はどういうふうに出るか」との質問があり、1 人の発言（非開示・黒塗り）があり、「全員 異議なし 可」で、決定された。

【第 12 号議案】

第 12 号議案の「朗読説明」がされた。「年令は点（注 意味不明）は何才頃から適当か」との質問があり、「万□才なら良いと思う」とあり、続いて「全員 異議なし 可」と、決定された。

【第 13 号議案】

第 13 号議案の「朗読説明」がされた。「結婚はしていないか」「結婚していない」とのやり取りの後、「全員 異議なし 可」で、決定された。

【第 14 号議案】

第 14 号議案の「朗読説明」がされた。1 人発言（非開示・黒塗り）の後、「家系について説明」があり、「全員 異議なし 可」で、決定された。

【第 15 号議案】

第 15 号議案の「朗読説明」がされた。「つめとなっているがうりである」（注 漢字の爪と瓜のことと推測）補足された。質問では「□年□月頃となっているが、前の状態は」とあり、「めだってきたのが□年□月頃ではないか」「知能の低下は前からではないか」とあり、「全員 異議なし 可」と、決定された。

【第 16 号議案】

第 16 号議案の「朗読説明」がされた。「□□家系的にはっきり出ているので…」とあり、「全員 異議なし 可」と、決定された。

【第 17 号議案】

第 17 号議案の「朗読説明」がされた。2 人の発言（非開示・黒塗り）があり、続いて「全員 異議なし 可」と、決定された。

【第 18 号議案】

第 18 号議案の「朗読説明」がされた。「⑥と⑧と関■」（注 1 字解読できない）がおかしいようであるが、⑥は現在の状況、⑧は家系の状況である」と指摘され、続いて「全員 異議なし 可」と、決定された。

【第 19 号議案】

第 19 号議案の「朗読説明」がされた。「入院はいつか」に対し発言（1 人、非開示・黒塗り）があり、「将来はどうなるか」との質問に発言（1 人、非開示・黒塗り）があり、「全員 異議なし 可」と、決定された。

【第 20 号議案】

第 20 号議案の「朗読説明」がされた。「参考事項中（注 議案の参考事項を指すと思われる）梅毒反応の記載中ワッセルマン反応は、試験検査していない」との発言に対し、「凝集法は□、ガラス板法～□」「梅毒反応はどうか」「凝集法は□、ガラス板法～□」とあり、

「事務当局にもう一つぐらい梅毒反応をやるよう指示して貰ってその結果により…」と提案され、「それで賛成」との声があった。それを受けて、「梅毒反応を今一度全部両検査して陰性であれば可、もしワッセル反応が○、又は+-なり、+で外の反応が-であれば医師たる委員に相談して処理する」「又ワッセル反応が+で外の反応が+であった場合は再び審査会に諮る」と応えている。梅毒検査をもう一度して結果を出すこととなった、保留である。

「乱暴の者をつかまえて手術をすることができるか」との質問があり、「医師が患者の身体の状態判断して鎮静剤（ますい剤）をうって時機をみてやる」「強制的に出来るのであるから…」と答えている。

補足となるが、この点については、1953（昭和 28）年に、強制的な不妊手術をするうえで、当時の厚生省が各都道府県の知事に対して、次のような通知（1953（昭和 28）年 6 月 12 日厚生省発第 150 号厚生事務次官通知）を出している。国会報告書には、次のように記している。

第 4 条の規定に基づく優生手術に関連し、昭和 28 年厚生省通知では、「法第 6 条第 1 項の再審査を申請できる期間（2 週間）は、いわゆる不変期間であるから、この期間を経過すれば、法第 5 条第 1 項の決定は確定し、その理由のいかんをとわず再審査の申請をすることはできなくなる。」とされていた。また、「審査を要件とする優生手術は、本人の意見に反してもこれを行うことができるものであること。但し、この場合に手術を施行することができるためには、優生手術を行うことが適当である旨の決定が確定した場合、すなわち、手術を受けなければならない者が、優生手術の実施に関して不服があるにもかかわらず、法第 6 条の規定による再審査の申請又は第 9 条の規定による訴の提起を法定の期間内に行わないために、都道府県優生保護審査会の決定が確定した場合か、優生手術を行うことが適当である旨の判決が確定した場合でなければならないこと。」とされていた。さらに、「この場合に許される強制の方法は、手術に当って必要な最小限度のものでなければならないので、なるべく有形力の行使はつつしまなければならないが、それぞれの具体的な場合に依じては、真にやむを得ない限度において身体の拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手段を用いることも許される場合があると解しても差し支えないこと。」との考え方が示されていた。（下線は船橋）

「参考のため申し上げますが、今まで気がつかなかったが病名が□□となっている第□号、第□号、第□号、第□号の各議案は（ ）して□□とうたっておいた方がよい」との発言があった。

その後、「法第5条の第1項の規定により、申請医師に通告すると共に法第5条第2項の規定により手術実施医師を指定することとなっているが、申請医師が夫々医師を申請されておりますので、それで異議ありませんか。なお本日審議もいただいて議案の中、19案件可、1案件保留となりました」とあり、「全員 異議なし」で、審査会をとじている。保留の1案件は第20号である。

4・3 まとめ

1959（昭和34）年3月3日に優生保護審査会（10:00～12:00の120分）が開催され、参加委員は全委員9名中8名（ただし1名は10:30から参加）の出席だった。申請者は20人で全員が法第4条の申請で、19人が「適」と判定され、1人（第20号）が「保留」となった。保留となった理由は、梅毒検査をもう一度してその結果をふまえることとなり「保留」となった。

審査内容を議事録からみると、20人全員に何らかの質疑のやりとりがあった。第20号議案（保留）以外のやり取りの中身を見ると、以下のような内容だった。

- ・体格が小さいので手術に耐えられるか（第1号）
- ・入院中かどうか（第2号）
- ・「家系にも症状がかなりはっきり出ている」と確認（第4号）
- ・疾病の遺伝性についての確認（第5号）
- ・4条で、同意をとっていることについて（第6号）
- ・疾病の発症時期（含再発）について（第8号）
- ・遺伝性の確認（第9号・10号、第16号）
- ・手術（注 推測）の適当な年齢について（第12号）
- ・結婚はしているか（第13号）
- ・家系についての説明（第14号）
- ・症状の出現時期について（第15号）
- ・入院時期と将来について（第19号）

全体を通して、疾病の名称について遺伝性がはっきりする名称にした方が良い（4人分）とのまとめがされた。

表4・1 1959（昭和34）年3月3日の優生保護審査会の結果

対象者	法	性	審査	審査内容
第1号	4条		適	いくつかの質問とやり取りの後に、決定。
第2号	4条		適	いくつかの質問とやり取りの後に、決定。
第3号	4条		適	質問の後に、決定。
第4号	4条		適	「遺伝」の確認後に、決定。
第5号	4条		適	「遺伝」の確認後に、決定。

第 6 号	4 条		適	質問の後に、決定。
第 7 号	4 条		適	議案訂正後に、決定。
第 8 号	4 条		適	質問の後に、決定。
第 9 号	4 条		適	10 号と一緒に審議。遺伝確認の後、決定。
第 10 号	4 条		適	9 号と一緒に審議。遺伝確認の後、決定。
第 11 号	4 条		適	質問の後に、決定。
第 12 号	4 条		適	質問の後に、決定。
第 13 号	4 条		適	質問の後に、決定。
第 14 号	4 条		適	質問の後に、決定。
第 15 号	4 条		適	質問の後に、決定。
第 16 号	4 条		適	質問の後に、決定。
第 17 号	4 条		適	質問の後に、決定。
第 18 号	4 条		適	議案の確認後、決定。
第 19 号	4 条		適	質問の後に、決定。
第 20 号	4 条		保留	梅毒検査を再度実施
◎申請者 20 人中、審査の結果をふまえ最終的には、4 条・適・19 人、4 条・保留・1 人				

5 1961（昭和 36）年 2 月 21 日の優生保護審査会の議事録の分析

一資料「s33-s63 優生保護審査会議事録①」より

5・1 1961（昭和 36）年 2 月 21 日の審査会

1961（昭和 36）年 2 月 21 日、審査時間は 10:20～12:17(117 分)、場所は、山口県庁内
■■会議室。

参加委員は 7 人（全委員 9 名）、欠席 2 人で、審査会は成立。

5・2 審査会の質疑－各申請者への適否の決定

第 1 号説明の前に、第 1、第 3、第 4、第 5 号のプリントミスの訂正（注 ミスの中身は不明）があった。

【第 1 号議案】

第 1 号議案の「朗読説明」がされた。「質疑はありませんか」を受けて、「□□の病気は何か」「風邪で寝ている、一時的なものである」との答えがあり、「知能指数はいくらか」「□である」、そして「こういうことも記述してもらいたい。病名に遺伝性を書き加えた方が良い」（下線は船橋）との意見があった。「外に質疑はありませんか」に応え、「遺伝性と医師に書き加えて貰いますか」との意見に対し「審査会が遺伝性と決定すればよいのではないか」「□□は産婦人科の先生なので審査会で決定すればよいと思う（注 申請者は産婦人科なので、対象者は女性と推定できる）。先天性は過半数遺伝性でなければならない」と続き、「第 1 号議案は採決決定してよろしいか」と諮られ、「異議ないものとして決定する」と、決定された。審査会から申請者に遺伝を確定させる内容を求めている。

その後、事務局として議事記述の説明がされた。「家系調査の男女の符号が少ないが、タイプライターの符号がないので、少ない。死亡したものは斜線でやってある。本人は黒、赤は家計調査中異常のもの、青は赤より黒に近い、最後の2つの議案は議案に記入してある。母系、父系ともに左から早く生まれた人が書いてある」と補足された。

【第2号議案】

第2号議案の「朗読説明」がされた。「病名は申請書中に□□とある」「質疑はありませんか」とあり、「執行部の説明にあったように遺伝性と書き加えた方がよい」（下線は船橋）との意見が出され、「決定してよろしいか」、そして「申請書の通り手術実施医師は決定してよろしいか」と諮られ、「全員 異議なし」と、決定された。

【第3号議案】

第3号議案の「朗読説明」がされた。「質疑はありませんか」に応えて、「執行部におたずねしますが(3)の発病後の経過で□□□□。おそらく家系に素因があったと思われるが」とあり、「その間の事情説明」がされた。「□□は生まれながらに発育がおくれ、普通の子供と違う注釈をつけておかないと後天性と先天性と遺伝性として処理できないことになる」との意見があり、「□才頃以前については調査していないということである」に対し、「その程度の経過ならば信頼に値しないが、9分9厘までは□□主眼点におくべきだ」。

その後、「□□（注 委員長名と推測）が急に□□から呼ばれて脱席したので委員長不在の場合は、委員さんの互選によることになっていますので、いかがでしょうか」とあり、「□□に交替」「□□として異議ありませんか」「異議なし」と委員長代理が決定された。

「学術的な□□から意見がありましたが如何いたしましょうか」「附帯次項として審査会では、家系とあわせ考え遺伝性とつけかわえ（注・船橋 加え）てはどうか」とあり、「その意見を付け加える」となり、「記述次項については事務局一任」となり、その後「採決 決定 手術医師は申請通り決定」と、決定された。

【第4号議案】

第4号議案の「朗読説明」がされた。2人の発言（非開示・黒塗り）があり、「専門医にかかったことはないか」「かかったことはない □□」の発言があり、「承認してよろしいか。実施医師名は議案通りでよろしいか」と諮られ、「全員 よろしい」と決定された。

【第5号議案】

第5号議案の「朗読説明」がされた。「家系の図の線がかすれている」「細かいことです、(3)の発病後の経過の次で、思考内容が被害妄想の前に入る」と指摘された。「診断書

朗読」後に「外に意見はないか」と諮られ、「適当と認めてよい」「よいと思う」、「実施医師名は議案通りでよろしいか」と諮られ、「全員　よろしい」と決定された。

【第 6 号議案】

第 6 号議案の「朗読説明」がされた。「質疑ありませんか」に応え、「(3) 発病後の経過、(4) 現在の症状がもう少し詳しくはないか」とあり、「診断書朗読」された。「学会で症例によるとこれはそう病、慢性酒精中毒、アルコール中毒による精神病質とも判定されるので、もう少し□□としての症状が望ましい」とあり、「そのこのところは□□であるので間違いないと思うが省略されていることと思うが。医学的にはその病、精神病質でも出来るまるが、□□ならばもう少し病状がいるのではないかといいことですね」(注・船橋、遺伝を強調して欲しい旨の意見)、「もう少し□□としての病状が必要である」とあり、「これに対する措置は申請医師よりもう少し詳しい説明を求める」とされ、続けて発言(1 人、非開示・黒塗り)があり、「□□□□から聞いても□□という症状がでるのではないか。前記により困難なれば□□先生に聞いていただいて、経過から聞いてつけ加えて、□□において措置されたらいいかが。□□先生の頭の中にはあるが、省略されていることと思う」とあった。「□□の話の内容は、家族に症状を聞いて□□たる症状があったならば□□において処理してよかろう。それでも不明ならば、申請医師に詳しく聞いて処置をとれということですか。共に具合が悪ければ(ママ)再度審査にかけましょうか」とされた。その議論後、「大変な間違いをいいました。24 才、25 才頃発症したと申しましたが、□□に発病しているので、精神病質の素因に酒癖がかさなったことと思う。発病の年代を考慮すると、□□と思う」「発病年代からして□□と思われる」とあり、「前記の家族に聴取することと申請医師にきくの両方ともとりやめる」とあり、その後「認定してよろしいか」と諮られ「全員　異議なし」と決定された。

「希望を申し上げると、申請者である医師に申しにくければ、□□において診断書をみられたと申請医師に連絡願うと幸せ」「私も希望ですね。発病後の経過、現在の症状は診断書通り詳細に記述していただくこと」とあった。

【第 7 号議案】

第 7 号議案の「朗読説明」がされた。「質疑はありませんか」に応え、「現在の症状のところで□□ですか」とあり、「□□と診断書に記述してある」と確認され、「意見はないか」「全員　異議なし」「それでは異議ないものとして決定。実施医師は議案通り」と、決定された。

【第 8 号議案】

第 8 号議案の「朗読説明」がされた。「これについての意見をお願いします」に対し「診断書を読ませましょう」と診断書が「朗読」され、「大体よいと思う」「申請どおり承認してよろしいか」「全員 異議なし」「それでは申請書通り実施医師は議案通り」と、決定された。

【第 9 号議案】

第 9 号議案の「朗読説明」がされた。「質疑はないか」「ご質問がないようでしたら議案通り、実施医師は□□におねがいします」と決定された。

全部の議案が審議され、認定された。

5・3 まとめ

1961（昭和 36）年 2 月 21 日に優生保護審査会（10:20～12:17 の 117 分）が開催され、参加委員は全委員 9 名中 7 名の出席だった。申請者は 9 人で全員が法第 4 条の申請で、9 人全員が「適」と判定された。

審査内容を議事録からみると、何らかの質疑のやりとりがあったのは 8 人、質疑なく「適」となったのが 1 人（第 9 号）だった。やり取りの中身を見ると、以下のような内容だった。

- ・ 知能指数についての質問（第 1 号）
- ・ 遺伝性についての質疑（「遺伝性と書き加えた方がよい」）（第 1 号、第 2 号、第 3 号）
- ・ 専門医にかかったことは（第 4 号）
- ・ 発病後の経過と現在の症状と遺伝性についてやや詳しいやり取りがあった（第 6 号）
- ・ 現在の症状の確認（第 7 号）

表 5・1 1961（昭和 36）年 2 月 21 日の優生保護審査会の結果

対象者	法	性	審査	審 査 内 容
第 1 号	4 条	女	適	いくつかの質問とやり取りの後に、決定。
第 2 号	4 条		適	遺伝性が強調され、決定。
第 3 号	4 条		適	家系から遺伝性を強調し、決定。
第 4 号	4 条		適	簡単なやり取りの後、決定。
第 5 号	4 条		適	診断書が朗読され、決定。
第 6 号	4 条		適	やり取りの後、最終的には発病時期が確認され、決定。
第 7 号	4 条		適	短い質問の後、決定。
第 8 号	4 条		適	特に質問なく、決定。
第 9 号	4 条		適	特に質問なく、決定。
◎申請者 9 人中、審査の結果、4 条・適・9 人				

6 1962（昭和 37）年 3 月 5 日の優生保護審査会の議事録の分析

—資料「s33-s63 優生保護審査会議事録①」より

6・1 1962（昭和 37）年 3 月 5 日の審査会

1962（昭和 37）年 3 月 5 日、時間は 10:05～14:00（215 分*）、場所は、山口県庁内生正庁会議室・

*10:05～14:00 は 235 分であるが、12:30～12:50 までは休憩をとっているの、論議時間は 215 分である。それでも、これまでより長い質疑時間である。

参加委員 7 人、欠席 2 人。

幹事挨拶があり、「任期満了に伴う改選」として 3 委員が「新しく任命」された。「委員長出席できない」ため「委員長代理を互選」で選出した。欠席委員が確認され、定数が半数以上に達しているので審議会が成立していることが確認された。議事録署名人に 2 人が指定された。

6・2 審査会の質疑—各申請者への適否の決定

【第 1 号議案】

第 1 号議案が「朗読」された。「法第 12 条の申請であり、家系中に遺伝がみられなかった

ので、この申請にしたものと思われる。□□に該当する」（下線は船橋）との補足に対し、「第 2 号議案の□□との関係はどうか」との質問があり、「6 親等となっており、遺伝関係は明らかではない」、続けて一人発言（非開示・黒塗り）あり。「第 3 条に該当しないか」とあり、「法第 3 条は指定医師による優生手術で配偶者の同意を得てやるもので、未成年者、精神病患者、精神薄弱者についてはこの限りでないとなっている。法第 4 条は、遺伝性のものでそれ以外の精神病患者、精神薄弱者は法第 12 条対象となり、保護義務者の同意を必要とし強制ではない。」と説明された。そして「家系にはっきりと遺伝が出ていないので、申請どおりでよいのではないか」とあり、「申請通り決定してよろしいか。異議ないので決定します」と決定された。第 12 条で、決定された。

【第 2 号議案】

第 2 号議案が「朗読」された。「このような子供に必要か」とあり、「暴行を受ける恐れがあるので、申請があったものである。法第 13 条に本人保護のためとなっており、本人保護のため必要と思われる」と説明され、「同意の上申請が出ているのでよいのではないか」とあり、「申請どおり決定してよろしいか。異議がないので決定します」と決定された。第 1 号の対象者と 6 親等で、当該対象者は「子供」（年齢は不明）であり、「暴行を受ける恐れ」とあることから女性と思われる。

補足 上記でいう「優法第 13 条に本人保護のため」について

優生保護法第 13 条は、下記のとおり「精神病者等に対する優生手術」の項で、第 12 条の「遺伝性のもの以外の精神病又は精神薄弱に罹っている者」に対する優生手術にかかる第 13 条で「優生手術を行うことが本人保護のために必要であるかどうかを審査」とある、この「本人保護」である。従って、本対象者は、第 12 号での申請と思われる。

□優生保護法より抜粋

(精神病者等に対する優生手術)

第十二条 医師は、別表第一号又は第二号に掲げる遺伝性のもの以外の精神病又は精神薄弱に罹っている者について、精神保健法（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十条（後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護義務者となる場合）又は同法第二十一条（市町村長が保護義務者となる場合）に規定する保護義務者の同意があつた場合には、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。

第十三条 都道府県優生保護審査会は、前条の規定による申請を受けたときは、本人が同条に規定する精神病又は精神薄弱に罹っているかどうか及び優生手術を行うことが本人保護のために必要であるかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者及び前条の同意者に通知する。

(2) 医師は、前項の規定により優生手術を行うことが適当である旨の決定があつたときは、優生手術を行うことができる。

(下線は船橋)

【第 3 号議案】

第 3 号議案が「朗読」された。「□□に調査を行っていないので、家系は判明しない」に対し、「□□は遺伝でなくても該当するので家系が判明しなくてもよいのではないか」とあり、「調査した家系中に該当者がいないので、法第 4 条に該当しないとは言へない」とやり取りがある。次に「□□の発生原因はどうか」との質問があり、「学説によって違うが、大体遺伝的なものに素をおくべきだという意見が強い」「遺伝による程度が高いとは言える。本人の子孫に遺伝する可能性はどうか」に対し、「複雑な遺伝があり、家系にないから遺伝がないとは言えない。素質＋環境要因が多い」とあり、「家系にないが□□に間違いないか」と問われ、「症状からみて問題ないと思われる。手術の時期は急がないので、今後家系を調査してからでもよい」とあったのに対し、「実際問題として手術した方がよい」との意見があった。そして「治療の見込みはどうか」との質問に対し、「■（注 1 字不明）病後何年もたっており、この間に寛解を一度もしていない者は治療の見込みなし」とあり、続けて 2 人の発言（非開示・黒塗り）が続いた。そして「戸籍を確認してもらいた」とあり、「戸籍

謄本を取寄せ、申請どおり手術を実施することにしてはどうか。異議がないので決定します」と、決定された。4条での申請化、12条での申請かは不明である。

第3号の対象者は、家系が判明しないが、疾病名から「第4条に該当しないとは言えない」と話され、「家系を調査してからでもよい」のではとの意見もあったが、戸籍の確認をした上で、「適」と決定された。

【第4号議案】

第4号議案の「朗読」がされた。「家系中□□があるが、□□なので後天性であり関係ないものと思われる」と補足され、「申請どおり決定してよろしいか。異議がないので決定します」と、決定された。「後天性であり」とあるので、第12条での申請とも思われるが、不明である。

【第5号議案】

第5号議案の「朗読」がされた。続いて2人の発言（非開示・黒塗り）があり、「申請どおり決定してよろしいか。異議がないので、決定します」と、決定された。4条か、12条かは不明である。

【第6号議案】

第6号議案の「朗読」がされた。「病名は□□となっているが申請書では□□（遺伝性）となっているので訂正願います。本件は産婦人科医からの申請なので参考のため□□、□□の診断書をとっております□□」とある。その後4人の発言（非開示・黒塗り）の後、「□□。本件は遺伝性かどうか問題となる」との発言があり、「□□等からみて、何か遺伝的にありそうな気がする。又、□□の病気からみて後天性のようにもある。家系に□□がないから遺伝性がないとも言えない。どちらとも決めかねる」に対し、「法第4条で出たものを法第12条に切替え出来るか」とあり、「遺伝性がないとすれば法第12条の該当となるので、本人の事を考えてきめたい。自費でやってもよいとなれば、法第12条として処理してもよいのではないか。法律的には問題が残るかも分らないが」とある。続いて「これからの遺伝性はどうか」「はっきりしない」とあり、「自費と言うことを考えるならば、大極的にみて法第4条該当として処理してもよいのではないか」に続き、「申請どおり決定してよろしいか・異議がないので決定します」（下線は船橋）と、決定された。

産婦人科からの申請なので女性と推測でき、第4条で申請されたが、病名から遺伝性かどうか疑われ、12条への変更も提案されたが、「自費」を考慮し、「対局的見地」から4条で「適」と、決定された。

昼食のため12:30に休憩となり、12:50に再開された。

【第 7 号議案】

第 7 号議案の「朗読」がされた。「家系には可成り異状がある。ただ□□があり なおっていないのでここに問題がないか検討願います」と補足され、「□□□□に間違いはないと思われます」とあり、「申請通り決定してよろしいか。異議がないので、決定します」と、決定された。

【第 8 号議案】

第 8 号議案の「朗読」がされた。「□□と思われる」に続き「申請どおり決定してよろしいか。異議がないので決定します」と、決定された。

【第 9 号議案】

第 9 号議案の「朗読」がされた。「症状からして□□として認めてよいと思われる」とあり、「申請どおり決定してよろしいか。異議がないので、決定します」と、決定された。

【第 10 号議案】

第 10 号議案の「朗読」がされた。「家系が変わったところが見受けられる」とあり、続いて「申請どおり決定してよろしいか。異議がないので決定します」と、決定された。

【第 11 号議案】

第 11 号議案の「朗読」がされた。「戸籍が複雑なので書記から説明させます」とあり説明（非開示・黒塗り）があった。「学問的にみてどうか」との質問に「症状から言えば、□□と思われる」とあり、「申請どおり決定してよろしいか。意義がないので、決定します」と、決定された。

【第 12 条議案】

第 12 号議案の「朗読」がされた。「産婦人科からの申請であり、後天性と言っている。□□病院□□の診断をつけているが、遺伝性とは言っていない。法第 12 条申請なので、問題はないと思われる」とあり、「申請どおり決定してよろしいか。異議がないので、決定します」（下線は船橋）と、決定された。産婦人科からの申請という点から第 12 号の対象者は女性と思われる。また法第 12 条の申請である。

【第 13 号議案】

第 13 号議案の「朗読」がされた。「□□であるが、家系では□□等ある程度遺伝性が濃厚なように考えられる」とあり、「申請どおり決定してよろしいか。異議がないので決定します」と、決定された。

【第 14 号議案】

第 14 号議案の「朗読」がされた。「家系には母方の影響が可成りあるらしい」とあり「申請どおり決定してよろしいか。異議ないので決定します」と、決定された。

【第 15 号議案】

第 15 号議案の「朗読」がされた。「家系からみて□□に可成り問題があり。□方にも異状があるのではないか」に続き、「□□あることは明らかである」とあり、「申請どおり決定してよろしいか。異議がないので決定します」と、決定された。

【第 16 号議案】

第 16 号議案の「朗読」がされた。特に審議なく「申請どおり決定してよろしいか。異議がないので決定します」と、決定された。

【第 17 号議案】

第 17 号議案の「朗読」がされた。特に審議なく、「申請どおり決定してよろしいか。異議がないので、決定します」と、決定された。

【第 18 号議案】

第 18 号議案、「朗読」との記載なし。「法第 12 条申請であって家系にも異状ないらしい。後天性ではないかと思われる」(下線は船橋)とあり、「申請どおり決定してよろしいか。異議ないので決定します」と、決定された。12 条の申請である。

「議事全部を終了」し、「法第 4 条の申請については手術実施医師を指定することになっておりますので、各議案中に指定してある医師を指定してよろしいか」と諮られ「異議がないので決定します」と、指定医師についても決定された。

「昭和 37 年 3 月 5 日」と記載あり。

6・3 まとめ

1962 (昭和 37) 年 3 月 5 日に優生保護審査会 (10:05~14:00 の内 12:30~12:50 は昼食休憩があり、質疑時間は 215 分) が開催され、参加委員は全委員 9 名中 7 名の出席だった。申請者は 18 人で、申請は第 4 条と第 12 条でされているが、その人数は確定できない。18 人全員が「適」と判定された。

審査内容を議事録からみると、何らかの質疑のやりとりがあったのは 12 人、質疑なく「適」となったのが 2 人（第 16 号、第 17 号）だった。やり取りの中身を見ると、以下のよう内容だった。

- ・遺伝性をめぐって質疑（第 1 号〈12 条〉、第 3 号、第 4 号、第 6 号、第 7 号、第 10 号、第 13 号、第 14 号、第 15 号）
- ・「このような子供に必要か」（第 2 号）

表 6・1 1962（昭和 37）年 3 月 5 日の優生保護審査会の結果

対象者	法	性	審査	審 査 内 容
第 1 号	12 条		適	いくつかのやり取りの後に、決定。
第 2 号	(12 条)	女	適	いくつかのやり取りの後に、決定。
第 3 号			適	遺伝についてのやり取りの後、決定。
第 4 号			適	簡単な補足の後、決定。
第 5 号			適	簡単なやり取りの後、決定。
第 6 号	4 条	女	適	遺伝性に疑問もあるが大局的見地から、決定。
第 7 号			適	簡単なやり取りの後、決定。
第 8 号			適	ほとんどやり取りなく、決定。
第 9 号			適	ほとんどやり取りなく、決定。
第 10 号			適	ほとんどやり取りなく、決定。
第 11 号			適	やり取りの後、決定。
第 12 号	12 条	女	適	やり取りの後、決定。
第 13 号			適	やり取りの後、決定。
第 14 号			適	ほとんどやり取りなく、決定。
第 15 号			適	簡単なやり取りとの後。決定。
第 16 号			適	審議なく、決定。
第 17 号			適	審議なく、決定。
第 18 号			適	簡単なやり取りの後、決定。
◎申請者 18 人中、審査の結果、適・18 人（4 条、12 条の数は不明）				

補 1961（昭和 36）年度の優生手術費事業実績報告書の分析

山口県から開示された文書に「昭和 36 年度優生手術費事業実績報告書の提出について」がある。この文書は、コピー状態が悪く、殆ど読み取れないが、何とか読み解ける範囲で以下の点がわかった。

- ・期日は、1962（昭和 37）年 4 月□日（□は読み取れない）で、宛先は「厚生大臣 瀬尾弘吉殿」である。

・添付文書「様式2 昭和36年度優生手術費負担金経費別支出明細書」によれば、男2人、女8人、計10人が提出されている。なお、「備考」欄に「昭和36年度中に受理した件数（法4条）12件」との記載がある。

また、可能性としては1961（昭和36）年2月21日の優生保護審査会の結果（9人、いずれも4条）の対象者が、4月以降に優生手術を実施し、1962年度の事業報告として掲載された可能性もある。

1961（昭和36）年2月21日の優生保護審査会の結果

対象者	法	性	審査	審査内容
第1号	4条	女	適	いくつかの質問とやり取りの後に、決定。
第2号	4条		適	遺伝性が強調され、決定。
第3号	4条		適	家系から遺伝性を強調し、決定。
第4号	4条		適	簡単なやり取りの後、決定。
第5号	4条		適	診断書が朗読され、決定。
第6号	4条		適	発病時期が確認され、決定。
第7号	4条		適	短い質問の後、決定。
第8号	4条		適	特に質問なく、決定。
第9号	4条		適	特に質問なく、決定。
◎申請者9人中、審査の結果、4条・適・9人				

以上から考えると、1961年2月21日の優生保護審査会の結果（9人、いずれも4条）と1962年3月5日の優生保護審査会の結果（18人、4条、12条の人数は不明）を受けて、1961（昭和31）年度の法第4条での実施されたのは10人（男2人、女8人）であると言える。

[illegible]

様式2 昭和36年度優生手術費負担
金経費別支出明細書 山口県

[illegible]

様式 3 昭和 36 年度優生手術費負担
金個人別支出明細書

7 1969（昭和 44）年 7 月 30 日の優生保護審査会の議事録の分析

—s33-s63 優生保護審査会議事録①

7・1 1969（昭和 44）年 7 月 30 日の審査会

1969（昭和 44）年 7 月 30 日、時間は 13:30～15:30（120 分）、会場は、山口県庁内正庁会議室。

委員の参加者 6 名、欠席 3 名で、委員 9 名の内 6 名の出席で審査会は成立。

委員長□□は、□□で出席できない。職務を代行する□□に議事の進行を依頼。

法第 4 条及び第 12 条に基づく申請が 13 人。

審議は、「遺伝を防止するため優生手術を行なうことが公益上必要あるかどうかを御審議願う」とある。議事録署名人に□□、□□を依頼。

7・2 審査会の質疑—各申請者への適否の決定 【第 1 号議案】

第 4 条の申請で、議案の朗読がされた。系図は提出されていると思われるが、議事録では省略されている。質疑としては、1 つは「申請はいつ提出されたか？」と申請年月日について質問があり、

申請月日が確認され、また「今後議案に申請年月日を入れてほしい」と要望が出された。2 つは、第 1 号の対象者（被手術者）について、「優生手術は本人もしくは保護義務者の同意があれば法第 3 条でできるのでは？」との質問が出された。回答として、「法第 3 条で出来ると思うが、費用の問題を考えて法第 4 条で申請がされたのでは」と答えている。法第 3 条は手術に関する費用は自己負担、第 4 条なら全額国庫負担となっている。なお、法第 3 条は、下記の条項である。留意すべき点は、「但し、未成年者、精神病者又は精神薄弱者については、この限りでない。」と制限条項があることである。第 1 号の対象者（被手術者）が「未成年者、精神病者又は精神薄弱者」に該当しなかったのかどうかは確定できない。

□法律第 156 号(1948.7.13)「優生保護法」の第二章「優生手術」（任意の優生手術）の項
第三条 医師は、左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）があるときはその同意を得て、任意に、優生手術を行うことができる。但し、未成年者、精神病者又は精神薄弱者については、この限りでない。

山口県優生保護審査会議事録
日時 昭和 44 年 7 月 30 日(水) 13:30～15:30
会場 山口県庁内 正庁会議室
出席者 [redacted] [redacted]
[redacted] [redacted]
[redacted] [redacted]
以上 6 名
([redacted] 外 [redacted])
議事
[redacted] 本日今から山口県優生保護審査会を
開催いたします。
本日は委員 9 名のうち 6 名の出席があり
定数に達しておりますので 本審査会を
成立します。
本日は委員長である [redacted]
のため出席できないので、優生保護法
施行令第 10 条第 2 項の規定により、そ
の職務を代行する者として選出されて
おります [redacted] によって議事の進行を
依頼いたします。
[redacted] [redacted] はお聞きのように上京中につき
その代理をいたします。
本日はお暑い中をまことにありがとうございます
山 口 県

- 一 本人又は配偶者が遺伝性精神変質症、遺伝性病的性格、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有しているもの
 - 二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神変質症、遺伝性病的性格、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有し、且つ、子孫にこれが遺伝する虞れのあるもの
 - 三 本人又は配偶者が、癲疾患に罹り、且つ子孫にこれが伝染する虞れのあるもの
 - 四 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼす虞れのあるもの
 - 五 現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの
- 2 前項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。

この 2 つの質問が出されたが、最終的には、遺伝性にかかわり「精神科の専門の医師として、遺伝的な問題で意義はありません」と、申請者が精神科医師（専門家）であり、その判断なので「意義はありません」として「適当」と決定されている。また、4 条では、優生手術を行なう医師の指定をするが、「申請どおり」として決められた。

【第 2 号議案】

第 12 条の申請で、議案の朗読がされた。12 条は遺伝性の疾患を対象にしないので、系図はいらないと思われるが、系図が示されていた（ただし議事録では「省略」とある）。また、4 条の審議では、手術を行なう医師の指定をする必要があったが、12 条では医師の指定をしなくても良いことが確認された。

出された質問としては、1 つは医師の指定をしないこととかかわり、「手術はどこですか、精神病院か？」との質問があり、「産婦人科（婦人の場合）です（優生保護指定医）」と回答されている。ここでいう「優生保護法指定医」とは、優生保護法第 12 条（下記）に規定された「指定医師」を指していると思われる。

□優生保護法の「第三章 母性保護」の「（任意の人工妊娠中絶）」の項目

第十二条 都道府県の区域を単位として設立せられた社団法人たる医師会の指定する医師（以下指定医師という。）は、第三条第一項第一号から第四号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、任意に、人工妊娠中絶を行うことができる。

以上の質疑を経て、「申請どおり認めてよろしいか」と諮られ「声なし」で「決定」されている。

【第 3 号議案】

「第 2 号議案からは、法第 12 条にもとづく申請でありまして」との表記から、以後第 12 条での申請である。第 2 号議案と同様に、議事録の朗読があり、系図は「省略」とある。第 3 号後も同様である。「保護義務者の同意はありますが、あとは専門医師の判断によるものと考えられます。決定してよろしいでしょうか」と諮られ「声なし」で「決定」されている。

【第 4 号議案】

第 12 条の申請で、議案の朗読がされた。議事録に系図は「省略」とある。第 4 号対象者は、妊娠の可能性への言及があるので女性と確定できる。

質疑としては、一つは、「□□とはどのような病気ですか？」と当該対象者の疾病に関する質問が出て、「□□の一種で□□」と答えられている。また、その疾病は「診察はみやすいか？」と診断についての質問も出されている。二つは、「何才くらいで手術をするのが一番よいのか」と、優生手術の適切な年齢について質問が出されている。「小さい時に手術をしてしまえば問題はないが、□才くらい（注・船橋 年齢が高く）になると本人の意志も出てくる」と答えがあり、その流れの中で「妊娠の可能性は生理が始まってから」「入院あるいは施設に保護されている場合は、保護されているからよいが、危険が伴うため、施設を出る場合に、手術をする場合は多い」（下線は船橋）。「管理していても妊娠する場合はあるから、手術は小さい時にする方がよい。あまり小さいと可哀想。以前、12 歳がいた」との話があり、「本人のためにも適当な年齢という時期があるはず」だが、「年齢については少し研究させてもらう」となった。なお、この話し合いの過程で「犯罪も□□は認められないと聞いています」「□（特に□□）はいつも同じ状態ではありません。□□場合は状態は固定しています」との発言があるが、筆者（船橋）には、この文意を読み解くことができないことをつけ加える。なお、下線部分に、病院や施設を退院・対処する場合の優生手術の根拠が読み取れる。

最終的には「認めてもよろしいですか」と諮られ「声なし」で決定されている。

【第 5 号議案】

第 12 条の申請で、議案の朗読がされた。議事録に系図は「省略」とある。

質疑では、一人が長い発言をしているが非開示（議事録で 6 行分）のため、中身は不明であるが、それに続く 2 人が「□□で手術できる」と発言し、「決定してよろしいか」と諮られ「声なし」で決定されている。

【第 6 号議案】

第 12 条の申請で、議案の朗読がされた。系図の記載はない。

「質問ありませんか」との問いに質疑なく、「声なし」で決定されている。

【第 7 号議案】

第 12 条の申請で、質疑では「系図をみると第 4 条でもいけそう？□□がいるので、□□で手術できる」との意見に対して、「後遺症となっているので、病名を変えてまで法第 4 条でやる必要はない」との意見があり、「申請どおり認める」（第 12 条）として「決定」している。

【第 8 号議案】

第 12 条の申請で、質疑では、住所の記載の仕方についての論議があった。すなわち、「住所が施設でなく両親の住所になっているが、本人の住所を書かずに、もし病院に入院したりして、事故が起こった時どうするのか？」とあり、「公文書の形式としてはどうなのですか」と確認され、「入院患者の場合、患者の住所をとっている」と回答がある。「申請書の住所はどこになっていますか」との質問には「両親の住所になっている」「入院患者が死亡した場合は、死亡の場所は病院、住所は自宅の住所を書く」「結核の患者の場合、長期入院時は住所をうつすことがある」「死亡時は死亡場所の住所を書く。□□が出るのであれば、施設に入っていることが確かであればよいのではないですか」との話し合いの後、「申請どおり認めてよいか？」に対して「声なし」で「決定」している。

【第 9 号議案】

第 12 条の申請で、質問は出ずに、「認めてよろしいか」に対して「声なし」で「決定」している。

【第 10 号議案】

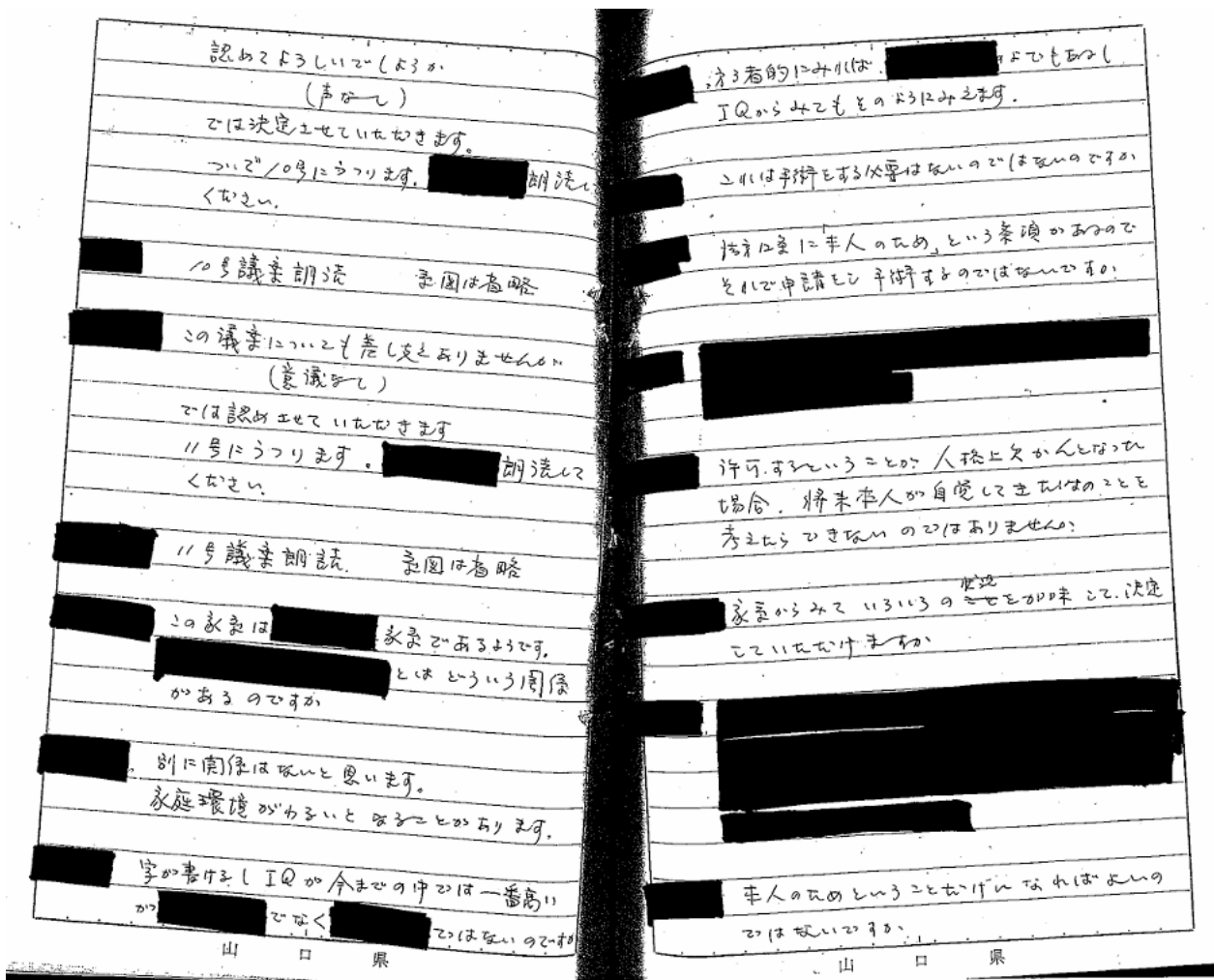
第 12 条の申請で、質問は出ずに、「この議案についても差し支えありませんか」に対して「異議なし」と認められている。

【第 11 号議案】

第 12 条の申請で、質疑では、「手術をする必要がない」との意見があった。質問で、「この家系は□□家系であるようです。□□とはどういう関係があるのですか」との質問があり、「別に関係はないと思います。家庭環境がわるいとなることがあります」と回答されている。当該対象者の実態に関わって、「字が書け、IQ が今までの中で一番高い」と指摘され、その点から「□□ではなく□□ではないのか。IQ からみてもそのように見える。」としている。その上で「これは手術をする必要がないのではないですか」との意見が出ている。すなわち、IQ が高いことと、家庭環境が悪い点を考慮して、「手術をする必要がない」

との意見である。これに対して、「法第 12 条の本人のためとの条項があり、それで申請をし手術するのではないか」との意見があり、それに対する意見があったが黒塗り（非開示）のため中身は不明である。が、「許可することが、人格上欠かんとした場合、将来本人が自覚してきた時のことを考えたらできないのではありませんか」とやり取りをしている。

「将来本人が自覚してきた場合」から推定して、対象者は相対的に若いと思われる。手術を肯定する意見として、「家系からみていろいろの状況を加味して決定していただけますか」とあり、その後非開示の意見があり、さらに「本人のためということだけになればよいのではないですか」と手術肯定の意見が出て、「将来不良な子孫を残さないということを認めてやってもよいのではないのでしょうか。みなさんいいですね」と促されて、「声なし」で「決定」された。



注 上記議論の「本人のため」とは、優生保護法第 13 条第 1 項が念頭にあると思われる。

（精神病者等に対する優生手術）

第十三条 都道府県優生保護審査会は、前条の規定による申請を受けたときは、本人が同条に規定する精神病又は精神薄弱に罹っているかどうか及び優生手術を行うことが本人保

護のために必要であるかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者及び前条の同意者に通知する。(下線は船橋)

この条項にかかわる厚生省の考えは以下のとおり（国会報告書より引用）である。補足しておく。

第 13 条第 1 項の規定における本人保護の男性の場合の考え方に関し、昭和 29 年、福岡県から厚生省に照会があった。その内容は、『本人が男子の場合は優生手術を実施することが真に本人保護であると考へられる場合が考へられないので『本人保護のため優生手術を必要とする』具体的事項について意見承りたい』とのことであった。これに対し、厚生省は『優生保護法第 13 条の規定による本人の保護は、主として女子の妊娠について考えられる身体的保護のみならず、社会生活を営む面における保護も併せ考慮されなければならない。本人が精神薄弱等の精神的欠陥を有するが故に通常人と等しい経済生活を行い得ない場合に、子供をもうけることは、ますます経済生活上の不利益が加重されるものというべく、又その本人の保護者の立場からする保護も充分を期し難くなる場合が考えられる。この様な場合には、本人に優生手術を実施するのは、本人の保護のために必要であると思料される。従って、優生手術の要件たる本人保護の必要性は単に女子についてのみならず男子についても認められるところである。』と回答していた。

【第 12 号議案】

第 12 条の申請で、質問では「本人は現在□□才ですね」とあり、その後の発言が黒塗り（非開示）となっている。非開示の発言の後、「今□□から話したとおりらしいので申請どおり決定してよろしいか」とあり、「声なし」で決定している。

【第 13 条議案】

第 12 条の申請で、質問では「この聴取は母となっているが、父の同意はあるか」に対して「同意はあります」との回答の後、非開示発言があり、「では申請どおり決定してよろしいか」に対して「声なし」で決定している。

第 13 号議の決定が確定後に、「以上で全議案終わりますが、第 1 号議案が法第 4 条、第 2 号議案以下第 13 号議案が法第 12 条で決定しました」とある。

【意見交換】

議事録を見ると、その後になされた意見交換が「参考意見」の項目として記載されている。それを紹介する。質問では、「梅毒血清反応をどうしてみるのか」とあり、「梅毒が遺伝

的なものもあるので調べる」と述べ、「ただ、どこまでも参考意見である」旨付け加えられている。また「参考事項には既往症的なものがあつた方がよくわかるのではないですか。… I Q など参考事項にあつた方がよいように思われます」と意見があつた。これは、「議案」に「参考事項」の項目があり、既往症や I Q の記載がないことを示していると思われる。こうした意見に対して、「あまり詳しく調査の段階で聞き出せない場合が多いです」に加えて、「住所、原籍、現住所を書くことになっているが、どこまでも審査会にかけるときの資料であつて、その 1 部を示したものであり、了解して欲しい」と答えている。以上、「参考事項」に係る質疑がなされている。

次に、「法第 12 条の場合は、医師の指定はいらないのですか」との質問があり、「いらない。指定証を持って医師の所に行くようになっています。指定通知（注・船橋 4 条申請者に対し、手術を実施する医師を指定するもの）は申請医師と保護義務者に出しています」と答え、「よくわかりました」と医師の指定についてのやり取りがなされている。

また「ある医師が本人の同意だけで手術をした場合、問題になったと聞きました。女性は医師を指定するのですが、男性の場合は外科か泌尿器科で手術するのですか」と、手術医の「科」についての質問が出されたが、「医師については宿題として研究させてください」との発言に対して、「優生保護法指定医師は医師会が指定しています。今日申請された男性は法第 12 条だったからよいが、法第 4 条で申請されていた場合はどうするのか。また断種する場合はどうするのか知りたい」と加えられている。この発言に対して、「断種は認められておりません」「男性の場合、何法にもとづいて決定するのか。担当する医師を指定する時の決める根拠はどこにあるのか。（外科か泌尿器科とは思われますが）」とあり、最終的に「もう少し研究させてください」とまとめ、「時間も経過しました。以上ですべてを終わらせていただきます」と審査会をとじている。これらのやり取りから、12 条申請者の中に男性がいたことがわかるが、第何号議案の対象者かは不明である。議事録には、末尾に「昭和 44 年 12 月 5 日／署名委員（注 2 名と推定）との記載がある。審査会は昭和 44 年 7 月 30 日開催だから 4 か月後に署名されている。昭和 44 年 12 月 10 日に審査会が開催されているから、それに間に合わせて署名されたと思われる。

7・3 まとめ

1969（昭和 44）年 7 月 30 日に優生保護審査会（13:30～15:30 の 120 分）が開催され、参加委員は全委員 9 名の内 6 名の出席（会議の成立条件は過半数の参加）だった。会議の目的は「遺伝を防止するため優生手術を行なうことが公益上必要あるかどうかを御審議願う」（審査前の確認）であつた。

申請者は 13 人で、うち 1 人が法第 4 条、12 人が法第 12 条で申請され、全員が「適」と判定された。また、法第 12 条には少なくとも 1 人は男性がいた。

審査内容を議事録からみると、非開示部分があり不明な部分もあるが、13人のうち何らかの質疑のやりとりがあったのは9人（第1号、2号、4号、5号、7号、8号、11号、12号、13号）、特にやり取りがなく決まったのは4人（第3号、6号、9号、10号）で、やり取りがあった中で「手術が必要ない」との意見が出たのは1人（第11号）だった。「家庭環境が悪く」「字が書け、IQが今までの中で一番高い」ことから、「手術をする必要がないのでは」に対し「法第12条の本人のためとの条項があり、それで申請をし手術するのではないか」と「本人のため」の手術と反論される（一人非開示の発言もあり）が、「許可することが、人格上欠かんとした場合、将来本人が自覚してきた時のことを考えたらできないのではありませんか」とさらに反対意見を述べている。が、「家系からみていろいろの状況を加味して決定していただけますか」「本人のためということだけになればよいのではないですか」と手術を肯定する意見が出て、「将来不良な子孫を残さないということを認めてやってもよい」と、「決定」された。

審査の中身を見ると、4条（第1号議案）では、遺伝性の確認（申請者を精神科の専門の医師なので遺伝的な問題で意義はありません）と、優生手術を行なう医師の指定（「申請どおり」）の2点を決めている。第12条については、議論の全体的特徴としては、適否の明確な判断基準があるわけではなく、各人の考えや思いで質問を出し、それに応じたやり取りがされている。あえて基準としていえば「本人のため」（法第13条の「本人保護のため」）との視点（基準）が見受けられた。

なお、審査にあたっては12条でも系図が提出されていた。

質疑でだされた質問（反対意見は除く）は以下のような内容だった。

- ・申請年月日について質問があり、申請月日が確認され、今後議案に加えて欲しいとの要望が出された（第1号議案）。
- ・法第3条で手術できる可能性が指摘されたが、「費用の問題を考えて法第4条で申請がされた」とそのまま認められた（第1号議案）
- ・4条の審議では、手術を行なう医師の指定をする必要があったが、12条では医師の指定をしなくても良いことが確認された。また医師の指定をしないこととかかわり、手術の場所の質問があった（第2号議案）。
- ・対象者の疾病と診断に関する質問が出た（第4号議案）。
- ・優生手術の適切な年齢について質問が出た（第4号議案）。本人のためにも適当な年齢という時期があるはずだが、少し研究させてもらいたいとなった。
- ・12条での申請に足して、系図をみると第4条でも可能ではとの意見があったが、「病名を変えてまで法第4条でやる必要はない」との意見があり、申請どおり認め（第12条）られた（第7号議案）。
- ・住所の記載の仕方の質問があった。「入院患者の場合、患者の住所をとっている」と回答があった（第8号議案）。

- ・ 本人の年齢確認の質問があった（第 12 号議案）。
- ・ 同意者についての確認がされた（第 13 号議案）。

13 人の審査後に、意見交換がされて、そこでは次の内容が確認された。

- ・ 参考事項には既往症（梅毒など）や I Q の記載があった方が良い。
- ・ 12 条の医師の指定に関わる質問があり、手術医の「科」や手術医を決める根拠についての質問が出された。

表 7・1 1969（昭和 44）年 7 月 30 日の優生保護審査会の結果

対象者	法	性	審査	審 査 内 容
第 1 号	4 条		適	いくつかのやり取りの後に、決定。
第 2 号	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
第 3 号	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
第 4 号	12 条	女	適	いくつかのやり取りの後に、決定。
第 5 号	12 条		適	やり取りの後に、決定。
第 6 号	12 条		適	やり取りなく、決定。
第 7 号	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
第 8 号	12 条		適	いくつかのやり取りの後に、決定。
第 9 号	12 条		適	やり取りなく、決定。
第 10 号	12 条		適	やり取りなく、決定。
第 11 号	12 条		適	やり取りの後に、決定。
第 12 号	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
第 13 号	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
◎申請者 13 人中、審査の結果、適・13 人（4 条・1 人、12 条・12 人）				

8 1969(昭和44)年12月10日の優生保護審査会の議事録の分析

s33-s63 優生保護審査会議事録①

8・1 1969(昭和44)年12月10日の審査会

1969(昭和44)年12月10日(水)、時間は13:30~16:00(150分)、会場は日本赤十字社山口県支部会議室。

参加者は8名、欠席1名で、委員9名の内8名の出席で定数に達し、審査会は成立。

委員は2名が辞任し、新たに2名が選任された。

優生保護法第4条および第12条の規定にもとづく申請が14件。その遺伝を防止するための優生手術を行なうことが、公益上必要であるかどうかを御審議願う。14件の内訳は後述の審査内容の分析によって、4条は6人(第1号議案~第6号議案)と12条の人数は8人(第7号議案から第14号議案)であった。

以上のとおり、審査に入る前に、定数確認(委員9人中8人出席で1人欠席)が報告され、審査会が成立していることが確認された。その上で、法第4条と12条に係る14人の申請があったことを述べ、会議の目的について

「遺伝を防止するための優生手術を行なうことが公益上必要であるかどうかをご審議」することを確認した。

優生保護審査会議事録

日時 昭和44年12月10日(水) 13時30分~16時

会場 日本赤十字社 山口県支部会議室

出席者 [redacted] [redacted] [redacted]

[redacted] [redacted] [redacted]

[redacted] [redacted]

8名出席

欠席 [redacted]

議事

ただ今から山口県優生保護審査会を開催いたします。本会は委員9名のうち8名の出席があり定数に達しておりますので、本審査会は成立いたします。

会議に先立ちまして、このたびは [redacted] 両委員の辞任に伴い、その後任として [redacted] 両委員の選任になりましたので、ご紹介させていただきます。

委員の紹介

[redacted]

[redacted]

[redacted] に議事の進行をお願いします。

本日、優生保護法第4条および第12条の申請が [redacted] 山 口 県

8・2 審査会の質疑—各申請者への適否の決定

【第1号議案】

第4条の申請で朗読した。議事録には系図は省略されている。質問では、「□□という根基について」「遺伝性というものについての根基は医師が診断したものについて、他に質問できる人がないから質問します」とあり、回答として「遺伝性かどうかを決める場合、…まず除外診断ということがある。たとえば重い脳障害にかかったとか…、そういう場合には遺伝性でないといえるし、程度の重い白痴などは外因性のものが多いし、程度の軽いものはどちらかといえば遺伝性のものが多い。これは絶対的なものとはいえないが…/□□□□」との説明があった。その説明に対して、「絶対的でないものを絶対的にしてしまう」と指摘したが、当該対象者について「絶対的に100%ということはむづかしいが、外因性そ

ものが考えられず、□□□□一応遺伝性と考えてよいのではないか」との説明に対して、「先天性では4条が弱くなるので、□□とわざわざ遺伝性ということをつけこの審議会で審議するためのようだ」「たしかにこの病名なら認められるが、一度かえして確かめ再検討することとしてはどうか。安易に考え過ぎではないか」（下線は船橋）、「1号議案に対してこの病名は正しいか。いわゆる断種するのであるから、よく確かめておかないと誤診の場合、困ることになる」と優生手術に慎重な意見が出された。その意見に対して、「優生手術と断種とは同じではないのでないか」「どこまでも第4ですすめる。性交したとはっきり書いた方がよいのではないか」と性交が話題に上がり、「ご意見の通りはっきり書いた方がよいのではないか」と意見が出された。

論点が変わり、手術の指定医について、「□□は現在、この病院にはいないのではないか。開業しており、指定医ではなくなっているはずだから」との指摘があり、「別の人を指定してよいのではないか」「□□の□□にきめてはどうか」「審議する間に電話連絡をし、了解をとって決めてはどうか」と提案され、「そういうことにさせていただきます」と認められて、第2号議案のあいだに、「医師のことについて照会」することになった。以上、あいまいなやり取りもあるが、4条での申請が「適」とされた。

□補足 疾患名に関わって、笠松章*は1959年発行の『臨床精神医学』の中で、次のように見解を述べ、優生保護法について批判している。

「本法（注 優生保護法）の対象とされる精神疾患ないし異常状態には、…精神病（分裂病・躁うつ病・てんかん）・精神薄弱・精神病質などがある。これらのうちには、たしかに遺伝性と考えてもよいもののあることは否定しないが、これと非遺伝性のものの境界は、医学的に必ずしも明瞭でない。しいて広義に解釈すれば、精神疾患はすべて遺伝性ということもできる。したがって本法は、みずから発言の能力を欠くすべての精神疾患の名をかりて、非合法的な人工妊娠中絶を合法化しようとする危険すらはらんでいるわけである。／このような理由から、精神医学の立場からは、この優生保護法のすみやかな改正がのぞまれるのである。」

*笠松 章（1910年～1987年）、日本の精神科医。和歌山県生まれ。1936年東京帝国大学医学部卒、1956年東京大学医学部助教授、同附属病院精神神経科科長、教授。71年定年退官、名誉教授、国立精神衛生研究所長、財団法人神経研究所長。

—ウィキペディア・フリー百科事典より 最終確認 2024年11月1日

【第2号議案】

第4条申請で、議案が朗読された。系図は議事録では「省略」とある。第1号議案の続きで「指定医師の問題は後回しにします」として、質疑に入った。「□□いえるか。身体的な疾患は外にあるのですか」との質問があり、「精神科医師が診断したものをあえてまげる

わけにはいかないし、できない」との返答に対して、「□方を優生手術したらどうか（注・船橋 当該対象者ではない近親の方）。将来□のことについて、保護義務者によく説得してさせるように□□にってはどうか」とあり、その後、発言（非開示で黒塗り）が続く（3人）、「本人の手術についてはどうですか。してもいいですね」と諮られ、「異議なし」で決定されている。疾患名への疑問が出されたが、精神科医師（専門家）の診断を理由に、「適」と決定された。

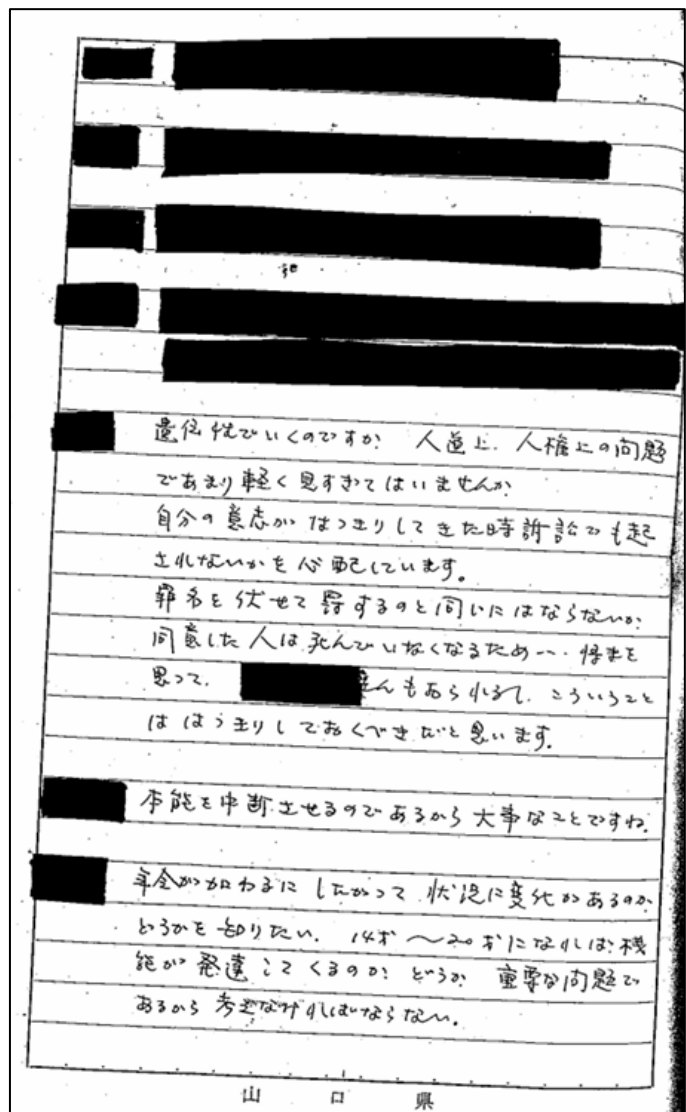
【第3号議案】

第4条の申請で議案が朗読された。議事録には、系図は「省略」とある。質問では、「□□ではないのですね」「ミスプリントで□□です」との後、質問として、「調査は第3者が入れないのですか。父母、□□のみですが、委員長これはどうでしょうか」とあり、「法的にはこれでいいのですね」と確認された。次に、「□□といわれたということは遺伝と関係があるのですか」と質問があり、「□□は遺伝性ですね」との返答に対し、「遺伝性とはいえません」との反論があったが、「今こういう質問や意見をくり返しては審議できないのでいうべきものではないか」とあった。続いて「意見がチャンポンになってはいけないが」「秘密が外部にもれるということで、保健婦を通して調査しました」と返答があり、最後に「別に問題はないようですね。手術させていいですね。決定します。医師は□□に決定します。」と決定された。疾患名について、遺伝性かどうかの議論を「今こういう質問や意見をくり返しては審議できないのでいうべきものではない」と一喝されている。また、遺伝性の調査に、保健婦がかかわっていた。

【第4号議案】

第4条申請で、議案が朗読された。なお、議事録に系図は「省略」とある。「医師の問題は一括後回しにします」として、質疑に入った。「質問があればどうぞ」に続いて5人発言が続くが非開示（黒塗り）のため中身は不明である。続いて「**遺伝性**でいくのですか、**人道**上、**人権**上の問題であり、あまり軽く見すぎてはいませんか。自分の意志がはっきりしてきた時、訴訟でも起こされないかを心配しています。罪名を伏せて罰するのと同じにはならないか。同意した人は死んでいなくなるため…、将来を思って□□もおられるし、こういうことははっきりしておくべきだと思います」（太字は船橋）との意見に対し、「本能を中断させるのであるから、大事なことですね」との声があり、「年令が加わるにしたがって状況に変化があるのかどうかを知りたい。14才～20才になれば、知能が発達してくるのかどうか。重要な問題であるから考えなければならない」との意見があった。この発言に「14才～20才になれば」とあるから、当該対象者が14歳以前であることがわかる。その後「□□□」（非開示・黒塗り）の発言があり、「IQは年令に相応して下がっていくものです」との返答があり、また非開示（黒塗り）発言が2人続く。2人目は「白痴のみに限るか、軽

愚まで含めて考えるかである」と述べる。対して発言（非開示・黒塗り）が1人あり、その後「たしかにそうですね。これはどの程度の精神障害者ですか」と質問が出され、「□□□□」（非開示・黒塗り）発言があり、「今手術しなければならないということもなさそうですね」との意見が出るとともに、「電機のない所であれば、電気のつくところに入れてやれば少しでも社会性がついてくるのではないか」と環境の問題も取り上げられている。しかし、「分裂病でもこのようなことは考えられている。学会でもいつも問題になってくる。外に出なければ性交渉の機会もなくよいが、社会へ出るということであれば、やはり考えてやらなければいけないのではなかろうか」と、社会へ出る前提として優生手術の必要が強調されている。それに対して、「このような病名は人権問題にならないか。ばかだばかだといわれていることで、人権侵害にはならないか。家族、一族全部がこのようなし



なければ…と考えなければならないのか。もう少し慎重にすべきではないか」（太線は船橋）と反論している。そこで議長（推定）は「□□□□は、如何がお考えでしょうか」と問うたところ、「遺伝を残さないということで賛成します」とあり、続いて「適としますか」、「異議なし」として決定されている。「医師についてはあとまわしにします」と加えられた。

以上、疾患名と遺伝性の問題、年令の問題、人権問題として慎重な論議の声も上がったが、社会へ出る前提として優生手術が「適」とされた。

【第5号議案】

第4条での申請で、議案が朗読された。議事録には、「系図は省略」とある。質疑では、「□□の□□にあやかって名前をもらったのではないのでしょうか」に続けて2人の非開示（黒塗り）発言が続く。そして「保護義務者は□□でよいのですか」（注・船橋 同意者のことと思われる）との質問があり、「4条の場合はいらぬのではないですか」とあり、回答として「申請された□□と相談した結果、□□にしてほしいとのことでした」とあった。

そして議長（推定）の「適としてよいですね。医師についても□□に決定します」と決定されている。

【第 6 号議案】

4 条申請で、議案が朗読された。議事録には「系図は省略」と「別■系図をプラス」と記載がある。「質問ありませんか」に応じて 3 人から発言（非開示・黒塗り）があった。その後、「適当と認めてよいですか」に対し「声なし」で、「適とします。医師も□□に決定します」と決定された。

そして「以上 6 号議案までは 4 条による審議を終り、7 号議案より 12 条による審議にうつります」と確認している。ここから 4 条は 6 人（第 1 号議案～6 号議案）で、12 条は 8 人（第 7 号議案～14 号議案）の計 14 人であることがわかる。

【第 7 号議案】

第 12 条の申請で、議案が朗読された。「系図は省略」とある。基本的に第 12 条の申請には、遺伝調査（系図）は必要ないが、準備されていた。「質問はありませんか」との問いに、3 人から発言があったが非開示（黒塗り）のため中身は不明である。続いて「手術させていいでしょうね」「適ということで決定します。12 条のため医師の指定はありません」と決定している。

【第 8 号議案】

第 12 条申請で、議案が朗読された。議事録には「系図は省略」とある。「質問がありましたらどうぞ」との問いかけに 3 人から発言（非開示・黒塗り）あった。続いて「遺伝性は 12 条だからなくてよいのですね」「そうでしたね 12 条でしたね」と続き、「そうでしたね、適としてよいですね。では決定します」と決定している。

【第 9 号議案】

第 12 条申請で、議案が朗読された。議事録には「系図は省略」とある。「質問ありませんか」「声なし」で「決定いたします」と、即決定された。

【第 10 号議案】

第 12 条申請で、議案が朗読された。議事録には「系図は省略」とある。「ご質問ありませんか」との問いに、2 人から発言（非開示・黒塗り）があり、続けて「そうでしょうね」とあり、「適と認めます」「声なし」で決定された。

【第 11 号議案】

第 12 条の申請で、議案が朗読された。議事録には「系図は省略」とある。「質問ありませんか」に応じて 2 人から発言（非開示・黒塗り）があった。「適に認めます」「声なし」で決定された。

【第 12 号議案】

第 12 条の申請で、議案が朗読された。議事録には「系図は省略」とある。「質問ありませんか」との問いに応じて、「自分の意志でも（注・船橋 手術を）できるのではないですか」とあり、「□□のため同意がいるのです。IQ も□□低すぎる」「このような状態のものは、法第 3 条により 12 条の申請をするよう規定されています」との後、「適と認めます」「声なし」として決定されている。

当該対象者は、IQ が低いことと第 3 条適用にならないことを考えると、病名が、精神障害か精神薄弱と推定できる。

□参考 法律第 156 号(1948.7.13)「優生保護法」の第二章「優生手術」(任意の優生手術)の項

第三条 医師は、左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）があるときはその同意を得て、任意に、優生手術を行うことができる。但し、**未成年者、精神病患者又は精神薄弱者については、この限りでない。**

一 本人又は配偶者が遺伝性精神変質症、遺伝性病的性格、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有しているもの

二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神変質症、遺伝性病的性格、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有し、且つ、子孫にこれが遺伝する虞れのあるもの

三 本人又は配偶者が、癩疾患に罹り、且つ子孫にこれが伝染する虞れのあるもの

四 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼす虞れのあるもの

五 現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの

2 前項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。

【第 13 号議案】

第 12 条で申請、議案の朗読あり。議事録に「系図は省略」とある。「質問はありませんか」との問いに「□□という病名はありましたか」とあり、「□□は後遺症があるのではな

いですか」「□□でもいいようですね」とあり、その後「認めていいですか」「声なし」とあり決定された。

【第 14 号議案】

第 12 条議案の朗読あり。議事録に「系図は省略」とある。「質問はありませんか」「声なし」「適と認めます」と決定された。

【議案外の論議】

1970（昭和 45）年度は 2 回程度計画（審査会）していることに対して、「早く計画を知らせておくが良い。申請が早すぎて今回の□□のようなことにもなりかねませんので…」（注・船橋 指定医師の件だと推測）。それに対して「年 2 回でいい場合もあろうし、（注・船橋 開催と開催の期間を）短くしなければならないこともあろうし、その年の実情に合うことが良いですね」とあり、「年 2 回程度を考えていますが、件数が多ければその都度審議願うことにします」とまとめられて、審議は終了した。

全体の特徴としては、第 4 条での申請については、遺伝性をめぐっては意見が出され論議されたが、12 条での申請についてはほとんど論議なく「適」と認められている。

8・3 まとめ

1969（昭和 44）年 12 月 10 日に優生保護審査会（13:30～16:00 の 150 分）が開催され、参加委員は全委員 9 名の内 8 名の出席（会議の成立条件は過半数の参加）だった。会議の目的は「遺伝を防止するための優生手術を行なうことが公益上必要であるかどうかをご審議」（審査前の確認）であった。

申請者は 14 人で、法第 4 条は 6 人、法第 12 条は 8 人の申請がされ、全員が「適」と判定された。

審査内容を議事録からみると、非開示部分があり不明な部分もあるが、14 人のうち何らかの質疑のやりとりがあったのは 12 人（第 4 条 6 人：第 1 号、2 号、3 号、4 号、5 号、6 号、第 12 条 6 人：7 号、8 号、10 号、11 号、12 号、13 号）、特にやり取りがなく決まったのは 2 人（第 12 条：第 9 号、14 号）だった。やり取りがあった中で手術に疑問が出たのは第 1 号（「一度かえして確かめ再検討することとしてはどうか」）、第 2 号（遺伝性を担保する疾患名に疑問）、第 3 号（疾患名から遺伝性と断定できるか疑問）、第 4 号（「このような病名は人権問題」「もう少し慎重にすべき」）、の 4 人だった。それらの疑問への回答として、「精神科医師が診断したものをあえてまげるわけにはいかないし、できない」「今（注・船橋 この場で）こういう質問や意見をくり返しては審議できないので言（注・船橋 漢字に変換）うべきものではない」とあり、「適」と決定されている。

審査の中身を見ると、4条（第1号議案）では、遺伝性の確認と、優生手術を行なう医師の指定の2点が議論の焦点となっている。第12条については、第12号の議論として、12条ではなく3条の適用の意見が出されたが、結論としては12条で「適」となった。12条の審査の場合、議論の全体的特徴としては、適否の明確な判断基準があるわけではなく、各人の考えや思いで質問を出し、それに応じたやり取りがされている。

なお、審査にあたっては12条でも系図が提出されていた。

質疑でだされた質問（反対意見は除く）は以下のような内容だった。

- ・手術の指定医について、「□□は現在、この病院にはいないのではないか」（第1号）
- ・「□方を優生手術したらどうか（注 当該対象者ではない近親の方）」（第2号）
- ・「調査は第3者が入れないのですか」（第3号）
- ・保護義務者の同意について（第5号）
- ・第6号から8号・10号は、発言があったが、非開示（黒塗り）のため不明。
- ・第9号と11号と14号は、特に発言なし。
- ・3条適用もできるのではないか（第12条）
- ・病名と後遺症の確認（第13条）

14人の審査後に、次の内容が確認された。

- ・次年度は審査会を2回程度計画。

【1969（昭和44）年度の優生保護審査会のまとめ】

1969（昭和44）年度の統計上の強制優生手術者数は、遺伝性疾患を対象とした法第4条は7人、遺伝性以外の疾患の法第12条は19人である。1969（昭和44）年度の優生保護審査会は、7月20日と12月10日の2回開催されている。第1回目（7月20日）は13人申請（4条1人、12条12人）され、第2回目（12月10日）は14人申請（4条は6件、12条は8件）であった。申請は何れも「適」と決定された。従って、1969（昭和44）年度の優生保護審査会の結果（年度を通して）は、計27人で4条は7人、12条は20人であった。この数値は、1969（昭和44）年度の統計上の強制優生手術者数とほぼ一致している（12条で1人が未定、1名の差は審査結果と当該年に実施した数値との違いかと思われる）。

第1回目の審査会は、委員9名中6名（欠席3名）の出席で開催された。2回目の審査会は9人中8名（欠席1名）の委員の出席で開催された。第2回目（12月10日）の出席委員8名の内2名は1回目と交代した人物が「辞任」したためである。申請は法第4条と第12条に関わるもので、法第4条に関わる審議では「遺伝を防止するため優生手術を行なうことが公益上必要あるかどうかを御審議願う」（第1回及び第2回質疑の冒頭）、「優生手術を行なう医師の指定」（第1回の第2号議案質疑時）と確認されている。法第12条につ

いては「医師の指定はいらない」（第 1 回の議案質疑終了後）「法第 12 条の「本人のため」条項」（第 1 回第 11 号議案）ことが確認されている。

質疑では、申請に対して「適」でないとする意見も次のようにあった。

第 1 回目の第 11 号議案（法第 12 条）の申請で「字が書け、IQ が今までの中で一番高い」「家庭環境がわるい」ためで、「これは手術をする必要がないのではないですか」「許可することが、人格上欠かんとした場合、将来本人が自覚してきた時のことを考えたらできないのではありませんか」と、IQ が高いこと、家庭環境が悪いこと、年齢が若い（「将来本人が自覚してきた場合」から推定）ことを理由に「手術をする必要がない」との意見があったが、最終的には、「法第 12 条の『本人のため』条項があり、それで申請をし手術するのではないか」「家系からみていろいろの状況を加味して決定して・・・」「本人のためということだけになればよい・・・」「将来不良な子孫を残さないということを認めてやってもよい・・・」等の意見が出て、「適」と決定された。

第 2 回目の第 1 号議案（法第 4 条）の申請で、病名（遺伝性の疾患名）について「この病名は正しいか・・・よく確かめておかないと誤診の場合、困ることになる」「先天性では 4 条が弱くなるので・・・わざわざ遺伝性ということをつけこの審議会で審議するためのようだ」とのやり取りがあり、「この病名なら認められるが、一度かえして確かめ再検討することとしてはどうか。安易に考え過ぎではないか」との意見が出されたが、最終的には「次に進みます」と 4 条で「適」と決定されている。

第 2 回目の第 3 号議案（4 条）では、病名の遺伝性をめぐって「遺伝と関係があるのですか」に対して「遺伝性ですね」との答えに対し「遺伝性とはいえません」と対立したが、「今こういう質問や意見をくり返しては審議できない」とされ、「別に問題はない・・・手術させていいですね」と「適」と決定された。

第 2 回目の第 4 号議案（4 条）では、「遺伝性でいくのですか、人道上、人権上の問題であり、あまり軽く見すぎてはいませんか。自分の意志がはっきりしてきた時、訴訟でも起こされないかを心配しています。罪名を伏せて罰するのと同じにはならないか」「このような病名は人権問題にならないか。ばかだばかだといわれていることで、人権侵害にはならないか。家族、一族全部がこのようにしなければ・・・と考えなければならないのか。もう少し慎重にすべきではないか」との意見が出されたが、「遺伝を残さないということで賛成」「適としますか・・・異議なし」と多数決で「適」と決定された。

【4 条の申請に対して出された質問】

第 1 回目の第 1 号議案では「申請の時期」「法第 3 条との関係」、第 2 回目の第 1 号議案では「遺伝性の根拠」「病名は正しいか」「優生手術と断種の違い」「手術指定医の妥当性」、第 2 号議案では「優生手術対象者の妥当性」、第 3 号議案では「調査を第 3 者ができるのか」「病名と遺伝性の妥当性」、第 4 号議案では、「質問があればどうぞ」につづいて 5 人発

言が続くが非開示（黒塗り）のため不明、「遺伝性の妥当性」「年令が加わるにしたがって状況に変化があるのかどうか」「白痴のみに限るか、軽愚まで含めるか」「今手術しなければならないということもなさそう」「外に出なければ性交渉の機会もなくよいが、社会へ出るということであれば、やはり（注・船橋 優生手術を）考えてやらなければいけない」「このような病名は人権問題にならないか」「家族、一族全部がこのようにしなければ…ならないのか。もう少し慎重にすべきではないか」、第 5 号議案では「保護義務者は必要か」「手術実施医について（第 1 号議案と同じ問題）」、第 6 号議案では、「質問はありませんか」に 3 人が発言（非開示・黒塗り）等出された。

【12 条の申請に対して出された質問】

第 1 回審査会の第 2 号議案では、「医師の指定はないのか（注、法 12 条の申請ではいらない）」「手術病院について」、第 3 号議案では特になし、第 4 号議案では「病名の中身と診断について」「手術の最適年令について」「入院あるいは施設に保護されている場合は、保護されているからよいが、危険が伴うため、施設を出る場合に、手術をする場合は多い」、第 5 号議案では、一人の発言（非開示・黒塗り）があり、第 6 号議案では質問なし、第 7 号議案では特になし、第 8 号議案では「住所の記載について」、第 9 号議案では発言なし、第 10 号議案では発言なし、第 11 号議案では「家系について」「字が書けて、IQ が高く、家庭環境の問題なら手術をする必要がないのではないか」「法第 12 条の「本人のため」条項があり、それで申請をし手術するのではないか」「許可することが、人格上欠かなくなった場合、将来本人が自覚してきた時のことを考えたらできないのではないか」「家系からみていろいろの状況を加味して決定していただけますか」「本人のためということだけになればよいのではないですか」「将来不良な子孫を残さないということを認めてやってもよいのではないか」、第 12 号議案では「本人の年齢の確認」、第 13 号議案では同意の確認、だった。

第 2 回審査会の第 12 条に関わる質疑で出された質問は以下のとおりである。

- ・第 7 号議案では 3 人から発言（非開示・黒塗り）があった。
- ・第 8 号議案では 3 人から発言（非開示・黒塗り）があり、「遺伝性は 12 条だからなくていいんですね」と確認された。
- ・第 9 号議案では質問はなし
- ・第 10 号議案では 2 人から発言（非開示・黒塗り）があった。
- ・第 11 号議案では 2 人から発言（非開示・黒塗り）があった。
- ・第 12 号議案では「自分の意志でも（注・船橋 手術を）できるのではないか（注・船橋 法 3 条でできるのではないかとの意味）」「□□のため同意がいるのです。IQ も□□低すぎる。このような状態のものは、法第 3 条により 12 条の申請をするよう規定されています」との質疑あり。これらの議論から、病名が精神障害か精神薄弱と推定できる。

- ・第 13 号議案では「□□という病名はありましたか」「□□は後遺症があるのではないですか」「□□でもいいようです」と、病名の確定をめぐって質疑がされた。
- ・第 14 号議案では、質問はなし。

【質疑後に出された質問等】

第 1 回目の審議の後に出された質問は以下のとおりである。

1) 資料（議案書）の形式について

- ・梅毒血清反応をどうしてみるのか→梅毒が遺伝的なものもあるので調べる。どこまでも参考意見。
 - ・参考事項には既往症があった方がよい。IQ など参考事項にあった方がよい。
- 以上から、議案に「参考事項」の項目があり、既往症、IQ の記載がないことがわかる。
- ・詳しく調査の段階で聞き出せない場合が多い。

「資料」には、住所、原籍、現住所を書くが、審査会のためのもので、1 部を示したものと回答有り。

2) 医師の指定についての質疑

- ・法第 12 条の場合は、医師の指定はいらぬのか、に対して「いらぬ」と回答有り。指定証を持って医師の所に行く。指定通知（注・船橋 4 条の場合）は申請医師と保護義務者に出している。
 - ・ある医師が本人の同意だけで手術をした場合、問題になったと聞いた。
- 「女性は医師を指定するが、外科か。男性は泌尿器科で手術するのか」との質問に対して、「医師については宿題として研究させてください」との回答あり。
- ・優生保護法指定医師は医師会が指定している。
 - ・「今日申請された男性は法第 12 条だったからよい（注 指定医のことか）が、法第 4 条で申請されていた場合はどうするのか。また断種する場合はどうするのか」、との意見に対して、「断種は認められていない」と回答。
 - ・「男性の場合、何法に基づいて決定するのか。担当する医師を指定する時の決める根拠はどこにあるのか。（外科か泌尿器科か）」、との意見致して、「もう少し研究させてください」との回答。

第 2 回の審査会で、審議後に話されたこと。

- ・1970（昭和 45）年度は 2 回程度計画（審査会）。年 2 回程度を考えているが、件数が多ければその都度審議願うことにする。あわせて、「早く計画を知らせておくと良い」との意見あり。

表 8・1 1969（昭和 44）年 12 月 10 日の優生保護審査会の結果

対象者	法	性	審査	審 査 内 容
第 1 号	4 条		適	やり取りの後に、決定。
第 2 号	4 条		適	やり取りの後に、決定。
第 3 号	4 条		適	やり取りの後に、決定。
第 4 号	4 条		適	やり取りの後に、決定。
第 5 号	4 条		適	やり取りの後に、決定。
第 6 号	4 条		適	やり取りの後に、決定。
第 7 号	12 条		適	やり取りの後に、決定。
第 8 号	12 条		適	やり取りの後に、決定。
第 9 号	12 条		適	やり取りなく、決定。
第 10 号	12 条		適	やり取りの後に、決定。
第 11 号	12 条		適	やり取りの後に、決定。
第 12 号	12 条		適	やり取りの後に、決定。
第 13 号	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
第 14 号	12 条		適	やり取りなく、決定。
◎申請者 14 人中、審査の結果、適・14 人（4 条・6 人、12 条・8 人）				

9 1970（昭和 45）年 6 月 22 日の優生保護審査会の議事録の分析

—s33-s63 優生保護審査会議事録①

9・1 1970（昭和 45）年 6 月 22 日の審査会

1970（昭和 45）年 6 月 22 日、時間は 14:00～16:30（150 分）、会場は山口県衛生部庁舎会議室。

出席者は 8 名、委員 8 名全員で審査会は成立。

委員 8 名は委員の任期満了に伴い再任となった（1972〈昭和 47〉年 4 月末日まで任期）。

委員長及び委員長代理の互選があり、「委員長は前回までは□□の□□を選出していたが、この委員会は専門的な審査会であるため、□□よりも皆さん方専門の方々より選出をお願いしたい」とあることから、これまでと委員長の選出基盤が変わった（「専門の方々より選出」）ことがわかる。「□□推せんの声あり」で、「委員長の決定をみました。では委員長代理をお願いします」に応え、「では委員長代理は□□にお願い致します」「賛成の声あり」で「では委員長代理に□□にお願いします」と、決定された。

優生保護法第 12 条に基づく申請が 14 件。「優生手術を実施することが被手術者本人保護のため、必要であるかどうかを御審議願う」と審査の目的が確認された。

議事録署名人が確認された。

9・2 審査会の質疑—各申請者への適否の決定

【第 1 号議案】

第1号議案は第12条で申請され、「議案朗読」された。議事録には「系図は省略」とある。「質疑があれば発言してください。ご意見がないようでしたらこのまま認めますがいかがでしょうか」に続き、「異議なしの声あり」「では認めます」と、決定された。

【第2号議案】

第2号議案は第12条で申請され、「議案朗読」された。議事録では「系図は省略」とある。「以上ですが、外に意見はありませんか。□□が発言してはおかしいですが、この申請による家庭は家庭の状況もよいようなのですが、□□という根拠はどこにあるのですか。□□両先生にお尋ねしたいのですが」とあり、2人の発言（非開示・黒塗り）があり、「先日□□を視察したが、手術することは予防措置として考えられるが、措置を講ずるという状態を考えてみると、人間としての基本的なものに対し、抵抗を感じる。手術をすることは、早いにこしたことはないが、□才ということも考えて、専門医の立場からも意見を聞きたい」とある。ここから年齢は高くないことがわかる。この質問に続けて「□□ 今の予防措置としての考え方について聞きたいと発言がありましたが、私は□□に人権の問題としてききたいと思います。一票の投票権はあるのですね」に応えて、「収容施設を出る時に、社会生活をするための予防措置として手術をする場合が多いと思います」、「特定の異性と関係があるとあるが…。それなら問題はない。不特定多数の異性となると問題が生じてくる、と思われます。一票の問題はおとなになったときの状態によって決まると思います」と答えがあった。「問題として（本人の意志がどうであるかが大事）、あとあとまで悔いを残さないようにすることが大事でありそのところを考えてやるべきですね」（注・船橋（）は原文にあり）とあり、続けて「□□について、もう少し詳しくはわかりませんか」とあり、「申請した医師の意思も生かして認めるべきでしょうね」とあったのに対し、「基本的人権を生かして慎重に審議をすべきだと思います」とあった後、1人の発言（非開示・黒塗り）があり、「申請医師の申請理由が特にあるかどうかお伺いしたいのですが」と質問が出て、1人の発言（非開示・黒塗り）の後、「□□も先ほどからおっしゃるように基本的なものがあるので、年令のたりない時はもう少し詳しく書いてほしいと思います」とあった。その後「皆さん、賛成のことと思い、この議案を認めます。ご異議ありますか」「（声なし）では認めます」と、決定された。第2号議案については、年令が小さいことや基本的人権にかかわるので慎重審議が求められ、最終的には予防措置（社会に出る時の手術）、「本人の意志（後までくいを残さない）」との点から、12条の「適」と決定された。

【第3号議案】

第3号議案は第12条で申請され、「議案朗読」された。議事録に「系図は省略」とある。「以上ですが意見はありませんか」の問いに、「3号以下、妊娠の危険性が乏しいと思います。資料不足と思われますが、生理があったとか？」「妊娠の危険性ということをもっとく

わしく書き加えてほしい。IQ測定不能とありますが、このようなことがありますか」とあり、「あります」「□□危険性はおおいにあります」「生理が始まったから、危険性が出たとか、ありますね」の後3人の発言（非開示・黒塗り）が続き、その後「親から申請があったのでやる、□□だからやるというのではなくて、危険性があるから承認するというようにしてはどうでしょうか。1項目加えて承認することとして、次回からは以上の点に留意して明記してください」との発言があった。「法第12条の趣旨は遺伝性以外のものとなっているので、病名がはっきりしておって、保護義務者の同意があれば、決定できるのですが、そのようにありたいものです」「趣旨に母性保護とか、優生保護とかの面からなら考えられるのですが」とあり、「でも、妊娠の危険性がありますね」に対し、「4号議案からはその1項目を加えてもらって、承認することとしてはどうでしょうか」に対し「異議なしの声」があり、「ではそういうことにします。1項目加えて下さい」と、第12条で「適」と決定された。

【第4号議案】

第4号議案の「議案朗読」がされた。議事録に「系図は省略」と記載がある。「何か問題がありますでしょうか。ないようでしたら、これを認め5号議案にうつります」に続き、「(声なし)」「では認めることとします」と、特に質疑なく12条で「適」と決定された。

【第5号議案】

第5号議案の「議案朗読」がされた。議事録に「系図は省略」との記載がある。「異議はありませんか」との問いに、「知能検査はしていませんか」に答えて1名発言（非開示・黒塗り）があった。「外に意見はありませんか」とあり、「4号議案迄と比べてみると原因はどこにあるかと思われます」に対し、5人の発言（いずれも非開示・黒塗り）の後、「鳥取大学の調査では、全部□□はもっているといわれています。どんな健康な人でも、とくに賢い人ほど□□強いといわれています」とあり、「□□はなおらない場合が多いです」と答えている。また「若干奇異な感じがします。女の子ばかり手術をして、男の子の手術が少ないがどういうことでしょうか。男の子の方が、責任が軽いと親が思うのでしょうか」に対し「女の子の方が、被害者であるからでしょうか？そういわれてみると」「以前は男子の申請□も少しは出ていました」とある。この議論から対象者は女性と思われる。続いて「手術しようにも申請が出てこない以上どうすることもできませんね」「利固（ママ、己）主義的なところが大いにあるように思われます」とあった。そして「いかがいたしましょうか。□□何かご意見ありませんか」に答えて、2人の発言（非開示・黒塗り）があり「親の意志だけで申請書を集めて審議しているみたいですね。何かこの審議会の権威がなくなりかけている感じがします」の後、2人の発言（非開示・黒塗り）があり、「子どもを育てることはできないのでしょうか」「正常な結婚をさせることができるのではないですか」とあり、続いて「□□認め

てもよいのではないですか。□□□□」とあり、その後4人の発言（非開示・黒塗り）が続き、「どうでしょうか。この審議会の基本的な面にふれるようですが。□□いかがでしょうか。手術をすれば復元はむずかしいでしょうから」に応えて、「□□□□認めてはいかがでしょうか」とあり「□□IQが□で万一犯罪を犯した場合、どうなるのでしょうか」「(□□回答なし)」の後、1人の発言（非開示・黒塗り）があった。その後、「この審査会としてはどうしますか。□□□□。経済的にはどうなのかも考えてやるべきではありませんでしょうか」とあり、「□□□□経済的には相当ひっ迫しているように見うけられました」と答があった。まとめとして「このたびおちると次回申請審議ということになれば、1年以上かかるので認めたらどうか」に続いて「□□の意見もあり、認めることとしますが（慎重に審議されたということは付け加えてください）よろしいでしょうか」「(声なし)」「では1項目付け加えて認めることと致します」と、第12条で「適」と決定された。結婚と子どもを育てる可能性についても言及されたが、犯罪防止、経済的事情、親からの申請、再審査に係る期間（1年以上）等から「適」とされた。

【第6号議案】

第6号議案の「議案朗読」がされた。議事録には「系図は省略」とある。「以上です、ご意見はありませんか」「(声なし)」「では認めることとします」と、特に審議なく、第12条で「適」と決定された。

【第7号議案】

第7号議案の「議案朗読」がされた。議事録には「系図は省略」とある。「意見はありませんか」の問いに、2人の発言（非開示・黒塗り）があり、「おききのとおりです。認めてよろしいですか」「(声なし)」「では認めることとして…」と、第12条で「適」と決定された。

【第8号議案】

第8号議案の「議案朗読」がされ「系図は省略」と説明された。「以上です、何か質問ありませんか。系図は省略といわれますが、何かあるのですか」とあり、「遺伝性のないことを現わしています」と答えている。この点からみると、議事録に「系図は省略」とあるのは、議事録に記載がないのではなく。説明者が「系図は省略」と発言していることの記録であることがわかる。続いて1人の発言（非開示・黒塗り）があり、「そうです。系図がミスプリントで線につながっているのです」とあり、「わかりました。認めることといたします」「(声なし)」「では認めます」と、12条で「適」と決定された。

【第9号議案】

第 9 号議案の「議案朗読」がされ、「系図は省略」と説明された。「いかがいたしましょうか。ご意見はありませんか」と後に、「知能指数はわかりませんか」「□□において近いうちにテストをするそうです」に続き、3 人の発言（非開示・黒塗り）があり、「□□□□手術をするという根拠については弱いように思われます」「すべてが可能のようで、よい条件が整いすぎていますね」「もう少しテストの結果でも出てから、手術をしなければならない根拠が明らかになってから、決定してはどうでしょうか（賛成）では保留に致します」と、第 9 号については、「保留」と決定された。

【第 10 号議案】

第 10 号議案の「議案朗読」がされ、「系図は省略」と説明された。「保護義務者と本人の続柄はどうなのでしょうか」に続き、発言（非開示・黒塗り）が 1 人あった。「外に意見はありませんか。□□ですが、よろしいですか。（声なし）認めます」と、第 12 条で決定された。

【第 11 号議案】

第 11 号議案の「議案朗読」がされ、「系図は省略」と説明された。「何かご意見はありませんか」「（異議なし）」の後に、2 人の発言（非開示・黒塗り）があり、「法の趣旨からはずれているようでありますね」「この状態であれば、子どもを生むという危険性から考えてよいではありませんか」に対し、「本人の意志ではないように思えますが、いかがでしょうか。□才になって、自分の意志が必要にはなりませんか。□□□□そういう病気になることはありませんか？」と本人の意志が取り上げられ、1 人の発言（非開示・黒塗り）があり、「□才にもなって保護義務者の同意そのものがおかしいと思われます」とに対し、「□□□□…将来性のことも考えて、認めるべきだと思われます」とあり、1 人の発言（非開示・黒塗り）があり、「本人の健康保持ということであればよいが、われわれの審査会で認める項目があれば、健康保持ということでも法に適合しますが、残念ながら現段階では法の趣旨からはずれるように思われます」とある。「現在の状況がくわしくわかるとよいのですが」とあり「IQ は□です」とのやり取りの後、「法の趣旨にあえばいいですね。母体保護ということは、子どもを生めば精神的に異常をきたすということで、後者をとって認めますが、いかがでしょうか（異議なしの声あり）では認めることといたします。1 項加えて下さい」と、12 条で「適」と決定された。

【第 12 号議案】

第 12 号議案の「議案朗読」がされ、「系図は省略」と説明された。「何かご意見はありませんでしょうか」との問いに「この医師は精神科の医師ですか」「そうです。□□は□□です」とあり、「そうですか、では認めます」と、12 条で決定された。

【第 13 号議案】

第 13 号議案の「議案朗読」がされ、「系図は省略」と説明された。「何かご意見はありませんか。□□□□」に続き、1 人の発言（非開示・黒塗り）があり、「本人は□才ですが、保護義務者の同意だけでよいですか（異議なしの声あり）では認めることといたします」と、12 条で決定されている。

【第 14 号議案】

第 14 号議案の「議案朗読」がされ、「系図は省略」と説明された。「以上です。問題はありませんか。認めてもよろしゅうございますか。（声なし）ご意見がないようでしたら、認めることといたします」と、特に質疑なく、第 12 条の「適」として、決定された。

「1 号議案から 14 号議案のうち 9 号議案は保留となり、ほかは手術することに決定いたしました。この結果については、申請者並びに保護義務者に通知いたします」とまとめられて、終了となった。

9・3 まとめ

1970（昭和 45）年 6 月 22 日に優生保護審査会（14:00～16:30 の 150 分）が開催され、参加委員は全員 8 名中 8 名の出席（全員の出席）で審査会は成立した。委員 8 名は「委員の任期満了」に伴い再任となり、1972（昭和 47）年 4 月末日までの任期である。委員長及び委員長代理の互選があり、「委員長は前回までは□□の□□を選出していたが、この委員会は専門的な審査会であるため、□□よりも皆さん方専門の方々より選出をお願いしたい」とあることから、委員長の選出基盤が変わった（「専門の方々より選出」）ことがわかる。

「□□推せんの声あり」で、「委員長の決定」した。「専門の方」とは医師と思われる。優生保護法第 12 条に基づく申請が 14 件あり、「優生手術を実施することが被手術者本人保護のため、必要であるかどうかを御審議願う」と審査の目的が確認された。議事録署名人が確認された。

申請者は 14 人（いずれも女性）で、全員が法第 12 条で申請がされ、13 人は「適」、1 人は「保留」と判定された。

審査内容を議事録からみると、非開示部分があり不明な部分もあるが、14 人のうち何らかの質疑のやりとりがあったのは 10 人（第 2 号、3 号、5 号、6 号、7 号、8 号、9 号、10 号、11 号、12 号、13 号）、特にやり取りがなく決まったのは 4 人（第 1 号、4 号、6 号、14 号）だった。やり取りがあり、手術が「保留」となったのは、1 人（第 9 号）だった。知能指数がわからず、手術をする根拠が弱いとの理由だった。

やり取りがあり「適」と判定されたが、質疑の中で手術に疑問が出たのは、第 2 号議案では、年齢が小さいことや基本的人権にかかわるので慎重審議が求められ、最終的には予防措置（社会に出る時の手術）、「本人の意志（後までくいを残さない）」との点から 12 条の「適」と決定された。第 3 号は、「妊娠の危険性が乏しい」に対し、「でも危険性はある」との認識に立って 12 条で「適」とされた。第 5 号は、結婚と子どもを育てる可能性についても言及されたが、犯罪防止、経済的事情、親からの申請、再審査に係る期間（1 年以上）等から 12 条で「適」とされた。第 11 号では、「法の趣旨からはずれているのでは」「本人の意志ではない」「□才にもなって保護義務者の同意そのものがおかしい」との意見が出たが、「子どもを産む危険性」「将来性を考えて」「本人の健康保持」との「適」とすべき意見が出て「母体保護ということは、子どもを生めば精神的に異常をきたす」として、12 条で「適」と判定された。

質疑でだされた質問（反対意見は除く）は以下のような内容だった。

- ・男の子の手術が少ないがどういうことか（第 5 号）
- ・「系図は省略」との説明の意味は（第 8 号）、「遺伝性のないことを現わしています」。
- ・知能指数は？（第 9 号）
- ・「保護義務者と本人の続柄は？」（第 10 号）
- ・「申請医師は精神科ですか」（第 12 号）
- ・「本人は□才ですが、保護義務者の同意だけでよいか」（第 13 号）

表 9・1 1970（昭和 45）年 6 月 22 日の優生保護審査会の結果(委員数 8 名、出席者 8 人)

対象者	法	性	審査	審 査 内 容
第 1 号	12 条	女	適	やり取りなく、決定。
第 2 号	12 条	女	適	やり取りの後に、決定。
第 3 号	12 条	女	適	やり取りの後に、決定。
第 4 号	12 条	女	適	やり取りなく、決定。
第 5 号	12 条	女	適	やり取りの後に、決定。
第 6 号	12 条	女	適	やり取りなく、決定。
第 7 号	12 条	女	適	簡単なやり取りの後に、決定。
第 8 号	12 条	女	適	簡単なやり取りの後に、決定。
第 9 号	12 条	女	保留	やり取りの後に、「保留」と決定。
第 10 号	12 条	女	適	簡単なやり取りの後に、決定。
第 11 号	12 条	女	適	やり取りの後に、決定。
第 12 号	12 条	女	適	簡単なやり取りの後に、決定。
第 13 号	12 条	女	適	簡単なやり取りの後に、決定。
第 14 号	12 条	女	適	やり取りなく、決定。
◎申請者 14 人（いずれも女性で 12 条申請）中、審査の結果、12 条「適」・13 人、保留・1 人				

10 1970（昭和45）年11月24日の優生保護審査会の議事録の分析

—s33-s63 優生保護審査会議事録①

10・1 1970（昭和45）年11月24日の審査会

1970（昭和45）年11月24日、時間は10:30～12:00（120分）、場所は山口県衛生部庁舎会議室。

委員8名の内参加者6人（欠席2人）で審査会は成立。

「申請は7件あり、1号議案から3号議案までは法第4条に基づく申請であり、4号議案より7号議案までは法第12条に基づく議案」。

「優生手術を実施することにより、被手術者本人保護のため必要であるか、どうかを審査願う」もの。

10・2 審査会の質疑—各申請者への適否の決定

【第1号議案】

第1号議案の「議案朗読」（第4条申請）がされ、「系図は省略」と説明された。1人発言（非開示・黒塗り）があり、「（声なし）別に意見はありませんか…異議ないものとして認めてよろしいですか。（声なし）では認めることとします」と、4条で「適」と決定された。

【第2号議案】

第2号議案の「議案朗読」（第4条申請）がされ、「系図は省略」と説明された。「遺伝性はあるのでしょうか？」「保護義務者がおるのに手術をしなければならないのですか？」とあり、発言（非開示・黒塗り）が3人続き、「□□□□本人の問題として手術を認めてよろしいですか」「異議なし」となった。続いて「□□（注・船橋 手術実施指定医師と推測）は現在おられないのではないのでしょうか。□□の方へ開業してきておられますが」とあり「□□については□□にきいてみてください」「医師の指定を省いて手術することは認めます」「異議なし」と決定してから、「□□のことについておられる旨、□□に報告する」と確認された。「2号議案の医師は□□が□□におられますので、□□に指定します」とされた。

【第3号議案】

第3号議案の「議案朗読」（第4条申請）がされ、「系図は省略」と説明された。「3号議案について質問ありませんか」「□□は遺伝性ですか？精神科医におたずねします」とあり「この場合は、遺伝性です。知能は□才程度になっておりますし」とある。「外に質問や意見がなければ、認めてよろしいですか」「声なし」と、第4条で「適」と決定された。

続いて、「以上 3 号議案までは法 4 条の申請であり、医師の指定もしました。4 条申請として認めることとします」「異議なし」と、第 1 号議案から第 3 号議案まで、4 条申請として「適」と決定された。

【第 4 号議案】

第 4 号議案の「議案朗読」（第 12 条申請）がされ、「系図は省略」と説明された。「質問はありませんか」に続けて 2 人の発言（非開示・黒塗り）があった。続けて「この議案に限らず、保護義務の意見のところに、申請します、希望します、同意しますと、さまざまな表現がしてありますが、どのように意味が違いますか。申請しますとあるのは、おかしい気がします」とあり、「たしかにおかしいですね。申請は医師ですから」「申請に同意しますとあるのが一番いいような気がします」「そうですね」とあり、「つまらないことを申しました」「こういうことは大事なことですよ」とある。「4 号議案は認めてよろしいですか？」「異議なし」と、12 条で決定された。

【第 5 号議案】

第 5 号議案の「議案朗読」（第 12 条申請）がされ、「系図は省略」と説明された。「質問はありませんか」に「□□という病名はあるのでしょうか。申請医師が書かれたのですか」「申請医師が書いておられます」に対し、「はじめてききますが、あるのでしょうか」とある。「□□はなくても認められるのではないのでしょうか？□□□□」に続き、「そうですね、この議案からみると実に気の毒な人ですね。□□」とあり、「手術を認めてもよろしいでしょうか」「異議なし」「では認めます」と、12 条で「適」と決定された。

【第 6 号議案】

第 6 号議案の「議案朗読」（第 12 条申請）がされ、「系図は省略」と説明された。「この議案に対してご意見ありませんか」に「□□とはどういう症状ですか」に続き、3 人の発言（非開示・黒塗り）があり、「病名は□□となっていますが、投薬は□□となっています。この違いはどうなっているのですか。□□は精神病院の医師ですね」に対し、「□□□□精神病院の医師です」とある。「保護義務者は□となっていますが、戸籍上は父になっているのですか。母親は同意したのですか」に続けて 1 人の発言（非開示。黒塗り）があり、「法第 12 条申請ですから、認めることにしてはどうですか」「異議なしの声あり」「では認めることといたします」と、12 条で「適」と決定された。

【第 7 号議案】

第 7 号議案の「議案朗読」（第 12 条申請）がされ、「系図は省略」と説明された。「第 7 号議案に対してご意見ありませんか」に、「□□に原因があるのですか」「そうですね。

この申請は予防措置にみえますよね」とあり、「□□非常に多いですね」の後1人発言（非開示・黒塗り）があり、「監督というか、もり（ママ、注 こもり？）に困るから、安心ができなから手術をするように見えますね」「病名をみても必要ない様に見えますね」とあり、「知能指数はいくらですか」「IQ□です」とやり取りがあった。「いかがですか、このままだまってとおさなくてもいいような意見がたくさん出てはおりますが」「社会的に生活能力がない人、現在社会で安定した生活をしている人は少ないのだから、手術する必要はないですね」とあり、「このようなケースはむずかしいですね」「同意するとか、希望するとかいいましたが、自分の子どものことを考えた時、自分（親）が死んだ後のことを考えて、このような手術が認められるということは、親のわがままからという感じがします」に続き、1人発言（非開示・黒塗り）があり、「調査してきいてきたことを、そのままこの審査会でとおしてよいかどうかを今後は考えるべきでありましょう」「家庭の状況、本人の状況をみて、不良的行為は全くないのですね」「そうです」とあり、「この調査からみると、□□から勧奨され、それに母親が同意したように伺えます」とあり、「医師の立場としては危いように思えます」「□さいまで待ったということになりますか？□□は健康なのですか」「健康で異常はないようです」「医師が申請して診察したものであれば、問題はないと思います。保護義務者が医師をそそのかして申請してもらったのであれば考えものですが、親が子どもへの見せしめとして実施するのであれば、大いに問題ですが。こういうこともありますので、次回審査会からは、申請年月日を議案に書いてください。ところで第7号議案はどうしますか」とあり「再調査をすべきです」との意見に対し、「再調査をしても本人については、同じことにならないでしょうか」に対し、「本人の状態が明確になりませんか」とあり「問題をどういうふうに処理するかがはっきりしますね。医師の意見もはっきりするのではないのでしょうか」「本人の意志でするのなら問題ないが、再調査にしますか」とあった後、「再調査するか、条件つけて承認するかですが、□□よろしいでしょうか」とに答えて、「まあこの件についてはいいか？IQもそう悪くないし、この娘さんはあちこちにいます娘さんではないですか」「外出も時々するそうです」とあり、「□□決めてください」に答えて、「一応この件は認めることとしますが、ポイントだけつかんでおいてください。母親のわがままのみになっているのではなく、医師の意見を良く調査してほしいですね。くどいようですが、今後は必ず申請年月日を記入してください。それと議事そのものに㊟の印を押してください」と、12条で決定された。

「議事録署名人を□□、□□にお願いします」と確認して、審査会は閉じた。

10・3 まとめ

1970（昭和45）年11月24日に優生保護審査会（10:30～12:00の120分）が開催され、参加委員は全委員8名中6名の出席（欠席2人）で審査会は成立した。申請は7件あり、1号議案から3号議案までは法第4条に基づく申請（3人）であり、4号議案より7号議案

までは法第 12 条に基づく議案(4 人)」で、「優生手術を実施することにより、被手術者本人保護のため必要であるか、どうかを審査願う」ものだった。

申請者は 7 人で、法第 4 条が 3 人（第 1 号～3 号）、法第 12 条が 4 人（第 4 号～7 号）の申請があり、全員「適」とされた（4 条 3 人、12 条 4 人）。

審査内容を議事録からみると、非開示部分があり不明な部分もあるが、7 人のうち何らかの質疑のやりとりがあったのは全員で、特にやり取りがなく決まったのはいなかった。

やり取りがあり「適」と判定されたが、質疑の中で手術に疑問が出たのは、第 2 号議案（4 条申請）で、「遺伝性はあるのでしょうか?」「保護義務者がおるのに手術をしなければならないのですか?」との意見に対し、「本人の問題」として 4 条で「適」と判定された。第 3 号議案（4 条申請）でも「遺伝性ですか?」との質問に「この場合は、遺伝性です」と応えがあり、4 条で「適」と判定された。4 条での申請では、遺伝性の確認がポイントとなっている。第 4 号議案（12 条申請）では、親の同意文の書き方が確認されている。第 5 号議案（12 条申請）では、病名の確認がされている。第 6 号議案（12 条申請）では、症状と保護義務者の確認がされている。第 7 号議案（12 条申請）では、監護に困るから手術をするのか、病名をみても必要ない、親のわがまま、「家庭の状況、本人の状況をみて、不良的行為は全くない」、「IQ もそう悪くないし、この娘さんはあちこちにいます娘さんではないですか」、本人の意志は、再調査すべきなどの意見が出たのに対し、「医師が申請して診察したものであれば、問題はない」「再調査するか、条件つけて承認するか」との意見が出て、「決めて下さい」と意見を求められ（だれにもとめたかは不明）、「一応この件は認めることとします」とし、ただし、「母親のわがままのみになっているのではなく、医師の意見を良く調査してほしい」ことと、「今後は必ず申請年月日を記入」することが、付加されて、12 条で「適」と決定された。

表 10・1 1970（昭和 45）年 11 月 24 日の優生保護審査会の結果(委員数 8 名、出席者 6 人)

対象者	法	性	審査	検 査 内 容
第 1 号	4 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
第 2 号	4 条		適	やり取りの後に、決定。
第 3 号	4 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
第 4 号	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
第 5 号	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
第 6 号	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
第 7 号	12 条	女	適	やり取りの後に、決定。
◎申請者 7 人（4 条 3 人、12 条 4 人）中、審査の結果、申請どおり 7 人が「適」となった（4 条 3 人、12 条 4 人）。				

補 「昭和 45 年度優生手術費国庫補助金」関連書類の分析

1970（昭和 45）年度の優生手術費国庫補助金にかかわる開示資料が以下のとおりある。

- ① 起案文書：医務課精神衛生係起案、1970 年 5 月 1 日起案、医務第 893 号「昭和 45 年度優生手術費国庫補助金交付申請の提出について」（かがみ文）
- ② 山口県衛生部長から厚生省公衆衛生局精神衛生課長宛、1970 年 5 月 11 日、医務第 839 号「昭和 45 年度優生手術費国庫補助金交付申請書の提出について」（かがみ文）
- ③ 厚生大臣 内田常雄宛、1970 年 5 月 11 日、医務第 839 号「昭和 45 年度優生手術費交付金申請書」（かがみ文）
- ④ 「別紙ア 優生手術実施計画案」
- ⑤ 「別紙イ 優生手術費交付金経費所要額調」
- ⑥ 「昭和 45 年度歳入歳出予算書抄本」
- ⑦ 厚生大臣 内田常雄宛、1970 年 12 月 7 日、医務第 1881 号「昭和 45 年度優生手術事業遂行状況報告書」（かがみ文）
- ⑧ 「別添 昭和 45 年度優生手術事業遂行状況報告書」
- ⑨ 厚生大臣・内田常雄から山口県宛、1971 年 1 月 28 日付、厚生省収衛第 20 号、「昭和 45 年度優生手術費交付金交付決定通知書」
- ⑩ 発信者は非開示（黒塗り）で厚生大臣・内田常雄宛、1971 年 2 月 17 日付、医務第 270 号、「昭和 45 年度優生手術費交付金追加増額変更申請書」
- ⑪ 「優生手術費実施計画書」
- ⑫ 「優生手術費交付金経費所要額調」
- ⑬ 「昭和 45 年度歳入歳出予算書（抄本）」、1971 年 1 月 30 日付
- ⑭ 発信者は非開示（黒塗り）で厚生大臣・内田常雄宛、1971 年 2 月 17 日付、医務第 286 号、「昭和 45 年度優生手術事業遂行状況変更報告書」
- ⑮ 「別添 昭和 45 年度優生手術事業遂行状況報告書」
- ⑯ 厚生大臣・内田常雄から山口県宛、1971 年 3 月 26 日付、厚生省収衛第 88 号、「昭和 45 年度優生手術費交付金交付決定通知書」
- ⑰ 発信者は非開示（黒塗り）で厚生大臣・内田常雄宛、1971 年 5 月 12 日付、医務第 760 号、「昭和 45 年度優生手術費交付金事業実績報告書の提出について」
- ⑱ 「別紙 1 昭和 45 年度優生手術費交付金精算書」
- ⑲ 「別紙 2 昭和 45 年度優生手術費交付金経費別支出明細書」
- ⑳ 「別紙 3 昭和 45 年度優生手術費交付金個人別支出明細書」
- ㉑ 「昭和 45 年度歳入歳出決算見込書抄本」
- ㉒ 厚生大臣・斎藤昇から山口県宛、1971 年 8 月 25 日付、厚生省発衛第 126 号、「昭和 45 年度優生手術費交付金交付額決定通知書」
- ㉓ 起案文書、1970 年 11 月 25 日付、第 1377 号、「委託契約の締結について」

- ②④ 「案の 1 部長から受託施設長宛、1970 年 11 月 28 日付、医務第 1377 号、「委託契約の締結について」、「委託契約書案」、3 枚（宛先が 3 人）の「委託契約書」（㊟の押印あり、11 月 30 日付）
- ②⑤ 電報文、1970 年 12 月 3 日付、□□（非開示・黒塗り）宛
- ②⑥ □□厚生省公衆衛生局精神衛生課長から各都道府県衛生主管部（局）長宛、1971 年 1 月 28 日付、衛精第 4 号、「昭和 45 年度優生手術費交付金について」
- ②⑦ 「優生保護医療費支払明細一件」（手書き、「支出何で支払い済」とに手書きあり）
- ②⑧ 「収入告知内訳書」、「診療報酬請求明細書」3 枚（3 人分）、「優生手術医療費請求書」、「委託契約書」3 人分、□□から保健所長宛、1970 年 11 月 28 日、医務第 1377 号、「委託契約の締結について」

以上、28 文書をみると、法第 4 条の申請者が 3 人明らかになる。開示文書②⑥②⑧から、被手術者（3 人）の疾病名、手術術式、入院日数、患者付添人旅費を見る。

A：昭和 18 年生まれの女性（推定 27 歳頃）で、「遺伝性精神薄弱」、「子宮全摘除術」（下線は船橋）、入院日数 19 日（診療報酬明細書には入院年月日は昭和 45 年 12 月 6 日とある）、患者及び付添人の旅費はなし。診療報酬明細書に記載された疾病名は「痴愚、エンドメトリオーシス」と記載がある。エンドメトリオーシスは、周りの組織を刺激していろいろな症状を起こす慢性炎症性疾患で、治療には薬物療法と手術療法がり、根治手術では、病巣を含めて子宮や卵巣を全部摘出するとある（日本エンドメトリオーシス学会のホームページ、<http://www.endometriosis.gr.jp/shoujou.html>、最終確認 2025 年 1 月 17 日）。エンドメトリオーシスの疾病との関係もあると想定されるが、「子宮全摘除術」と、優生保護法で認めていない術式をとっている。

B：昭和 28 年生まれの女性（推定 17 歳頃）で、「遺伝性精神薄弱（テンカン）」、「卵管結さつ術」、入院日数 9 日、患者及び付添人の旅費はなし。なお診療報酬請求書明細書には、「診療実日数 7 日」（入院開始日は 1971 年 1 月 8 日）とある。

C：昭和 20 年生まれの女性（推定 25 歳ごろ）で、「精神分裂病」、「卵管結さつ術」、入院日数 6 日（診療報酬請求書明細書によれば入院は昭和 45 年 12 月 20 日）、患者及び付添人の旅費はなし。

また、A B C と対応はできないが、開示文書②③に、委託契約にかかわって、受託医療機関、手術を実施する医師、被手術者（いずれも非開示・黒塗り）の後、「松光園内」「山口市内」「豊北町」との記載がある。「松光園」は、1950（昭和 25）年 4 月に「山口県立松光寮」*として設立されたらうあ児施設で、1964（昭和 39）年 4 月に「山口県松光園」として改称し、2008（平成 20）年に廃止されている。「松光園内」「山口市内」「豊北町」が、被手

術者の住所を意味するのか、受託医療機関の住所を意味するのかは不明であるが、A B Cにかかわる地名であることはわかる。

注＊ 監修 厚生省児童局『児童福祉施設一覧 昭和 38 年 7 月 1 日現在』の「ろうあ児施設」の項より

この A B C の 3 名が、1970（昭和 45）年 11 月 24 日の優生保護審査会で「適」となった 4 条の 3 人（第 1 号～第 3 号）であろうと、入院の期日（11 月 24 日以降）から考えて、あてはまるのではと推測できる。

11 1972（昭和 47）年 7 月 28 日の優生保護審査会の議事録の分析

—s33-s63 優生保護審査会議事録①

11・1 1972（昭和 47）年 7 月 28 日の審査会

1972（昭和 47）年 7 月 28 日、時間は 13:00～16:00（180 分）、会場は県庁正庁会議室。全委員 9 名中出席員 7 名で審査会は成立。

委員の 8 名は委員の任期満了に伴い再任となった。1970（昭和 45）年 6 月に任命された委員が、1972（昭和 47）年 4 月末日まで任期なので、1972（昭和 47）年 5 月 1 日をもって再任、又は就任した。新たに 3 名の委員が交代した。「法の精神からゆくと、親権者の同意でもって本人の意志にかかわりなく一方的に断種ということが行われ、これがいっぺん行われると永久に子供が生まれなくなるということであるから十分審議をつくされたい」とあり、「最近の医療事故、人権問題等から訴訟問題も起きている」。「今まで山口県では訴訟問題は起きていないようであるが、起こるかもしれない、一つ慎重に審議していただきたい」とあった。「第 12 条の規定に基づく申請が 7 件提出されているが、これらは優生手術を行うことが本人保護のために必要であるかどうかをご審議願う」とある。議事録署名人が依頼された。

11・2 審査会の質疑—各申請者への適否の決定

【第 1 号議案】

「第 1 号議案朗読」後、「系図は省略」された。「何かご意見はありませんか」に答え、「□□はどれ位与えているか。また病院は□□か」とあり、「通院先の医師が与えているので、その量・期間については特別に調査していない。病院は□□です」と答えがあった。その後 4 人の発言（非開示・黒塗り）があり、「申請と同意の関係はどうか」と問われ「法 12 条により、同意がないと申請できない」と応えられた。「他にご意見はありませんか」に対し「これはそのまま認めてもよいのではないかと思います…」に対し「（意見なし）それでは認めることとします」と、12 条で「適」と判定された。

【第 2 号議案】

「第 2 号議案朗読」後、「系図は書略」された。「何かご意見はありませんか」に対し、「□□は別に異常はないのか」とあり「本人のみで他は異常ないらしいです」とあった。「□□は好転することはないんでしょうか」とあり、「ほとんどだめでしょうね」「程度にもよるでしょうが」、「□□という病名をつけられると、自己判断力は認められないのか」との問いに、「認めないのかという場合、その判断する対象によると考えられる」とあり、続いて「例えば結婚の場合、人権問題にかかわらないか」と疑問が出され、「人格荒廃とか陳旧姓（ママ）とか精神病等の症状によると思う」とある。「書類審査のみでだいじょうぶか」とあり、「申請医師等による医師の判断にもとづくものだからだいじょうぶと思うが、簡単なものもある。もっと詳しくする必要があると思われる。今後病気に対する診断については詳細かつ慎重にお願いしたい…。／他に意見はありませんか。／第 2 号議案では、審議した課程（ママ）では別に問題はないようですが」と問い「（声なし）御異存のないようですから、このまま認めます」と、12 条で「適」と判定された。

【第 3 号議案】

「第 3 号議案朗読」の後、「系図省略」された。「3 号議案について何かご意見はございますか」とあり、3 人の発言（非開示・黒塗り）があり、「□□につきましては、現在の症状らんに記入してございます」とある。続いて 2 人の発言（非開示・黒塗り）があり、「何か他にご意見はありませんか」「（声なし）ないようでしたらこのまま認めてもよろしいようですから認めることにします」と、12 条で「適」と判定された。

【第 4 号議案】

「第 4 号議案朗読」後に、「系図省略」された。「何かご意見はありませんか」に対し、「本人を直接見ている。□□なので問題はないと思う。□□□□」とあり、続いて「他にご意見ありませんか」「（声なし）4 号議案は別に問題がないようですから、認めることとします」と、12 条で「適」と判定された。

【第 5 号議案】

「第 5 号議案朗読」後に、「系図省略」された。「何か質問ありませんか」に対し「議案作成にあたりその内容についてはどのようにしたものか」との質問に、「担当者が直接現地へ行き関係者について調査した結果です」と答えた。「現在の症状などの内容について、それが医学的意見か母親の意見か、まただれの意見かがわかるとよいと思う。例えば□□という意見など。わかりやすく記入してほしい」とあった。「他に何かご意見はありませんか。なければ認めることとしてよろしいですか」「（声なし）それでは認めることとします」と、12 条で、「適」と判定された。

【第 6 号議案】

「第 6 号議案朗読」後に、「系図省略」された。「何かご意見はありませんか」に対し「IQ□□ですね」「□□ですね」「□□の時の IQ です」と確認された。「一応申請理由のないようだけでよいのではないのでしょうか」に続き、「他にご意見ありますか」「(声なし) ないようでしたらこのまま認めることといたします」と、12 条で「適」と判定された。

【第 7 号議案】

「第 7 号議案朗読」後、「系図省略」された。「ご質問はございませんでしょうか」に対し、「脳波はとっていないのか」とあり、「□□ではとっていないし、児童相談所の記録にもありません」と答えた。次に「申請理由と保護義務者の意見が違うようだが」とあり、「4 条申請のつもりで申請されたもので、そのまま申請理由として提出してくれとの□□の希望により議案にのせたものである」と答えがあった。「他にご意見ありませんか」「問題はないので、認めることにしてよろしいですか」「(声なし) それでは認めることにいたします」と、12 条で「適」と判定された。

以上、「1 号議案から 7 号議案まで全部認めることになりました」に続き、2 名の発言（非開示・黒塗り）があった。「1972 年 7 月 28 日 議事録署名人」との記載あり。

11・3 まとめ

1972（昭和 47）年 7 月 28 日に優生保護審査会（13:00～16:00 の 180 分）が開催され、全委員 9 名中出席員 7 名で審査会は成立した。委員 8 名は任期満了（1970 年 6 月～1972 年 4 月末日）なので、5 月 1 日をもって再任、又は就任した。「法の問題からゆくと、親権者の同意をもって本人の意志にかかわりなく一方的に断種ということが行われ、これがいっぺん行われると永久に子供が生まれなくなるということであるから十分審議をつくされたい」とあり、「最近の医療事故、人権問題等から訴訟問題も起きている」。「今まで山口県では訴訟問題は起きていないようであるが、起こるかもしれない、一つ慎重に審議していただきたい」とあった。「第 12 条の規定に基づく申請が 7 件提出されているが、これらは優生手術を行うことが本人保護のために必要であるかどうかをご審議願う」とある。議事録署名人が依頼された。

申請は 7 人で、すべ法第 12 条（第 1 号～7 号）で、審査の結果、全員「適」とされた（12 条 7 人）。

審査内容を議事録からみると、非開示部分があり不明な部分もあるが、7 人のうち何らかの質疑のやりとりがあったのは全員で、特にやり取りがなく決まった人はいなかった。

やり取りがあり「適」と判定されたが、質疑の中で手術に疑問が出たのは、第 2 号議案で、「結婚の場合、人権問題にかかわらないか」「書類審査のみでだいじょうぶか」とあり、「申請医師等による医師の判断にもとづくものだから大丈夫」と確認されている。

やり取りの中で、反対意見ではないが出された意見は次のようなものである。

- ・薬の量と期間、病院名は？（第 1 号）
- ・12 条の申請では同意が必要との確認（第 1 号）
- ・議案作成のための調査方法（第 5 号）
- ・IQ と検査時期（第 6 号）
- ・脳波について（第 7 号）
- ・申請者と保護義務者の意見の違い（第 7 号）

表 11・1 1972（昭和 47）年 7 月 28 日の優生保護審査会の結果（委員数 9 名、出席者 7 人）

対象者	法	性	審査	審 査 内 容
第 1 号	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
第 2 号	12 条		適	やり取りの後に、決定。
第 3 号	12 条		適	やり取りの後に、決定。
第 4 号	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
第 5 号	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
第 6 号	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
第 7 号	12 条	女	適	簡単なやり取りの後に、決定。
◎申請者 7 人（12 条 7 人）中、審査の結果、申請どおり 7 人が「適」（12 条）となった。				

12 1972（昭和 47）年 12 月 8 日の優生保護審査会の議事録の分析

—s33-s63 優生保護審査会議事録①

12・1 1972（昭和 47）年 12 月 8 日の審査会

1972（昭和 47）年 12 月 8 日、時間は 13:00～16:00(180 分)で、会場は衛生部会議室。

委員 9 名のうち 7 名の出席で審査会は成立。

第 4 条及び第 12 条に基づく申請が 12 件提出（4 条 3 人、12 条 9 人）された。

会議の目的は「その遺伝を防止するために優生手術を行うことが公益上必要であるかどうか、また優生手術を行なうことが本人保護のために必要であるかどうかを、御審議願う」である。

議事録署名人を 2 人の委員に依頼した。

12・2 審査会の質疑—各申請者への適否の決定

【第 1 号議案】4 条

第 1 号議案の「議案朗読」がされ、「系図省略」と説明された。「何かご意見ありませんか。私思うんですが、□幾才くらいまで放っておいたということは少し遅きに失したのではないか」とあり、「調査結果では□□□□今回の申請になったものです」とある。その後「皆さん、よろしいでしょうか」と諮られ、「書類上の問題であるが、別表に示されている疾病名で診断されなければいけないのではないか。□□となっているが」「申請医師が申請した病名で議案には載せてるが、内容が別表既定の遺伝的疾患名であればよいのではないのでしょうか」とある。「他にご意見ありませんか。なければこれはこのまま認めてもよいのではないのでしょうか…（声なし）それでは認めることにします」と、「適」と決定された。この論議から、申請した医師の病名は別表にはなく、内容から「別表既定の遺伝的病名」であり、その上で「適」としたことがわかる。

【第 2 号議案】4 条

第 2 号議案の「議案朗読」がされ、「系図省略」と説明された。「何かご意見ありませんか」「（異議なしの声あり）」「異議のないものとして認めることとします」と、特に質疑なく、「適」と決定された。

【第 3 号議案】4 条

第 3 号議案の「議案朗読」がされ、「系図省略」と説明された。「何かご意見ありませんか」「（異議なしの声あり）」「異議のないものとして認めることとします」と、特に質疑なく「適」と決定された。

第 3 号議案の決定の後、「優生手術を行なう医師につきまして、法第 5 条 2 項の規定により、その手術を行なう医師を指定することになっておりますが、1 号から 3 号までの申請医師より手術を行なう医師をそれぞれ推せんしてきておりますので、そのとおり指定してよろしいでしょうか」「（異議なしの声あり）」「御異議ないようですから、その通り指定いたします」と、第 1 号から第 3 号議案まで第 4 条として、決定された。

続いて、「つぎは第 4 号議案からですがこれらは法第 12 条による申請でありまして、優生手術を行なうことの適否のみであり、手術を行なう医師の指定はありません」と、第 4 号議案から第 12 号議案まで（9 人分）は 12 条の対象である。

【第 4 号議案】12 条

第 4 号議案の「議案朗読」がされ、「系図省略」と説明された。「何かご意見はありませんか」に対し「□□の状態像、生活能力について」「□□の優生手術にあたっての基本的人権について（親の同意に対する責任、審査会の責務）、12 条本人保護の解釈との問題」が出された。「他に意見はありませんか。基本的な問題は別にしまして、この 4 号議案について

は認めることにしてはいかでしょうか」と問われ、「(声なし)では認めることとします」と、決定された。「優生手術にあたっての基本的人権について」の疑問が出されたが、「基本的な問題は別にして」「認める」ことが承認されている。

【第5号議案】12条

第5号議案の「議案朗読」がされ、「系図省略」と説明された。「何かご意見はありませんか」に応え、「□□について」に対し「□□状態像について説明」があり、「いろいろ基本的な問題はありますが、これは認めてもよろしいと思いますが、いかがでしょうか」と諮られ、「(よろしいでしょうの声あり)では認めることにします」と、決定された。

【第6号議案】12条

第6号議案の「議案朗読」がされ、「系図省略」と説明された。「何かご意見ありませんか」に「IQどのくらいから□□というのか」とあり、1人の発言(非開示・黒塗り)があり、「健康だとあるが…」の後、1人の発言(非開示・黒塗り)があり、その後「他にご意見ありませんか」「(声なし)では認めることとします」と、決定された。

【第7号議案】12条

第7号議案の「議案朗読」がされ、「系図省略」と説明された。「何かご意見はありませんか」に対し「知能指数はどうでしょうか」と質問が出され、「これは知能検査を受ける機会が全然なくて、巡回の心理テストを受けたということですが、その時は機械とか道具がなかったので測ってもらえなかったということで□□□□」とある。「申請者の□□の診療科目はどうか。また、IQは健康診断の時測らなかったのか」との質問があり、「申請医は産婦人科医で、健康診断を□□の□□に依頼したもので、IQは測っていない。□□□□」に続き、3人の発言(非開示・黒塗り)があり、「□□症はある一定の年令にこないと手術できないそうです」「□□をIQだけで決めてよいのですかね」「□□その辺はどうですか」「□□はないようですね」「これは知能検査をもう一度してその結果で決めたいかがでしょうか」と提案された。また「これは特に男好きで云々ということは書いてないですね」の後、4人の発言(非開示・黒塗り)があり、「本来□□等へ入って開発できる知能が□□のために阻害されているということではないか。身体障害か精神障害かどちらかなあ」とあり、「どう致しますかこれは」と問いかけ、「これは本人の意志で行ってもよいのでしょうか、□才ですが」と新たな疑問が出された。「□□□□、法第12条で、処理すべきだと思います」とあり、「これはどう致しましょうか。この議案はもう少し調査をして決定するという附帯条件をつけたらと思いますが」との提案がされた。「身体障害か精神障害かはっきりさせて決められるべきです」「精神障害のデータが□□であるので、それをはっきりさせて、委員長へ報告して決定することにしたい(IQ程度を報告することにより)。程度とし

てはIQ□□以下を決定条件にされてはいかがでしょうか」とあり、「(異議なしの声あり) 異議のないものとして条件付き決定とします」と、条件付きで決定された。

【第8号議案】12条

第8号議案の「議案朗読」がされ、「系図省略」と説明された。「何かご意見はありませんか」に「□□は治りませんか」とあり発言(1名、非開示・黒塗り)があり、「□□、(判断力が残っている場合はその判断力に頼るべきで、本人の意志能力を認めるべきではないか)」とあり、一人の発言(非開示・黒塗り)があったのに対し、「本人はこの手術を了解しているか」とあり、さらに一人の発言(非開示・黒塗り)があり、「本人が知るべきではないか、能力がある時があると思われるので、□□として扱うこの審議は棄権します」と、本人の意志表明に関わり棄権との表明がされた。それに応じて「年令的にも母親が本人に優生手術をすすめてやらしてもよいように思えるが、例えば、本人の判断能力が残っているとするならば、疑問もある」、「12条の申請が出ており、12条の場合は□□という診断もありており、今までの考え方で提出しておる。□□」、に続き「母親の不びんな子への思いやりがそうさせているのかもしれないが。／どう致しましょうか」との投げかけに、「□□知能の低下をきたしており、この件については正常の時期はほとんどないように聞いている」、「これは□□ということだけで出ているのですが」「□□という病名だけでいいのでしょうか」とあり、「□□はいかがでしょう」との投げかけに対し、「私は棄権します」とある。「□□の状態像(臨床)について」があり、「ほんとうにこの人はもてあましものなんでしょうね」とあり、再度「この件については如何致しましょうか。／認めることにされてはいかがでしょうか。」「(声なし) それではこれを認めることに致します」と、本人の意志表示をめぐって棄権者も出たが、全体としては、12条で「適」と決定された。

【第9号議案】12条

第9号議案の「議案朗読」がされ、「系図は省略」と説明された。「何かご意見はありませんか」に「(意見なし) それではこれはこのまま認めてもよいように思われますので、認めることにします」と、特に質疑なく、決定された。

【第10号議案】12条

第10号議案の「議案朗読」がされ、「系図は省略」と説明された。「いかがでございましょうか」に「(異議なしの声あり) 異議はございませぬ。それでは認めることにします」と、特に質疑なく決定された。

【第11号議案】12条

第 11 号議案の「議案朗読」がされ、「系図は省略」と説明された。「いかがでしょうか」に「(異議なしの声あり) 異議ないようですので、認めることとします」と、特に質疑なく決定された。

【第 12 号議案】 12 条

第 12 号議案の「議案朗読」がされ、「系図は省略」と説明された。「いかがでしょうか」に「(異議なしの声あり) 異議ないようですから、認めることにします」と、特に質疑なく決定された。

「なお以上のこの結果については、法の定めるところにより関係者に通知します」。「昭和 47 年 12 月 8 日 議事録署名」と記載があった。

12・3 まとめ

1972 (昭和 47) 年 12 月 8 日に優生保護審査会 (13:00~16:00、180 分) が開催され、参加委員は全委員 9 名中 7 名の出席だった。会議の目的は「その遺伝を防止するために優生手術を行うことが公益上必要であるかどうか、また優生手術を行なうことが本人保護のために必要であるかどうかを、御審議願う」と確認された。申請者は 12 人で、申請は第 4 条・3 人 (第 1 号~第 3 号)、第 12 条・9 人 (第 4 条~第 12 条) で、12 人全員が「適」と判定された。ただし、第 8 号については、1 人棄権者がいた。

審査内容を議事録からみると、何らかの質疑のやりとりがあったのは 6 人 (第 1 号、4 号、5 号、6 号、7 号、8 号)、質疑なく「適」となったのが 6 人 (第 2 号、3 号、9 号、10 号、11 号、12 号) だった。やり取りの中身を見ると、以下のような内容だった。

- ・申請した病名と別表 (優生保護法) の関係 (第 1 号)
- ・優生手術にあたっての基本的人権について (第 4 号)
- ・状態状について (第 4 号、第 5 号)
- ・IQ について (第 6 号、第 7 号: IQ の未測定について)
- ・本人の意志表明について (第 8 号)

表 12・1 1972 (昭和 47) 年 12 月 8 日の優生保護審査会の結果

対象者	法	性	審査	審 査 内 容
第 1 号	4 条		適	いくつかのやり取りの後に、決定。
第 2 号	4 条		適	やり取りなく、決定。
第 3 号	4 条		適	やり取りなく、決定。
第 4 号	12 条		適	基本的人権についてのやり取りの後、決定。
第 5 号	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
第 6 号	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。

第 7 号	12 条		条件付きで適	I Q未実施をめぐる議論の末、決定。
第 8 号	12 条		適	本人の意志をめぐる論議、1 人の棄権者ありで、決定。
第 9 号	12 条		適	やり取りなく、決定。
第 10 号	12 条		適	やり取りなく、決定。
第 11 号	12 条		適	やり取りなく、決定。
第 12 号	12 条		適	やり取りなく、決定。
◎申請者 12 人中、審査の結果、適・12 人（4 条 3 人、12 条 9 人）。				

13 1973（昭和 48）年 2 月 7 日の優生保護審査会の議事録の分析

—s33-s63 優生保護審査会議事録①

13・1 1973（昭和 48）年 2 月 7 日の審査会

1973（昭和 48）年 2 月 7 日、時間は 13:00～14:00（60 分）、場所は県庁正庁会議室。

委員 9 名のうち 7 名の出席で審査会は成立。2 委員の辞任に伴い、後任として 2 委員が選任された。

申請された案件は 7 件あったが、調査の結果、被申請者、保護義務者がそれぞれ県外居住者であり、山口県で処理することの妥当性を欠くものが 1 件あり、この申請を却下した。結果、第 4 条、第 12 条の規定に基づく申請が 6 件提出された。

審議の目的は「遺伝を防止するための優生手術を行なうことが公益上必要であるかどうか、また優生手術を行なうことが本人保護のために、必要であるかどうかを御審議願う」とある。

議事録署名人を 2 委員にお願いした。

13・2 審査会の質疑—各申請者への適否の決定

【第 1 号議案】4 条

「第 1 号議案を朗読」し、「系図は省略」と説明された。「何かご意見はありませんか」に対し、「これは□□ですが学歴はどうですか」とあり、1 人の発言（非開示・黒塗り）があり、続いて「本人の同意はあるか」に対し、「現在入院□□しているが、入院時の診察の際、同意を得ている」と回答された。これによれば、入院時に同意を得ていることがわかる。その後「□□の状態像について質問」（2 人から 注：二人分の名前が非開示・黒塗り）があり、「（上記を解説する）」の後、「他にご意見ありませんか」「（声なし）それでは認めることにします」とされた。

続けて、「次にその 4 条関係の優生手術を実施する場合、実施医師を指定することになっておりますが、これを申請した医師から実施医師を推せんしてきておりますが、その通り指定してよろしいでしょうか」とある。4 条での申請であったことがわかる。それを受けて、「（声なし）ご異議がないようですからこのとおり指定いたします」と、4 条で「適」と決定された。

「次の第2号議案からは、法第12条に基づく申請でありまして、優生手術を行なうことの適否だけであり、手術を行なう医師の指定は必要ありません」とあるから、第2号から第6号までの5人は、第12条での申請とわかる。また、「手術を行なう医師の指定は必要ない」ことがわかる。

【第2号議案】

「第2号議案の朗読」の後、「系図は省略」との説明がされた。「何かご意見ありませんか」の後、「(声なし) このまま認めてもいいようですね。では異議ないものとして認めることにします」と、特に質疑なく12条で「適」と決定された。

【第3号議案】

「第3号議案朗読」の後、「系図は省略」と説明された。「□□のようですがその症状はどうですか」との質問に、「□□□□です」とある。「保護義務者である□□はこの系図の中に居るか」との質問に、「この系図の中にはおりません、別のものです。たしか□□にあたると思います」に対し、「□□□□ 保護義務者ということで、精神衛生法第20条に基づく選任手続きをしているかどうか、確認したか」と問われ、「選任手続きはしてあると思いますが、確認はしていません」とのやり取りがされた。「ほかのかたはいかがでしょう。／私思うんですが、選任手続きを確認の上、適当と認めてはいかがでしょう」と語り、「(声なし) では条件として選任手続きをしているかどうかを確認の上、正当な保護義務者を確認し、適当と認めることにする」と、条件付きで12条で「適」と決定された。

【第4号議案】

「4号議案朗読」の後、「系図は省略」と説明された。「何かご意見ありませんか」に「(声なし) ご意見がなければこれを認めることとします」と、特に質疑なく12条で「適」と決定された。

【第5号議案】

「第5号議案の朗読」後に、「系図は省略」と説明された。「何かご意見ありませんか」に対し、「出生時及び出生後のことが書いてないが、生まれつきか」とあり、「生まれつきと思う」との回答があり、続いて2人の発言（非開示・黒塗り）があった。「ほかに意見はありませんか。／意見がなければ認めることとします」と、12条で「適」と決定された。

【第6号議案】

「第 6 号議案朗読」後に、「系図は省略」と説明された。「何か意見はありませんか」に、「申請医師と健康診断医師が異なっているが、どうだろうか」との質問があり、「それは問題ないと思います」と回答があり、「これも問題ないようですから、認めることにしてはどうでしょうか」に「(声なし) それでは異議ないようですから認めることとします」と、12 条で「適」と決定された。

「なお以上について結果を法の定めるところにより関係者に通知します」。「昭和 48 年 12 月 7 日 議事録署名人 (2 人)」と記載があった。

13・3 まとめ

1973 (昭和 48) 年 2 月 7 日に優生保護審査会 (13:00~14:00 の 60 分) が開催され、参加委員は全委員 9 名中 7 名の出席で審査会は成立した。申請者は 7 人であったが、調査の結果、被申請者、保護義務者がそれぞれ県外居住者であり、山口県で処理することの妥当性を欠くものが 1 件あり、この申請を却下した。結果、第 4 条、第 12 条の規定に基づく申請が 6 人提出された。審議の目的は「遺伝を防止するための優生手術を行なうことが公益上必要であるかどうか、また優生手術を行なうことが本人保護のために、必要であるかどうかを御審議願う」である。申請者は 6 人で、申請は第 4 条・1 人 (第 1 号)、第 12 号・5 人 (第 2 号~第 6 号) で、6 人全員が「適」と判定された。ただし、第 3 号 (第 12 条) のみ、「条件として選任手続きをしているかどうかを確認の上、正当な保護義務者を確認し、適当と認める」との条件が付けられた。

審査内容を議事録からみると、何らかの質疑のやりとりがあったのは 4 人 (第 1 号、3 号、5 号、6 号)、質疑なく「適」となったのが 2 人 (第 2 号、4 号) だった。やり取りの中身を見ると、以下のような内容だった。

- ・学歴、本人の同意、状態像について (第 1 号)
- ・系図の中に保護義務者はいるか、保護義務者 (選任) の確認 (第 3 号)
- ・出生時の状況 (第 5 号)
- ・申請医師と健康診断医師が違うことについて (第 6 号)

表 13・1 1973 (昭和 48) 年 2 月 7 日の優生保護審査会の結果 (全委員 9 人中 7 人出席)

対象者	法	性	審査	審 査 内 容
第 1 号	4 条		適	やり取りの後に、決定。
第 2 号	12 条		適	やり取りなく、決定。
第 3 号	12 条		適	やり取りの後に、決定。
第 4 号	12 条		適	やり取りなく、決定。
第 5 号	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
第 6 号	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。

◎申請者 6 人（4 条・1 人、12 条 5 人）中、審査の結果、6 人全員「適」（4 条・1 人、12 条・5 人）となった。

14 1974（昭和 49）年 11 月 8 日の優生保護審査会の議事録の分析

—s33-s63 優生保護審査会議事録①

14・1 1974（昭和 49）年 11 月 8 日の審査会

1974（昭和 49）年 11 月 8 日、時間は 13:00～15:00（120 分）、場所は県庁正庁会議室。

委員 9 名中 9 名の出席で、審査会は成立。「委員長を選出、□□の後任の□□にお願いしたい」記載あり。

優生保護法の第 4 条及び第 12 条に基づく申請が 9 件提出されている。

審議の目的は、「その遺伝を防止するための優生手術を行なうことが公益上必要であるかどうか、また優生手術を行なうことが本人保護のために必要であるかどうかを御審議願う」とある。

議事録署名人が依頼された。

14・2 審査会の質疑—各申請者への適否の決定

【第 1 号議案】4 条

「第 1 号議案朗読」後に、「系図は省略」と説明された。「何かご意見はありませんか」に「法の別表をみると、□□というのはないが、どこかに入るのか」との質問に、「（□□の状態像を説明）」され、「□□の病名を入れるべきで、法律上うたっていない病名で承認してよいかどうか自信を持ってない」の後、「（保護義務者の意見について質問あり）」、再度「今まで別表にない病名で申請され承認された事実があるか」との質問があり、2 人の発言（非開示・黒塗り）があり、「別表にあげてある病名は非常にはん囲がせばめてあると思う」「別表に示されていない病名は申請の時点で受け付けないようにしたら」「再調査して別表に示す病名であるということが、裏付けられたら再提出させていただくということにしてもよろしいでしょうか」と慎重な声が続き、「今回は保留とし、再調査再提出することにしたらどうでしょうか」「（声なし）それでは保留し、再提出を許します」と、病名が別表（優生保護法）にないことから 4 条との申請に対し「保留」となった。ここでは、別表にない病名であることを根拠に、「保留」となった。

「つぎに第 2 号議案にうつりますが、第 2 号議案からは法第 12 条に基づく申請でありまして、優生手術を行なうとの適否を決めるだけであり、手術を行なう医師の指定は必要ありません」から、第 1 号が 4 条、第 2 号議案から第 9 号議案の 8 人は第 12 条での申請とわかる。

【第2号議案】12条、女性

「第2号議案朗読」後に、「系図省略」と説明された。「何かご意見はありませんか」に「病名に対する知能テストはどうか」と質問があり、「現在の状態では、不可能ということです」との回答後に、6人の発言（非開示・黒塗り）があり、「遺伝的ではないようだ」とある。次に「本人保護のための意味はどういうことか」との問いに「これらのものの多くは意図力全般に欠けるところがあるので、本人の生活全般にわたって保護する意味です」、「育児能力が問題ではないか」「父なし子をつくらないようにして、本人保護をしようという意味でしょう」とやり取りされた。その後「ほかにご意見ありませんか」「（声なし）で意見なければ適否を決定したいと思います」「（声なし）それでは適当と決定いたします」と、12条で「適」と決定された。「育児能力」「父なし子」との語から、女性とわかる。

【第3号議案】12条

「第3号議案朗読」後に、「系図は省略」と説明された。「何かご意見ありませんか」に「（声なし）ご意見なければ適否を決定したいと思います」「（声なし）それでは適当と決定します」と、質疑なく、12条で「適」と決定された。

【第4号議案】12条

「第4号議案朗読」後に、「系図は省略」と説明された。「何かご意見ありませんか」に「実父母かどうか、またその発育状況はどうか」との質問があり、「生育歴説明」がされ、2人の発言（非開示・黒塗り）があった。「他にご意見がなければ適否を決定したいと思います」「（声なし）それでは適当と認めます」と、12条で、「適」と決定された。

【第5号議案】12条

「第5号議案朗読」後に、「系図は省略」と説明された。「何かご意見ありませんか」に「親権者が同意する場合、両親の同意が必要であるが、その同意はとってあるか」「とってあります」とある。「他に意見がなければ適否を決定したいと思います」に続き、「（声なし）それでは適当と決定いたします」と、12条で「適」と決定された。

【第6号議案】12条、女性

「第6号議案朗読」後に、「系図は省略」と説明された。「何か意見はありますか」に2人の発言（非開示・黒塗り）があった。「年令□才時に手術を実施する必要があるのでしょうか」と「親権者が保護義務者であるが、父母の同意はあるか」「あります」と回答があり、「子宮摘出の目的があるのではないだろうか」とあった。子宮摘出は優生保護法の術式ではないが、否定されていない。「他にご意見がなければ適否を決定したいと思います」「（声

なし)では適当と決定いたします」と、12条で「適」と決定された。「子宮摘出」との語から女性とわかる。

【第7号議案】12条

「第7号議案の朗読」後に、「系図は省略」と説明された。「何かご意見はありませんか」に「両親の同意をとっているか」「とっている」とあり、「ほかにご意見がなければ適否を決定したいと思います」「(声なし)では適当と決定いたします」と、12条で「適」と決定された。

【第8号議案】12条

「第8号議案朗読」後に、「系図は省略」と説明された。「何かご意見ありませんか」「(声なし)ほかにご意見がなければ適否を決定したいと思います」「(声なし)それでは適当と決定します」と、特に質疑なく12条で「適」と決定された。

【第9号議案】12条

「第9号議案朗読」後に、「系図は省略」と説明された。「何かご意見ありますか」「(声なし)他にご意見がなければ適否を決定したいと思います」「(声なし)では適当と決定いたします」と、特に質疑なく、12条に「適」と決定された。

「昭和49年11月8日 議事録署名人(2人)」との記載あり。

14・3 まとめ

1974(昭和49)年11月8日に優生保護審査会(13:00~15:00の120分)が開催され、参加委員は、全委員9名中9名の出席で審査会は成立した。申請は9件提出され、優生保護法の第4条は1人、第12条は8件だった。審査の結果、第4条で申請された1人(第1号)は「保留」となり、第12条で申請された8人(第2号~9号)は「適」とされた。審議の目的は、「その遺伝を防止するための優生手術を行なうことが公益上必要であるかどうか、また優生手術を行なうことが本人保護のために必要であるかどうかを御審議願う」とある。

審査内容を議事録からみると、何らかの質疑のやりとりがあったのは6人(第1号・4条、2号・12条、4号・12条、5号・12条、6号・12条、7号・12条)、特に質疑なく決定されたのが3人(第3号・12条、8号・12条、9号・12条)だった。

「保留」となった第1号(4条申請)の質疑のやり取りの中身は以下のようなようだった。

第1号の第4条申請には、法の別表に申請された病名がない、法律上うたっていない病名で承認できるかとのやり取りがあり、これまでの事例はあるか、別表に示されていない

病名は申請の時点で受け付けないようにしたら、再調査して別表に示す病名で再提出させては、など慎重な声が続き、「今回は保留し、再提出を許します」と、病名が別表（優生保護法）にないことから4条との申請に対し「保留」となった。

「適」と決定された8人（第2号～9号、いずれも12条申請）の質疑のやり取りの中身は以下のようなものだった。

- ・知能テスト（不可能）について（第2号）
- ・本人保護の意味について（第2号）
- ・生育歴、家族状況について（第4号）
- ・手術の実施時期（第6号）
- ・手術の目的（子宮摘出）についての発言あり（第6号）
- ・同意者について（第6号、第7号）

表 14・1 1974（昭和49）年11月8日の優生保護審査会の結果（全委員9名中9名出席）

対象者	法	性	審査	審査内容
第1号	4条		保留→取下げ*	病名が別表にないことから保留となる。
第2号	12条	女	適	やり取り後に、決定。
第3号	12条		適	やりとりなく、決定。
第4号	12条		適	やり取りの後に、決定。
第5号	12条		適	簡単な質問の後に、決定。
第6号	12条	女	適	いくつかのやり取りの後に、決定。
第7号	12条		適	簡単な質問の後に、決定。
第8号	12条		適	やり取りなく、決定。
第9号	12条		適	やり取りなく、決定。
◎申請者9人中、審査の結果をふまえ最終的には、12条・適・8人、保留・1人・4条となった。				

* 1975（昭和50）年11月7日付優生保護審査会で、申請医が取り下げた旨、報告された。

15 1975（昭和50）年11月7日の優生保護審査会の議事録の分析

—s33-s63 優生保護審査会議事録①

15・1 1975（昭和50）年11月7日の審査会

1975（昭和50）年11月7日、時間は13:00～15:00（120分）、場所は県庁正庁会議室。全委員9名のうち、8名の出席で審査会は成立。

「1974（昭和49）年11月8日開催の審査会におきまして、法別表に掲げる病名でないことを理由に、保留となりました□□につきましては、今回の審査会に再提出を許されておりましたが、申請医から今回再提出しないとの連絡がありました」とある。

「議案送付後におきまして、法第12条に関わる申請書が2件ほど提出されましたので、これを本審査会に追加で御審議いただきたい」「議案を追加提出するとして、第10号、

第 11 号とします」。ここから、議案は全部で 11 号がり、第 10 号と第 11 号は法 12 条による申請だとわかる。

「法第 4 条及び第 12 条の規定に基づく申請が 11 件提出」されている。

審査の目的は、「その遺伝を防止するための優生手術を行なうことが公益上必要であるかどうか、また優生手術を行なうことが本人保護のため必要であるかどうかを御審議願う」とある。

議事録署名人が 2 名依頼された。

15・2 審査会の質疑－各申請者への適否の決定

【第 1 号議案】第 4 条

「第 1 号議案朗読」後に、「系図は省略」と説明された。「以上について、何かご意見はありませんか」の後、「□□のもう少し詳細なデータは？法第 4 条にもとづくものであるの（ここから 4 条で申請とわかる）に対し、「調べておりません」とあり、「他の委員がよいといわれれば別だが、4 条なるが故にもっと詳しく調査が必要ではないか」とあったのに対し、「病名が単に□□となっているが、遺伝性の□□と法には規定してある」とあり、続けて「□□も□□という診断は受けている、IQ はわからないが…」との後、2 人の発言（非開示・黒塗り）があり「□□とはどんなことをしているのか」に、「おしめなんかの交換をしているところ」とあった。「□□とあるが、優生保護法第 4 条と照らし、そんな表現で良いのかひっかかるものがある」に対し、「死亡した本人の□□は遺伝性のものをもっていたのか。どの程度だったのか」の後に発言（1 人、非開示・黒塗り）があり、「疑問がある。□□の状況などをもっと詳細に調べ、遺伝性のものであるのかどうかを明らかにし、再提出ということにしたらどうか」とあり、その後「4 条と 12 条があるが、この場合内容は 12 条ではないか」と提案され、「□□経済的な面が強い」「それでは経済的面が解決すれば 12 条でよいのか」とあり、「12 条での申請なら各委員ともよろしいか」「（声なし）それでは 12 条ならよいということにして、12 条申請替することの条件つきで承認することにします。なお以下、この結果については関係者に通知します」と、まとめられた。第 4 条で申請されたが、12 条で「申請替」で「適」とされた。

□補足 4 条から 12 条への申請の変更について

国会報告書によれば、4 条から 12 条への変更の手続きについて、次のように記されている。

「優生手術申請書に記載された根拠規定の変更をめぐる手続に関する疑義照会⁴⁹に対しては、「審査会の審査の結果法第 4 条に該当しないと認められた場合は、第 4 条による優生手術を行うことを否とする決定を行い、改めて法第 12 条により再申請をさせるようされたい。」と回答⁵⁰（昭和 31 年）していた。」

49 「優生保護法運営上の疑義について」(昭和 30 年 12 月 24 日 兵結第 4497 号 厚生省公衆衛生局庶務課長宛 兵庫県衛生部長宛)

50 「優生保護法運営上の疑義について」(昭和 31 年 1 月 20 日 衛庶第 10 号 兵庫県衛生部長宛 厚生省公衆衛生局庶務課長宛)

以上から、本来は 4 条で申請されたものを、当該審査会に於いて 12 条で「適」とすることはできない。12 条にするためには、「否」として否決し、12 条による再申請が必要であった。

1977 (昭和 52) 年 2 月 24 日開催の優生保護審査会で、当該「議案第 1 号」に関わって、次のような報告があった。

「前回昭和 50 年 11 月 7 日) 開催の審査会につきまして、優生保護法第 4 条申請を同法第 12 条に申請替えすることの条件つきで承認された□□については申請医師□□から同法第 12 条で再申請がありましたので、報告いたします。」

従って、第 1 号議案は、12 条として再申請されたとあるから、1977 (昭和 52) 年 2 月 24 日に再申請された。

【第 2 号議案】

「第 2 号議案朗読」後に、議事録には「系図は省略」とある。「何かご意見はありませんか？」に「IQ□□とは？」とあり、「知能指数を現わし、数字が多くなるほどよい」と答えられた。「両親は□□となっているが、なぜ山口県へ提出されたのか」に「両親が転勤したもので、本籍は□□です」とのやり取りがあった。「他にご意見がなければ適否を決定したいと思います」「(声なし) 特に意見がないので適当と決定します」と、「適」と決定された。

【第 3 号議案】

「第 3 号議案朗読」が朗読された。議事録には「系図は省略」とある。「何かご意見はありませんか」の後、4 人の発言(非開示・黒塗り)があったが、中身はわからない。その後、「他に質疑がなければ、適否を決定したいと思います」「(声なし) ご異議がないようですから適当と決定いたします」と、「適」と決定された。

【第 4 号議案】 女性

「第 4 御議案朗読」された。議事録には「系図は省略」とある。「なにか御質疑はありますか」に「本人の精神状態の安定ということが殊更書かれているのはなぜか」に対し「主治医の意見をそのままかかせてもらった」とあり、「現在の症状が詳しく書いてあるが、この手術をすればおさまるのか」に「そんなことはございませんでしょう」、「妊娠予防した場

合の安定保護の意ではないか」とあった。ここから女性とわかる。「□□によってどんな危険があるのか」に「□□の場合、人なつっこさがある」とのやり取りがあった。「ほかにご意見なければ適否を決定したいと思います」「(声なし) ご異議ないようですから適当と決定します」と、「適」と決定された。

【第 5 号議案】12 条

「第 5 号議案朗読」後に、議事録に「系図は省略」とある。「何か御質疑ありますか」に、「現地へ行って見たか」とあり「はい」とあり、「□□本人に会ったか」に「担当保健婦は本人に会っている」とやり取りがあり、1 人の発言（非開示・黒塗り）があった。ここから保健婦が本人に会っていることがわかる。「この人の場合□□、12 条の遺伝性以外の□□にということに該当しないのではないか。／□について調査したか」との意見があり、その後 2 人の発言（非開示・黒塗り）があり、「□□という既往がある」「医師は□□のときすでに優生手術をすすめられているケースである」とあり、「□□に面接し、その話は聞いている」とやり取りされた。「4 条で受付けるべきではないか問う意見に対してはどうか」に対し「4 条で申請したが一応 12 条でと申請医師の意見である」「申請医の判断に任せている」とあり、「母体保護という立場からは 12 条で扱うか、遺伝ということからは 4 条適用であるが、□□ということを重視するか」に対し、「いままでこんな例があったか」とあり、「この場合、本人の意志を問うべきではないか。□□。保護義務者の意見だけではどうだろうか」に対し「本人も希望している」とある。「たまたま□□がおられたので、状況が詳しくわかったが、付記としてでも最近の状況を詳しくのべるべきだ」「議案の内容は最近 1 カ月以内の調査内容である」「今後はもっと詳しく調査をすること」とあり、「広義に解釈されて出された申請であると認めて適否を決定したいと思います」に対し「(声なし) 異議ないので、適当と決定します」と、「適」と決定された。

【第 6 号議案】

「第 6 号議案朗読」され、その後議事録には「系図は省略」とある。「何かご意見ありますか？」に「□□とは？」とあり、「□□のことである」との答えあり。「□□□□この点はどうか」に「本人に直接会ったことがない。主治医の意見によるものである」とあり、「調査書に書いてある以外の症状について調査されていないのか（現在の症状）追加することがなければよいが」とあり、「□□とあるが□□の□□の場合、知能指数ははっきり出てこない場合がある。□□」、「□□の状態についてももう少し詳しく調査してほしい」とあった。その後「現在症状は殆ど良くなっているということではありますが、他にご意見なければ適否を決定したいと思います」「(声なし) ご異議がないようですから適当と決定いたします」と、「適」と決定された。調査書があり、調査を担当した人の存在がわかる。

【第 7 号議案】

「第 7 号議案朗読」され、議事録には「系図は省略」とある。「何かご意見はありませんか」に「(声なし) ご異議がないようでしたら適当と決定いたします」と、質疑なく「適」と決定された。

【第 8 号議案】

「第 8 号議案朗読」後に、議事録には「系図は省略」とある。「何かご意見ありませんか」に「I Q□□と測定不能とでは全く判断が異なる」、「I Q□というのは何も出来ないはず(ママ)で、測定不能というのが正しい」との意見が出された。「ほかにご意見がなければ適否を決定したいと思います」「(声なし) ご異議がないようですから適当と決定いたします」と、「適」と決定された。

【第 9 号議案】

「第 9 号議案朗読」後に、議事録では「系図は省略」とある。「何かご意見ありませんか」の後、2 人の発言（非開示・黒塗り）があった。「他にご意見がなければ適否を決定したいと思います」「(声なし) ご異議がないようですので適当と決定いたします」と、「適」と決定された。

【第 10 号ご案】 12 条

「第 10 号議案朗読」後に、議事録には「系図は省略」とある。「なにかご意見はありませんか」「特にご異議がないようですから適当と決定いたします」と、質疑なく「適」と決定された。

【第 11 号議案】 12 条

「第 11 号議案朗読」後に、「系図は省略」とある。「何かご意見はありませんか」の後、「これは S 44 年の知能指数か。生活年齢□□となっている。また家族構成は左から順番に年齢順に書くものである。(系図の書き方)」に対し、「6 年前の I Qでもかまわないが、やはり申請時の I Qが必要と思う」とのやり取りがあった。「ほかにご意見がなければ適否を決定したいと思います」「(声なし) ご異議がないようですから適当と決定いたします」と、「適」と決定された。

ここで「今後次の点に注意してほしい」として、次の 3 点が示された。「1 保健所における調査を徹底すること。2 系図の書き方を正しく（年齢順、近親者の順等）3 I Q等は出来るだけ申請時に近い時点で調査すること。」。以上から保健所が調査していることがわかる。

15・3 まとめ

1975（昭和 50）年 11 月 7 日に優生保護審査会（13:00～15:00 の 120 分）が開催され、全委員 9 名中 8 名の出席で審査会は成立した。

「1974（昭和 49）年 11 月 8 日開催の審査会におきまして、法別表に掲げる病名でないことを理由に、保留となりました□□につきましては、今回の審査会に再提出を許されておりましたが、申請医から今回再提出しないとの連絡がありました」とあり、1974 年 11 月 8 日の優生保護審査会に提出された第 1 号（4 条で申請）が「病名が別表にないことから保留」となっていたが、申請が取り下げた（今回提出しない）ことが報告された。

また、「議案送付後におきまして、法第 12 条に関わる申請書が 2 件ほど提出されましたので、これを本審査会に追加で御審議いただきたい」「議案を追加提出するとして、第 10 号、第 11 号とします」とある。ここから、議案は全部で 11 号あり、第 10 号と第 11 号は法 12 条による申請だとわかる。「法第 4 条及び第 12 条の規定に基づく申請が 11 件提出」されている。審査の目的は、「その遺伝を防止するための優生手術を行なうことが公益上必要であるかどうか（注・船橋、法第 4 条）、また優生手術を行なうことが本人保護のため必要であるかどうか（注・船橋 法第 12 条）を御審議願う」とある。

申請は 11 件提出され、審査の結果、第 4 条で申請された 1 人（第 1 号）は「第 12 条での申請替え」となった。1977（昭和 52）年 2 月 24 日の優生保護審査会の議事録から再申請されたことが報告されている。他の 10 人は、「適」とされたが 4 条か 12 条かについては、曖昧である。

審査内容を議事録からみると、何らかの質疑のやりとりがあったのは 9 人（第 1 号、2 号、3 号、4 号、5 号、6 号、8 号、9 号、11 号）、特に質疑なく決定されたのが 2 人（第 7 号、10 号）だった。

「4 条から 12 条での申請替え」となった第 1 号（4 条申請）の質疑のやり取りの中身は以下のようなだった。「4 条なるが故にもっと詳しく調査が必要ではないか」、「病名が単に□□となっているが、遺伝性の□□と法には規定してある」、「□□の状況などをもっと詳細に調べ、遺伝性のものであるのかどうかを明らかにし、再提出」など疑問が出て、「この場合内容は 12 条ではないか」「12 条での申請なら各委員ともよろしいか」「（声なし）それでは 12 条ならよいということにして、12 条申請替することの条件つきで承認」された。

「適」となった 10 人のうち、かなりの質疑のやり取りがあった第 5 号について、その内容を記す。

「現地に行き、本人にあったか」との質問に「担当保健婦は本人に会っている」とあり、保健婦が調査を担当していることが伺える。次に「この人の場合□□、12 条の遺伝性以外の□□にということに該当しないのではないかと疑問が出され、「4 条で受付けるべきではないか問う意見」に対し、「4 条で申請したが、一応 12 条でと申請医師の意見」（申請医師の判断に任せている）との説明があり、「母体保護という立場からは 12 条で扱うか、遺

伝ということからは4条適用か」との問いに対して、「この場合、本人の意志を問うべきではないか。…保護義務者の意見だけではどうだろうか」とあり、「本人も希望している」ことが確認され、「広義に解釈されて出された申請であると認めて」、「適」と判定された。

「適」と決定された9人（第2号、3号、4号、6号、7号、8号、9号、10号、11号）の質疑のやり取りの中身は以下のようなものだった。

- ・ 知能指数についてと両親の本籍地の確認（第2号）
- ・ 現在の状況と疾病の特徴（「人なつっこさがある」）について（第4号）
- ・ 状態についてもう少し詳しく調査してほしい（第6号）
- ・ IQ測定不能の意味について（第8号）
- ・ 知能指数の測定時期、家族構成の書き方について（第11号）

最後に、「今後次の点に注意してほしい」として、次の3点が示された。

- 「1 保健所における調査を徹底すること。
- 2 系図の書き方を正しく（年齢順、近親者の順等）
- 3 IQ等は出来るだけ申請時に近い時点で調査すること。」

以上から保健所が調査していることがわかる。

表 15・1 1975（昭和 50）年 11 月 7 日の優生保護審査会の結果（全委員 9 名中 8 名出席）

対象者	法	性	審査	審査内容
第1号	4条		4条を12条にして再申請	やり取りの後に、決定。遺伝性がいまいなため4条ではなく、12条にして翌年の審査会に再提出された。
第2号			適	簡単なやり取り後に、決定。
第3号			適	簡単なやり取り後に、決定。
第4号		女	適	簡単なやり取り後に、決定。
第5号	12条		適	やり取りの後に、決定。
第6号			適	やり取りの後に、決定。
第7号			適	やりとりなく、決定。
第8号			適	簡単なやり取り後に、決定。
第9号			適	簡単なやり取り後に、決定。
第10号	12条		適	やりとりなく、決定。
第11号	12条		適	簡単なやり取り後に、決定。
◎申請者 11 人中、審査の結果、4条で申請された者（1人）を12条にして再申請となったほか、10人は「適」と判定された。なお、12条と確定できるのは3人（5号、10号、11号）で他は議事録からは確定できない。				

—s33-s63 優生保護審査会議事録①

1977（昭和 52）年 2 月 24 日、時間は 14:00～17:00 の 180 分、場所は山口県社会福祉会館第 2 会議室。

写真1 議事録に掲載された「3 出席委員 4 その他の出席者 説明者」

3. 出席委員

[REDACTED] (委員長に選任)

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

以上9人 全員出席

4. その他出席者

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

説明者

保健所	役 職	氏 名	説明議案
			1号
			2. 3. 4号
			5. 6号
			7. 8号
			9号

審査委員の任期に関わり、「本審査会の委員の任期が昭和 51 年 4 月 30 日で満了となり、たいへん勝手ながら昭和 51 年 5 月 1 日付医務第 666 号で引き続きお願い申し上げた次第」と紹介した上で、「なおこのたび□□の辞任に伴いましてし、その後任として□□が昭和 51 年 5 月 1 日付で選任されました」とある。

「前回（注 1975〔昭和 50〕年 11 月 7 日）開催の審査会につきまして、優生保護法第 4 条申請を同法第 12 条に申請替えすることの条件つきで承認された□□については申請医師□□から同法第 12 条で再申請がありましたので、報告いたします」とある。

委員長の選任が行われ、「本日は優生保護法第 12 条に基づく申請が 9 件来ております。これらはいずれも優生手術を行なうものの適否のみを審議するもの」とあり、12 条の申請が 9 件あったことがわかる。

・議事録署名人（2 人）の依頼をした。

16・2 審査会の質疑—各申請者への適否の決定

【第 1 号議案】第 12 条

「第 1 号議案朗読」がされた。「以上第 1 号議案について何か御質疑ご意見はありませんか」に「申請理由があいまいなように思えます。□□だから手術をするということは、□□ならみんな手術をしないといけないようになります」とあり、1 人発言（非開示・黒塗り）があり、その後「現状で性的行為がおこるから申請するということは納得いきません。人権問題上、問題ありませんか」との意見が出され、「優生保護法では本人保護という言葉が使っておりますが、育てる力がないから、子どもを不幸にするから…という考え方をすると第 1 条にはそれがないですね。母性の生命健康を保護となっています…」との発言に対し、「法の要件は充分みたしていると思われるので、目的とすればよいのではないですか。

男性であるため、母性保護とうたっているため問題があるように思えるが、母性の保護も、男性であっても調査上からすればよいのではないですか」(注・船橋 ここから申請者は男性とわかる)とあり、対して「たまたま申請されたから手術をするということはあとあと問題になってもいけないし、やはりきちんとすべきではないですか」、応えて「申請理由についても医師はよくわからないといわれました(内科)」、対し「そのことをついていっているではありません。みんな可能性はあるのですから・・・」とあり、「人権問題上の問題はないのでしょうか」とあったのに対し、「何条を適用しても考え方は変わりません。遺伝性が強ければ問題はないが、ただ知能が低いために危険があるというのは考えられないし、ただそれだけで手術をするということに問題があります」との意見が出された。「他にご意見はありませんか」に答え、「□□は遺伝性があるものなのですか」に「ないとはいえません」と答えがあり、「遺伝性があれば手術をすることはよいではありませんか」とあり、「この子から□□が生まれる可能性は考えられないし、□□が全部申請され上ってくるといえるのはおかしいのです」と応じた。「本人保護というのが2号議案以下にはあるが、この議案にもそれがあれば法に照らして、違反はないと思います」とあったが、「よいというのでは問題は残りますが、国家あるいは社会がかかわって、本人保護としてやればよいのですが、□□がおっしゃるように考えてよいのでしょうか」と続いた。「皆さんがおっしゃるとおりであります、これは基本的なことありますから、はっきりしておくべきだと思います」とあり、「□□、□□両委員、問題ありませんか。以上のことについては、よくわかりました」に答えて、「申請年月日は(□□)1年前ですが、優生保護審査会が1年に1回しか開けないのでやむを得ないことですが、今年度は特におそく開催されたので、やむを得ないこととは思いますが、その間何らかの変化がみられましたでしょうか。新しい問題に接しておられますか」に対し「2回訪問しましたが、別にこれという変化は見られませんでした」と答えがあり、「□□で□□になったように見受けられますが、病名は□□ではありませんか」と問われ、「□□は前の診断をされていないため、現在の病名を□□にされたのだと思います」とあった。「どうでしょうか、これは保留として遺伝性を改めて診てもらうか、再調査する必要があるかもしれませんが、どちらかにしては如何でしょうか」と提案され、「調べてはおります。再調査はしておりません」、その後「後の議案もみんな同じ審議内容になりはしませんか。男性と女性の違いはありますが。申請されたこの度の議案はみんな認められなくなるのではないですか。今後のこともあり、検討すべきことではないかと思います」との意見が出された。「たしかに男性と女性の違いはあります」「3人の専門医師の方々は、この程度の知能なら手術をする必要がないと言われますが、□□はいかがお考えですか」とあることから、「3人の専門医師」が慎重な立場をとっていることが伺える。「この人のIQをみても、父親となっても、父親になる資格はないように見えます。□□もおっしゃるように認めてもよいのではないのでしょうか。／認めなければあとの議案もみんな同じように考えられます」とやり取りがされた。「□□にお尋ねします。／男性で

すが、女性に同じようにすべきでしょうか？」とあり、「そういうものではないでしょう」と答えがあり「本人保護というのは男性、女性の違いはありますが、□□がおっしゃるように今少し期間があくと本人保護にもなるし、今後の問題もあり、ニュアンスの違いもからんでむずかしくなってきます」「母親がしっかりしておれば、子どもは健全に育つかもありませんが、やはりむずかしいことでしょう。遺伝性を考えれば…問題があります」「男性と女性とでは違うことがあるかもしれませんが、男性がタネつけをしてじょう発してしまえば、なお問題は残るし、遺伝的なものが強い場合は何の問題もなくよいのですが」との意見が出て、「健全な子孫を残すということから申請されたのです」に対して、「何もかも□□という病名をつけて手術を行なうことに問題があります」との意見が出され、「12 条の申請は別表にかかげる遺伝性のないものであるからよいのではないですか」に対し、「別表にのっていればよいけどのっていないから困っているのです」に対し「これは 4 条でも行けます」との声もでた。「これは見送ってもう少し時間をおいてみるべきかもしれません。女性に対して問題をおこらなければよいというものではありませんが、あと 2 日すれば申請されて満 1 年になります。その間なにもおこらなかったのですから、緊急性もないようです。／問題が起こってから申請書を出し直しということもおかしいですが、申請されて 1 年目に許可が出たのではおそく、これまでに問題がおこらなかったのだから、保留ということにしてはどうでしょうか」とのまとめに「声なし」「では 1 号議案は保留とします」と「保留」とされた。

審議の最後に、「1 号議案は本人保護のため緊急性があった時に申請し直すということにいたしますが、それでよろしいですね」「よろしいです」となった。

補足 次の会（1978〔昭和 53〕年 2 月 7 日）の議事録に当該「保留」「申請をし直す」件について、次のように報告されている。

「前回昭和 52 年 2 月 24 日開催の審査会におきまして、□□であり緊急性がないということで保留と決定されました法第 12 条申請の□□につきましては再申請しない旨届出がありました」

したがって、本申請は最終的に「再申請しない」結果となった。

【第 2 号議案】12 条

「第 2 号議案朗読」された。「以上第 2 号議案について意見質疑がありましたらどうぞ」に、「声なし」「質疑がないようでしたら、手術をすることの適否について異議がないものとして決定いたします」と、質疑なく「適」と決定された。

【第 3 号議案】12 条

「第3号議案朗読」後、「以上3号議案についてご発言はありませんか」に対し「声なし」「ないようでした優生手術を行なうことの適否について決定いたします」に「声なし」「ではご異議がないようですから、決定いたします」と、「適」と判定された。

【第4号議案】12条

「第4号議案朗読」後、「4号議案についてご意見はありませんか」とあり、「保護義務者は祖父というのはいつなったのですか。父親はどうなっているのですか。親権者としてはややこしいようですね」とあり、「同意書は戸籍は別でも父親からももらってあります」とあったのに対し、「それは優生保護法第12条による手術を行なうことの同意ですね。法的に問題は起こりませんね」と確認された。続いて「他に意見はありませんか」「声なし」「では手術を行なうことの適否について決定したいと思います（声なし）」「では決定いたします」と、「適」と決定された。

【第5号議案】12条

「第5号議案朗読」後に、「5号議案についてご意見はありませんか」に対し、「□□で□□というのはありません」「□□という病名は、□□という場合につけますが、申請医師の考えがあつてのこととは思いますが、少しおかしいように思えます」とあり、「申請書および診断書には、□□と記入してあります」「□□というのもあります」とあり、「こういうものは事務的に訂正できるものですか」に対し、「申請医師に連絡をして訂正してもらいます」とあり、そして「訂正されればよいですね」と確認され「（声なし）」「では手術をすることの適否について決定いたします」「（声なし）」「決定いたします」と、「適」と判定された。

【第6号議案】12条、女

「第6号議案朗読」後に「6号議案についてご意見はございませんか」に対し、「妊娠の可能性が強いとあるが、メンスはあるのですか」とあり「メンスは現在あります。1年前より初潮ときいています」「いつから1年前ですか」「調査時の1年前です」と確認された。続いて「他にご意見はありませんか」「（声なし）」「では手術を行なうことの適否を決定してよろしいでしょうか」「声なし」「では決定します」と、「適」と判定された。

【第7号議案】12条

「第7号議案朗読」後に、「7号議案について意見はありませんか」に対し、「これは系図をみると遺伝性がありますねえ」と指摘し、「IQはいくらですか。できるものなら調べてほしいものですね」、「たしかに遺伝的な感じが強いですね」とあり、「斜線してあるのは死亡ですか、死因はわかりませんか」との質問に「原因はつかんでいません」とあった。そして、「優生保護法第4条で申請された場合は、手術する医師の指定もありますね」とあり、

「申請医師のご意見もありましょうか」に続いて、「医師が遺伝がはっきりしないため、12条で申請されたのだと思います」に対し、「4条で申請すると強制でしょうし、父母は健康であるためにこれでよいのではないのでしょうか。良いように思います。では、手術の適否を決定してよろしいのでしょうか」「声なし」「では適否を決定します」と「適」と判定された。

【第8号議案】12条

「第8号議案朗読」後に、「8号議案についてご意見はありませんか」「声なし」「異議がないようでしたら手術を行うことの適否を認めてよろしいですか」「声なし」「では決定します」と、特に審議はなく「適」と決定された。

【第9号議案】12条

「第9号議案朗読」後に、「9号議案についてご意見はありませんか」に対し、「声なし」「ないようでしたら手術を行なうことの適否を決定してよろしいですか」「声なし」「では適当と決定いたします」と、特に審議なく「適」と判定された。

「年に1度の会合でもあります。他にご意見はありませんか」に対し「声なし」で終了した。「1号議案は本人保護のため緊急性があった時に申請しなすことといたしますが、それでよろしいですね」「それでよいと思います。／ではこれで議事を終わります」。

「1977年2月24日 議事録署名人」との記載あり。

16・3 まとめ

1977（昭和52）年2月24日に優生保護審査会（14:00～17:00の180分）が開催され、全委員9人で、欠席なく全委員の参加で審査会は成立した。この審査会から「その他の出席者」として非開示（黒塗り）で3行分あり、その後「説明者」として、「保健所、役職、氏名、説明議案」の順に、5保健所（仮にABCDEとする）から、「A…1号、B…2, 3, 4号、C…5, 6号、D…7.8号、E…9号」と説明議案との関係が記載されている。従って新たに参加者として被申請者にかかわる保健所職員が加わった。

「前回（注 1975〔昭和50〕年11月7日）開催の審査会につきまして、優生保護法第4条申請を同法第12条に申請替えすることの条件つきで承認された□□については申請医師□□から同法第12条で再申請がありましたので、報告いたします」とある。委員長の選任が行われ、「本日は優生保護法第12条に基づく申請が9件来ております。これらはいずれも優生手術を行なうものの適否のみを審議するもの」とある。

申請は9件、12条で提出され、審査の結果、申請者9人（第12条）中、「保留」（申請し直し）が1人（第1号）あり、ほか8人は「適」と判定された。「保留」（申請し直し）

となった第1号について、翌年の審査会（1978〔昭和53〕年2月7日）の議事録に「前回昭和52年2月24日開催の審査会におきまして、□□であり緊急性がないということで保留と決定されました法第12条申請の□□につきましては再申請しない旨届出がありました」とあり、最終的に「再申請しない」結果となっている。

「保留」（申請し直し）となった第1号（男性、12条）の審議を見てみよう。県優生保護審査会は、第12条の規定に基づく医師からの申請を受けたときは、優生手術を受くべき者が遺伝性のもの以外の「精神病又は精神薄弱に罹っているかどうか及び優生手術を行うことが本人保護のために必要であるかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定」することとされていた。

反対の理由としては、

- ・「申請理由があいまい」「□□だから手術をするということは、□□ならみんな手術をしないといけないようになります」
- ・「何もかも□□という病名をつけて手術を行なうことに問題があります」
- ・「現状で性的行為がおこるから申請するということは納得いきません。人権問題上、問題ありませんか」「人権問題上の問題はないのでしょうか」
- ・「何条を適用しても考え方は変わりません。遺伝性が強ければ問題はないが、ただ知能が低いために危険があるというのは考えられないし、ただそれだけで手術をするということに問題があります」
- ・「□□は遺伝性があるものなのですか」に「ないとはいえません」と答えがあり、「遺伝性があれば手術をすることはよいではありませんか」とあり、「この子から□□が生まれる可能性は考えられないし、□□が全部申請され上ってくるというのはおかしいのです」これらの意見に加え、「3人の専門医師の方々は、この程度の知能なら手術をする必要がないと言われますが、□□はいかがお考えですか」との発言から「3人の専門医師」が慎重な立場をとっていることがわかる。

こうした意見に対し、

- ・「この人のIQをみても、父親となっても、父親になる資格はないように見えます。□□もおっしゃるように認めてもよいのではないのでしょうか。／認めなければあとの議案もみんな同じように考えられます」（太字は船橋）
- ・「後の議案もみんな同じ審議内容になりはしませんか。男性と女性の違いはありますが。申請されたこの度の議案はみんな認められなくなるのではないですか。」（太字は船橋）
- ・「法の要件は充分みたしている」
- ・「男性であるため、母性保護とうたってあるため問題があるように思えるが、母性の保護も、男性であっても調査上からすればよいのではないですか」
- ・「本人保護というのが2号議案以下にはあるが、この議案にもそれがあれば法に照らして、違反はないと思います」

こうした議論を受けて、次のような意見が出された。

- ・「申請年月日は（□□）1年前ですが、優生保護審査会が1年に1回しか開けないのでやむを得ないことですが、今年度は特におそく開催されたので、やむを得ないこととは思いますが、その間何らかの変化がみられましたでしょうか。新しい問題に接しておられますか」に対し、「2回訪問しましたが、別にこれという変化は見られませんでした」
- ・「これは保留として遺伝性を改めて診てもらうか、再調査する必要があるかもしれませんが、どちらかにしては如何でしょうか」
- ・「これは見送ってももう少し時間をおいてみるべきかもしれません。女性に対して問題をおこらなければよいというものではありませんが、あと2日すれば申請されて満1年になります。その間なにもおこらなかったのですから、**緊急性もない**ようです。／問題が起こってから申請書を出し直しということもおかしいですが、申請されて1年目に許可が出たのではおそく、これまでに問題がおこらなかったのだから、保留ということにしてはどうでしょうか」（太字は船橋）、「声なし」で「保留」とされた。

審議の最後に、「1号議案は本人保護のため緊急性があった時に申請し直すということにいたしますが、それでよろしいですね」「よろしいです」となった。

次の審査会（1978〔昭和53〕年2月7日）の議事録に当該1号の「保留」「申請をし直す」件について、次のように報告されている。

「前回昭和52年2月24日開催の審査会におきまして、□□であり**緊急性がない**ということで**保留と決定されました**法第12条申請の□□につきましては**再申請しない旨届出**がありました」（太字は船橋）

したがって、本申請は最終的に「再申請しない」結果となった。

なお、当該1号議案は、男性である（議論から推定）ことから法第12条の「本人保護のため」に絡んで以下のようなやりとりがあった。

- ・「たしかに男性と女性の違いはあります」
- ・「男性ですが、女性に同じようにすべきでしょうか？」
- ・「優生保護法では本人保護という言葉が使っておりますが、育てる力がないから、子どもを不幸にするから…という考え方…」

「本人保護というのは男性、女性の違いはありますが、□□がおっしゃるように今少し期間があくと本人保護にもなるし、今後の問題もあり、ニュアンスの違いもからんでむずかしくなってきます」

- ・「申請理由についても医師はよくわからないといわれました（内科）」
- ・「…国家あるいは社会がかかわって、本人保護としてやればよい」
- ・「母親がしっかりしておれば、子どもは健全に育つかもかもしれませんが、やはりむずかしいことでしょう。遺伝性を考えれば…問題があります」

- ・「男性と女性とでは違うことがあるかもしれませんが、男性がタネつけをしてじょう発してしまえば、なお問題は残るし、遺伝的なものが強い場合は何の問題もなくよいのですが」

また遺伝性にかかわって、次のようなやり取りもあった。

- ・「12条の申請は別表にかかげる遺伝性のないものであるからよいのではないですか」
- ・「別表にのっていればよいけどのっていないから困っているのです」
- ・「これは4条でも行けます」

「適」と決定された8人（第2号、3号、4号、6号、7号、8号、9号）の質疑のやり取りの中身は以下のようなようだった。

- ・保護義務者（祖父）と同意者（父）の確認（第4号）
- ・病名の訂正について（第5号）
- ・メンスについて（第6号）
- ・遺伝性と4条申請の可能性について（第7号）

表 16・1 1977（昭和52）年2月24日の優生保護審査会の結果（全委員9名中欠席なく9名出席）

対象者	法	性	審査	審査内容
第1号	12条	男	保留（申請し直す）→申請しない	やり取りの後に、決定。審議の結果、申請し直すとなったが、翌年の審査会の議事録に、医師が再申請しないことが記されている
第2号	12条		適	やりとりなく、決定。
第3号	12条		適	やりとりなく、決定。
第4号	12条		適	簡単なやり取り後に、決定。
第5号	12条		適	簡単なやり取り後に、決定。
第6号	12条	女	適	簡単なやり取り後に、決定。
第7号	12条		適	やりとりの後に、決定。
第8号	12条		適	やりとりなく、決定。
第9号	12条		適	やりとりなく、決定。
◎申請者9人・法第12条中、審査の結果、「保留」（申請し直し）が1人（第1号）あり、ほか8人は「適」と判定された。				

17 1978（昭和53）年2月7日の優生保護審査会の議事録の分析

—s33-s63 優生保護審査会議事録①

17・1 1978（昭和53）年2月7日の審査会

1978（昭和53）年2月7日の14:00～16:00（120分）、場所は山口県議会議事堂3階参与室。

委員は9人中7人が出席で審査会は成立、委員長は欠席。なお、2委員の辞任に伴い、新たに2名が就任している。「その他の出席者」が5人いた。「4その他の出席者」の項目

の中に「説明者」があり、そこに「保健所（注、の名称）・役職・氏名・説明議案」で5人分示されている。当該5人が「その他の出席者」の5人に該当するかは不明である。保健所と議案（被手術者）との関係は、「□保健所…1号議案、□保健所…2号議案、□保健所…2号議案、□保健所…3号議案、□保健所4号議案」で、2号議案の説明に2人来ている。また全員女性（根拠は下記文中を参照）である。

写真 17・1 議事録に掲載された「4 その他の出席者 説明者」

4 その他の出席者				
■	(■)	■		
■	(■)	■		
■	(■)	■		
■	(■)	■		

説明者				
保健所	役職	氏名	説明議案	
■	■	■	1号	
■	■	■	2号	
■	■	■	4	
■	■	■	3号	
■	■	■	4号	

「前回昭和 52 年 2 月 24 日開催の審査会におきまして、□□であり緊急性がないということで保留と決定されました法第 12 条申請の□□につきましては再申請しない旨届出が

ありました。手術が適とされました 8 件については、6 件については手術した旨報告が来ております。」との記載あり。

「優生保護法第 12 条の規定に基づく申請が 4 件来ております」とあり、「優生手術を行なうことが本人保護のために必要であるかについて審議願う」とあり、申請は 4 件(12 条)であることがわかる。

議事録署名人(2 人)を依頼した。

「審議に入ります前に前回(昭和 52 年 2 月 24 日)、男性の申請がありましたから、特に問題となりましたが、優生保護法の解釈について明確にしておく必要があろうかと思えます」と述べ、次の確認をしている。

「法第 1 条及び第 4 条にはっきりその目的か書いてあると思えます。悪性遺伝の防止と母性の健康保護についてですが、法 13 条の規定をみると、どうしても疑問が生じます。法 13 条は本人が精神病又は精神薄弱に罹っているかどうか、優生手術が本人保護のために必要であるかどうかの 2 点について審査するものであるが、男性の場合は法の目的と一致しない。特に本人保護の解釈についてどう対処すればよいのでしょうか。幸(注・船橋 い)今日は司法関係の方も出席されていますから、法的に本人保護の意味についてご意見を伺いたいと思えます。」

男性の場合の「本人保護」について、上記を受けて「具体的なケースで検討してはどうでしょう」とあり、「今回の申請は全部女性であります。以前は男性の申請も随分あったように記憶しています。女性の場合は、目的の後半にはあうように思えるし、男性の場合も目的にはあてはまるように思えます」とあった。今回の申請(4 人・12 条)が全員女性だとわかる。それに対し「女性からみると産むことには何ら問題はないが、産んだ後が問題なのではないのでしょうか。産むということで簡単に処理できる問題ではないと思えます。／この法があまりにも古いので、医学の進歩に追いついて行っていないのではないかと考えられます。／審議に入る前に法の趣旨を明確に解釈しておかないと、後々審議することに支障をきたすのではないかと思います」とあり、「この法は、母性保護と優生手術の二つに分かれているように思えます。母性保護は受胎調節も含めて女性を対象に、優生手術は男女を抱括(注・船橋 包括)したものと考えられます。それは精神病者等に対するものは、優生手術をすることが本人保護のため…解釈されると思えます。たしかに法第 13 条についてみた場合、男性を対象とすることは文言に問題があるように思えます。今後研究していきたいと思えます」、「今日は深く調べてきませんでしたが、厚生省にきくとかして調べてはいかがでしょうか」、「優生保護法に関する事例集は出ていませんか」「出ていないように思えます」、「厚生省に照会してみてもいかがですか」「後程明らかにすべく調査します」と、審査の前提である「本人保護」の男性への解釈について意見が交わされた。

□補足 本人保護の男性への解釈について

男性の「本人保護」にかかわる解釈について、福岡県と厚生省のやり取りが 1954 年（昭和 29 年）にあったので、ここで紹介しておく。

疑義：1954（昭和 29）年 5 月 15 日付「29 公第 4628 号」の「福岡県衛生部長 川上六 ■（1 字不明）」から「厚生省公衆衛生局長殿」宛「優生保護法の質疑照会について」

優生保護法施行について左記の点について疑義があるので御回答願いたく紹介する。

記

一 法第 12 条該当者の申請があった場合法第 13 条に基づき県優生保護審査会は「本人が精神病又は精神薄弱に罹っているかどうか及び優生手術を行なうかどうか本人保護のため必要であるかどうかを審査の上」適否を決定するよう規定されているが本人が男子の場合は優生手術を実施することが真に本人保護と考えられる場合が考えられないので「本人保護のため優生手術を必要とする」具体的事項について意見承りたい。

本県における事例は精神薄弱に罹患し保護義務者の同意がある未生（ママ）年者の男子であるが継母学友等に猥褻の行為があり公益上必要とは考えられるも ■■（2 字不明）の行為のみにて本人保護とは確認出来ない状況である。

回答：1954（昭和 29）年 7 月 26 日付「衛庶第 48 号」の「厚生省公衆衛生局庶務課長」から「福岡県衛生部長殿」宛「優生保護法の疑義について（回答）」

昭和 29 年 5 月 15 日公第 4628 号で貴県衛生部長から照会のあった標記について、左記の通り回答する。

記

優生保護法第 13 条の規定による本人保護は、主として女子の妊娠について考えられる身体的保護のみならず、社会生活を営む面における保護も併せ考慮されなければならない。本人が精神薄弱等の精神的欠陥を有するが故に通常人と等しい経済生活を行い得ない場合に、子供をもうけることは、ますます経済生活上の不利益が加重されるものというべく、又その本人の保護者の立場からする保護も充分を期し難くなる場合が考えられる。このような場合には、本人に優生手術を実施するのは、本人保護のために必要であると思料される。従って、優生手術の要件たる本人保護の必要性は単に女子についてのみならず男子についても認められるところである。

17・2 審査会の質疑－各申請者への適否の決定

【第 1 号議案】第 12 条

「第 1 号議案朗読」後に「以上 1 号議案について何か御質疑御意見はありませんか」に、「□□と診断されていますが□□」とあり、1 人の発言（非開示・黒塗り）があり、続いて「□□□□／むしろ□□で□□ではないかと思われます」に対し、「□□といわれるのでしょうか。医学的にはそう考えられますね。□□如何ですか」と指名して、「□□全く同感です。□□の原因は□□だけの原因ではないように思えます。□□だけで□□というのには疑問が残ります。□□□□医学的には□□この辺を重視して病名をつけられたと思います」と診断名にかかわるやり取りがあったのに対し「よくわかります。優生手術の可否については如何でしょう」と投げかけられ、「□□、□□両委員がおっしゃるように□□ということについて、常識的には手術は必要ではないでしょうか」、「社会的にはよくわかるが、父なし子を産んでもいけないし、本人保護のために手術をすることは可といえるでしょう」とあり、「たしかにそうですね。手術は可としてよろしいですね」「全員 反対の声なし」に続き、「手術をすることについて適と決定いたします」と、「適」と決定された。

なお、議事録には、遺伝歴についての記載はない。

【2 号議案】 12 条

「第 2 号議案朗読」後に、「質問ありませんか。□□医学的にみて問題はありますか」に応え、2 人の発言（非開示・黒塗り）があり、その後「法第 12 条には『遺伝性以外の精神病又は精神薄弱』と規定されていますが、このケースには□□□□遺伝性の疑もあるように伺えますが、法第 12 条申請でよいのでしょうか」と、遺伝にかかわり 4 条ではとの意見が出された。それに対し「4 条の申請でやれということですか。たしかに遺伝性が濃厚といえそうですね」とあり、対して「遺伝性をきめることはむずかしいようすし、遺伝性の場合□□は特に決めにくい感があります」、「この病名から遺伝性はきめにくいと思います。この人は□□と診断されているが、恐く□□ではないかと思ひます。たまたま□□が病気のため遺伝性も考えられますが、本人の病名からみると遺伝性は考えられないし、たまたま本人だけが□□になったのでは遺伝性はないと考えられます。□□□□」、「素人目からみると…たまたま□に病人がいるから…そう考えられますね」と続く。それらのやり取りに対し、「本人保護のために手術をすることについて必要は考えられるが、法第 12 条で、これでよいかどうかを伺いたかったのです」とあり、「法第 4 条と第 12 条の関係ですが、法第 4 条に明らかに該当するということであれば第 12 条で申請してよいのではないですか」（下線は船橋）、「遺伝がはっきりしない場合は 12 条ということですね。手術をすることについて適としてよろしいですねか」と諮られ、「申請の動機はどうか。これが初めての申請のようですが。なぜ□才まで放置していたのでしょうか。1 号議案では□歳のようですが」に対し、「これまで精神科の医者にかかっていなかったため、優生保護法でこのような制度のあることを知らなかったのです。□□□□」（下線は船橋）と答えている。「議案からみるとなにもしていないことが考えられますね。施設への入所とか入院等については」

とあり、「今後このようなことがないように気をつけなければならいんですね。2号議案について適と決定してよろしいですか」と諮られ、「全員 反対の声なし」「では決定いたします」と「適」と決定された。「法第4条と第12条の関係」について、「法第4条に明らかに該当するということでは第12条で申請してよい」、「これまで精神科の医者にかかっていなかったため、優生保護法でこのような制度のあることを知らなかった」とあるのは、一般人が優生保護法を知らなかった点と、精神科の医師から周知された点で、重要である。

【第3号議案】

「3号議案朗読」後に、「今の説明に対して質問はありませんか。これは2号議案に比べると申請理由がはっきりしています」に対し、1人の発言（非開示・黒塗り）があり、その後「IQで□で□ですか」「IQは□で□ですね」に続き、「このくらいの知能で育児はできますか？」に対し、「この程度の□□は多いですね。知能指数が□位あればよいと思われますけど、□でもある程度のことはわかっているのではないのでしょうか」とある。続いて1人発言（非開示・黒塗り）の後、「よく親が年老いて、親亡きあとを考えて子どものことを心配し、将来を考えているように、この□□も同じ考えでのことはないのでしょうか。一人になった時のことを考えて…」とある。「この人に直接おあいになりましたか」「この人は毎朝みると、よくなれた人以外はものは言いません。話をしたことはありません。知らん顔をしています」、また「□□□□その当時の生活状態とか・・・を調査をされましたか」とあり、「学校の方は調査をしなかったようですね。学級担任の先生がいないということ等で見切りをつけましたか。施設の方ではどのような意見を持っていますか」とあり、「□□の方は、調査をしていません。／□□から調査をしました。／□□□□ぜひ手術をしないと将来困ることがおこるのではないか」とあり、それに対して「□□□□少しましな男性と結婚すれば、何とか生活できるのではないのでしょうか」とあったのに対し、「□□□□家人も目の届かない面も多々あるでしょうし、どうしたものでしょう□□□□」とあり、1人発言（非開示・黒塗り）があり、「この人の家庭環境はあまりよくないですね」とあった。その後、「申請医師の意見を尊重すべきでしょう。／周囲の意見としては支えがあればまともになれるかもしれない…という期待は残るかもしれませんが」とあり、一人発言（非開示・黒塗り）があり、それを受けて、「何度か検討の結果、申請に踏み切ったということですね。実際に診察している医師の意見がそうであれば、書類上からみたものとはちがって慎重さがあると思われます」とあり、「□□□□、法12条にいう□□にはまちがいなくあたりますか」と問い、「□□にまちがいなく、法12条にはあたります」「前半はあたりますが、後半は本人保護のためということですね。□□如何ですか」とあり、2人の発言（非開示・黒塗り）に続き、「□□□□ということで、子どもを育てる能力もあるのではないかと思います」「前のケースよりも知能はよいように思われます。IQ□ですから。環境にもよるでしょ

うが、これまであまりにも閉ざされた生活をしてきたから、とまどいもあるでしょうから」とあり、「IQによるものではないと思います。特にこのような人は受け皿の条件如何によって決まるのではないかと思います。この申請は□□の医師の検討の結果による重要な意見をもらって申請されたのではないかと思います。私は□□医師の出された診断を尊重すべきだと思います。□□の意見もよくわかります。確かに可愛そうです。同情もしますが…手術はやむを得ないのではないのでしょうか」とあり、「家族がつれて行って診断を受けさせたのですね。家族が熱心なわけですね。障害年金は1級か2級ならもらえますが、何の年金をもらっているのですか」「□□ 従って□医師の診断により手帳をもらっているので、□医師とのつながりは長いと思われます」の後、「やはり□医師の意見を尊重すべきだと思います」、「多数決で決めるものではないと思いますが、4人賛成と思われますが、□□如何お思いですか」とあり、「やはり申請医師の意見を尊重すべきでしょう。□□のいわれたように環境的にみてやむをえないと思います」の後、「手術をすることについて可としてはいかがでしょうか」と諮られ、「一同 異議なし」「では可と決定します」と「適」と決定された。

【第4号議案】

「第4号議案朗読」の後、「このケースについて質問ありませんか」に応え「『□□』とはどのような病気ですか」に対し、「□□□□/1歳半頃□□で診断を受けているが、その時の診断が正しいのではないかと私は思います」、「□□に□□がくっついているのですか。□□は年齢に達すると出されるのですね」とあり、「手術すべきと思いますが…その前に一つだけ質問させて下さい。『症状の改善を考慮し』とありますが、これはいろんな意味にとられますが、どのような意味ですか」に対し「□□の関係で改善されるのではと言うようなことを聞いたことがあります」に対し、「それはおかしい」（発言は2人か3人）、「身障手帳を昭和□年にもらっていますか。何級をもっていますか。療育手帳ももっていますね」

「身障手帳は□級です」「□級では、身障者としては軽度ですね」に対し「はいたしかに軽度です。これは昭和□年の状態のままであって、現在ではずいぶん症状も進行しているため、□□も医師と相談して申請することにしています」「昔の状態のままですね。だから症状は、ずいぶん進行していることになりますね」と確認し、「昭和□年というと、本人は□歳で□□園に入園したころですね」と、「身障手帳交付等については、福祉事務所と相談して重度であれば申請をしておしてください。このケースは家庭環境からみると、3号議案ととてもよく似ていますが、手術をすることについては、賛成いただけますでしょうか。□□、いかがでしょうか」と問われ「けっこうです」と答えている。「手帳の再申請は今しています」「では決定いたします」と、「適」と決定している。

続けて「優生保護法の目的について昭和 27 年 7 月厚生省よ（り）出された「優生保護法の…一部を改正する法律等の施行通知」を読ませていただきます（別添）／厚生省にも照会しましたが、男子の手術については（本人保護の意味から）検討させてくれとのことでした。後日連絡あり次第、お知らせします。施行通知のお知らせは皆さんに送付してください」で、綴じている。「昭和 58 年 2 月 7 日 議事録署名人（2 人）」の記載あり。

17・3 まとめ

1978（昭和 53）年 2 月 7 日に優生保護審査会（14:00～16:00 の 120 分）が開催され、全委員 9 人中 7 人の出席（欠席 2 人）で審査会は成立した。「その他の出席者」として「説明者」に保健所職員（5 人）がいた。ただし、申請は 4 人（第 1 号～4 号、全員女性）で 2 号議案の説明に 2 人来ていた。

まず、前回の審査会（1977〔昭和 52〕年 2 月 24 日）で「緊急性がないということで保留と決定されました法第 12 条申請の□□につきましては再申請しない旨届出がありました」と報告され、「手術が適とされました 8 件については、6 件については手術した旨報告」があった。「優生保護法第 12 条の規定に基づく申請が 4 件」あり、「優生手術を行なうことが本人保護のために必要であるかについて審議願う」ことが確認された。議事録署名人が依頼された。

そして「審議に入ります前に前回（昭和 52 年 2 月 24 日）、男性の申請がありましたから、特に問題となりましたが、優生保護法の解釈について明確にしておく必要があるかと思えます」と述べ、次の確認をした。「本人が精神病又は精神薄弱に罹っているかどうか、優生手術が本人保護のために必要であるかどうかの 2 点について」「男性の場合は法の目的と一致しない。特に本人保護の解釈についてどう対処すればよいのか」について、司法関係者の意見を聞いた。司法関係者は、「具体的なケースで検討しては」として、「今回の申請は全部女性で…女性の場合は、目的の後半にはあうように思えるし、男性の場合も目的にはあてはまるように思えます」とあった。それに対し「産んだ後が問題なのでは」、「審議に入る前に法の趣旨を明確に解釈」する必要があるとして、「この法は、母性保護と優生手術の二つに分かれている…母性保護は受胎調節も含めて女性を対象に、優生手術は男女を包括（注・船橋 包括）したもの…精神病者等に対するものは、優生手術をすることが本人保護のため…解釈される…法第 13 条についてみた場合、男性を対象とすることは文言に問題があるように思えます。今後研究していきたい…」と、審査の前提である「本人保護」の男性への解釈について意見が交わされた。

申請は 4 件、12 条で提出され、審査の結果、申請者 4 人（第 12 条）全員が「適」と判定された。「適」となったが、疑問が出されたのが第 2 号議案と第 3 号議案である。第 2 号議案では、「遺伝にかかわり 4 条では」との意見が出されたが、「この病名から遺伝性はきめにくい」「本人の病名からみると遺伝性は考えられない」との意見があり、「遺伝がはっ

きりしない場合は12条」で「適」とされた。第3号議案では「少しましな男性と結婚すれば、何とか生活できるのではないのでしょうか」「支えがあればまともになれるかもしれない…という期待は残るかもしれませんが」「子どもを育てる能力もあるのでは」「このような人は受け皿の条件如何によって決まるのではないか」と話されたが、「この申請は□□の医師の検討の結果による重要な意見をもらって申請されたのでは」「医師の出された診断を尊重すべき」「医師の意見を尊重すべき」として、「環境的にやむを得ない」「手術はやむを得ない」と、「適と」となった。

「適」となった第4号議案では、次のことが質問に出された。

- ・病名にかかわる改善可能性と身障手帳取得の時期（第4号）

なお、男性の手術についての「本人保護」について、厚生省にも照会したら、「検討させてくれ」とのことだった。

表 17・1 1978（昭和53）年2月7日の優生保護審査会の結果（全委員9名中7名出席、2名欠席）

対象者	法	性	審査	審査内容
第1号	12条	女	適	やり取りの後に、決定
第2号	12条	女	適	やり取りの後に、決定。
第3号	12条	女	適	やり取りの後に、決定。
第4号	12条	女	適	やり取りの後に、決定。
◎申請者4人（法第12条）中、審査の結果、全員が「適」と判定された。				

18 1979（昭和54）年3月12日の優生保護審査会の議事録の分析

—「s33-s63 優生保護審査会議事録①」及び「s33-s63 優生保護審査会議事録②」

18・1 1979（昭和54）年3月12日の審査会

1979（昭和54）年3月12日、時間は14:00～16:00（120分）で、場所は山口県議会棟3階参与員室。

委員は9人で、出席委員9人で全員出席であった。「その他の出席者」として「事務局」4人、「説明者」として第1号議案1人、第2号議案2人（2行分が黒塗りなので2人と判断）、第3号議案1人、第4号議案1人、第5号議案1人あった。下記写真18・1を参照。申請は5人分であることがわかる。

委員長が議事を進め、「本日は優生保護法第12条の規定に基づきまして申請が5件提出されております」と、申請は5件でいずれも第12条での申請である。「当審査会は同法第17条第3項の規定によりまして優生手術に関する適否を審査することとなっております」として、議事録署名人の依頼をしてから、審査が開始された。

4. その他の出席者	
事務局	
説明者	
第1号議案	
第2号議案	
第3号議案	
第4号議案	
第5号議案	

【第 1 号議案】 第 12 条

121

いんですか。□□の方は」とあり、「はい。治療は非常に早い時期に見つければ、□□の場合は回復することがあるといわれています。ただ、時期が遅れると回復が難しい。この場合□才では遅かったということですね」とのやりとりがある。「これは 12 条で出ておりますが、□□□□そうしますと 3 条の 4 にあります『妊娠又は分娩が母体の生命に危険を及ぼす虞があるもの』と、こういうことになって 12 条では具合が悪いという気がします。／今までの委員のご意見はそうではなくて、一部の先生方から俗にそれでは手術ができないか、それなら 12 条と考えたんですか。私自身現実はそれだろうと思うんです。／しかし 9 の保護義務者の意見にこういうことがありますので、ちょっとはっきりしておかんと…」に答え、「この方は□□の診断とありますが」「□□だろうと思います。／『はっきりと社会生活、自立ができず、子供をもうけても養育能力が全然ない』のと、『どういう社会的な不慮の事故を起こすとも限らない』のと、このあとの出てくるようなあれでしたら、それなりに意義がわかるんです。あんまりそういうことははっきりうたっていないくて、ただ…」に対し、「今の□□ご質問に対して、何か□□の方でははっきりとしたご返事はございますか」とふられ、「12 条じゃなくて 3 条か 4 条でというご意見ですか」と確認され「いや、というんじゃないしに、後日つつ込まれると困るといけないから、その辺をはっきりとしておく必要があると思うわけです」と答えている。「遺伝性のものであれば、とうぜん 3 条に該当し、4 条による申請の方でということになりましようけれど、事務局の段階では、これが遺伝性のものかどうかということはまだはっきりしませんでしたので、申請で出て来たとおりの 12 条でしたものです」。「12 条で出てきてもいまのこの状態でいけば、身辺整理が全くできないという状態であるならば、遺伝性でなくてもいけるんじゃないか、という考えをもっております」。「ただ保護義務者の意見というものが、母体保護という理由のために、優生手術を希望したいというふうに文章で載ってますでしょう。そこを言うんです」に対し、「3 条の前のところで、「本人が同意並びに配偶者がある時はその同意を得て優生手術を行うことができる」とあるんですけれど、それが問題になるから 12 条でやらなければどうにもならない」と述べている。「私も 3 条のところで「本人の同意並びに配偶者がある時はその同意」とあるので…。子供を生んでもうまく育てられないというなら、生まれた子供を親から切り離す手段を講ずれば、子供の方がどうもないと言うことであれば、やっていく上で問題はない」と答えたのに対し、「実は前回か前々回の審査会で、私がまったく先生と同じ意見を述べたんです。／生むということは本人の権利であり、自由であり、自分が馬鹿だから生むことができないというのはおかしいと思うんです。それをわれわれは審査会で優生手術を認めるというのはおかしいんじゃないかという気がするんです。／先生がおっしゃるとおり、生んだ子を誰かがすぐ国家的に養育してやれば育てることはできる。それは誰であろうかと、私は、司法畑の方が、そういう裏付けの法でとらえる施設がないから、やはり生まないようにする以外にないだろう、と私は確かそういうふうに記憶しております」と、述べたのに対し、「私は□□のおっしゃることはもっとものような気がする

んですが、ただ□□保護義務者の意見として『本人保護』ということばが出てきているんでひっかかるんですが、「この場合は、あてはまりやすいんじゃないだろうかなあという気がします」「そうです。私もそう思うんです。ただ文章としてこれが残りますのでね」、「ただそれがここでも『本人保護』ということばが出ておりますので、そういう気がするんですが」とある。「本人の同意というのは法律的には何才ぐらいから認められるのでしょうか」「ただこの場合は、ただし書き以下で逃げることができるようになっているんです」、「小さい子供の意見というものがあるような気がします」に対し、「保護義務者の意見というのには引っ掛かりますが、審査委員会としては、たまさか（注・船橋 意味不明）保護義務者が素人であり、こういう単純な表現の仕方が文章になって表れているという気がするわけで、したがってわれわれ審査会の方といたしましては、全般的なものをつかまえて、これを見つけて行けばと思うわけです。／そういうことを頭の中に入れていただいて、今後は議案を作っていただきますといいんじゃないかと思うわけです」とある。

「一般的には3条と12条の相違というのは、3条については遺伝的なものを取りあげ、12条についてはそうでないものと、それで3条と12条を比べた場合には、3条の方は誰がみてもわかりやすいものなので、簡単に許可を得られないということにしているわけで、それからゆけば12条でやるということは、なお丁寧にやるということになるからよろしいんじゃないありませんか」との意見に対し、「この優生保護法は確か昭和23年に施行されたわけなんです、そのときはいまの12条、13条はなかったわけですから。／いわゆる13条で遺伝性のものについては、優生保護の見地から手術ができるということで、当時は現に精神障害であったり、知能が低くて生んでも育てられないとか、現に問題があるものは、こういう法律がなかったので、優生手術ができなかったわけなんです。その後27年にこの12条、あるいは13条が新たにはいって遺伝性でないけれども現に病気であって、母性保護あるいは社会公安上問題があるというものについて、この審査会に同意を得れば、適当ということになれば、手術ができるということになったわけです。そういうことで何れにしても3条にしても12条にしても審査会の審査が必要だということです」に続き、「今説明がありましたように、この議案は現に第12条によるものであると書いてあります。そうしますと、12条によって申請がなされた場合には、第13条によって「本人が同上に規定する精神病又は精神薄弱に罹っているかどうか及び優生手術を行なうことが本人保護のために必要であるかを審査の上」とありますので、これは12条で申請したんだということであれば、それを受けて13条によって決定しなければと思います。形の上では」と確認された。その上で、「母体の保護ということなんですけれど、私はお産に耐えられるか耐えられないかということが、この席ではなかなか審査が難しいと思うんです。／私は12条でいった方がという気がするんです」とあり、「保護義務者の意見も本人保護のためですし、13条の場合も結局本人保護のためですから、言葉ばっかしが重なっているわけですね。保護義務者の意見も母体保護ばかりいっているわけじゃなくて、知能障害が著しいというのが前

に出てきていますから、知能障害が著しいので本人保護のためということがいいいんだと思いますので、よろしいのじゃないかと思います」と意見があり、「妊娠、出産ということがすぐに本人の生命の危険につながるものかどうかという点が一件と、それから母体の方に危険があるものではないとすれば、生まれてきた子供の方に問題が起こるかどうかということをわれわれは心配するわけです」とあり、「もうちょっと現状について述べさせていただきます。□□□□／□□□□」と補足され、「妊娠するような状況下におかれた場合には、健康を永続するというのが、そういう心構えなりが不可能あり、あるいは突作の場合もそうであるというふうに解釈してよろしいわけですか」と問いがあり「はい」との答えがあった。「先程から念を入れたのは、□□もいわれたように、後々に問題があつて、この審査会はそういう者に対して許可してよかったかと問題になったとき、それに耐えられるかどうかということなんです」とあり、「ただ今の説明を聞きますと、私は3条に持っていかなければという気になるのですが」、「第3条には『行うことができる。ただし、この場合には行うことができない』と限られている。そういうふうに読むんじゃないかと思うんです」とあり、「同意を要しないというんじゃないくて、手術を行なうことができないという意味で、この限りがついているんじゃないかと思うんですけれども。／これがなかったら第3条の場合は医師の認定だけでできるでしょう。優生保護審査会は関与しないことになるでしょう」と、3条の解釈について意見が出された。

注 ここから引用のための資料は「s33-s63 優生保護審査会議事録②」となる。

それに対し、「議長、3条は『医師の認定による優生手術』とありまして、『審査を要する優生手術』というのが4条にございまして、4条がこの審査会の必要なものになってくるわけです」との説明があり、「3条は問題にならないわけですね」「はい」、続けて「3条の本人には未成年者は含まれないということですね」、「そういうことです。本人の同意があってもだめだという意味で、『この限りでない』と。未成年者、精神病患者、又は精神薄弱者は本人の同意があってもだめだ」と説明された。その上で、「問題になってくるのは4条、5条であるか、あるいは12条、13条であるかということだけになりますね」と確認され、「本人の保護のためというのは、本人の正常な意思に基づいて妊娠できるかどうかということが問題になるわけで、正常な意思に基づかない妊娠というのは、それ自体本人のためにならない。だからそのことを察するのが本人保護のために必要であると、こういうふうに解釈していんじゃないかと思います」に続き、「本人が正常な意思に基づいて妊娠を望み、そのために妊娠したと、そういうふうであれば、いくら本人自身が妊娠能力がなくても、その場合に13条を適用するわけにはいかないと思いますけれども、正常な意思にもとづかない妊娠というのは、一切本人のためにならないんだとそういうふうに解釈していいんじゃないかと思います」と続き、「精神病には限らないですね。心臓が悪くても分娩能力がな

い、母体の保護ができないというのが該当するわけです。3条というのはこの会にはあまり関係ないですね」とあり、「全部これ遺伝的なものが主になってくるんじゃないかと思えますよ」とあり、この発言に対して「母体の保護には遺伝性でなくていいんです」とあり、「本人保護ということの考え方ですね。正常ならざる、あるいは本人の希望しない、妊娠状態にあるということは、もう本人の保護に反しているということですね」、「本人の保護になるかどうかというのは、主観的な事情じゃなくて客観的な基準に基づいて判断すべきじゃないですかね」との提案があり、「医務課としては審査を要件としない優生手術がどの程度行われているかということは、把握は全然できないのですね。報告義務は…あるんですか。それはあるわけですね。統計上わかるんですね」とあり、「衛生統計の方の年報には載っていると思いますけど」と応えがあった。

最後にあらためて「12条によって申請が出た、そして我々が13条によって本人がそういう病気に罹っているかどうか、それから手術を行なうことが、本人保護のために必要であるかどうか、ということを経済的に審議して合意に達したわけですが、そのように決定してよろしゅうございますか」と諮られ、「全員 異議なしの声」「それでは、第1号議案は適当であるということに決定いたしました」と、「適」と決定された。

【第2号議案】

「第2号議案朗読」後に、「第1号と同じような議案ですが、ご意見ありますか」と提案されたが、「ちょっとご報告いたします。先程の優生手術の件数ですが、53年末1年分の統計ですが、法第3条に基づくものが113件、12条に基づくものは先程報告がありましたように4件を審査して3件だけ行われています。人工中絶は含んでおりません。優生手術だけです。母体保護のための卵巣摘出とかですね、そういうものです」とあり、「3条の4と5ですか」と確認され、「第2条では、優生手術と妊娠中絶と別けてありますね。ですから第2条の1項の優生手術ですね」と「中絶は含んでいません。中絶はもっと、500から600件、あるはずですよ」、「女性ばかりですか」、「はい、昨今は全部女性です。たまたま男性の届出がなかったということで違いますか。／結さつは優生手術の中に入れていないんですか」とあり、「含まれていないと思うんですよ」、「結さつは含まれないから届出がないんですかね」とあり、「はい」と答えている。「テキストを見なければ優生手術にならんわけですか」に「いいえスペクテリング（注・船橋、船橋には意味不明）は優生手術の適用でやっていないわけではないんですよ」、「それじゃあ届出がない方がおかしいですね」と続いている。このやり取りの中で、優生手術として卵巣摘出を位置づけ、結さつは優生手術に含まないとしている議論がなされているが、この点は法に照らして事実とは異なっている。「結さつ」は優性手術であり、優生保護法の術式では卵巣摘出は認められていない。この点で重要なのは、卵巣摘出が優生手術として認知されている点である。

続けて議論は、「3条の5で『分娩ごとに、母体の健康を著しく低下させる恐れのあるもの』とあります。これは必ず、男性がいなければ女性はこの立場にならんわけですから、当然男性も対象になるわけです」とあり、「いつも思うのですが女性ばかりがここに出てくるような気がするんです。女性のための法律みたいで」に対し、「先生、去年もそうおっしゃった…」とある。

まとめとして、「いかがでございましょう。第2号議案もおおまかに言えば第1号議案と同様なのですが」とあり、「まだ程度が悪いようですね」、「それでは決定してよろしいでしょうか」「全員 異議なしの声」、「それでは第2号議案も適当であるということに決定いたします」と、「適」と決定された。

【第3号議案】

「□□説明」の後、「質問なり、ご意見は」とあり、「先程の繰り返しなんですけれど、IQ□□くらいで手術をしない者はたくさんいると思うんです。審査会の意見というか、基準というか、そのへんをはっきりする必要があると思うんです。／結局申請理由にあるように『□□』ということになれば、皆優生手術を認めるのかどうか、そのへんが委員長が言われたようにこのくらいの者だったら自分で生みたいという意味もあるんだろうかと、もしそれでなかったら国家が…。／前のIQ測定も不能であり、生活年令□□というのなら、それは自分で好んで妊娠するとか、子供を生むとか考えることはできないと思う。親の希望は『□□』というのが本心だろうと思います」との意見に対し、「いかがでございましょうか。本人の人権に関する問題ですので、法律の専門家がお二人いらっしゃいますが」と投げかけた。「IQの問題とからめて、ですね。それはむしろ一番フレッシュな委員長が関心を持っておられると思うんです。我々は既に慣れたというか、これはいいだろうという具合にやってますしね。それじゃあいかんからというので、あえて私がカネたたきのような役をしてしゃべっているわけです。／やっぱり社会常識として認められればそれでいいんじゃないかと思うんですが」とあり、「ここへくるまでの手続きですけどね、調査とありますけど、これは保健所の方での保健婦さんの調査はどうなんでしょうか」とあり、「これは申請が保健所を通じて私どもの方に出まして、それで保健所の方に調査をお願いして、実際の調査は保健所の保健婦さんが担当して、今日、調査された方に来てもらっているわけです」とある。ここで、申請が保健所を通じて審査会に提出されること、保健所に調査をお願いして、保健所の保健婦さんが担当して調査していることがわかる。「その調査報告書というのはあるわけですね」、「はい、全部あります。それを同じ様式にまとめられたものがこの議案になるわけです」、「我々もこれだけで判断するので、例えば今のケースでいえば、7のところの終わりのあたりが私としては、これだけじゃあ無理じゃないかというような感じがするんですけどね。／それから数字的な正確さで例えば□□であればいいんだ、□□であれば悪いんだというようなわけにはいかないんじゃないかという気がするわけです。

やっぱりケースケースで総合的にまわりの事情を考慮した上で決定することになるんじゃないかと思いますね」との発言があり、「おおせのとおりです。じゃあ『□□』なれば全てそうなるかというところ…」、「例えば非常に環境が良くて、まわりが子どもが欲しい、できればまわりの者で育てていこう、というような環境のものであれば、身内で引き取って育てるということも考えられる。そうするとやっぱりケースケースによって判断していかなければならない。／確かに□□がおっしゃるような心配を私もしないわけではないんですが」との意見が出て、「その通りだと思いますけど、いま入院と外来の問題で少し違いますけど、外来の患者さんでも家族等周囲の体制が問題になりますね。／□□にお聞きしたいのですが、優生保護については戦前からの発想がずっと残っているようなところがありますね。人権の問題についても。いろいろな問題もございしますが、それをどのように国は考えているのか、国の動きとして、□□会議とかでどのように考えているのか、あればちょっと…」とあり、「私の関連した会議ではありません。おっしゃるとおり遺伝性精神病質と、これは我々の社会的に作られた概念としてあるのかどうか、我々の年令の者は非常に疑問に思う。／おっしゃるとおりこれは非常に古いものですから、法の趣旨も、それでなおさらこの委員会も」とあり、「地方自治体によっては内々にとったのですが」、「ニュースは流れてないです」に続き、「不幸な子供を作らない、母親を作らない、ということが行きすぎますとナチスのやったこととかのように大変なことになりますね」と話された。「なかなか定規をあてたようにはいかない面があるということですね。だからケースバイケースと」とまとめられた。

「もう一つは保護義務者の意見のところに『手術をするのに同意した』とありますが、同意をするのにも積極的な同意と、消極的な同意、言葉を変えれば希望する場合とそうでない場合といろいろあるような気がするんです。／ただ我々は机の上で、こういう書類だけで審査するわけですから実際に、こういうのが妊娠して分娩する、将来子どもを生んで母親の立場になる、そういうことに責任を持てるか持てないかということにもなってくるんじゃないかと思うんです。そうしますと、保護者の考えというのが、一番深刻な問題になるんじゃないかと思うんです。そういう意味での質問ですが」、「それにつけ加えて、第12条で申請できるのは医師であって、保護者は同意するにすぎんです。私は少なくともこういう法律は、医師と保護者との連名で申請するという形が妥当じゃないかという気がするのですが」に対し、3人の発言（非開示・黒塗り）があった。

「私、この審査会というものはかなり歯止めになっているという気がします。1年1か月ぶりに開かれたんですが、件数としては比較的少ないんじゃないかと思います。そういう意味で私はむしろ実際に現場において調査されたときの資料なり関係者なりというものを信頼しているし、この度もそういう気持ちを当てはめたい」、「□□のおっしゃる通り保護義務者の意見というものが、積極的な同意なのか、消極的な同意なのか、その強弱ですね。書類作成の上でこういったニュアンスを明らかにしていただければ幸いです」、その上

で「このケースは、保護義務者のところ、特に父母と二人書いてある。我々の方でも患者さんを預かった場合、両親が二人そろって入院をお願いするというのはあまりないですね。両親が二人そろってということであれば、これはやはり意味があります」とあり、「もし可能であればこれから先、9番の保護義務者の意見のところは、我々にニュアンスがある程度感じられるものにしていただきたい。さてこのケースにつきまして、いかがでしょうか。よろしゅうございますか」と諮られ、「私はいいと思います」「他全員異議なしの声」、「それでは適当と認めます」と、「適」と決定された。

【第4号議案】

「□□説明」の後、「何か意見はございますか。／今聞きましたところでは、□□の方は『ぜひ優生手術を』ということでこれは保護義務者の方で意見がかなり強く出ていますが」に続き、6人の発言（非開示・黒塗り）があった。続けて、「□□□□というのは、IQでいうとどのくらいの範囲になりますか」とあり、「白痴、痴愚、軽愚とわけますが」、「さっきのは□□とありましたが、もうちょっといいわけですか」、「□□というと□□ですね。25～50が痴愚、50～70が軽愚…アメリカ式とドイツ式でだいぶ違いますけどね。だいたいアメリカ式でやっています。中度ですと知能テストをやればおそらくIQが出てくるんじゃないかと思えますけれど。知能テストはやってないんですね」に続き、「先程の第3号とあまり程度が違わないと考えてよろしゅうございますか」と確認され、「□□は別に□□の施設じゃないわけですね」、「はい、□□にいるのは皆普通児なんです」に続き、3人の発言（非開示・黒塗り）があり、「□□□□12月に申請書を出してから一週間に一回ぐらい福祉の方に催促に行っている状態なんです」と報告され、2人の発言（非開示・黒塗り）があり、「要するに『もし妊娠でもしたら取り返しがつかない』、これが皆、本心ですね。父無し子を生んでもらっちゃ困る。だから女性ばかりになる、と。単純な理由になると思うんですね」、「これが一番審査会にかかるよりは社会適応の方に近いケースのような気がしますね」とあり、続けて「純医学的でなく、社会的に困るということこそ、私は、むしろ審査会の意義があるんじゃないかと思うんです」、「家庭環境さえ許せば十二分にできるわけですね。□□環境がそういう状況になっておるわけで、一般家庭ですとたぶん出てこなかったケースかも知れない」、「保護義務者でありながら、保護の義務を果たせないですからね」とあり、「国家が果してやったら、と。国がやるべきことをやらないで、優生手術の申請をさせ、それを認める審査会ではないかと…」との意見が出たのに対し、「非常にせんない（ママ、注・船橋 せつないねの方言）ケースですね」とあり、「本件の場合は、集団生活の社会状況とか、仮に出産した場合、□□の施設に預けたとしても、どの程度生活を保てるかという具体的な判断をできると思う。／例えば就職において集団生活、対人生活、仕事の状況はどうであったか、母親としての能力はどの程度まで期待できるか。国家がある程度力を貸してやったとしても本人のプラスになるのならやはりすべきかも知れない」に続き、

発言（1人、非開示・黒塗り）があり、「□□□□妊娠出産の恐れがなければ、普通の生活ができる人ならば、むしろ手術をすることが本人の生活権を守る…逆に老後のことを考えるなら不利になるが」とあり、「出産の権利を奪うけれど、生活の権利を与えるようになる。むしろ、積極的に手術をしてやればという気もするんですが」に対し、「本件の場合は現状においてセレクションして審査会に出てきているような気がしますので、身障□級でもありますし、何とか願いをかなえてやってですね、後が生活できるように、後顧の憂いをなくしたらという気がしますけれど」、「手術したってセックスには関係ないんでしょうね」とあり、「この程度なら市民生活はおくれるし、積極的に認めてあげたらという気がするんですけど。ただ老後の問題は一つあると思います」とに対し、「それこそ国がみてやらなければ」とあり、「この人は□□が亡くなれば、□□さんが保護義務者になるわけですね。□□□□少なくともこの人が生活できるよう妊娠、出産の恐れをなくすることが最低の必要条件かも知れない」の後、発言者が1人（非開示・黒塗り）あり、「このレベルの女性はたくさんいるわけですね。しかし現実には妊娠したら困るので、一日も早く手術を、と」、「審査会にかけなくとも自分から結さつとかする人はたくさんいるわけですね。ということは家庭条件からみて、公の道筋を踏むしかなかったから出てきたというわけですね。□□□□」、「本人の知能程度からして、手術することを理解することはできますか」との問いに4人の発言（非開示・黒塗り）があり、「この手術を受けたら子どもが生めなくなるということを理解できる感じですか」に「はい」と答えている。まとめとして、「それでは適当であると決定してよろしゅうございますか」、「全員異議なしの声」、「それでは適当であると決定いたします」と、「適」と決定された。

【第5号議案】

「□□説明」の後、4人の発言（非開示・黒塗り）があり、「家系図をみると□□の家系に入るような気がします」とあり、「いま言われましたように遺伝性ですので4条のようですね」に対し、「別表2の方に入るような気がするんですけどね。それで□□のことを念を入れて聞いたんですけど」に対し、「申請医師は12条でと言われたのですか」と確認され、「12条の方がいいんじゃないかなろうかとおっしゃった。□□□□現在、□月□日から生理が始まっており、福祉事務所とも話し合ってこの審査会にということになった。□□□□」とある。「このケースは、病院、施設でIQはわかりませんでしたか」とあり、「学校で□□だということで、病院では測定していません」に対し「かなり社会性はありますね」とある。「先程の申請医師の□□のご意見が12条でということはそれなりの意味があるんでしょうね。申請理由の中に□□とありますし、そういう面で遺伝的な面もあるような気がするが、□□の方はあまり問題にならないような気がするが……。この系図をみますと4条適用のような気がするんですけども」に続けて、3人の発言（非開示・黒塗り）があった。

話は移り、「□□が保護義務者になっているわけですね。果たして□□が保護義務者として適当かどうか。むしろ□□の方が適当のような気がするんですが」に対し、「それも感じたのですが、実際に今まで□□が育ててきたという責任のもとで保護義務者にといいことだと思っんです。実際は、□□達が中心で、このようなことを何回も繰り返したら大変だということを出したと思っんです」、「家裁の方に行っていただければ、職権を発動して保護義務者を変えることはできますから。こういう場合、保護義務者の意見を聞く場合、効力に問題が出てきますので」とあり、「保護義務者の意見を聞くときは、□□一緒にいたんですか」と確認され、「はい」と答えている。「その席では遺伝性の□□であることを認めたような表現になっていますね」に対し、「遺伝性というか、□□もそうだし、□□もそうだということ、聞くのに骨が折れたんですが、福祉事務所、民生委員の人と総合して判断したんですけど」と答えた。

「本人も優生手術の意味はわかっている」、「はい」。「□□は賛成なんですか」「はい」の後、6人の発言（非開示・黒塗り）が続き、「誠に悲惨な環境のようですが」に続き「ケースとして今までのものとそう違いがないような解釈をせざるを得ないようですが。ただこの度は、遺伝的な要素がかなりあるので…。4条の、あまりそういう形できちっとやるよりは12条でという何か弾力的な配慮が加えられたような気がするわけなんです。そういうような理解をしてみると、今までのケースと同じような気がするんですけど」に対し、「4条でといっっておいた方が、あとまだ□□、それから□□がおりますし、その関係があるんで、□□先生とも相談して4条でやっっておいた方がいいような気もするんですが。その点、他の人に、類が及びますけどね」とある。「12条によりますと「遺伝性のもの以外の精神病又は精神薄弱」と規定してありますので、遺伝性のものだと法的にどうなんですかね」と出て、「12条では読めないわけですね。別表1に掲げてないものということでしょう。4条の方が適当なんですね」、「主治医の□□先生が12条で出すということは、遺伝性ではないとの判断に立っっておられるのかと思われるんですが」とあり、「□□先生に面接していませんか。その時に4条か12条かという話は出ませんでしたか」と問われ、「申請が出てから、□□先生にお会いしたわけなんです。その時、12条を適用した方がいいだろうとおっしゃいました」と答え、「申請理由の中で、あえて『経度』という言葉が使ってあるし、紙一重的なご理解をしておられるような気がします。ひっかかるのはひっかかるんですが」とあり、「4条の場合は、最終的には『疑わしき』という問題が出てくるんじゃないでしょうか。ですから、遺伝性とはっきり断定できる場合は4条だけれども、遺伝性の疑いがあるという程度では、4条では無理ということになりませんか。そうしませんと、はっきり遺伝性とわかるものは4条で、遺伝性でないものは12条で、遺伝性の疑いのあるものは宙ぶらりんで何もできないというのは、法解釈上、法の目的にそぐわないと思いますので、明らかに遺伝性である場合が4条で、それ以外のものは12条という解釈でいいんじゃないでしょうか。4条でやりますと中央優生保護審査会に対して再審査の請求ができるわけで

すね。再審査に対しては訴えを起こすことができると・・・」と、4条と12条の解釈について述べた。「(□) 一度厚生省へ□□の遺伝性について伺ったことがあります、この場合□□□□という場合は、遺伝性をとってもよろしいが、慎重に行うべきだと言われたが、もし遺伝性を使うならこの□□があてはまる。□□□□・・・ということで、□□先生も12条で申請されたんだと思います」と補足した。「紙一重で□□であるけれども、遺伝性という言葉は使いにくいということですね」とあり、「最高裁判所まで行くということですからね。厚生省でも遺伝性ということは難しい、と」と話され、まとめ的に、「そうしますと第12条は、遺伝性のもの以外いというところにアクセントを置いて考えましたけれど、別表1、2に掲げる遺伝性のものと必ずしも断定できないものについては、ということですね」と確認された。「4条と断定できないもの、疑わしきは12条にすると解釈した方が、すき間ができませんのでよろしいかと思います」となった。「医学的にみた場合、これを遺伝性でないと遺伝とはどういうことになるのか、ということになりますか」、「遺伝性の疑いが濃いけれども、ということですね」、「重度の□□の場合より、軽度のその場合の方が、遺伝性が強いと、そういうことがありますね」、「重度であれば、逆に家系が絶えてしまうんで、はっきりしないんじゃないかあ・・・」と、遺伝の論議が続き、「たとえば、小さいときに何かあったとか、外因性のものほど、知能程度が低い、IQは低いんです」、「男性が□□であったばあいと、女性が□□であったばあいと、どちらが遺伝としては高いでしょうか」に対し、「それは同じだと思いますけど」とあったが、ここで「私はやはり優生手術は受けさせるべきではないかと考える。ただ、4条で行くべきか、12条で行くべきかということですが、この審査会は、いちおう条件的なものを付して結審することができるんでしょうか。□□の先生は12条でということですが、もう一度見ていただいてという結論は、だせるんでしょうか、どうなんでしょうか」と、意見があった。「それはやはり申請に対して審査するんであって、それ以外というのは疑問があるんじゃないでしょうか」、「それは出された書類について、もう少し詳しくご報告くださいということは言えると思いますけどね」、「だいぶ前にあったですね、こういうケースが」、「4条が12条になったのが、50年頃にありました。遺伝性をとりあげなかったんですね」と話され、「今12条で出ているものを4条にやりかえるということになりますと、非常にやっかいなことになりますね。□□どうでしょうかね、□□がおっしゃたように…」に対し、「法的にそれで通るんだったら私はかまいません。おっしゃるとおり、またひっくり返してということになると、□□先生も大変だし、その辺を考えないといけません。私、今日のケースの中で、これが一番該当だろうと思います。ただ、一委員の意見としてそういうものを記録しておいていただきたい」とまとめて、「法律的には先程□□がおっしゃったように、明らかに4条と断定できるもの以外は12条でいいんだということでもよろしゅうございますね。それでは第5号も適用であると決定いたします」と、「適」と決定された。

「1979年3月12日 議事録署名人」との記載あり。

18・3 まとめ

1979（昭和 54）年 3 月 12 日に優生保護審査会（14:00～16:00 の 120 分）が開催され、委員 9 人中、全員出席で審査会は成立した。「その他の出席者として事務局 4 人」と各申請の説明者が加わった。「本日は優生保護法第 12 条の規定に基づきまして申請が 5 件提出」と、申請は 5 件でいずれも第 12 条での申請である。「当審査会は同法第 17 条第 3 項の規定によりまして優生手術に関する適否を審査する」として、議事録署名人を依頼した。なお、申請は 5 件、12 条で申請され、審査の結果、全員が 12 条で「適」とされた。「適」となったが、いくつかの疑問が出された。

第 1 号議案では次のような疑問が出された。

「生むということは本人の権利であり、自由であり、自分が馬鹿だから生むことができないというのはおかしい・・・それをわれわれは審査会で優生手術を認めるというのはおかしい・・・生んだ子を誰かがすぐ国家的に養育してやれば育てることはできる。・・・施設がないから、やはり生まないようにする以外にない・・・」

また、12 条申請で「本人保護のため」の意味をめぐって議論され、「本人保護ということの考え方・・・正常ならざる、あるいは本人の希望しない、妊娠状態にあるということは、もう本人の保護に反している」と捉える中で、12 条として「適」と判定された。

第 2 号議案では、1978（昭和 53）年末 1 年分の統計として、法第 3 条・113 件、12 条は 4 件を審査して 3 件が実施されたことが報告され、その報告の中に優生手術と術式の話題が出されている。

「優生手術だけです。母体保護のための卵巣摘出とかですね、そういうものです」と、優生手術として卵巣摘出が例示されていた。また、「結さつは優生手術の中に入れていないんですか」「含まれていないと思うんです」とあり、「結紮（けっさつ）」が優生手術に含まれないとの認識が伺える。優生手術として卵巣摘出を位置づけ、結さつは優生手術に含まないとしている議論がなされているが、この点は法に照らして事実とは異なっている。「結さつ」は優性手術であり、優生保護法の術式では卵巣摘出は認められていない。この点で重要なのは、卵巣摘出が優生手術として認知されている点である。

写真 議事録（1979 年 3 月 12 日）の第 2 号議案の部分

	ちょっとご報告します。先程の優生手術件数です
	が、53 年末、一年分の統計ですが、法第 3 条に基づ
	くものなる件、12 条に基づくものは、先程ご報告あ
	りましたように、4 件審査をしてる件だけ行われてい
	ます。人工中絶は含んでおりません。優生手術だけ

	です。母体保護のための、卵巣摘出になりますね。、 そういうものです。
	る条の4に5ですな。
	第2条では優生手術と妊娠中絶と別けてあります ね。ですから、2条の1項の優生手術だけですね。
	第
	中絶は含んでいません。中絶はもっと・・・届出た「H」で 500から600件あるはずで。
	女性ばかりですな。
	はい。昨年は全部女性です。たまたま男性の届 け出なかったということと違いますな。
	結さつは優生手術の中に入れていないんですな。
	含まれていないと思うんです。
	結さつは含まれないから届け出がないんですな。
	はい。

第4号議案では、保護義務者の「もし妊娠でもしたら取り返しがつかない」ので手術の要望が強いが、その保護義務者が、保護を果していず家庭環境が悪い。本ケースは、「社会適応の方に近いケース」「家庭環境さえ許せば十二分にできる」「一般家庭ですとたぶん出

てこなかったケース」として見た上で、「妊娠出産の恐れがなければ、普通の生活ができる人ならば、むしろ手術をすることが本人の生活権を守る」「出産の権利を奪うけれど、生活の権利を与える…積極的に手術をしてやれば」「何とか願いをかなえてやって…後が生活できるように」「この人が生活できるよう妊娠、出産の恐れをなくすることが最低の必要条件」「このレベルの女性はたくさんいる…しかし現実には妊娠したら困る」と、優生手術を受けることで生活を可能にするとの論理で、手術が位置づけられた。「手術を受けたら子どもが生めなくなる」ことを理解できるかに「はい」と答えている。

第5号は、系図からみて4条が適当ではないかとの議論がされたが、「遺伝性の疑いがあるという程度では、4条では無理」で「明らかに遺伝性である場合が4条で、それ以外のは12条という解釈」に立ち、また「12条で出ているものを4条にやりかえると…非常にやっかい」との認識に立って、12条で「適」と判定された。

質疑の中でだされた質問は以下のとおり。

- ・病名と遺伝性の関係について、IQについて、治療の可能性について、優生保護法に12条（非遺伝性）が加わった経緯、法第3条・4条・12条のどれが妥当か、本人保護とは（第1号）
- ・IQの分類、現在の施設の種類（4号）
- ・家系図と遺伝（4条）の可能性について（5号）

表 18・1 1979（昭和54）年3月12日の優生保護審査会の結果（全委員9名出席）

対象者	法	性	審査	審査内容
第1号	12条	女	適	やり取りの後に、決定
第2号	12条		適	やり取りの後に、決定。
第3号	12条		適	やり取りの後に、決定。
第4号	12条		適	やり取りの後に、決定。
第5号	12条		適	やり取りの後に、決定
◎申請者5人（法第12条）中、審査の結果、全員が12条で「適」と判定された。				

19 1983（昭和58）年3月18日の優生保護審査会の議事録の分析

—「s33-s63 優生保護審査会議事録②」

注1 議事録には開催期日が昭和57年となっているが、議事録の中身と県優生保護審査会の開催通知の検討から昭和58年の誤記と推定した。

19・1 1983（昭和58）年3月18日の審査会

1983（昭和58）年3月18日、時間は14:00～16:00（120分）、場所は山口県議会棟参与員控室（B）。

全委員 9 人中 7 人出席に加え、「その他の出席者」として「事務局」4 人、「説明者」（第 1 号議案、第 2 号議案、第 3 号議案、第 4 号議案、第 5 号議案、第 6 号議案に対応した説明者、ただし説明者は黒塗り・非開示）がいた。

会議次第あり（写真 19・1 参照）で、「議案審議 第 1 号議案→第 6 号議案」とある。

本審査会の委員は 9 名であり、「本日は 7 名のご出席があり、…過半数に達しており本審査会は成立」とある。

本審査会は 2 年ぶりの開催、1979（昭和 54）年 3 月に開催してから、1980・1981（昭和 55、56）年度は開催されていない。

本年度は 6 件の申請が提出

「当優生保護審査会の委員の任期満了に伴い、昨昭和 57 年 5 月 1 日（注・船橋、開催日が昭和 58 年 3 月となる根拠）先生方に委員をお願いして以来、本日が初めての審査会であります。御再任いただいた方もございます」の後、自己紹介があった。自己紹介では「□□、□□、□□、□□、□□はじめてです、□□、□□57 年 7 月就任後はじめてであります」との記載から、2 人が新たに加わったと思われる。

委員長を委員の互選により選出。

「本日は優生保護法第 12 条の規定に基づく申請が 6 件提出されており」、「いずれも優生手術を行なうことが適当であるかどうかを審議願う」。申請件数 6 件を第 1 号議案から第 6 号議案までとする。以上から、6 件が 12 条の申請でだされていたことがわかる。

議事録署名委員を依頼した。

会議 次第	
1	開会
2	あいさつ
3	山口県優生保護審査会委員紹介
4	委員長選出
5	議事録署名委員の選任（1 名）
6	議事
	(1) 議案審議
	第 1 号議案 → 第 6 号議案
	(2) その他
7	閉会

19・2 審査会の質疑—各申請者への適否の決定

【第 1 号議案】第 12 条

「第 1 号議案説明」後に、「質問やご意見はございませんか」に対し、「このような施設では生活指導というか、看視はないのですか。しようとしてもむずかしいのですか。（できないのですか）」「むずかしいのでしょうか」との質問があり、「本人の保護の立場で手術を行うことになるのか。病気の確認と手術の適否を決める。手術をすることが本人保護のためとなるのか。これができないから妊娠しないようにするのか。野ばなしで父なし子を産むということを予防するのか、いつも問題となることであります。産んでも養育できないから…、能力がないから…、これだけというのか、欲情を抑えるということは人権問題で

あります。当審査会としてはっきりとした意見を持っておくべきではないでしょうか」とあり、それに対して、「今の意見では人権問題にかかる。子どもの幸せを考えて…子どもを妊娠する恐れだけでは、単なる保護ではないですか」とあり、続けて「保護…は、周囲の勝手ということになるのではないですか」、「本人は子どもを産むことがわからないのではないですか。出産した時は人に預けてしまうのでわからないのでしょうか」と続いた。「予防が拘禁的では問題となる。優生手術が本人のしあわせのためとなるのか、どうか。回復能力があれば別だが。□□□□」とあり、「優生保護法に基づいて実施するほかはない」とあった。それに対して、「以前を知らないからよくわからないが、簡単な法律であるため、運用をどこまでするのか、できるのか（13条をみて、どれだけ運用できるのか）がよくわからないのです」とあり、「それだけに定義をきちんとしておいた方が良いのではないのでしょうか」とあった。新たに「今までは手術することを認めなかったこともあったのか…どうですか。／□□では却下したことはありませんでした」に応え、「□□がよいといわれれば、よいと思います」とあり、「こちらではどうですか。状況を聞きたかったのです」とさらに問いかけられ、「法4条申請が12条になったり、保留又は再調査になったことはあったと思います。最近では、認めなかったことはありません」と答えられた。「調査された方で、このような点をふまえてぜひ付け加えておきたいことがあれば、伺いたと思います」の後、3人の発言（非開示）があった。「表面的にみてどうですか」に対し「身体的に障害はないと聞きました」の後、「産まないことがしあわせなのかどうか。疑問ですね」とあり、「子どもが欲しいとか、産みたいという意志判断が全くできないのならよいではありませんか。どうしても欲しいというのであれば別ですが」「生むということと、母親になるということの判断ができないのであれば、…よいのでは」「母親としての能力がないのは明確ですが、経済的にも困窮するのではないですか」と続いた。「法そのものが、本人保護であれば…」と確認された。「いろいろ問題は出ましたが、他にご意見があればどうぞ出してください」に続き、「最低生活は保護されているのですか」の後、発言（1人・黒塗り・非開示）があり、「□□□□如何ですか」、「本人保護であるかどうか、結論を待っているが…」の後、「言葉に表して言いにくい分野もあるし、それはいいとして、私が一人で言う意見でもありませんが…」、「このまま野ばなしにしたら、毎年妊娠して中絶することによって、からだをこわすのではないのでしょうか。これが保護の理由の一つになると思いますが」とあり、「中絶することは母体をこわすことになるのですか」と続いた。「ご意見は出しましたが、本人保護の上から適当としてよろしいか」「（声なし）では手術をすることについて、適当といたします」と、「適」と決定された。

【第2号議案】第12条

第2号議案朗読（調査をされた方が議案の朗読）後、「このケースについてご意見があればどうぞお願いします」とあり、「IQ□で以前から□□で性行為はなく、□□適当と思わ

れる。IQだから適当としてよいのではないかと、IQで判断されている。「保護義務者（父母）は□□していますが、同意はとりましたか」に対し「父、母二人から別々にとりました」とあり、「法の上からもよいのですね。保護義務者の同意は間違いありませんね」と確認された。「では適当としてよいですか。1号で十分討論されていますので、これもよいとします」とあり、「異議なしの声あり」「では決定します」と、「適」と決定された。

【第3号議案】12条

第3号議案の朗読後、「この例についてご質問ありませんか」に応えて、「直接の原因ではないと思いますが、これは内因性ですか。外因性ですか、□□は異常はないのですか」との質問があり、「母親が子どもを産んだ時のことはわかりませんか」「遺伝性ということになれば…違うかと思いますが」とあり、その後4人の発言（非開示・黒塗り）があり、「IQは□で他の者と同じかどうか、少し高いではありませんか」とあり「母親の気持ちはどうなのですか」に対し、「少し問題ありそうですね」「何か、ありそうなのということですね」とあり、「器質性のものもあるかもしれません」と答えている。そして、「その他、意見はございませんか。なければ適当と決定いたします」に対し「（意見なし）では適当とします」と、「適」と決定されている。

【第4号議案】12条

第4号議案朗読があり、「4号についてご意見がありましたらどうぞ」と促されて、「IQ測定不可能ということは…どうということですか」とあり、「測定しようとしてもできない状態かと思います」と答えた。「将来どうするのか、家庭でひきとるのははっきりしていますか」とあり、発言（1人、非開示・黒塗り）があり、続いて「本人は□歳ですが、□歳で妊娠の可能性はあるのか」との質問があり、3人の発言（非開示）の後、「差し迫っているのか」に対し「それはないようですね」とあり、「だからといって待つわけにはいきませんね」との意見があり、「18歳で結婚はできるが、18歳未満は児童になるが、年齢制限はないのか、又問題はないのか」との疑問が出され、「法3条は未成年者はできなくなっている。詳しい資料があるのかもしれないが、我れ我れがつかんでいないのは残念ですが、法の立て前から白昼討議ができない面もある。保護者の同意を得てやればかまわないものもある」に続き、「妊娠の可能性はある。過去中学2年生の中絶を扱ったことはある。／従って、4号についても適当としてよろしいか」との投げかけに「（声なし）では適当と決定します」と、「適」と決定された。

【第5号議案】12条

第5号議案朗読後に、1人の発言（非開示）があり、「切除してしまう恐れはないか」に続き、1人の発言（非開示・黒塗り）があったのに対し、「それはここでいうべきことでは

ないでしょう」との意見が出て、「調査の段階では如何ですか」に依て、「母親の意向は感じました」に対し「可能性はあっても…」「まだいろけはないのでは」とあり、「本人にありましたか」の問いに「ありました、□□」の後、一人の発言（非開示・黒塗り）があり、「身長、体重がわかれば本人を想像することができます」とあった。「早く手術することによって、健康を害すことはありませんか」に対し、「**卵巣が残っておれば問題ない**と思います」、ただし「**生理をとめることであれば問題**である。もし**母親にその考えがあれば問題だ**」と意見が出た。「法 2 条にきちっとある。（この法律で**優生手術とは生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で、命令をもって定めるものをいう。**）」が確認され、「**生理の始末ができない、生理をとめる為では問題だ**」「**まわりの者のために手術するのでいけない**」と意見が出された。「将来成長にしたがって少しはよくなるのかどうか」との質問があり、発言（1 人、非開示・黒塗り）があった。「□□このケースは小さい（年令）ので、少々ひっかかりますが…、**少し早すぎるようにも思えます**」に続き、もう一人発言（非開示・黒塗り）があり、「**小さい子でも生理があれば妊娠していることはあります。いたずらをした男性の成人がわるい。（本人に何もおこななくても）**」とあった。「□□施設で男性が弱いものとして、女性に対し暴行をする、又小さな子どもに対していたずらをするものもあるでしょう」と意見が出された。「如何しますか」に対し「**少し希望が持てそうです**」「**母性保護**を感じる年令まで待っては、これまでこんな小さな子どもの申請はありましたか？親が同意した…だけでは、**時期的に早いのでは…**」とあり、「**差し迫った時期でなく、保留**」「**再調査としては…**」との意見が出た。その後、「社会へ出てからもありますから、いつ社会へ出ますか」に対し、1 人の発言（非開示・黒塗り）があり、「**今回は不適当としてよろしいか**」と投げかけ、「（声なし）**適当な時期に再審査もございます。否と決定します**」と、第 5 号議案については「否」と決定された（太字は船橋）。

【第 6 号議案】第 12 条

第 6 号議案朗読後、「男性に対して本人保護とどのような関係にありますか」とあるから、男性と推定できる。「他人保護ではありませんか」とあり、対して「過去 1 件ありました。（男性 1 件あり）やった結果の判断について、善悪の判断ができないまま、ほっておくことは本任保護の対象となるのではないではありませんか」とあり、続いて発言（1 人、非開示・黒塗り）があり、「他人保護の発言もありましたが、発病後、□□か、何かあるのでは□□このような病気はあるのですか」とあり、続けて「**社会のため…強姦 妊娠よりも、強姦の方が罪が軽いのでは…**」とあり、「**このような人こそ手術をすべきではありませんか**」と意見が出された。「**どんな保護で被害者をつくらないといえるのか。妊娠した方がよくわかってよいのではありませんか。□□はよくわかりますが…。このような人こそ結婚して、妻が正常であればよいのではありませんか。／別表では□□は対象ではありませんね**」との意見が出された。「別表に該当すれば 12 条ではなく、4 条に該当し、4 条でやれば

よいのですが、□□があれば別の条文に該当はしないのか。…本人保護の意味からも…」と意見に対し、「このケースはカルテを調べてみないとわかりません」「保護の状態で…。この分で本人保護に該当するかどうか問題となります」と出されたのに対し、「申請理由に少し説明を加えてほしい」とあり、発言（1人、非開示・黒塗り）の後、「入院中であれば、直すということで少し様子を見てはいかがでしょう」と話され、「むずかしい問題になりました」の後、1人の発言（非開示・黒塗り）の後、「男性の場合は、どうすればよいのか。12条が適当とされることがないというのでは疑問です」と疑問が出され、「□□等の結婚の時、男性の手術を考える時があります」「男性の場合、遺伝性以外は該当しないのではないかと考えられます」「本人が責任のとれない者として、責任をとらすことから本人の保護、道義責任を軽減させるということになりますか。養育責任がとれるかどうかとも問題です」と話された。「法第3条（医師の認定による手術）通知で明確にされています」とあり、第3条が示された。

「医師は左の各号の1に該当する者に対して本人の同意並びに配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様な事情にあるものを含む。以下、同じ。）があるときは、その同意を得て優生手術を行なうことができる。但し、未成年者、精神病患者又は精神薄弱者についてはこの限りではない。

1. 本人もしくは配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患、若しくは遺伝性奇形を有し、又は配偶者が精神病若しくは精神薄弱を有しているもの。
2. 本人または配偶者の4親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患、又は遺伝性奇形を有しているもの。

以下略」

「夫婦の場合、配偶者の一人が意志表示できれば代行したことになる…と解されます」、「法13条の本人保護に該当するか…どうかと思われま。□□のいわれるように、拡大解釈をしてよろしいかどうか。如何いたしましょう」とあり、「決をとってください」とあり「拡大解釈でよいと思われる方…（多数決のように思われる）」（（）は原文）に対し、「□□とはいえないのではありませんか」「□□可能性はどうなのでしょう」とあり、「治療行為によって暴行や暴力がおこらなければよいのではありませんか」との発言に続き、「適とはいえない雲行きになりました。5号議案と同じように保留としますか」とあり、「理由を、病気治療の上で様子を見るということにして…／保留にしては…」とあり、その後「不適と決定してよろしいか（声なし）では不適と決定します」と、決定しかけたが、質問で「本人保護ということについてどこまで解釈するかを明確にしてほしいと思います」とあり、「みなさんにきめていただければけっこうです」に対し、「素人ですからよろしく」「法12条の場合の本人保護は、身体上のことも含めて保護と思いますが」「はじめてのことだし、裁判のような判例はないものですか」に対し、「秘扱いですし、出しにくいのではありませんか」に続き、「□□は当分の間、なおることはないと思うから、主治医にまかせ

てよいのではありませんか」とあり、「ばく然とした本人保護ではなく、はっきりした申請理由を記入して欲しいと思います」。

以上で終わりだが、結論としては「保留」となった。

最後に、議事録署名人の署名がある。

19・3 まとめ

1982（昭和 57）年 3 月 18 日に優生保護審査会（14:00～16:00 の 120 分）が開催され、全委員 9 人中 7 人出席（欠席 2 人）で審査会は成立した。「その他の出席者」として事務局（4 人）と説明者がいた。「本審査会は 2 年ぶりの開催、1979（昭和 54）年 3 月に開催してから、1980・1981（昭和 55. 56）年度は開催されていない」。「本年度は 6 件の申請が提出」「本日は優生保護法第 12 条の規定に基づく申請が 6 件提出」があり、「優生手術を行なうことが適当であるかどうかを審議願う」とある。

審査会で優生手術が「否」と否決された第 5 号について見る。第 5 号では、被申請者の年齢が問題となった。「早く手術することによって、健康を害すことはありませんか」「少し早すぎるようにも思えます」「母性保護を感じずる年令まで待っては、これまでこんな小さな子どもの申請はありましたか？…时期的に早いのでは…」との意見に加え、「差し迫った時期でなく、保留」「再調査としては…」との意見があり、最終的に「適当な時期に再審査もあるので」「今回は不適當」と、判定された。なお、母親の要望にかかわって、「生理をとめることであれば問題」「母親にその考えがあれば問題」だとして、改めて優生保護法で「優生手術とは生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で」「生理の始末ができないから、生理をとめる為では問題」であり、「まわりの者のために手術するのでいけない」ことが確認された。

「保留」となった第 6 号（第 12 条、男）について審議を見る。被申請者が男性であるため、12 条の条件の“本人保護”ではなく“他人保護では”との質問があり、過去に 1 件男性の例があり、「善悪の判断ができないまま、ほっておくことは本任保護の対象となる」「このような人こそ手術をすべき」等と話された一方で、「このような人こそ結婚して、妻が正常であればよい」「本人保護に該当するかどうか問題」と出される中、「入院中であれば、直すということで少し様子をみては」との意見が出された。「男性の場合は、…12 条が適当とされることがないというのでは疑問」「男性の場合、遺伝性以外は該当しないのではないか」との意見の後、第 3 条の条文を確認し、「夫婦の場合、配偶者の一人が意志表示できれば代行したことになる…と解されます」とし、「法 13 条の本人保護（を）…拡大解釈」するかと問われたが、「治療行為によって暴行や暴力がおこらなければよい」との発言があり、「病気治療の上で様子をみるということにして…保留にしては」とあった。その後、議長が「不適と決定してよろしいか」と諮り、「声なし」で「不適と決定します」と決定した。

その後、「本人保護…どこまで解釈するかを明確にしてほしい」に応えて、「ばく然とした本人保護ではなく、はっきりした申請理由を記入して欲しい」等との意見が出された。以上、結論としては「保留」となった。

「適」となったが、第1号議案では疑問が出されているので、次に紹介する。第1号議案では、「欲情を抑えるということは人権問題」「保護…は、周囲の勝手」との意見が出されたのに対し、「優生手術が本人のしあわせのためとなるのか」との問いが出され、「産まないことがしあわせなのかどうか。疑問ですね」とあり、「本人は子どもを産むことがわからない」「生むということと、母親になるということの判断ができないのであれば、…（注・船橋、手術も）よいのでは」とあり、「母親としての能力がないのは明確」「経済的にも困窮する」としたうえで、「このまま野ばなしにしたら、毎年妊娠して中絶することによって、からだをこわす」ので、本人保護の上から「適」と判定された。

質疑の中でだされた質問は以下のとおり。

- ・IQと保護義務者の確認（2号）
- ・出生時の状況と母親の気持ちの確認（3号）
- ・IQについての質問と妊娠可能性の質問（4号）

表 19・1 1983（昭和58）年3月18日の優生保護審査会の結果（全委員9名中7名出席、欠席2名）

対象者	法	性	審査	審査内容
第1号	12条		適	やり取りの後に、決定
第2号	12条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
第3号	12条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
第4号	12条		適	やり取りの後に、決定。
第5号	12条		否	やり取りの後に、決定
第6号	12条	男	保留	やり取りの後に、決定
◎申請者6人（法第12条）中、審査の結果、「適」が4人（第1号、2号、3号、4号）、「否」が第5号・1人、「保留」が第6号・1人と判定された。				

20 1985（昭和60）年1月31日の優生保護審査会の議事録の分析

—「s33-s63 優生保護審査会議事録②」

20・1 1985（昭和60）年1月31日の審査会

1985（昭和60）年1月31日（木）、時間は14:00～16:00（120分）、場所は山口県衛生部第2会議室。

委員9名中、出席委員は7人で、加えて「その他の出席者」として「事務局」4人と「説明（調査）者」（第1号議案）がいた。

会議次第あり

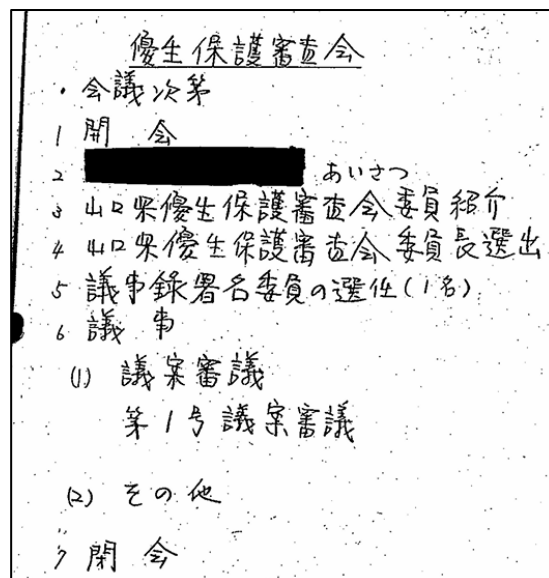
本審査会の委員は9名であり、「本日は7名のご出席があり、…過半数に達しており本審査会は成立」。

「本審査会は57年度開催し、58年度は申請がなく中止、本年度1年とびの開催」と記載あり。

「昭和57年度は58年3月に開催、6件審査し、58年度は開かれておりません。本年度は1件の申請ですが中止するわけにはいかず、本日の開催」と記載あり。

昨(1979)年5月1日に委員をお願いしていき、本日が初めての審査会。

本日は優生保護法第12条の規定に基づく申請が1件提出。「これは優生手術を行なうことが適当であるか、どうかを審議願うもの」。



20・2 審査会の質疑—各申請者への適否の決定

【第1号議案】

第1号議案朗読後に、「字の訂正」あり。「以上第1号議案について何か義質疑、ご意見等はございませんか」との問いに「保護義務者に該当する者として□□がいるが、同意は□□からとらなくてよいのですか」とあり、「保護義務者は精神衛生法第20条にもとづいて決定していますが、□□保護義務者については、□□□□家庭裁判所の選任を受けて、就任していると聞きました」「□年□月に選任手続きを終わり承認されております。写しをもらっております」と回答された。続いて「よろしいでしょうか。他にご意見があればどうぞお願い致します」との問いに、「これまで過去の審査会において否をしたことがありますか」との質問があり、「前回(昭和57年度)6件中4件は適当、2件は否と決定されております。1件は□才の少女で□□がおり、保護に十分留意し、少し母性保護を感じずる年令まで待つて、母親にも同意はしているが、同意についてもう少し指導をし、時期的に早いとして保留になったことと、もう1件は□□男性でしたが、男性の場合は本人保護でなく、他人保護ではないか等審査の結果、現在は□□入院中であり、病気療養中ということで様子をみる…ということとなりまして」と答えている。「法の趣旨はよくご存じのことと存じます。ゆっくりご審議願いたいと思います。IQ□はどのくらいの知能ですか、□□わかればどうぞ…」と、促されて一人の発言(非開示・黒塗り)があった。

「他にご意見はありませんか」に促されて「妊娠歴はあるのでしょうか」との質問があり、「現在、妊娠歴はなく、可能性があるとされています。□□□□」とあった。「生理は順調なのでしょうか」に対し、「順調と聞いています。□□□□」の後、4人の発言(非開示・黒塗り)があった。「社会復帰できて、退院されれば別ですが、他にご意見や質問はありま

せんか」に続いて、「女性の場合優生手術はどのような手術をするのですか」との質問があったのに対し「精（卵）管結紮をしたいと思います。従って術後もみんなと同じように生理はあります」と答え、続けて「その手術をしても性交能力はあるのですね」とあり、「どちらもありないと思います。法施行令に術式はのっております。卵管切除をすることになるのです」とある。「それでも生理はあるのですね」と確認され、「先ほども申し上げたように卵管を結ぶため卵子が出ないようにするだけであり、外からには何もわかりません。他にご意見はありませんか」に対し「（声なし）本人を社会復帰させる見込みがあるということで、優生保護法第 13 条第 1 項の規定により、審査の結果、本人保護も加えて手術をすることについての適否を決めたいと思いますが、よろしいでしょうか」と提案され、「（声なし）」「賛成の方は挙手をして下さい」に対し、「（全員挙手）全員賛成です」と、「では優生手術を行なうことについて適当と決定いたします」と、「適」と決定された。

「昭和 60 年 2 月 4 日 議事録署名人」の記載あり。

20・3 まとめ

1985（昭和 60）年 1 月 31 日に優生保護審査会（14:00～16:00 の 120 分）が開催され、全委員 9 名中 7 名の出席（欠席 2 名）で審査会は成立。「その他の出席者」として、事務局（4 人）＋説明（調査）者がいた。「審査会は 57 年度開催し、58 年度は申請がなく中止、本年度 1 年とびの開催」「昭和 57 年度は 58 年 3 月に開催、6 件審査し、58 年度は開かれておりません」「本年度は 1 件の申請ですが中止するわけにはいかず、本日の開催」と、1957 年度（1958 年 3 月に開催）、1958 年度は開催せず、1979 年度（1980 年 1 月 30 日開催）は開催（申請者 1 件）、との審査会の経過がわかる。したがって、「1979 年 5 月 1 日に委員をお願いしてしまい、本日が初めての審査会」とのこと。「本日は優生保護法第 12 条の規定に基づく申請が 1 件提出」されており、「これは優生手術を行なうことが適当であるか、どうかを審議願うもの」と確認された。

申請 1 件は、審議の結果「適」と判定された。審議内容は以下のとおり。まず保護義務者の確認（家庭裁判所の選任済み）がされた。その後、過去の審査会の経緯（否をしたことがあるか）の質問があり、「前回（昭和 57 年度）6 件中 4 件は適当、2 件は否と決定された（注、正確には 1 件が否、1 件が保留）」として「1 件は□才の少女で・・・保護に十分留意し、少し母性保護を感じずる年令まで待って、母親にも・・・同意についてもう少し指導をし、時期的に早いとして保留になった」「もう 1 件は・・・男性・・・、男性の場合は本人保護でなく、他人保護ではないか等審査の結果、現在は・・・入院中であり、病氣療養中ということで様子をみる・・・ということとなりました」と経過が報告された。IQ の質問、妊娠歴の質問が出された。「妊娠歴はないが、可能性はある」「生理は順調」等話された後、女性の優生手術の術式について質問があった。女性は卵管結紮、男性は精管結索と答えがあり、「術後も・・・生理はあります」「手術をしても性交能力はある」と話された。最終的には、「本人を

社会復帰させる見込みがあるということで、優生保護法第 13 条第 1 項の規定により、審査の結果、本人保護も加えて手術をすることについての適否を決めたい」と提案され、「(声なし)」「賛成の方は挙手をして下さい」に対し、「(全員挙手) 全員賛成です」となり、「では優生手術を行なうことについて適当と決定いたします」と、「適」と決定された。

表 20・1 1985 (昭和 60) 年 1 月 31 日の優生保護審査会の結果 (全委員 9 名中 7 名出席、欠席 2 名)

対象者	法	性	審査	審 査 内 容
第 1 号	12 条		適	やり取りの後に、決定
◎申請者 1 人 (法第 12 条) で、審査の結果、「適」とされた。				

21 1987 (昭和 62) 年 2 月 5 日の優生保護審査会の議事録の分析

— 「s33-s63 優生保護審査会議事録②」

21・1 1987 (昭和 62) 年 2 月 5 日の審査会

1987 (昭和 62) 年 2 月 5 日 (木)、時間は 14:00～16:00 (120 分)、場所は山口県衛生部第 2 会議室。

委員 9 名中 8 人の出席 (欠席 1 人)、「その他の出席者」として、幹事 2 人、書記 3 人に、「説明 (調査) 者」(第 1 号議案) が参加した。

本審査会の委員は 9 名であり、「本日は 8 名のご出席があり、…過半数に達しており本審査会は成立」と記載あり。

「現在精神衛生法の改正案が、今国会に上程されようとしています、その中間報告等をみても精神障害者の人権を守るといふか、人権の尊重と障害者の社会復帰等対策が大きい柱になっているように思えます。本審査会は、昭和 59 年度開催、60 年度は申請がなく中止、本年度 1 件申請があり、1 年おきの審査会の開催となりました。時間も十分あると思います。ちょうどよい機会ですので、慎重にご審議下さる様お願い致します」と記載あり。

昨 (1986 年) 年 5 月 1 日、委員をお願いして依頼本日が初めての審査会。

「私は□□であり、又指定医でもあるので私は意見を申し上げたいと思っていました。が議事進行をするということで皆様と同じように意見は述べさせていただきたいと思えます。…優生保護法は昭和 23 年 7 月 13 日、法第 156 号により制定されました。毎年中央で優生保護法による新しい知識を得るために、指導者講習会が開催され、今年はいよいよ先日 1 月 23 日 (金) に東京で実施され、私が□□代表として参加しました。これからは地域において伝達講習会をしなければなりません。その時の資料によると、60 年全国で 7657 件、山口県は 125 件、医師の申請によるものは 27 件で産む権利を奪うことは減ってきました。／本日は優生保護法第 12 条に基づく申請が 1 件提出されております。これは優生手術を行なうことが適当であるかどうかを審議願うものであります」と記載あり。

議事録署名人の選出がされた。

21・2 審査会の質疑－各申請者への適否の決定

【第1号議案】12条、女

第1号議案朗読後に、「議案の訂正」あり。「以上朗読は終わりました。これは優生保護法第12条により申請されたものです。第1号議案について何か御質疑、ご意見はございませんか」とあり、「申請理由に『病状改善がむづかしい』とありますが、こういう病気は治療がむづかしいのですか」との質問があり、2人の発言（非開示・黒塗り）があった。続けて、「私は素人なので問題の性交渉が□□によるものか、□□によるものかいくら読んでもわからず不明です」とあり、対して「私もどちらとも言えません」に対し、「この人は□□が強いのではないのでしょうか」とあり、「□□の場合、年令によっていろいろな行動が変わってきます。思春期（14才頃）におこっても30歳過ぎるとおさまる場合もあるし、終生続くとはいえません」とあった。「□□の一環としてこのような状態が続くのであれば、社会復帰した場合のことを考えると、院内にいる場合はよいが、家庭では生活がむづかしいし、社会的には適応性が強くても実際にはむづかしいのでしょうか」とあり、「私も皆さんと同じ意見は持っていますが、□□将来一人で暮らすことができるかどうかです。家に帰ってからのことか、今何を検討中なのかを考えるべきでしょう」とあり、「入院生活が□□ずっと続いています。家庭での生活を考えた上で申請されたのだと思います」「□□退院後のことを考えて申請されたのか、退院後の在宅生活を考え、優生手術をするのかを考えるべきだと思います」と続き、「そうすると妊娠の権利を奪うことになるが、勝手に性交渉させておいて妊娠はしないようにしておく…妊娠しないように措置したら…あとは勝手にせよ…と保護義務者はいうのですか」との意見が出た。「優生保護法第12条による申請だし、法第13条に規定されているように、本人保護のため必要であるかどうか…。□□□□本人保護のため閉鎖病棟に入れておくことは人権問題にかかってくると思われます。本人保護なのか…□□ということで、妊娠を防いで産む権利を奪うことが被害者からして、この人の人身保護することになるのか、退院させることがよいのかどうかです。退院させるのであれば、手術が必要だと思います」と意見があった。その後1人の発言（非開示・黒塗り）があり、「□□□□して家庭で生活ができるのかどうかがよくわかりません」「□□□□主治医は「退院が適とする方向に考えられている」が、私も医者の一員として、その立場からして、将来に向けての方向づけというか…□□□□におり退院後の生活が出てくる。あらましの話ではありますが、現実論からすると、簡単な論理ではありますが…やむをえないのかなあ…優生保護法では手術は必要かなあ…という気はします。誰が、介護・監視をしてもお互いが不幸になるかもしれないということからして…考えなければならないと思います」と「現実」の話がされて、「現実論といわれたが、現実の上に立っての判断が必要と考えます」となった。「この申請が□□の医師の申請であります。□□□□」とあり、「□□□□社会に出して日にあたっての方が、病院にいるより将来に向けて意味はあるし、

家族の教育を含め、条件を整えているように聞いています」、「現在□□のケアがどのようにあるべきか、退院ということを考え、申請に至ったのではないかと考えられます。□□は年令的に変わっていくといわれているし、□才を区切りに変わることはないかもしれませんが、又羊かんを切ったようにはならないでしょう」とある。「本来なら□□が委員として出席すると思っていましたので…これ以上くわしくは調べなかったです」「退院しても通院（外来）の方法もあります。□□□□精神科の治療は現在、社会の中で治療していこうという方向にきています。入院治療を少なくし、外来治療を主にしています。この患者の考え方として…IQだけで知能の程度は決めにくいし、またIQ□では社会的な経験をもって生活をする人、しない人で異なるし、IQ□だけで駄目と考えるのもおかしくなります。□□□□」に続き、1人の発言（非開示・黒塗り）があった。

「現実には家庭での生活はできるのか、一人で身のまわりのことができるのか、どうかにかかってきます。病院にいたことが仕合わせ（ママ）なのか、本人の意志にもよると思います。□□□□」とあり、「医師の判断によると、本人は家に帰りたい、□も定年が近い…ということで優生手術をすれば目の前の大きい壁もなくなるのではないのでしょうか」。「患者の社会復帰を考える場合、生きていくための人間の本能に対する防衛的な考え方が大切です。両親は昼間はいないが、外出、外泊等は最近実施されているのでしょうか」に対し「□□□□外泊はできなかったようです」とある。「退院後、入退院は珍しくはないと思いますが、一辺退院…また入院した…これはよくあることです。いずれにせよこれからどうしたらよいのか。妊娠の可能性は残る。家族はそれを防ごうとするのです」の後、8人の発言（非開示・黒塗り）があった。

「本人保護ということで、申請医師は退院後、家族とともに生活することがよいと思って、申請されたと思います。家族の方からこの話はおこったと思います。／保護義務者の同意書はついてますか。（申請書と添付されている同意書を確認）／父親の保護義務者としての同意書はあります。選任は受けておられますね」に対し、「それはきびしく指導をしておりますので、大丈夫です」とある。これらの議論を受けて、「では本人を退院後、社会復帰させる見込みがあるということで、優生保護法第13条第1項の規定により、審査の結果本人保護も加えて、手術することの適否を決めたいと思いますが、如何でしょう。／手術することに（賛成の方は挙手してください、5人あり）5人のようですが、手の上がらなかったお二人のうち、順にご意見があればおっしゃってください」（()は原文）と投げかけられた。一人は、「□□でももう少し様子を見ると良いと思いました。実際上できるかどうか、わからなかったし、又他の患者でもこれに似た状態の人はいるのではないかと思います」、もう一人は「私もよくわからなかったので、手をあげかけて止めました。意見は□□と同じです。文面上もう少し詳しく知りたかったです」と話した。「この人の交際関係もあるので、退院後のことについて条件を付けて許可しては如何でしょう。／□□□□／病院が責任を持ってないということは、件数も少ないことだし、あり得ないことです」とあった。

「手術をすることは適当と考えました。退院はすぐではないから、□□もう少し様子を見ては…ということで賛成しました」。「家庭の受け入れ態勢がよくはないが、父親の退職を待てば、家庭内のことも少しは整えていけると思います。賛成として条件を付ければ…□□いいですね」とある。「健常者でもよくあることです。すべてを含めて考え、前例を作っておいて、いつでも応用できるものをつくっておくべきだと思い、賛成しました（すべてのいろいろな判断の中でということをつまえて）」（() は原文）。「そこでお願いですが出席員 8 人で賛成 5 人、反対 2 人ですが、このままでしたら優生保護法第 11 条 2 項により出席委員の 3 分の 2 以上の賛成になりません。□□よろしくお願いします」に対し、「私は委員の一人として賛成します。これで賛成 6 人で 3 分の 2 以上の賛成になると思います。優生手術を行なうことを適当と決定いたします」と「適」と決定された。

「昭和 62 年 2 月 16 日 議事録署名人」の記載あり。

21・3 まとめ

1987（昭和 62）年 2 月 5 日に優生保護審査会（14:00～16:00 の 120 分）が開催され、全委員 9 名中 8 人出席（欠席 1 人）で、審査会は成立。「その他の出席者」として、幹事（2 人）、書記（3 人）に加え、「説明（調査）者」がいた。「現在精神衛生法の改正案が、今国会に上程されようとしています、その中間報告等をみても精神障害者の人権を守るといふか、人権の尊重と障害者の社会復帰等対策が大きい柱になっているように思えます」とした上で、「本審査会は、昭和 59 年度開催、60 年度は申請がなく中止、本年度 1 件申請があり、1 年おきの審査会の開催」と記されている。「昨（1986 年）年 5 月 1 日、委員をお願いして依頼本日が初めての審査会」とのこと。「毎年中央で優生保護法による新しい知識を得るために、指導者講習会が開催され」、代表として参加してきた。「その時の資料によると、60 年全国で 7657 件、山口県は 125 件、医師の申請によるものは 27 件で産む権利を奪うことは減ってきました」とある。「本日は優生保護法第 12 条に基づく申請が 1 件提出」され、「優生手術を行なうことが適当であるかどうかを審議願うもの」である。議事録の署名期日は、1987（昭和 62）年 2 月 16 日となっている。

申請書の 1 件は、審査の結果、「適」と判定された。以下、その審査過程を示す。申請者は 1 人で、法第 12 条の申請だった。質問としては、病状改善について、性交渉と病気（年齢による変化も含む）との関係が話され、社会復帰（将来一人暮らし）との関係が話された。入院生活が続いているが、「家庭での生活を考えるの申請」と確認され、「退院後の在宅生活を考え、優生手術をするのかを考えるべき」となった。保護義務者への疑問として「妊娠しないように措置したら…あとは勝手にせよ…と保護義務者はいうのですか」との意見があった。そこであらためて、議論を「本人保護のため必要であるかどうか」から議論がされ、「退院させるのであれば、手術が必要」との意見に対し、退院の前提となる「家庭で生活ができるのかどうか」との質問が出て、主治医は「退院が適とする方向に考えられて

いる」ので、退院後の生活を考えると「現実論からすると…手術は必要」とに意見が出された。あわせて「精神科の治療は現在、社会の中で治療していこうという方向に来て」いることも加えられた。本人の意志としても、「本人は家に帰りたい、□も定年が近い…」ということで優生手術をすれば目の前の大きい壁もなくなる」、ただし患者の社会復帰を考える場合、「妊娠の可能性は残る。家族はそれを防ごうとする」と話された。「本人保護ということで、申請医師は退院後、家族とともに生活することがよいと思って、申請された」、また保護義務者の同意書も確認された。

以上の議論を受けて、「本人を退院後、社会復帰させる見込みがあるということで、優生保護法第 13 条第 1 項の規定により、審査の結果本人保護も加えて、手術することの適否を決めたい」として「手術することに（賛成の方は挙手してください、5 人あり）」と諮られ、5 人の手が上がり、2 人が挙げなかった。手を上げなかった 2 人の意見は、「もう少し様子を見ると良い」（社会生活が実際上できるかどうか、わからなかった）、もう一人は「私もよくわからなかったので、手をあげかけて止めました。意見は□□と同じです。文面上もう少し詳しく知りたかったです」との理由だった。以上の結果を踏まえて、「この人の交際関係もあるので、退院後のことについて条件を付けて許可しては如何」として「病院が責任を持てないということは、件数も少ないことだし、あり得ない」と出された。賛成した人の理由は、「手術をすることは適当と考えました。退院はすぐではないから、□□もう少し様子をみては…」ということで賛成しました。「家庭の受け入れ態勢がよくはないが、父親の退職を待てば、家庭内のことも少しは整えていけると思います」、「健常者でもよくあることです。すべてを含めて考え、前例を作っておいて、いつでも応用できるものをつくっておくべきだと思い、賛成しました（すべていろいろな判断の中でということをつまえて）」。

2 人の反対があったので、「出席員 8 人で賛成 5 人、反対 2 人ですが、このままでしたら優生保護法第 11 条 2 項により出席委員の 3 分の 2 以上の賛成になりません」と確認され、「私（注 司会）は委員の一人として賛成します」とあり、「これで賛成 6 人で 3 分の 2 以上の賛成」になって、「優生手術を行なうことを適当と決定いたします」と「適」と決定された。

表 21・1 1987（昭和 62）年 2 月 5 日の優生保護審査会の結果（全委員 9 名中 8 名出席、欠席 1 名）

対象者	法	性	審査	審査内容
第 1 号	12 条	女	適	やり取りの後に、決定
◎申請者 1 人（法第 12 条）で、審査の結果、「適」とされた。				

22 1988（昭和 63）年 2 月 8 日の審査会の議事録の分析

—s33-s63 優生保護審査会議事録②

22・1 1988（昭和 63）年 2 月 8 日の審査会

1988（昭和 63）年 2 月 8 日（月）、時間は 14:00～16:00（120 分）で、会場は山口県環境保健部第 2 号会議室。

出席委員は、全委員 9 人中 6 人の出席（欠席 3 人）、加えて「その他の出席者」として、「幹事」（2 人）、「書記」（2 人）、第 1 号議案の「説明（調査）者」（1 人）・「補助者」（1 人）だった。

「本審査会の委員は 9 名であり、本日は 6 名のご出席があり、…過半数に達しており本審査会は成立」と記載あり。

「精神衛生法の一部改正が昨年 9 月 26 日公布され、その名称も精神保健法と改められ、本年 7 月 1 日から施行される予定でございます。法改正の大きな柱は、精神障害者の人権の尊重、社会復帰の促進であります。又新たに国民の義務として精神障害者に対する理解を深めることや精神障害者等が、その障害を克服し、社会復帰をしようとする努力に対し、協力するように努めなければならないということも規定されております。今後精神保健法の施行に当っては、社会公共の連帯意識の中で適正に運用されるよう努めてまいる所存であります。」との記載あり。

「本審査会は、昨（1987）年度 1 件申請があり、本（1988）年度も 1 件の申請があり本日の開催」との記載あり。

「当審査会の委員は昭和 61 年 5 月 1 日から先生方をお願いしておりますが、昨年 2 名の先生の交代があった。」委員長は 1987（昭和 62）年 2 月 5 日開催した審査会において□□が委員長に選任されておりますので、今回も引き続き議事進行をお願いします。

「本日は優生保護法第 12 条の規定に基づく申請が 1 件提出されております。これは優生手術を行なうことが適当であるかを審議願うものです。」との記載あり。

議事録署名人が依頼された。

22・2 審査会の質疑—各申請者への適否の決定

【第 1 号議案】

第 1 号議案の「議案朗読」の後、「只今の議案について質疑意見がありましたらどうぞ」に依えて、「8 の保護義務者が父となっている。／□□に入った時は未成年者であったが、現在は□歳である。保護義務者の選任手続きがされているか」とあり、「□年に施設に入所、現在は□□にかわっている」「扶養義務者が保護義務者になるには、家裁の選任が必要なのではないか。／両親がいれば正式に保護義務者の選任がなければいけない。その手続きがなされているのかどうか」とあり、「□年から入学。20 歳を越えたら保護義務者の選任を受

けなければならない。／選任の手続きが済んでからという前提で進めていただきたい」あった。「条件つけて審議していただきたい」との声あり。

「□□とはどういうものか」との質問があり、「母親及び施設の保母に聞いたが、□□□□内容は不明」とのこと。「申請医師の意見に手術することが良いと思われると記載されているが、法律上は必要かどうかの意見が求められているものと考えるが、その点はどうか」に対し、「□□医師の話では、自宅で生活する場合には手術が必要であるとのことである」とあったのに対し、「誰からだされた話か」と出て、「この話は母親からだされたものである」と説明があった。

「将来退所の可能性が大きいと思われるが、施設入所の年齢的な制限はないのか」とあり、「両親は施設よりは家庭で生活させた方が良く考えている」「本人のために施設よりも社会で生活した方が良くという前提があり、その場合書いてあるような問題が生じる」とある。「現実の問題としては、手術をした方が良く考えられる」との声あり。「施設側としては、母親がいる場合は家庭生活をもつということが、その人の幸せであると考えているものと思う。その場合には、危惧がある。家庭復帰を前提とした申請である」。

「父□歳、母□歳、両親もだんだん歳をとっていく。措置をとるとすれば、タイミング的には今が良いと思われる。現実問題として」と話され、「社会復帰を前提として手術が行われることが必要である」、「本人が一時的にも社会復帰するために、本人保護のために手術することとが良くどうか、挙手をお願いしたい。／（全員挙手）/全員挙手のようですので、保護義務者の選定を前提に適といたします」と、「適」と決定された。

「昭和 63 年 2 月 15 日 議事録署名委員」との記載あり。

22・3 まとめ

1988（昭和 63）年 2 月 8 日（月）に優生保護審査会（14:00～16:00 の 120 分）が開催され、全委員 9 人中 6 人出席（欠席 3 人）で審査会は成立。「その他の出席者」として、幹事（2 人）、書記（2 人）、第 1 号議案の説明（調査）者（1 人）・補助者（1 人）があった。精神衛生法の改正で精神保健法となる（1987 年 9 月 26 日公布、1988 年年 7 月 1 日施行）。法改正の柱として、精神障害者の人権の尊重、社会復帰の促進、精神障害者に対する理解、社会復帰への協力について説明があった。申請は「優生保護法第 12 条の規定に基づく申請が 1 件提出」されており、「優生手術を行なうことが適当であるかを審議願う」ものだった。審議経過は以下のようである。

第 1 号議案の説明の後、保護義務者である父の選任手続きが問題となり、「選任の手続きが済んでからという前提」という「条件つけて審議」することになった。申請医師の「自宅で生活する場合には手術が必要」との話は母親から聞いたとのこと。「将来退所の可能性が大きい」「両親は施設よりは家庭で生活させた方が良く考えている」「本人のために施設よりも社会で生活した方が良くという前提があり、その場合書いてあるような問題が生じ

る」とある。「現実の問題としては、手術をした方が良くと考えられる」との声があった。施設側は、「母親がいる場合は家庭生活をもつということが、その人の幸せであると考えている」が、その場合に「危惧がある。家庭復帰を前提とした申請」である。「両親もだんだん歳をとっていく。措置（注・船橋 手術）をとるとすれば、タイミング的には今が良い・・・現実問題として、社会復帰を前提として手術が行われることが必要」など話され、「本人が一時的にも社会復帰するために、本人保護のために手術することとが良いか」と委員に諮られ、「(全員挙手)/全員挙手のようですので、保護義務者の選定を前提に適といたします」と、「適」と決定された。

表 22・1 1988（昭和 63）年 2 月 8 日の優生保護審査会の結果（全委員 9 名中 6 名出席、欠席 3 名）

対象者	法	性	審査	審 査 内 容
第 1 号	12 条		適	やり取りの後、決定
◎申請者 1 人（法第 12 条）で、審査の結果、「適」とされた。				

23 第一部のまとめ—優生保護審査会の結果一覧

表 2・1～表 22・1 をまとめて下記の表 23・1 を作成した。

表 23・1 山口県優生保護審査会の結果一覧

年度	審査会 期日	No	対 象 者	法	性	審査	備 考
1957 年度	1958 年 3 月 4 日	1	1	4 条		保留 →却下	審査会後に、遺伝が確定せず、遺伝が濃厚な近親者に進めたが応じなかった
		2	2	4 条		適	質問なく決定
		3	3	4 条		適	遺伝性を確認し、質問なく決定
		4	4	4 条		適	質問なく決定
		5	5	4 条	男	適	妻への質問後決定
		6	6	4 条		適	質問なく決定
		7	7	4 条	女	適	夫への質問後決定
		8	8	4 条		適	質問なく決定
		9	9	4 条		適	質問なく決定
		10	10	4 条		適	質問なく決定
		11	11	4 条		適	質問なく決定
		12	12	4 条		条 件 付 適	審査会後に、診断の確認を申請医師にした。
		13	13	4 条		適	遺伝歴の確認後に、決定。
		14	14	4 条		適	手術実施の指定医師の確認あり。

1958年度	1958年9月5日	15	1	4条		適	病院入院中。質問がいくつかあり、決定。
		16	2	4条	女	適	やり取りの後に、決定。
		17	3	4条		適	病院入院中。やり取りの後に、決定。
		18	4	4条		適	いくつかの質問とやり取りの後に、決定。
		19	5	4条		適	病院入院中。やり取りの後に、決定。
		20	6	4条		適	病院入院中。やり取りの後に、決定。
		21	7	4条		適	いくつかやり取りがあり、決定。
		22	8	4条		適	病院入院中。やり取りの後に、決定。
		23	9	4条		適	いくつかの質問の後に、決定。
		24	10	4条		適	病院入院中。質問がいくつかあり、決定。
		25	11	4条		適	病院入院中。質問がいくつかあり、決定。
		26	12	4条		適	遺伝性の確認の後に、決定。
		27	13	4条		保 留→ 取下げ	審査後に申請医師に再確認し取下げ（1959年3月3日の審査会で報告）。
	1959年3月3日	28	1	4条		適	いくつかの質問とやり取りの後に、決定。
		29	2	4条		適	いくつかの質問とやり取りの後に、決定。
		30	3	4条		適	質問の後に、決定。
		31	4	4条		適	「遺伝」の確認後に、決定。
		32	5	4条		適	「遺伝」の確認後に、決定。
		33	6	4条		適	質問の後に、決定。
		34	7	4条		適	議案訂正後に、決定。
		35	8	4条		適	質問の後に、決定。
		36	9	4条		適	10号と一緒に審議。遺伝確認の後、決定。
		37	10	4条		適	9号と一緒に審議。遺伝確認の後、決定。
		38	11	4条		適	質問の後に、決定。
		39	12	4条		適	質問の後に、決定。
		40	13	4条		適	質問の後に、決定。
		41	14	4条		適	質問の後に、決定。
		42	15	4条		適	質問の後に、決定。
		43	16	4条		適	質問の後に、決定。
		44	17	4条		適	質問の後に、決定。
		45	18	4条		適	議案の確認後に、決定。
		46	19	4条		適	質問の後に、決定。
		47	20	4条		保留	梅毒検査を再度実施
1960年度	1961年2月21日	48	1	4条	女	適	いくつかの質問とやり取りの後に、決定。
		49	2	4条		適	遺伝性が強調され、決定。
		50	3	4条		適	家系から遺伝性を強調し、決定。
		51	4	4条		適	簡単なやり取りの後に、決定。

		52	5	4 条		適	診断書が朗読され、決定。
		53	6	4 条		適	発病時期が確認され、決定。
		54	7	4 条		適	短い質問の後に、決定。
		55	8	4 条		適	特に質問なく、決定。
		56	9	4 条		適	特に質問なく、決定。
1961 年度	1962 年 3 月 5 日	57	1	12 条		適	いくつかのやり取りの後に、決定。
		58	2		女	適	いくつかのやり取りの後に、決定。
		59	3			適	遺伝についてのやり取りの後に、決定。
		60	4			適	簡単な補足の後に、決定。
		61	5			適	簡単なやり取りの後に、決定。
		62	6	4 条	女	適	遺伝に疑問もあるが大局的見地から決定。
		63	7			適	簡単なやり取りの後に、決定。
		64	8			適	ほとんどやり取りなく、決定。
		65	9			適	ほとんどやり取りなく、決定。
		66	10			適	ほとんどやり取りなく、決定。
		67	11			適	やり取りの後に、決定。
		68	12	12 条	女	適	やり取りの後に、決定。
		69	13			適	やり取りの後に、決定。
		70	14			適	ほとんどやり取りなく、決定。
		71	15			適	簡単なやり取りとの後に、決定。
		72	16			適	審議なく、決定。
		73	17			適	審議なく、決定。
		74	18			適	簡単なやり取りの後に、決定。
1969 年度	1969 年 7 月 30 日	75	1	4 条		適	いくつかのやり取りの後に、決定。
		76	2	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
		77	3	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
		78	4	12 条	女	適	いくつかのやり取りの後に、決定。
		79	5	12 条		適	やり取りの後に、決定。
		80	6	12 条		適	やり取りなく、決定。
		81	7	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
		82	8	12 条		適	いくつかのやり取りの後に、決定。
		83	9	12 条		適	やり取りなく、決定。
		84	10	12 条		適	やり取りなく、決定。
		85	11	12 条		適	やり取りの後に、決定。
		86	12	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
		87	13	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
	1969 年	88	1	4 条		適	やり取りの後に、決定。
		89	2	4 条		適	やり取りの後に、決定。

		90	3	4 条		適	やり取りの後に、決定。
		91	4	4 条		適	やり取りの後に、決定。
		92	5	4 条		適	やり取りの後に、決定。
		93	6	4 条		適	やり取りの後に、決定。
		94	7	12 条		適	やり取りの後に、決定。
		95	8	12 条		適	やり取りの後に、決定。
		96	9	12 条		適	やり取りなく、決定。
		97	10	12 条		適	やり取りの後に、決定。
		98	11	12 条		適	やり取りの後に、決定。
		99	12	12 条		適	やり取りの後に、決定。
		100	13	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
		101	14	12 条		適	やり取りなく、決定。
1970 年度	1970 年 6 月 22 日	102	1	12 条	女	適	やり取りなく、決定。
		103	2	12 条	女	適	やり取りの後に、決定。
		104	3	12 条	女	適	やり取りの後に、決定。
		105	4	12 条	女	適	やり取りなく、決定。
		106	5	12 条	女	適	やり取りの後に、決定。
		107	6	12 条	女	適	やり取りなく、決定。
		108	7	12 条	女	適	簡単なやり取りの後に、決定。
		109	8	12 条	女	適	簡単なやり取りの後に、決定。
		110	9	12 条	女	保留	知能検査の結果も出てからと「保留」に
		111	10	12 条	女	適	簡単なやり取りの後に、決定。
		112	11	12 条	女	適	やり取りの後に、決定。
		113	12	12 条	女	適	簡単なやり取りの後に、決定。
		114	13	12 条	女	適	簡単なやり取りの後に、決定。
		115	14	12 条	女	適	やり取りなく、決定。
	1970 年 11 月 24 日	116	1	4 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
		117	2	4 条		適	やり取りの後に、決定。
		118	3	4 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
		119	4	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
		120	5	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
		121	6	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
		122	7	12 条	女	適	やり取りの後に、決定。
1972 年度	1972 年 7 月 28 日	123	1	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
		124	2	12 条		適	やり取りの後に、決定。
		125	3	12 条		適	やり取りの後に、決定。
		126	4	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
		127	5	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
		128	6	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。

		129	7	12 条	女	適	簡単なやり取りの後に、決定。
	1972 年 12 月 8 日	130	1	4 条		適	いくつかのやり取りの後に、決定。
		131	2	4 条		適	やり取りなく、決定。
		132	3	4 条		適	やり取りなく、決定。
		133	4	12 条		適	基本的人権についてのやり取りの後、決定。
		134	5	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
		135	6	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
		136	7	12 条		条 件 付 適	I Q 未実施をめぐる議論の末、決定。
		137	8	12 条		適	本人の意志をめぐり論議、1 人棄権者あり。
		138	9	12 条		適	やり取りなく、決定。
		139	10	12 条		適	やり取りなく、決定。
		140	11	12 条		適	やり取りなく、決定。
		141	12	12 条		適	やり取りなく、決定。
	1973 年 2 月 7 日	142	1	4 条		適	やり取りの後に、決定。
		143	2	12 条		適	やり取りなく、決定。
		144	3	12 条		適	やり取りの後に、決定。
		145	4	12 条		適	やり取りなく、決定。
		146	5	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
		147	6	12 条		適	簡単なやり取りの後に、決定。
1974 年度	1974 年 11 月 8 日	148	1	4 条		保 留→ 取下げ	病名が別表にないことから保留となる。
		149	2	12 条	女	適	やり取り後に、決定。
		150	3	12 条		適	やりとりなく、決定。
		151	4	12 条		適	やり取りの後に、決定。
		152	5	12 条		適	簡単な質問の後に、決定。
		153	6	12 条	女	適	いくつかのやり取りの後に、決定。
		154	7	12 条		適	簡単な質問の後に、決定。
		155	8	12 条		適	やり取りなく、決定。
		156	9	12 条		適	やり取りなく、決定。
1975 年度	1975 年 11 月 7 日	157	1	4 条		再申請	やり取りの後に、決定。遺伝性があいまいなため 4 条ではなく、12 条にして翌年の審査会に再提出された。
		158	2			適	簡単なやり取り後に、決定。
		159	3			適	簡単なやりとり後に、決定。
		160	4		女	適	簡単なやり取り後に、決定。
		161	5	12 条		適	やり取りの後に、決定。
		162	6			適	やり取りの後に、決定。
		163	7			適	やりとりなく、決定。

		164	8			適	簡単なやり取り後に、決定。
		165	9			適	簡単なやり取り後に、決定。
		166	10	12 条		適	やりとりなく、決定。
		167	11	12 条		適	簡単なやり取り後に、決定。
1976 年度	1977 年 2 月 24 日	168	1	12 条	男	保留	申請し直すとなったが、翌年の審査会の議事録に、医師が再申請しないことが明記
		169	2	12 条		適	やりとりなく、決定。
		170	3	12 条		適	やりとりなく、決定。
		171	4	12 条		適	簡単なやり取り後に、決定。
		172	5	12 条		適	簡単なやり取り後に、決定。
		173	6	12 条	女	適	簡単なやり取り後に、決定。
		174	7	12 条		適	やりとりの後に、決定。
		175	8	12 条		適	やりとりなく、決定。
		176	9	12 条		適	やりとりなく、決定。
1977 年度	1978 年 2 月 7 日	177	1	12 条	女	適	やり取りの後に、決定
		178	2	12 条	女	適	やり取りの後に、決定。
		179	3	12 条	女	適	やり取りの後に、決定。
		180	4	12 条	女	適	やり取りの後に、決定。
1978 年度	1979 年 3 月 12 日	181	1	12 条	女	適	やり取りの後に、決定
		182	2	12 条		適	やり取りの後に、決定。
		183	3	12 条		適	やり取りの後に、決定。
		184	4	12 条		適	やり取りの後に、決定。
		185	5	12 条		適	やり取りの後に、決定
1982 年度	1983 年 3 月 18 日	186	1	12 条		適	やり取りの後、決定
		187	2	12 条		適	簡単なやり取りの後、決定。
		188	3	12 条		適	簡単なやり取りの後、決定。
		189	4	12 条		適	やり取りの後、決定。
		190	5	12 条		否	年齢的に時期が早すぎと「否」と決定
		191	6	12 条	男	保留	やり取りの後、決定
84 年度	85.1.31	192	1	12 条		適	やり取りの後、決定
86 年度	87.2.5	193	1	12 条	女	適	やり取りの後、決定
87 年度	88.2.8	194	1	12 条		適	やり取りの後、決定
・ 開示資料にある優生保護審査会の開催回数は 21 回開催されている。 ・ 開催日を年度別にみると 16 年度分にわたっている。 ・ 申請の条に着目すると、1960 年度までは 4 条での申請のみだったが、1961 年度から 12 条での申請もあり、1969 年度以降は 12 条での申請の方が 4 条での申請より多くなった。1970 年 1 月（12 条・14 人）、1972 年 7 月（12 条・7 人）、1977 年以降は申請者が全員が 12 条だった。							

- ・優生手術（4 条と 12 条）の申請数は総計で 194 人で、その内「適」と判定されたのは 185 人（内 2 人は条件付き適）で、「非適（保留、否、再申請）」は 9 人だった。
- ・「適」と判定されたのは 185 人の内 2 人は「条件付き適」だった。
- ・「非適」の 9 人の内、「保留」7 人、「再申請」1 人、「否」1 人だった。
- ・「保留」7 人の内、4 人はその後申請を取りやめている。

※開示資料「優生保護審査会」によれば、1971（昭和 46）年 7 月 29 日にも審査会が開催されている。

第三部 優生保護審査委員と審査会通知の各年度分析

1	1961（昭和 36）年度の山口県の優生手術関係の動向	161
1・1	1962（昭和 37）年 3 月 5 日の審査会	
1・2	1961（昭和 36）年度の優生手術費事業実績報告書の分析	
2	1969（昭和 44）年度の優生行政の実態	163
2・1	厚生省通知「優生手術費負担金の国庫負担について」	
2・2	1969（昭和 44）年度の優生保護審査会	
3	1971（昭和 46）年度の優生行政の実態	164
3・1	優生保護審査会委員について	
3・2	厚生省と優生手術の国庫負担に関すること	
3・3	優生保護審査会の開催	
4	1972（昭和 42）年度の山口県の優生手術関係の動向	181
4・1	優生保護審査会委員について	
4・2	厚生省と優生手術の国庫負担に関すること	
4・3	優生保護審査会の開催	
5	1973（昭和 43）年度の山口県の優生手術関係の動向	199
5・1	優生保護審査会委員について	
5・2	厚生省と優生手術の国庫負担に関すること	
5・3	優生保護審査会の開催	
6	1974（昭和 49）年度の山口県の優生手術関係の動向	214
6・1	優生保護審査会委員について	
6・2	厚生省と優生手術の国庫負担に関すること	
6・3	優生保護審査会の開催	
7	1975（昭和 50）年度の山口県の優生手術関係の動向	226
7・1	優生保護審査会委員について	
7・2	厚生省と優生手術の国庫負担に関すること	
7・3	優生保護審査会の開催	
8	1976（昭和 51）年度の山口県の優生手術関係の動向	234
8・1	優生保護審査会委員について	
8・2	厚生省と優生手術の国庫負担に関すること	
8・3	優生保護審査会の開催	
9	1977（昭和 52）年度の山口県の優生手術関係の動向	244
9・1	優生保護審査会委員について	

9・2	優生保護審査会の開催	
10	1978（昭和 53）年度の山口県の優生手術関係の動向	252
10・1	優生保護審査会委員について	
10・2	厚生省と優生手術の国庫負担に関すること	
10・3	優生保護審査会の開催	
11	1979（昭和 54）年度の山口県の優生手術関係の動向	257
11・1	優生保護審査会委員について	
11・2	優生保護審査会の開催	
12	1980（昭和 55）年度の山口県の優生手術関係の動向	261
12・1	優生保護審査会委員について	
12・2	優生保護審査会の開催	
13	1981（昭和 56）年度の山口県の優生手術関係の動向	267
13・1	優生保護審査会委員について	
13・2	優生保護審査会の開催	
14	1982（昭和 57）年度の山口県の優生手術関係の動向	271
14・1	優生保護審査会委員について	
14・2	優生保護審査会の開催	
15	1983（昭和 58）年度の山口県の優生手術関係の動向	283
15・1	優生保護審査会について	
16	1984（昭和 59）年度の山口県の優生手術関係の動向	288
16・1	優生保護審査会委員について	
16・2	優生保護審査会の開催	
17	1985（昭和 60）年度の山口県の優生手術関係の動向	291
17・1	優生保護審査会委員について	
17・2	優生保護審査会の開催	
18	1986（昭和 61）年度の山口県の優生手術関係の動向	295
18・1	優生保護審査会委員について	
18・2	優生保護審査会の開催	
19	1987（昭和 62）年度の山口県の優生手術関係の動向	300
19・1	優生保護審査会委員について	
19・2	優生保護審査会の開催	
20	1988（昭和 63）年度の山口県の優生手術関係の動向	303
20・1	優生保護審査会委員について	
20・2	優生保護審査会の開催	
21	1989（平成 1）年度の山口県の優生手術関係の動向	308

21・1	優生保護審査会委員について	
21・2	優生保護審査会の開催	
22	1990（平成2）年度の山口県の優生手術関係の動向	314
22・1	優生保護審査会委員について	
22・2	優生保護審査会の開催	
23	1991（平成3）年度の山口県の優生手術関係の動向	319
24	1992（平成4）年度の山口県の優生手術関係の動向	319
24・1	優生保護審査会委員について	
24・2	優生保護審査会の開催	
25	1993（平成5）年度の山口県の優生手術関係の動向	325
26	1994（平成6）年度の山口県の優生手術関係の動向	326
26・1	優生保護審査会委員について	
26・2	優生保護審査会の開催	
27	1997（平成9）年度の山口県の優生手術関係の動向	330

1 1961（昭和 36）年度の山口県の優生手術関係の動向

1961（昭和 36）年度にかかわる開示資料は以下のとおりである。

表 1・1 1961（昭和 36）年度山口県優生手術に係る開示資料一覧（優生保護相談所を除く）		
1	s 33- s 63	優生保護審査会議事録①
2	s36	優生手術事業実績報告

この中身を、さらに時間軸でわかるように（○の中の数値で順番を表記）、併せて中身を見ると、次のようになる。

表 1・2 1961 年度開示資料詳細

1	s 33- s 63 優生保護審査会議事録①	
	(1)	① 昭和 37 年 3 月 5 日優生保護審査会の議事録
2	s36 優生手術事業実績報告	
	(2)	③ 昭和年 37 年 4 月■日付、発番判読不能、厚生大臣瀬尾弘義宛、「昭和 36 年度優生手術費事業実績報告書の提出について」
	(3)	様式 1 昭和 36 年度優生手術費負担金精算書
	(4)	② 添付書類 昭和 37 年 4 月 9 日付、「昭和 36 年度決算見込書」
	(5)	様式 2 昭和 36 年度優生手術費負担金経費別支出明細書 * 男 2 人、女 8 人、「備考」に「昭和 36 年度中に受理した件数（法第 4 条）12 件」との記載あり。
	(6)	様式 3 昭和 36 年度優生手術費負担金個人別支出明細書 * 10 人（男 2、女 8）、付添人旅費は 3 名、なしは 7 名。

■は不明文字

1・1 1962（昭和 37）年 3 月 5 日の審査会

ファイル 1 の「s 33- s 63 優生保護審査会議事録①」に、1962（昭和 37）年 3 月 5 日（注、1961 年度にあたる）に優生保護審査会が開催され、その議事録が残っている。

1962（昭和 37）年 3 月 5 日（10:05～14:00 の 215 分、ただし 12:30～12:50 までは休憩）に、山口県庁内生正庁会議室で、優生保護審査会が開催されている。参加委員は全委員 9 人中 7 人（欠席 2 人）だった。申請者は 18 人で、申請は第 4 条と第 12 条であるが、それぞれの人数は確定できない。審査結果、18 人全員が「適」と判定された。詳細な分析については、第二部（優生保護審査会の分析の当該年度の項）にゆずる。

1・2 1961（昭和 36）年度の優生手術費事業実績報告書の分析

山口県から開示された文書にファイル 2 の資料③「昭和 36 年度優生手術費事業実績報告書の提出について」がある。この文書は、コピー状態が悪く、殆ど読み取れないが、何とか読み解ける範囲で以下の点がわかった。

- ・期日は、1962（昭和 37）年 4 月□日（注 □は読み取れない）で、宛先は「厚生大臣 瀬尾弘吉殿」である。
- ・添付文書「様式 2 昭和 36 年度優生手術費負担金経費別支出明細書」によれば、男 2 人、女 8 人で提出されている。なお、「備考」欄に「昭和 36 年度中に受理した件数（法 4 条）12 件」との記載がある。

また、可能性としては 1961 年 2 月 21 日の優生保護審査会の結果（9 人、いずれも 4 条）の対象者が、4 月以降に優生手術を実施し、1962 年度の事業報告として掲載された可能性もある。

様式 3 昭和 36 年度優生手術費負担金個人別支出明細書

The document is a detailed statement of individual expenditure on eugenics surgery fee burden for the 36th year of Showa (1961). It is a table with multiple columns and rows. The top section contains handwritten text and several blacked-out rectangular areas. The main body of the table is almost entirely covered by large blacked-out rectangular areas, making the data illegible. The bottom right corner shows some handwritten numbers and a small table structure.

2 1969（昭和 44）年度の優生行政の実態

1969（昭和 44）年度にかかわる開示資料は、以下の通りである。

表 2・1 1969（昭和 44）年度山口県優生手術に係る開示資料一覧（優生保護相談所を除く）		
1	s 33- s 63	優生保護審査会議事録①
2	S 44	優生手術費交付金の国庫負担について
3	S 44～S 49	優生手術費交付金の国庫負担について

この中身を、さらに時間軸でわかるように（○の中の数値で順番を表記）、併せて中身を見ると、次のようになる。

表 2・2 1969 年度開示資料詳細

1	s 33- s 63 優生保護審査会議事録①	
	(1)	② 昭和 44 年 7 月 30 日優生保護審査会の議事録
	(2)	③ 昭和 44 年 12 月 10 日優生保護審査会の議事録
2	S 44 優生手術費交付金の国庫負担について	
	(3)	① 昭和 44 年 5 月 10 日付、厚生省発衛第 69 号、厚生事務次官から各都道府県知事宛、「優生手術費負担金の国庫負担について」
	(4)	様式第 1 「昭和 年度 優生手術費交付金調書」
	(5)	様式第 2 「昭和 年度優生手術費交付金交付申請書」
	(6)	別紙ア 「優生手術実施計画書」
	(7)	別紙イ 「優生手術費交付金経費所要額調」
	(8)	様式第 3 「昭和 年度優生手術事業遂行状況報告書」
	(9)	別添 「昭和 年度優生手術事業遂行状況報告書」
	(10)	様式第 4 「昭和 年度優生手術費追加（増減）額変更申請書」
	(11)	様式第 5 「昭和 年度優生手術費交付金事業実績報告書の提出について」
	(12)	別紙 1 「昭和 年度優生手術費交付金精算書」
	(13)	別紙 2 「昭和 年度優生手術費交付金経費別支出精算書」
	(14)	優生手術費交付金の執行についての留意事項
3	S 44～S 49 優生手術費交付金の国庫負担について	
	(15)	昭和 44 年 5 月 10 日、厚生省発衛第 69 号／昭和 49 年 4 月 16 日、一部改正 厚生省発衛第 65 号、厚生事務次官から各都道府県知事宛、「優生手術費負担金の国庫負担について」 * 「S 44～S 49 優生手術…」と「S 44」とあるが、「S 44」の一部 S 49 年に改正したとの内容であり、昭和 44 年度には関係しない。

■は不明文字

2・1 厚生省通知「優生手術費負担金の国庫負担について」

厚生省は、1969（昭和44）年5月10日付（厚生省発衛第69号）で、厚生事務次官から各都道府県知事宛に「優生手術費負担金の国庫負担について」（ファイル2の資料(3)）を通知した。優生手術についての国庫負担にかかわり、1）交付額について、2）交付決定条件（①事業遂行困難な場合は厚生大臣への報告、②様式第1号による長所を5年間保管、③交付金の申請は5月20日まで、④事業の遂行状況を様式第3号により12月10日までに厚生大臣に報告、⑤申請変更は様式第4号により1月31日まで、⑥事業実績報告は様式第5号により完了後1カ月または4月10日まで、⑦定める手続きができない場合は厚生大臣の承認が必要、とある。そして、「様式第1 昭和 年度 優生手術費交付金調書」「様式第2 昭和 年度優生手術費交付金交付申請書」「別紙ア 優生手術実施計画書」「別紙イ 優生手術費交付金経費所要額調」「様式第3 昭和 年度優生手術事業遂行状況報告書」「別添 昭和 年度優生手術事業遂行状況報告書」「様式第4 昭和 年度優生手術費追加（増減）額変更申請書」「様式第5 昭和 年度優生手術費交付金事業実績報告書の提出について」「別紙1 昭和 年度優生手術費交付金精算書」「別紙2 昭和 年度優生手術費交付金経費別支出精算書」のひな形が記載され、「優生手術費交付金の執行についての留意事項」が載っている。

2・2 1969（昭和44）年度の優生保護審査会

ファイル1の「s 33- s 63 優生保護審査会議事録①」に、資料(1)「昭和44年7月30日優生保護審査会の議事録」と資料(2)「昭和44年12月10日優生保護審査会の議事録」が掲載されている。詳細については、本報告書の第二部で報告しているので、ここでは概略のみ記す。

1969（昭和44）年7月30日に優生保護審査会（13:30～15:30の120分）が開催され、参加委員は全委員9名のうち6名の出席（会議の成立条件は過半数の参加）だった。会議の目的は「遺伝を防止するため優生手術を行なうことが公益上必要あるかどうかを御審議願う」（審査前の確認）であった。申請者は13人で、うち1人が法第4条、12人が法第12条で申請され、全員が「適」と判定された。

1969（昭和44）年12月10日に優生保護審査会（13:30～16:00の150分）が開催され、参加委員は全委員9名のうち8名の出席（会議の成立条件は過半数の参加）だった。会議の目的は「遺伝を防止するための優生手術を行なうことが公益上必要であるかどうかをご審議」（審査前の確認）であった。申請者は14人で、法第4条は6人、法第12条は8人の申請がされ、全員が「適」と判定された。

3 1971（昭和46）年度の優生行政の実態

1971（昭和46）年度にかかわる開示資料は以下のとおりである。

表 3・1 1971（昭和 46）年度山口県優生手術に係る開示資料一覧（優生保護相談所を除く）	
1	S 46 委託契約の解除について
2	S 46 委託契約の締結について
3	S 46 山口県優生保護審査会委員の選任について
4	S 46 山口県優生保護審査会委員の任免について
5	S 46 山口県優生保護審査会委員の補充選任について
6	S 46 山口県優生保護審査会委員の報酬ならびに旅費の支出について
7	S 46 優生手術費交付金減額変更申請書
8	S 46 優生手術事業遂行状況報告書の提出について
9	S 46 優生手術費交付金減額変更申請書の提出について
10	S 46 優生手術費国庫補助金交付申請書の提出について
11	優生保護審査会開催について
12	S 47 優生手術費国庫補助金交付申請書の提出について

1971（昭和 46）年度にかかわる開示資料は、12 ファイルあり、中身で大別すると、優生保護審査会委員の人事（解任、選任、任命）に関すること、厚生省と優生手術の国庫負担に関すること、優生保護審査会に関することの 3 つに大別できる。

3・1 優生保護審査会委員について

優生保護審査会の委員に関する開示資料は、次の通りです。

表 3・2 優生保護審査会関係資料一覧

3	S 46 山口県優生保護審査会委員の選任について
4	S 46 山口県優生保護審査会委員の任免について
5	S 46 山口県優生保護審査会委員の補充選任について
6	S 46 山口県優生保護審査会委員の報酬ならびに旅費の支出について

これを、時間軸でわかるように（○の中の数値で順番を表記）、併せて中身をみると、次のようになる。

表 3・3 優生保護関係資料詳細一覧

3	S 46 山口県優生保護審査会委員の選任について	
	(1)	⑨ ■昭和 46 年 5 月 31 日付、医務課精神衛生係起案、第 919 号、「山口県優生保護審査会委員の選任について（依頼）伺」
	(2)	⑩ 案 知事名から□□宛、医務第 919 号、昭和 46 年 6 月 3 日、「山口県優生保護審査会委員の選任について」
	(3)	⑩ 山口県知事 橋本正之から□□宛、医務第 919 号、昭和 46 年 6 月 3 日、「山口県優生保護審査会委員の選任について」 * 活字印刷

4	S 46 山口県優生保護審査会委員の任免について		
	(4)	⑧	■医務課精神衛生係起案、昭和 46 年 5 月 24 日起案、「山口県優生保護審査会委員の任免について 伺」、「参考」文書あり
	(5)	③ ④	辞令案、①昭和 46 年 4 月 30 日付、「山形県知事 橋本正之」から「氏名」宛、「免ずる」。 ②昭和 46 年 5 月 1 日付、「山形県知事 橋本正之」から「氏名」宛、「命じる」。
	(6)	⑩	案の 1、昭和 46 年 6 月 3 日付、医務第 923 号、「知事名」から「それぞれ」宛、「件名」。
	(7)	⑩	案の 2、昭和 46 年 6 月 3 日付、「山口県知事 橋本正之」から□□宛、「拝啓」の文書、
	(8)		山口県優生保護審査会委員名簿 注（ただし、非開示・黒塗り）
	(9)	⑩	昭和 46 年 6 月 3 日付、山口県知事 橋本正之発、「山口県優生保護審査会委員の任免について」（注 活字印刷）
	(10)		「拝啓」文書
	(11)	③	昭和 46 年 4 月 30 日付、山口県知事 橋本正之から□□宛、任免書
5	S 46 山口県優生保護審査会委員の補充選任について		
	(12)	⑤	■昭和 46 年 5 月 11 日付、医務課精神衛生係起案、「山口県優生保護審査会委員の補充選任について（依頼）伺」
	(13)	⑥	案 「知事名」から□□宛、医務第 774 号、昭和 46 年 5 月 12 日、「山口県優生保護審査会委員の選任について」
	(14)	②	昭和 46 年 4 月 7 日付、□□から山口県知事宛、「山口県優生保護審査会委員の転任について」
	(15)	⑦	昭和 46 年 5 月 17 日付、□□から山口県知事宛、「山口県優生保護審査会委員の推薦について」注、医務第 774 号に対する回答
	(16)	①	昭和 46 年 3 月 31 日付、□□から山口県知事 橋本正之宛、「山口県条例審議会委員の異動について（通知）」
6	S 46 山口県優生保護審査会委員の報酬ならびに旅費の支出について		
	(17)	⑫	■昭和 46 年 6 月 25 日付、医務課精神衛生係起案、「昭和 46 年度優生保護審査会委員の報酬ならびに旅費の支出について 伺」
	(18)	⑪	昭和 46 年 6 月 11 日付、□□から山口県知事 橋本正之宛、「附属機関等の委員の推せんについて」

優生保護審査会の委員に関する開示文書を文書作成の期日順で並べてみると、1971（昭和 46）年 3 月 31 日付（文書①）、4 月 7 日付（文書②）、4 月 30 日付（文書③）、5 月 1 日付（文書④）、5 月 11 日付（文書⑤）、5 月 12 日付（文書⑥）、5 月 17 日付（文書⑦）、5 月 24 日付（文書⑧）、5 月 31 日付（文書⑨）、6 月 3 日付（文書⑩）、6 月 11 日付（文書⑪）、6 月 25 日付（文書⑫）となり、3 月末日から 6 月下旬までの期間にわたっている。

3 月 31 日付で、□□から山口県知事宛て、「山口県附属機関の異動」（ファイル 5 の資料(16)）にかかわる連絡があった。4 月 7 日付で優生保護審査会委員の転任（昭和 45 年 5 月 1 日就任、4 月 7 日付転任）の連絡（ファイル 5 の資料(14)）があった。5 月 11 日付起案で、委員の補充選任について、「異動により欠員が生じ…関係機関に依頼する」（ファイル 5 の

資料(12))として、5月12日付で「転任のご通知(注、4月7日付文書)をいただきました。

(略)前任者の残任期間の委員の選任」(ファイル5の資料(13))を依頼したところ、5月17日付回答があり、新委員が推薦された。それを受けて、5月24日付(ファイル4の資料(14))で「辞任」(4月30日付)と「任命」(5月1日付)の辞令が交付された。

ところが5月31日付「優生保護審査会委員の推薦について(依頼)」(ファイル3の資料(1))によれば、「山口県優生保護審査会委員については、昭和45年5月1日付をもって任命されましたが、このたびの□□改選により□□構成が新たに編成され、それに伴い本審査会委員を任命替えする必要が生じたので□□に対して選任を別紙の通り依頼することとされてはいかがでしょうか」とあり、6月3日付(ファイル5の資料(2)・(3))で前任者と後任者の依頼の文書が出されている。6月11日付文書(ファイル6の資料(18))で、新たな委員が推薦されている。6月25日付起案文書(ファイル6の資料(17))では、委員の報酬について記載があり、委員は8名のうち2人は報酬なし(県職員と推定)となっている。

3・2 厚生省と優生手術の国庫負担に関すること

厚生省と優生手術の国庫負担に関する開示資料は、以下のとおりである。

表3・4 国庫負担関係資料一覧

7	S 46 優生手術費交付金減額変更申請書
8	S 46 優生手術事業遂行状況報告書の提出について
9	S 46 優生手術費交付金減額変更申請書の提出について
10	S 46 優生手術費国庫補助金交付申請書の提出について

これを、時間軸で並べ替え(○の中の数値で表記)、併せて中身をみると、次のようになる。

表3・5 国庫負担関係資料詳細一覧

S 46 優生手術費交付金減額変更申請書			
7	(1)	⑧	昭和47年2月5日付、厚生大臣・斎藤昇宛、医務第第1934号、「昭和46年度優生手術費交付金減額変更申請書」
	(2)		「優生手術実施計画書」
	(3)		「優生手術費交付金経費所要額調」
	(4)		「昭和46年度歳入歳出予算書(抄本)」
	(5)	⑤	昭和47年1月19日付、厚生省精神衛生課医療保護係から都道府県優生保護担当係長宛、事務連絡、「優生手術費交付金の変更申請について」、別紙「昭和46年度優生手術事業遂行状況書」
	(6)	③	昭和46年9月6日付、厚生大臣 斎藤昇から山口県宛、厚生省収衛第154号、「昭和46年度優生手術費交付金交付決定通知書」
	(7)		別紙「昭和46年度優生手術事業遂行状況書」

8	S 46 優生手術事業遂行状況報告書の提出について	
	(8)	④ 昭和 46 年 12 月 8 日付、医務課精神衛生係起案、第 1699 号、「昭和 46 年度優生手術事業遂行状況報告書の提出について」
	(9)	④ 案、「部長名」から「厚生省公衆衛生局精神寧政課長宛、昭和 46 年 12 月 8 日付、医務第 1699 号、「件名」
	(10)	④ 厚生大臣 齋藤昇宛、昭和 46 年 12 月 8 日付、医務第 1699 号、「昭和 46 年度優生手術事業遂行状況報告書」
	(11)	別添「昭和 46 年度優生手術事業遂行状況報告書」
	(12)	④ □□から「厚生省公衆衛生局精神衛生課長宛、昭和 46 年 12 月 8 日付、医務第 1699 号、「昭和 46 年度優生手術事業遂行状況報告書の提出について」 注 活字印刷
	(13)	④ 厚生大臣 齋藤昇宛、昭和 46 年 12 月 8 日付、医務第 1699 号、「昭和 46 年度優生手術事業遂行状況報告書」注、活字印刷
	(14)	「昭和 46 年度優生手術事業遂行状況報告書」
9	S 46 優生手術費交付金減額変更申請書の提出について	
	(15)	⑥ 昭和 47 年 1 月 28 日起案、起案者 医務課精神衛生係、「昭和 46 年度優生手術費交付金減額変更申請書の提出について 伺」
	(16)	⑧ □□から厚生大臣 齋藤昇宛、昭和 47 年 2 月 5 日付、医務第 1934 号、「昭和 46 年度優生手術費交付金減額変更申請書」
	(17)	「優生手術費実施計画書」
	(18)	「優生手術費交付金経費所要額調」
	(19)	⑦ 「昭和 46 年度歳入歳出予算書（抄本）」、昭和 47 年 1 月 30 日付
	(20)	「昭和 46 年度優生手術事業遂行状況報告書」
10	S 46 優生手術費国庫補助金交付申請書の提出について	
	(21)	① 昭和 46 年 5 月 10 日付、医務課精神衛生係起案、医務第 762 号「昭和 46 年度優生手術費国庫補助金交付申請の提出について 伺」
	(22)	② 案、昭和 46 年 5 月 12 日付、医務第 762 号、「衛生部長」から「厚生省公衆衛生局精神衛生課長」宛、「件名」
	(23)	□□から厚生大臣 内田常雄宛、「件名」
	(24)	別紙ア 優生手術実施計画案
	(25)	別紙イ 優生手術費交付金経費所要額調
	(26)	① 昭和 46 年 5 月 10 日付、昭和 46 年度歳入歳出予算書抄本
12	S 47 優生手術費国庫補助金交付申請書の提出について	
	(27)	⑨ 昭和 47 年 3 月 13 日付、□□第 39 号、厚生大臣 齋藤昇から山口県宛、「昭和 46 年度優生手術費交付金交付決定取消通知書」*1971（昭和 46）年度のデータ

1971（昭和 46）年 5 月 10 日付（ファイル 10 の資料(21)）で、①「昭和 46 年度優生手術費国庫補助金交付の申請書」が厚生省宛提出（5 月 12 日付）されている。申請額は 215000 円で、「別紙ア 優生手術実施計画案」と「別紙イ 優生手術費交付金経費所要額調」が添

付されていて、優生手術の件数、金額に係る項目は非開示（黒塗り）になっているから、人数は不明だが、計画されていたことがわかる。

写真 3・1 「別紙ア 優生手術実施計画書」

別紙ア						
優生手術実施計画書						
区分	予算措置	昭和24年上期	昭和24年下期	昭和25年上期	昭和25年下期	備考
件数	男					
	女					
	計					
金額	男					
	女					
	計					

写真 3・2 「別紙イ 優生手術費交付金経費別所要額調」

別紙イ					
優生手術費交付金経費別所要額調					
区分	支出予定額			基準額	国庫負担基本額
	人数	単価	金額		
優生手術医療費	男				
	女				
	計				
	運搬費	— 人	—	—	—
患者受付け添付旅費	運搬費	— 人	—	—	—
	宿泊料	— 人	—	—	—
	計	— 人	—	—	—
	燃料費	— 回	—	—	—
燃料費	燃料費	— 回	—	—	—
	計	— 回	—	—	—
合計					

5月12日付（ファイル10の資料(22)）の②交付金申請書を受けて、9月6日付で厚生大臣 齋藤昇から山口県宛で③「昭和46年度優生手術費交付金交付決定通知書」（ファイル7の資料(6)）が届いている。「修正のうえ、別紙のとおり交付することに決定した」とあり、「事業に要する経費200000円、交付金の額200000円」だった。

12月8日付（ファイル8の資料(8)～(14)）で厚生省宛④「昭和46年度優生手術事業遂行状況報告書の提出について」が起案されている。優生手術事業遂行状況については12月8日現在、次の通りであると、示している。これによれば、当初予定は、女性を対象に法第4条での優生手術が計画され、交付決定額が200000円であり、12月8日現在4条での「受理見込みなし」とある。

1月19日、厚生省から各都道府県宛に⑤「優生手術費交付金の変更申請について」（ファイル7の資料(5)）の事務連絡があり、「交付金については、…交付決定が行われておりますが、この費用の昭和46年度における所要額がおおむね定まったと思われるので、交付決定額に比べ、過不足が生じたものにあつては、変更申請書を昭和47年2月10日までに提出願いたい」とある。

別添

昭和46年度優生手術事業遂行状況報告書

1表 収支表

既交付決定額 A	同年度所要額 B = C + D	同年度内収 C	同年度内支 D	差額△不足額 E = A - B
円	円	円	円	円
200,000	0	0	0	200,000

2表 遂行状況表

区分	当初予定	昭和46年度優生手術費 既交付決定額	昭和46年度優生手術費 同年度内収	同年度内支	備考
件数	男 1人	1人	1人	1人	
女					
計					
金額	男 1円	1円	1円	1円	
女					
計					

3表 見込表

写真3・3 事業遂行状況報告書

本県出身優生保護審査会受理見込件数を示す。

以上が、この表は署名する。

山口県

それを受け、1月28日付起案（ファイル9の資料(15)）で⑥「昭和46年度優生手術費交付金減額変更申請書の提出について伺」が出され、2月5日付（ファイル9の資料(16)）で⑧「減額変更」として「今回申請額0円」、「既交付決定済額200000円」を返納する手続きをしている。「優生手術実施計画書」と「優生手術費交付金経費所要額調」には「該当なし」と記載されている。「昭和46年度優生手術事業遂行状況報告書」にも「該当なし」との記載がある。

3月13日付（ファイル12の資料(27)）、厚生大臣から山口県宛に⑨「昭和46年度優生手術費交付金交付決定取消通知書」が届き、「昭和46年9月6日厚生省収衛第154号で交付決定した昭和46年度優生手術費交付金については、昭和47年2月5日医務第1934号申請に基づき交付決定の全部を取り消したので通知する」とある。

以上を総合すると、1971（昭和46）年度については、優生手術を女性を対象に申請

額215000円で申請し、交付額は200000円だったが、交付対象者は年度内に現れず、200000円を返納することとなった。

3・3 優生保護審査会の開催

優生保護審査会の開催に係る開示資料は、次の通りである。

表3・5 審査会関係資料一覧

1	S46 委託契約の解除について
2	S46 委託契約の締結について
11	優生保護審査会開催について

これに時間軸を挿入し、詳しく見ると下記のとおりである。

表 3・6 審査会関係資料詳細一覧

1	S 46 委託契約の解除について	
	(1)	⑨ 起案者・医務課精神衛生係、1971 年 10 月 8 日起案、第 1476 号、「委託契約の解除について 伺」
	(2)	⑩ 案の 1、医務第 1476 号、1971 年 10 月 11 日付、「部長名」から□□（非開示・黒塗り）宛、「委託契約の解除について」
	(3)	⑪ 案の 2、医務第 1476 号、1971 年 10 月 11 日付、「部長名」から□□（非開示・黒塗り）宛、「件名」
	(4)	⑫ 委託契約書、1971 年 8 月 11 日付
2	S 46 委託契約の締結について	
	(5)	④ 起案者・黒塗り（非開示）、1971 年 8 月 9 日付、第 1219 号、「委託契約の締結について（伺）」
	(6)	⑤ 案の 1 部長から□□宛、1971 年 8 月 11 日付、医務第 1219 号、「委託契約の締結について」
	(7)	⑥ 案の 2 部長から□□宛、「委託契約の締結について」
	(8)	⑦ 「委託契約書案」
11	(9)	⑧ 「7 月 29 日審査会 手術を受ける者」（注、手書きメモ）
	優生保護審査会開催について 注、昭和 46 年度にかかわる文書のみ記載する	
	(10)	① 昭和 46 年 6 月 30 日付、医務課精神衛生係起案、医務第 1059 号、「山口県優生保護審査会の開催について 伺」
	(11)	② 昭和 46 年 9 月 29 日付、医務課精神衛生係起案、「山口県優生保護審査会議事録について 伺」（昭和 46 年 7 月 29 日開催）
	(12)	③ 「山口県優生保護審査会議事録」（昭和 46 年 7 月 29 日開催）注、ただし 1 枚のみが存在し、2 枚目以降は不明である。

発送種別:	承認印	記号番号: 第 147-P 号
月 日 決裁	月 日 校合者印	区分 発送方法 承認印 施行月日
7 月 5 日 決定		
処理期限: 昭和 年 月 日		
昭和 46 年 6 月 30 日 起案		
起案者: 医務課精神衛生係		
職氏名印		
件名: 山口県優生保護審査会の開催について		
決裁区分: 乙		
優生保護法第4条および第12条の規定に基づく優生手術の申請が下記のとおりありましたので、きたる7月29日山口県優生保護審査会を開催し、手術を行なうことの適否を決定することとされてはいか がですか。／なおご決裁の上は案の1および案の2により各委員あて通知してよろしいか、併せて伺います。／おって、同審査会に付議する議案については、別途(注・船橋以下続きの資料が存在せず不明)」とある。 ここから1971(昭和46)年7月29日に4条および12条にかかる優生保護審査会の開催が意図されていたことがわかる。		
また、同ファイルの資料には7月29日開催の優生保護審査会の議事録(資料(11)(12))が残されている。昭和46年9月29日付起案②「山口県優生保護審査会議事録について		

ファイル 11「優生保護審査会について」に昭和 46 年 6 月 30 日起案(資料(10))で①「山口県優生保護審査会の開催について」(起案者 医務課精神衛生係、第 1059 号)があり、「優生保護法第 4 条および第 12 条の規定に基づく優生手術の申請が下記のとおりありましたので、きたる 7 月 29 日山口県優生保護審査会を開催し、手術を行なうことの適否を決定することとされてはいか

がですか。／なおご決裁の上は案の 1 および案の 2 により各委員あて通知してよろしいか、併せて伺います。／おって、同審査会に付議する議案については、別途(注・船橋以下続きの資料が存在せず不明)」とある。

ここから 1971 (昭和 46) 年 7 月 29 日に 4 条および 12 条にかかる優生保護審査会の開催が意図されていたことがわかる。

また、同ファイルの資料には 7 月 29 日開催の優生保護審査会の議事録(資料(11)(12))が残されている。昭和 46 年 9 月 29 日付起案②「山口県優生保護審査会議事録について

伺」(起案者 医務課精神衛生係)と③別紙「山口県優生保護審査会議事録」(昭和 46 年 7 月 29 日開催のもの、ただし議事録は 1 枚目のみ存在し、2 枚目以降は開示文書として受け取っていない)がある。それらから、1971 (昭和 46) 年 7 月 29 日に山口県優生保護審査会(14:00~17:00、於県庁政庁会議室)が開催され、委員 7 人(全員で 8 人)が出席していたことがわかる。

発送種別:	承認印 校合者印	記号番号: 第 1219 号
月 日 時刻 8 月 10 日 10 時	区分: 発送方法: 承認印: 集行分目印:	46.8.11
処理期限: 昭和 46 年 8 月 9 日 起案		
起案者: 職氏名: [redacted]		
件名: 委託契約の締結について		
決裁区分: 乙		
[redacted]		
同		
優生保護法(昭和23年法45号)第10条の規定に基づき、 優生手術の実施に關し、下記 優生手術実施医療 機関(優生保護法第5条第2項に基づき指定された医師の 手術を実施する医療機関)との間に別案により業務委 託契約を締結することとしよういか、お伺いします。		
山 口 県		

案 1
医務第 1219 号
昭和 46 年 8 月 11 日
敬 啟
部長 名
委託契約の締結について
昭和 46 年 7 月 29 日に開催された、山口県優生保護 審査会に決定された下記のものに対する優生手術の 実施を、貴施設医師 [redacted] 殿へ指定されま した。
ついては、貴施設にあり業務委託契約を別紙により締 結したいのでよろしくお願いいたします。
なお、契約書に承諾のうえは押印のうえ、1部を 医務課までご返送下さい。
なお、業務完了後は契約書第 10 条の規定により おやかたに優生手術医療費請求書2部を送付していただく
此
山 口 県

あてた「委託契約の締結について」(医務第 1219 号、昭和 46 年 8 月 11 日付)では、「昭和 46 年 7 月 29 日に開催された山口県優生保護審査会で決定された下記のものに対する優生手術の実施を貴施設医師□□殿へ指定されました。／ついては実施にあたり、業務委託契約を別紙により締結したいのでよろしくお願いいたします。(以下略)」とある。従って、7 月 29 日の優生保護審査会で「適」と決定された当該個人にかかる優生手術実施機関(医師)との業務委託契約であることがわかる。この起案文書に⑦「委託契約書」(下記の写真、ファイル 2 の資料(8))が添付されていた。この委託契約書には、第 5 条まで記されている。第 1 条は、委託業の内容で、優生保護法第 10 条の規定による優生手術の実施、被手術者、手術を実施する医師、手術の術式: 優生保護法施行規則(昭和 27 年厚令 32)第 1 条の規定に基づく術式である。第 2 条は、業務の委託料の額である。第 3 条は、委託料の請求にかかわるもので、業務完了後優生手術医療費請求書を山口県に提出すること。県は「当該請求書の内容が適当であるとみとめる時は、直ちに委託料を」支払うとのこと。第 4 条は、「この契約は業務の必要がなくなった日をもって解除する」。第 5 条は、定めのない事項は協議の上決定する。

また、⑥「案の2」として「部長名」から□□あて（非開示・黒塗り）、「件名／このことについて別紙のとおり通知したので念のためお知らせします」とある。「念のために」出された文書が誰宛なのかは不明である。

この一連の資料の中に⑧「7月29日審査会」「優生手術を受ける者」と記された文書（ファイル2の資料(9)）がある。指定市は「柳井市 □□」で「1. 手術は施行規則1条3および4項の術式によること。／この術式によるもののみが支払いの対象となる。したがってそれ以外の術式によるものは請求の対象にならない。2. 国庫補助でありしたがって国の審査が厳しいので必要最小限に実施すること。検査料、全摘は請求の対象にならない。／治療の一環として行われたものは社会保険で／請求書にレセプトを添付する／請求書、契約書は後日送付する」とある。ここから被手術者が国庫補助を受ける、つまりは法第4条の対象であることがわかる。また、手術の術式への注意が喚起されていること、「全摘・・・治療の一環として行われたものは社会保険で」支払うことが伺える。逆に言えば、山口県では、子宮の「全摘」を「治療の一環として」なら認めていた（社会保険の適用）ことが伺える。

さて、最終的には前項の厚生省との国庫負担金のやり取りを見ると、1971（昭和46）年度は「該当者なし」として提出している。ということは、7月29日の優性保護審査会で「適」とされた被手術対象者に「優生手術実施指定医師」を依頼・契約したが、国庫補助は受けていないことになる。考えられるのは、①手術を実施しなかった、②「全摘」など交付金を受ける術式でない手術をした、のどちらかと思われる。

乳
優生手術機関
柳井市
手術を実施する医師
被手術者

手術を受ける者
案の2
事務才
昭和 年 月 日
部長名
委託契約の締結について
この24K7112、別添資料のとおり通知したので念のためお知らせします。

現住所



指定都市

横浜市



1. 給金は施行規則/条におおむね4項の給式による。
こと。

この給式によるもののみが支払の対象となる。

したがって、それ以外の給式によるものは請求の対象にならない。

2. 国庫補助でありながら国の責務が大きいので、必要最低限に実施すること。

検査料、金荷は請求の対象にならない。
お金一環として行われたものは社会保険金で

請求書にレシートを添付する

請求書、契約書は後日送付する。

要 約 書

厚生労働法の規定に基づく厚生手続の実施について委託者
 (以下「甲」という。)と受託者
 (以下「乙」という。)とは、次の条項により契約を締結し

た。

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

Ⅰ 業務の内容

厚生労働法（昭和25年法律第123号。）第10条の規
 定による「厚生手続の実施。

Ⅱ 被申請者

Ⅲ 手続を実施する医師

Ⅳ 手続の様式

厚生労働法施行規則（昭和27年厚生令第22号）第1条の規定
 に基づく様式による。

第2条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は厚生保
 護法施行令（昭和24年政令第16号）第1条第1項の規定に基づ
 き算定するものとする。

第3条 乙は委託料の請求については、業務完了後厚生手続医
 費請求書（別記第1号様式）8部を甲に提出するものとする。

2 甲は前項の請求を受けた場合において当該請求書の内容が適
 当であると認めるときは、ただちに委託料を乙に支払うものと
 する。

第4条 この契約は業務の必要がなくなった日をもって解除する。

第5条 この契約に別段定めのない事項についてはその都度甲乙

協議の上決定するものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し双方署名捺印
 の上各1通を所持する。

昭和 年 月 日

甲 委託者 山口 県

乙 受託者

止る

たに今より、山口県優生保護審議会を創設
いたします。本会は今委員8名のうち7名の
うち席があり、定数は達しておられます。審査
会は今成立したものです。
では、委員長である[]
[]委員に議事の進行を

會議に先立ちまして、このたび
夏の特任に伴い、その後任として
両委員が選任になりましたので、ご紹介して
いただきます。

Downloaded At: 11:53 11 September 2009

昭和46年7月29日 栗庁正庁会議室にて

内催した山口県衛生保護署が今、議事録を
別紙のとおり送付した。議事録署名
書面に署名して送付したい。お伺いします。

178

保存 10		リ付 (7)	
送達種別:		記号番号: 第 1476 号	
10月11日決裁 11月2日送達		区分: 送達方法: 承認印: 施行月日印:	
承認印 校合者印			
処理期限: 昭和 年 月 日			
昭和 46 年 10 月 8 日 起案			
起案者: 山口県衛生課			
職氏名印: (電話 2553 番)			
件名: 委託契約の解除について			
決裁区分: 乙			
[Redacted]			
伺			
優生保護法の規定に基づく優生手術の実施に関し、 山口県衛生課と山口県知事との間に業務委託契約が、昭和46年8月11日に締結されましたが、このたび、昭和46年10月8日をもって、この業務の実施の必要がなくなりましたので、委託契約者第4条に基づき、この契約を解除してよろしいか伺います。/(ここから2枚目) また、ご決裁の上は下案により通知してよろしいか併せてお伺いします。」とある。そして、⑩「案の1」(医務第1476号、昭和46年10月11日付、ファイル1の(2))として、「部長名」から□□(黒塗り・非開示)あてへ「委託契約の解除について/昭和46年8月11日に締結した優生手術実施に関する			

1971 (昭和 46) 年 10 月 8 日起案で⑨「委託契約の解除について 伺」(左写真 (ファイル 1 の(1)) がある。この委託契約とは、優生手術実施病院と優生手術の実施にあたり、結ぶ契約である。この起案文書には、「優生保護の規定に基づく優生手術の実施に関し、優生手術実施医療機関たる□□ (非開示・黒塗り) と山口県知事との間に業務委託契約が、昭和 46 年 8 月 11 日に締結されましたが、このたび、昭和 46 年 10 月 8 日をもって、この業務の実施の必要がなくなりましたので、委託契約者第 4 条に基づき、この契約を解除してよろしいか伺います。/(ここから 2 枚目) また、ご決裁の上は下案により通知してよろしいか併せてお伺いします。」とある。そして、⑩「案の 1」(医務第 1476 号、昭和 46 年 10 月 11 日付、ファイル 1 の(2))として、「部長名」から□□ (黒塗り・非開示) あてへ「委託契約の解除について/昭和 46 年 8 月 11 日に締結した優生手術実施に関する

業務委託契約は、昭和 46 年 10 月 8 日付をもって、業務実施の必要がなくなりましたので、委託契約書第 4 条の規定に基づき、この契約を解除しますので、よろしくご了承ください。また、⑪「案の 2」(医務第 1476 号、昭和 46 年 10 月 11 日付、ファイル 1 の(3))として「部長名」から□□あて (非開示・黒塗り)、「件名/このことについて別途写しのとおり通知したので念のためお知らせします。」とあり、「また、案の 1 添付のこと」とメモされている。ただし、「念のために」出された文書が誰宛なのかは不明である。

また、この起案文書に⑫「委託契約書」(下記の写真、ファイル 1 の(4)) が添付されていた。この委託契約書には、第 5 条まで記されている。(5 条の内容については、前に照会済み)

委 託 契 約 書

医療保険法の規定に基づき優生手術の実施について委託者
（以下「甲」という。）と受託者
（以下「乙」という。）とは、次の
条項により契約を締結した。

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を
乙に委託し、乙はこれを受託する。

1 業務の内容

優生保健法（昭和23年法律第56号。）第10条
の規定による優生手術の実施。

1 被手術者

2 手術を実施する医師

3 手術の様式

優生保健法施行規則（昭和27年厚生令第35号）第1条の
規定に基づく様式による。

第2条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は優
生保健法施行令（昭和24年政令第4号）第1条第1項の規
定に基づき算定するものとする。

第3条 乙は委託料の請求については、業務完了後優生手術
監査費請求書（別紙様式）2部を甲に提出するもの
とする。

第4条 甲は前項の請求を受けた場合において当該請求書の内容
が適当であると認めるときは、ただちに委託料を乙に支払

うものとする。

第4条 この契約は業務の必要がなくなつた日をもつて解除
する。

第5条 この契約に別段定めのない事項についてはその都度
甲乙協議の上決定するものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し双方署名
捺印の上各自1通を所持する。

昭和22年 月 日

甲 委託者 山口 県

乙 受託者

4 1972（昭和 42）年度の山口県の優生手術関係の動向

1972（昭和 47）年度にかかわる開示資料は以下のとおりである。

表 4・1 1972（昭和 47）年度山口県優生手術に係る開示資料一覧（優生保護相談所を除く）	
1	S 47 委託契約の締結について
2	S 47 山口県優生保護審査会委員の推薦について
3	S 47 山口県優生保護審査会委員の選任について
4	S 47 山口県優生保護審査会委員の任命について
5	S 47 資金前渡伺
6	S 47 優生手術費交付金減額変更申請書の提出について
7	S 47 優生手術費交付金
8	S 47 優生手術費交付金事業実績報告書の提出について
9	S 47 優生手術費国庫補助金交付申請書の提出について
10	S 47 優生保護事業遂行状況報告書の提出について
11	優生保護審査会開催について
12	S 48 優生手術の実施に伴う医療費の支出について
13	S 48 優生手術費国庫補助金交付申請の提出について
14	S 33～S 63 優生保護審査会議事録①

1972（昭和 47）年度にかかわる開示資料は、14 分類あり、中身で大別すると、優生保護審査会委員の人事（解任、選任、任命）に関すること、厚生省と優生手術の国庫負担に関すること、優生保護審査会に関することの 3 つに大別できる。

4・1 優生保護審査会委員について

優生保護審査会の委員に関する開示資料は、次の通りです。

表 4・2 優生保護審査課資料一覧

2	S 47 山口県優生保護審査会委員の推薦について
3	S 47 山口県優生保護審査会委員の選任について
4	S 47 山口県優生保護審査会委員の任命について

これを、時間軸でわかるように（○の中の数値で順番を表記）、併せて中身をみると、次のようになる。

表 4・3 1972（昭和 47）年度山口県優生手術に係る開示資料・詳細一覧（優生保護相談所を除く）			
	No		資料名
2	S 47	山口県優生保護審査会委員の推薦について	

	(1)	②	起案者・医務課精神衛生係、昭和 47 年 5 月 5 日起案、第 1476 号、「山口県優生保護審査会委員の推薦について（依頼） 伺」＊県議会議長への依頼
	(2)	②	案、医務第 288 号、昭和 47 年 5 月 5 日付、「知事」から□□（非開示・黒塗り）宛、「件名」＊医師である県議会議員
	(3)	②	医務第 288 号、昭和 47 年 5 月 5 日付、「山口県知事 橋本正之」から□□（非開示・黒塗り）宛、「山口県優生保護審査会委員の推薦について（依頼）」＊医師である□□（非開示・黒塗り）、注 活字印刷。
3	S 47 山口県優生保護審査会委員の選任について		
	(4)	①	昭和 47 年 5 月 1 日付、医務課精神衛生係起案、第 288 号、「山口県優生保護審査会委員の選任について（依頼） 伺」
	(5)	③	案の 1 知事名から「それぞれ」（3 人）宛、医務第 288 号、昭和 47 年 5 月 16 日、「件名」＊留任依頼
	(6)	③	案の 2 「知事」から□□（2 人）宛、医務第 288 号、昭和 47 年 5 月 16 日、「件名」＊留任依頼
	(7)	③	案の 3 「知事」から□□宛、医務第 288 号、昭和 47 年 5 月 16 日、「件名」＊依頼
	(8)	③	案の 4 「知事」から□□宛、医務第 288 号、昭和 47 年 5 月 16 日、「件名」＊選任依頼
	(9)	③	山口県知事 橋本正之から□□宛、医務第 288 号、昭和 47 年 5 月 16 日、「山口県優生保護審査会委員の選任について（依頼）」＊留任依頼。注 活字印刷
	(10)	③	山口県知事 橋本正之から□□宛、医務第 288 号、昭和 47 年 5 月 16 日、「山口県優生保護審査会委員の選任について（依頼）」＊依頼。注 活字印刷
	(11)	③	山口県知事 橋本正之から□□宛、医務第 288 号、昭和 47 年 5 月 16 日、「山口県優生保護審査会委員の選任について（依頼）」＊選任依頼。注 活字印刷
4	S 47 山口県優生保護審査会委員の任命について		
	(12)	⑤	医務課精神衛生係起案、昭和 47 年 5 月 30 日起案、「山口県優生保護審査会委員の任命について 伺」、
	(13)	①	案の 1（辞令）、昭和 47 年 5 月 1 日付、「知事名」から「氏名」宛。＊任命
	(14)	①	案の 2、昭和 47 年 5 月 1 日付、「知事名」から「それぞれ」（2 人）宛、「件名」。
	(15)	①	案の 3、昭和 47 年 5 月 1 日付、「知事名」から各委員（□□を除く）宛、「拝啓」の文書
	(16)	①	案の 4、昭和 47 年 5 月 1 日付、「知事名」から各委員（2 名）宛、「拝啓」の文書
	(17)	①	案の 5、昭和 47 年 5 月 1 日付、「知事名」から□□宛、「拝啓」の文書・謝辞。注、民生委員在任中
	(18)		案の 1、知事名から□□宛、任命
	(19)	①	案の 6、昭和 47 年 5 月 1 日付、知事名から□□あて、「件名」、＊任命の周知
	(20)	①	案の 7、昭和 47 年 5 月 1 日付、知事名から□□委員あて、「件名」、＊任命の承引
	(21)	①	案の 8、昭和 47 年 5 月 1 日付、「拝啓」文書
	(22)		「拝啓」文書

	(23)	④	昭和 47 年 5 月 24 日付、□□から山口県知事 橋本正之宛、山口県優生保護審査会委員について（回答）。*5 月 16 日付第 288 号への回答・留任
	(24)	⑥	昭和 47 年 7 月 14 日付、□□から山口県知事 橋本正之宛、「山口県優生保護審査会の委員の選任について」
	(25)	⑦	昭和 47 年 7 月 17 日付、□□から山口県知事 橋本正之宛、「山口県優生保護審査会の委員の推せんについて」。注、活字印刷

優生保護審査会の委員に関する開示文書を文書作成の期日順で、並べてみると、1972（昭和 46）年 5 月 1 日付（文書①）、5 月 5 日付（文書②）、5 月 16 日付（文書③）、5 月 24 日付（文書④）、5 月 30 日付（文書⑤）、7 月 14 日付（文書⑥）、7 月 17 日付（文書⑦）、となり、5 月から 7 月中旬までの期間にわたっている。

5 月 1 日付（浄書 5 月 17 日、施行 5 月 18 日、ファイル 3 の資料(4)）で①「山口県優生保護審査会委員の選任について（依頼）伺」との伺いが提出されている。「山口県優生保護審査会委員は、昭和 47 年 4 月 30 日をもって任期満了となりますが、これに伴う時期委員の構成について…下記機関から選任することとし、…各関係機関へ選任を依頼する…」とある。黒塗り（非開示）で宛先が 8 人分あり、その内 6 名に手書きで「留任」と記されている。そして「留任」の願い（ファイル 3 の資料(5)「案の 1」、3 人宛）、「留任」の願い（ファイル 3 の資料(6)「案の 2」、2 人宛）、「依頼」の文書（ファイル 3 の資料(7)「案の 3」、1 人宛）、「選任」の依頼（□□から 1 名選任）、が 5 月 16 日付（ファイル 3 の資料(8)）で起案されている。また、ファイル 3 の資料(9)(10)(11)はそれぞれファイル 3 の資料(5)(7)(8)と同じ中身で、活字印刷にしたものである。この 5 月 16 日付第 288 号文書への回答が、5 月 24 日付で、□□から山口県知事 橋本正之宛 No33「山口県優生保護審査会委員について（回答）」（ファイル 4 の資料(23)）で、届いている。中身は、「□□が引き続き留任することは差し支えありません」とある。

そして 5 月 5 日付起案文書（ファイル 2 の資料(1)）、「山口県優生保護審査会委員の推薦について（依頼）伺」（起案者・医務課精神衛生係、第 1476 号）では、「山口県優生保護審査会委員は、昭和 47 年 4 月 30 日をもって任期満了となりましたが、これに伴う時期委員の構成の内、□□の選任について、別案により県議会議長への依頼することとされてはいかがですか」（下線は船橋）とあり、5 月 5 日付の依頼文（ファイル 2 の資料(2)と(3)で、(3)は(2)を活字にしたもの）がある。そして、7 月 17 日付で「先にご依頼のあった標記について、下記の議員を推薦するのでよろしく願います／氏名は黒塗り・非開示」（□□から山口県知事 橋本正之宛 No35「山口県優生保護審査会の委員の推せんについて」（ファイル 4 の資料(25)、注 活字印刷）とあるので、県議会議員が優生保護審査会委員になっていたことがわかる。

5 月 30 日付起案「山口県優生保護審査会委員の任命について 伺」（ファイル 4 の資料(12)で、「山口県優生保護審査会委員の任命について、…下記のとおりとすることとし、別

案により発令されては如何ですか（任期 47 年 5 月 1 日～49 年 4 月 30 日）／なお任期が満了した□□□□氏にはそれぞれ別案により令状を出すことにされては如何ですか。」とある。同起案の報酬一覧（資金前渡）には 8 名分が記載されていて、そのうち 3 人（内 1 人は新任）は報酬がなし（／が引かれている）となっていることから、県行政関係者が 3 人いたことを示していると思われる。なお、同起案の「旅費内訳表」に「7 月欠席」と 2 名分のメモが記されている。7 月に開催された優生保護審査会で 2 名の欠席があったことが予想される。ファイル 4 の資料(17)の「案の 5」（5 月 1 日付、「知事名」から□□宛、「拝啓」の文書・謝辞）の中に「貴台には、民生委員在任中、山口県優生保護審査会委員として、長年、本県の優生保護の適正な推進に種々ご協力をいただきまして…」（下線は船橋）とある。民生委員が優生保護審査会委員になっていたことがわかる。

7 月 14 日付で□□から山口県知事 橋本正之宛「山口県優生保護審査会の委員の選任について」（ファイル 4 の資料（24））で、「昭和 47 年 5 月付医務第 288 号によるこのことについて下記のとおり推せんいたします」として、「氏名 □□、住所 □□、性別 女、役職名 □□」が記載されている。

4・2 厚生省と優生手術の国庫負担に関すること

厚生省と優生手術の国庫負担に関する開示資料は、以下のとおりである。

表 4・4 交付金関係資料一覧

6	S 47	優生手術費交付金減額変更申請書の提出について
7	S 47	優生手術費交付金
8	S 47	優生手術費交付金事業実績報告書の提出について
9	S 47	優生手術費国庫補助金交付申請書の提出について
10	S 47	優生保護事業遂行状況報告書の提出について
13	S 48	優生手術費国庫補助金交付申請の提出について

これを、時間軸でわかるように（○の中の数値で順番を表記）、併せて中身をみると、次のようになる。

表 4・5 交付金関係資料詳細一覧

6	S 47 優生手術費交付金減額変更申請書の提出について		
	(1)	⑤	昭和 48 年 1 月 30 日付、第 1520 号、「昭和 47 年度優生手術費交付金減額変更申請書の提出について 伺」
	(2)	⑥	昭和 48 年 1 月 31 日付、医務第 1520 号、厚生大臣 齋藤邦吉宛、「昭和 47 年度優生手術費交付金減額変更申請書」
	(3)		「優生手術実施計画書」

	(4)		「優生手術費交付金経費所要額調」
	(5)	⑤	「昭和 47 年度歳入歳出予算書抄本」、昭和 48 年 1 月 30 日付
7	S 47 優生手術費交付金		
	(6)	②	昭和 47 年 4 月 10 日付、医務第 73 号、□□から厚生大臣 齋藤昇宛、「件名」
	(7)		別紙ア 優生手術実施計画書
	(8)		別紙イ 優生手術費交付金経費所要額調
	(9)	②	「昭和 47 年度歳入歳出予算書抄本」、昭和 47 年 4 月 10 日付
	(10)	③	昭和 47 年 12 月 2 日付、厚生省収衛第 213 号、厚生大臣 塩見俊一から山口県宛、「昭和 47 年度優生手術費交付金交付決定通知書」
	(11)	④	昭和 47 年 12 月 9 日付、医務第 1298 号、□□から厚生大臣 塩見俊一宛、「昭和 47 年度優生手術事業遂行状況報告書」。注、活字印刷
	(12)		「昭和 47 年度優生手術事業遂行状況報告書」
	(13)	⑥	昭和 48 年 1 月 31 日付、医務第 1520 号、□□から厚生大臣 齋藤邦吉宛、「昭和 47 年度優生手術費交付金減額変更申請書」
	(14)		別紙ア 優生手術実施計画書
	(15)		別紙イ 優生手術費交付金経費所要額調
	(16)	⑤	「昭和 47 年度歳入歳出予算書抄本」、昭和 48 年 1 月 30 日付
	(17)	⑦	■昭和 48 年 3 月 28 日付、□□衛第 73 号、厚生大臣 齋藤邦吉から山口県宛、「昭和 47 年度優生手術費交付金交付決定一部取消通知書」
	(18)	⑧	■昭和 48 年 4 月 5 日付、医務第 78 号、□□から厚生大臣 齋藤邦吉宛、「昭和 47 年度優生手術費交付金事業実績報告の提出について」
	(19)		別紙 1 昭和 47 年度優生手術費交付金精算書
	(20)		別紙 2 昭和 47 年度優生手術費交付金経費別支出明細書
	(21)		別紙 3 昭和 47 年度優生手術費交付金個人別支出明細書 *3 人 (男 1、女 2)
8	(22)	⑧	昭和 47 年度歳入歳出決算書見込抄本、昭和 48 年 4 月 5 日付
	(23)	⑨	昭和 48 年 11 月 30 日付、厚生省発衛第 225 号、厚生大臣 齋藤邦吉から山口県宛、「昭和 47 年度優生手術費交付金交付額確定通知書」
	S 47 優生手術費交付金事業実績報告書の提出について		
	(24)	⑧	昭和 48 年 4 月 5 日起案、起案者 医務課精神衛生係、「昭和 47 年度優生手術費交付金事業実績報告書の提出について 伺」
	(25)	⑧	案、昭和 48 年 4 月 5 日付、医務第 78 号、衛生部長から厚生省公衆衛生局精神衛生課長宛、「件名」
	(26)	⑧	昭和 48 年 4 月 5 日付、医務第 78 号、厚生大臣 齋藤邦吉宛、「昭和 47 年度優生手術費交付金事業実績報告書の提出について」
	(27)		別紙 1 昭和 47 年度優生手術費交付金精算書
	(28)		別紙 2 昭和 47 年度優生手術費交付金経費別支出明細書
	(29)		別紙 3 昭和 47 年度優生手術費交付金個人別支出明細書 * 疾病名、術式記載
	(30)	⑧	昭和 47 年度歳入歳出決算書見込抄本、昭和 48 年 4 月 5 日付

	(31)	⑦	昭和 48 年 3 月 28 日付、□□第 73 号、厚生大臣 齋藤邦吉から山口県宛、「昭和 47 年度優生手術費交付金交付決定一部取消通知書」
	S 47 優生手術費国庫補助金交付申請書の提出について		
	(32)	①	昭和 47 年 4 月 1 日起案、医務課精神衛生係起案、第 73 号「昭和 47 年度優生手術費国庫補助金交付申請の提出について 伺」
	(33)	②	案、昭和 47 年 4 月 10 日付、医務第 73 号、「衛生部長」から「厚生省公衆衛生局精神衛生課長」宛、「件名」
9	(34)	②	昭和 47 年 4 月 10 日付、医務第 73 号、□□から厚生大臣 齋藤昇宛、「件名」
	(35)		別紙ア 優生手術実施計画書
	(36)		別紙イ 優生手術費交付金経費所要額調
	(37)	②	昭和 47 年 4 月 10 日付、昭和 47 年度歳入歳出予算書抄本
	(38)		昭和 47 年 3 月 13 日付、□□第 39 号、厚生大臣 齋藤昇から山口県宛、「昭和 46 年度優生手術費交付金交付決定取消通知書」*1971（昭和 46）年度のデータ
	S 47 優生保護事業遂行状況報告書の提出について		
	(39)	④	■昭和 47 年 12 月 9 日起案、第 1298 号、「昭和 47 年度優生手術事業遂行状況報告書の提出について 伺」
	(40)	④	別紙、昭和 47 年 12 月 9 日付、医務第 1298 号、□□から厚生大臣 塩見俊二宛、「昭和 47 年度優生手術事業遂行状況報告書」
10	(41)		別添「昭和 47 年度優生手術事業遂行状況報告書」
	(42)		「昭和 47 年度優生手術事業遂行状況報告書」注、活字印刷
	(43)	④	昭和 47 年 12 月 9 日付、医務第 1298 号、□□から厚生大臣 塩見俊二宛、「昭和 47 年度優生手術事業遂行状況報告書」注、活字印刷
	(44)	③	昭和 47 年 12 月 2 日付、厚生省収衛第 213 号、厚生大臣 塩見俊二から山口県宛、「昭和 47 年度優生手術費交付金交付決定通知書」
	S 48 優生手術費国庫補助金交付申請の提出について		
13	(45)		昭和 48 年 11 月 30 日付、□□発衛第 225 号、厚生大臣 齋藤邦吉から山口県宛、「昭和 47 年度優生手術費付金交付額確定通知書」*昭和 47 年度に移行

注 赤字は当該年度から移動したファイル

青字は当該年度に移動してきたファイル

ファイル 6 の資料(1)～ファイル 13 の資料 (45) までの内、ファイル 9 の資料(38)は「昭和 47 年 3 月 13 日付」で 1972（昭和 47）年度のものではあるが、中身は、厚生大臣 齋藤昇から山口県宛「昭和 46 年度優生手術費交付金交付決定取消通知書」で、1971（昭和 46）年度の優生手術費交付金にかかわるものであることから、1971（昭和 46）年度の項目で解説することとする。

ファイル 13 の資料(45)は「昭和 48 年 11 月 30 日付」となっているが、文書の中身を見ると「昭和 47 年度優生手術費付金交付額確定通知書」（下線は船橋）ととあり、1972（昭和 47）年度にかかる内容なので、本項目で扱うこととする。

1972（昭和 47）年 4 月 1 日起案、医務課精神衛生係起案（第 73 号）「昭和 47 年度優生手術費国庫補助金交付申請の提出について 伺」（ファイル 9 の資料(32)）には 4 月 10 日付（医務第 73 号）で、□□から厚生大臣 齋藤昇宛で「申請額 25000 円」（ファイル 9 の資料(34)）とあり、別紙として「別紙ア 事業実施計画」（ファイル 9 の資料（35））と「別紙イ 優生手術費交付金経費所要額調」（ファイル 9 の資料（36））がある。別紙ア・イ（下写真）から優生手術の対象者が女性のみであることがわかる。

別紙ア						
優生手術実施計画書						
区分	予算措置	ホノク半期	ホニク半期	ホニク半期	ホニク半期	備 考
仲 数	男	一 人	一 人	一 人	一 人	
	女					
	計					
金 額	男	一 円	一 円	一 円	一 円	
	女					
	計					

別紙イ						
優生手術費交付金経費所要額調						
区分	支出予定額			基津額	国庫負担額	備考
	人数	単価	金額			
優生手術区経費	男	—	—	—	—	
	女	—	—	—	—	
	計	—	—	—	—	
	運賃	—	—	—	—	
患者送付旅費	日当	—	—	—	—	
	宿料	—	—	—	—	
	計	—	—	—	—	
	和	—	—	—	—	
燃料費	—	—	—	—	—	
借入料	—	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	—	

ただし、ファイル 6 の資料(5)では、別紙ア、別紙イは次のようにある。これを見ると、男女で計 25000 円で、第 2・4 半期（7～9 月、100000 円）と第 3・4 半期（10～12 月、150000 円）に手術が実施計画されていたことになる。

別紙ア						
優生手術費実施計画書						
区分	予算措置	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	備考
人数	男					
	女					
	計					
	金額					
金額	男					
	女					
	計	250,000円	100,000円	150,000円	100,000円	
	備考					

別紙イ						
優生手術費交付金経費所要額調						
区分	支出金額			基礎額	国庫負担 基本額	備考
	手数料	薬	他金額			
優生手術費	男					
	女					
	計					
運搬費	人	-	-	-	-	
運搬費	人	-	-	-	-	
運搬費	人	-	-	-	-	
運搬費	人	-	-	-	-	
運搬費	人	-	-	-	-	
材料費	人	-	-	-	-	
材料費	人	-	-	-	-	
材料費	人	-	-	-	-	
材料費	人	-	-	-	-	
材料費	人	-	-	-	-	
合計			260,000	250,000	250,000	

え、次の通り交付することに決定した」として「事業に対する経費 175000 円、交付金の額 175000 円」と示された。

1表 総括表						
既交付決定額 A		国庫負担所要見込額 B = C + D		同 左 内 訳		差 引 過 △ 不足額 E = A - B
175,000 円		175,000 円		支払確定額 C	支払見込額 D	円
				円	175,000 円	- 円

2表 遂行状況表						
区 分	当初予定	法第4条関係 優生保護審 査会受理済	法第4条関係 優生保護審 査会決定済	同 左 内 訳		備 考
件 男	人	人	人	支払確定済	支払未確定	
女						
数 計						
金 男	円	円	25,000 円	- 円	25,000 円	
女						
額 計	250,000 円		175,000 円	- 円	175,000 円	

3表 見込表

昭和47年度は12月9日現在

法第4条関係の受理見込件数なし

この表は省略する。

12月9日付（医務第1298号）の厚生大臣 塩見俊二宛で「昭和47年度優生手術事業遂行状況報告書」（ファイル10の資料(39)、(40)、(43)）が起案されている。優生手術事業遂行状況については12月9日現在、次の通りであると、左の表を示している。これによれば、「当初予定 250000 円」で法第4条での優生手術が計画され、交付決定額が175000 円であり、その内男は25000 円（女は15000 円となる）となる。また、12月9日現在4条での「受理見込件数なし」とある。

1973（昭和48）年1月31日付起案（医務第1520号）で□□から厚生大臣 齋藤邦吉宛の「昭和

47年度優生手術費交付金減額変更申請書 伺」（ファイル6の資料(1)(2)、ファイル7の(13)）が出され、「昭和47年12月2日厚生省収衛第213号をもって交付を受けた優生手術交付金について次のとおり減額変更交付されるよう関係書類を添えて申請する」とあり、「今回申請額A 105000 円 既交付決定済額B 175000 円 差引今回減額申請額C = A - B △70000」とあり、関係書類として「別紙ア 優生手術実施計画書」（ファイル6の資料(3)、ファイル7の資料(14)）と「別紙イ 優生手術費交付金経費所要額調」（ファイル6の資料(4)、ファイル7の(15)）が記されている（下の写真）。それによれば、第3・4半期に「105000 円」として優生手術が実施されていたことが伺える。

3月28日付(□□第73号)、厚生大臣から山口県宛に「昭和47年度優生手術費交付金交付決定一部取消通知書」(ファイル7の資料(22)、ファイル8の資料(31))が届き、「昭和47年12月2日厚生省収衛第213号で交付決定した昭和47年度優生手術費交付金については、昭和48年1月31日医務第1520号申請に基づき決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定したので通知する」とあり、「事業に要する経費 105000円 今回減少額 70000円、交付金の額 105000円 今回減少額 70000円」とある。

1973(昭和48)年4月5日起案(医務第78号)の厚生大臣 齋藤邦吉宛「昭和47年度優生手術費交付金事業実績報告書の提出について」(ファイル8の資料(24)(25))には、「精算額 195000円」として「別紙1 昭和47年度優生手術費交付金精算書」(ファイル8の資料(27))、「別紙2 昭和47年度優生手術費交付金経費別支出明細書」(ファイル8の資料(28))、「別紙3 昭和47年度優生手術費交付金個人別支出明細書」(ファイル8の資料(29)) (下記の写真)があり、「別紙3」から被優生手術者は男1人、女2人であることがわかる。

別紙 /

昭和47年度優生手術費交付金精算書

支出者額	基準額	国庫負担 所要額	国庫負担 基本額	国庫交付 決定額	国庫負担 受入額	差引 不足額 $G=D-E$	備 考
A	B	C	D	E	F		H
105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	-	

別紙 2

昭和47年度衛生費交付金経費別支出明細書

区 分		買数	単 価	金 額	備 考	
1. 衛生費 衛生費					(1)+(2)	
(1) 男	手術料				法米関係衛生保健協会 復理件数 男女計 件件	
	入院料					
	注射料					
	処置料					
	小 計					
(2) 女	手術料				法米関係衛生保健協会 決定件数 男女計 件件	
	入院料					
	注射料					
	処置料					
	小 計					
2. 患者及び付添人旅費					(1)+(2)	
(1) 患者分	運賃				/	
	日当					
	宿泊料					
	小 計					
(2) 付添人分	運賃					
	日当					
	宿泊料					
	小 計					
3. 燃料費						
4. 備料及び消耗料						
合 計			35,000	105,000	1+2+3+4	

別表 3

昭和 47 年度厚生労働省交付金(個人別)支出明細書

(単位 円)

氏名	性別	養育者氏名	出生年月日	甲乙別	手術形式	入院日時	慶生手術治療費						費用						合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
							手術料	入院料	材料費	処置料	小計	療養費	生活費	教育費	その他	小計	療養費	生活費		教育費	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	男																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	</

以上を総合すると、1972（昭和 47）年度については、優生手術の申請額 250000 円で申請したが交付額は 175000 円だった。その後減額変更し 105000 円（男 1 人、女 2 人の計 3 人分）となり、70000 円を返納することとなった。

1973（昭和 48）年 11 月 30 日付（厚生省発衛第 225 号）で厚生大臣 齋藤邦吉から山口県宛で「昭和 47 年度優生手術費交付金交付額確定通知書」（ファイル 13 の資料(5)）が届き、「昭和 48 年 3 月 28 日厚生省収衛第 73 号で交付決定した昭和 47 年度優生手術費交付金については昭和 48 年 4 月 5 日医務第 78 号事業実績報告に基づき交付額を金 105000 円に確定したので通知する」とある。

4・3 優生保護審査会の開催

優生保護審査会の開催に係る開示資料は、次の通りである。

表 4・6 審査会関係資料一覧

1	S 47 委託契約の締結について
5	S 47 資金前渡伺
11	優生保護審査会開催について
12	S 48 優生手術の実施に伴う医療費の支出について *昭和 48 年から移動（2 月の起案のため）
14	S 33～S 63 優生保護審査会議事録①

表 4・7 審査会関係資料詳細一覧

1	S 47 委託契約の締結について	
	(1)	⑤ ■昭和 47 年 12 月 11 日付、起案者 医務部精神衛生係、第 1306 号、「委託契約の締結について 伺」
	(2)	案の 1、医務第 1306 号、部長名から「空白」殿、「委託契約の締結について」*12 月 8 日に開催された優生保護審査会
	(3)	案の 2、部長名から「下関市、■■（解読できず）、柳井」保健所宛、「委託契約の締結について」
	(4)	委託契約書
	(5)	優生手術費医療費請求書
	(6)	「実施上の注意」
	(7)	「昭和 48 年 1 月分 診療報酬請求明細書」*昭和 17 年生まれ、女
	(8)	「昭和 48 年 1 月分 診療報酬請求明細書」*昭和 11 年生まれ、男
	(9)	「昭和 48 年 1 月分 診療報酬請求明細書」
	(10)	「昭和 48 年 1 月分 診療報酬請求明細書」*昭和 16 年生まれ、女
5	S 47 資金前渡伺	
	(11)	③ 昭和 47 年 11 月 30 日付、医務課精神衛生係起案、「資金前渡伺」*昭和 47 年 12 月 8 日優生保護審査会の開催

11	優生保護審査会開催について 注、昭和 47 年度にかかわる文書のみ記載する	
	(12)	② 昭和 47 年 8 月 26 日起案、医務課精神衛生係起案、「優生保護審査会の開催について 案」、案：昭和 47 年 8 月 26 日付、医務第 863 号、部長名から各保健所長宛、「件名」* 11 月下旬に優生保護審査会を開催予定の通知
	(13)	① 昭和 47 年 7 月 28 日付、医務課精神衛生係起案、「優生手術の決定について 伺」* 7 月 28 日に開催された優生保護審査会との記載あり
12	S 48 優生手術の実施に伴う医療費の支出について	
	(14)	⑪ 昭和 48 年 2 月 6 日付起案、起案者 医務課精神衛生係、「優生手術の実施に伴う医療費の支出について」* 両機関との委託契約
	(15)	⑧ 優生手術費医療費請求書、昭和 48 年 1 月 10 日* 昭和 48 年 1 月 5 日手術実施
	(16)	昭和 48 年 1 月分診療報酬請求明細書* 昭和 11 年生まれ、男
	(17)	⑩ 優生手術費医療費請求書、昭和 48 年 1 月 20 日* 昭和 48 年 1 月 10 日手術実施
	(18)	昭和 48 年 1 月分診療報酬請求明細書* 昭和 17 年生まれ、女
	(19)	⑨ 優生手術費医療費請求書、* 昭和 48 年 1 月 16 日手術実施
	(20)	⑨ 優生手術費医療費請求書、* 昭和 48 年 1 月 16 日手術実施
	(21)	委託契約書、不鮮明で解読できない
	(22)	⑥ 委託契約書、昭和 47 年 12 月 18 日付。
	(23)	⑦ 委託契約書、昭和 47 年 12 月 19 日付。
	(24)	委託契約書
	(25)	昭和 48 年 1 月診療報酬請求明細書、* 診療開始日 1 月 16 日
	(26)	昭和 48 年 1 月診療報酬請求明細書、* 昭和 16 年生まれ、女
14	S 33～S 63 優生保護審査会議事録①	
	(27)	① 山口県優生保護審査会議事録、昭和 47 年 7 月 28 日、13 時～16 時、県庁政庁会議室、委員 9 名中 7 名の出席、12 条での 7 件の申請に対する審査。
	(28)	④ 山口県優生保護審査会議事録、昭和 47 年 12 月 8 日、13 時～16 時、衛生部会議室、委員 9 名中 7 名の出席、4 条と 12 条の 12 件の申請に対する審査

ファイル 14 の「S 33～S 63 優生保護審査会議事録①」（資料(27)(28)）の中に、1972（昭和 47）年 7 月 28 日に開催された「山口県優生保護審査会議事録」（13 時～16 時、県庁政庁会議室）が開示されている。それによれば、審査会委員 9 名中 7 名の出席で、12 条での 7 件の申請に対する審査が行われ、審査の結果、申請どおり 7 人全員が 12 条での手術が「適」となった。詳しい分析は、第二部で示した。

ファイル 11 の資料(13)の昭和 47 年 7 月 28 日付（医務課精神衛生係起案）の「優生手術の決定について 伺」で、「7 月 28 日に開催された優生保護審査会において別紙の通り決定されましたので、…別案により通知してよろしいか」との記載あるが、残念ながら「別紙」「別案」の資料はない。

ファイル 11 の資料(12)の昭和 47 年 8 月 26 日起案（起案者 医務課精神衛生係）の「優生保護審査会の開催について 案」があり「案」として昭和 47 年 8 月 26 日付（医務第 863

号)で、部長名から各保健所長宛の通知がある。そこには、下記のように11月下旬に優生保護審査会を開催する予定であることが記されている。

「…本年度第2回の山口県優生保護審査会を11月下旬に開催する予定にしておりますので関係方面に連絡するとともに、下記事項留意のうえ、申請書を10月末日までにとりまとめ衛生部医務課あて送付願います。なお今回開催をもって本年度最後の審査会となりますので念のため申し添えます。

記

- 1 申請者は必ず申請の法的根拠を明記すること。
- 2 申請理由の欄には優生手術を実施することがいかに必要であるかを明確に記入すること。また審査は書類審査のみに終わるので、病気についての診断は詳細かつ慎重なものであること。
- 3 申請の法的根拠は4条及び12条に限られるが、いずれも保護義務者の同意書を必ず徴すること。
- 4 申請の参考資料として出来る限り、次の書類を同時に提出すること。
 - ア 優生手術を受くべき者を中心とした4親等内の系図
 - イ 優生手術を受くべきものの生育歴および行動記録
 - ウ 家族の状況調書

5 その他

親権者の同意については、その意味をよく理解させ、必ず自著させること。」

*以下に手書きメモで「審査会開催時期は毎年7月および11月に予定しているが、期日については申請の具合により決することになっている。以下解説不明」

上記の通知から、申請にあたって慎重な姿勢(法的根拠、必要性の明記、病気の詳細記述、4条でも同意書、系図(4親等内)、生育歴および行動記録、家族の状況調査)が伺える。

7月28日の「山口県優生保護審査会議事録」(ファイル11の資料(13))には「法の精神からゆくと親権者の同意でもって本人の意志にかかわりなく、一方的に断種ということが行われ、これがいっぺん行われると永久に子供が生まれなくなるということであるから十分審議をつくされたい。／これに関連して、最近の医療事故、人権問題等から訴訟問題も起きてるようである。／今まで、山口県においては訴訟問題は起きていないようであるが、起きるかもしれない。一つ慎重に審議していただきたい。」と話されている。

第2回の優生保護審査会は12月8日に開催されることとなるが、11月30日付(起案者医務課精神衛生係)で審査会委員に「資金前渡伺」(ファイル5の資料(11))の資料がある。そこには、「昭和47年12月8日、衛生部会議室で開催される山口県優生保護審査会の委員に対する報酬ならびに旅費を…資金前渡してよろしいか」とあり、9人の委員の内6人

に報酬（2500 円）が記載されている。3 人は斜線（報酬が支払われない）であり、県の職員（業務の一環）であると思われる。

12 月 8 日のファイル 14 の資料(28)「山口県優生保護審査会議事録」（13 時～16 時、衛生部会議室）によれば、審査会委員 9 名中 7 名が出席し、4 条と 12 条の 12 件の申請に対する審査の結果、4 条で 3 人、12 条で 9 人を「適」とし、全員が「適」となっている。議論の経過等詳細については、第二部に記した。

12 月 8 日の優生保護審査会の結果を受けて、12 月 11 日付(起案者 医務部精神衛生係、第 1306 号)で「委託契約の締結について 伺」（ファイル 1 の資料(1)）が起案されている。「優生手術実施医療機関との間に業務委託契約を締結する」ものである。「受託医療機関 手術を実施する医師 被手術者 備考」とあるが何れも黒塗り（非開示）である。ただし、3 行分が黒塗りであることから判断して、3 機関であると推測される。「案の 1」（ファイル 1 の資料(2)）として部長名から（ ）殿として「昭和 47 年 12 月 8 日に開催された山口県優生保護審査会で決定された下記の者に対する優生手術の実施を貴施設医師（ ）殿で指定されました」と依頼している。「案の 2」（ファイル 1 の(3)）は保健所長（3 カ所）宛てで、案の 1 を出したことの周知である。

「実施上の注意」(ファイル 1 の資料(6))と題する文書があり、次のように記されている。

- 「1. 手術は施行規則 1 条 1 項、2 項（男）ならびに 3 項、4 項（女）の術式によること。／この術式によるもののみが支払いの対象となり、それ以外は請求の対象にならない。全摘は原則としてできない。／ただし施術の一環として（医学上それが適当と医師が認めその理由が説明できるもの）行う場合は認められることがある。
2. 施術費用の請求は必要最小限度とする。請求できるのは医療費のみ。
3. 請求書様式にはレセプトを添付すること。」

これは前（1971・昭和 46）年度の「7 月 29 日審査会」「優生手術を受ける者」と記された文書と同じ性格のものである。

昭和 48 年 2 月 6 日付起案（起案者 医務課精神衛生係）「優生手術の実施に伴う医療費の支払いについて 伺」（ファイル 12 の資料(14)）があり、「優生手術の実施に伴う医療費の請求がありました」として、支出総額 105000 円（内訳 11920 円、62180 円、30900 円）の 3 人分が請求されている。なお、「医療機関との委託契約は、昭和 47 年 12 月 18 日、19 日にそれぞれ契約済みである」とある。

1973（昭和 48）年 1 月の「診療報酬請求明細書」（ファイル 1 の資料(7)(8)(9)(10)）が 4 人分（仮に a b c d とする）ある。

a は、女性で昭和 17 年生まれ、「傷病名 優生手術」とあり、「診療開始日 昭和 47 年 9 月 2 日」で「入院日 昭和 48 年 1 月 10 日」で入院は 11 日間で、総額 6218 点とある。1 月 20 日付の「優生手術医療費請求書」があり、優生手術日が 1 月 10 日とわかる。

b は、男性で昭和 11 年生まれ、「傷病名 精管切断術」（「手術麻酔料 両側精管切断術」と記載）で 1 月 5 日～6 日の 2 日間入院し、総額 1192 点である。1 月 10 日付の「優生手術医療費医療費請求書」があり、優生手術日が 1 月 5 日とわかる。

c は、期日未記載の「優生手術医療費医療費請求書」が 2 枚あり、1 枚は優生手術日が昭和 46 年 1 月 16 日と記載され、もう 1 枚は昭和 48 年 1 月 16 日との記載がある。いずれも、「手術料」の欄に「詳細は別紙」（別紙はない）との記載がある。「計 30900 円」と記されている。「診療報酬請求書」も 2 枚あり、1 枚目は「傷病名 優生保護法の規定による優生手術」で 1 月 16 日から 22 日の 7 日間入院、「手術麻酔料 腔式卵管結紮術」とあるから女性である。総額 3077 点である。もう 1 枚の「診療報酬請求書」は「被扶養者分・入院外」とあり、女性で昭和 16 年生まれ、「傷病名 優生保護法の規定による優生手術」で「診療開始日 48 年 1 月 16 日」「診療実日数 1 日」で、総額 13 点である。「手術・麻酔料」に記載がないから、何らかの理由で手術の実施に至らなかったと思われる。つまり、C の総額は、2 人分の請求を合わせた額である。

他に「委託契約書」（ファイル 12 の資料(22)～(24)）が 3 枚（昭和 47 年 12 月 18 日付、同 12 月 19 日付、期日未記載）のものと、右半分欠けている「委託契約書」（ファイル 12 の資料(21)）（そのため期日等は不明）が 1 枚ある。計 4 枚である。

以上、1972（昭和 47）年度の優生保護審査会にかかる資料を見てきた。

5 1973（昭和 43）年度の山口県の優生手術関係の動向

1973（昭和 48）年度にかかわる開示資料は以下のとおりである。

表 5・1 優生手術関係資料一覧

表 1973（昭和 48）年度山口県優生手術に係る開示資料一覧（優生保護相談所を除く）	
1	S 48 山口県優生保護審査会委員の推薦について
2	S 48 山口県優生保護審査会委員の任免について（2）
3	S 48 山口県優生保護審査会委員の任免について（3）
4	S 48 山口県優生保護審査会委員の任免について
5	S 48 山口県優生保護審査会委員の報酬ならびに旅費の支出について
6	S 48 優生手術の実施に伴う医療費の支出について * 昭和 47 年度に移動
7	S 48 優生手術交付金減額変更申請書の提出について
8	S 48 優生手術費交付金事業実績報告書の提出について
9	S 48 優生手術費国庫補助金交付申請の提出について
10	S48 優生手術費交付金
11	優生保護審査会開催について
12	S33～s63 優生保護審査会議事録①
13	S 49 山口県優生保護審査会委員の任命について * S 49 から移動

14	S 49 優生手術の実施に伴う医療費の支出について・委託契約の締結について * S 49 から移動

注 赤字は当該年度から移動したファイル

青字は当該年度に移動してきたファイル

1973（昭和 48）年度にかかわる開示資料は、14 データあり、中身で大別すると、優生保護審査会委員の人事（解任、選任、任命）に関すること、厚生省と優生手術の国庫負担に関すること、優生保護審査会に関することの 3 つに大別できる。

5・1 優生保護審査会委員について

優生保護審査会の委員に関する開示資料は、次の通りです。

表 5・2 審査会関係資料一覧

1	S 48 山口県優生保護審査会委員の推薦について
2	S 48 山口県優生保護審査会委員の任免について（2）
3	S 48 山口県優生保護審査会委員の任免について（3）
4	S 48 山口県優生保護審査会委員の任免について
5	S 48 山口県優生保護審査会委員の報酬ならびに旅費の支出について
6	S 49 山口県優生保護審査会委員の任命について * S 48 にかかる部分のみ記載

これを、時間軸でわかるように（○の中の数値で順番を表記）、併せて中身をみると、次のようになる。

表 5・3 審査会関係資料詳細一覧

1	S 48 山口県優生保護審査会委員の推薦について	
	1	⑤ 起案者・医務課精神衛生係、昭和 48 年 5 月 10 日起案、第 271 号、「優生保護審査会委員の推薦について（依頼） 伺」 * 転任に伴う残任期間の委員の推薦依頼
	2	⑤ 案、医務第 271 号、昭和 48 年 5 月 10 日付、「知事」から□□（非開示・黒塗り）宛、「件名」 * 転任に伴う残任期間の委員の推薦依頼
	3	④ 昭和 47 年 5 月 1 日付、山口県優生保護審査会委員名簿
	4	優生保護法施行令抜すい
2	S 48 山口県優生保護審査会委員の任免について（2）	
	5	⑨ 昭和 48 年 7 月 10 日付、医務課精神衛生係起案、第 706 号、「山口県優生保護審査会委員の任免について 伺」
	6	⑨ 案の 1 知事名から□□宛、医務第 706 号、昭和 48 年 7 月 10 日付、「件名」 * 転任に伴う残任期間の委員の推薦依頼
	7	⑨ 案の 2 「拝啓」文書、□□から□□殿あて、昭和 48 年 7 月 10 日付、「件名」 * 留任依頼

	8	⑧	昭和 48 年 6 月 15 日付、山口地検第 1408 号、「山口県条例審議会委員等の異動について（通知）」、□□から□□宛
	9		優生保護法抜すい
	10		優生保護法施行令抜すい
	11	④	山口県優生保護審査会委員名簿、昭和 48 年 5 月 1 日付
3	S 48 山口県優生保護審査会委員の任免について (3)		
	12	⑫	医務課精神衛生係起案、昭和 48 年 10 月 1 日起案、医務第 1119 号、「山口県優生保護審査会委員の任免について 伺」
	13	⑪	辞令案、昭和 48 年 8 月 9 日付「委員を免ずる」、昭和 48 年 8 月 10 日付「委員を命ずる」
	14	⑪	案の 1、「拝啓」文書、昭和 48 年 8 月 10 日付。
	15		優生保護法抜すい * 関係行政庁官吏に下線あり
	16		優生保護法施工例抜すい
	17	④	山口県優生保護審査会委員名簿、昭和 47 年 5 月 1 日付
4	S 48 山口県優生保護審査会委員の任免について		
	18	⑦	昭和 48 年 5 月 26 日付、医務課精神衛生係起案、「山口県優生保護審査会委員の任免について 伺」
	19	①③	辞令案、昭和 48 年 4 月 5 日「免ずる」、昭和 48 年 4 月 16 日「命ずる」
	20	⑦	案の 1、昭和 48 年 5 月 26 日付、医務第 383 号、知事から□□宛「件名」
	21	⑦	案の 2、「拝啓」文書、昭和 48 年 5 月 26 日付。
	22	⑥	昭和 48 年 5 月 17 日、□□から山口県知事宛「山口県優生保護審査会委員の推せんについて」*5 月 10 日付医務第 271 号に対する回答。
	23		優生保護法施行令抜すい
	24		優生保護法抜すい*裁判官に下線あり
	25	④	山口県優生保護審査会委員名簿、昭和 47 年 5 月 1 日付
	S 49 山口県優生保護審査会委員の任命について * S 49 から S 48 にかかわる部分のみ記載		
	26	⑦	山口県知事 橋本正之から□□宛、医務第 383 号、昭和 48 年 5 月 26 日付、「山口県優生保護審査会委員の任免について」*欠員に対して推薦任命、昭和 48 年 4 月 6 日任命
	27	⑥ ②	「拝啓」文書、昭和 48 年 5 月 26 日付、*委員の任命昭和 48 年 4 月 6 日から昭和 49 年 4 月 30 日まで
	28	②	昭和 48 年 4 月 6 日付、山口県知事 橋本正之から□□宛、優生保護審査会委員を「命じる」文書
	29	①	昭和 48 年 4 月 5 日付、山口県知事 橋本正之から□□宛、優生保護審査会委員を「免ずる」文書

注 青字は当該年度に移動してきたファイル・資料

優生保護審査会の委員に関する開示文書を文書作成の期日順で、並べてみると、1973 (昭和 48) 年 4 月 5 日、4 月 6 日、4 月 16 日、5 月 1 日、5 月 10 日、5 月 17 日、5 月 26 日、

6月18日、7月10日、8月9日、8月10日、10月1日、となり、4月から10月までの期間にわたっている。

5月10日付起案（起案者・医務課精神衛生係、第271号）の「優生保護審査会委員の推薦について（依頼） 伺」（ファイル1の資料(1)）で、「山口県優生保護審査会の委員については…昭和47年4月5日付をもち□□氏が転任されてことを□□殿から連絡があったので…前任者の残任期間の委員を□□から補充することとし…推薦依頼する」とある。転任に伴う残任期間の委員の推薦依頼文書である。5月10日付（第271号）文書（ファイル1の資料(2)）として「…本審査会の委員をいたしておりました□□殿の転任のお知らせをいただき…前任者の残任期間の委員のご推薦」をとの文書がある。

上記の依頼に対して、5月17日付で「本月（注5月）10日付貴医務第271号に対する回答」（ファイル4の資料(22)）として山口県知事宛で「山口県優生保護審査会委員の推薦について」として「左記職員を推薦」してきた。添付文書の「優生保護法抜すい」（ファイル4の資料(24)）の第18条の3項にある文中「裁判官」に下線がひいてあるから、裁判所関係の委員と推定できる。

これを請けて、4月5日付文書は「辞令案」で「山口県優生保護審査会員を免ずる」とあり、すぐ下に4月16日付で「山口県優生保護審査会委員を命ずる」とあるから、「免じて」「命ずる」文書である（ファイル4の資料(19)）。この両辞令は5月26日起案（起案者 医務課精神衛生係）の「山口県優生保護審査会委員の任免について 伺」（ファイル4の資料(18)）に綴じられていた。そこには「山口県優生保護審査会委員の構成に欠員が生じたので補充することとし、…任期は前任者の残任期間と定め…任免されてはいかがでしょうか」とあり、「現委員の任期 S47.5.1～S49.4.30」として、新任、旧免の欄に氏名（黒塗り・非開示）が書かれている。また、「S49 山口県優生保護審査会委員の任命について」の中に、昭和48年度にかかわる文書があり、その中に昭和48年4月6日付「命ずる」文書がある。

5月1日付で「山口県優生保護審査会委員名簿」があるが、氏名等は黒塗り（非開示）でわからないが、一人分の端にメモで「48.4.16」（ファイル4の資料(25)）との記載がある。また、5月26日文書には「貴所異動により欠員となっております山口県優生保護審査会委員の後任者としてすでにご推せんいただいております□□殿を昭和48年4月16日付で任命いたしました」とある。そして「前任者□□殿については昭和48年4月5日をもって免ぜられました」とある。ファイル4の資料(21)の文書（5月26日付）で「任期は…昭和48年4月16日から昭和49年4月30日まで」とされた。

7月10日付起案（起案者 医務課精神衛生係、第706号）の「山口県優生保護審査会委員の任免について 伺」（ファイル2の資料(5)）でも「欠員が生じたので、補充する」とあり、7月10日付で「貴庁異動により欠員…後任者として…□□殿を昭和48年3月24日付で任命いたしました」とある。前任者は3月23日付で免ぜられた。後任者の期間

は「昭和 48 年 3 月 24 日から昭和 49 年 4 月 30 日まで」である。この異動にかかわって、6 月 15 日付（山口地検第 1408 号）の「山口県条例審議会委員等の異動について（通知）」（ファイル 2 の資料(8)）があり、「山口県優生保護審査会委員 異動年月日 48.3.23」（検察庁の罫紙）とある。また、添付されている「優生保護法抜すい」第 18 条第 3 項の文中の「検察官」に下線が引かれている。よって、検察官の委員の交代と推定できる。

10 月 1 日付起案（起案者 医務課精神衛生係、医務第 1119 号）起案「山口県優生保護審査会委員の任免について 伺」（ファイル 3 の資料(12)）でも、「欠員を生じましたので補充する」として、8 月 9 日付で「免じる」とし、8 月 10 日付で「命ずる」（任命期間は昭和 48 年 8 月 10 日から昭和 49 年 4 月 30 日まで）とあり、「優生保護法抜すい」の第 18 条第 3 項の「関係行政庁官吏」に下線が引かれている。

以上、優生保護審査会の委員の交代について記した。

5・2 厚生省と優生手術の国庫負担に関すること

1973（昭和 48）年度の厚生省と優生手術の国庫負担に関する開示資料は、以下のとおりである。

表 5・4 国庫負担関係資料一覧

7	S 48	優生手術交付金減額変更申請書の提出について
8	S 48	優生手術費交付金事業実績報告書の提出について
9	S 48	優生手術費国庫補助金交付申請の提出について
10	S48	優生手術費交付金

これを、時間軸でわかるように（○の中の数値で順番を表記）、併せて中身をみると、次のようになる。

表 5・5 国庫負担関係招致詳細一覧

7	S 48 優生手術交付金減額変更申請書の提出について	
	(1)	④ 昭和 49 年 1 月 30 日起案、起案者 医務課精神衛生係、医務第 1448 号、「昭和 48 年度優生手術費交付金減額変更申請書の提出について 伺」
	(2)	⑤ 案、昭和 49 年 1 月 31 日付、医務第 1448 号、衛生部長から厚生省公衆衛生局精神衛生課長宛、「件名」
	(3)	⑤ 昭和 49 年 1 月 31 日付、医務第 1448 号、厚生大臣 齋藤邦吉宛、「昭和 48 年度優生手術費交付減額変更申請書」
	(4)	別紙ア 優生手術実施計画書
	(5)	別紙イ 優生手術費交付金経費所要額調
	(6)	⑤ 昭和 48 年度歳入歳出予算書抄本、昭和 49 年 1 月 31 日付

8	S 48 優生手術費交付金事業実績報告書の提出について	
	(7)	⑦ 昭和 49 年 4 月 8 日起案、医務課精神衛生係起案、第 178 号「昭和 48 年度優生手術費交付金事業実績報告書の提出について 伺」
	(8)	⑧ 案、昭和 49 年 4 月 9 日付、「衛生部長」から「厚生省公衆衛生局精神衛生課長」宛、「件名」
	(9)	⑦ 昭和 49 年 4 月 8 日付、□□から厚生大臣 齋藤昇宛、「昭和 48 年度優生手術費交付金事業実績報告書の提出について」
	(10)	別紙 1 昭和 48 年度優生手術費交付金精算書
	(11)	別紙 2 昭和 年度優生手術費交付金経費別支出明細書
	(12)	別紙 3 昭和 48 年度優生手術費交付金個人別支出明細書
9	(13)	⑦ 昭和 48 年度歳入歳出決算見込書抄本、昭和 49 年 4 月 8 日付
	S 48 優生手術費国庫補助金交付申請の提出について	
	(14)	① ■昭和 48 年 5 月 28 日起案、起案者 医務課精神衛生係、医務第 340 号、「昭和 48 年度優生手術費国庫補助金交付申請の提出について 伺」
	(15)	案、医務第 340 号、□□から厚生省公衆生成局精神衛生課長宛、「件名」
	(16)	医務第 340 号、□□から厚生大臣 齋藤邦吉宛、「件名」
	(17)	別紙ア 優生手術計画書
	(18)	別紙イ 優生手術費交付金経費所要額調
	(19)	昭和 45 年度歳入歳出予算書抄本
	(20)	昭和 48 年 11 月 30 日付、□□発衛第 225 号、厚生大臣 齋藤邦吉から山口県宛、「昭和 47 年度優生手術費付金交付額確定通知書」*昭和 47 年度に移行
	(21)	⑥ 昭和 49 年 3 月 14 日付、厚生省発衛第 65 号、厚生大臣 齋藤邦吉から山口県宛、「昭和 48 年度優生手術費交付金決定一部取消通知書」
10	(22)	③ 昭和 48 年 12 月 10 日付起案、起案者 医務課精神衛生係、医務第 1257 号、「昭和 48 年度優生手術事業遂行状況報告書 伺」
	(23)	③ 昭和 48 年 12 月 10 日付、医務第 1257 号、□□から厚生大臣 齋藤邦吉宛、「昭和 48 年度優生手術事業遂行状況報告書」
	(24)	② 昭和 48 年 7 月 19 日付、厚生大臣 齋藤邦吉から山口県宛「昭和 48 年度優生手術費交付金交付決定通知」*125000 円
	S48 優生手術費交付金	
	(25)	医務第 340 号、□□から厚生大臣 齋藤邦吉宛「件名」*250000 円
	(26)	別紙ア 優生手術実施計画書
	(27)	別紙イ 優生手術費交付金経費所要額調
	(28)	昭和 45 年度歳入歳出抄本
	(29)	② 昭和 48 年 7 月 19 日付、厚生大臣 齋藤邦吉から山口県宛、「昭和 48 年度優生手術費交付金交付決定通知書」*125000 円
	(30)	③ 昭和 48 年 12 月 10 日付、医務第 1257 号、□□から厚生大臣 齋藤邦吉宛、「昭和 48 年度優生手術事業遂行状況報告書」
	(31)	別添 昭和 48 年度優生手術事業遂行状況報告書

(32)	⑤	昭和 49 年 1 月 31 日付、医務第 1448 号、□□から厚生大臣 齋藤邦吉宛、「昭和 48 年度優生手術費交付金減額変更申請書」 * 125000 円から 29610 円へ変更
(33)		別紙ア 優生手術実施計画書
(34)		別紙イ 優生手術費交付金経費所要額調
(35)	⑤	昭和 48 年度歳入歳出予算書抄本、昭和 49 年 1 月 31 日付
(36)	⑦	昭和 49 年 3 月 14 日付、厚生省発衛第 65 号、厚生大臣 齋藤邦吉から山口県宛、「昭和 48 年度優生手術費交付金決定一部取消通知書」
(37)	⑧	昭和 49 年 4 月 8 日、□□から厚生大臣 齋藤邦吉宛、「昭和 48 年度優生手術費交付金事業実績報告書の提出について 伺」 * 29610 円
(38)		別紙 1 昭和 48 年度優生手術費交付金精算書
(39)		別紙 2 昭和 年度優生手術費交付金経費別支出明細書
(40)		別紙 3 昭和 48 年度優生手術費交付金個人別支出明細書
(41)	⑧	昭和 48 年度歳入歳出決算見込書抄本、昭和 49 年 4 月 8 日付

注 赤字は、当該年度から移動したファイル・資料

ファイル 7 の資料(1)～ファイル 10 の資料(41)までの内、ファイル 9 の資料(20)は「昭和 48 年 11 月 30 日付」で 1973(昭和 48)年度のものではあるが、中身は、厚生大臣 齋藤昇から山口県宛「昭和 47 年度優生手術費交付金交付確定通知書」で、1972 (昭和 47) 年度の優生手術費交付金の確定にかかわるものであることから、1972 (昭和 47) 年度の項目で解説する。

昭和 48 年 5 月 28 日起案（起案者 医務課精神衛生係、医務第 340 号）の「昭和 48 年度優生手術費国庫補助金交付申請の提出について 伺」（ファイル 9 の資料(14)）には、厚生大臣 齋藤邦吉宛（医務第 340 号）「申請額 250000 円」とあり、別紙として「別紙ア 事業実施計画」と「別紙イ 優生手術費交付金経費所要額調」がある。別紙ア・イ（下写真）から優生手術の対象者が女性のみであることがわかる。

別紙丁

優生手術実施計画書

区分	手術措置	第1々半期	第2々半期	第3々半期	第4々半期	備 考
件数	男	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人
	女					
	計					
金額	男	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円
	女					
	計					

別紙丁

優生手術費交付金経費所要額調

区分	支出予定額			基準額	団体負担基本額	備 考
	人数	単価	金額			
優生手術区療費	男					
	女					
	計					
療費 基幹費 交付金 旅費	運賃	人				
	宿泊費	人				
	資料費	人				
	自費					
燃料費	和					
燃料費	同					
合計						

昭和 48 年 7 月 19 日付で厚生大臣 齋藤邦吉から山口県宛「昭和 48 年度優生手術費交付金交付決定通知」(ファイル 10 の資料(29))があり、「昭和 48 年 5 月 25 日医務第 340 号で申請のあった…昭和 48 年度優生手術費交付金については…修正のうえ次のとおり交付することに決定した」として「事業に要する経費 125000 円 交付金の額 125000 円」であった。

昭和 48 年 12 月 10 日付起案(医務第 1257 号)で、□□から厚生大臣 齋藤邦吉宛に「昭和 48 年度優生手術事業遂行状況報告書」(ファイル 10 の資料(30))があり、「別添 昭和 48 年度事業遂行状況報告書」がある。それによれば、「遂行状況」の「当初予定」は女性のみで 25000 円だったが、「第 4 条関係優生保護審査会決定済 100000 円」(支払依頼未確定)とある。また「見込表」には「昭和 48 年 12 月 10 日現在法第 4 条関係の受理見込件数なし」との記載がある。

別添

昭和48年度優生手術事業遂行状況報告書

1表 繰越表

繰越決定額	繰越負担額	同左内訳		繰越△不足額
A	B=C+D	繰越額 C	繰越額 D	E=A-B
円	円	円	円	円
125,000	100,000	-	100,000	25,000

2表 実行状況表

区分	当年度	法外関係係	法外関係係	同左内訳		備考
		優生手術費	優生手術費	繰越額	繰越額	
		食理者	医士等	繰越額	繰越額	
件数	男	人	人	人	人	
	女	-	-	-	-	
	計	人	人	人	人	
金額	男	円	円	円	円	
	女	円	円	円	円	
	計	円	円	円	円	
		250,000	100,000	-	100,000	

3表 見込表

昭和48年度は12月10日現在法外関係の食理見込件

数なし。 二の表は省置する。

山口県

昭和49年1月30日起案（起案者 医務課精神衛生係、医務第1448号）で「昭和48年度優生手術費交付金減額変更申請書の提出について 伺」（ファイル7の資料(1)）があり、1月31日付の「案」（ファイル7の資料(2)）で衛生部長から厚生省公衆衛生局精神衛生課長宛（医務第1448号）、同様に1月31日付（医務第1448号）で厚生大臣 齋藤邦吉宛「昭和48年度優生手術費交付金減額変更申請書」（ファイル7の資料(3)）として「昭和48年7月19日厚生省収衛第104号をもって交付を受けた優生手術交付金」（125000円）を、「今回申請額29610円」で「差引今回減額申請額 △95390円」として申請している。関係書類として「別紙ア 優生手術実施計画書」と「別紙イ 優生手術費交付金経費所要額

調」があり、それを見ると、第3・4半期（注 10月～12月）に女性を対象となっていることがわかる。

別紙7

厚生手術実施計画書

区分	対象者	第1半期	第2半期	第3半期	第4半期	備 考
人数	男	1人	1人	1人	1人	1人
	女	1人	1人	1人	1人	1人
	計	2人	2人	2人	2人	2人
金額	男	1円	1円	1円	1円	1円
	女	1円	1円	1円	1円	1円
	計	2円	2円	2円	2円	2円

別紙8

厚生手術費交付金経費所要額調

区分	人数	手術費	経費	基盤額	国庫負担基本額	備 考
男	1人	1円	1円	1円	1円	
女	1人	1円	1円	1円	1円	
計	2人	2円	2円	2円	2円	
手術費	2人					
経費	2人					
基盤額	2人					
国庫負担基本額	2人					
合計	2人					

昭和 49 年 3 月 14 日付（厚生省発衛第 65 号）の厚生大臣 齋藤邦吉から山口県宛「昭和 48 年度優生手術費交付金決定一部取消通知書」（ファイル 9 の資料(21)、ファイル 10 の資料(36)）によれば「昭和 48 年 7 月 19 日厚生省収衛第 104 号で交付決定した昭和 48 年度優生手術費交付金について・・・決定の内容の一部を次のように変更することに決定したので通知する」とあり、優生手術と内容は「昭和 49 年 1 月 31 日医務第 1448 号申請書記載のとおり」で「事業に要する経費 29610 円 今回減少額 △95390 円 交付金の額 29610 円 今回減少額 △ 95390 円」となっている。

昭和 49 年 4 月 8 日起案（医務課精神衛生係起案、第 178 号）の「昭和 48 年度優生手術費交付金事業実績報告書の提出について 伺」（ファイル 10 の資料(37)）があり、4 月 8 日付で厚生省公衆衛生局精神衛生課長宛と同 4 月 8 日付で厚生大臣 齋藤邦吉宛で「昭和 48 年度優生手術費交付金事業実績報告書の提出について」があり、「精算額 29610 円」とある。「別紙 1 昭和 48 年度優生手術費交付金精算書」「別紙 2 昭和 年度優生手術交付金経費別支出明細書」「別紙 3 優生手術費交付金個人別支出明細書」（下記の写真）によれば、昭和 48 年度の優生出者は、女性 1 人で、術式は「卵管結紮術」で、入院日数は 8 日で、「患者及び付添人旅費」は／（なし）で、総計 29610 円だった。

(附註四)

康生手册记录表										患者及病情记录表										合计		
姓名	性别	年龄	籍贯	职业	民族	婚姻	血型	康生手册记录表				患者及病情记录表				姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型
								姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名							
王某某	男	45	山东	农民	汉族	已婚	A	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
李某某	女	35	河南	工人	汉族	已婚	B	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
张某某	男	55	河北	干部	汉族	已婚	O	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
赵某某	女	25	江苏	学生	汉族	未婚	AB	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
孙某某	男	65	浙江	退休	汉族	已婚	AB	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
周某某	女	40	湖北	教师	汉族	已婚	B	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
吴某某	男	30	湖南	工人	汉族	已婚	A	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
郑某某	女	20	广东	学生	汉族	未婚	O	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
王某某	男	50	四川	干部	汉族	已婚	B	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
李某某	女	35	安徽	工人	汉族	已婚	A	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
张某某	男	45	江西	农民	汉族	已婚	O	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
赵某某	女	25	福建	学生	汉族	未婚	AB	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
孙某某	男	65	浙江	退休	汉族	已婚	AB	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
周某某	女	40	湖北	教师	汉族	已婚	B	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
吴某某	男	30	湖南	工人	汉族	已婚	A	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
郑某某	女	20	广东	学生	汉族	未婚	O	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
王某某	男	50	四川	干部	汉族	已婚	B	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
李某某	女	35	安徽	工人	汉族	已婚	A	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
张某某	男	45	江西	农民	汉族	已婚	O	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
赵某某	女	25	福建	学生	汉族	未婚	AB	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
孙某某	男	65	浙江	退休	汉族	已婚	AB	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
周某某	女	40	湖北	教师	汉族	已婚	B	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
吴某某	男	30	湖南	工人	汉族	已婚	A	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
郑某某	女	20	广东	学生	汉族	未婚	O	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
王某某	男	50	四川	干部	汉族	已婚	B	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
李某某	女	35	安徽	工人	汉族	已婚	A	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
张某某	男	45	江西	农民	汉族	已婚	O	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
赵某某	女	25	福建	学生	汉族	未婚	AB	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
孙某某	男	65	浙江	退休	汉族	已婚	AB	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
周某某	女	40	湖北	教师	汉族	已婚	B	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
吴某某	男	30	湖南	工人	汉族	已婚	A	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
郑某某	女	20	广东	学生	汉族	未婚	O	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
王某某	男	50	四川	干部	汉族	已婚	B	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
李某某	女	35	安徽	工人	汉族	已婚	A	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
张某某	男	45	江西	农民	汉族	已婚	O	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
赵某某	女	25	福建	学生	汉族	未婚	AB	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
孙某某	男	65	浙江	退休	汉族	已婚	AB	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
周某某	女	40	湖北	教师	汉族	已婚	B	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
吴某某	男	30	湖南	工人	汉族	已婚	A	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
郑某某	女	20	广东	学生	汉族	未婚	O	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
王某某	男	50	四川	干部	汉族	已婚	B	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
李某某	女	35	安徽	工人	汉族	已婚	A	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
张某某	男	45	江西	农民	汉族	已婚	O	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
赵某某	女	25	福建	学生	汉族	未婚	AB	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
孙某某	男	65	浙江	退休	汉族	已婚	AB	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
周某某	女	40	湖北	教师	汉族	已婚	B	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
吴某某	男	30	湖南	工人	汉族	已婚	A	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
郑某某	女	20	广东	学生	汉族	未婚	O	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
王某某	男	50	四川	干部	汉族	已婚	B	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
李某某	女	35	安徽	工人	汉族	已婚	A	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
张某某	男	45	江西	农民	汉族	已婚	O	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
赵某某	女	25	福建	学生	汉族	未婚	AB	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
孙某某	男	65	浙江	退休	汉族	已婚	AB	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
周某某	女	40	湖北	教师	汉族	已婚	B	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
吴某某	男	30	湖南	工人	汉族	已婚	A	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
郑某某	女	20	广东	学生	汉族	未婚	O	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
王某某	男	50	四川	干部	汉族	已婚	B	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
李某某	女	35	安徽	工人	汉族	已婚	A	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
张某某	男	45	江西	农民	汉族	已婚	O	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
赵某某	女	25	福建	学生	汉族	未婚	AB	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
孙某某	男	65	浙江	退休	汉族	已婚	AB	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
周某某	女	40	湖北	教师	汉族	已婚	B	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
吴某某	男	30	湖南	工人	汉族	已婚	A	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
郑某某	女	20	广东	学生	汉族	未婚	O	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
王某某	男	50	四川	干部	汉族	已婚	B	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
李某某	女	35	安徽	工人	汉族	已婚	A	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
张某某	男	45	江西	农民	汉族	已婚	O	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
赵某某	女	25	福建	学生	汉族	未婚	AB	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
孙某某	男	65	浙江	退休	汉族	已婚	AB	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
周某某	女	40	湖北	教师	汉族	已婚	B	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
吴某某	男	30	湖南	工人	汉族	已婚	A	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
郑某某	女	20	广东	学生	汉族	未婚	O	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
王某某	男	50	四川	干部	汉族	已婚	B	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
李某某	女	35	安徽	工人	汉族	已婚	A	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
张某某	男	45	江西	农民	汉族	已婚	O	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
赵某某	女	25	福建	学生	汉族	未婚	AB	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
孙某某	男	65	浙江	退休	汉族	已婚	AB	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
周某某	女	40	湖北	教师	汉族	已婚	B	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
吴某某	男	30	湖南	工人	汉族	已婚	A	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
郑某某	女	20	广东	学生	汉族	未婚	O	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
王某某	男	50	四川	干部	汉族	已婚	B	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
李某某	女	35	安徽	工人	汉族	已婚	A	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
张某某	男	45	江西	农民	汉族	已婚	O	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
赵某某	女	25	福建	学生	汉族	未婚	AB	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
孙某某	男	65	浙江	退休	汉族	已婚	AB	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
周某某	女	40	湖北	教师	汉族	已婚	B	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
吴某某	男	30	湖南	工人	汉族	已婚	A	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
郑某某	女	20	广东	学生	汉族	未婚	O	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	姓名	性别	年龄	职业	民族	婚姻	血型	
王某某	男	50																				

以上を総合すると、1973（昭和 48）年度については、優生手術の申請額 25000 円で申請したが、交付額は 125000 円だったが、減額変更し 29610 円（女 1 人）となり、95390 円を返納することとなった。

5・3 優生保護審査会の開催

優生保護審査会の開催に係る開示資料は、次の通りである。

表 5・6 審査会関係資料一覧

5	S 48 山口県優生保護審査会委員の報酬ならびに旅費の支出について
11	優生保護審査会開催について
12	S33～s63 優生保護審査会議事録①
14	S 49 優生手術の実施に伴う医療費の支出について・委託契約の締結について * S 49 から移動

注 青字は当該年度に移動してきたファイル

表 5・7 審査会関係資料詳細一覧

5	S 48 山口県優生保護審査会委員の報酬ならびに旅費の支出について	
	(1)	① 昭和 48 年 10 月 20 日起案、起案者 医務課精神衛生係、「昭和 48 年度山口県優生保護審査会委員の報酬ならびに旅費の支出について 伺」 * 資金前渡、委員 9 名中 3 人が報酬なし（県職員と推定）、1 人は県議員（報酬あり）
11	優生保護審査会開催について 注、昭和 48 年度にかかわる文書のみ記載する	
	(2)	② 昭和 48 年 11 月 5 日起案、医務課精神衛生係起案、「山口県優生保護審査会の開催について 伺」 * 昭和 48 年 12 月 7 日開催
	(3)	④ 案：昭和 48 年 11 月 8 日付、医務第 1151 号、山口県衛生部長名から該当保健所長宛、「件名」 * 内容説明者として出席依頼、12 月 7 日の審査会
	(4)	③ 昭和 48 年 11 月 7 日付起案、医務課精神衛生係起案、「山口県優生保護審査会への出席依頼について 伺」 * 4 保健所へ、12 月 7 日開催
12	S33～s63 優生保護審査会議事録①	
	(5)	⑤ 山口県優生保護審査会議事録、昭和 48 年 12 月 7 日開催
14	S 49 優生手術の実施に伴う医療費の支出について・委託契約の締結について * S 49 から移動	
	(6)	⑨ 医務課精神衛生係起案、昭和 49 年 1 月 19 日起案、「優生手術の実施に伴う医療費の支出について 伺」 * 29610 円（優生手術・卵管結紮術）、委託契約は昭和 48 年 12 月 13 日締結済み。
	(7)	⑧ 優生手術医療費請求書 * 29610 円、昭和 49 年 1 月 8 日付（手術は昭和 48 年 12 月 19 日実施）
	(8)	「昭和 48 年 12 月分診療報酬請求明細書」、優生手術（卵管結紮術）、膀胱炎。

(9)	⑦	昭和 48 年 12 月 7 日起案（起案者 医務課精神衛生係）、「委託契約の締結について」＊医療機関名 1 カ所
(10)		案の 1、昭和 48 年 12 月 日、医務第 1267 号、部長名から□□宛、「件名」＊手術を受ける者 光精神病院内□□、
(11)		案の 2、昭和 48 年 12 月 日、医務第 1267 号、部長名から徳山保健所長宛、「件名」
(12)	⑥	昭和 48 年 12 月 13 日付、委託契約書
(13)		手術実施上の注意

ファイル 12「S 33～S 63 優生保護審査会議事録①」の中に、1973（昭和 48）年 12 月 7 日に開催された「山口県優生保護審査会議事録」（13 時～14 時、県庁政庁会議室）が開示されている。それによれば、審査会委員 9 名中 7 名の出席で、申請者 6 人（4 条・1 人、12 条 5 人）中、審査の結果、6 人全員「適」（4 条・1 人、12 条・5 人）であった。前項の女性 1 人は、この 4 条の 1 人に該当すると思われる。詳しい分析は、別項で示す。

昭和 48 年 10 月 20 日起案（起案者 医務課精神衛生係）の「昭和 48 年度山口県優生保護審査会委員の報酬ならびに旅費の支出について 伺」（ファイル 5 の資料(1)）により、優生保護審査会委員への報酬ならびに旅費の「資金前渡」の起案が出ている。それによれば、委員 9 名中 3 人が報酬なしとあり、3 人は県職員と推定できる。また、1 人は「山口県議会議員」（報酬あり）と記載がある。

昭和 48 年 11 月 5 日起案（医務課精神衛生係）の「山口県優生保護審査会の開催について 伺」（ファイ 11 の資料(2)）があり昭和 48 年 12 月 7 日開催が記されている。その上で、11 月 8 日付（医務第 1151 号）で山口県衛生部長から該当保健所等宛で「当日議案の内容説明者として貴所属（ ）殿の出席」（ファイル 11 の資料(3)）を依頼している。

正式に 11 月 7 日付起案（起案者 医務課精神衛生係）で「山口県優生保護審査会への出席依頼について 伺」（ファイル 11 の資料(4)）が出て、「昭和 48 年 12 月 7 日開催する山口県優生保護審査会へ下記の者を出席させ議案について答弁させる」ことを求めている。4 保健所から 4 名の出席が求められている（下記の表）。ただし、「S 33～S 63 優生保護審査会議事録①」の中に、1973（昭和 48）年 12 月 7 日に開催された「山口県優生保護審査会議事録」には、保健所からの出席者があった旨の記載はない。

表 保健所への審査要請

□□保健所	医事係長	□□
□□保健所	医事係主事	□□
□□保健所	予防課長	□□
□□保健所	保健婦係長	□□

昭和 49 年 1 月 19 日起案（起案者 医務課精神衛生係）の「優生手術の実施に伴う医療費の支出について 伺」（ファイル 14 の資料(6)）があり、「優生手術費（卵管結紮術）医療費として」29610 円が「優生手術施行費」として記載されている。「医療機関との委託契約は昭和 48 年 12 月 13 日締結済み」とある。12 月 13 日付の「委託契約書」がある。また別に、12 月 7 日付起案の「委託契約の締結について」がありその中の「医務第 1267 号」に「昭和 48 年 12 月 8 日開催の山口県優生保護審査会で決定された下記の者に対する優生手術の実施を貴殿に指定されました」と業務委託契約の締結を申し出ている。「手術を受ける者 光精神病院内 □□」とあるから、精神科病院の入院患者であることがわかる。「手術実施上の注意」として次が添えられている。

「手術実施上の注意

1. 手術は施行規則第 1 条第 1 項および第 2 項（男）ならびに第 3 項および第 4 項（女）の術式によること。

この術式によるもののみが支払いの対象となり、それ以外は請求の対象にならない。
全摘は原則としてできない。

ただし施術の一環として（それが医学上適正なものと医師が認めかつその理由が明示できるもの）行なう場合は認められることがある。

2. 請求できるものは医療費のみである。
3. 請求書にはレセプト（明細書）を添付すること。」

またこの締結について、「徳山保健所長」宛で周知されている。

「優生手術費医旅費請求書」（昭和 49 年 1 月 8 日付）と「12 月分診療報酬請求明細書」によれば、診療開始日は 12 月 24 日で、12 月 19 日から 26 日までの 8 日間入院で、「傷病名」として「優生手術（卵管結紮術）、膀胱炎」とあり、「術後膀胱炎併発」との記載がある。優生手術実施日は昭和 48 年 12 月 19 日である。合計 2961 点とある。

6 1974（昭和 49）年度の山口県の優生手術関係の動向

1974（昭和 49）年度にかかわる開示資料は以下のとおりである。

表 6・1 1974（昭和 49）年度山口県優生手術に係る開示資料一覧（優生保護相談所を除く）	
1	S 44～S 49 優生手術費交付金の国庫負担について
2	S 49 山口県優生保護審査会委員の選任について
3	S 49 山口県優生保護審査会委員の任命について *一部は移動
4	S 49 優生手術の実施に伴う医療費の支出について・委託契約の締結について
5	S 49 優生手術交付金減額変更申請書
6	S 49 優生手術交付金減額変更申請書の提出について

7	S 49 優生手術費交付金事業遂行状況報告書の提出について
8	S 49 優生手術費交付金の国庫負担について
9	S49 優生手術費交付金交付決定通知書
10	S 49 優生手術費交付金交付申請の提出について
11	S 49 優生手術費交付金事業実績報告書の提出について
12	S 49 優生保護審査会委員の任命について
13	S 49 精神衛生費補助金及び優生手術費交付金の交付要綱の送付について
14	優生保護審査会開催について
15	S33～s63 優生保護審査会議事録①
16	S 50 優生手術事業遂行状況報告書の提出について

注 赤字は当該年度から移動するファイル

青字は当該年度に移動していたファイル

1974（昭和 49）年度にかかわる開示資料は、16 文書あり、中身で大別すると、優生保護審査会委員の人事（解任、選任、任命）に関すること、厚生省と優生手術の国庫負担に関すること、優生保護審査会に関することの 3 つに大別できる。

ただし、ファイル 3 の「S 49 山口県優生保護審査会委員の任命について」の中の一部とファイル 4 の「S 49 優生手術の実施に伴う医療費の支出について・委託契約の締結について」は、中身から見て 1973（昭和 48）年度のものである、そちらの項目で分析する。

6・1 優生保護審査会委員について

優生保護審査会の委員に関する開示資料は、次の通りです。

表 6・2 審査委員関係資料一覧

2	S 49 山口県優生保護審査会委員の選任について
3	S 49 山口県優生保護審査会委員の任命について
12	S 49 優生保護審査会委員の任命について

これを、時間軸でわかるように（○の中の数値で順番を表記）、併せて中身をみると、次のようになる。

表 6・3 審査委員関係資料詳細一覧

1	S 49 山口県優生保護審査会委員の選任について		
	(1)	③	起案者・医務課精神衛生係、昭和 49 年 9 月 30 日起案、第 843 号、「優生保護審査会委員の選任について 伺」*任期満了に伴う選任の依頼
	(2)	④	昭和 49 年 10 月 1 日付、「附属機関等の委員推せんについて」
	(3)	⑤	案の 1、昭和 49 年 10 月 5 日付、医務第 843 号、「件名」*留任依頼

	(4)	⑤	案の 2、昭和 49 年 10 月 5 日付、医務第 843 号、「件名」＊留任依頼
	(5)	①	昭和 49 年 4 月 18 日付、山医発第 33 号、山口県医師会から□□宛、「会長の各種審議会の就任について」＊山口県優生保護審査会
	(6)		昭和 49 年 4 月、「辞退届」
	(7)	②	山口県優生保護審査会委員名簿、昭和 49 年 5 月 1 日付
2	S 49 山口県優生保護審査会委員の任命について＊昭和 49 年度に係る文書のみ掲載		
	(8)	⑥	昭和 49 年 10 月 14 日起案、起案者 医務課精神衛生係、第 975 号、「山口県優生保護審査会委員の任命について 伺」＊任期満了者への令状、資金前渡 9 人御うち 6 人（3 人は報酬無し）
3	S 49 優生保護審査会委員の任命について		
	(9)	②	案の 1、昭和 49 年 5 月 1 日付、「任命する」＊メモで 9 名と記載
	(10)	②	案の 2、昭和 49 年 5 月 1 日付、医務第 975 号、知事名から□□（複数人）宛、「件名」
	(11)	②	案の 3、昭和 49 年 5 月 1 日付、医務第 975 号、知事名から□□宛、「件名」
	(12)	②	案の 4、「拝啓」文書 h、昭和 49 年 5 月 1 日、知事名から各委員宛、＊メモで 8 名と記載
	(13)	②	案の 5、「拝啓」文書、昭和 49 年 5 月 1 日、知事名から□□宛、＊委員の依頼
	(14)	②	案の 6、「拝啓」文書、昭和 49 年 5 月 1 日、知事名から□□宛、＊礼状
	(15)	②	山口県油性保護審査会委員名簿、昭和 49 年 5 月 1 日付

優生保護審査会の委員に関する開示文書を文書作成の期日順で、並べてみると、1974（昭和 49）年 4 月 18 日、5 月 1 日、9 月 30 日、10 月 1 日、10 月 5 日、10 月 16 日、となり、4 月から 10 月までの期間にわたっている。

昭和 49 年 4 月 18 日付（山医発第 33 号）で、山口県医師会から□□宛に「会長の各種審議会の就任について」（ファイル 1 の資料(5)）との文書があり、山口県優生保護審査会に「本月（注 4 月）12 日付をもてってご依頼のありました下記審議会に松元允正新任会長が就任することについて理事会において審議確定」とある。また、誰からかは不明だが、「辞退届」（昭和 49 年 4 月付）がある。そして昭和 47 年 5 月 1 日付の「山口県優生保護審査会委員名簿」（前期と冒頭に手書きあり。氏名等は非開示・黒塗り）があり、「任期 49.4.30 満了」とのメモがある。

5 月 1 日付で、ファイル 3 の資料(9)「案の 1」は「任命する」（手書きで 9 人分と記載あり）があり、ファイル 3 の資料(10)「案の 2」・資料(11)「案の 3」は「□□殿を昭和 5 月 1 日付で任命いたしましたのでよろしくお願いします」、資料(12)「案の 4」・資料(13)「案の 5」は「引き続き委員を貴台にお願いする」、資料(14)「案の 6」は礼状で「県医師会長在任中は山口県優生保護審査会委員として長年本県の優生保護の適正な推進に種々ご協力をいただきまして誠に有難うございました」とあり、昭和 49 年 5 月 1 日付の山口県優生保護審査会委員名簿（ただし黒塗り・非開示）が添付されている。

昭和 49 年 9 月 30 日起案（起案者 医務課精神衛生係、第 843 号）の「優生保護審査会委員の選任について 伺」（ファイル 1 の資料(1)）があり、「山口県優生保護審査会員は昭和 49 年 4 月 30 日付をもって任期満了となりますが、これに伴う次期委員の構成について…下記機関から選任することとし、…各関係機関へ依頼」する文書がある。そこには、行数から 9 人分と推測できる氏名（黒塗り・非開示）があり、「別途文書により応諾済み」「留任依頼 OK8 日 TEL あり」「留任依頼 OK9 日 TEL あり」「留任依頼 OK」「留任依頼 OK」「留任依頼 OK 予定」「9 日 OK」「留任依頼」「留任依頼」とのメモ書きがある。昭和 49 年 10 月 21 日付「附属機関等の委員推薦について」との文書があり、「ご依頼のあったことについて下記のとおり推薦します」として「推薦議員役職氏名」の欄に氏名（黒塗り・非開示）がある。議員が委員になっていたことを示している。10 月 5 日付で、「案の 1」「案の 2」として「任期が本年 4 月 30 日をもって満了となりました…引き続きご留任」と留任願いが出されている。

昭和 49 年 10 月 14 日起案（起案者 医務課精神衛生係、第 975 号）の「山口県優生保護審査会委員の任命について 伺」（ファイル 2 の資料(8)）で、任期満了者への令状と委員 9 人への「資金前渡」（ただし 3 人は報酬無し）の伺いがある。メモ書きに「49.5.1～51.4.30」とある。

以上、優生保護審査会の委員の交代について記した。

6・2 厚生省と優生手術の国庫負担に関すること

1974（昭和 49）年度の厚生省と優生手術の国庫負担に関する開示資料は、以下のとおりである。

表 6・4 国庫負担関係資料一覧

1	S 44～S 49 優生手術費交付金の国庫負担について
5	S 49 優生手術交付金減額変更申請書
6	S 49 優生手術交付金減額変更申請書の提出について
7	S 49 優生手術費交付金事業遂行状況報告書の提出について
8	S 49 優生手術費交付金の国庫負担について
9	S49 優生手術費交付金交付決定通知書
10	S 49 優生手術費交付金交付申請の提出について
11	S 49 優生手術費交付金事業実績報告書の提出について
13	S 49 精神衛生費補助金及び優生手術費交付金の交付要綱の送付について

これを、時間軸でわかるように（○の中の数値で順番を表記）、併せて中身をみると、次のようになる。

表 6・5 国庫負担関係資料詳細一覧

1	S 44～S 49 優生手術費交付金の国庫負担について		
	(1)	③	昭和 49 年 4 月 16 日、一部改正 厚生省発衛第 65 号、構成事務官から各都道府県知事宛、優生手術交付金の国庫負担について
5	S 49 優生手術交付金減額変更申請書		
	(2)	⑮	昭和 50 年 3 月 3 日付「事務連絡」、厚生省公衆衛生局精神衛生課医療保護係から山口県衛生部（局）優生保護担当係長宛、「優生手術交付金の変更交付申請書について」 *全国的に件数が減少し、予算に余裕
	(3)	⑭ ⑧	昭和 50 年 2 月 1 日、医務第 1258 号、□□から厚生大臣 田中正己宛、「昭和 49 年度交付金減額変更申請書」*昭和 49 年 9 月 11 日厚生省収衛第 151 号の交付金の減額
	(4)		優生手術実施計画書*該当なし
	(5)		優生手術費交付金経費所要額調*該当なし
	(6)	⑫	昭和 49 年年度歳入歳出予算書（抄本）、昭和 50 年 1 月 20 日付
6	S 49 優生手術交付金減額変更申請書の提出について		
	(7)	⑬	昭和 50 年 1 月 21 日起案、起案者 医務課精神衛生係、第 1258 号、「昭和 49 年度優生手術費交付金減額変更申請書の提出について 伺」
	(8)	⑭	昭和 50 年 2 月 1 日付、医務第 1258 号、□□から厚生大臣 田中正己宛、「昭和 49 年度優生手術費交付金減額変更申請書」*申請額 0 円、減額 180000 円
	(9)		優生手術実施計画書*該当なし
	(10)		優生手術費交付金経費所要額調*該当なし
	(11)	⑫	昭和 49 年年度歳入歳出予算書（抄本）、昭和 50 年 1 月 20 日付
7	S 49 優生手術費交付金事業遂行状況報告書の提出について		
	(13)	⑩	昭和 49 年 12 月 4 日付起案、起案者 医務課精神衛生係、「昭和 49 年度優生手術事業遂行状況報告書の提出について 伺」
	(14)	⑨	昭和 49 年 12 月 1 日付、医務第 1082 号、□□から厚生大臣 福永健司宛、「昭和 49 年度優生手術事業遂行状況報告書」
	(15)		別添 昭和 49 年度優生手術事業遂行状況報告書
	(16)	⑨	昭和 49 年 12 月 1 日付、医務第 1082 号、□□から厚生大臣 福永健司宛、「昭和 49 年度優生手術事業遂行状況報告書」*活字印刷
	(17)		別添 昭和 49 年度優生手術事業遂行状況報告書*活字印刷
8	S 49 優生手術費交付金の国庫負担について		

	(18)	③ ①	昭和 49 年 4 月 16 日付、□□発衛第 65 号、厚生事務次官から各都道府県知事宛、「優生手術交付金の国庫負担について」*昭和 44 年 5 月 10 日厚生省発衛第 69 号の改正、昭和 49 年 4 月 1 日から適用、患者及び付添人旅費の変更。
	(19)	⑥	昭和 49 年 5 月 7 日付、医務第 191 号、□□から厚生省公衆衛生局精神衛生課長宛、「昭和 49 年度優生手術費国庫補助金交付申請の提出について」
	(20)	⑥	昭和 49 年 5 月 7 日付、医務第 191 号、□□から厚生大臣 齋藤邦吉宛、「昭和 49 年度優生手術交付金交付申請書」*申請額 300000 円
	(21)		別紙ア 優生手術実施計画書
	(22)		別紙イ 優生手術費交付金経費所要額調
	(23)	①	昭和 49 年度歳入歳出予算書抄本、昭和 49 年 4 月 1 日付
	(24)	⑥	昭和 49 年 5 月 7 日付、医務第 191 号、□□から厚生省公衆衛生局精神衛生課長宛、「昭和 49 年度優生手術費国庫補助金交付申請の提出について」*活字印刷
	(25)	⑥	昭和 49 年 5 月 7 日付、医務第 191 号、□□から厚生大臣 齋藤邦吉宛、「昭和 49 年度優生手術交付金交付申請書」*申請額 300000 円、活字印刷
	(26)		別紙ア 優生手術実施計画書
	(27)		別紙イ 優生手術費交付金経費所要額調
	(28)	①	昭和 49 年度歳入歳出予算書抄本、昭和 49 年 4 月 1 日付
	(29)	⑥	昭和 49 年 5 月 7 日付、医務第 191 号、□□から厚生省公衆衛生局精神衛生課長宛、「昭和 49 年度優生手術費国庫補助金交付申請の提出について」*活字印刷
	(30)	⑥	昭和 49 年 5 月 7 日付、医務第 191 号、□□から厚生大臣 齋藤邦吉宛、「昭和 49 年度優生手術交付金交付申請書」*申請額 300000 円、活字印刷
	(31)		別紙ア 優生手術実施計画書
	(32)		別紙イ 優生手術費交付金経費所要額調
	(33)	①	昭和 49 年度歳入歳出予算書抄本、昭和 49 年 4 月 1 日付
9	S49 優生手術費交付金交付決定通知書		
	(34)	⑧	昭和 49 年 9 月 11 日付、厚生大臣 齋藤邦吉から山口県宛、□□収衛第 151 号「昭和 49 年度優生手術費交付金交付決定通知書」*1800000 円
10	S 49 優生手術費交付金交付申請の提出について		
	(35)	⑤	■昭和 49 年 4 月 30 日起案、起案者 医務課精神衛生係、第 191 号、「昭和 49 年度優生手術費国庫補助金交付申請の提出について 伺」
	(36)		案、医務第 191 号、部長名から厚生省公衆衛生局精神衛生課長宛、「件名」
	(37)		医務第 191 号、□□から厚生大臣 齋藤邦吉宛、「昭和 49 年度優生手術交付金交付申請書」*300000 円
	(38)		別紙ア 優生手術計画書
	(39)		別紙イ 優生手術費交付金経費所要額調
	(40)	①	昭和 49 年度歳入歳出予算書抄本、昭和 49 年 4 月 1 日付
11	S 49 優生手術費交付金事業実績報告書の提出について		
	(41)	⑰	昭和 50 年 4 月 3 日起案、起案者 医務課精神衛生係、第 44 号、「昭和 49 年度優生手術費交付金事業実績報告書の提出について 伺」

	(42)		部長から厚生省公衆衛生局精神衛生係宛、医務第 44 号
	(43)		□□から厚生大臣 田中正己宛、医務第 44 号、「昭和 49 年度優生手術費交付金事業実績報告書の提出について」*精算額 0 円
	(44)		別紙 1 昭和 49 年度優生手術費交付金精算書*交付金決定額 180000 円
	(45)		別紙 2 昭和 49 年度優生手術費交付金経費別支出明細書*該当なし
	(46)		別紙 3 昭和 49 年度優生手術費交付金個人別支出明細書*該当なし
	(47)	①	昭和 49 年度歳入歳出決算見込書抄本、昭和 49 年 4 月 1 日
	(48)	⑮	昭和 50 年 4 月 8 日、部長から厚生省公衆衛生局精神衛生課宛、医務第 44 号、「昭和 49 年度優生手術費事業実績報告書の提出について」*活字印刷
	(49)	⑮	昭和 50 年 4 月 8 日、□□から厚生大臣 田中正己宛、医務第 44 号、「昭和 49 年度優生手術費交付金事業実績報告書の提出について」*精算額 0 円
	(50)		別紙 1 昭和 49 年度優生手術費交付金精算書*交付決定額 180000 円
	(51)		別紙 2 昭和 49 年度優生手術費交付金経費別支出明細書*該当なし
	(52)		別紙 3 昭和 49 年度優生手術費交付金個人別支出明細書*該当なし
	(53)	⑯	昭和 49 年度歳入歳出決算見込書抄本、昭和 50 年 4 月 1 日付
13			S 49 精神衛生費補助金及び優生手術費交付金の交付要綱の送付について
	(54)	④	昭和 49 年 4 月 27 日付、厚生省公衆衛生局精神衛生係から都道府県衛生局主管部(局)精神衛生係長宛、「精神衛生費補助金及び優生手術費交付金の交付要綱の送付について」
	(55)	③	昭和 49 年 4 月 16 日、一部改正 厚生省発衛、第 65 号、厚生事務次官から各都道府県知事宛、「優生手術費交付金の国庫負担について」
16			S 50 優生手術事業遂行状況報告書の提出について *昭和 50 年度から関係文書のみ異動
	(56)		昭和 50 年 11 月 8 日付、厚生大臣 田中正己から山口県宛、□□55 号、「昭和 48 年度優生手術費交付金交付額確定通知書」*昭和 50 年 4 月 8 日医務第 44 号事業実績報告に基づき交付額を金 0 円に確定した。*昭和 49 年度に移動

注 青字は、当該年度に移動してきたファイル・資料

昭和 49 年 4 月 16 日付（一部改正 厚生省発衛第 65 号）で厚生事務官から各都道府県知事宛「優生手術交付金の国庫負担について」（ファイル 1 の資料(1)、ファイル 8 の資料(18)、ファイル 13 の資料(55))がある。それによると、

- ① 交付の申請は、5 月 20 日までに行う。
- ② 事業の遂行状況を 12 月 10 日までに厚生大臣に報告する。
- ③ 交付の決定後の変更申請手続きは 1 月 31 日までとする。
- ④ 事業実績報告は完了後 1 カ月以内、又は 4 月 10 日いずれか早い日に厚生大臣に提出する。

別表として、「優生手術費交付金明細書」「優生手術費交付金交付申請書」「優生手術実施計画書」「優生手術費交付金経費所要額調」「優生手術事業遂行状況報告書（注、かがみ文）」「優生手術事業遂行状況報告書」「優生手術費交付金追加（増減）額変更申請書」「優生手術

費交付金事業実績報告書の提出について」「優生手術費交付金精算書」「優生手術費交付金経費別支出明細書」「優生手術費交付金個人別支出明細書」のひな形がある。

昭和 49 年 4 月 27 日付、厚生省公衆衛生局精神衛生係から都道府県衛生局主管部（局）精神衛生係長宛「精神衛生費補助金及び優生手術費交付金の交付要綱の送付について」（ファイル 13 の資料(54)）で「昭和 49 年 4 月 16 日厚生省発衛第 65 号『優生手術交付金の国庫負担金について』により一部改正が行われているところであるが、今般新たに交付要綱を印刷したので参考までに送付」するものである。中身は、4 月 16 日付の「優生手術交付金の国庫負担金について」と同じ文面である。

昭和 49 年 4 月 30 日起案（起案者 医務課精神衛生係、第 191 号）の「昭和 49 年度優生手術費国庫補助金交付申請の提出について 伺」（ファイル 10 の資料(35)）があり、「案」（医務第 191 号）として厚生省公衆衛生局精神衛生課長宛と厚生大臣 齋藤邦吉宛で「昭和 49 年度優生手術交付金申請書」があり、申請額 300000 円とある。「別紙ア 優生手術実施計画書」（下記写真）と「別紙イ 優生手術交付金経費所要額調」（下記写真）と「昭和 49 年度歳入歳出予算書抄本」（昭和 49 年 4 月 1 日付）が添付されている。

別紙ア 優生手術実施計画書						
区分	予算措置	オ1/4半期	オ2/4半期	オ3/4半期	オ4/4半期	備 考
件数	男					
	女					
	計					
金額	男					
	女					
	計	300,000円				

別紙イ

優生手術費交付金経費所要額調

区分	支出予定額			基準額	国庫負担基本額	備考
	医療費	その他	金額			
優生手術医療費患者負担旅費	男					
	女					
	計					
	運賃	人				
	日当	人				
燃料費	宿料	人				
	料	人				
燃料費	和					
	回					
合計				300,000	300,000	

上記起案が活字化されて、昭和 49 年 5 月 7 日付（医務第 191 号）、厚生省公衆衛生局精神衛生課長宛、「昭和 49 年度優生手術費国庫補助金交付申請の提出について」、及び同日付（医務第 191 号）、厚生大臣 齋藤邦吉宛「昭和 49 年度優生手術交付金交付申請書」で、申請額 300000 円と提出された。

昭和 49 年 9 月 11 日付（□□収衛第 151 号）の厚生大臣 齋藤邦吉から山口県宛「昭和 49 年度優生手術費交付金交付決定通知書」（ファイル 9 の資料(24)）では「昭和 49 年 5 月 7 日医務第 191 号で申請のあった…昭和 49 年度優生手術交付金については…修正のうえ、次のとおり交付することに決定した」として「事業に要する経費 180000 円 交付金の額 180000 円」とある。

昭和 49 年 12 月 4 日付起案（起案者 医務課精神衛生係）で「昭和 49 年度優生手術事業遂行状況報告書の提出について 伺」（ファイル 7 の資料(13)）があり、12 月 1 日付（医務第 1082 号）で厚生大臣 福永健司宛「昭和 49 年度優生手術事業遂行状況報告書」が提出されている。「別添 昭和 49 年度優生手術事業遂行状況報告書」（下記の写真）があり、12 月 1 日現在で該当者がいない、また「見込表」の「該当者なし」となっている。

別添

昭和49年度優生手術費交付金減額変更申請書

1表 総括表

既交付決定額	国庫負担額	同左内訳	新個人負担額
A	B=C+D	知事負担額 C 知事負担額 D	E=A-B
180,000	-	-	180,000

2表 進行状況表

正介	当初予定	改定後関係	改定後関係	同左内訳	備考
	優生保護委員会	優生保護委員会	優生保護委員会	知事負担額	
	受理済	決定済	決定済	決定済	
男					
女					
計					
男					
金					
女					
額					
計	300,000	-	-	-	-

3表 見込表

該当なし

山 口 県

昭和50年1月16日付「事務連絡」(ファイル6の資料(12))で厚生省公衆衛生局精神衛生課医療保護係から山口県衛生部(局)優生保護担当係長宛に「優生手術交付金の変更交付申請書について」があり、「昭和49年9月11日厚生省収衛第151号によって既に交付決定が行われているところであるが、…変更申請書を2月5日までに提出」することとある。

それを受けて、昭和50年1月21日起案(起案者 医務課精神衛生係、第1258号)の「昭和49年度優生手術費交付金減額変更申請書の提出について 伺」(ファイル6の資料(7))があり、2月1日付(医務第1258号)で厚生大臣 田中正己宛「昭和49年度優生手術費交付金減額変更申請書」として「申請額0円、減額180000円」で提出している。「優生手術実施計画書」(下記写真)には「該当なし」、「優生手術費交付金経費所要額調」(下記写真)にも「該当なし」と記載がある。

優生手術実施計画書						
区分	予算措置	天1.4半期	天2.4半期	天3.4半期	天4.4半期	
件数	男					
	女					
	計	該当なし				
金額	男					
	女					
	計					

優生手術費交付金経費所要額割						
区分		支払予定額			基準額	国庫負担 基本額
		数等	単価	金額		
優生手術医療費	男	入	円	円	円	円
	女	該当なし				
	計					
寄附金交付法人旅費	運賃					
	日当					
	膳料					
燃料費	計					
燃料費						
合計						

こうした状況（該当者なし）を受けて、昭和 50 年 3 月 3 日付「事務連絡」として厚生省公衆衛生局精神衛生課医療保護係から山口県衛生部（局）優生保護担当係長宛に「優生手術交付金の変更交付申請書について」（ファイル 5 の資料(2)）で「交付金については、変更交付申請書を提出していただいたところであるが、全国的に優生手術実施件数が減少し予算の余裕もあり又今年度の最終の支払計画示達の時期が早まったため、不足の県のみ変更交付決定を急遽実施いたしましたので、残額の県については今回変更をいたしませんので確定の際に清算していただく事になりました」とし「変更申請書については返送致します」とある。

昭和 50 年 4 月 3 日起案（起案者 医務課精神衛生係、第 44 号）の「昭和 49 年度優生手術費交付金事業実績報告書の提出について 伺」（ファイル 11 の資料(41)）で、4 月 8 日付で厚生省公衆衛生局精神衛生課宛「昭和 49 年度優生手術費事業実績報告書の提出について」、厚生大臣 田中正己宛「昭和 49 年度優生手術費交付金事業実績報告書の提出について」があり、「精算額 0 円」として提出している。「別紙 1 昭和 49 年度優生手術費交付金精算書」に「交付決定額 180000 円」、「別紙 2 昭和 49 年度優生手術費交付金経費別支出明細書」に「該当なし」、「別紙 3 昭和 49 年度優生手術費交付金個人別支出明細書」に「該当なし」とある。

昭和 50 年 11 月 8 日付で厚生大臣 田中正己から山口県宛の「昭和 48 年度優生手術費交付金交付額確定通知書」によれば、「昭和 50 年 4 月 8 日医務第 44 号事業実績報告に基づき交付額を金 0 円に確定した」とある。

以上から、1974（昭和 49）年度の優生手術費交付金は、当初 300000 円で申請されたが、180000 円で交付決定された。しかし、該当者がいなく、清算は 0 円だった。

6・3 優生保護審査会の開催

優生保護審査会の開催に係る開示資料は、次の通りである。

表 6・6 審査会関係資料一覧

14	優生保護審査会開催について
15	S33～s63 優生保護審査会議事録①

表 6・7 審査会関係資料詳細一覧

優生保護審査会開催について 注、昭和 49 年度にかかわる文書のみ記載する			
14	(1)	①	昭和 49 年 10 月 14 日起案、医務課精神衛生係起案、第 942 号、「山口県優生保護審査会の開催について 伺」*昭和 49 年 11 月 8 日開催、4 条と 12 条の申請
	(2)	②	昭和 49 年 10 月 28 日起案、医務課精神衛生係起案、第 944 号、「優生保護審査会提出議案の送付について 伺」*昭和 49 年 11 月 8 日開催

	(3)	④	昭和 49 年 11 月 12 日起案、医務課精神衛生係起案、第 1021 号、「優生手術の決定について 伺」*昭和 49 年 11 月 8 日開催、決定者への通知、議案第 1 号の再提出通知
S33～s63 優生保護審査会議事録①			
15	(4)	③	山口県優生保護審査会議事録、昭和 49 年 11 月 8 日開催

ファイル 15 の資料(4)「S 33～S 63 優生保護審査会議事録①」の中に、1974 (昭和 49) 年 11 月 8 日に開催された「山口県優生保護審査会議事録」(13 時～15 時、県庁正庁会議室) が示されている。それによれば、審査会委員 9 名中 9 名全員の出席で、申請者 9 人 (4 条・1 人、12 条 8 人) 中、審査の結果。12 条・適・8 人、1 人が保留 (4 条) で再提出となった。しかし、次の審査会である 1975 (昭和 50) 年 11 月 7 日付優生保護審査会の議事録によると、保留となった 1 人について「申請医が取り下げた」旨、報告されたとの記載がある。この 4 条の 1 人の取り下げにより、前項の交付金 (4 条のみに交付金は支払われるので) の清算が 0 円となったと思われる。

この 11 月 8 日の優生保護審査会にかかわる文書が、次のとおりある。

昭和 49 年 10 月 14 日起案 (医務課精神衛生係、第 942 号) の「山口県優生保護審査会の開催について 伺」(ファイル 14 の資料(1)) で昭和 49 年 11 月 8 日に開催し、4 条 1 人と 12 条 8 人の申請があった。10 月 28 日起案 (第 944 号) では「優生保護審査会提出議案の送付について 伺」(ファイル 14 の資料(2)) が出されている。そして優生保護審査会後の 11 月 12 日起案 (第 1021 号) の「優生手術の決定について 伺」(ファイル 14 の資料(3)) で、優生手術決定者への通知として「議案第 1 号については再提出」することとしとある。しかし、その後申請が取り下げている。詳細は、別項にゆずる。

7 1975 (昭和 50) 年度の山口県の優生手術関係の動向

1975 (昭和 50) 年度にかかわる開示資料は以下のとおりである。

表 7・1 1975 (昭和 50) 年度山口県優生手術に係る開示資料一覧 (優生保護相談所を除く)	
1	S 50 山口県優生保護審査会委員の任免について
2	S 50 山口県優生保護審査会委員の報酬ならびに旅費の支出について
3	S 50 優生手術事業遂行状況報告書の提出について *一部 1974 年度に移動
4	S 50 優生手術費交付金交付額確定通知書
5	S 50 優生手術費交付金事業実績報告書の提出について
6	S 50 優生手術費国庫補助金申請の提出について
7	優生保護審査会開催について
8	S33～s63 優生保護審査会議事録①

注 赤字は当該年度からの移動を示す。

1975（昭和 50）年度にかかわる開示資料は、8 文書あり、中身で大別すると、優生保護審査会委員の人事（解任、選任、任命）に関すること、厚生省と優生手術の国庫負担に関すること、優生保護審査会に関することの 3 つに大別できる。

ただし、ファイル 3 の「S 50 優生手術事業遂行状況報告書の提出について」の中の「昭和 49 年度優生手術費交付金交付額確定通知書」は、中身から見て 1974（昭和 49）年度のものである、そちらの項目に加える。

7・1 優生保護審査会委員について

優生保護審査会の委員に関する開示資料は、次の通りです。

表 7・2 審査委員関係資料

1	S 50 山口県優生保護審査会委員の任免について

この中身を、さらに時間軸でわかるように（○の中の数値で順番を表記）、併せて中身を見ると、次のようになる。

表 7・3 審査委員関係資料詳細一覧

S 50 山口県優生保護審査会委員の任免について		
1	(1)	③ 起案者・医務課精神衛生係、昭和 50 年 4 月 1 日起案、第 75 号、「優生保護審査会委員の任免について 伺」*異動に伴う後任者の任免、新任・前任とも 3 月 24 日付
	(2)	①② 辞令案、昭和 50 年 3 月 24 日付「免ずる」、昭和 50 年 3 月 25 日付「命じる」
	(3)	案の 1、医務第 75 号、免じたことと任免したことの通知。
	(4)	案の 2、委員任免の通知、昭和 50 年 3 月 25 日から昭和 51 年 4 月 30 日まで
	(5)	② 昭和 50 年 3 月 25 日付、「山口県条例審議会委員等の異動について（通知）」*山口県優生保護審査会委員

優生保護審査会の委員に関する開示文書は、開示文書 No1 の昭和 50 年 4 月 1 日起案（起案者・医務課精神衛生係、第 75 号）の「優生保護審査会委員の任免について 伺」で、異動に伴う後任者の任免等に関するもので、ファイル 1 の資料(2)～(5)は関係文書である。

昭和 50 年 3 月 25 日付で、山口県優生保護審査会委員の異動についての通知があり、「辞令案」として委員を 3 月 24 日に「免ずる」、3 月 25 日に「命ずる」とあり、「案の 1」（医務第 75 号）として「山口県優生保護審査会委員の異動については既に御通知いただいておりますとおり、□□殿を昭和 50 年 3 月 25 日付けで任命いたしましたのでよろしくおねがいたします。／また、前任者の□□殿については、昭和 50 年 3 月 24 日付をもって免じられました」とある。「案の 2」の「拝啓文」では「審査会の委員を貴台にお願いする」とあり、任期は昭和 50 年 3 月 25 日から昭和 51 年 4 月 30 日までとある。

7・2 厚生省と優生手術の国庫負担に関すること

1975（昭和 50）年度の厚生省と優生手術の国庫負担に関する開示資料は、以下のとおりである。

表 7・4 国庫負担関係資料一覧

3	S 50	優生手術事業遂行状況報告書の提出について
4	S 50	優生手術費交付金交付額確定通知書
5	S 50	優生手術費交付金事業実績報告書の提出について
6	S 50	優生手術費国庫補助金申請の提出について

これを、時間軸でわかるように（○の中の数値で順番を表記）、併せて中身をみると、次のようになる。

表 7・5 国庫負担関係資料詳細一覧

3	S 50 優生手術事業遂行状況報告書の提出について	
	(1)	⑥ 医務課精神衛生係起案、昭和 50 年 12 月 8 日起案、「優生手術事業遂行状況報告書の提出について 伺」
	(2)	⑤ 昭和 50 年 12 月 1 日付、医務第 1153 号、□□から厚生大臣 田村正己宛、「昭和 50 年度優生手術事業遂行状況報告書」*昭和 50 年 12 月 1 日現在
	(3)	別添 「昭和 50 年度優生手術事業遂行状況報告書」*交付決定額 100000 円、見込表「該当者なし」
	(4)	昭和 50 年 11 月 8 日付、厚生大臣 田中正己から山口県宛、□□55 号、「昭和 49 年度優生手術費交付金交付額確定通知書」*昭和 50 年 4 月 8 日医務第 44 号事業実績報告に基づき交付額を金 0 円に確定した。*昭和 49 年度に移動
4	S 50 優生手術費交付金交付額確定通知書	
	(5)	⑫ 昭和 51 年 10 月 18 日付、厚生大臣 早川崇から山口県宛、厚生省発衛第 195 号、「昭和 50 年度優生手術費交付金交付額確定通知書」*交付額金 0 円
	(6)	⑩ 昭和 51 年 5 月 24 日付、起案者 医務課精神衛生係、昭和 50 年度優生手術費交付金事業実績報告書の提出について 伺」
	(7)	⑨ 昭和 51 年 5 月 21 日、医務第 337 号、「案の 1」、□□から厚生省公衆衛生局精神衛生課宛、「件名」
	(8)	案の 2、厚生大臣 田中正己宛、「昭和 50 年度優生手術費交付金事業実績報告書の提出について」*精算額金 0 円
	(9)	別紙 1 昭和 50 年度優生手術費交付金精算書*国庫負担交付決定額 100000 円
	(10)	別紙 2 昭和 50 年度優生手術費交付金経費別支出明細書*該当なし
	(11)	別紙 3 昭和 50 年度優生手術費交付金個人別支出明細書*該当なし
	(12)	参考 優生手術年度別決定状況 *4 条は該当なし、12 条は黒塗り（非開示）

	(13)	⑦	昭和 51 年 1 月 22 日付、事務連絡、厚生省公衆衛生局精神衛生課医療保護係長から各都道府県衛生部（局）優生保護担当係長宛、「優生手術交付金の変更交付申請書について」
	(14)	④	昭和 50 年 11 月 4 日付、厚生大臣 田中正己から山口県宛、第 174 号、「昭和 50 年度優生手術費交付金交付決定通知書」＊交付金の額 100000 円
5	S 50 優生手術費交付金事業実績報告書の提出について		
	(15)	⑪	昭和 51 年 5 月 26 日付、医務第 337 号、□□から厚生省公衆衛生局精神衛生課長宛、「昭和 50 年度優生手術費交付金事業実績報告書の提出について 伺」＊活字印刷
	(16)	⑪	昭和 51 年 5 月 26 日付、医務第 337 号、□□から厚生大臣 田中正己宛、「昭和 50 年度優生手術費交付金事業実績報告書の提出について」＊精算額金 0 円、活字印刷
	(17)		別紙 1 昭和 50 年度優生手術費交付金精算書＊国庫負担交付決定額 100000 円、活字印刷
	(18)		別紙 2 昭和 50 年度優生手術費交付金経費別支出明細書＊該当なし、活字印刷
	(19)		別紙 3 昭和 50 年度優生手術費交付金個人別支出明細書＊該当なし、活字印刷
	(20)	⑧	昭和 50 年度歳入歳出決算見込書抄本、昭和 51 年 4 月 1 日付
6	S 50 優生手術費国庫補助金申請の提出について		
	(21)	③	昭和 50 年 7 月 31 日付、起案者 医務課精神衛生係、第 589 号、「昭和 50 年度優生手術費国庫補助金交付申請の提出について 伺」
	(22)		案、医務第 589 号、部長から厚生省公衆衛生局精神衛生課長宛、「件名」
	(23)		山口県知事 橋本正之から厚生大臣 田中正己宛、医務第 589 号、「昭和 50 年度優生手術費交付金交付申請書」＊申請額 150000 円
	(24)		別紙ア 優生手術実施計画書＊150000 円
	(25)		別紙イ 優生手術費交付金経費所要額調＊150000 円
	(26)	①	昭和 50 年年度歳入歳出予算書抄本、昭和 50 年 4 月 1 日付
	(27)	②	昭和 50 年 7 月 6 日付、医務第 589 号、部長から厚生省公衆衛生局精神衛生課長宛、「昭和 50 年度優生手術費国庫補助金交付申請の提出について」＊活字印刷
	(28)	②	昭和 50 年 7 月 6 日付、山口県知事 橋本正之から厚生大臣 田中正己宛、医務第 589 号、「昭和 50 年度優生手術費交付金交付申請書」＊申請額 150000 円、活字印刷
	(29)		別紙ア 優生手術実施計画書＊活字印刷
	(30)		別紙イ 優生手術費交付金経費所要額調＊150000 円、活字印刷
	(31)	①	昭和 50 年年度歳入歳出予算書抄本、昭和 50 年 4 月 1 日付

注 赤字は、当該年度から移動するファイル・資料

昭和 50 年 7 月 31 日付（起案者 医務課精神衛生係、第 589 号）で「昭和 50 年度優生手術費国庫補助金交付申請の提出について 伺」（ファイル 6 の資料(21)）があり、資料(21)～資料(26)は手書きだが、それを活字印刷にしたのが、昭和 50 年 7 月 6 日付（医務第 589 号）で部長から厚生省公衆衛生局精神衛生課長宛「昭和 50 年度優生手術費国庫補助金交付申請の提出について」（ファイル 6 の資料(27)）と同日付で山口県知事 橋本正之から厚生

大臣 田中正己宛（医務第 589 号）で「昭和 50 年度優生手術費交付金交付申請書」（ファイル 6 の資料(29)）（申請額金 150000 円）がある。「別紙ア 優生手術実施計画書＊活字印刷」（下記写真）、「別紙イ 優生手術費交付金経費所要額調」（下記写真、150000 円）、「昭和 50 年年度歳入歳出予算書抄本」（昭和 50 年 4 月 1 日付）が添付されている。

別紙ア

優 生 手 術 実 施 計 画 書

区 分		予算措置	第1、4半期	第2、4半期	第3、4半期	第4、4半期	備 考
件 数	男						
	女						
	計						
金 額	男						
	女						
	計						

優生手術費交付金経費所要額調

区 分	支 出 予 定 額			基 準 額	国庫負担 基 本 額	備 考
	員数等	単 価	金 額			
優生手術医療費	男					
	女					
	計					
患者及び付添人旅費	運賃	人				
	日当	人				
	宿泊料	人				
	計	人				
燃料費	中口					
借料及び損料	馬					
合 計				150,000	150,000	

昭和 50 年 11 月 4 日付（第 174 号）で厚生大臣 田中正己から山口県宛「昭和 50 年度優生手術費交付金交付決定通知書」（ファイル 4 の資料(14)）には「昭和 50 年 7 月 6 日医務第 589 号で申請のあった…昭和 50 年度優生手術費交付金については…修正のうえ、次のとおり交付することに決定した」として「事業に対する経費 100000 円 交付金の額 100000 円」とある。

⑥昭和 50 年 12 月 8 日起案（起案者 医務課精神衛生係）の「優生手術事業遂行状況報告書の提出について 伺」（ファイル 3 の資料(1)）の中に、⑤昭和 50 年 12 月 1 日付（医務第 1153 号）で厚生大臣 田村正己宛の「昭和 50 年度優生手術事業遂行状況報告書」（ファイル 3 の資料(2)）があり、昭和 50 年 12 月 1 日現在で報告している。そこに、「別添 昭和 50 年度優生手術事業遂行状況報告書」があり、「既交付決定額 100000 円」とあるが「支払確定額」「支払見込額」とも記載がなく、「差引過▽不足額 100000 円」とある。また、「3 表 見込表 該当者なし」となっている。

昭和 51 年 1 月 22 日付で厚生省公衆衛生局精神衛生課医療保護係長から各都道府県衛生部（局）優生保護担当係長宛に「優生手術交付金の変更交付申請書について」（ファイル 4 の資料(13)）の「事務連絡」があった。「昭和 50 年 11 月 4 日厚生省収衛第 174 号によって、既に交付決定が行われているところであるが、この費用の昭和 50 年度における所要額が概ね定まったと思われるので、交付決定額に比べ不足が生じたもの及び残額が予想され

る場合には、変更申請書を昭和 51 年 2 月 10 日までに提出願いたい。／なお昭和 50 年度確定の際に国庫金の過不足返納等が無いよう注意して変更申請書の作成をお願いしたい。」とある。なお、この通知の上方欄外に、手書きで「既交付決定については実績報告で清■（注、算か）すること 5 / 22 T E L 照会」と記載がある。

昭和 51 年 5 月 24 日付（起案者 医務課精神衛生係）起案文書「昭和 50 年度優生手術費交付金事業実績報告書の提出について 伺」（ファイル 4 の資料(6)）があり、5 月 21 日付（医務第 337 号）の「案の 1」で厚生省公衆衛生局精神衛生課宛、「案の 2」で厚生大臣田中正己宛で「昭和 50 年度優生手術費交付金事業実績報告書の提出について」があり、「精算額金 0 円」となっている。「別紙 1 昭和 50 年度優生手術費交付金精算書」は「国庫負担交付決定額 100000 円」、「別紙 2 昭和 50 年度優生手術費交付金経費別支出明細書」は「該当なし」、「別紙 3 昭和 50 年度優生手術費交付金個人別支出明細書」は「該当なし」となっている。

また「参考 優生手術年度別決定状況」（下記の写真）があり「4 条は該当なし、12 条は黒塗り（非開示）」となっている。なお、この「参考」の表から 1970（昭和 45）年度、1974（昭和 49）年度、1975（昭和 50）年度については 4 条の対象者は該当者がいないことがわかる。12 条については、1970（昭和 45）年度から 1975（昭和 50）年度まで黒塗り（非開示）から実施されていたと推測できる。

上記 5 月 24 日付起案については、同じ内容を文字を活字にして 5 月 26 日付（医務第 337 号）（ファイル 5 の資料(15)(16)）として正式に通知している。なお、5 月 26 日付には「昭和 50 年度歳入歳出決算見込書抄本」（昭和 51 年 4 月 1 日付）を添付している。

昭和 51 年 10 月 18 日付で厚生大臣 早川崇から山口県宛（厚生省発衛第 195 号）で「昭和 50 年度優生手術費交付金交付額確定通知書」（ファイル 4 の資料(5)）が届き「昭和 50 年度優生手術費交付金については昭和 51 年 5 月 26 日医務第 337 号事業実績報告に基づき、交付額を金 0 円に確定した」とある。

参考

慶生手術年度別決定状況

区分	4系関係			12系関係			合計	備考
	精液	その他	計	精液	その他	計		
45								
46								
47								
48								
49								
50	4系なし							

注

1. 精液欄は精液者及び精液見の合計数
2. ○印内数字は精液者数(内訳)
3. その他は精液以外の精神病(分裂、アルコール、器質障害等)

以上から、1975（昭和 50）年度の優生手術費交付金は、当初 150000 円で申請し、100000 円と交付決定された。しかし、該当者がいなく清算は 0 円だった。

7・3 優生保護審査会の開催

優生保護審査会の開催に係る開示資料は、次の通りである。

表 7・6 審査会関係資料一覽

2	S 50 山口県優生保護審査会委員の報酬ならびに旅費の支出について
7	優生保護審査会開催について
8	S33～s63 優生保護審査会議事録①

表 7・7 審査会関係資料詳細一覧

2	S 50 山口県優生保護審査会委員の報酬ならびに旅費の支出について		
	(1)		昭和 50 年 9 月 23 日起案、起案者 医務課精神衛生係、「昭和 50 年度山口県優生保護審査会委員の報酬ならびに旅費の支出について」 * 資金前渡
	(2)		昭和 50 年 6 月 12 日、□□から衛生部長宛、「附属機関、団体等の役員等の推せんについて」 * 山口県優生保護審査会

7	優生保護審査会開催について		
	(3)		昭和 50 年 10 月 24 日起案、起案者 医務課精神衛生係、「優生保護審査会提出議案の送付について 伺」*昭和 50 年 11 月 7 日開催
	(4)		昭和 50 年 10 月 6 日付、起案者 医務課精神衛生係、医務第 962 号、「山口県優生保護審査会の開催について」*第 4 条並びに 12 条の申請、昭和 50 年 11 月 7 日開催
	(5)		案、昭和 50 年 10 月 25 日付、医務第 1024 号、部長から該当保健所長宛、「件名」*当日議案の内容説明者として貴所属者の出席依頼、
	(6)		昭和 50 年 11 月 4 日、起案者 医務課精神衛生係、「優生保護審査会追加提出議案について」*2 件の追加申請
8	S33～s63 優生保護審査会議事録①		
	(7)		山口県優生保護審査会議事録、昭和 50 年 11 月 7 日開催

昭和 50 年 9 月 23 日付（起案者 医務課精神衛生係）の「昭和 50 年度山口県優生保護審査会委員の報酬ならびに旅費の支出について」（ファイル 2 の資料(1)）で、優生保護審査会委員の「資金前渡」（黒塗りが 9 行分ある事から委員は 9 人と推定）について起案されている。それに先立ち、6 月 12 日付で衛生部長宛に「附属機関、団体等の役員等の推せんについて」（ファイル 2 の資料(2)）を受けている。

この 11 月 7 日の優生保護審査会にかかわる文書が、次のとおりある。

昭和 50 年 10 月 6 日付（起案者 医務課精神衛生係、医務第 962 号）の「山口県優生保護審査会の開催について」（ファイル 7 の資料(4)）で、第 4 条並びに 12 条の申請があり、昭和 50 年 11 月 7 日に優生保護審査会を開催することが記されている。かかわって、10 月 24 日起案（起案者 医務課精神衛生係）の「優生保護審査会提出議案の送付について 伺」（ファイル 7 の資料(3)）で、議案の送付について伺いを立て、10 月 25 日付（医務第 1024 号）（ファイル 7 の資料(5)）として該当保健所長宛に当日議案の内容説明者として貴所属者（注 保健所職員）の出席依頼をしている。その、11 月 4 日付（起案者 医務課精神衛生係）の「優生保護審査会追加提出議案について」（ファイル 7 の資料(6)）で、「2 件の追加申請」があったことがわかる。

ファイル 8「S33～S63 優生保護審査会議事録①」の中に、1975（昭和 50）年 11 月 7 日に開催された「山口県優生保護審査会議事録」（13 時～15 時、県庁正庁会議室）が開示されている。それによれば、審査会委員 9 名中 8 名の出席で、申請者 11 人（4 条・1 人は確定、12 条の人数は確定できない）中、審査の結果、4 条の 1 人については、12 条で次年度に再申請扱いとなった。この 4 条の 1 人が 12 条で再申請となったことにより、前項の交付金の清算が 0 円となったと思われる。

8 1976（昭和 51）年度の山口県の優生手術関係の動向

1976（昭和 51）年度にかかわる開示資料は以下のとおりである。

表 8・1 1976（昭和 51）年度山口県優生手術に係る開示資料一覧（優生保護相談所を除く）	
1	S 51 山口県優生保護審査会委員の選任について
2	S 51 山口県優生保護審査会委員の任命について
3	S 51 優生手術費交付金の変更交付申請書について
4	S 51 優生手術費交付金交付額確定通知書
5	S 51 優生手術費交付金交付決定通知書
6	S 51 優生手術費交付金事業実績報告書提出について（2）
7	S 51 優生手術費交付金事業実績報告書提出について
8	S 51 優生手術費国庫補助金交付申請書の提出について
9	S 51 優生保護統計報告の年報様式の一部改正について
10	優生保護審査会開催について
11	S33～s63 優生保護審査会議事録①

1976（昭和 51）年度にかかわる開示資料は 11 文書あり、中身で大別すると、優生保護審査会委員の人事（解任、選任、任命）に関すること、厚生省と優生手術の国庫負担に関すること（ただし開示資料 9「優生保護統計報告の年報様式の一部改正について」を含む）、優生保護審査会に関することの 3 つに大別できる。

8・1 優生保護審査会委員について

優生保護審査会の委員に関する開示資料は、次の通りです。

表 8・2 審査委員関係書類一覧

1	S 51 山口県優生保護審査会委員の選任について
2	S 51 山口県優生保護審査会委員の任命について

この中身を、さらに時間軸でわかるように（○の中の数値で順番を表記）、併せて中身を見ると、次のようになる。

表 8・3 審査委員関係書類詳細一覧

1	S 51 山口県優生保護審査会委員の選任について	
	(1)	② 起案者・医務課精神衛生係、昭和 51 年 6 月 30 日起案、第 75 号、「山口県優生保護審査会委員の選任について 伺」*任期満了に伴う次期委員の選任
	(2)	③ 案の 1、医務第 496 号、昭和 51 年 7 月 1 日付、山口県知事職務代理者□□から□□宛、「件名」*任期満了に伴い、「引き続き御委嘱」
	(3)	案の 2、山口県知事職務代理者□□から□□宛、「件名」*任期満了に伴い、「引き続き御委嘱」

	(4)	①	山口県油性保護審査会委員名簿、昭和 49 年 5 月 1 日付、手書きで「51.3.31 4.30 任期満了」と記載あり
	(5)	③	昭和 51 年 7 月 1 日付、医務第 496 号、山口県知事職務代理者□□から（ ）宛、「山口県優生保護審査会委員の選任について」＊上記 2 の活字版
	(6)	③	昭和 51 年 7 月 1 日付、医務第 496 号、山口県知事職務代理者□□から（ ）宛、「山口県優生保護審査会委員の選任について」＊上記 2 の活字版
	(7)	③	昭和 51 年 7 月 1 日付、医務第 496 号、山口県知事職務代理者□□から（ ）宛、「山口県優生保護審査会委員の選任について」＊上記 3 の活字版
	(8)	①	昭和 51 年 5 月 1 日付、「任命する」、同じものが 8 枚ある
	(9)	①	昭和 51 年 5 月 1 日付、「拝啓」文書、委員の継続、同様のものが 2 枚ある。
	(10)	①	昭和 51 年 5 月 1 日付、医務第 666 号、「山口県優生保護審査会の委員の任命について」、同様のものが 2 枚あり
	(11)	①	昭和 51 年 5 月 1 日、「拝啓」文書、＊礼状で文中に「山口家庭裁判所御在任中」とある。
2	S 51 山口県優生保護審査会委員の任命について		
	(12)	⑥	昭和 51 年 8 月 13 日起案、起案者 医務課精神衛生係、「昭和 51 年度山口県優生保護審査会委員の任命について 伺」＊任命と礼状
	(13)	①	昭和 51 年 5 月 1 日付、山口県優生保護審査会委員名簿
	(14)	①	案の 1、「任命する」、昭和 51 年 5 月 1 日付
	(15)	①	案の 2、昭和 51 年 5 月 1 日付、医務第 666 号、山口県知事から 4 カ所宛、
	(16)	①	案の 3、昭和 51 年 5 月 1 日付、医務第 666 号、山口県知事から□□宛、「件名」
	(17)	①	案の 4、昭和 51 年 5 月 1 日付、「拝啓」文書、＊礼状
	(18)	①	案の 5、昭和 51 年 5 月 1 日付、「拝啓」文書、＊引き続き依頼
	(19)	①	案の 6、昭和 51 年 5 月 1 日付、「拝啓」文書、＊依頼文書
	(20)		参考 優生保護法抜すい、＊第 16 条、17 条、18 条
	(21)		優生保護法施行令抜すい ＊第 9 条
	(22)	⑤	昭和 51 年 7 月 9 日付、山口県知事職務代理者宛、「山口県優生保護審査会委員の推薦について」、＊7 月 1 日付医務第 496 号への回答
	(23)	④	昭和 51 年 7 月 5 日付、山口県知事職務代理者山口県副知事宛、「附属機関、団体等の役員の推せんについて」

優生保護審査会の委員に関する開示文書は、ファイル 1 と 2 で資料(1)～資料(23)である。昭和 51 年 6 月 30 日起案（起案者・医務課精神衛生係、第 75 号）の「山口県優生保護審査会委員の選任について 伺」（ファイル 1 の資料(1)）は、「山口県優生保護審査会委員の任期満了（s.51.3.31）に伴う次期委員の選任について・・・下記の者を引き続き選任する」ための起案であり、9 名分（氏名にあたる黒塗り・非開示部分の行数から推測）の氏名が書かれている。「案の 1」（7 月 1 日付、医務第 496 号）では複数名（宛先の黒塗り部分が 4 行にわたっていることから推測）でかつ内容から見て単なる個人ではなく機関・団体に宛てたも

ので、引き続き委嘱したいが、転任・交代の場合はお知らせ願うことと、他の候補者の推薦をお願いしている。ファイル1の資料(3) (7月1日付、医務第496号)、ファイル1の資料(4) (7月1日付、医務第496号)は「案の1」(7月1日付、医務第496号)の活字版である。

「案の2」は2名分宛(宛先が2行分)で、「引き続き御委嘱予定」と知らせる中身であり、個人あてである。その活字版が、ファイル1の資料(5) (7月1日付、医務第496号)である。

そして、昭和51年5月1日付「山口県優生保護審査会委員に任命する」との「任命文書」が8枚(8人分)あり、また「拝啓」文書で引き続き委員をお願いする(昭和51年5月1日から昭和53年4月30日までの2年間)のが1名分、「拝啓」文書で、5月1日付で委員をお願いする文書が1名分(氏名は黒塗り・非開示)、機関・団体宛と思われる「さきに書面をもってお願いしたところ…氏に昭和51年5月1日付をもって山口県優生保護審査会委員として任命いたしましたので、よろしくお願い申し上げます」とある。同様な通知がもう1通ある。さらに、5月1日付の令状で「山口家庭裁判所御在任中は山口県優生保護審査会員として…」とあることから、**審査委員に山口家庭裁判所の職員**がなっていたことがわかる。

上記の団体・機関、個人とのやり取りを経て、昭和51年8月13日起案(起案者 医務課精神衛生係)で「昭和51年度山口県優生保護審査会委員の任命について 伺」(ファイル2の資料(12))があり、任命の発令と任期満了者への礼状が出されている。添付されている昭和51年5月1日付の「山口県優生保護審査会委員名簿」には氏名は黒塗り(非開示)だがメモから「留任」が8人、「新任」が1人とわかる。「案の1」は「任命する」(昭和51年5月1日付)文書で、「案の2」(5月1日付、医務第666号)は山口県知事から4カ所宛にあてたもので「書面をもってお願いした」「□□氏に任命いたしましたので…よろしくお願いいたします」との文面から推測して機関・団体宛と推測できる。「案の3」(年5月1日付、医務第666号)は、個人(1人)にあてた任命の確認書である。「案の4」(年5月1日付)は「拝啓」文書での礼状、「案の5」(5月1日付)は「拝啓」文書の「引き続き依頼」文書、「案の6」(5月1日付)は「拝啓」文書の依頼文書である。「参考」として、「優生保護法抜すい」(第16条、17条、18条)、「優生保護法施行令抜すい」(第9条)のいずれも優生保護審査会にかかわる条項が添付されている。また、任命の基礎となった、団体・機関からの山口県知事職務代理者宛の回答が綴じられている。一つはファイル1の資料(5) (7月1日付、医務第496号)への回答(7月9日付、「山口県優生保護審査会委員の推薦について」)であり、もう1通は7月5日付「附属機関、団体等の役員の推せんについて」である。

8・2 厚生省と優生手術の国庫負担に関すること

1976（昭和 51）年度の厚生省と優生手術の国庫負担に関する開示資料は、以下のとおりである。なお、国庫負担によるやり取りではないが、ファイル 9「S 51 優生保護統計報告の年報様式の一部改正について」を、国からの通知としてここで照会する。

表 8・4 国庫負担関係資料一覧

3	S 51 優生手術費交付金の変更交付申請書について
4	S 51 優生手術費交付金交付額確定通知書
5	S 51 優生手術費交付金交付決定通知書
6	S 51 優生手術費交付金事業実績報告書提出について（2）
7	S 51 優生手術費交付金事業実績報告書提出について
8	S 51 優生手術費国庫補助金交付申請書の提出について
9	S 51 優生保護統計報告の年報様式の一部改正について * 国からの通知

これを、時間軸でわかるように（○の中の数値で順番を表記）、併せて中身をみると、次のようになる。

表 8・5 国庫負担関係資料詳細一覧

3	S 51 優生手術費交付金の変更交付申請書について	
	(1)	⑤ 昭和 51 年 12 月 2 日付、事務連絡、厚生省公衆衛生局精神衛生課医療係長から各都道府県衛生部優生保護担当係長宛「優生手術費交付金の変更交付申請書について」
	(2)	⑥ 昭和 51 年 12 月 27 日付、衛精第 34 号、厚生省公衆衛生局精神衛生課長から各都道府県衛生主管部（局）長殿、「優生手術及び人工妊娠中絶の報告について（通知）」
	(3)	別記様式第 14 号（一）「優生手術年報」
	(4)	別記様式第 14 号（二）「人口妊娠中絶年報」
4	S 51 優生手術費交付金交付額確定通知書	
	(5)	⑪ 昭和 52 年 11 月 21 日付、厚生大臣 渡部美智雄から山口県宛、厚生省発衛第 250 号、「昭和 51 年度優生手術費交付金交付額確定通知書」* 交付額金 0 円
	(6)	⑦ 昭和 52 年 3 月 日、□□から厚生大臣 渡辺美智雄宛、昭和 51 年度優生手術費交付金事業実績報告書の提出について」* 精算額 0 円
	(7)	別紙 1 昭和 51 年度優生手術費交付金精算書 * 交付決定額 150000 円
	(8)	別紙 2 昭和 51 年度優生手術費交付金経費別支出明細書 * 該当なし
	(9)	別紙 3 昭和 50 年度優生手術費交付金個人別支出明細書 * 該当なし
	(10)	⑦ 昭和 51 年度歳入歳出決算見込書抄本、昭和 52 年 3 月付
5	S 51 優生手術費交付金交付決定通知書	
	(11)	④ 昭和 51 年 7 月 16 日付、厚生省収衛第 144 号、厚生大臣 田中正己から山口県宛、「優生手術費交付金交付決定通知書」* 交付金の額 150000 円
6	S 51 優生手術費交付金事業実績報告書提出について（2）	

	(12)	⑨	昭和 52 年 3 月 7 日付、医務第 1306 号、□□から厚生省公衆衛生局精神衛生課長宛、「昭和 51 年度優生手術費交付金事業実績報告書の提出について 伺」*活字印刷
	(13)	⑩	昭和 52 年 3 月 31 日付、医務第 1306 号、□□から厚生大臣 渡部美智雄宛、「昭和 51 年度優生手術費交付金事業実績報告書の提出について」*精算額金 0 円、活字印刷
	(14)		別紙 1 昭和 51 年度優生手術費交付金精算書*国庫負担交付決定額 150000 円、活字印刷
	(15)		別紙 2 昭和 51 年度優生手術費交付金精算書
	(16)		別紙 3 昭和 51 年度優生手術費交付金経費別支出明細書*該当なし、活字印刷
	(17)	⑦	昭和 51 年度歳入歳出決算見込書抄本、昭和 52 年 3 月付
	S 51 優生手術費交付金事業実績報告書提出について		
7	(18)	⑧	昭和 52 年 3 月 4 日起案、起案者 医務課精神衛生係、第 1306 号、「昭和 51 年度優生手術費交付金事業実績報告書提出について 伺」*優生保護審査会は昭和 52 年 2 月 24 日開催、12 条の申請 9 件が審議・決定された、4 条の申請はなし。
	(19)	⑨	案の 1、昭和 52 年 3 月 7 日、□務第 1306 号、厚生省公衆衛生局精神衛生課長宛、「件名」
	(20)	⑦	案の 2、昭和 52 年 3 月、医務第 1306 号、厚生大臣 渡辺美智雄宛、「昭和 51 年度優生手術費交付金事業実績報告書提出について」*精算額 0 円
	(21)		別紙 1 昭和 51 年度優生手術費交付金精算書*国庫負担交付決定額 150000 円
	(22)		別紙 2 昭和 51 年度優生手術費交付金経費別支出明細書
	(23)		別紙 3 昭和 51 年度優生手術費交付金個人別支出明細書*該当なし
	(24)	⑦	昭和 51 年度歳入歳出決算見込書抄本、昭和 52 年 3 月付
	S 51 優生手術費国庫補助金交付申請書の提出について		
8	(25)	②	昭和 51 年 5 月 24 日付、起案者 医務課精神衛生係、医務第 338 号、「昭和 51 年度優生手術費国庫補助金交付申請の提出について 伺」
	(26)		案の 1、厚生省公衆衛生局精神衛生課長宛、「件名」
	(27)		案の 2、厚生大臣 田中正己宛、「昭和 51 年度優生手術費交付金交付申請書」*申請額 150000 円
	(28)		別紙ア 優生手術実施計画書
	(29)		別紙イ 優生手術費交付金経費所要額調
	(30)	①	昭和 51 年年度歳入歳出予算書抄本、昭和 51 年 4 月 1 日付
	(31)	③	昭和 51 年 5 月 26 日付、医務第 338 号、山口県衛生部長から厚生省公衆衛生局精神衛生課長宛、「昭和 51 年度優生手術費国庫補助金交付申請の提出について」*活字印刷
	(32)	③	昭和 51 年 5 月 26 日付、山口県知事 橋本正之から厚生大臣 田中正己宛、医務第 338 号、「昭和 51 年度優生手術費交付金交付申請書」*申請額 150000 円、活字印刷
	(33)		別紙ア 優生手術実施計画書*150000 円、活字印刷
	(34)		別紙イ 優生手術費交付金経費所要額調*活字印刷

	(35)	①	昭和 51 年年度歳入歳出予算書抄本、昭和 51 年 4 月 1 日付
	S 51		優生保護統計報告の年報様式の一部改正について
9	(36)		昭和 51 年 12 月 17 日付、統発第 413 号、厚生省大臣官房統計情報部長・厚生省公衆衛生局長から各都道府県知事宛、「優生保護統計報告の年報様式の一部改正について（通知）」
	(37)		別紙 1 優生手術年報
	(38)		別紙 2 人工妊娠中絶年報

昭和 51 年 5 月 24 日付起案（起案者 医務課精神衛生係、医務第 338 号）の「昭和 51 年度優生手術費国庫補助金交付申請の提出について 伺」（ファイル 8 の資料(25)）があり、「案の 1」で厚生省公衆衛生局精神衛生課長宛、「案の 2」で厚生大臣 田中正己宛「昭和 51 年度優生手術費交付金交付申請書」があり、申請額 150000 円とある。「別紙ア 優生手術実施計画書」「別紙イ 優生手術費交付金経費所要額調」「昭和 51 年年度歳入歳出予算書抄本」（昭和 51 年 4 月 1 日付）が添付されている。この起案と同じ文を活字にしたのが、昭和 51 年 5 月 26 日付（医務第 338 号）の山口県衛生部長から厚生省公衆衛生局精神衛生課長宛「昭和 51 年度優生手術費国庫補助金交付申請の提出について」（ファイル 8 の資料(31)）である。

昭和 51 年 7 月 16 日付（厚生省収衛第 144 号）で厚生大臣 田中正己から山口県宛に「優生手術費交付金交付決定通知書」（ファイル 5 の資料(11)）が届き、「昭和 51 年 5 月 26 日医務第 338 号で申請のあった…昭和 51 年度優生手術交付金については…次のとおり交付する交付に決定した」として「事業に要する経費 150000 円 交付金の額 150000 円」とある。

昭和 51 年 12 月 2 日付（事務連絡）で、厚生省公衆衛生局精神衛生課医療係長から各都道府県衛生部優生保護担当係長宛「優生手術費交付金の変更交付申請書について」（ファイル 3 の資料(1)）が出ている。そこには「昭和 51 年 7 月 16 日厚生省収衛第 144 号によってすでに交付決定が行われているところであるが、…交付決定額に比べ過不足額が生じる見込みがある場合には、変更申請書を…提出願いたい」とある。

昭和 52 年 3 月 4 日起案（起案者 医務課精神衛生係、第 1306 号）で「昭和 51 年度優生手術費交付金事業実績報告書提出について 伺」（ファイル 7 の資料(18)）がある。そこに「注」として、優生保護審査会が昭和 52 年 2 月 24 日開催され、12 条の申請 9 件が審議・決定された（4 条の申請はなし）ことが記されている。「案の 1」（昭和 52 年 3 月 7 日付、□務第 1306 号）は厚生省公衆衛生局精神衛生課長宛、「案の 2」（昭和 52 年 3 月、医務第 1306 号）は厚生大臣 渡辺美智雄宛「昭和 51 年度優生手術費交付金事業実績報告書提出について」で「精算額 0 円」とあり、「別紙 1 昭和 51 年度優生手術費交付金精算書」（国庫負担交付決定額 150000 円と記載あり）、「別紙 2 昭和 51 年度優生手術費交付金経費別支出明細書」、「別紙 3 昭和 51 年度優生手術費交付金個人別支出明細書」（「該当なし」

と記載あり)、「昭和 51 年度歳入歳出決算見込書抄本」(昭和 52 年 3 月付)が添付されている。なお、以上の起案が活字化されファイル 6 の資料(12) (3 月 7 日付、医務第 1306 号), ファイル 6 の資料(13) (3 月 31 日付、医務第 1306 号)となっている。

昭和 52 年 11 月 21 日付(厚生省発衛第 250 号)の厚生大臣 渡部美智雄から山口県宛「昭和 51 年度優生手術費交付金交付額確定通知書」(ファイル 4 の資料(5))があり、「昭和 51 年 7 月 16 日厚生省収衛第 144 号により交付決定した昭和 51 年度優生手術費交付金については、昭和 52 年 3 月 31 日医務第 1306 号による事業実績報告に基づき交付額を金 0 円に確定した」とある。

以上から、1976(昭和 51)年度の優性手術費交付金は、150000 円として申請され、150000 円と交付決定されたが、結果として 4 条での申請者がなく、精算額 0 円だった。

追記

交付金にかかわることではないが、厚生省からの通知が 1976(昭和 51)年に発出されているので、ここに照会しておく。

昭和 51 年 12 月 17 日付(統発第 413 号)(ファイル 9)で、厚生省大臣官房統計情報部長・厚生省公衆衛生局長の連名で各都道府県知事宛に「優生保護統計報告の年報様式の一部改正について(通知)」が出た。優生保護法施行規則の一部改正により、①優生手術年報の「手術を受けた者の居住地(市部・郡部)」欄の削除、②人工妊娠中絶年報の「第 7 月」欄を削除、事由の「不詳」欄を削除、「手術を受けた者の居住地(市部・郡部)」欄の削除等で、「別紙 1 優生手術年報」「別紙 2 人工妊娠中絶年報」が示された。

昭和 51 年 12 月 27 日付(衛精第 34 号)で、厚生省公衆衛生局精神衛生課長から各都道府県衛生主管部(局)長殿、「優生手術及び人工妊娠中絶の報告について(通知)」で、優生保護法施行規則の一部改正(昭和 51 年厚生省令第 53 号)を受けて「本月(注 昭和 51 年 12 月) 17 日統発第 413 号をもって厚生省大臣官房統計情報部長及び公衆衛生局長連名通知に伴う改正に伴い、①「優生手術実施報告票」の「手術を受けた者の年齢」「該当条文」等が記載漏れの場合には、手術を行った医師に問い合わせ可能な限り記載もれのないようにすることとし、「別記様式第 14 号(一) 優生手術年報」が示されている、②「人工妊娠中絶実施報告票」の「手術を受けた者の年齢(ただし優生保護法による人工妊娠中絶ができる者が妊娠第 6 月までのものであることから妊娠第 7 月以上のものはあり得ない)」「手術を受けた者の妊娠月数」「該当条文」等が記載漏れの場合には、日本母性保護医協会各都道府県支部又は指定医師に問い合わせ、可能な限り記載もれのないようにすることとあり、「別記様式第 14 号(二) 人工妊娠中絶年報」の様式が示されている。また「不詳」の欄を「可能な限り確認し、…できるだけ少なくするよう努めること」とある。

8・3 優生保護審査会の開催

優生保護審査会の開催に係る開示資料は、次の通りである。

表 8・6 審査会関係資料一覧

10	優生保護審査会開催について
11	S33～s63 優生保護審査会議事録①

これを、時間軸でわかるように（○の中の数値で順番を表記）、併せて中身をみると、次のようになる。

表 8・7 審査会関係資料詳細一覧

10	優生保護審査会開催について	
	(1)	① 昭和 51 年 5 月 27 日起案、起案者 医務課精神衛生係、「優生保護審査会の開催について（通知）」＊年 1 回開催（11 月下旬から 12 月上旬予定）
	(2)	① 昭和 51 年 5 月 27 日付、起案者 医務課精神衛生係、医務第 347 号、山口県衛生部長から各保健所長宛、「件名」＊留意事項あり
	(3)	② 昭和 51 年 9 月 30 日付、起案者 医務課精神衛生係、「優生手術決定通知書の再発行について」
	(4)	③ 案、昭和 51 年 10 月 1 日付、医務第 810 号、衛生部長から□□長宛
	(5)	④ 昭和 52 年 2 月 2 日起案、起案者 医務課、「山口県優生保護審査会の開催について 伺」＊4 条申請なし、12 条は□□
	(6)	⑤ 昭和 52 年 2 月 3 日付、医務第 1199 号、山口家庭裁判所長宛、「山口県優生保護審査会の開催について」＊貴所判事、昭和 52 年 2 月 24 日開催、申請件数 9 件・12 条
	(7)	⑦ 昭和 52 年 2 月 26 日起案、起案者 医務課精神衛生係、「優生手術の決定について 伺」＊2 月 24 日開催、
	(8)	⑨ 昭和 52 年 10 月 13 日起案、起案者 医務課精神衛生課係、「昭和 51 年度優生手術実施状況について」＊昭和 51 年度優生手術の決定 8 件、うち優生手術を実施した者 6 件、未実施の者 2 件
	(9)	⑧ 昭和 52 年 8 月 15 日付、柳保第 309 号、衛生部長宛、「優生手術実施報告について（昭和 51 年度）」＊「柳保」は柳井保健所と推定
11	S33～s63 優生保護審査会議事録①	
	(10)	⑥ 山口県優生保護審査会議事録、昭和 52 年 2 月 24 日開催＊申請者 9 人・法第 12 条中、審査の結果、「保留」（申請し直し）が 1 人（第 1 号）あり、ほか 8 人は「適」と判定された。

1976（昭和 51）年度の優生保護審査会は、1977（昭和 52）年 2 月 24 日に開催されている。この審査会にかかる資料は以下のとおりである。

昭和 51 年 5 月 27 日起案（起案者 医務課精神衛生係）の「優生保護審査会の開催について（通知）」（ファイル 10 の資料(1)）で、「昭和 51 年度の優生保護審査会は計画上年 1

回開催することとして、11月下旬から12月上旬頃の適当な日1日を選定し、開催する」とある。その上で「案」として各保健所長宛（5月27日付、医務第347号）に「昭和51年度の優生保護審査会は1回とし、12月上旬に記載する予定…については申請もれのないよう関係方面にこの旨を周知されるとともに、提出された申請書は下記事項について留意確認され…山口県衛生部医務課長あて送付」とある。

また「申請に基づく調査及び議案作成については、10月中を予定しておりますが、申請書の提出をまって改めて保健所長あてに依頼します」とある。ここから保健所からの申請を受けて調査及び議案の作成がされていたことがわかる。

ここで示された「留意確認」事項は次のとおりである。

- 「1 申請書等には必ず申請の法的根拠（4条12条いずれか）を明記すること。
 - 2 申請者は必ず医師であること。
 - 3 申請理由の欄には、優生手術を必要とする理由を明確に記入すること。
 - 4 審査は書類審査であるから健康診断書の記載内容は、病名に対する経過及び現在の症状が詳細に記入されかつ慎重なものであること。
- なお、医師は精神科医師が望ましい。
- 5 申請にあたっては必ず保護義務者の同意書（必ず署名で押印されたもの）を徴し添付すること。
 - 6 参考資料として次の資料をできるだけ添付されたい。（4条申請の場合は必ず添付すること）
 - (1) 優生手術を受くべき者を中心とした4親等内の系図
 - (2) 優生手術を受くべき者の生育歴及び行動記録
 - (3) 家族の状況調査

昭和52年2月2日起案（起案者 医務課）で「山口県優生保護審査会の開催について伺」（ファイル10の資料(5)）が出されていて、そこには「優生保護法第4条（申請なし）及び第12条の規定に基づく優生手術の申請が別添名簿のとおり提出されました」とある。それを受けて、昭和52年2月3日付（医務第1199号）で、山口家庭裁判所長宛に「山口県優生保護審査会の開催について」が出て「当審査会員である貴所判事□□殿のご出席方について何分のご配慮」を願っている。優生保護審査会の開催日は、昭和52年2月24日午後2時から5時までで、「申請件数9件」で「優生保護法第12条に基づくもの」とある。

昭和52年2月24日開催の優生保護審査会の議事録によれば、出席委員は9人で全委員の参加で、「説明者」として「保健所」職員が参加している。「本日は優生保護法第12条に基づく申請が9件」あり、審査の結果、「保留」（申請し直し）が1人（第1号）あり、ほか8人は「適」と判定された。

昭和 52 年 2 月 26 日起案（起案者 医務課精神衛生係）の「優生手術の決定について伺」（ファイル 10 の資料(7)）があり「昭和 52 年 2 月 24 日開催された優生保護審査会において審議の結果、…決定されたので…通知してよろしいか」とある。

昭和 52 年 10 月 13 日起案（起案者 医務課精神衛生課係）に「昭和 51 年度優生手術実施状況について」（ファイル 10 の資料(8)）が出ていて「該当保健所より優生手術実施状況調の提出があった」として「昭和 51 年度優生手術の決定 8 件、うち優生手術を実施した者 6 件、未実施の者 2 件」との状況報告がされている。例えば、8 月 15 日付（柳保第 309 号）で柳井保健所（注・船橋 保健所名は「柳保」から推定）から衛生部長宛「優生手術実施報告について（昭和 51 年度）」のように報告を受けている。

なお、1976（昭和 51）年 9 月 30 日付（起案者 医務課精神衛生係）に「優生手術決定通知書の再発行について」がある。「案」（昭和 51 年 10 月 1 日付、医務第 810 号）として、衛生部長から□□長宛とあるが、文面はない（資料として得ていない）ため詳細は不明である。

9 1977（昭和 52）年度の山口県の優生手術関係の動向

1977（昭和 52）年度にかかわる開示資料は以下のとおりである。

表 9・1 1977（昭和 52）年度山口県優生手術に係る開示資料一覧（優生保護相談所を除く）	
1	S 52 山口県優生保護審査会委員の任免について
2	優生保護審査会開催について
3	S33～s63 優生保護審査会議事録①

1977（昭和 52）年度にかかわる開示資料は 3 文書あり、中身で大別すると、優生保護審査会委員の人事（任免）に関すること、優生保護審査会に関することの 2 つに大別できる。

9・1 優生保護審査会委員について

優生保護審査会の委員に関する開示資料は、次の通りです。

表 9・2 審査委員に関する資料

1	S 52 山口県優生保護審査会委員の任免について

この中身を、さらに時間軸でわかるように（○の中の数値で順番を表記）、併せて中身を見ると、次のようになる。

表 9・3 審査委員に関する資料詳細一覧

1	S 52 山口県優生保護審査会委員の任免について	
	(1)	② 昭和 52 年 5 月 7 日起案、医務第 253 号、「山口県優生保護審査会委員の任免について 伺」*異動に伴う任命替え
	(2)	① 辞令案、医務第 496 号、昭和 52 年 3 月 31 日付「解く」、昭和 52 年 4 月 1 日付「委 ② 嘱する」
	(3)	⑤ 案の 1、医務第 253 号、昭和 52 年 5 月 17 日付、知事から□□宛、「件名」*人事異動に伴い「任命」「免じる」
	(4)	⑤ 案の 2、「拝啓」文書、昭和 52 年 5 月 17 日付、知事から□□宛*礼状
	(5)	⑤ 案の 3、「拝啓」文書、昭和 52 年 5 月 17 日付、知事から□□宛*依頼状
	(6)	④ 昭和 52 年 5 月 6 日付、山口県知事宛、「優生保護審査会委員応嘱者の異動について」*後任者は「判事 □□」
	(7)	山口県優生保護審査会委員名簿
	(8)	優生保護法抜すい、第 16 条、17 条、18 条
	(9)	優生保護法施行令抜すい、第 9 条

優生保護審査会の委員に関する開示文書は、ファイル 1 で資料(1)～資料(9)である。

昭和 52 年 5 月 7 日起案（医務第 253 号）の「山口県優生保護審査会委員の任免について 伺」（ファイル 1 の資料(1)）があり、「異動があったので…任命替え」「委員の任期は昭和 53 年 4 月 30 日」とある。「辞令案」として、昭和 52 年 3 月 31 日付（医務第 496 号）「委員を解く」、昭和 52 年 4 月 1 日付「委員を委嘱する」とあり、「案の 1」（医務第 253 号）は昭和 52 年 5 月 17 日付で、知事から□□宛で「件名」があり、「人事異動に伴い□□氏を昭和 52 年 4 月 1 日付任命した」「前任の□□氏については昭和 52 年 3 月 31 日付を免ぜられた」とある。「案の 2」（昭和 52 年 5 月 17 日付）は知事から□□宛の「拝啓」文書で「御栄転に委員を御退任」に対する礼状である。「案の 3」（昭和 52 年 5 月 17 日付）は、知事から□□宛の「拝啓」文書で委員の依頼状である。

以上の異動に伴う委員の任命の前提となったのが、昭和 52 年 5 月 6 日付、山口県知事宛の「優生保護審査会委員応嘱者の異動について」で「委員を応嘱していた□□は 4 月 1 日付□□へ異動したので後任者」を「判事 □□」にしたとの照会である。添付資料として、「山口県優生保護審査会委員名簿」、「優生保護法抜すい」（第 16 条、17 条、18 条）、「優生保護法施行令抜すい」（第 9 条）がある。「判事」とあるから裁判所関係者である。

9・2 優生保護審査会の開催

優生保護審査会の開催に係る開示資料は、次の通りである。

表 9・4 審査会に関する資料一覧

2	優生保護審査会開催について
3	S33～s63 優生保護審査会議事録①

この中身を、さらに時間軸でわかるように（○の中の数値で順番を表記）、併せて中身を見ると、次のようになる。

表 9・5 審査会に関する資料詳細一覧

2	優生保護審査会開催について	
	(1)	① 昭和 52 年 6 月 16 日起案、起案者 医務課精神衛生係、医務第 435 号、「昭和 52 年度優生保護審査会の開催について（通知）」* 年 1 回開催（11 月下旬から 12 月上旬予定）
	(2)	② 案、医務第 435 号、昭和 52 年 6 月 17 日付、山口県衛生部長から各保健所長（含下関市）宛、「件名」* 留意事項記載あり
	(3)	② 昭和 52 年 6 月 17 日付、医務第 435 号、山口県衛生部長から各保健所長宛、「昭和 52 年度優生保護審査会の開催について（通知）」、* 年 1 回、12 月上～中旬ごろ設定
	(4)	③ 昭和 53 年 1 月 6 日付、起案者 医務課、「山口県優生保護審査会の開催について 伺」* 4 条は申請なし、12 条 4 件
	(5)	③ ⑦ 案の 1、昭和 53 年 1 月 9 日付、医務第 1149 号、山口県優生保護審査会委員宛、「件名」* 2 月 7 日開催
	(6)	④ 案の 2、昭和 53 年 1 月 9 日付、医務第 1149 号、□□宛、「件名」、* 出席への配慮
	(7)	④ ⑦ 案の 3、昭和 53 年 1 月 9 日付、医務第 1149 号、衛生部長から□□宛、「山口県優生保護審査会への出席答弁について（依頼）」* 貴保健所職員、2 月 7 日開催、
	(8)	④ 昭和 53 年 1 月 9 日付、医務第 1149 号、* No66 の活字版
	(9)	④ 昭和 53 年 1 月 9 日付、医務第 1149 号、* No67 の活字版
	(10)	④ 昭和 53 年 1 月 9 日付、医務第 1149 号、* No68 の活字版
	(11)	⑤ 昭和 53 年 1 月 28 日起案、「優生保護審査会議案の送付について 伺」* 2 月 7 日
	(12)	⑥ ⑦ 案の 1、医務第 1230 号、昭和 53 年 1 月 31 日付、□□から山口県優生保護審査会委員宛、「件名」* 2 月 7 日開催、議案を送る
	(13)	⑥ ⑦ 案の 2、医務第 1230 号、昭和 53 年 1 月 31 日付、山口県衛生部長から□□長宛、「件名」* 2 月 7 日開催、議案を説明する職員（4 保健所・5 人）に渡す
	(14)	⑧ 昭和 53 年 2 月 8 日付起案、起案者 医務課精神衛生係、第 1264 号、「優生手術の決定について 伺」* 2 月 7 日開催、審査結果
	(15)	⑧ 案の 1、昭和 53 年 2 月 8 日付、医務第 1264 号、山口県衛生部長から□□宛（4 人分）、「件名」* 12 条で申請（4 人分）
	(16)	⑧ 案の 2、昭和 53 年 2 月 8 日付、医務第 1264 号、山口県衛生部長から保護義務者□□宛（2 人分）、「件名」

	(17)	⑧	案の 3、昭和 53 年 2 月 8 日付、医務第 1264 号、山口県衛生部長から□□保健所長宛（4 カ所分）、「件名」＊優生手術の早急な実施、実施状況調べの提出
	(18)	⑧	昭和 53 年 2 月 8 日起案、起案 医務課精神衛生係、山口県衛生部長から山口県優生保護審査会宛、「山口県優生保護審査会について 案」＊優生保護法の条文解釈
3	S33～s63 優生保護審査会議事録①		
	(19)		山口県優生保護審査会議事録、昭和 53 年 2 月 7 日開催＊委員 7 名の出席（全委員 9 名）、申請者 6 人（4 条・1 人、12 条 5 人）中、審査の結果、6 人全員「適」（4 条・1 人、12 条・5 人）

1977（昭和 52）年度の優生保護審査会は、1978（昭和 53）年 2 月 7 日に開催されている。この審査会にかかる資料は以下のとおりである。

昭和 52 年 6 月 16 日起案（起案者 医務課精神衛生係、医務第 435 号）の「昭和 52 年度優生保護審査会の開催について（通知）」（ファイル 2 の資料(1)）には「年 1 回開催」とすること「12 月上から中旬の適当な 1 日を予定」とある。「案」（医務第 435 号、昭和 52 年 6 月 17 日付）として、山口県衛生部長から各保健所長（含下関市）宛で「件名」があり、「申請もれのないよう貴保健所管内の関係方面に・・・周知徹底」することと併せて、下記のような留意事項が記載されている。また「申請に基づく調査及び山口県優生保護審査会に付議する議案作成については、11 月中を予定しておりますので、申請書の提出をまって改めて保健所長あてに依頼します」とある。ここから保健所からの申請を受けて調査及び議案の作成がされていたことがわかる。

昨（1976・昭和 51）年度も同様の留意事項の記載があったので、比較して照会する。

■1977（昭和 52）年の「留意事項」

注 下線は船橋で、1976（昭和 51）年と比べて書き加えられた文を示す。

- 「1 優生手術申請書には必ず申請の法的根拠（法第 4 条及び 12 条のいずれか）を明記すること。
- 2 申請者は必ず医師であること。
- 3 申請理由の欄に病名だけが記入されているものがあるが、優生手術を必要とする理由を具体的にわかり易く記入すること。
- 4 優生保護審査会での審査は書類審査であるから、健康診断書の記載内容は、病名に対する経過及び現在の症状を詳細に記入すること。従って記入医師は精神科医が望ましいこと。
- 5 遺伝調査諸中「本人の血族中遺伝にかかった者」欄について、かかった者がいない場合でも空欄とせず、いない旨を記入すること。

- 6 申請にあたっては必ず保護義務者の同意書（必ず署名押印されたもの、優生手術を受ける者が未成年の場合は、親権を行うものとして両親の同意を必要とする）を徴し、添付すること。
- 7 参考資料として次の書類をできるだけ添付すること（法第 4 条に基づく申請の場合は必ず添付すること）。
 - (1) 優生手術を受くべき者を中心とした 4 親等内の系図
 - (2) 優生手術を受くべき者の生育歴及び行動記録
 - (3) 家族の状況調査 』

■1976（昭和 51）年度の留意事項

- 「1 申請書等には必ず申請の法的根拠（4 条 12 条いずれか）を明記すること。
- 2 申請者は必ず医師であること。
 - 3 申請理由の欄には、優生手術を必要とする理由を明確に記入すること。
 - 4 審査は書類審査であるから健康診断書の記載内容は、病名に対する経過及び現在の症状が詳細に記入されかつ慎重なものであること。
なお、医師は精神科医師が望ましい。
 - 5 申請にあたっては必ず保護義務者の同意書（必ず署名で押印されたもの）を徴し添付すること。
 - 6 参考資料として次の資料をできるだけ添付されたい。（4 条申請の場合は必ず添付すること）
 - (1) 優生手術を受くべき者を中心とした 4 親等内の系図
 - (2) 優生手術を受くべき者の生育歴及び行動記録
 - (3) 家族の状況調査 』

1977（昭和 52）年度の留意事項と 1976（昭和 51）年度の留意事項（下記）とを比べると、上記の下線部分が新たに加わっている。即ち、①申請理由の欄に病名だけが記入されているものがある、優生手術を必要とする理由を具体的にわかり易く書くことが求められている。②申請は必ず医師で、記入医師は精神科医が望ましいこと。③新たな項目 5 として、遺伝調査諸中「本人の血族中遺伝にかかった者」欄について、かかった者がいない場合でも空欄とせず、いない旨を記入すること。④必ず保護義務者の同意書をとるが、優生手術を受ける者が未成年の場合は、親権を行うものとして両親の同意を必要とすること、と厳密さが増す方向で書き加えられている。

なお、昭和 52 年 6 月 17 日付（医務第 435 号）、山口県衛生部長から各保健所長宛「昭和 52 年度優生保護審査会の開催について（通知）」は上記と同一の文面である。下記のような「優生保護申請書」が添付されている。

優 生 手 術 申 請 書						
優生手術を受けるべき者	本 籍		氏名			
	住 所		生年 月 日	M T S	年 月 日生	
	現住所		年齢	歳	性別	男 女
申請理由						
申請者 (医師)	診 療 科 目		備 考			
	住 所					
	氏 名					
附 記						
上記優生保護法第 条の規定により優生手術を行うことの適否に関する審査を申請します。 昭和 年 月 日 山口県優生保護審査会 殿						

昭和 53 年 1 月 6 日付(起案者 医務課)の「山口県優生保護審査会の開催について 伺」(ファイル 2 の資料(4))によれば、審査会は昭和 53 年 2 月 7 日、午後 2 時から、場所は山口県議会議事堂 3 階参与室で、申請件数は法第 12 条 4 件(4 条は申請なし)と記載がある。「案の 1」(昭和 53 年 1 月 9 日付、医務第 1149 号)は、山口県優生保護審査会委員宛に 2 月 7 日開催について周知するものである。議事には「優生手術を行なうことの適否について審査決定」とある。「案の 2」(1 月 9 日付、医務第 1149 号)は□□宛(関係機関・団体と推測)へ出席への配慮を請うものである。「当審議会員であります貴□□ □□殿の御出席方につき何分のご高配」とある。「案の 3」(1 月 9 日付、医務第 1149 号)は、衛生

部長から□□宛（関係保健所と推定）の「山口県優生保護審査会への出席答弁について（依頼）」である。「当日の議案の内容説明者として調査を担当した貴所職員の出席を」お願いしている。

以上の起案が活字化されて、1月9日付（医務第1149号）「山口県優生保護審査会の開催について」（ファイル2の資料(8)）、1月9日付（医務第1149号）「山口県優生保護審査会の開催について」（ファイル2の資料(9)）、1月9日付（医務第1149号）「山口県優生保護審査会への出席答弁について（依頼）」（ファイル2の資料(10)）がある。

昭和53年1月28日起案で「優生保護審査会議案の送付について 伺」（ファイル2の資料(11)）があり、「審査会に提出する議案について…作成したので…送付してよろしいか」として、「案の1」（医務第1230号、1月31日付）で山口県優生保護審査会委員宛に議案を送り、「案の2」（医務第1230号、1月31日付）で「当日出席のうえ、調査事項を説明する…職員」に送られている。なお非開示（黒塗り）だが、4保健所5人と推定できる。

1953年2月7日に開催された山口県優生保護審査会の議事録によれば、時間は14:00～16:00（120分）、場所は山口県議会議事堂3階参与室で、委員は9人中7人が出席で審査会は成立していた。なお、「その他の出席者」が5人（保健所職員）いた。「優生保護法第12条の規定に基づく申請が4件来ております」とあり、申請は4件（12条）であることがわかる。審議経過等は第一部にゆずるが、審査の結果、全員が「適」と判定された。

昭和53年2月8日付起案（起案者 医務課精神衛生係、第1264号）「優生手術の決定について 伺」（ファイル2の資料(14)）によれば、2月7日開催の審査会の審査結果を通知してよろしいかとして、「案の1」（2月8日付、医務第1264号）として、山口県衛生部長から□□宛（12条の申請4人分）に決定通知書を送付してよろしいか、とある。「案の2」（2月8日付、医務第1264号）では、山口県衛生部長から保護義務者□□宛（2人分）に決定通知を送付すること、「案の3」（2月8日付、医務第1264号）で、山口県衛生部長から□□保健所長宛（4カ所分）で「昭和53年2月7日山口県優生保護審査会において…決定されたので」「優生手術の実施にあたっては…早急に実施するよう」

「実施状況を承知したいので、優生手術実施状況調を昭和53年3月31日現在で作成し、4月10日までに山口県衛生部医務課長宛提出」とある。

優生手術を受ける者	申請根拠法令	優生手術へ適否	取扱い保健所
1	優生保護法第12条	適	
2	〃	〃	
3	〃	〃	
4	〃	〃	
記は保健所に記入 主として写し、別紙に添付すること			

山 口 県

昭和 53 年 2 月 8 日起案（起案者 医務課精神衛生係）で山口県優生保護審査会員宛に「山口県優生保護審査会について 案」（ファイル 2 の資料(15)）があり、「審査会の席上討議されました優生保護法の条文解釈について御参考までに…『優生保護法の一部を改正する法律等の施行について』（厚生省通知の写し）を送る」とある。

調 査 状 況 施 実 術 生 保

保健所

[illegible]

注意 決定通知後、未実施者については予定があればその予定の状況、予定がなければその理由を「備考」欄等を利用して記入すること。

1978（昭和 53）年度にかかわる開示資料は以下のとおりである。

表 10・1 1978（昭和 53）年度山口県優生手術に係る開示資料一覧（優生保護相談所を除く）	
1	S 53 山口県優生保護審査会委員の選任について
2	S 53 山口県優生保護審査会委員の任命について
3	S 53 優生手術費交付金の国庫負担について
4	S 53 優生手術費交付金交付申請について
5	優生保護審査会開催について
6	S33～s63 優生保護審査会議事録①

1978（昭和 53）年度にかかわるファイルは 6 種類あり、中身で大別すると、優生保護審査会委員の人事（解任、選任、任命）に関すること、厚生省と優生手術の国庫負担に関すること、優生保護審査会に関することの 3 つに大別できる。

10・1 優生保護審査会委員について

優生保護審査会の委員に関する開示資料は、次の通りです。

表 10・2 審査委員関係思資料一覧

1	S 53 山口県優生保護審査会委員の選任について
2	S 53 山口県優生保護審査会委員の任命について

この中身をみると、次のようになる。

表 10・3 審査委員関係資料詳細一覧

1	S 53 山口県優生保護審査会委員の選任について	
	(1)	昭和 53 年 4 月 7 日起案、第 30 号、「山口県優生保護審査会委員の選任について 伺」 * 任期満了に伴い、引き続き委員の依頼、及び山口県医師会への依頼
	(2)	案の 1、昭和 53 年 4 月 7 日付、「件名」* 関係団体・機関へ、任期満了に伴う委員の推薦依頼
	(3)	案の 2、医務第 30 号、「件名」* 任期満了に伴い、「引き続き委嘱」
	(4)	案の 3、□□ □□（2 名分）宛、「件名」* 任期満了に伴い、引き続き依頼
	(5)	参考、山口県優生保護審査会委員名簿、昭和 53 年 5 月 1 日付
	(6)	昭和 53 年 4 月 7 日付、医務第 30 号、「山口県優生保護審査会委員の選任について」 * 上記案の 1 の活字版
	(7)	昭和 53 年 4 月 7 日付、医務第 30 号、山口県優生保護審査会委員の選任について」 * 上記案の 2 の活字版
	(8)	昭和 53 年 5 月 1 日付、医務第 242 号、山口県知事職務代理者から□□宛、「山口県優生保護審査会委員の任命について」* 推薦者を任命した報告

	(9)	昭和 53 年 5 月 1 日付、山口県知事職務代理者から山口県優生保護審査会□□宛、「拝啓」文書、委員の依頼。
	(10)	昭和 53 年 5 月 1 日付、山口県知事職務代理者から□□宛、「拝啓」文書。＊感謝の表明
	(11)	昭和 53 年 5 月 1 日付、山口県知事職務代理者から山口県優生保護審査会□□宛、「拝啓」文書、委員の依頼。
	(12)	昭和 52 年 6 月 21 日付、「附属機関・団体等の役員の推せんについて」＊山口県優生保護審査会、依頼への回答
2	S 53 山口県優生保護審査会委員の任命について	
	(13)	昭和 53 年 5 月 1 日起案、起案者 医務課、第 242 号、「昭和 53 年度山口県優生保護審査会委員の任命について 伺」＊任命と礼状
	(14)	昭和 53 年 5 月 1 日付、山口県優生保護審査会委員名簿
	(15)	案の 1、「任命する」、昭和 53 年 5 月 1 日付、
	(16)	案の 2、昭和 51 年 5 月 1 日付、医務第 242 号、山口県知事から 3 カ所宛、
	(17)	案の 3、昭和 53 年 5 月 1 日付、医務第 242 号、山口県知事から□□宛（2 カ所）、「件名」
	(18)	案の 4、昭和 53 年 5 月 1 日付、＊礼状
	(19)	案の 5、昭和 53 年 5 月 1 日付、＊引き続き依頼
	(20)	案の 6、昭和 53 年 5 月 1 日付、「拝啓」文書＊礼状
	(21)	昭和 53 年 5 月 4 日付、「山口県優生保護審査会委員の選任について」＊4 月 7 日付医務第 30 号への回答
	(22)	昭和 53 年 4 月 24 日付「附属機関、団体等の役員の推せんについて」

優生保護審査会の委員に関する開示文書は、ファイル 1 と 2 で資料(1)～資料(22)である。

昭和 53 年 4 月 7 日起案(第 30 号)の「山口県優生保護審査会委員の選任について 伺」は、「山口県優生保護審査会の委員の任期が昭和 53 年 4 月 30 日で満了となるので、次期委員の選任について・・・引き続き選任」及び、「山口県医師会に対しては新たに代表者の推薦」を依頼するものである。この文面から優生保護審査会に山口県医師会がかかわり、代表として参加していたことがわかる。「案の 1」(4 月 7 日付)は関係団体・機関へ、任期満了に伴う委員の推薦依頼であり、「案の 2」(医務第 30 号)は、任期満了に伴い、「引き続き」委員の願い、「案の 3」(2 名分宛)も、任期満了に伴い、引き続き依頼するものである。「参考」として「山口県優生保護審査会委員名簿」(昭和 53 年 5 月 1 日付)が添付(ただし黒塗り・非開示)されている。ファイル 1 の資料(6)(昭和 53 年 4 月 7 日付、医務第 30 号)は上記「案の 1」の活字版、ファイル 1 の資料(7)(4 月 7 日付、医務第 30 号)は上記「案の 2」の活字版である。

上記の選任の依頼を経て、昭和 53 月 1 日付（医務第 242 号）で、山口県知事職務代理者から□□宛に「山口県優生保護審査会委員の任命について」で、推薦者を任命している（文字は活字）。同様に、ファイル 1 の資料(9)、資料(10)、資料(11)は委員の任命にかかわる依頼や礼状である。そこには「優生保護審査会は 11 月以降開催予定」とある。

昭和 52 年 6 月 21 日付「附属機関・団体等の役員の推せんについて」は、山口県優生保護審査会の委員の推薦（回答）である。昭和 53 年 5 月 4 日付「山口県優生保護審査会委員の選任について」は、4 月 7 日付医務第 30 号への回答、昭和 53 年 4 月 24 日付「附属機関、団体等の役員の推せんについて」は、委員推薦の回答である。

ファイル 2 の資料(13)～資料(20)は、ファイル 1 の資料(8)～資料(12 と同様の中身で、任命書である。

10・2 厚生省と優生手術の国庫負担に関すること

1978（昭和 53）年度の厚生省と優生手術の国庫負担に関する開示資料は、以下のとおりである。

表 10・4 国庫負担金関係資料一覧

3	S 53 優生手術費交付金の国庫負担について
4	S 53 優生手術費交付金交付申請について

これを、時間軸でわかるように、併せて中身をみると、次のようになる。

10・5 国庫負担金関係資料詳細一覧

3	S 53 優生手術費交付金の国庫負担について		
	(1)		昭和 53 年 4 月 1 日付、厚生省発衛第 75 号、厚生事務次官から各都道府県知事宛、「優生手術費交付金の国庫負担について」
	(2)		「優生手術費交付金交付要領」
	(3)		昭和 50 年度歳入歳出決算見込書、昭和 51 年 4 月 1 日付
4	S 53 優生手術費交付金の申請について		
	(4)		昭和 53 年 3 月 31 日付、事務連絡、厚生省公衆衛生局精神衛生課医療係長から各都道府県衛生主管部（局）優生手術交付金厚事務担当係長宛、「昭和 53 年度優生手術費交付金交付申請について」＊交付額金 0 円

昭和 53 年 3 月 31 日付（事務連絡）の厚生省公衆衛生局精神衛生課医療係長から各都道府県衛生主管部（局）優生手術交付金厚事務担当係長宛の「昭和 53 年度優生手術費交付金交付申請について」の（ファイル 3 の資料(1)）は、「現行交付要綱の全面改正（4 月 1 日から適用）を予定している」との「事務連絡」である。そこには「優生手術費交付金調書」「優

生手術費交付金申請書」「事業計画書」「経費所要額調」「優生手術費交付金変更交付申請書」「事業計画書」「経費所要額調」「優生手術費交付金事業実績報告書」「事業実績」「経費所要額精算書」の様式のひな形が提示されている。

上記の「事務連絡」を受けて、昭和 53 年 4 月 1 日付（厚生省発衛第 75 号）で、厚生事務次官から各都道府県知事宛、「優生手術費交付金の国庫負担について」が出されている。そこには、「優生手術費交付金交付要領」（昭和 53 年 4 月 1 日から適用、昭和 44 年 5 月 10 日厚生省発衛第 69 号「優生手術費交付金の国庫負担について」は廃止）が示されている。この要綱の中に「(2) 事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに厚生大臣に報告してその指示を受けなければならない」とある。

10・3 優生保護審査会の開催

優生保護審査会の開催に係る開示資料は、次の通りである。

表 10・6 審査会関係資料一覧

5	優生保護審査会開催について
6	S33～s63 優生保護審査会議事録①

表 10・7 審査会関係資料詳細一覧

5	優生保護審査会開催について		
	(1)		昭和 53 年 11 月 16 日、医務第 965 号、山口県衛生部長から各保健所長宛、「昭和 53 年度山口県優生保護審査会の開催について（通知）」＊年 1 回開催（昭和 54 年 2 月上旬予定）、保健所管内への周知
	(2)		優生保護法（抜粋）
6	S33～s63 優生保護審査会議事録①		
	(3)		山口県優生保護審査会議事録、昭和 54 年 3 月 12 日開催＊委員 9 人全員出席、申請者 5 人（法第 12 条）中、審査の結果、全員が「適」と判定された。

1978（昭和 53）年度の優生保護審査会は、1979（昭和 54）年 3 月 12 日に開催されている。この審査会にかかる資料は以下のとおりである。

昭和 53 年 11 月 16 日付の山口県衛生部長から各保健所長宛の「昭和 53 年度優生保護審査会の開催について（通知）」で（ファイル 5 の資料(1)）、「昭和 53 年度の優生保護審査会は年 1 回開催することとし、2 月上旬を予定」、「ついでには申請もれのないよう貴保健所管内の関係方面にこのことを周知され、下記事項を留意確認して・・・山口県衛生部医務課長あて送付」とある。また「申請に基づく調査及び山口県優生保護審査会に付議する議案作成については、1 月中を予定しておりますので、申請書の提出をまって改めて保健所長あてに

依頼します」とある。ここから保健所からの申請を受けて調査及び議案の作成がされていたことがわかる。

ここで示された「留意確認」事項は次のとおりである。

- 「1 優生手術申請書には必ず申請の法的根拠（法第 4 条または第 12 条のいずれか）を明記すること。
- 2 申請者は必ず医師であること。
- 3 申請理由の欄には、よく病名だけ記入されているものがあるが、優生手術を必要とする理由を具体的にわかり易く記入すること。
- 4 優生保護審査会での審査は書類審査であるから、健康診断書の記載内容は、病名に対する経過及び現在の症状を詳細に記入すること。したがって、医師は精神科医師が望ましい。
- 5 遺伝調査中、「本人の血族中遺伝にかかった者」欄について、かかったものがない場合でも空欄にせず、いない旨を記入すること。
- 6 申請にあたっては必ず保護義務者の同意書（必ず署名で押印されたもの、又未成年者の場合は親権を行なう者として両親の同意を必要とする）を徴し添付すること。
- 7 参考資料として次の資料をできるだけ添付すること。（但し法第 4 条の申請の場合は必ず添付すること）
 - (1) 優生手術を受くべき者を中心とした 4 親等内の系図
 - (2) 優生手術を受くべき者の生育歴及び行動記録」

上記に加え「優生保護法の抜粋」（第 1 章、2 章）が添付されている。この「留意事項」を前年度のもの比べると、ほぼ同一の内容である。ただ、7 の参考資料の「家族の状況調査」が抜けている。

「S33～s63 優生保護審査会議事録①」によれば、1978（昭和 53）年度の山口県優生保護審査会が、1979（昭和 54）年 3 月 12 日の 14:00～16:00（120 分）に、場所は山口県議会棟 3 階参与員室で、審査委員 9 人御全員出席で開催された。なお「その他の出席者」として「議案の説明者」が加わっている。「本日は優生保護法第 12 条の規定に基づきまして申請が 5 件提出」とあるから、申請は 5 件でいずれも第 12 条での申請である。審議の結果、申請者 5 人（法第 12 条）中、審査の結果、全員が法第 12 条により「適」と判定された。

11 1979（昭和 54）年度の山口県の優生手術関係の動向

1979（昭和 54）年度にかかわる開示資料は以下のとおりである。

表 11・1 1979（昭和 54）年度山口県優生手術に係る開示資料一覧（優生保護相談所を除く）	
1	S 54 山口県優生保護審査会委員の任免について（2）
2	S 54 山口県優生保護審査会委員の任免について

1979（昭和 54）年度にかかわる開示資料は 3 文書あり、中身で大別すると、優生保護審査会委員の人事（解任、選任、任命）に関すること、優生保護審査会に関することの 3 つに大別できる。

11・1 優生保護審査会委員について

優生保護審査会の委員に関する開示資料は、次の通りです。

表 11・2 審査委員に関係資料一覧

1	S 54 山口県優生保護審査会委員の任免について（2）
2	S 54 山口県優生保護審査会委員の任免について

この中身をみると、次のようになる。

表 11・3 審査委員関係資料詳細一覧

1	S 54 山口県優生保護審査会委員の任免について（2）	
	(1)	昭和 54 年 9 月 20 日起案、起案者 予防課精神衛生係、第 769 号、「山口県優生保護審査会委員の任免について 伺」*異動による任命替え、昭和 54 年 8 月 15 日人事異動、検察庁から衛生部への連絡を受けて
	(2)	辞令（案）（前任）、昭和 54 年 8 月 14 日付、「免ずる」、山口県知事 平井龍
	(3)	辞令（案）（新任）、昭和 54 年 8 月 15 日付、「任命する」、山口県知事 平井龍
	(4)	案の 1、予防第 769 号、昭和 54 年 9 月 29 日付、山形県知事 平井龍から□□宛、「件名」*任命（ただし残任期間）
	(5)	案の 2、昭和 54 年 9 月 29 日付、山口県知 平井龍から□□宛、「拝啓」文書、*栄転退職に伴う礼状。
	(6)	案の 3、昭和 54 年 9 月 29 日付、山口県知 平井龍から□□宛、「拝啓」文書、*委員の依頼。
	(7)	「旅費内訳」
	(8)	昭和 54 年 9 月 29 日付、山口県知 平井龍から□□宛、「拝啓」文書、*栄転退職に伴う礼状。案の 2 の活字版、ただし「神戸地方検察庁へ御栄転」とある。
	(9)	山口県優生保護審査会委員名簿、昭和 54 年 8 月 15 日付
2	S 54 山口県優生保護審査会委員の任免について	
	(10)	昭和 54 年 5 月 8 日起案、起案者 予防課精神衛生係、第 226 号、「山口県優生保護審査会委員の任命について 伺」*異動に伴う任命替え
	(11)	案の 1（解任）、「解く」、昭和 54 年 3 月 31 日付、
	(12)	案の 2（委嘱）、昭和 54 年 4 月 1 日付、「任命する」
	(13)	案の 3（解職者に対する礼状）、昭和 54 年 5 月 18 日付

	(14)		山口県優生保護審査会委員名簿、昭和 53 年 5 月 1 日付
	(15)		「任命する」活字版、昭和 54 年 4 月 1 日付、* 山口県知事押印、案の 2 の活字版
	(16)		「拝啓」文書、昭和 54 年 5 月 18 日付、案の 3 の活字版

優生保護審査会の委員に関する開示文書は、ファイル 1 と 2 で資料(1)～資料(16)である。1979（昭和 54）年 5 月 8 日起案（起案者 予防課精神衛生係、第 226 号）の「山口県優生保護審査会委員の任命について 伺」（ファイル 2 の資料(10)）は、異動に伴う任用替え（任期は昭和 54 年 4 月 1 日から昭和 55 年 4 月 30 日）にかかる通知である。「案の 1（解任）」（3 月 31 日付）は「委員を解く」、「案の 2（委嘱）」（4 月 1 日付）は委員を「任命する」もので、「案の 3（解職者に対する礼状）」（年 5 月 18 日付）は、解職者への令状である。「山口県優生保護審査会委員名簿」（昭和 53 年 5 月 1 日付）が添付されている。そして、ファイル 2 の資料(12)は、「案の 2」の活字版で、ファイル 2 の資料(13)は「案の 3」の活字版である。

昭和 54 年 9 月 20 日起案（起案者 予防課精神衛生係、第 769 号）の「山口県優生保護審査会委員の任免について 伺」（ファイル 1 の資料(1)）は、検察庁から衛生部への連絡を受けての昭和 54 年 8 月 15 日付の人事異動異動に伴う任命替えの通知である。「辞令（案）（前任）」（8 月 14 日付）は「免ずる」通知である。「辞令（案）（新任）」（年 8 月 15 日付）は「任命する」通意である。「案の 1」（予防第 769 号、9 月 29 日付）は、任命通知（ただし残任期間は昭和 55 年 4 月 30 日まで）であり、「案の 2」（9 月 29 日付）は栄転退職に伴う礼状であり、「案の 3」（9 月 29 日付）は委員の依頼文書である。そして、「案の 2」の活字版がファイル 1 の資料(8)で、栄転退職に伴う礼状で「神戸地方検察庁へ御栄転」（下線は船橋）とある。神戸地方検察庁から優生保護審査委員を推薦していたことがわかる。添付で、「山口県優生保護審査会委員名簿」（昭和 54 年 8 月 15 日付）がある。

11・2 優生保護審査会の開催

優生保護審査会の開催に係る開示資料は、次の通りである。

表 11・4 審査会関係資料

3	優生保護審査会開催について

この中身を見ると、次のようになる。

表 11・5 審査会関係資料詳細

3	優生保護審査会開催について		
	17 (1)		昭和 54 年 10 月 15 日起案、起案者 予防課精神衛生係、第 843 号、「昭和 54 年度山口県優生保護審査会の開催について（通知）」* 年 1 回開催（昭和 55 年 2 月上旬予定）

18 (2)	案、予防第 843 号、昭和 54 年 10 月 19 日、山口県衛生部長から各保健所長（含む下関市）宛、「件名」、優生保護審査会 2 月上旬開催予定、貴保健所管内関係方面への周知、留意事項。

昭和 54 年 10 月 15 日付起案（起案者 予防課精神衛生係、第 843 号）の「昭和 54 年度優生保護審査会の開催について（通知）」（ファイル 3 の資料(1)）で、「昭和 53 年度の優生保護審査会は予定として年 1 回開催」「2 月上旬の適当な日に開催」とある。案として山口県衛生部長から各保健所宛に、「申請もれのないよう貴保健所管内の関係方面にこのことを周知され、下記事項を留意確認して・・・山口県衛生部予防課長あて送付」とある。特に留意事項にかかわって、「下記事項を留意確認し、・・・とりまとめのうえ山口県衛生部予防課長宛に提出」と書かれている。各保健所に申請書が提出され、そこで書類審査を経たうえで県優生保護審査会に提出されていたことがわかる。また、「また申請に基づく調査及び山口県優生保護審査会に付議する議案の作成については 1 月中を予定しておりますので、優生手術申請書の提出をまって改めて提出された保健所長宛に依頼することがあります」とあることから、保健所からの申請を受けて実地調査及び議案の作成がされていたことがわかる。

ここで示された「留意確認」事項は次のとおりである。

- 「1 優生手術申請書には必ず申請の法的根拠（法第 4 条または第 12 条のいずれか）を明記すること。
- 2 申請者は必ず医師であること。
- 3 申請理由の欄には、よく病名だけ記入されているものがあるが、優生手術を必要とする理由を、具体的にかつわかり易く記入すること。
- 4 山口県優生保護審査会での審査は書類審査であるから、健康診断書の記載内容は、病名に対する経過及び現在の症状を詳細に記入すること。したがって、医師は精神科医師が望ましい。
- 5 遺伝調査中、「本人の血族中遺伝にかかった者」欄について、かかったものがない場合でも空欄にせず、いない旨を記入すること。
- 6 申請にあたっては必ず保護義務者の同意書（必ず署名で押印されたもの、又未成年者の場合は親権を行なう者として両親の同意を必要とする）を徴し添付すること。
- 7 参考資料として次の資料をできるだけ添付すること。（但し法第 4 条の申請の場合は必ず添付すること）

優生手術を受くべき者を中心とした 4 親等内の系図
優生手術を受くべき者の生育歴及び行動記録」
家族の状況調査書

この「留意事項」を前年度のものと比べると、ほぼ同一の内容である。「S33～s63 優生保護審査会議事録①」には、1979（昭和 54）年度の記録はない。

12 1980（昭和 55）年度の山口県の優生手術関係の動向

1980（昭和 55）年度にかかわる開示資料は以下のとおりである。

表 12・1 1980（昭和 55）年度山口県優生手術に係る開示資料一覧（優生保護相談所を除く）	
1	S 55 山口県優生保護審査会委員の選任について
2	S 55 山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償額の決定について
3	優生保護審査会開催について

1980（昭和 55）年度にかかわる開示資料は 3 文書あり、中身で大別すると、優生保護審査会委員の人事（解任、選任、任命）に関すること、優生保護審査会に関することの 2 つに大別できる。ただし、岩手県優生保護審査会からの調査依頼にかかる資料もあるので、項目を分けて分析する。

12・1 優生保護審査会委員について

優生保護審査会の委員に関する開示資料は、次の通りです。

表 12・2 審査委員関係資料一覧

1	S 55 山口県優生保護審査会委員の選任について
2	S 55 山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償額の決定について

この中身をみると、次のようになる。

表 12・3 審査委員関係資料詳細一覧

1	S 55 山口県優生保護審査会委員の選任について	
	(1)	昭和 55 年 4 月 10 日起案、起案者 予防課精神衛生係、第 73 号、「山口県優生保護審査会委員の選任について 伺」*任期満了に伴い、関係機関に推薦を依頼、昭和 55 年 4 月 30 日任期満了
	(2)	案、予防第 73 号、昭和 55 年 4 月 13 日付、山口県衛生部長から□□（複数名）宛、「件名」、*人事異動に伴う交代の確認と委員推薦の依頼。
	(3)	山口県優生保護審査会委員名簿、*メモに「通知あり」「変更なし」との記載あり。
	(4)	予防第 73 号、昭和 55 年 4 月 12 日付、山口県衛生部長発出、「山口県優生保護審査会委員の選任について」、No2 と同じ文でガリ版印刷。
	(5)	山口県優生保護審査会委員名簿
2	S 55 山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償額の決定について	

(6)	昭和 55 年 4 月 26 日起案、起案者 予防課精神衛生係、第 194 号、「山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償額の決定について 伺」*委員の任命の発令と費用弁償額。山口県優生保護審査会委員名簿（昭和 55 年 5 月 1 日付）あり。
(7)	案の 2、予防第 194 号、昭和 55 年 5 月 1 日付、山口県知事 平井龍から□□（1～5 の数字が記載、5 カ所と推定）、「件名」*「□□に任命した」
(8)	案の 3、昭和 55 年 5 月 1 日、山口県知事 平井龍から優生保護審査会委員（それぞれ）宛*引き続き依頼、審査会は 11 月以降開催予定
(9)	昭和 55 年 4 月 16 日付、山口県衛生部長宛、「山口県優生保護審査会委員の選任について」*昭和 55 年 4 月 12 日付予防第 73 号への回答
(10)	昭和 55 年 4 月 25 日付、山口県衛生部長宛、「附属機関、団体等の推薦について」山口県優生保護審査会委員の選任について」*依頼への回答
(11)	昭和 55 年 4 月 28 日付、山医発第 54 号、山口県衛生部長 谷修一宛、「山口県優生保護審査会委員の選任について」、*山口県医師会から 4 月 12 日付予防第 73 号への回答
(12)	昭和 55 年 5 月 1 日付、山口県知事 平井龍から□□宛、「任命する」
(13)	昭和 55 年 5 月 1 日付、「拝啓」文書、山口県知事 平井龍から山口県優生保護審査会□□宛、「案の 3」の活字版。
(14)	予防第 194 号、昭和 55 年 5 月 1 日付、山口県知事 平井龍から□□宛、「山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償額の決定について」*「□□に任命した」、「案の 2」の活字版。

優生保護審査会の委員に関する開示文書は、ファイル 1 と 2 で資料(1)～資料(14)である。

1980（昭和 55）年 4 月 10 日起案（起案者 予防課精神衛生係、第 73 号）の「山口県優生保護審査会委員の選任について 伺」（ファイル 1 の資料(1)）では、「昭和 55 年 4 月 30 日で任期満了となるので推薦をもらっている機関に…依頼してよろしいか」とある。「案」（予防第 73 号、4 月 13 日付）として、「昭和 55 年 4 月 30 日をもって任期満了…次期も引き続いて優生保護審査会委員をお願いする予定」「人事異動により交代される場合は…委員候補者を御推薦の上…お知らせ」下さいというもの。4 月 12 日付文書も同一のもので、ガリ版釣りである。

この 4 月 12 日付通知（予防第 73 号）への回答として、ファイル 2 の資料(9)・4 月 16 日付文書、ファイル 2 の資料(10)・4 月 25 日付文書、ファイル 2 の資料(11)・4 月 28 日付文書があった。なお、ファイル 2 の資料(11)は、「山医発第 54 号」とあり、「山口県医師会の罫紙」を使用していることから、山口県医師会からの回答であることがわかる。

昭和 55 年 4 月 26 日起案（起案者 予防課精神衛生係、第 194）の「山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償額の決定について 伺」（ファイル 1 の資料(6)）は、委員の任命の発令と費用弁償額（報酬、旅費）にかかわるものである。「案の 2」（予防第 194 号、

5月1日付)で、山口県知事 平井龍から任命書、「案の3」(5月1日)では引き続き依頼している。審査会は11月以降開催予定とある。

ファイ2の資料(12)は、5月1日付の任命書、ファイル2の資料(13)は、5月1日付の「案の3」の活字版、ファイル2の資料(14)は5月1日付(予防第194号)の「案の2」の活字版である。

12・2 優生保護審査会の開催

優生保護審査会の開催に係る開示資料は、次の通りである。

表 12・4 審査会関係資料

3	優生保護審査会開催について

この中身を見ると、次のようになる。

表 12・5 審査会関係資料詳細一覧

優生保護審査会開催について		
3	(1)	昭和55年10月15日起案、起案者 予防課精神衛生係、第734号、「昭和55年度山口県優生保護審査会の開催予定について(通知) 伺」*年1回開催(昭和56年2月上旬の適当な日に開催予定)
	(2)	案、予防第734号、昭和55年10月17日、山口県衛生部長から各保健所長(含む下関市)宛、「件名」、優生保護審査会2月上旬開催予定、貴保健所管内関係方面への周知、留意事項。
	(3)	防第734号、昭和55年10月17日、山口県衛生部長から各保健所長(含む下関市)宛、「昭和55年度山口県優生保護審査会の開催予定について(通知)」、上記「案」の活字版。
	(4)	昭和55年12月22日付、第892号、起案者 予防課精神衛生係、「優生保護法による優生手術の申請にかかる調査について(依頼) 伺」*岩手県優生保護審査会委員長から調査依頼。
	(5)	案の1、衛生部長から萩保健所長宛、*調査のうえ予防課長宛の調査書を送付
	(6)	昭和55年12月22日付、第892号、起案者 予防課精神衛生係、「優生保護法による優生手術の申請にかかる調査について(依頼) 伺」*岩手県優生保護審査会委員長から調査依頼。上記の12月22日付文書と同一のもの。
	(7)	昭和55年12月19日付、岩優審号外、岩手県優生保護審査会委員長から山口県衛生部優生保護主管課長宛、「優生保護法による優生手術の申請にかかる調査について(依頼)」*申請者の血族の多くが山口県に在住、調査のうえ回答を求む。
	(8)	昭和55年12月22日付、予防第892号、衛生部長から□□保健所長宛、「優生保護法による優生手術の申請にかかる調査について(依頼)」*調査のうえ予防課長宛の調査書を送付、「案の1」と同じ文。

	(9)	昭和 55 年 12 月 19 日付、岩優審号外、岩手県優生保護審査会委員長から山口県衛生部優生保護主管課長宛、「優生保護法による優生手術の申請にかかる調査について（依頼）」*上記 12 月 19 日と同じもの。
	(10)	昭和 56 年 1 月 13 日付、予防第 942 号、山口県衛生部長から岩手県優生保護審査会委員長宛、「優生保護法による優生手術の申請にかかる調査について（会長）」、*昭和 55 年 12 月 19 日岩優審号外への回答
	(11)	昭和 56 年 1 月 12 日付起案、起案者 予防課精神衛生係、予防第 942 号、山口県衛生部長から岩手県優生保護審査会委員長宛、「優生保護法による優生手術の申請にかかる調査について（回答） 伺」、*上記 1 月 13 日付文書のかみ文。
	(12)	案、昭和 56 年 1 月 16 日付、予防第 942 号、山口県衛生部長から岩手県優生保護審査会委員長宛、「件名」*調査依頼編回答

データ「優生保護審査会の開催について」は、二つのないように分かれる。即ちファイル 3 の資料(1)～資料(3)の優生保護審査会の開催にかかるものと、資料(4)～資料(12)の岩手県優生保護審査会（長）からの調査依頼にかかるものである。

昭和 55 年 10 月 15 日起案（起案者 予防課精神衛生係、第 734 号）の「昭和 55 年度山口県優生保護審査会の開催予定について（通知） 伺」（ファイル 3 の資料(1)）については、昭和 55 年度の優生保護審査会を年 1 回開催で、「昭和 56 年 2 月上旬の適当な日に開催予定」としている。「案」（予防第 734 号、10 月 17 日）として、山口県衛生部長から各保健所長（含む下関市）宛で、優生保護審査会は 2 月上旬の開催予定であることと、貴保健所管内関係方面への周知と留意事項を示している。その活字版が、ファイル 3 の資料(3)である。特に留意事項にかかわって、「下記事項に留意の上書類審査をしたうえで書類審査をしたものを取りまとめ・・・山口県衛生部予防課長宛に提出」と書かれている。各保健所に申請書が提出され、そこで書類審査を経たうえで県優生保護審査会に提出されていたことがわかる。また、「また申請に基づく実地踏査及び議案の作成については 1 月中を予定しており、優生手術申請書の提出をまって改めて依頼することがあります」とあることから、保健所からの申請を受けて実地調査及び議案の作成がされていたことがわかる。

留意事項は以下のとおりで、前（1979・昭和 54）年度と同じである。

- 「1 優生手術申請書には必ず申請の法的根拠（法第 4 条または第 12 条のいずれか）を明記すること。
- 2 申請者は必ず医師であること。
- 3 申請理由の欄には、よく病名だけ記入されているものがあるが、優生手術を必要とする理由を、具体的にかつわかり易く記入すること。
- 4 山口県優生保護審査会での審査は書類審査であるから、健康診断書の記載内容は、病名に対する経過及び現在の症状を詳細に記入すること。したがって、医師は精神科医師が望ましいこと。

- 5 遺伝調査中、「本人の血族中遺伝にかかった者」欄について、かかったものがない場合でも空欄にせず、いない旨を記入すること。
- 6 申請にあたっては必ず保護義務者の同意書（必ず署名で押印されたもの、又未成年者の場合は親権を行なう者として両親の同意を必要とする）を徴し添付すること。
- 7 参考資料として次の資料をできるだけ添付すること。（但し法第 4 条の申請の場合は必ず添付すること）
 - (1) 優生手術を受くべき者を中心とした 4 親等内の系図
 - (2) 優生手術を受くべき者の生育歴及び行動記録
 - (3) 家族の状況調査書

ファイル 3 の資料(4)～資料(12)は、岩手県優生保護審査会（長）からの調査依頼にかかるものである。昭和 55 年 12 月 19 日付（岩優番号外）で、岩手県優生保護審査会委員長から山口県衛生部優生保護主管課長宛に「優生保護法による優生手術の申請にかかる調査について（依頼）」が届き、岩手県の優生保護審査会に申請のあった者の「調査したところ血族の多くが貴県（注、山口県）に在住している模様であることが判明」したので、調査のうえ回答を求めるものだった。「参考までに申請書、その親族の戸籍謄本（写）及び家系図を送付」するとある。調査の内容として、「1 優生手術を受くべき者 氏名□□ 旧本籍□□ 生年月日□□」「2 調査事項 (1) □□の出生から婚因（ママ）までの状況について (2) □□の血族の消息について（職業、健康状態等、現在の状況、精神障害者の有無、死亡の場合はその死因）」とある。ここから被申請者は結婚していること（婚姻との用語から）がわかる。

この岩手県からの調査依頼を受けて、昭和 55 年 12 月 22 日付（第 892 号、起案者 予防課精神衛生係）の「優生保護法による優生手術の申請にかかる調査について（依頼） 伺」で、岩手県優生保護審査会委員長から調査依頼があったこと、その上で「案の 1」として「衛生部長から萩保健所長宛」に、「手術を受くべき者□□（旧姓□□）のことについて昭和 56 年 1 月 9 日までに詳細を調査のうえ、予防課長あての調査書を送付」と指示してる。

この山口県衛生部からの指示を受けて、該当保健所で調査したであろうことが、「□□保健所長へ調査依頼したところ別紙のとおり報告があった」（1 月 12 日付文書）ことからわかる。そして、次の山口県から岩手県への通知になる。

昭和 56 年 1 月 13 日付（予防第 942 号）は、山口県衛生部長から岩手県優生保護審査会委員長宛で「優生保護法による優生手術の申請にかかる調査について（回答）」で「昭和 55 年 12 月 19 日岩優番号外で調査依頼」への回答として、「別紙回答致します」とある。別紙は資料として添付されていない。

以上から、岩手県もかかわってのことであるが、優生手術を申請された者への調査が、1980（昭和 55）年（1981〔昭和 56〕年が国際障害者年）になっても保健所を通じて徹底してなされていたことが伺える。

岩手県 優生審議会
昭和55年12月19日
山口県衛生部 優生保護主管課長 殿
岩手県 優生保護審議会委員長
優生保護法による優生手術 の申請にかかる調査について（依頼）
様記について予記の者にかかる申請があり ましたので、調査したところ、血縁の多くの 貴県に在住している模様であることが判明 しました。
つきましては、ご多忙中のところ誠に恐縮 ですが予記の事項についてご調査の上、1月 14日迄にご回答願います。
余附参考までに、申請書、その親族の戸籍 謄本（写）及び、家系図を送付します。

岩 手 県

記
1 優生手術を受けるべき者
氏名
旧本籍
生年月日
2 調査事項
(1) 〇〇〇〇の出生から皆目までの 状況について
(2) 〇〇〇〇の血縁の消息について (職業、健康状態等、現在の状況、精神障害 の有無、犯すの機会はその原因)

13 1981（昭和 56）年度の山口県の優生手術関係の動向

1981（昭和 56）年度にかかわる開示資料は以下のとおりである。

表 13・1 1981（昭和 56）年度山口県優生手術に係る開示資料一覧（優生保護相談所を除く）	
1	S 56 山口県優生保護審査会委員の推薦について
2	S 56 山口県優生保護審査会委員の任命について
3	S 56 山口県優生保護審査会委員の任免について（2）
4	S 56 山口県優生保護審査会委員の任免について
5	優生保護審査会開催について

1981（昭和 56）年度にかかわる開示資料は 3 文書あり、中身で大別すると、優生保護審査会委員の人事（解任、選任、任命）に関すること、優生保護審査会に関することの 2 つに大別できる。

13・1 優生保護審査会委員について

優生保護審査会の委員に関する開示資料は、次の通りです。

表 13・2 審査会員関係資料一覧

1	S 56 山口県優生保護審査会委員の推薦について
2	S 56 山口県優生保護審査会委員の任命について
3	S 56 山口県優生保護審査会委員の任免について（2）
4	S 56 山口県優生保護審査会委員の任免について

この中身を、さらに時間軸でわかるように（○の中の数値で順番を表記）、併せて中身を見ると、次のようになる。

表 13・3 審査会委員関係資料詳細一覧

1	S 56 山口県優生保護審査会委員の推薦について	
	(1)	④ 昭和 56 年 6 月 17 日起案、起案者 予防課、「山口県優生保護審査会委員の推せんについて」
	(2)	⑤ 案、予防第 318 号、昭和 56 年 6 月 18 日付、部長から□□宛、「件名」、* 後任の推薦の依頼。
2	S 56 山口県優生保護審査会委員の任命について	
	(3)	⑦ 昭和 56 年 6 月 23 日起案、起案者 予防課精神衛生係、「山口県優生保護審査会委員の任命について 伺」* 異動による任命替え。
	(4)	⑧ 辞令、昭和 56 年 7 月 1 日付、山口県知事 平井龍、「任命する」
	(5)	⑧ (案)、「拝啓」文書、昭和 56 年 7 月 1 日、山口県知事 平井龍から□□宛* 委員の依頼

	(6)	⑥	昭和 56 年 6 月 19 日付、山口県衛生部長 谷修一宛、「山口県優生保護審査会委員の推せんについて」*昭和 56 年 6 月 17 日付予防第 318 号への回答
	(7)	⑧	昭和 56 年 7 月 1 日付、山口県知事 平井龍から□□宛、「任命する」
	(8)	⑪	昭和 56 年 7 月 17 日付、「拝啓」文書、山口県知事 平井龍から山口県優生保護審査会□□宛、No8 の活字版。
3	S 56 山口県優生保護審査会委員の任免について (2)		
	(9)	⑫ ⑩	昭和 56 年 7 月 28 日付起案、起案者 予防課精神衛生係、「山口県優生保護審査会委員の任命について 伺」、*人事異動により転出したい委員の任免、交代年月日:昭和 56 年 7 月 15 日
	(10)	⑩ ⑨	辞令案 任)、昭和 56 年 7 月 15 日付、山口県知事 平井龍から□□宛、「任命する」免)、昭和 56 年 7 月 14 日付、山口県知事 平井龍から□□宛、「免ずる」
4	S 56 山口県優生保護審査会委員の任免について		
	(11)	③	昭和 56 年 4 月 1 日付、起案者 予防課精神衛生係、「山口県優生保護審査会委員の任免について 伺」、*人事異動で転出 (2 人)、退任 (1 人) に伴い委員を任免 (3 人)、交代年月日:昭和 56 年 4 月 1 日。
	(12)	③ ②	辞令案、任) 3 名、昭和 56 年 4 月 1 日、「任命する」、免) 3 名、昭和 56 年 3 月 31 日、「免ずる」
	(13)	③	案の 2、「拝啓」文書、委員の承諾願 (2 名分)、昭和 56 年 4 月 1 日付
	(14)	②	案の 3、「拝啓」文書、退任に伴う礼状、昭和 56 年 3 月 31 日付
	(15)	③	案の 4、昭和 56 年 4 月 1 日付、予防第 476 号、山口県知事 平井龍から□□ (2 名分) 宛て、「件名」、*解任と任命
	(16)	①	昭和 56 年 3 月 27 日、山口県知事宛、「山口県優生保護審査会委員の異動について (通知)」*異動者と後任者の氏名あり。
	(17)		「拝啓」文書、案の 3 の活字版。

優生保護審査会の委員に関する開示文書は、ファイル 1~4 で資料(1)~資料(17)である。

1981 (昭和 56) 年 3 月 27 日の山口県知事宛の「山口県優生保護審査会委員の異動について (通知)」で、昭和 56 年 4 月 1 日付で委員の異動の知らせがあった。昭和 56 年 4 月 1 日付 (起案者 予防課精神衛生係)「山口県優生保護審査会委員の任免について 伺」によれば、人事異動で委員 2 名が転出、1 人が退任 (1 人)、それに伴い委員を 3 人任免する (交代年月日は昭和 56 年 4 月 1 日) との伺いである。「辞令案」には任命が 3 名で、昭和 56 年 4 月 1 日付「任命する」とあり、昭和 56 年 3 月 31 日付「免ずる」が 3 名分ある。「案の 2」は、「拝啓」文書 (4 月 1 日付) で委員の承諾願 (2 名分) であり、「案の 3」は、「拝啓」文書 (3 月 31 日付) で退任に伴う礼状である。「案の 4」(4 月 1 日付、予防第 476 号) は、山口県知事 平井龍から□□ (2 名分) 宛てた解任と任命の通知である。

昭和 56 年 6 月 17 日起案 (起案者 予防課) の「山口県優生保護審査会委員の推せんについて」で「案」(予防第 318 号、6 月 18 日付) で、「昭和 55 年 4 月 28 日付□□によりご推せんいただき山口県優生保護審査会委員としてご就任いただいていた□□氏の後任

をご推せんいただきたくお願い」している。その回答が、昭和 56 年 6 月 19 日付の山口県衛生部長 谷修一宛の「山口県優生保護審査会委員の推せんについて」（6 月 17 日付予防第 318 号への回答）である。その回答を受けて、昭和 56 年 6 月 23 日起案（起案者 予防課精神衛生係）「山口県優生保護審査会委員の任命について 伺」は、「山口県優生保護審査会委員について…異動があったので辞令（案）により任命替え」の内容である。「辞令」は、昭和 56 年 7 月 1 日付で山口県知事 平井龍名で「山口県優生保護審査会委員を任命する」とある。「（案）、拝啓文書」（7 月 1 日付）は、山口県知事 平井龍から□□宛に委員をお願いする文書（任期は昭和 57 年 4 月 30 日まで）である。それらファイル 2 の資料(4)、資料(5)の活字版が資料(7)、資料(8)（資料(7)：7 月 1 日付、山口県知事 平井龍から□□宛、「任命する」、資料(8)：7 月 17 日付、「拝啓」文書、山口県知事 平井龍から山口県優生保護審査会□□宛）である。

昭和 56 年 7 月 28 日付起案（起案者 予防課精神衛生係）「山口県優生保護審査会委員の任命について 伺」には「委員が人事異動により転出された□とに伴い当審査会員を下記のとおり任免されますか」とあり、前任者と新任者の氏名等が記され、交代年月日が昭和 56 年 7 月 15 日とあり、任期は全員者の残任期間として昭和 57 年 4 月 30 日とある。「辞令案 任」（7 月 15 日付）は山口県知事 平井龍から□□宛で「任命する」とあり、「辞令案 免」（7 月 14 日付）には山口県知事 平井龍から□□宛で「免ずる」とある。

13・2 優生保護審査会の開催

優生保護審査会の開催に係る開示資料は、次の通りである。

表 13・4 審査会関係資料

3	優生保護審査会開催について

この中身を見ると、次のようになる。

表 13・5 審査会関係資料詳細一覧

優生保護審査会開催について			
3	(1)		昭和 56 年 11 月 24 日起案、第 818 号、「昭和 56 年度山口県優生保護審査会の開催予定について（通知） 伺」* 年 1 回開催（昭和 56 年 2 月中旬の適当な日に開催予定）
	(2)		案、予防第 818 号、昭和 56 年 11 月 28 日、山口県衛生部長から各保健所長（含む下関市）宛、「件名」、優生保護審査会 2 月中旬開催予定、保健所管内に周知、留意事項あり。

昭和 56 年 11 月 24 日起案（第 818 号）の「昭和 56 年度山口県優生保護審査会の開催予定について（通知） 伺」には「昭和 56 年度の山口県優生保護審査会は予定としては年 1

回開催することとなって」いるとして、「昭和 56 年 2 月中旬までの適当な日に開催する」としている。その「案」（予防第 818 号、11 月 28 日）の山口県衛生部長から各保健所長（含む下関市）宛文書では「優生保護審査会 2 月中旬開催予定」「保健所管内に周知」と留意事項について書かれている。特に留意事項にかかわって、「下記事項に留意の上書類審査をしたうえで書類審査をしたものを取りまとめ・・・山口県衛生部予防課長宛に提出」と書かれている。各保健所に申請書が提出され、そこで書類審査を経たうえで県優生保護審査会に提出されていたことがわかる。また、「また申請に基づく実地踏査及び議案の作成については昭和 57 年 1 月に予定しており、優生手術申請書の提出をまって改めて依頼することがあります」とあることから、保健所からの申請を受けて実地調査及び議案の作成がされていたことがわかる。

留意事項は以下のとおりで、これまで（1979・昭和 54 年度、1980・昭和 55 年度）と同じである。

注、消去線等は原文

- 「1 優生手術申請書には必ず申請の法的根拠（法第 4 条または第 12 条のいずれか）を明記すること。
 - 2 申請者は必ず医師であること。
 - 3 申請理由の欄には、~~ま~~病名だけ記入されている~~もの~~（例、に書き換え）があるが、優生手術を必要とする理由を、具体的にかつわかり易く記入すること。
 - 4 山口県優生保護審査会での審査は書類審査である~~から~~（ので、に書き換え）、健康診断書の記載内容は、病名に対する経過及び現在の症状を詳細に記入すること。したがって、医師は精神科医師が望ましいこと。
 - 5 遺伝調査中、『本人の血族中遺伝にかかった者』欄について、かかったものがない場合でも空欄にせず、いない旨を記入すること。
 - 6 申請にあたっては必ず保護義務者の同意書（必ず署名で押印されたもの、又未成年者の場合は親権を行なう者として両親の同意を必要とする）を徴し添付すること。
 - 7 参考資料として次の資料をできるだけ添付すること。（但し法第 4 条の申請の場合は必ず添付すること）
- (1) 優生手術を受くべき者を中心とした 4 親等内の系図
 - (2) 優生手術を受くべき者の生育歴及び行動記録」
 - (3) 家族の状況調査書」

1. 優生保護審査会の開催状況

年度	審査会 開催回数	申請件数	
		法4条 件	法12条 件
49	1		
50	1		
51	1		
52	1		
53	1		
54	0		
55	0		
56	1(見込)		
57	1(見込)		

14 1982（昭和57）年度の山口県の優生手術関係の動向

1982（昭和57）年度にかかわる開示資料は以下のとおりである。

表14・1 1982（昭和57）年度山口県優生手術に係る開示資料一覧（優生保護相談所を除く）

1	S 57 山口県優生保護審査会委員の選任について
2	S 57 山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について
3	優生保護審査会開催について

1982（昭和57）年度にかかわる開示資料は3文書あり、中身で大別すると、優生保護審査会委員の人事（解任、選任、任命）に関すること、優生保護審査会に関することの2つに大別できる。

14・1 優生保護審査会委員について

優生保護審査会の委員に関する開示資料は、次の通りです。

表14・2 審査委員関係資料一覧

1	S 57 山口県優生保護審査会委員の選任について
2	S 57 山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について

この中身を、さらに時間軸でわかるように（○の中の数値で順番を表記）、併せて中身を見ると、次のようになる。

表 14・3 審査委員関係資料詳細一覧

1	S 56 山口県優生保護審査会委員の選任について	
	(1)	② 昭和 57 年 4 月 30 日起案、起案者 予防課精神衛生係、予防第 201 号、「山口県優生保護審査会委員の選任について」
	(2)	④ 案、予防第 211 号、昭和 57 年 5 月 11 日付、部長から□□宛、「件名」、*異動がある場合の連絡と後任の推薦の依頼。
	(3)	山口県優生保護審査会委員名簿、任期昭和 55 年 5 月 1 日～昭和 57 年 4 月 30 日
	(4)	④ 昭和 57 年 5 月 11 日付、予防第 211 号、山口県衛生部長から□□宛、「山口県優生保護審査会委員の選任について」、上記 No2 と同じ文、ガリ版刷り。
	(5)	① 山口県優生保護審査会委員名簿、昭和 57 年 4 月 1 日現在
2	S 57 山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について	
	(6)	⑤ 昭和 57 年 5 月 22 日起案、起案者 予防課精神衛生係、「山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について 伺」*異動による任命替え。
	(7)	③ 案の 1、昭和 57 年 5 月 1 日付、山口県知事 平井龍、□□9 人、「任命する」
	(8)	⑥ 案の 2、昭和 57 年 6 月 9 日、予防第 305 号、山口県知事 平井龍から□□宛、「件名」、「任命しました」
	(9)	⑥ 案の 3、昭和 57 年 6 月 9 日付、山口県知事から優生保護審査会委員宛、委員の確認
	(10)	山口県優生保護審査会の開催状況等
	(11)	昭和 57 年度一般行政経費当初予算見積書
	(12)	⑥ 昭和 57 年 6 月 9 日付、予防第 305 号、山口県知事 平井龍から□□宛、「山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について」、*活字版
	(13)	⑥ 昭和 57 年 6 月 9 日付、山口県知事から優生保護審査会委員宛、委員の確認*案の 3 と同じ文書の活字版。

優生保護審査会の委員に関する開示文書は、ファイル 1～2 で資料(1)～資料(13)である。

1982（昭和 57）年 4 月 30 日起案（起案者 予防課精神衛生係、予防第 201 号）の「山口県優生保護審査会委員の選任について 伺」で、「昭和 57 年 4 月 30 日で（注・船橋、審査会の委員）任期満了となったので…関係機関に依頼してよろしいか」とあり、「案」（予防第 211 号、昭和 57 年 5 月 11 日付）として、部長から□□（複数機関）宛に、「人事異動等により交代される場合は 5 月 22 日（土）までに委員候補者を御推薦のうえ、お知らせ」下さいと、異動がある場合の連絡と後任の推薦の依頼をしている。ファイル 1 の資料(4)の「昭和 57 年 5 月 11 日付、予防第 211 号、山口県衛生部長から□□宛、「山口県優生保護審査会委員の選任について」は、そのガリ版刷りである。山口県優生保護審査会委員名簿（昭和 57 年 4 月 1 日現在）が添付されている。

1982（昭和 57）年 5 月 22 日起案（起案者 予防課精神衛生係）の「山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について 伺」は、委員の任命の発令通知である。「案の 1」（昭和 57 年 5 月 1 日付）は山口県知事 平井龍から委員 9 人への「任命する」（任命書）案であり、「案の 2」（昭和 57 年 6 月 9 日付、予防第 305 号）は任命された方の

所属機関への協力依頼。「案の3」（昭和57年6月9日付）は山口県知事から優生保護審査会委員宛の内、引き続き個人への感謝と審査会開催の予定（11月以降開催予定）を示している。添付として、優生審査会開催状況が掲載されている。

1. 優生保護審査会の開催状況

年度	審査会 開催回数	申請件数	
		法4条 件	法12条 件
49	1		
50	1		
51	1		
52	1		
53	1		
54	0		
55	0		
56	1(見込)		
57	1(※)		

それによると、優生保護審査会は、1974（昭和49）年度から1978（昭和53）年度まで開催回数は各年度1回、1954年度と1955年度は開催せず、そして1981（昭和56）年度と1957年度は1回開催（見込み）とある。

「昭和57年度一般行政経費当初予算見積書」が添付されていて、優生手術に関係する箇所が次のようにある。「事業」は「優生手術施行費」で「事業の実績」に「昭和55年度 優生手術費 支弁なし」「昭和55年度 優生保護審査会の開催なし」とある。「旅費」の中に「調査費」との項目がある。

ファイル2の資料(12)と資料(13)（昭和57年6月9日付、予防第305号）は、上記の活字版である。

14・2 優生保護審査会の開催

優生保護審査会の開催に係る開示資料は、次の通りである。

表14・4 審査会関係資料

3	優生保護審査会開催について

この中身を、さらに時間軸でわかるように（○の中の数値で順番を表記）、併せて中身を見ると、次のようになる。

表 14・5 審査会関係資料詳細一覧

優生保護審査会開催について		
3	(1)	① 昭和 57 年 9 月 22 日起案、「昭和 57 年度山口県優生保護審査会の開催予定について（通知） 伺」* 年 1 回開催（昭和 58 年月中旬の適当な日に開催予定）
	(2)	② 案、予防第 653 号、昭和 57 年 9 月 24 日、山口県衛生部長から各保健所長（含む下関市）宛、「件名」、優生保護審査会 2 月中旬開催予定、保健所管内に周知、留意事項あり。
	(3)	② 予防第 653 号、昭和 57 年 9 月 24 日、山口県衛生部長から各保健所長宛、「昭和 57 年度優生保護審査会の開催予定について（通知）」、優生保護審査会 2 月中旬までに開催予定、保健所管内に周知、留意事項あり。活字版
	(4)	③ ⑥ 昭和 58 年 2 月 22 日、予防第 1083 号、衛生部長から保健所長宛、「山口県優生保護審査会への出席答弁について（依頼）」* 貴所保健婦の出席依頼、昭和 58 年 3 月 18 日開催
	(5)	③ ⑥ 昭和 58 年 2 月 22 日、予防第 1083 号、山口県優生保護審査会員宛、「山口県優生保護審査会の開催について」* 貴所保健婦の出席依頼、昭和 58 年 3 月 18 日開催
	(6)	⑤ ⑥ 昭和 58 年 3 月 7 日、予防第 1136 号、山口県優生保護審査会員宛、「山口県優生保護審査会の議案送付について」* 昭和 58 年 3 月 18 日開催
	(7)	⑥ 昭和 58 年 3 月 18 日、第 1187 号、「優生手術の決定について 伺」* 適に決定 4 件、否に決定 2 件
	(8)	⑦ 案の 1、昭和 58 年 3 月 22 日、第 1187 号、山口県衛生部長から□□（申請医師、複数人）、「件名」、* 申請 12 条で適
	(9)	⑦ 案の 2、昭和 58 年 3 月 22 日、山口県衛生部長から申請医師□□宛（複数人）、* 申請 12 条で否と決定、理由記載。
	(10)	⑦ 案の 3、昭和 58 年 3 月 22 日、第 1187 号、山口県衛生部長から保護義務者□□宛、「件名」、* 申請 12 条で否と決定、理由記載。
	(11)	案の 4、第 1187 号、山口県衛生部長から保健所長宛（1、2、3、4 とあるので、4 カ所と推定）、「件名」、* 優生手術の早急実施を指導、実施状況調べの作成・報告
	(12)	案の 5、第 1187 号、衛生部長から保健所長（1、2 とあるから 2 カ所と推定）宛、「件名」、* 2 件を否と決定
	(13)	別紙様式 優生手術実績状況調
	(14)	⑪ 昭和 58 年 5 月 6 日、宇保第 232 号、□□保健所長から衛生部長宛、「優生手術実施状況調の送付について」
	(15)	⑫ 昭和 58 年 9 月 19 日、宇保第 557 号、□□保健所長から衛生部長宛、「優生手術実施状況調の送付について」* 手術中止の報告
	(16)	⑩ 昭和 58 年 4 月 12 日、■島保第 117 号、□□保健所長から衛生部長宛、「優生手術実施状況調について」*
	(17)	⑨ 昭和 58 年 4 月 7 日、岩保第 167 号、□□保健所長から衛生部長宛、「優生手術実施状況について」

	(18)	⑧	昭和 58 年 3 月 31 日、防保第 1036 号、山口県□□保健所長から衛生部長宛、「優生手術実施状況について」＊
	(19)	④ ⑥	昭和 58 年 3 月 4 日、起案者 予防課精神衛生係、「山口県優生保護審査会の議事について 伺」＊3 月 18 日開催、12 条で 6 件の申請、議事のマニュアルあり
	(20)		優生保護法抜粋、優生保護法成功例抜粋
	(21)	③ ⑥	昭和 58 年 2 月 22 日、予防第 1083 号、山口県優生保護審査会委員宛、「山口県優生保護審査会の開催について」＊3 月 18 日、会議次第あり。第 6 号議案まで。

1982（昭和 57）年 9 月 22 日起案「昭和 57 年度山口県優生保護審査会の開催予定について（通知）」によれば、「年 1 回開催することとして予算計上」し、「昭和 58 年 1 月中旬から 2 月中旬頃までの間に適当な日（1 日）に開催」とある。そして、「案」（予防第 653 号、昭和 57 年 9 月 24 日付）で、山口県衛生部長から各保健所長（含む下関市）宛に、申請もれのないよう保健所管内に周知が求められた。また、「優生手術申請書の申請内容については、下記事項に留意され書類審査をしたものを取りまとめ、12 月 15 日（水）までに山口県衛生部予防課長宛提出（申請のない場合はないことを報告）」が求められた。また、「申請に基づく実地調査及び山口県優生保護審査会に付議する議案の作成については、昭和 57 年（注・船橋、58 年の誤記と推定）1 月に予定しており、優生手術申請書の提出をまって改めて依頼することがある」とあった。留意事項は以下のとおりで、前 1981（昭和 56）年度と同じである。

「1 優生手術申請書には必ず申請の法的根拠（法第 4 条または第 12 条のいずれか）を明記すること。

2 申請者は必ず医師であること。

3 申請理由の欄には、病名だけを記入する例があるが、優生手術を必要とする理由を、具体的にかつわかり易く記入すること。

4 山口県優生保護審査会での審査は書類審査であるので、健康診断書の記載内容は、病名に対する経過及び現在の症状を詳細に記入すること。したがって、医師は精神科医師が望ましいこと。

5 遺伝調査中、『本人の血族中遺伝にかかった者』欄について、かかったものがない場合でも空欄にせず、いない旨を記入すること。

6 申請にあたっては必ず保護義務者の同意書（必ず署名で押印されたもの、又未成年者の場合は親権を行なう者として両親の同意を必要とする）を徴し添付すること。

7 参考資料として次の資料をできるだけ添付すること。（但し法第 4 条の申請の場合は必ず添付すること）

(1) 優生手術を受くべき者を中心とした 4 親等内の系図

(2) 優生手術を受くべき者の生育歴及び行動記録」

（3）家族の状況調査書」

以上の活字版が「予防第 653 号、昭和 57 年 9 月 24 日、山口県衛生部長から各保健所長宛、「昭和 57 年度優生保護審査会の開催予定について（通知）」である。もう一つの、1983（昭和 58）年 2 月 22 日付（予防第 1083 号）衛生部長から保健所長宛「山口県優生保護審査会への出席答弁について（依頼）」は、「当日議案の内容の説明者として調査を担当した貴所保健婦の出席」依頼である。3 月 4 日付（起案者 予防課精神衛生係）で、「山口県優生保護審査会の議事について 伺」があり、3 月 18 日開催であること、12 条で 6 件の申請があること、に加え「山口県優生保護審査会の議事」のマニュアルが下記のとおりある。添付として、「優生保護法抜粋」「優生保護法施行例抜粋」がある。

Figure 1

◆ 2010 年 10 月 10 日

[illegible]

附錄 2

◆ 家庭治療

5 研究所書記室 此位 16

(06-175269)

239

[illegible]

2014年12月24日

“**THE** **WORLD** **IS** **YOUR** **STAGE**”

Figure 1

山西省安全生产监督管理局

貯り。山口榮俊生保護會並今を附
 けず。本會並今の手段は、そのあり本
 日。各の街並、あり。倫生保護會
 施行令、第1条の規定に基つて、是
 手段に達してあり。當會並改定、
 可。

邵佩公先生手。宋蘭生印。藏之。子中乙酉仲夏。

(一、我國生計政策)

(附)

吉備生保護會志士の募集の仕度済に
付い、昨年5月1日先生方には参上を希望
いたして以来、本日の様におの密着会に
あります、御座いましたら、おたのしみです
です、貴方に入社された方、貴方所属の
委員の御紹介を、おたのしみです、おたのしみです、
誠に、お名前を申しあげます、何卒
御座席のままで、お参りください。

李 德 生

1. $2x^2 + 3x - 5 = 0$

Dr. J. C. McLean

例2 在正三棱柱中，求二面角 A_1-BC-A 的平面角。

の [redacted] [redacted] [redacted] [redacted]
[redacted] [redacted] [redacted] [redacted]
[redacted] [redacted] [redacted] [redacted]

(大席をおおはせ)

なお、本日の修習大席につきましては、見直し
本席定員の増減に不都合に中におよぼすおそれ、
以上で御報告を終ります。

次に厚生保護法案の各条の項の解説に
おき、委員と委員の立派にあり望むべきこと
に述べあります。

(おさじあ [redacted] 立派なところ)
(立派にふく)

[redacted] [redacted] [redacted] [redacted]
おありする [redacted] [redacted] [redacted] [redacted]
[redacted] [redacted] [redacted] [redacted]
(立派の立派なところ)

おさじあ [redacted] [redacted] [redacted] [redacted]
委員大席へお報告いたします。

(委員大席へ移動)

では、委員と委員の立派にあり望むべきこと
の中におよぼすおそれ、

厚生保護法案の各条の項の解説 (第)

委員大席

[redacted]

[redacted]

[redacted]

事務局

山口県優生保護審議会議事

委員五

是日、御推定により会期委員長と
議事進行としておこなったのでこれに
おきかへた。よろしくお尋ねのことです。
本日、優生保護法案の案の決定に
基つて申請書の件提出のやり取りです。

この日、11月4日の優生手続で月3に
お違ふところあり、この日を審議院の
ありです。

審議院に入りの議事録署名委員と
委員の出席の状況は、この日は、
出席の状況は、

(登壇の状況あり)

この日は、委員の出席の状況は、
出席の状況は、

この日は、委員の出席の状況は、

申請書類の件を、第1号議事録の第6号
議事録ととし、お尋ねの点にお答えあり
て、議事録の順序により、御審議院の
ことと思ひます。

第1号議事録について御説明に、この日は、

議事録 朗読

委員五

以上、第1号議事録について、御審議院
御意見は、この日は、

(質疑、意見等あり)

この日は、御審議院のこの日は、手続に
お違ふところあり、この日は、

(手続あり)

御意見のこの日は、この日は、

第2号議事録 以下同様

第3号議事録

第4号議事録

第5号議事録

第6号議事録

委員五

以上、第6号議事録について、御審議院
御意見は、この日は、

この日は、御審議院のこの日は、

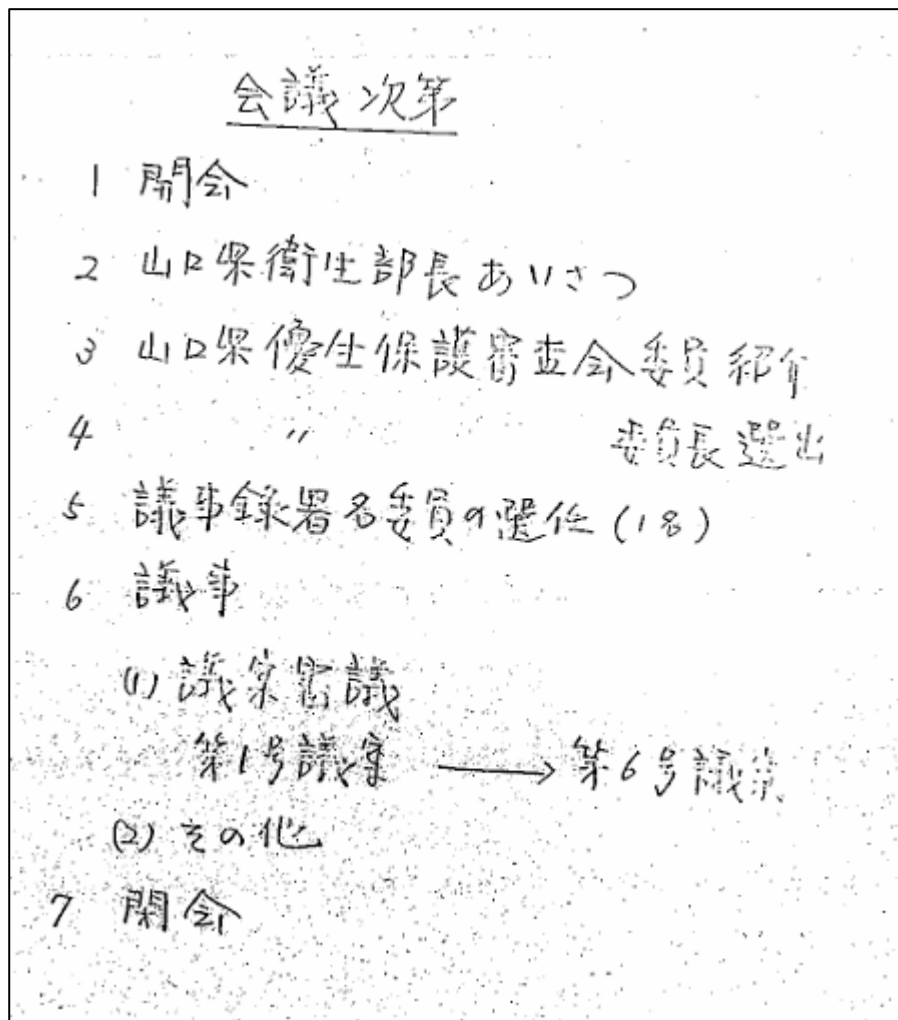
この日は、御審議院のこの日は、

この日は、御審議院のこの日は、

昭和 58 年 2 月 22 日、予防第 1083 号、山口県優生保護審査会委員宛、「山口県優生保護審査会の開催について」があり、3 月 18 日開催予定で、会議次第（写真）があり、第 6 号議案（6 人分）まで申請があったことがわかる。

そして、3 月 7 日付（予防第 1136 号）で、山口県優生保護審査会委員宛に「山口県優生保護審査会の議案送付について」があり、議案が送付されている。

「s 33－s 63 優生保護審査会議事録①」によれば、1983（昭和 58）年 3 月 18 日（14:00～16:00・120 分、山口県議会棟参与員控室 B）で優生保護審査会が開催された。委員は 7 人出席（全委員 9 人）で、その他の出席者として、事務局と説明者がいた。審査会は 2 年ぶりの開催で、1979（昭和 54）年 3 月に開催してから、1980・1981（昭和 55、56）年度は開催されていない。今回は、6 件の申請があり、いずれも優生保護法第 12 条の規定に基づく申請だった。審査の結果、申請者 6 人（法第 12 条）中、「適」が 4 人（第 1 号、2 号、3 号、4 号）、「否」が第 5 号・1 人、「保留」が第 6 号・1 人と判定された（審査会の詳細は、第二部参照）。



昭和 58 年 2 月 22 日、予防第 1083 号、山口県優生保護審査会委員宛、「山口県優生保護審査会の開催について」
* 3 月 18 日、会議次第あり。第 6 号議案まで

審査会の結果を受けて、3 月 18 日付（第 1187 号）「優生手術の決定について 伺」があり、結果の通知を、「適に決定 4 件、否に決定 2 件」の計 6 件への通知案が起案された。「

案の 1」(昭和 58 年 3 月 22 日、第 1187 号)は、申請医師(4 医師)への通知で、申請 12 条に対し「優生手術を行なうことを適当と認めると決定」とある。「案の 2」(3 月 22 日)は、申請医師□□宛(2 人)に申請 12 条で「否と認めると決定された」とあり、その理由が記載されている。

「1 □□(申請者の氏名と思われる)

(1) 14 才で~~は~~手術をすることは時期尚早~~ではないで~~しょうか。

(2) 妊娠の可能性が高いのであれば、その状況を詳しく説明~~して~~ください(すること)。

(3) 両親の手術に対する動機~~(高い理由)~~について、明確に明記されるようお願いしま~~す~~ (すること)。

2 □□(申請者の氏名と思われる)

(1) 検査入院のようですが、診断病名(精神分裂病の疑)に対する意見をあげてください。

(2) 入院治療を行うことにより、現申請のような事件は防止できる可能性は認められない~~■■~~(不明文字)。可能性の有無を記すこと。」

理由は下記の通りであるから、改めて申請
24の場合には再度同意の注申請書も提出しな
さうと願ひします。

記

1.

(1) 14才の成育年齢とあることは時期尚早である

と述べられている。

(2) 女生娘の可成程の病状にのみ注意が払われている

状況に詳しく説明はなされていない。

(3) 両親の同意に及ぶ同意(生母の同意)について
明記がなされていない。また、その同意の
時期も明記されていない。

2.

(1) 検査入院の目的、診断病名(精神

科の病名確定)に対する意見も与えられて

ない。

(2) 入院治療を行うことにより現申請がなされる
病状の可成程の病状を認めること。

病状の可成程の病状を認めること。

検査入院の目的、診断病名

「案の3」（3月22日、第1187号）は、保護義務者宛、「案の4」（第1187号）は、保健所長宛（1、2、3、4とあるので、4カ所と推定）で、「優生手術の実施にあたっては、申請の動機や時期等を勘案し、実情を検討のうえ、早急に実施するよう指導」することが求められている。また、「決定に対する実施状況を承知したいので・・・優生手術実施状況調べを昭和58年3月31日現在で作成したものを、4月11日までに・・・衛生部予防課長宛提出」とあった。「案の5」は2件宛で、否と決定された関係者である。「別紙様式 優生手術実施状況調」は次の写真である。

別紙様式

優 生 手 術 実 施 状 況 調

保 健 所

優生手術を受けた者	保 護 者 名	実施年月日	実施した医師名	術後の経過	備 考

注意 決定通知後、未実施者については予定があればその予定の状況、予定がなければその理由を「備考」欄等を利用して記入すること。

「優生手術実績状況調」が保健所から衛生部長宛に届いている。5月6日付（宇保第232号）は、宇部保健所（注・船橋 「宇保」から宇部と推定）からと、9月19日（宇保第557号）では「8月上旬実施予定にしておりましたが・・・手術を中止することになりました」とある。4月12日（■保第117号）、4月7日付（岩保第167号、注・船橋 岩国保健所と推定）、3月31日（防保第1036号、注・船橋 防府保健所と推定）からも報告があった。

15 1983（昭和58）年度の山口県の優生手術関係の動向

1983（昭和58）年度にかかわる開示資料は以下のとおりである。

表 15・1 1983（昭和 58）年度山口県優生手術に係る開示資料一覧（優生保護相談所を除く）

1 優生保護審査会開催について

1982（昭和 57）年度にかかわる開示資料は 1 文書のみで、優生保護審査会に関するものである。

15・1 優生保護審査会について

表 15・2 審査会関係資料詳細一覧

優生保護審査会開催について		
1	(1)	① 昭和 58 年 11 月 15 日起案、起案者 予防課精神衛生係、「昭和 58 年度山口県優生保護審査会の開催予定について（通知） 伺」* 年 1 回開催（1 月下旬から 3 月上旬の適当な日に開催予定）
	(2)	② 案、予防第 864 号、昭和 58 年 11 月 16 日、山口県衛生部長から各保健所長（含む下関市）宛、「件名」、優生保護審査会 2 月中旬開催予定、保健所管内に周知、留意事項あり、現地調査を保健所に依頼。
	(3)	③ □保第 812 号、昭和 58 年 12 月 20 日、□保健所長から予防課長宛、「昭和 58 年度優生保護審査会の開催について（回答）」、該当なし
	(4)	② 昭和 58 年 11 月 16 日、予防第 864 号、山口県衛生部長から各保健所長宛、「山口県優生保護審査会の開催について（通知）」* 留意事項
	(5)	⑤ 昭和 59 年 1 月 10 日、保第 1044 号、予防課長宛、「昭和 58 年度山口県優生保護審査会の開催について」* 該当なし
	(6)	⑥ 昭和 59 年 1 月 13 日、保第 756 号、予防課長宛、「昭和 58 年度山口県優生保護審査会の開催について」* 該当ありません
	(7)	⑥ 昭和 59 年 1 月 13 日、保第 1272 号、衛生部長宛、「昭和 58 年度山口県優生保護審査会について」* 該当ありません
	(8)	⑨ 昭和 59 年 1 月 20 日、保第 1070 号、衛生部長宛、「昭和 58 年度山口県優生保護審査会の申請について」* 該当ありません
	(9)	⑥ 昭和 59 年 1 月 13 日、保第 1008 号、県予防課長宛、「昭和 58 年度山口県優生保護審査について（通知）」* 該当ありません
	(10)	⑥ 昭和 59 年 1 月 13 日、保第 756 号、衛生部長宛、「昭和 58 年度山口県優生保護審査会の開催について（回答）」* 該当ありません
	(11)	⑧ 昭和 59 年 1 月 17 日、保第 699 号、予防課長宛、「昭和 58 年度山口県優生保護審査会の申請について」* 該当なし
	(12)	⑦ 昭和 59 年 1 月 14 日、保第 820 号、衛生部長宛、「優生手術の申請について」* 申請はありません
	(13)	⑥ 昭和 59 年 1 月 13 日、保第 839 号、山口県衛生部長宛、「優生手術申請書の提出について」* 該当者がありません

(14)	⑥	昭和 59 年 1 月 13 日、保第 863 号、衛生部長宛、「優生手術の申請について(回答)」 *該当はありません
(15)	④	昭和 58 年 12 月 28 日、保第 769 号、衛生部長宛、「優生保護審査会の開催について」*該当がありません。
(16)	⑧	昭和 59 年 1 月 17 日、保第 742 号、衛生部長宛、「昭和 58 年度優生手術申請書の提出について」*申請がありません
(17)	⑧	昭和 59 年 1 月 17 日、保第 611 号、衛生部長宛、「昭和 58 年度優生保護審査会の開催について (回答)」*申請者なし
(18)	⑦	昭和 59 年 1 月 14 日、防保第 1122 号、衛生部長宛、「昭和 58 年度優生保護審査会の申請書提出について」*該当なし

昭和 58 年 11 月 15 日起案（起案者 予防課精神衛生係）の「昭和 58 年度山口県優生保護審査会の開催予定について（通知） 伺」には、「年 1 回開催することとして予算計上」し「昭和 59 年 1 月下旬から 3 月上旬までの間の適当な日に開催」予定とある。「案」（予防第 864 号、昭和 58 年 11 月 16 日付）として、山口県衛生部長から各保健所長（含む下関市）宛で優生保護審査会の開催を「2 月上旬（注、1 月下旬を斜線で消去して、書き換え）から 3 月下旬」に予定としている、そして「貴保健所管内の関係者へ・・・周知」を依頼している。なお、「優生手術実施にあたっては書類による申請に限り、電話連絡、照会等によるものは受け付けられませんのでご指導ください」とある。下記のような「留意事項」を示し、「書類審査をしたものを取りまとめ 12 月 20（火）にまでの山口県衛生部予防課長までに提出」とあった。また「申請書の提出がない場合は、ない旨をお知らせ下さい」とあった。以上の内容を、昭和 58 年 11 月 16 日付（予防第 864 号）で、山口県衛生部長から各保健所長宛「山口県優生保護審査会の開催について（通知）」で発出している。留意事項は、昨年（1982〔昭和 57〕年度）のものと比べると、「1 申請書提出による現地調査」項と「2 優生手術申請書」項が加えられ、これまでの項目は「3 申請書作成にあたって留意すること」とまとめられた。ている。内容は以下のとおり。

「1 申請書提出による現地調査

昭和 59 年 1 月に提出された保健所に改めて依頼する。

2 優生手術申請書

別添様式による、必要な場合は予防課へ請求すること。

3 申請書作成にあたって留意すること

(1) 優生手術申請書には必ず申請の法的根拠（優生保護法第 4 条、第 12 条のいずれか）を明記すること。

(2) 申請者は必ず医師であること。

- (3) 申請理由の欄には、病名だけを記入している例があるが、優生手術を必要とする理由を、具体的にかつわかり易く記入すること。
- (4) 山口県優生保護審査会での審査は書類審査であるので、健康診断書の記載内容は、病名に対する経過及び現在の症状を詳細に記入すること。
- (5) 遺伝調査中、「本人の血族中遺伝にかかった者」欄について、かかったものがない場合でも空欄にせず、いない旨を記入すること。
- (6) 申請にあたっては必ず保護義務者の同意書（必ず署名で押印されたもの、又優生手術を受くべき者が未成年者の場合は親権を行なう者として両親の同意を必要とする）を徴し添付すること。
- (7) 参考資料として次の資料をできるだけ添付すること。（但し法第 4 条の申請の場合は必ず添付すること）

ア優生手術を受くべき者を中心とした 4 親等内の系図

イ優生手術を受くべき者の生育歴及び行動記録」

ウ家族の状況調査書」

以上、衛生部からの通知を受けて、保健所は以下のように衛生部長あるいは予防課長に回答している。回答文は 15 か所からあり、いずれも「該当なし」とのことであった。

表 15・3 各保健所からの優生手術申請にかかわる回答一覧 ※順番は資料掲載順とした。

	起案番号、日付	回答
1	昭和 58 年 12 月 20 日、□保第 812 号、	該当なし
2	昭和 59 年 1 月 10 日、□保第 1044 号	該当なし
3	昭和 59 年 1 月 13 日、□保第 756 号	該当ありません
4	昭和 59 年 1 月 13 日、□保第 1272 号	該当ありません
5	昭和 59 年 1 月 20 日、□保第 1070 号	該当ありません
6	昭和 59 年 1 月 13 日、□保第 1008 号	該当ありません
7	昭和 59 年 1 月 13 日、□保第 756 号	該当ありません
8	昭和 59 年 1 月 17 日、□保第 699 号	該当なし
9	昭和 59 年 1 月 14 日、□保第 820 号	申請はありません
10	昭和 59 年 1 月 13 日、□保第 839 号	該当者がありません
11	昭和 59 年 1 月 13 日、□保第 863 号	該当はありません
12	昭和 58 年 12 月 28 日、□保第 769 号	該当がありません。
13	昭和 59 年 1 月 17 日、□保第 742 号	申請がありません
14	昭和 59 年 1 月 17 日、□保第 611 号	申請者なし
15	昭和 59 年 1 月 14 日、防保*第 1122 号 *「防保」は防府保健所と推定	該当なし

「s33- s 66 優生保護審査会議事録②」によれば、記録の記載はない。審査会が開催されなかったものと推定できる。

優 生 手 術 申 請 書					
優生手術を受くべき者	本籍	氏名	M T S	年 月 日 生	性 別
	住 所	生年 月 日			
現住所	年齢	歳	性別	男 女	
申請理由					
申請者 (医師)	診療科目	住 所	職 業		
	氏 名	考 査			
附 記					
上記優生保護法第 条の規定により優生手術を行うことの 適否に関する審査を申請します。 昭和 年 月 日 山口県優生保護審査会 殿					

健 康 診 断 書		同 意 書	
優生手術を受くべき者の住所・氏名・年齢及び性別		住 所	
病 名		氏 名	
発病後の経過		生 年 月 日	M T S 年 月 日 生 歳
現在の症状		上記の者について、優生保護法第 条の審査を申請することに同意します。	
上記のとおり診断する。 昭和 年 月 日 住 所 氏 名		昭和 年 月 日	
遺 伝 調 査 書			
優生手術を受くべき者	氏 名	年齢	続柄
本人の血族中遺伝病にかかった者			
昭和 年 月 日			
住 所 医師氏名			
		保護義務者住所 本人との続柄 氏 名	

16 1984（昭和 59）年度の山口県の優生手術関係の動向

1984（昭和 59）年度にかかわる開示資料は以下のとおりである。

表 1984（昭和 59）年度山口県優生手術に係る開示資料一覧（優生保護相談所を除く）	
1	S 59 山口県優生保護審査会委員について
2	S 59 山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について
3	S 59 山口県優生保護審査会委員候補者の推薦について
4	優生保護審査会開催について
5	s33- s 63 優生保護審査会議事録①

1984（昭和 59）年度にかかわる開示資料は 5 文書あり、中身で大別すると、優生保護審査会委員の人事（解任、選任、任命）に関すること、優生保護審査会に関することの 2 つに大別できる。

16・1 優生保護審査会委員について

優生保護審査会の委員に関する開示資料は、次の通りです。

表 16・2 審査委員関係資料一覧

1	S 59 山口県優生保護審査会委員について
2	S 59 山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について
3	S 59 山口県優生保護審査会委員候補者の推薦について

この中身を、さらに時間軸でわかるように（○の中の数値で順番を表記）、併せて中身を見ると、次のようになる。

表 16・3 審査委員関係資料詳細一覧

1	S 59 山口県優生保護審査会委員について		
	(1)	⑩ ⑨	昭和 59 年 8 月 22 日起案、起案者 予防課精神衛生係、「山口県優生保護審査会委員について 伺」*昭和 59 年 7 月 16 日の人事異動で交代
	(2)	⑧	山口県優生保護審査会委員名簿、昭和 59 年 5 月 1 日現在
2	S 59 山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について		
	(3)	⑧	昭和 59 年 5 月 1 日起案、起案者 予防課精神衛生係、「山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について（依頼） 伺」
	(4)	⑧	山口県優生保護審査会委員名簿、昭和 59 年 5 月 1 日現在
	(5)	⑧	案の 1、昭和 59 年 5 月 1 日付、山口県知事 平井龍、「任命する」
	(6)	⑧	案の 2、昭和 59 年 5 月 1 日、予防第 265 号、山口県知事 平井龍から□□宛(5 名)、「山口県優生保護審査会委員の任命について（依頼）」、「任命しました」

	(7)	⑧	案の 3、昭和 59 年 5 月 1 日付、山口県知事 平井龍から優生保護審査会委員宛（6 名）、「拝啓」文書＊委員の依頼
	(8)	⑧	山口県優生保護審査会委員名簿、昭和 59 年 5 月 1 日現在順不同
	(9)	③	昭和 59 年 4 月 9 日付、□□から山口県衛生部長宛、「役員改選に伴う推薦委員等の異動について」＊委員の変更
	(10)	⑤ ②	昭和 59 年 4 月 14 日付、「山口県優生保護審査会委員候補者の推薦について」＊4 月 6 日付予防第 78 号の回答
	(11)	④	昭和 59 年 4 月 13 日付、□□から山口県衛生部長宛、「山口県優生保護審査会委員候補者の推薦について」
	(12)	⑥ ②	昭和 59 年 4 月 17 日付、□□から山口県衛生部長宛、「山口県優生保護審査会委員の推薦について」＊4 月 6 日付予防第 78 号の回答
	(13)	⑦ ②	昭和 59 年 4 月 26 日付、□□から山口県衛生部長宛、「山口県優生保護審査会委員の推薦について」＊4 月 6 日付予防第 78 号の回答、山口県社会福祉協議会の野紙
3	山口県優生保護審査会委員候補者の推薦について		
	(14)	①	昭和 59 年 4 月 5 日付起案、起案者 予防課精神衛生係、「山口県優生保護審査会委員候補者の推薦について 伺」＊委員の推薦をもらっている機関への依頼
	(15)	②	案、予防第 78 号、昭和 59 年 4 月 6 日付、山口県衛生部長から□□宛（複数人）、「件名」、＊新委員候補者の推薦依頼
	(16)	⑧	山口県優生保護審査会委員名簿、昭和 57 年 5 月 1 日付
	(17)	⑧	昭和 59 年 5 月 1 日付、山口県知事 平井龍、「任命する」
	(18)	⑧	昭和 59 年 5 月 1 日付、予防第 265 号、山口県知事 平井龍から□□宛、「山口県優生保護審査会委員の任命について（依頼）」＊機関への任命者への配慮依頼
	(19)	⑧	昭和 59 年 5 月 1 日付、山口県知事 平井龍から□□宛、「拝啓文書」＊委員の確認と協力依頼
	(20)	⑧	昭和 59 年 5 月 1 日付、山口県知事 平井龍から□□宛、「拝啓文書」＊委員の確認と協力依頼、上記と宛先が異なると推定

優生保護審査会の委員に関する開示文書は、ファイル 1～3 で資料(1)～資料(20)である。

1984（昭和 59）年 4 月 5 日付起案（起案者 予防課精神衛生係）の「山口県優生保護審査会委員候補者の推薦について 伺」で「昭和 59 年 4 月 30 日をもって任期満了になるので、委員の推薦をもらっている機関に対して」依頼するとある。「案」（予防第 78 号）は、昭和 59 年 4 月 6 日付で、山口県衛生部長から□□宛（複数機関）で、「新委員候補者の推薦」を依頼している（送付期限 4 月 21 日）とある。その回答が、5 通（4 月 9 日付、4 月 14 日付、4 月 13 日付、4 月 17 日付、4 月 26 日付）ある。

それらの回答を受けて、5 月 1 日付起案（予防第 265 号）で、山口県知事 平井龍から□□宛で「山口県優生保護審査会委員の任命について（依頼）」が出され、各機関へ「委員への配慮」をお願いしている。各委員宛の山口県知事 平井龍名の任命書（5 月 1 日付）があり、委員名の確認と協力依頼通知（5 月 1 日付、「拝啓文書」が 2 通）がある。

さらに、5月1日起案（起案者 予防課精神衛生係、「山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について（依頼） 伺」では、委員の任命の発令を「案の1」（5月1日付、任命諸）、「案の2」（5月1日、予防第265号）を、山口県知事 平井龍から□□宛（5名）に「山口県優生保護審査会委員の任命について（依頼）」として、「任命しました」と出している。また、「案の3」（5月1日付）で、山口県知事 平井龍から優生保護審査会委員宛（6名）に「拝啓」文書を出し、委員の依頼をしている。山口県優生保護審査会委員名簿（昭和59年5月1日現在）を添付している。

1984（昭和59）年8月22日起案（起案者 予防課精神衛生係）の「山口県優生保護審査会委員について 伺」によれば、「優生保護審議会委員について…昭和59年5月1日付をもって任命したところですが、昭和59年7月16日の人事異動で交代…委員名簿を訂正」を求めている。

16・2 優生保護審査会の開催

優生保護審査会の開催に係る開示資料は、次の通りである。

表 16・4 審査会関係資料

4	優生保護審査会開催について

この中身を、さらに時間軸でわかるように（○の中の数値で順番を表記）、併せて中身を見ると、次のようになる。

表 16・5 審査会関係資料詳細一覧

s 60 優生保護審査会開催について			
4	21	① ③	昭和60年1月8日起案、「山口県優生保護審査会の開催について（通知） 伺」＊4条は申請なし、12条1件、昭和60年1月31日開催
	22	② ③	案の1、予防第1059号、昭和60年1月11日、□□から山口県優生保護審査会委員宛、「件名」、昭和60年1月31日開催、議案は後日送付。
	23	②	案の2、予防第1059号、昭和60年1月11日、□□から山口県地方検察庁検事正／山口県家庭裁判所長（宛名は2通）、「件名」＊出席へのご高配、活字版。
	24	② ③	案の3、予防第1059号、昭和60年1月11日、衛生部長から岩国保健所長宛、「山口県優生保護審査会への出席答弁について（依頼）」＊調査を担当した貴所保健婦の出席依頼、昭和60年1月31日開催
	25	②	昭和60年1月11日、予防第1059号、山口県優生保護審査会委員 □□宛、「山口県優生保護審査会の開催について（通知）」＊出席依頼、活字版。
	26	② ③	昭和60年1月11日、予防第1059号、□□から山口県家庭裁判所長宛、「山口県優生保護審査会の開催について（通知）」＊昭和60年1月31日開催、判事 八■■■人の出席依頼、活字版。

27	④	昭和 60 年 2 月 4 日起案、起案者 予防課精神衛生係、「優生手術を行なうことの適否の決定について（通知） 伺」*適に決定 1 件
28	⑤	案の 1、昭和 60 年 2 月 7 日、予防第 1143 号、山口県衛生部長から申請医師□□宛、「件名」、*決定結果の通知
29	⑤	案の 2、昭和 60 年 2 月 7 日、予防第 1143 号、山口県衛生部長から□□宛、*決定結果の通知。
30	⑤	案の 3、昭和 60 年 2 月 7 日、予防第 1143 号、衛生部長から岩国保健所長宛、「件名」、*早急な手術の実施と実施状況の報告を要請、12 条で適

1984（昭和 59）年度の優生保護審査会は、1985（昭和 60）年 1 月 31 日に開催されている。開催のための起案が、昭和 60 年 1 月 8 日付「山口県優生保護審査会の開催について（通知） 伺」があり、開催日は昭和 60 年 1 月 31 日で、4 条の申請はなし、12 条が 1 件であった。「案の 1」（予防第 1059 号、1 月 11 日付）は、山口県優生保護審査会委員宛で、開催日等が記され、「議案は後日送付」とあった。「案の 2」（予防第 1059 号）は、1 月 11 日付で山口県地方検察庁検事正／山口県家庭裁判所長（宛名は 2 通）宛ての起案で、「出席へのご高配」とある。「案の 3」（予防第 1059 号）は、1 月 11 日付の衛生部長から岩国保健所長宛の「山口県優生保護審査会への出席答弁について（依頼）」で、「当日議案の内容を説明する必要があるので」「調査を担当した貴所保健婦の出席」を依頼している。それらの活字版（ファイル 4 の資料(5)）がある。

ファイル 4 の資料(6)の 1 月 11 日付（予防第 1059 号）の山口県家庭裁判所長宛「山口県優生保護審査会の開催について（通知）」から、「判事 八■■■人」の出席を依頼していることから家庭裁判所判事が委員であったことがわかる（文字は活字版）。

「s 33- s 63 優生保護審査会議事録」によれば、1984（昭和 59）年度の優生保護審査会は、1985（昭和 60）年 1 月 31 日（14:00～16:00・120 分、場所は山口県衛生部第 2 会議室）に開催され、委員は 7 名の出席（全委員 9 名）で、「その他の出席者」として、事務局と説明者（調査員）がいた。この調査者が、岩国保健所の保健婦と推定できる。なお「本審査会は 57 年度開催し、58 年度は申請がなく中止、本年（昭和 59）度 1 年とびの開催」とある。また、「昭和 57 年度は 58 年 3 月に開催、6 件審査し、58 年度は開かれておりません。本年度は 1 件の申請」で「優生保護法第 12 条の規定に基づく申請が 1 件提出」とある。詳細は第一部にゆずる。審査会の結果、申請者 1 人（法第 12 条）で「適」とされた。

この結果を受けて、1985（昭和 60）年 2 月 4 日起案（起案者 予防課精神衛生係）で「優生手術を行なうことの適否の決定について（通知） 伺」で「適に決定 1 件」に通知の起案が出された。「案の 1」（2 月 7 日付、予防第 1143 号）は、山口県衛生部長から申請医師宛の決定結果の通知、「案の 2」（2 月 7 日付、予防第 1143 号）は、山口県衛生部長から個人宛の「決定結果の通知」、「案の 3」（2 月 7 日、予防第 1143 号）は、衛生部長から岩国保健所長宛で「（注・船橋、優生手術の）実施にあたっては申請の動機や時期を考慮し、早急

に行うよう指導してください」とあり、その上「手術実施後は、・・・手術の実施状況調を衛生部予防課長宛提出」とあった。

17 1985（昭和 60）年度の山口県の優生手術関係の動向

1985（昭和 60）年度にかかわる開示資料は以下のとおりである。

表 17・1 1985（昭和 60）年度山口県優生手術に係る開示資料一覧（優生保護相談所を除く）	
1	S 60 山口県附属機関委員の異動に伴う後任候補者の推薦について
2	S 60 山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について
3	優生保護審査会開催について
4	s33- s 63 優生保護審査会議事録①

1985（昭和 60）年度にかかわる開示資料は 4 文書あり、中身で大別すると、優生保護審査会委員の人事（解任、選任、任命）に関すること、優生保護審査会に関することの 2 つに大別できる。

17・1 優生保護審査会委員について

優生保護審査会の委員に関する開示資料は、次の通りです。

表 17・2 審査委員関係資料一覧

1	S 60 山口県附属機関委員の異動に伴う後任候補者の推薦について
2	S 60 山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について

この中身を、さらに時間軸でわかるように（○の中の数値で順番を表記）、併せて中身を見ると、次のようになる。

表 17・3 審査委員関係資料詳細一覧

S 60 山口県附属機関委員の異動に伴う後任候補者の推薦について		
1	(1)	④ 昭和 60 年 4 月 12 日起案、起案者 予防課精神衛生係、「山口県附属機関委員の異動に伴う後任候補者の推薦について（依頼） 伺」*昭和 60 年 4 月 1 日の人事異動で後任判事の推薦依頼
	(2)	④ 案、予防第 102 号、昭和 60 年 4 月 12 日付、衛生部長から□□宛、「件名」*4 月 11 日付異動通知で、至急に委員の推薦。 ③
	(3)	山口県地方精神審議会委員名簿、昭和 58 年 10 月 1 日順不同
	(4)	山口県優生保護審査会委員名簿、昭和 59 年 5 月 1 日順不同。
	(5)	④ 予防第 102 号、昭和 60 年 4 月 12 日付、衛生部長から□□宛、「山口県附属機関委員の異動に伴う後任候補者の推薦について（依頼）」*4 月 11 日付異動通知で、至急に委員の推薦。 ③

2	S 60 山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について	
	(6)	⑤ 昭和 60 年 4 月 17 日起案、起案者 予防課精神衛生係、「山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について（依頼） 伺」*異動に伴う任命替え
	(7)	山口県優生保護審査会委員名簿、昭和 59 年 5 月 1 日現在
	(8)	② 事例案（新任）、昭和 60 年 4 月 1 日付、山口県知事 平井龍、「任命する」
	(9)	① 事例案（前任）、昭和 60 年 3 月 31 日付、山口県知事 平井龍、「免ずる」
	(10)	⑥ 案の 1、昭和 60 年 4 月 24 日、予防第 150 号、山口県知事 平井龍から□□宛(2 機関)、「山口県優生保護審査会委員の任免について（依頼）」*任命したことの通知と配慮願
	(11)	⑥ 案の 2、昭和 60 年 4 月 24 日付、山口県知事 平井龍から優生保護審査会委員宛（2 名）、「拝啓」文書*委員の在任中のお礼
	(12)	⑥ 案の 3、昭和 60 年 4 月 24 日付、山口県知事 平井龍から□□宛（2 名分）、「拝啓」文書*委員の任命依頼
	(13)	⑥ 昭和 60 年 4 月 24 日付、山口県知事 平井龍、「拝啓」文書、*上記文の活字文。
	(14)	⑥ 昭和 60 年 4 月 24 日付、山口県知事 平井龍、「拝啓」文書、*上記文の活字文。
	(15)	⑥ 昭和 60 年 4 月 24 日付、予防第 150 号、山口県知事 平井龍、「山口県優生保護審査会委員の任免について（通知）」*活字版。
	(16)	⑥ 昭和 60 年 4 月 24 日付、予防第 150 号、山口県知事 平井龍、「山口県優生保護審査会委員の任免について（通知）」*活字版。
	(17)	⑥ 昭和 60 年 4 月 24 日付、山口県知事 平井龍から□□宛、「拝啓」文書、*活字版。
	(18)	⑥ 昭和 60 年 4 月 1 日付、山口県知事 平井龍、「任命書」、活字版。
	(19)	⑥ 昭和 60 年 4 月 24 日付、予防第 150 号、山口県知事 平井龍から□□宛、「山口県優生保護審査会委員の任免について（依頼）」、活字版。
	(20)	⑥ 昭和 60 年 4 月 24 日付、山口県知事 平井龍から□□宛、「拝啓」文書、*活字版。
	(21)	⑥ 昭和 60 年 4 月 24 日付、山口県知事 平井龍から□□宛、「拝啓」文書、*活字版。
	(22)	① 昭和 60 年 3 月 31 日付、山口県知事 平井龍、「免ずる」、活字版

優生保護審査会の委員に関する開示文書は、ファイル 1～2 で資料(1)～資料(22)である。

1985（昭和 60）年 4 月 12 日起案（起案者 予防課精神衛生係）で「山口県附属機関委員の異動に伴う後任候補者の推薦について（依頼） 伺」があり、昭和 60 年 4 月 1 日の人事異動で後任判事の推薦を依頼して良いかとの起案で、旧委員は昭和 59 年 5 月 1 日委嘱で昭和 60 年 3 月 31 日まで、新委員（推薦依頼）は昭和 60 年 4 月 1 日から 61 年 4 月 30 日までの残留期間とある。「案」（予防第 102 号、昭和 60 年 4 月 12 日付）は、衛生部長から□□宛で、4 月 11 日付異動通知があったので、委員の推薦を至急お願いしている。交代期間は残留期間で 4 月 1 日に交代予定とある。昭和 60 年 4 月 12 日付（予防第 102 号）の衛生部長から□□宛の「山口県附属機関委員の異動に伴う後任候補者の推薦について（依頼）」に、4 月 11 日付異動通知で、至急に委員の推薦をお願いしている。

1985（昭和 60）年 4 月 17 日起案（起案者 予防課精神衛生係）の「山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について（依頼） 伺」は、異動に伴う任命替えにかかる文書である。「辞令案（新任）」（4 月 1 日付）の「任命する」、「辞令案（前任）」（3 月 31 日付）「免ずる」がある。「案の 1」（4 月 24 日付、予防第 150 号）は、山口県知事 平井龍から 2 機関に宛てた「山口県優生保護審査会委員の任免について（依頼）」で、任命したことの通知と配慮のお願いをしている。「案の 2」（4 月 24 日付）は、優生保護審査会委員 2 名に宛てた「拝啓」文書で、委員の在任中のお礼をしている。「案の 3」（4 月 24 日付）は、2 名に宛てた「拝啓」文書で、委員の任命依頼をしている。そしてそれらの活字文が、ファイル 2 の資料(13)から資料(22)である。

17・2 優生保護審査会の開催

優生保護審査会の開催に係る開示資料は、次の通りである。

表 17・4 審査会関係資料

3	優生保護審査会開催について

この中身をみると、次のようになる。

表 17・5 審査会関係資料詳細一覧

優生保護審査会開催について		
3	(1)	昭和 60 年 11 月 7 日起案、起案者 予防課精神衛生係、「昭和 60 年度山口県優生保護審査会の開催について（通知） 伺」
	(2)	案、予防第 916 号、昭和 60 年 11 月 11 日、山口県衛生部長から各保健所長宛、「件名」、2 月上旬から下旬開催、所管内への周知、書類による申請書の提出に限る、留意事項、

1985（昭和 60）年 11 月 7 日起案（起案者 予防課精神衛生係）の「昭和 60 年度山口県優生保護審査会の開催について（通知） 伺」で、審査会は年 1 回開催予定として、「案」（予防第 916 号、11 月 11 日付）として山口県衛生部長から各保健所長宛で、審査会を「2 月上旬から下旬開催」したいこと、「保健所管内の関係者に周知」、「書類による申請書の提出に限り、電話等による照会や連絡は申請として受け付けない」、「申請にあたっての留意事項」、「書類審査をしたものを 12 月 23 日までに山口県衛生部予防課等まで提出」とある。以下に、留意事項を記す。

「1 優生手術申請書提出による実地調査

昭和 61 年 1 月上旬に提出された保健所長に改めて依頼する。

2 優生手術の申請書

別添様式による。部数が必要な場合は、予防課に請求するか保健所でコピーして作成使用すること。

3 優生手術申請書作成に当たっての留意事項

- (1) 優生手術申請書には必ず申請の法的根拠（法第 4 条または第 12 条のいずれか）を明記すること。
- (2) 申請者は必ず医師であること。
- (3) 申請理由の欄には、病名だけを記入する例があるが、優生手術を必要とする理由を、具体的にかつわかり易く記入すること。
- (4) 山口県優生保護審査会での審査は書類審査であるので、健康診断書の記載内容は、病名に対する経過及び現在の症状を詳細に記入すること。したがって、医師は精神科医師が望ましいこと。
- (5) 遺伝調査中、「本人の血族中遺伝にかかった者」欄について、かかったものがない場合でも空欄にせず、いない旨を記入すること。
- (6) 申請にあたっては必ず保護義務者（注 以下資料がない）」

18 1986（昭和 61）年度の山口県の優生手術関係の動向

1986（昭和 61）年度にかかわる開示資料は以下のとおりである。

表 18・1 1986（昭和 61）年度山口県優生手術に係る開示資料一覧（優生保護相談所を除く）

1	S 61 山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について
2	S61 山口県優生保護審査会委員の任免について
3	S61 山口県優生保護審査会委員候補者の推薦について
4	優生保護審査会開催について
5	s33- s 63 優生保護審査会議事録②

1986（昭和 61）年度にかかわる開示資料は 5 文書あり、中身で大別すると、優生保護審査会委員の人事（解任、選任、任命）に関すること、優生保護審査会に関することの 2 つに大別できる。

18・1 優生保護審査会委員について

優生保護審査会の委員に関する開示資料は、次の通りです。

表 18・2 審査委員関係資料一覧

1	S 61 山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について
2	S61 山口県優生保護審査会委員の任免について
3	S61 山口県優生保護審査会委員候補者の推薦について

この中身を、さらに時間軸でわかるように（○の中の数値で順番を表記）、併せて中身を見ると、次のようになる。

表 18・3 審査委員関係資料詳細一覧

1	S 61 山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について		
	(1)	③	昭和 61 年 5 月 1 日起案、第 308 号、起案者 予防課精神衛生係、「山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について 伺」*任期満了に伴う委員の任命
	(2)	③	別記 優生保護審査会委員名簿、昭和 61 年 5 月 1 日現在
	(3)	③	案の 1、昭和 61 年 5 月 1 日、山口県知事 平井龍から委員氏名 6 名宛（県職員は除く）、「任命する」*任期は昭和 63 年 4 月 30 日まで
	(4)	③	案の 2、予防第 308 号、昭和 61 年 5 月 1 日付、山口県知事 平井龍から□□宛（5 名）、「山口県優生保護審査会委員の任命について（依頼）」*委員を任命した通知と配慮願い
	(5)	③	案の 3、昭和 61 年 5 月 1 日、山口県知事 平井龍から委員宛、「拝啓」文書、委員の任命依頼
	(6)	①	昭和 61 年 4 月 14 日付、予防課長宛、「役員改選に伴う推せん委員等の異動について」*山口県優生保護審査会会長、「県医」とあるから県医師会と思われる。
	(7)	④ ②	昭和 61 年 5 月 7 日付、山口県衛生部長宛、「山口県優生保護審査会委員候補者の推薦委について」*4 月 30 日付予防第 216 号の推薦方依頼への回答
	(8)	④ ②	昭和 61 年 5 月 7 日付、山口家裁総第 438 号、山口県衛生部長宛、「山口県優生保護審査会委員候補者の推薦について」*4 月 30 日付予防第 216 号への報告
	(9)	④ ②	昭和 61 年 5 月 7 日付、山口県衛生部長宛、「山口県優生保護審査会委員候補者の推薦について」*4 月 30 日付予防第 216 号の推薦方依頼への回答
2	(10)	⑤ ②	昭和 61 年 5 月 8 日付、山口県衛生部長宛、「山口県優生保護審査会委員候補者について」*4 月 30 日付予防第 216 号の推薦方依頼への回答、山口県社会福祉協議会の罫紙
	S 61 山口県優生保護審査会委員の任免について		
	(11)	⑥	昭和 61 年 10 月 29 日起案、起案者 予防課精神衛生係、「山口県優生保護審査会委員の任免について 伺」*2 名の人事異動に伴う任免
	(12)		案、「拝啓」文書、*任命依頼
3	(13)	③	山口県優生保護審査会委員名簿、昭和 61 年 5 月 1 日現在順不同
	S61 山口県優生保護審査会委員候補者の推薦について		
	(14)	②	昭和 61 年 4 月 30 日付起案、第 216 号、「山口県優生保護審査会委員候補者の推薦について（依頼）」*推薦をもらっている機関に対する依頼、ただし医師会は済み。
	(15)	②	案、昭和 61 年 4 月 30 日、予防第 216 号、山口県衛生部長から□□宛（複数個所）、「件名」、*4 月 30 日で満了のため新委員の推薦依頼
	(16)		優生保護審査会委員名簿、昭和 60 年 5 月 1 日現在

(17)	②	昭和 61 年 4 月 30 日付、予防第 216 号、山口県衛生部長から□□宛、「山口県優生保護審査会委員候補者の推薦について（依頼）」
(18)		優生保護審査会委員名簿、昭和 60 年 5 月 1 日現在
(19)	⑦	昭和 61 年 11 月 1 日付、山口県知事 平井龍から山口県優生保護審査会委員□□宛、「拝啓」文書＊委員の依頼
(20)	⑦	同上で昭和 61 年 11 月 1 日付、山口県知事 平井龍から山口県優生保護審査会委員□□宛、「拝啓」文書＊委員の依頼
(21)	③	昭和 61 年 5 月 1 日付、予防第 308 号、山口県知事 平井龍から□□宛、「山口県優生保護審査会委員の任命について（依頼）」任命した委員の通知と配慮願い
(22)	③	同上で昭和 61 年 5 月 1 日付、予防第 308 号、山口県知事 平井龍から□□宛、「山口県優生保護審査会委員の任命について（依頼）」任命した委員の通知と配慮願い
(23)	③	同上で昭和 61 年 5 月 1 日付、予防第 308 号、山口県知事 平井龍から□□宛、「山口県優生保護審査会委員の任命について（依頼）」任命した委員の通知と配慮願い
(24)	③	同上で昭和 61 年 5 月 1 日付、予防第 308 号、山口県知事 平井龍から□□宛、「山口県優生保護審査会委員の任命について（依頼）」任命した委員の通知と配慮願い
(25)	③	同上で昭和 61 年 5 月 1 日付、予防第 308 号、山口県知事 平井龍から□□宛、「山口県優生保護審査会委員の任命について（依頼）」任命した委員の通知と配慮願い
(26)	③	昭和 61 年 5 月 1 日付、山口県知事 平井龍、「任命書」
(27)	③	昭和 61 年 5 月 1 日付、山口県知事 平井龍から山口県優生保護審査会委員宛、「拝啓」文書、＊委員の依頼

優生保護審査会の委員に関する開示文書は、ファイル 1～3 で資料(1)～資料(27)である。

時間軸で見ると、ファイル 1 の資料(6)の 1986（昭和 61）年 4 月 14 日付の予防課長宛で「役員改選に伴う推せん委員等の異動について」が最も早い文書である。中身を検討すると、「4 月 1 日から新理事により業務を執行いたしており」、それに伴い「会務分担の一部変更」があり、委員の変更を通知するものである。変更する箇所は、「1 協議会等の名称及び役職名 山口県優生保護審査会 会長」、「2 県医推せん者の役職及び氏名 □□」（下線は船橋）とある。「県医」とあるから県医師会と思われ、県医師会から優生保護審査会の会長を出していた（推薦）ことがわかる。

ファイル 3 の資料(14)～資料(18)は、関係機関へ優生保護審査会委員候補者の推薦にかかわる文書である。1986（昭和 61）年 4 月 30 日付起案（第 216 号）「山口県優生保護審査会委員候補者の推薦について（依頼）」には「昭和 61 年 4 月 30 日をもって任期満了となるので委員の推薦をもらっている機関（県医師会は済み 注・船橋：上記で示した文書）に対して依頼」するとして、以下の案が示された。「案」（昭和 61 年 4 月 30 日付、予防第 216 号）として、山口県衛生部長から□□宛（複数個所）に、4 月 30 日で満了のため新委員の推薦依頼を、優生保護審査会委員名簿（昭和 60 年 5 月 1 日現在）をつけてしている。回答期限は 5 月 10 日となっている。送った証として割印がついている文書、昭和 61 年 4 月 30

日付（予防第 216 号）、山口県衛生部長（押印あり）から□□宛、「山口県優生保護審査会委員候補者の推薦について（依頼）」と添付された「優生保護審査会委員名簿」（昭和 60 年 5 月 1 日現在）がある。担当は山口県衛生部精神衛生係となっている。

この県衛生部からの推薦依頼を受けて、各機関から衛生部長への回答が届くのがファイル 1 の資料(7)～資料(10)の資料である。1986（昭和 61）年 5 月 7 日付の山口県衛生部長宛「山口県優生保護審査会委員候補者の推薦について」は、4 月 30 日付予防第 216 号の推薦方依頼への回答であり、同様に昭和 61 年 5 月 7 日付（山口家裁総第 438 号）の山口県衛生部長宛「山口県優生保護審査会委員候補者の推薦について」、昭和 61 年 5 月 7 日付の山口県衛生部長宛「山口県優生保護審査会委員候補者の推薦について」、昭和 61 年 5 月 8 日付の山口県衛生部長宛「山口県優生保護審査会委員候補者について」（山口県社会福祉協議会の罫紙を使用）はいずれも 4 月 30 日付予防第 216 号の推薦方依頼への回答で、優生保護審査会委員候補者の推薦である。回答を見ると、「山口家裁総第 438 号」とあることから、山口県家庭裁判所の職員が推薦されていること、回答を山口県社会福祉協議会の罫紙でしている点から考えて、山口県社会福祉協議会が関係機関にかかわっていた可能性も考えられる。

ファイル 1 の資料(1)～資料(5)とファイル 3 の資料(21)～資料(27)は、各機関から推薦された委員候補者を正式に任命する文書である。1986（昭和 61）年 5 月 1 日起案（第 308 号、起案者 予防課精神衛生係）の「山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について 伺」は優生保護審査会委員の任命にかかわるもので、案の 1 は発令、案の 2・案の 3 のとおり施行するものである。「別記」として「優生保護審査会委員名簿」（昭和 61 年 5 月 1 日現在）が添付されている。「案の 1」は、昭和 61 年 5 月 1 日付の山口県知事平井龍から委員氏名 6 名宛（県職員は除く）への「任命する」文書（任期は昭和 63 年 4 月 30 日まで）である。「案の 2」（予防第 308 号、昭和 61 年 5 月 1 日付）は、山口県知事 平井龍から□□宛（5 名）の「山口県優生保護審査会委員の任命について（依頼）」で、関係機関に宛てたもので、委員を任命した通知と配慮願いである。「案の 3」（昭和 61 年 5 月 1 日付）は、山口県知事 平井龍から各委員に宛てた「拝啓」文書で、任命依頼通知である。ファイル 3 の資料(21)から資料(25)及び資料(27)は、「案の 2」の各機関に送付された活字版である。資料(26)は、「案の 3」の個別に委員に送付された活字版である。

こうして 5 月に優生保護審査会の委員が定まったが、人事異動があり、委員の任免替えがあった。ファイル 2 の資料(11)の 1986（昭和 61）年 10 月 29 日起案（起案者 予防課精神衛生係）の「山口県優生保護審査会委員の任免について 伺」には、「2 名の委員の人事異動（転出、退職）に伴い」、委員の交代があった。「案」として「拝啓」文書があり、「任期は前任者の残留期間とし、昭和 63 年 4 月 30 日まで」とある。添付で、「山口県優生保護審査会委員名簿」（昭和 61 年 5 月 1 日現在順不同）がある。この 2 名への依頼が、ファイ

ル 3 の資料(19)・資料(20)で、昭和 61 年 11 月 1 日付の山口県知事 平井龍から山口県優
生保護審査会委員□□宛の「拝啓」文書（活字版）である。

18・2 優生保護審査会の開催

優生保護審査会の開催に係る開示資料は、次の通りである。

表 18・4 審査会関係資料一覧

4	優生保護審査会開催について
5	s33- s 63 優生保護審査会議事録②

この中身をみると、次のようになる。

表 18・5 審査会関係資料詳細一覧

優生保護審査会開催について		
4	(1)	案の 1、予防第 1356 号、昭和 62 年 2 月 12 日付、衛生部長から申請医師宛、「件名」 * 12 条申請で決定通知
	(2)	案の 2、予防第 1356 号、昭和 62 年 2 月 12 日付、山口県衛生部長から保護義務者 宛、「件名」* 決定通知
	(3)	案の 3、予防第 1356 号、昭和 62 年 2 月 12 日付、衛生部長から山口保健所長宛、「件 名」* 決定通知、実施の指導と報告書の提出、12 条で「適当」
	(4)	優生手術実施状況調
	(5)	予防第 1356 号、昭和 62 年 2 月 12 日付、衛生部長から山口保健所長宛、「優生手術 を行うことの適・否の決定について（通知）」* 決定通知、実施の指導と報告書の提 出、12 条で「適当」* 昭和 62 年 2 月 5 日優生保護審査会開催、* 決定通知、実施の 指導と報告書の提出、12 条で「適当」
	(6)	予防第 1356 号、昭和 62 年 2 月 12 日付、衛生部長から申請医師宛、「優生手術を行 うことの適・否の決定について（通知）」* 12 条申請で決定通知
	(7)	予防第 1356 号、昭和 62 年 2 月 12 日付、山口県衛生部長から保護義務者宛、「「優生 手術を行うことの適・否の決定について（通知）」* 決定通知

ファイル 5 の「s33- s 63 優生保護審査会議事録②」によれば、1987（昭和 62）年 2 月 5
日に優生保護審査会が開催されている。参加委員は 8 人（全委員は 9 人）で、その他の出
席者として「説明（調査）者」がいた。議事録には、「本審査会は、昭和 59 年度開催、60
年度は申請がなく中止、本年度 1 件申請があり、1 年おきの審査会の開催となりました」
とある。「本日は優生保護法第 12 条に基づく申請が 1 件提出・・・優生手術を行なうことが適
当であるかどうかを審議願う」とあり、審査の結果、「適」とされた。

ファイル4の資料(1)～資料(7)は、上記の審査結果の通知に関する文書である。「案の1」(予防第1356号、昭和62年2月12日付)は、衛生部長から申請医師宛で「さきに優生保護法第12条の規定に基づき申請された下記の者について別添優生手術適否決定通知書のとおり決定されたのでお知らせします」とある。「案の2」(予防第1356号、昭和62年2月12日付)は山口県衛生部長から保護義務者宛の同様の決定通知である。「案の3」(予防第1356号、昭和62年2月12日付)は、衛生部長から山口保健所長宛のもので、決定のお知らせとともに、「優生手術の実施にあたっては、申請の動機等を考慮し、適当な時期に行うよう指導してください」、また「手術実施後は別添優生手術実施状況調べを衛生部予防課長宛提出」とあり、「申請根拠法令 優生保護法第12条、優生手術の決定 適当」と記載されている。

「優生手術実施状況調」は、次のようなものである。

別紙様式

優 生 手 術 実 施 状 況 調

保 健 所

優生手術を受けた者	保 護 者 名	実施年月日	実施した医師名	術後の経過	備 考

注意 決定通知後、未実施者については予定があればその予定の状況、予定がなければその理由を「備考」欄等を利用して記入すること。

ファイル4の資料(5)・資料(6)は、山口保健所、申請医師、保護義務者への宛てた通知の正式文書で、中身は上記の再掲である。

19 1987(昭和62)年度の山口県の優生手術関係の動向

1987(昭和62)年度にかかわる開示資料は以下のとおりである。

表19・1 1987(昭和62)年度山口県優生手術に係る開示資料一覧(優生保護相談所を除く)	
1	S62 山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について

2	優生保護審査会開催について
3	s33- s 63 優生保護審査会議事録②

1987（昭和 62）年度にかかわる開示資料は 2 文書あり、中身で大別すると、優生保護審査会委員の人事（解任、選任、任命）に関すること、優生保護審査会に関することの 2 つに大別できる。

19・1 優生保護審査会委員について

優生保護審査会の委員に関する開示資料は、次の通りです。

表 19・2 審査委員関係資料

1	S 62 山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について

この中身を、さらに時間軸でわかるように（○の中の数値で順番を表記）、併せて中身を見ると、次のようになる。

表 19・3 審査委員関係資料詳細一覧

1	S 62 山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について	
	(1)	② 昭和 62 年 4 月 1 日起案、第 123 号、起案者 保健予防課精神衛生係、「山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について 伺」*2 名の人事異動
	(2)	② 辞令案（新任）、昭和 62 年 4 月 1 日付、山口県知事 平井龍「任命する」
	(3)	① 辞令（案）（前任）、昭和 62 年 3 月 31 日付、山口県知事 平井龍「免ずる」
	(4)	③ 案の 1、保健予防第 123 号、昭和 62 年 4 月 14 日付、山口県知事 平井龍から□□宛、「山口県優生保護審査会委員の任・免について」*委員の退任と任命、配慮願い
	(5)	③ 案の 2、昭和 62 年 4 月 14 日、山口県知事 平井龍から□□宛、「拝啓」文書、退任委員への感謝
	(6)	③ 案の 3、昭和 62 年 4 月 14 日付、山口県知事 平井龍から□□宛、「拝啓」文書、*委員就任願い
	(7)	山口県優生保護審査会委員名簿、昭和 61 年 5 月 1 日現在
	(8)	③ 昭和 62 年 4 月 14 日付、山口県知事 平井龍から□□宛、「拝啓」文書、活字版
	(9)	② 昭和 62 年 4 月 1 日付、山口県知事 平井龍（押印あり）、「任命する」、活字版
	(10)	③ 昭和 62 年 4 月 14 日付、山口県知事 平井龍から□□宛、「拝啓」文書、*退任への感謝、大阪地方検察庁にご栄転と記載あり
	(11)	① 昭和 62 年 3 月 31 日付、山口県知事 平井龍（押印あり）、「免ずる」
	(12)	優生保護審査会委員名簿

優生保護審査会の委員に関する開示文書は、ファイル 1 の資料(1)～資料(12)である。

1987（昭和 62）年 4 月 1 日起案（第 123 号、起案者 保健予防課精神衛生係）の「山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について 伺」で「2 名の人事異動（退職、転職）」に伴う委員の任・免に関するものである。「辞令案（新任）」（昭和 62 年 4 月 1 日付）は、山口県知事 平井龍名で「任命する」、「辞令（案）（前任）」（昭和 62 年 3 月 31 日付）は、山口県知事 平井龍名で「免ずる」文書である。「案の 1」（保健予防第 123 号、昭和 62 年 4 月 14 日付）は、山口県知事 平井龍から□□宛（関係機関）、「山口県優生保護審査会委員の任・免について」で、委員の退任と任命について記した上で、配慮願いをしている。「案の 2」（昭和 62 年 4 月 14 日）は山口県知事 平井龍から□□（栄転者）宛の「拝啓」文書で、退任委員への謝辞である。「案の 3」（昭和 62 年 4 月 14 日付）は、山口県知事 平井龍から□□（個人・委員）宛の「拝啓」文書で、委員就任のお願い文書である。山口県優生保護審査会委員名簿（昭和 61 年 5 月 1 日現在）が添付されている。以下、ファイル 1 の資料(8)～資料(11)は上記の通知の活字版である。ただ、ファイル 1 の資料(10)の昭和 62 年 4 月 14 日付、山口県知事 平井龍から□□宛の「拝啓」文書には、退任への感謝とともに「大阪地方検察庁にご栄転」との記載がある。これは、地方検察庁職員が優生保護審査会委員になっていたことを示している。

19・2 優生保護審査会の開催

優生保護審査会の開催に係る開示資料は、次の通りである。

表 19・4 審査会関係資料一覧

2	優生保護審査会開催について
3	s33- s 63 優生保護審査会議事録②

この中身をみると、次のようになる。

表 19・5 審査会関係資料詳細一覧

優生保護審査会開催について		
2	(1)	昭和 63 年 2 月 8 日付、予防第 1381 号、「優生手術を行うことの適・否の決定について（通知） 伺」、* 優生保護法審査会を昭和 63 年 2 月 8 日開催、
	(2)	案の 1、保健予防第 1381 号、昭和 63 年 2 月 25 日付、山口県環境保健部長から申請医師宛、「件名」* 12 条で申請
	(3)	案の 2、保健予防第 1381 号、昭和 63 年 2 月 25 日付、山口県環境保健部長から保護義務者宛、「件名」* 12 条で申請

ファイル 3 の「s33- s 63 優生保護審査会議事録②」によれば、1988（昭和 63）年 2 月 8 日に山口県優生保護審査会が開催され、出席委員は 6 人（全委員は 9 人）、「その他の出席

者」として説明（調査）者（1人）と補助者（1人）がいた。「昨（1986〔昭和61〕）年度1件申請があり、本（1987〔昭和62〕）年度も1件の申請」とあり、「優生保護法第12条の規定に基づく申請が1件提出され・・・優生手術を行なうことが適当であるかを審議願う」とあり、審査の結果、「適」とされた。その審査結果の通知にかかわるのが、ファイル1の資料(1)～資料(3)の文書である。

ファイル1の資料(1)の1988（昭和63）年2月8日付（予防第1381号）の「優生手術を行うことの適・否の決定について（通知） 伺」によれば、昭和63年2月8日に優生保護審査会が開催された、「適に決定 1件、優生保護法第12条」とある。「案の1」（保健予防第1381号、昭和63年2月25日付）は、山口県環境保健部長から申請医師宛の通知で、「さきに優生保護法第12条の規定に基づき申請された」とあり、12条の申請が1件あったことがわかる。「案の2」（保健予防第1381号、昭和63年2月25日付）は、山口県環境保健部長から保護義務者宛で審査結果を伝えるものである。

20 1988（昭和63）年度の山口県の優生手術関係の動向

1988（昭和63）年度にかかわる開示資料は以下のとおりである。

表20・1 1988（昭和63）年度山口県優生手術に係る開示資料一覧（優生保護相談所を除く）	
1	S 63 山口県優生保護審査会委員の候補者の推薦について
2	S 63 山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について
3	優生保護審査会開催について

1988（昭和63）年度にかかわる開示資料は3文書あり、中身で大別すると、優生保護審査会委員の人事（解任、選任、任命）に関すること、優生保護審査会に関することの2つに大別できる。

20・1 優生保護審査会委員について

優生保護審査会の委員に関する開示資料は、次の通りです。

表20・2 審査委員関係資料一覧

1	S 63 山口県優生保護審査会委員の候補者の推薦について
2	S 63 山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について

この中身を、さらに時間軸でわかるように（○の中の数値で順番を表記）、併せて中身を見ると、次のようになる。

表 20・3 審査委員関係資料詳細一覧

1	S 63 山口県優生保護審査会委員の候補者の推薦について		
	(1)	①	昭和 63 年 4 月 4 日付、第 87 号、起案者 保健予防課精神保健係、「山口県優生保護審査会委員の候補者推せんについて（依頼） 伺」*任期満了となるので関係機関に推薦の依頼
	(2)	②	案、保健予防課第 87 号、昭和 63 年 4 月 6 日付、山口県環境保健部長から□□宛（複数）、「件名」、*任期満了に伴う新委員の候補者推薦依頼
	(3)		山口県優生保護審査会委員名簿、任期昭和 61 年 5 月 1 日～昭和 63 年 4 月 30 日
	(4)	②	保健予防課第 87 号、昭和 63 年 4 月 6 日付、山口県環境衛生部長（押印あり）、「山口県優生保護審査会委員の候補者推せんについて（依頼）」、*上記案の清書
2	S 63 山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について		
	(5)	⑤	昭和 63 年 4 月 24 日起案、第 251 号、起案者 保健予防課精神保健係、「山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について 伺」*委員の任命、案の 1 で発令、案の 2・3 で施行
	(6)	⑥	山口県優生保護審査会委員名簿、昭和 63 年 5 月 1 日現在
	(7)	⑥	案の 1、昭和 63 年 5 月 1 日付、山口県知事 平井龍から□□宛（委員 6 名）、「任命する」
	(8)	⑦	案の 2、保健予防第 251 号、昭和 63 年 5 月 12 日付、山口県知事 平井龍から□□宛（5 カ所）、「山口県優生保護審査会委員の任命について（依頼）」*委員の任命と配慮願い
	(9)	⑦	案の 3、昭和 63 年 5 月 12 日、山口県知事 平井龍から□□宛、「拝啓」文書、委員任命の通知
	(10)	④	昭和 63 年 4 月 14 日付、環境保健部長宛、「山口県優生保護審査会委員の候補者の推薦について」、推薦者名簿添付
	(11)	③ ②	昭和 63 年 4 月 11 日付、山口県環境保健部長宛、「山口県優生保護審査会委員の候補者推薦について」、4 月 6 日付保健予防第 87 号への回答。
	(12)	③ ②	昭和 63 年 4 月 11 日付、山口県環境保健部長宛、「山口県優生保護審査会委員の候補者推せんについて」、4 月 6 日付保健予防第 87 号への報告。
	(13)	④ ②	昭和 63 年 4 月 14 日付、山口県知事 平井龍宛、「山口県優生保護審査会委員候補者について」、4 月 6 日付保健予防第 87 号への報告。
	(14)	④	昭和 63 年 4 月 14 日付、山口県衛生部長宛、「山口県優生保護審査会委員候補者推薦について」
	(15)	⑥	山口県優生保護審査会委員名簿、昭和 63 年 5 月 1 日付
	(16)	⑦	昭和 63 年 5 月 12 日付、保健予防第 251 号、山口県知事 平井龍（押印あり）から□□宛、「山口県優生保護審査会委員の任命について（依頼）」
	(17)	⑦	昭和 63 年 5 月 12 日付、山口県知事 平井龍から□□宛、「拝啓」文書、
	(18)	⑥	昭和 63 年 5 月 1 日付、山口県知事 平井龍（押印あり）、「任命する」
	(19)	⑦	昭和 63 年 5 月 12 日付、保健予防第 251 号、山口県知事 平井龍（押印あり）から□□宛、「山口県優生保護審査会委員の任命について（依頼）」

(20)	⑦	昭和 63 年 5 月 12 日付、山口県知事 平井龍（押印あり）から□□宛（個人）、「拝啓」文書
(21)	⑥	昭和 63 年 5 月 1 日付、山口県知事 平井龍（押印あり）、「任命する」
(22)	⑦	昭和 63 年 5 月 12 日付、保健予防第 251 号、山口県知事 平井龍（押印あり）から□□宛（関係機関）、「山口県優生保護審査会委員の任命について（依頼）」
(23)	⑦	昭和 63 年 5 月 12 日付、山口県知事 平井龍（押印あり）から□□宛（個人）、「拝啓」文書
(24)	⑥	昭和 63 年 5 月 1 日付、山口県知事 平井龍（押印あり）、「任命する」
(25)	⑦	昭和 63 年 5 月 12 日付、保健予防第 251 号、山口県知事 平井龍（押印あり）から□□宛（関係機関）、「山口県優生保護審査会委員の任命について（依頼）」
(26)	⑦	昭和 63 年 5 月 12 日付、山口県知事 平井龍（押印あり）から□□宛（個人）、「拝啓」文書
(27)	⑥	昭和 63 年 5 月 1 日付、山口県知事 平井龍（押印あり）、「任命する」
(28)	⑦	昭和 63 年 5 月 12 日付、保健予防第 251 号、山口県知事 平井龍（押印あり）から□□宛（関係機関）、「山口県優生保護審査会委員の任命について（依頼）」
(29)	⑦	昭和 63 年 5 月 12 日付、山口県知事 平井龍（押印あり）から□□宛（個人）、「拝啓」文書
(30)	⑥	昭和 63 年 5 月 1 日付、山口県知事 平井龍（押印あり）、「任命する」
(31)	⑦	昭和 63 年 5 月 12 日付、山口県知事 平井龍（押印あり）から□□宛（個人）、「拝啓」文書
(32)	⑥	昭和 63 年 5 月 1 日付、山口県知事 平井龍（押印あり）、「任命する」
(33)	⑦	昭和 63 年 5 月 12 日付、山口県知事 平井龍（押印あり）から□□宛（個人）、「拝啓」文書
(34)	⑦	昭和 63 年 5 月 12 日付、山口県知事 平井龍（押印あり）から□□宛（個人）、「拝啓」文書
(35)	⑦	昭和 63 年 5 月 12 日付、山口県知事 平井龍（押印あり）から□□宛（個人）、「拝啓」文書

優生保護審査会の委員に関する開示文書は、ファイル 1～2 で資料(1)～資料(35)である。

ファイル 1 の資料(1)～資料(4)は、任期満了に伴う委員の候補者推薦を関係機関に依頼するための起案である。ファイル 1 の資料(1)の 1988（昭和 63）年 4 月 4 日付（第 87 号、起案者 保健予防課精神保健係）の「山口県優生保護審査会委員の候補者推せんについて（依頼） 伺」には「昭和 63 年 4 月 30 日をもって任期満了となるので、委員の推せんをもらっている機関」に依頼してよろしいかとある。「案」（保健予防課第 87 号、昭和 63 年 4 月 6 日付）では、山口県環境保健部長から□□宛（複数）で「新委員候補者の推せん」を依頼している。その清書が、ファイル 1 の資料(4)の保健予防第 87 号、昭和 63 年 4 月 6 日付、山口県環境衛生部長（押印あり）の「山口県優生保護審査会委員の候補者推せんについて（依頼）」である。

上記通知を受けて、4月6日付の「保健予防第87号」への各機関からの回答が、ファイル2の資料(10)～資料(14)である。ファイル2の資料(10)は、1988（昭和63）年4月14日付の環境保健部長宛「山口県優生保護審査会委員の候補者の推薦について」に推薦者名簿が添付されている。同様に、4月11日付、4月11日付、4月14日付、4月14日付で、4月6日付保健予防第87号への報告がされている。

各機関から推薦を受けた優生保護審査会委員の任命にかかわる文書が、ファイル2の資料(5)～資料(8)と資料(16)～資料(33)である。ファイル2の資料(5)の1988（昭和63）年4月24日起案（第251号、起案者 保健予防課精神保健係）の「山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について 伺」は、優生保護審査会の任命にかかわる起案で、「案の1」が発令、「案の2」「案の3」が施行にかかわる通知である。起案によれば、委員の任期は、昭和63年5月1日から昭和65年4月30日、「任命する理由 任期満了のため」「県職員は発令しない」とある。「案の1」（昭和63年5月1日付）は、山口県知事 平井龍から□□宛（委員6名）に宛てた「任命する」文書である。「案の2」（保健予防第251号、昭和63年5月12日付）は、山口県知事 平井龍から5カ所の機関に宛てた、「山口県優生保護審査会委員の任命について（依頼）」で、「先にご推薦いただきました□□（5人）について昭和63年5月1日付をもって□□（注・船橋、「優生」と推定）保護審査会委員に任命いたしました」と記した上で配慮願いをしている。「案の3」（昭和63年5月12日）は、山口県知事 平井龍から□□宛、「拝啓」文書で「貴殿に同審査会委員をお願いすることになりました」と、委員任命の通知の上、協力願いをしている。この3通知（案の1、案の2、案の3）をセットにして、下記のとおり6人¹の委員関係者に送付されている。

注1 案の2では、5機関に送付することとなっているように記されていたが、6人分（6組）あることとのずれの意味は不明。

【1人目の委員】

- ・ファイル2の資料(16)：昭和63年5月12日付、保健予防第251号、山口県知事 平井龍（押印あり）から□□宛、「山口県優生保護審査会委員の任命について（依頼）」
- ・ファイル2の資料(17)：昭和63年5月12日付、山口県知事 平井龍から□□宛、「拝啓」文書、
- ・ファイル2の資料(18)：昭和63年5月1日付、山口県知事 平井龍（押印あり）、「任命する」

【2人目の委員】

- ・ファイル2の資料(19)：昭和63年5月12日付、保健予防第251号、山口県知事 平井龍（押印あり）から□□宛、「山口県優生保護審査会委員の任命について（依頼）」
- ・ファイル2の資料(20)：昭和63年5月12日付、山口県知事 平井龍（押印あり）から□□宛（個人）、「拝啓」文書

- ・ファイル 2 の資料(21)：昭和 63 年 5 月 1 日付、山口県知事 平井龍（押印あり）、「任命する」

【3 人目の委員】

- ・ファイル 2 の資料(22)：昭和 63 年 5 月 12 日付、保健予防第 251 号、山口県知事 平井龍（押印あり）から□□宛（関係機関）、「山口県優生保護審査会委員の任命について（依頼）」
- ・ファイル 2 の資料(23)：昭和 63 年 5 月 12 日付、山口県知事 平井龍（押印あり）から□□宛（個人）、「拝啓」文書
- ・ファイル 2 の資料(24)：昭和 63 年 5 月 1 日付、山口県知事 平井龍（押印あり）、「任命する」

【4 人目の委員】

- ・ファイル 2 の資料(25)：昭和 63 年 5 月 12 日付、保健予防第 251 号、山口県知事 平井龍（押印あり）から□□宛（関係機関）、「山口県優生保護審査会委員の任命について（依頼）」
- ・ファイル 2 の資料(26)：昭和 63 年 5 月 12 日付、山口県知事 平井龍（押印あり）から□□宛（個人）、「拝啓」文書
- ・ファイル 2 の資料(27)：昭和 63 年 5 月 1 日付、山口県知事 平井龍（押印あり）、「任命する」

【5 人目の委員】

- ・ファイル 2 の資料(28)：昭和 63 年 5 月 12 日付、保健予防第 251 号、山口県知事 平井龍（押印あり）から□□宛（関係機関）、「山口県優生保護審査会委員の任命について（依頼）」
- ・ファイル 2 の資料(29)：昭和 63 年 5 月 12 日付、山口県知事 平井龍（押印あり）から□□宛（個人）、「拝啓」文書
- ・ファイル 2 の資料(30)：昭和 63 年 5 月 1 日付、山口県知事 平井龍（押印あり）、「任命する」

【6 人目の委員】

- ・ファイル 2 の資料(31)：昭和 63 年 5 月 12 日付、山口県知事 平井龍（押印あり）から□□宛（個人）、「拝啓」文書
- ・ファイル 2 の資料(32)：昭和 63 年 5 月 1 日付、山口県知事 平井龍（押印あり）、「任命する」
- ・ファイル 2 の資料(33)：昭和 63 年 5 月 12 日付、山口県知事 平井龍（押印あり）から□□宛（個人）、「拝啓」文書

20・2 優生保護審査会の開催

優生保護審査会の開催に係る開示資料は、次の通りである。

表 20・4 審査会関係資料一覧

3	優生保護審査会開催について

この中身をみると、次のようになる。

表 20・5 審査会関係資料詳細一覧

3	優生保護審査会開催について		
	(1)		昭和 63 年 11 月 21 日付、第 1043 号、起案者 保健予防課精神保健係、「昭和 63 年度優生保護審査会の開催について（通知） 伺」＊年 1 回開催、2 月下旬お適当な日 1 日

1988（昭和 63）年 11 月 21 日付（第 1043 号、起案者 保健予防課精神保健係）の「昭和 63 年度優生保護審査会の開催について（通知） 伺」には、「昭和 63 年度の山口県優生保護審査会は年 1 回開催することとして…優生手術申請書の提出状況をみて、昭和 64 年 2 月下旬の適当な日 1 日を選んで山口県優生保護審査会を開催する」としている。

21 1989（平成 1）年度の山口県の優生手術関係の動向

1989（平成 1）年度にかかわる開示資料は以下のとおりである。

表 21・1 1989（平成 1）年度山口県優生手術に係る開示資料一覧（優生保護相談所を除く）

1	H1 山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について
2	優生保護審査会開催について

1989（平成元）年度にかかわる開示資料は 2 文書あり、中身で大別すると、優生保護審査会委員の人事（解任、選任、任命）に関すること、優生保護審査会に関することの 2 つに大別できる。

21・1 優生保護審査会委員について

優生保護審査会の委員に関する開示資料は、次の通りです。

表 21・2 審査委員関係資料一覧

1	H1 山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について

この中身を、さらに時間軸でわかるように（○の中の数値で順番を表記）、併せて中身をみると、次のようになる。

表 21・3 審査会関係資料詳細一覧

2	H1 山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について	
	(1)	③ 平成元年 4 月 3 日起案、第 146 号、起案者 保健予防課精神保健係、「山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について 伺」*人事異動に伴う任・免
	(2)	② 辞令(案)(新任)、平成元年 4 月 1 日付、山口県知事 平井龍から□□宛、「任命する」
	(3)	① 辞令(案)(前任)、平成元年 3 月 31 日、山口県知事 平井龍から□□宛、「免ずる」
	(4)	② 案の 1、平成元年 4 月 1 日付、保健予防第 146 号、山口県知事 平井龍から□□宛(関係機関)、「山口県優生保護審査会委員の任・免について」
	(5)	② 案の 2、平成元年 4 月 1 日付、山口県知事 平井龍から□□宛、「拝啓」文書。*委員の就任依頼
	(6)	① 案の 3、平成元年 3 月 31 日付、山口県知事 平井龍から□□宛(退任者)、「拝啓」文書。*退任者への感謝
	(7)	山口県優生保護審査会委員名簿、昭和 63 年 5 月 1 日現在
	(8)	② 平成元年 4 月 1 日付、山口県知事 平井龍から□□宛、「拝啓」文書。*案の 2 の活字版。
	(9)	① 平成元年 3 月 31 日、山口県知事 平井龍から□□宛、「免ずる」、No3 の「辞令」の活字版。
	(10)	② 平成元年 4 月 1 日付、山口県知事 平井龍から□□宛、「任命する」、No2 の「辞令」の活字版。
	(11)	② 平成元年 4 月 1 日付、保健予防第 146 号、山口県知事 平井龍から□□宛(関係機関)、「山口県優生保護審査会委員の任・免について」、No4 の活字版。
	(12)	① 平成元年 3 月 31 日付、山口県知事 平井龍から□□宛(退任者)、「拝啓」文書、No 6 の活字版。

優生保護審査会の委員に関する開示文書は、ファイル 1 で資料(1)～資料(12)である。

資料(1)～資料(12)は、人事異動に伴う委員の退任と委員の任命に関する起案である。ファイル 1 の資料(1)の 1989 (平成元) 年 4 月 3 日起案(第 146 号、起案者 保健予防課精神保健係)「山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について 伺」には「人事異動があり、移動報告(通知)があったのでこれを任・免されますか」とあり「人事異動日 平成元年 3 月 28 日」とあり「前任」と「新任」の氏名が書かれている(但し黒塗り・非開示)。ファイル 1 の資料(2)の「辞令(案)(新任)」(平成元年 4 月 1 日付)は、山口県知事 平井龍から□□宛の「任命する」文書である。ファイル 1 の資料(3)の「辞令(案)(前任)」(平成元年 3 月 31 日付)は、山口県知事 平井龍から□□宛の「免ずる」文書である。ファイル 1 の資料(4)の「案の 1」(平成元年 4 月 1 日付、保健予防第 146)は、山口県知事 平井龍から□□宛(関係機関)の「山口県優生保護審査会委員の任・免について」で、「優生保護審査会の運営に・・・ご協力を賜り」「貴■(不明文字)の人事異動に伴い前任

の□□氏の後任として□□氏を平成が年 4 月 1 日付で山口県優生保護審査会委員に任命いたしたく」とあり、さらに「当審査会開催の節には…ご配慮の程お願い」とある。任期は前任者の残任期間で、平成 2 年 4 月 30 日までとある。ファイル 1 の資料(5)の「案の 2」(平成元年 4 月 1 日付)は、山口県知事 平井龍から□□宛(個人)の「拝啓」文書で、委員の就任依頼である。ファイル 1 の資料(6)の「案の 3」(平成元年 3 月 31 日付)は、山口県知事 平井龍から□□宛(退任者)の「拝啓」文書で、退任者への令状である。ファイル 1 の資料(8)は「案の 2」の活字版、ファイル 1 の資料(9)は資料(3)の活字版、ファイル 1 の資料(10)は資料(2)の活字版、ファイル 1 の資料(11)は資料(4)の活字版、ファイル 1 の資料(12)は資料(6)の活字版である。

1990(平成 2)年度の資料の「H2 山口県優生保護審査会委員の候補者の推薦について」の中に、下記の資料があった。この資料は、1990(平成 2)年ではあるが、1 月 16 日起案とあるので、1989(平成元)年度にあたるので、この資料を、加える。

平成 2 年 1 月 16 日、起案者 保健予防課精神衛生係、「山口県優生保護審査会委員の任・免について 伺」*1 名の委員の人事異動(転出)に伴い任命、交代年月日 平成 2 年 1 月 1 日。※期日から平成元年度なので、平成元年度(前年度)の項で説明する。
山口県優生保護審査会委員名簿、任期 63.5.1~2.4.30

注 青字は当該年度に移動してきたファイル・資料

1990(平成 2)年 1 月 16 日付(起案者 保健予防課精神衛生係)の「山口県優生保護審査会委員の任・免について 伺」によれば、1 名の委員の人事異動(転出)に伴い新たな委員を任命するとある。「交代年月日 平成 2 年 1 月 1 日」とある。

21・2 優生保護審査会の開催

優生保護審査会の開催に係る開示資料は、次の通りである。

表 21・4 審査会関係資料

2	優生保護審査会開催について

この中身を、さらに時間軸でわかるように(○の中の数値で順番を表記)、併せて中身を見ると、次のようになる。

表 21・5 審査会関係資料詳細一覧

優生保護審査会開催について			
2	(1)	①	平成元年 11 月 11 日付、第 999 号、「平成元年度山口県優生保護審査会の開催について 伺」*年 1 回開催で予算計上、2 月下旬の適当な日 1 日、

	(2)	②	案、平成 年 月 13 日、保健予防第 号、山口県環境保健部長から各保健所長宛、「平成元年度山口県優生保護審査会開催について（通知）」*平成 2 年 2 月下旬開催、保健所管内周知徹底、留意事項、書類審査の上山口県環境保健部保健予防課長宛、

ファイル 1 の資料(1)の 1989（平成元）年 11 月 11 日付（第 999 号）の「平成元年度優生保護審査会の開催について 伺」には、「平成元年度の山口県優生保護審査会は年 1 回開催することとして予算計上してあります」「優生手術申請書の提出状況を見て、平成 2 年 2 月下旬の適当な日 1 日を選んで審査会を開催する」とある。その「案」（平成 年 月 13 日、保健予防第 号）として、山口県環境保健部長から各保健所長宛に活字版で「平成元年度山口県優生保護審査会開催について（通知）」があり、「山口県優生保護審査会は平成 2 年 2 月下旬開催予定」「貴保健所管内の関係者に…周知、申請もれのないように指導方お願い」「優生手術申請書の提出にあたっては下記の事項に留意され」「保健所において書類審査をしたものを平成 2 年 1 月 20 日までに届くよう山口県環境保健部保健予防課長宛送付」とあり、「申請書の提出がない場合も必ずその旨をお知らせ願います」とある。なお、留意事項を見ると、「平成 2 年 1 月下旬頃、提出された保健所長に実地調査を依頼する」とある。

これらから、衛生部と保健所の関係を図示する（ただし 1983 年の場合で作成。1889 年度も同様）と以下ようになる。

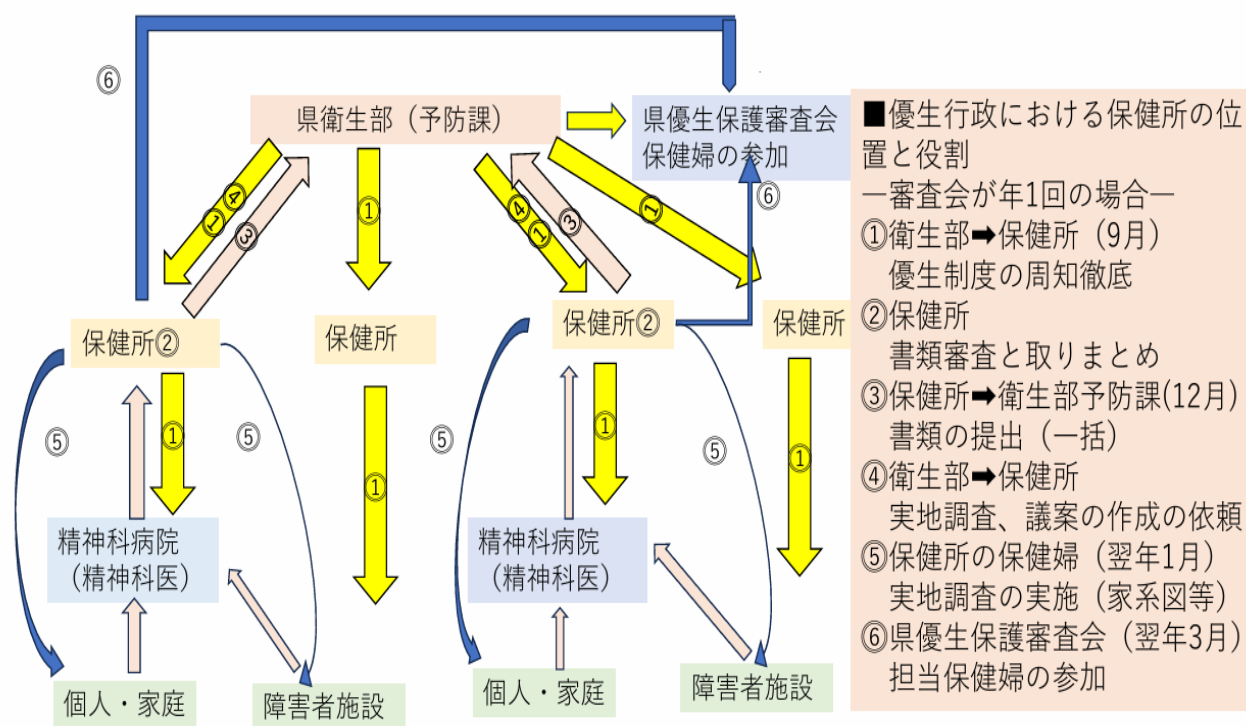


図 優生行政における保健所の位置と役割—1983年山口県の事例から船橋作成

以上のように、平成２年の２月に優生保護審査会が予定されていたが、「優生保護審査会議事録」には、その記録がない。また、『国会報告書』を見ると、山口県の法第４条、法第１２条により強制優生手術者数は、１９８９（平成元）年、１９９０（平成２）年は０人となっている。以上から推測すると、平成２年２月予定の審査会を対象者がなく、実施されなかったのではと思われる。

保健予防第 号
平成 年 月 13 日

各 保 健 所 長 殿

山 口 県 環 境 保 健 部 長

平成元年度山口県優性保護審査会の開催について（通知）

平成元年度山口県優性保護審査会については、平成2年2月下旬に開催する予定です。

つきましては、貴保健所管内の関係者にこのことを周知され、申請もれないように指導方お願いします。

なお、優性手術申請書の提出に当たっては下記の記事に留意され、保健所において書類審査をしたものを平成2年1月20日（土）までに届くよう山口県環境保健部保健予防課長あて送付方お願いします。

おって、同申請書の提出のない場合も必ずその旨お知らせ願います。

記

- 1 優性手術申請書
別添様式のものを使用すること。
部数が必要な場合は、関係保健所でコピーして作成使用すること。
- 2 優性手術申請書作成に当たっての留意事項
(1) 優性手術申請書には必ず申請の法的根拠（別添参照優性保護法第4条、第12条のいずれか）を明記すること。
(2) 申請者は必ず医師であること。
(3) 申請理由の欄には病名だけ記入している例があるが、優性手術を必要とする理由を具体的に、かつ、判り易く記入すること。

- (4) 山口県優性保護審査会での審査は書類審査のため、健康診断書の記載内容には病名に対する経過及び現在の症状を詳細に記入すること。
- (5) 速伝調査中「本人血族中速伝病にかかった者」欄について、かかった者がいない場合でも空欄にせず、その旨を必ず記入すること。
- (6) 申請書作成に当たっては必ず保護義務者（精神保健法第20条又は第21条いずれか）の同意見書（必ず署名押印したもの、又優性手術を受くべき者が未成年の場合は、親権を行う者として両親の同意を必要とするので連名押印のこと。）を添付すること。
- (7) 参考資料として次の資料を調査の上添付すること。
ア 優性手術を受くべき者を中心に四親等の系図
イ 優性手術を受くべき者の生育歴及び行動の記録
ウ 家族の状況調査書
- 3 優性手術申請書の提出による実地調査
平成2年1月下旬頃、提出された保健所長に実地調査を依頼する。
- 4 その他
該当者について、事前に電話等による照会や連絡は受理しないものとする。

22 1990（平成2）年度の山口県の優生手術関係の動向

1990（平成2）年度にかかわる開示資料は以下のとおりである。

表 22・1 1990（平成2）年度山口県優生手術に係る開示資料一覧（優生保護相談所を除く）	
1	H2 山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について
2	H2 山口県優生保護審査会委員の候補者の推薦について
3	優生保護審査会開催について

1990（平成2）年度にかかわる開示資料は3文書あり、中身で大別すると、優生保護審査会委員の人事（解任、選任、任命）に関すること、優生保護審査会に関することの2つに大別できる。

22・1 優生保護審査会委員について

優生保護審査会の委員に関する開示資料は、次の通りです。

表 22・2 審査委員関係資料一覧

1	H2 山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について
2	H2 山口県優生保護審査会委員の候補者の推薦について

この中身を、さらに時間軸でわかるように（○の中の数値で順番を表記）、併せて中身を見ると、次のようになる。

表 22・3 審査委員関係資料詳細一覧

1	H2 山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について	
	(1)	⑧ 昭和*(平成の誤記)2年4月24日付、起案者 保健予防課精神保健係、「山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について 伺」*任期満了のため任命して良いか、案の1により発令、案の2・案の3により施行
	(2)	⑨ 別記、山口県優生保護審査会委員名簿、平成2年5月1日現在。手書きで㊟の記載が5人、「人事異動」の記載が1人。
	(3)	⑨ 案の1、平成2年5月1日付、山口県知事 平井龍から各委員氏名宛（6人分、ただし職員は除く）、「任命する」文書。*任期は平成4年4月30日まで
	(4)	⑩ 案の2、保健予防課第345号、平成2年5月■日付、山口県知事 平井龍から□□宛（関係機関）「優生保護審査会委員の任命について」*委員の任命と配慮願い
	(5)	案の3、山口県知事 平井龍から各委員宛、「拝啓」文書、*任命と謝辞
	(6)	⑦ 平成2年4月23日、山口県環境保健部長宛、「山口県優生保護審査会候補者の推薦について」*「推薦します」

	(7)	⑥	平成2年4月19日、山口県環境保健部長宛、「山口県優生保護審査会候補者の推薦について」*「推薦します」、4月7日付保健予防第96号への回答
	(8)	④	平成2年4月16日、山口県環境保健部長宛、「山口県優生保護審査会候補者の推薦について」*「推薦します」、4月7日付保健予防第96号への回答
	(9)	③	平成2年4月12日、山口県環境保健部長宛、「山口県優生保護審査会候補者の推薦について」*「推薦します」、4月7日付保健予防第96号への回答
	(10)	⑤	平成2年4月17日、山口県環境保健部長宛、「山口県優生保護審査会候補者の推薦について」*「推薦します」、4月7日付保健予防第96号への回答
	(11)		参考、山口県優生保護審査会委員名簿、任期 昭和63年5月1日から平成2年4月30日
	H2 山口県優生保護審査会委員の候補者の推薦について		
	(12)	①	平成2年4月5日起案、起案者 保健予防課精神保健係、「山口県優生保護審査会委員候補者の推せんについて」、*委員の推薦をもらっている機関に対して依頼
	(13)		案、平成2年 月 日、保健予防第96号、部長から□□宛、「件名」*任期満了に伴い、新委員候補者の推薦依頼
2	(14)		山口県優生保護審査会委員名簿、任期 昭和63年5月1日から平成2年4月30日
	(15)		平成2年1月16日、起案者 保健予防課精神衛生係、「山口県優生保護審査会委員の任・免について 伺」*1名の委員の人事異動(転出)に伴い任命、交代年月日 平成2年1月1日。※期日から平成元年度なので、平成元年度(前年度)の項で説明する。
	(16)		山口県優生保護審査会委員名簿、任期 63.5.1~2.4.30

注 赤字は当該年度から移動するファイル・資料

優生保護審査会の委員に関する開示文書は、ファイル1~2で資料(1)~資料(16)であるが、ファイル2の資料(15)と資料(16)は、1990(平成2年)1月16日の日付なので、年度で見ると前年度(1989年度・平成元年度)に該当する資料である。従って、該当年度(1989年度)に、当該資料の分析は移行する。

資料(1)~資料(14)で、時間軸でもっとも早いのは、ファイル2の資料(12)の平成2年4月5日付(起案者 保健予防課精神保健係)の「山口県優生保護審査会委員候補者の推せんについて」であり、委員の推薦をもらっている関係機関に対して推薦の依頼をするものである。その「案」が、ファイル2の資料(13)の「保健予防第96号」の任期満了に伴い、新委員候補者の推薦依頼をしたものである。この推薦依頼に答えて回答しているのが、ファイル1の資料(6)~資料(10)までの資料である。ファイル1の資料(6)は平成2年4月23日付、資料(7)は4月19日付、資料(8)は4月16日付、資料(9)は4月12日付、資料(10)は4月17日付で、山口県環境保健部長宛に4月7日付保健予防第96号への回答として委員を推薦している。

これら各機関からの委員の推薦を受けて、ファイル1の資料(1)の昭和(注・船橋 平成の誤記と判断)2年4月24日付(起案者 保健予防課精神保健係)の「山口県優生保護審

査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について 伺」が起案され、任期満了のため任命して良いか、案の 1 により発令、案の 2・案の 3 により施行とある。ファイル 1 の資料(2)の「別記、山口県優生保護審査会委員名簿」(平成 2 年 5 月 1 日現在)があり、手書きで「○再」の記載が 5 人あり、「人事異動」との記載が 1 人にある。ファイル 1 の資料(3)の「案の 1」(発令文書)は、平成 2 年 5 月 1 日付で、山口県知事 平井龍から各委員氏名宛(6 人分、ただし職員は除く)に「任命する」文書である。任期は平成 4 年 4 月 30 日までとある。ファイル 1 の資料(4)の「案の 2」(保健予防課第 345 号)は、山口県知事 平井龍から□□宛(関係機関)の「優生保護審査会委員の任命について」で、委員の任命と配慮願である。ファイル 1 の資料(5)の「案の 3」は、山口県知事 平井龍から各委員宛の「拝啓」文書で、任命と謝辞を記している。

22・2 優生保護審査会の開催

優生保護審査会の開催に係る開示資料は、次の通りである。

表 22・4 審査会関係資料

3	優生保護審査会開催について

この中身をみると、次のようになる。

表 22・5 審査会関係資料詳細一覧

優生保護審査会開催について			
3	(1)		平成 2 年 11 月 7 日付、「平成 2 年度山口県優生保護審査会の開催について (通知) 伺」* 年 1 回開催、平成 3 年 2 月下旬の適当な 1 日
	(2)		案、保健予防第 1045 号、平成 2 年 11 月 13 日、山口県環境保健部長から下関市保健所長・各環境保健所長・各保健所長宛、「平成 2 年度山口県優生保護審査会の開催について (通知)」

ファイル 3 の資料(1)の平成 2 年 11 月 7 日付の「平成 2 年度山口県優生保護審査会の開催について (通知) 伺」には、優生保護審査会を年 1 回開催すること、そしてその期日を平成 3 年 2 月下旬の適当な 1 日として予定していることが書かれている。資料(2)の「案」(保健予防第 1045 号、平成 2 年 11 月 13 日付)は、山口県環境保健部長から下関市保健所長・各環境保健所長・各保健所長宛、「平成 2 年度山口県優生保護審査会の開催について (通知)」で、前年度(1989 年度)と同様の内容である。「案」は活字版であるが、書面中の「優生手術」「優生保護」の「優生」が「優性」と誤記されている。ここでは、そのコピーを掲載しておく。

(2)

保健予防第1095号
平成26年11月13日

下関市保健所長
各環境保健所長
各保健所長

山口県環境保健部長

平成2年度山口県衛生保護審査会の開催について（通知）

平成2年度山口県衛生保護審査会については、平成3年2月下旬に開催する予定です。

つきましては、貴保健所管内の関係者にこのことを周知され、申請もれないように指導をお願いします。

なお、**優性**手術申請書の提出に当たっては下記の事項に留意され、保健所において書類審査をしたものを平成3年1月10日（木）までに山口県環境保健部保健予防課長あて送付されますようお願いいたします。

おって、同申請書の提出のない場合も必ずその旨お知らせ願います。

記

1 **優性**手術申請書

別添様式のものを使用すること。

部数が必要な場合は、関係保健所でコピーして作成使用すること。

2 **優性**手術申請書作成に当たっての留意事項

- (1) **優性**手術申請書には必ず申請の法的根拠（別添参考**優性**保護法第4条、第12条のいずれか）を明記すること。
- (2) 申請者は必ず医師であること。
- (3) 申請理由の欄には病名だけ記入している例があるが、**優性**手術を必要とする理由を具体的に、かつ、判り易く記入すること。
- (4) 山口県**優性**保護審査会での審査は書類審査のため、健康診断

書の記載内容には病名に対する経過及び現在の症状を詳細に記入すること。

(5) 速伝調査中「本人血族中速伝病にかかった者」欄について、かかった者がいない場合でも空欄にせず、その旨を必ず記入すること。

(6) 申請書作成に当たっては必ず保護義務者（精神保健法第20条又は第21条いずれか）の同意見書（必ず署名押印したもの、又優性手術を受くべき者が未成年の場合は、親権を行う者として両親の同意を必要とするので連名押印のこと。）を徴して添付すること。

(7) 参考資料として次の資料を調査の上添付すること。

ア 優性手術を受くべき者を中心に四親等の系図

イ 優性手術を受くべき者の生育歴及び行動の記録

ウ 家族の状況調査書

3 優性手術申請書の提出による実地調査

平成3年1月下旬頃、提出された保健所長に実地調査を依頼する。

4 その他

該当者について、事前に電話等による照会や連絡は受理しないものとする。

優 生 手 術 申 請 書

優生手術を受くべき者	本 籍	氏 名	生 年 月 日	
	住 所	現住所	年 齢	性 別

申請理由

申請者 (医師)	診 察 科 目	備 考
	住 所	
	氏 名	考 慮

附 記

上記優生保護法第 条の規定により優生手術を行うことの
適否に関する審査を申請します。

平成 年 月 日

山口県優生保護審査会 殿

23 1991（平成3）年度の山口県の優生手術関係の動向

1991（平成3）年度にかかわる開示資料は以下のとおりである。

表 23・1 1991（平成3）年度山口県優生手術に係る開示資料一覧（優生保護相談所を除く）	
1	優生保護審査会開催について

1991（平成3）年度にかかわる開示資料は1文書で、中身は優生保護審査会に関するものである。

表 23・2 審査会関係資料詳細

優生保護審査会開催について		
1	(1)	「平成3年度山口県優生保護審査会の開催について（通知） 伺」*年1回開催、平成4年2月下旬の適当な1日
	(2)	案、保健予防第1071号、平成3年11月22日、山口県環境保健部長から下関市保健所長・各環境保健所長・各保健所長宛、「平成3年度山口県優生保護審査会の開催について（通知）」*本文中の「優性」を「優生」に訂正している。
	(3)	案、保健予防第1091号、平成3年11月22日、山口県環境保健部長から下関市保健所長・各環境保健所長・各保健所長宛、「平成3年度山口県優生保護審査会の開催について（通知）」*本文中の「優性」を「優生」に訂正したもの。
	(4)	昭和4*年2月7日（*注 平成の誤記）付、「平成3年度山口県優生保護審査会の開催について」*該当者がいないため開催しない

期日は未記載だが、ファイル1の資料(1)の「平成3年度山口県優生保護審査会の開催について（通知） 伺」には、優生保護審査会を年1回開催し、期日は平成4年2月下旬の適当な日に開催予定とある。資料(2)の「案」（保健予防第1091号、平成3年11月22日付）の山口県環境保健部長から下関市保健所長・各環境保健所長・各保健所長宛、「平成3年度山口県優生保護審査会の開催について（通知）」は、前年度と同様の書面の活字版であるが、「優生」を「優性」と誤記してあり、その誤記を訂正したのが、資料(3)である。

ファイル1の資料(4)の昭和（注 「平成」の誤記と判断）4年2月7日付の「平成3年度山口県優生保護審査会の開催について」によれば、各保健所の状況調査の結果、該当がないため優生保護審査会を開催しないとある。ファイル1の資料(5)は、資料(4)と同じ文書である。

24 1992（平成4）年度の山口県の優生手術関係の動向

1992（平成4）年度にかかわる開示資料は以下のとおりである。

表 24・1 1992（平成4）年度山口県優生手術に係る開示資料一覧（優生保護相談所を除く）	
1	H4 山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について

2	H4 山口県優生保護審査会委員の候補者の推薦について
3	優生保護審査会開催について

1992（平成 4）年度にかかわる開示資料は 3 文書あり、中身で大別すると、優生保護審査会委員の人事（解任、選任、任命）に関すること、優生保護審査会に関することの 2 つに大別できる。

24・1 優生保護審査会委員について

優生保護審査会の委員に関する開示資料は、次の通りです。

表 24・2 審査委員関係資料一覧

1	H4 山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について
2	H4 山口県優生保護審査会委員の候補者の推薦について

この中身を、さらに時間軸でわかるように（○の中の数値で順番を表記）、併せて中身を見ると、次のようになる。

表 24・3 審査委員関係資料詳細一覧

1	H4 山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について	
	(1)	③ 平成 4 年 4 月 27 日付、起案者 健康増進課精神保健係、「山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について 伺」＊任期満了のため任命して良いか、案の 1 により発令、案の 2・案の 3 により施行、任期 平成 4 年 5 月 1 日から平成 6 年 4 月 30 日まで
	(2)	別記、山口県優生保護審査会委員名簿、平成 4 年 5 月 1 日現在。
	(3)	④ 案の 1、平成 4 年 5 月 1 日付、山口県知事 平井龍から各委員氏名宛（6 人分、ただし職員は除く）、「任命する」文書。＊任期は平成 6 年 4 月 30 日まで
	(4)	案の 2、健康増進課第 号、平成 4 年 月 日付、山口県知事 平井龍から□□宛（関係機関）「優生保護審査会委員の任命について」＊委員の任命と配慮願い
	(5)	案の 3、平成 4 年 月 日、山口県知事 平井龍から各委員宛、「拝啓」文書、＊任命と謝辞
	(6)	別紙様式 山口県優生保護審査会委員候補者名簿＊職名、氏名、住所の欄、3 人分の文書あり。
	(7)	平成 3 年 5 月 22 日付、山口県知事 平井龍宛、「附属機関の委員等に係る県議会義委の推薦について」＊「別紙のとおり推薦します」とあるから、県議会議員が委員になっていたことがわかる。当該年度から移動する。
	(8)	別紙様式 山口県優生保護審査会委員候補者名簿＊職名、氏名、住所の欄、
	(9)	④ 平成 4 年 5 月 1 日付、山口県知事 平井龍から□□宛、「任命する」文書。＊押印あり、平成 6 年 4 月 30 日まで。5 通分あり。

	(10)	⑤	平成4年5月6日付、健康増進第229号、山口県知事 平井龍から□□（関係機関）宛、「山口県優生保護審査会委員の任命について」
	(11)	④	平成4年5月1日付、山口県知事 平井龍から□□宛、「任命する」文書。*押印あり、平成6年4月30日まで。
	(12)	⑤	平成4年5月6日付、健康増進第229号、山口県知事 平井龍から□□（関係機関）宛、「山口県優生保護審査会委員の任命について」*活字版、4通分あり。
	(13)	⑤	平成4年5月6日付、山口県知事 平井龍から□□（各委員）宛、「拝啓」文書、活字版、任命と謝辞、6通分あり。
2	H4 山口県優生保護審査会委員の候補者の推薦について		
	(14)	①	平成4年4月13日起案、第131号、起案者 健康増進課精神保健係、「山口県優生保護審査会委員候補者の推せんについて（依頼）」、*委員の推薦をもらっている機関に対して依頼
	(15)	①	案、平成4年4月13日、健康増進第131号、環境保健部長から□□宛（複数人）、「件名」*任期満了に伴い、新委員候補者の推薦依頼
	(16)		別紙様式 山口県優生保護審査会委員候補者名簿
	(17)	②	平成4年4月14日付、健康増進第131号、山口県環境衛生部長から□□宛、「山口県優生保護審査会委員候補者の推せんについて（依頼）」、活字版
	(18)		山口県優生保護審査会委員名簿、任期 平成2年5月1日から平成4年4月30日
	(19)		別紙様式 山口県優生保護審査会委員候補者名簿、ただしひな形

優生保護審査会の委員に関する開示文書は、ファイル1~2で資料(1)~資料(19)である。ただし、ファイル1の資料(7)は平成3年5月22日付とあるから、前年度の文書である。従って、該当年度（1989年度）へ移行し当該年度で資料の分析はする。

資料(1)~資料(19)（ただし資料(7)は除く）で、時間軸でもっとも早いのは、ファイル2の資料(14)の平成4年4月13日付（第131号、起案者 健康増進課精神保健係）の「山口県優生保護審査会委員候補者の推せんについて（依頼）」であり、委員の推薦をもらっている機関に対して推薦の依頼をする文書である。その「案」が資料(15)の平成4年4月13日付の「健康増進第131号」通知で、環境保健部長から□□宛（複数箇所）に任期満了に伴い、新委員候補者の推薦を依頼している。資料(17)の平成4年4月14日付の「健康増進第131号」通知は、資料(15)の活字版である。

以上の推薦依頼の回答を受けて、ファイル1の資料(1)の平成4年4月27日付（起案者 健康増進課精神保健係）の「山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について 伺」で、「任期満了のため任命して良いか」として、案の1により発令、案の2・案の3により施行（ただし任期は、平成4年5月1日から平成6年4月30日まで）してよいかと起案している。資料(3)の「案の1」として平成4年5月1日付、山口県知事 平井龍から各委員氏名宛（6人分、ただし職員は除く）の「任命する」文書（任期は平成6年4月30日まで）が出されている。資料(4)の「案の2」（健康増進課第 号、平成4年 月

日付)の山口県知事 平井龍から□□宛(関係機関)「優生保護審査会委員の任命について」に、各関係機関宛で委員の任命と配慮(協力)願いの起案である。資料(5)の「案の3」(平成4年 月 日付け)は、山口県知事 平井龍から各委員宛の「拝啓」文書で、任命と謝辞が述べられている。

なお、ファイル1の資料(2)の「別記、山口県優生保護審査会委員名簿、平成4年5月1日現在」に、注として「②□□からは、平成3年5月22日付で推薦しており(別添文書)委員会構成に変更もなく特段人名を変更する必要がないので、改めて推薦はしないとの回答があった。(4/16□□より)」とある中の「別添文書」が、資料(7)の平成3年5月22日付の山口県知事 平井龍宛の「附属機関の委員等に係る県議会義委の推薦について」である。

ファイル1の資料(9)～資料(13)は、「案の1」「案の2」「案の3」の活字版で各関係機関・個人の宛てたものである。資料(9)と資料(11)は、平成4年5月1日付、山口県知事 平井龍から□□宛、「任命する」文書であわせて6通ある。資料(10)と資料(12)は、平成4年5月6日付(健康増進第229号)は、山口県知事 平井龍から□□(関係機関)宛、「山口県優生保護審査会委員の任命について」で、あわせて5通分ある。資料(13)は、平成4年5月6日付で山口県知事 平井龍から□□(各委員)宛の「拝啓」文書で、6通ある。

24・2 優生保護審査会の開催

優生保護審査会の開催に係る開示資料は、次の通りである。

表 24・4 審査会関係資料

3	優生保護審査会開催について

この中身をみると、次のようになる。

表 24・5 審査会関係資料詳細一覧

優生保護審査会開催について			
3	(1)		平成4年11月15日付、第1025号、「平成4年度山口県優生保護審査会の開催について(通知) 伺」*年1回開催、平成5年2月下旬の適当な1日
	(2)		案、健康増進第 号、平成 年 月 日、山口県環境保健部長から下関市保健所長・各環境保健所長・各保健所長宛、「平成4年度山口県優生保護審査会の開催について(通知)」
	(3)		健康増進第 号、平成 年 月 日、山口県環境保健部長から下関市保健所長・各環境保健所長・各保健所長宛、「平成 年度山口県優生保護審査会の開催について(通知)」、上記と同じだが、平成の数値が入っていない。
	(4)		平成5年1月18日付、健康増進課精神保健係、「平成4年度山口県優生保護審査会の開催について 伺」*各保健所の状況調査を行ったところ、希望者なし。平成4年度は開催しない。

ファイル3の資料(1)の平成4年11月15日付(第1025号)の「平成4年度山口県優生保護審査会の開催について(通知) 伺」には、優生保護審査会は年1回開催で、平成5年2月下旬の適当な1日を予定しているとある。メモ的に、「・近年は開催されておらず、もっとも最近は62年度(S63.2.8開催)に1件処理されています。(12条手術)」「4条手術と12条手術／4条手術→遺伝防止が公益上必要であり、公ヒ負担される。／12条手術→遺伝性以外であり、公費(優生保護法)負担はしない。」とある。

ファイル3の資料(2)の「案」(健康増進第 号、平成 年 月 日)は、山口県環境保健部長から下関市保健所長・各環境保健所長・各保健所長宛、「平成4年度山口県優生保護審査会の開催について(通知)」で、活字版である。資料(3)はそのひな形である。留意事項等が書かれているが、前年度(前年度の項で照会済み)を踏襲しているのでここでは説明を省く。

ファイル3の資料(4)の平成5年1月18日付(起案者 健康増進課精神保健係)の「平成4年度山口県優生保護審査会の開催について 伺」によれば、各保健所の状況調査を行ったところ、希望者はない(下記に一覧表)ので、平成4年度は「優生保護審査会は開催しない」とある。

衛生係額申請 (44)
報告状況

保健 所名			
下関市	181	内 660 181	45.1.13 本根本K2主部活組会 181.1.13 本根本K2主部活組会 181.1.13 本根本K2主部活組会
大島	181		/
岩国	181		/
玖珂	181	(181)	
柳井	181	181	
徳山	1/26 181	1/26 181	
防府	181		
山口	181		/
宇部	181	181	
厚狭	181	181	/
豊田	181	181	/
豊浦	181		/
英祿	181		/
長門	181	181	/
萩	181		/
阿東	181	181	/
計			

(医務課)

25 1993（平成 5）年度の山口県の優生手術関係の動向

1993（平成 5）年度にかかわる開示資料は以下のとおりである。

表 25・1 1993（平成 5）年度山口県優生手術に係る開示資料一覧（優生保護相談所を除く）

1	優生保護審査会開催について

この中身を、さらに時間軸でわかるように（○の中の数値で順番を表記）、併せて中身を見ると、次のようになる。

表 25・2 審査会関係書資料詳細一覧

優生保護審査会開催について		
1	(1)	① 平成 5 年 11 月 4 日付、起案者 健康増進課精神保健係、「平成 5 年度山口県優生保護審査会の開催について（通知） 伺」*年 1 回開催、平成 6 年 2 月下旬の適当な 1 日、「参考」の記載あり。
	(2)	案、健康増進第 号、平成 年 月 日、山口県環境保健部長から下関市保健所長・各環境保健所長・各保健所長宛、「平成 5 年度山口県優生保護審査会の開催について（通知）」
	(3)	② 健康増進第 1063 号、平成 5 年 11 月 8 日、山口県環境保健部長から下関市保健所長・各環境保健所長・各保健所長宛、「平成 年度山口県優生保護審査会の開催について（通知）」、上記と同じだが、日付等の数値が入っている。
	(4)	③ 平成 6 年 1 月 30 日付、「平成 5 年度山口県優生保護審査会の開催について 伺」（申請がなく開催しないことの報告）*各保健所の状況調査を行ったところ、希望者なし。平成 5 年度は開催しない。

1993（平成 5）年度にかかわる開示資料はファイル 1 で、中身は、優生保護審査会に関するものである。

ファイル 1 の資料(1)の平成 5 年 11 月 4 日付（起案者 健康増進課精神保健係）の「平成 5 年度山口県優生保護審査会の開催について（通知） 伺」には、優生保護審査会は年 1 回開催とし、平成 6 年 2 月下旬の適当な 1 日によていとある。また、「参考」として、以下のようにある。

「参考

1. 近年は開催されておらず、もっとも最近は 62 年度（s63.2.8 開催）に 1 件処理されています。（12 条手術）
2. 4 条手術と 12 条手術
4 条手術→遺伝防止が公益上必要であり、交ヒ負担される。
12 条手術→遺伝性以外であり、公ヒ負担（優生保護法）しない。
3. 平成 5 年度の手術に関する相談状況

別添のとおり厚狭保健所から 1 件あったが、11/4tel 確認したところ、その後本件に関する話は出ていないとのこと。今回の通知により、出るかも知れぬこと。」

ファイル 1 の資料(2)の「案」(健康増進第 号、平成 年 月 日)は、山口県環境保健部長から下関市保健所長・各環境保健所長・各保健所長宛、「平成 5 年度山口県優生保護審査会の開催について (通知)」で、資料(3)の「健康増進第 1063 号」(平成 5 年 11 月 8 日)は、資料(2)に日付等の数値が入ったものである。

ファイル 1 の資料(4)の平成 6 年 1 月 30 日付の「平成 5 年度山口県優生保護審査会の開催について 伺」には、「(申請がなく開催しないことの報告)」とあり、各保健所の状況調査を行ったところ、希望者なし。平成 5 年度は開催しないとあった。

26 1994 (平成 6) 年度の山口県の優生手術関係の動向

1994 (平成 6) 年度にかかわる開示資料は以下のとおりである。

表 26・1 1994 (平成 6) 年度山口県優生手術に係る開示資料一覧 (優生保護相談所を除く)	
1	H6 山口県優生保護審査会委員候補者の推薦について
2	H6 山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について
3	H7 優生保護審査会
4	優生保護審査会開催について

1994 (平成 6) 年度にかかわる開示資料は 4 文書あり、中身で大別すると、優生保護審査会委員の人事 (解任、選任、任命) に関すること、優生保護審査会に関することの 2 つに大別できる。

26・1 優生保護審査会委員について

優生保護審査会の委員に関する開示資料は、次の通りです。

表 26・2 審査会関係資料一覧

1	H6 山口県優生保護審査会委員候補者の推薦について
2	H6 山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について

この中身を、さらに時間軸でわかるように (○の中の数値で順番を表記)、併せて中身を見ると、次のようになる。

表 26・3 審査会関係資料詳細一覧

1	H6 山口県優生保護審査会委員候補者の推薦について	
	(1)	③ ① 平成 6 年 4 月 6 日付、「山口県優生保護審査会委員の候補者推薦について」*4 月 1 日付健康増進第 53 号への回答
	(2)	別紙様式 山口県優生保護審査会委員候補者名簿
	(3)	⑤ ① 平成 6 年 4 月 14 日付、山口県環境保健部長宛、「山口県優生保護審査会委員の候補者推薦について」*4 月 1 日付健康増進第 53 号への回答、「裁判所務課印」と記載あり、
	(4)	別紙様式 山口県優生保護審査会委員候補者名簿
	(5)	② ① 平成 6 年 4 月 5 日付、山口県環境保健部長宛、「山口県優生保護審査会委員の推薦について」*4 月 1 日付健康増進第 53 号への回答、「議員 1 名を推薦」との記載あり。
	(6)	別紙様式 山口県優生保護審査会委員候補者名簿
	(7)	④ ① 平成 6 年 4 月 11 日付、山口県環境保健部長宛、「山口県優生保護審査会委員の推薦について」*4 月 1 日付健康増進第 53 号への回答
	(8)	別紙様式 山口県優生保護審査会委員候補者名簿
	(9)	④ ① 平成 6 年 4 月 11 日付、山口県環境保健部長宛、「山口県優性（ママ）保護審査会委員の候補者について」*4 月 1 日付健康増進第 53 号への回答
	(10)	別紙様式 山口県優生保護審査会委員候補者名簿
	(11)	⑤ ① 平成 6 年 4 月 14 日付、山口県環境保健部長宛、「山口県優生保護審査会委員の候補者の推薦について」*4 月 1 日付健康増進第 53 号への回答
	(12)	別紙様式 山口県優生保護審査会委員候補者名簿
2	H6 山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について	
	(13)	⑥ 平成 6 年 4 月 18 日起案、起案者 健康増進課精神保健係、「山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について 伺」*「任命してよろしいか」決裁の上は、案の 1 により発令、案の 2～5 により施行。任期は平成 6 年 5 月 1 日から平成 8 年 4 月 30 日。任命理由は、任期満了及び選出区分の変更による。
	(14)	別記 優生保護審査会委員名簿、任期平成 6 年 5 月 1 日から平成 8 年 4 月 30 日
	(15)	別記（旧名簿） 優生保護審査会委員名簿、任期平成 4 年 5 月 1 日から平成 6 年 4 月 30 日、*2 名に「退任」のメモあり。
	(16)	⑦ 案の 1、平成 6 年 5 月 1 日、山口県知事 平井龍から委員名宛（県職員は除く）、「任命する」*任期は平成 8 年 4 月 30 日まで
	(17)	案の 2、健康増進第 号、平成 6 年 5 月 日付、山口県知事 平井龍から□□（各機関）宛、「山口県優生保護審査会委員の任命について（依頼）」*委員を任命した通知と配慮願い
	(18)	案の 3（主任依頼、県職員以外）、平成 6 年 5 月 日、山口県知事 平井龍から委員宛、「拝啓」文書、委員の就任依頼
	(19)	案の 4（就任依頼）、平成 6 年 5 月 日、健康増進第 号、「山口県優生保護審査会委員の任命について」*委員の選出区分の見直しを行い、貴殿が□□からの推薦に基づき、任命された

	(20)		案の 5（退任委員への礼状）、平成 6 年 5 月 日、山口県知事 平井龍から□□宛、「拝啓」文書。
	(21)	⑦	平成 6 年 5 月 1 日付、山口県知事 平井龍から□□宛、「任命する」。6 人分あり。
	(22)	⑧	平成 6 年 5 月 6 日付、健康増進第 195 号、山口県知事 平井龍から□□宛、「山口県優生保護審査会委員の任命について」、7 人分あり。
	(23)	⑧	平成 6 年 5 月 6 日付、山口県知事 平井龍から□□宛（個人）、「拝啓」文書、8 人分あり。
	(24)	⑧	山口県優生保護審査会委員名簿、平成 6 年 5 月 1 日から平成 8 年 4 月 30 日

優生保護審査会の委員に関する開示文書は、ファイル 1～2 で資料(1)～資料(2)である。

時間軸で見ると、ファイル 1 の資料(1)～資料(12)は、平成 6 年 4 月 1 日付の「健康増進第 53 号」通知（各機関にあてた推薦依頼）への回答で、各機関から優生保護審査会委員の候補者を報告している。資料(1)（1 人目）は平成 6 年 4 月 6 日付の「山口県優生保護審査会委員の候補者推薦について」で、4 月 1 日付健康増進第 53 号への回答（資料(2)）である。以下同様に、資料(3)・資料(4)（2 人目）は平成 6 年 4 月 14 日付、資料(5)・資料(6)（3 人目）は平成 6 年 4 月 5 日付、資料(7)・資料(8)（4 人目）は平成 6 年 4 月 11 日付、資料(9)・資料(10)（5 人目）は平成 6 年 4 月 11 日付（ただし「山口県優性（ママ）保護審査会委員の候補者について」と誤記がある）、資料(11)・資料(12)（6 人目）は平成 6 年 4 月 14 日付の回答である。

なお、ファイル 1 の資料(5)の平成 6 年 4 月 5 日付の山口県環境保健部長宛の「山口県優生保護審査会委員の推薦について」には、4 月 1 日付健康増進第 53 号への回答として「議員 1 名を推薦」との記載があるので、議員が委員として選ばれていたことが推測できる。

上記の推薦を受けた候補者を、任命する。

ファイル 2 の資料(13)の平成 6 年 4 月 18 日起案（起案者 健康増進課精神保健係）の「山口県優生保護審査会委員の任命及び費用弁償の額の決定について 伺」では、候補者を一覧にした上で、「任命してよろしいか」と決裁を求め、その上は案の 1 により発令、案の 2～5 により施行して良いかと起案している。任期は平成 6 年 5 月 1 日から平成 8 年 4 月 30 日で、任命理由は、「任期満了及び選出区分の変更による」とある。「選出区分の変更について」にかかわる説明で「女性委員登用率アップ面での『審議会等委員構成改善推進委員会』の了解は、今回の予想される名前を提示し（旧 1 名→今回 3 名となる）、3/28 の委員会でクリアしております」とあるから、委員構成が「女性委員登用」の関係で変わったことがわかる。また、「案の 4」（後述説明）にかかわって「案の 4 の□□への就任依頼は、本来なら精神保健センター所長同様、県職員であるから為す必要はないと思われるが、□□は保健所長会の推薦であり、充て職ではないため部長発信として特に行うもの」（下線は船橋）とあることから、精神保健センター所長と保健所長会が委員に係ることがわかる。

ファイル2の資料(16)の「案の1」は、平成6年5月1日付の山口県知事 平井龍から委員名宛（県職員は除く）に宛てた「任命する」文書である。任期は平成8年4月30日までとある。資料(17)の「案の2」（健康増進第 号、平成6年5月 日付）の山口県知事 平井龍から□□（各機関）宛の「山口県優生保護審査会委員の任命について（依頼）」は、委員を任命した通知と配慮願いが記されている。発信番号と期日を入れて各個人に発送される。資料(18)の「案の3」（（就任依頼、県職員以外）、平成6年5月 日）の山口県知事 平井龍から委員宛の「拝啓」文書は、優生保護審査会委員の就任依頼である。資料(19)の「案の4」（（就任依頼）、平成6年5月 日、健康増進第 号）の「山口県優生保護審査会員の任命について」には、委員の選出区分の見直しを行い、貴殿が□□からの推薦に基づき任命されたとある。選出区分の見直し（女性委員の登用）から該当者は女性であったと思われる。資料(20)の「案の5」（退任委員への礼状、平成6年5月 日）の山口県知事 平井龍から□□宛の「拝啓」文書は礼状である。このような起案を受けて、資料(21)の平成6年5月1日付の山口県知事 平井龍から□□宛の「任命する」通知が、6人分ある。資料(22)の平成6年5月6日付（健康増進第195号）の山口県知事 平井龍から□□宛、「山口県優生保護審査会委員の任命について」は7人分ある。資料(23)の平成6年年5月6日付の山口県知事 平井龍から□□宛（個人）の「拝啓」通知が、8人分ある。資料(24)は山口県優生保護審査会委員名簿（平成6年5月1日から平成8年4月30日）のものである。

26・2 優生保護審査会の開催

優生保護審査会の開催に係る開示資料は、次の通りである。

表 26・4 審査会関係資料一覧

3	H7 優生保護審査会
4	優生保護審査会開催について

この中身を、さらに時間軸でわかるように（○の中の数値で順番を表記）、併せて中身を見ると、次のようになる。

表 26・5 審査会関係資料詳細一覧

優生保護審査会開催について		
3	(1)	① 平成6年11月18日起案、起案者 健康増進課精神保健係、「平成6年度山口県優生保護審査会の開催について 伺」＊開催は年1回、平成7年2月下旬の適当な日。平成6年度は特に相談事例もない。
	(2)	平成6年11月 日、健康増進第 号、山口県環境保健部長から市立下関保健所長・各環境保健所長・各保健所長宛、「平成6年度山口県優生保護審査会の開催について（通知）」、

	(3)	②	平成 6 年 11 月 21 日、健康増進第 1089 号、山口県環境保健部長から市立下関保健所長・各環境保健所長・各保健所長宛、「平成 6 年度山口県優生保護審査会の開催について（通知）」、上記と同じ文だが、数値が入っている。
	(4)	③	平成 7 年 1 月 10 日付、起案者 健康増進課精神保健係、「平成 6 年度の山口県優生保護審査会の開催について」＊希望者なく、開催しない。
	(5)		「優生保護法の一部を改正する法律等の施行について（抄）」
4	H7 優生保護審査会		
	(6)	③	平成 7 年 1 月 10 日付起案、起案者 健康増進課精神保健係、「平成 6 年度の山口県優生保護審査会について」＊報告：希望なしで、審査会はなし。

優生保護審査会にかかわる文書は、ファイル 3 と 4 で資料(1)～資料(6)である。ただし、資料(4)と資料(6)は同一文書のコピーである。

ファイル 3 の資料(1)の平成 6 年 11 月 18 日起案（起案者 健康増進課精神保健係）の「平成 6 年度山口県優生保護審査会の開催について 伺」には、優生保護審査会の開催は年 1 回、平成 7 年 2 月下旬の適当な日を予定とあり、「参考」として「平成 6 年度はべ切以降特に相談事例もない」と記載がある。資料(2)の「平成 6 年 11 月 日、健康増進第 号」の山口県環境保健部長から市立下関保健所長・各環境保健所長・各保健所長宛、「平成 6 年度山口県優生保護審査会の開催について（通知）」が起案されて、それが No27 の平成 6 年 11 月 21 日（健康増進第 1089 号）の山口県環境保健部長から市立下関保健所長・各環境保健所長・各保健所長宛の「平成 6 年度山口県優生保護審査会の開催について（通知）」として、施行されている（上記と同じ文だが、数値が入っている）。なお、本文中の「同申請書の提出のない場合も必ずその旨お知らせ願います」に下線が引き強調している。

ファイル 3 の資料(4)の平成 7 年 1 月 10 日付（起案者 健康増進課精神保健係）の「平成 6 年度の山口県優生保護審査会の開催について」には、「報告／H7.1 .9 を期限として、今年度の申請があるか否か各保健所に照会したところ、審査希望はありませんでした。／については平成 6 年度は開催しないこととします」とある。

資料の「優生保護審査会開催について」には、上述の平成 7 年 1 月 10 日付の起案文書の後に、ファイル 3 の資料(5)の「優生保護法の一部を改正する法律等の施行について（抄）」が掲載されているが、なんのためにあるのかは不明である。あるいは、前後を見ると、「昭和 45 年 11 月 4 日起案」文書の前に位置するので、資料(5)は平成 7 年 1 月 10 日の文書に関係するのではなく、昭和 45 年 11 月 4 日に続く以下の文書の前提として、位置づくものかもしれない。

27 1997（平成 9）年度の山口県の優生手術関係の動向

1997（平成 9）年度にかかわる開示資料は以下のとおりである。

表 27・1 1997（平成 9）年度山口県優生手術に係る開示資料一覧（優生保護相談所を除く）

1	H9 山口県優生保護審査会の廃止に伴う委員への令状及び推薦団体への通知について

この中身をみると、次のようになる。

表 27・2 審査会関係資料詳細一覧

H9 山口県優生保護審査会の廃止に伴う委員への令状及び推薦団体への通知について		
1	(1)	平成 9 年 4 月 17 日付、「山口県優生保護審査会の廃止に伴う委員への令状及び推薦団体への通知について 伺」*山口県優生保護審査会は平成 8 年 10 月 15 日付で廃止、委員への令状（案の 1）及び推薦団体への通知（案の 2）。
	(2)	案の 1、平成 9 年（1997 年）4 月 日、「拝啓」文書*廃止に伴う各委員宛礼状
	(3)	案の 2、健康増進第 号、平成 9 年（1997 年）4 月 日、山口県健康福祉部長から□□宛（各機関）、「山口県優生保護審査会の廃止について」*貴職よりご推薦をいただいたお礼

1997（平成 9）年度にかかわる開示資料の中身は、優生保護審査会（の廃止）に関するものである。

ファイル 1 の資料(1)の平成 9 年 4 月 17 日付の山口県優生保護審査会の廃止に伴う委員への令状及び推薦団体への通知について 伺」には、「山口県優生保護審査会は平成 8 年 10 月 15 日付で廃止されましたが、委員への令状及び推薦団体への通知が未施行」として、「案の 1 により委員への令状、案の 2 により推薦団体への通知を送付してよろしいか」と起案している。資料(2)の「案の 1」（平成 9 年（1997 年）4 月 日）の「拝啓」文書は、「優生保護法の一部改正に伴い」、優生保護審査会の廃止に伴う各委員宛の礼状であり、資料(3)の「案の 2」（健康増進第 号、平成 9 年（1997 年）4 月 日）は、山口県健康福祉部長から□□宛（各機関）の「山口県優生保護審査会の廃止について」では、「貴職よりご推薦をいただいたお礼」が記されている。

第四部 先行研究等（船橋報告）の紹介

- 一 優生保護法下、二重の侵襲（卵管圧ざ結さつ、子宮摘出）をされた事例の検討・333
- 二 補足資料 旧優生保護法下における法外の手術（子宮摘出など）に関する考察・335
- 三 優生保護法の検証
 - 一 山口県・1958年3月4日の優生保護法審査会議事録の分析・・・・・・・・・・345
- 四 補足資料 優生保護法の検証—山口県・1958年3月4日の優生保護法審査会議事録の分析・・・・・・・・・・347
- 五 優生保護法の運用実態に関する研究—宮城県・・・・・・・・・・349
- 六 優生保護法下における去勢手術をめぐって・・・・・・・・・・351

一 優生保護法下、二重の侵襲（卵管圧ざ結さつ、子宮摘出）をされた事例の検討 —2023 年 6 月の国会（衆議院・参議院）・調査報告書の事例—

※本報告は、2024 年 3 月の発達保障研究集会の自由研究で報告したものである。

船橋 秀彦（全障研茨城支部）

1. 研究の目的と方法

1948（昭和 23）年に優生保護法が成立(1996 年廃止)する。法の目的に「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」とある。この法の施行実態に関する報告が、2023 年 6 月に国会から「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律第 21 条に基づく調査報告書」（以下、調査報告書）として出された。

調査報告書の「第 2 編 優生手術の実施状況等」には優生手術に関する事例がとり上げられている。注目すべきは、優生保護審査会を経ないで実施された事例（保健所や医療機関、福祉施設のケース記録等）が紹介されていることである。本稿では、“二重に侵襲”された事例から、優生保護法下の不妊手術の実態を探る。なお本報告では、歴史的用語として白痴、精神薄弱等を使用する。

2. 法の下での優生手術の術式

優生保護法における優生手術は、「生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもつて定めるもの」と定義（第 2 条第 1 項）され、次の 4 つの術式が定められていた。男性には①精管切除結さつ法、②精管離断変位法、女性には③卵管圧ざ結さつ法（マドレーネル氏法）、④卵管間質部けい状切除法（施行規則第 1 条）で、生理の有無や性欲への影響はない。また睾丸や子宮、卵巢そのものを摘出する等により生殖機能を失わせることは認められていなかった。

3. 優生手術（マドレーネル氏法）の後に子宮摘出をされた事例

優生保護法の規定する術式で不妊手術された後に（1 年後）子宮摘出をされた事例を紹介する。

A さん:昭和 40 年代前半、10 歳代後半、女性、病名不明。『[年]には優生手術（子宮摘出）を実施しており生理はない。』とケース記録に記載されていた者と同姓同名で年齢も一致する者が、都道府県の独自様式の資料においては、マドレーネル氏法により手術が実施されていた旨、記載されていた。…ケース記録に記載されていた優生手術の時期は、都道府県の独自様式の資料に記載されていた手術年月日から概ね 1 年後であった」（調査報告書 p.132）

B さん:昭和 40 年代後半、年齢・病名不明、女性。ケース記録に、『生理の仕末ができないため [年月] [施設名] 在所中に、優生手術と同時に卵巢摘出を行ったので、生理はない。』と記載されていた者の事例が見られたが、その者と同姓同名の者が、都道府県の独自様式

の資料においては、マドレーネル氏法により手術が実施されていた旨、記載されていた。ただし、ケース記録に記載されていた優生手術の時期は、都道府県の独自様式の資料に記載されていた手術年月日から概ね1年後であった。」（調査報告書 p.132）

AさんとBさんには、優生保護審査会を経た（都道府県の独自様式に記載されているから）強制優生手術（マドレーネル氏法）が実施され、その1年後に、法的には認められていなかった子宮摘出・卵巣摘出が、生理を止める（「生理はない」との記載）目的でされていた。優生手術の手続きでマドレーネル氏法が、それとは異なる「生理を止める」目的で子宮摘出という“二重の侵襲”が、昭和40年代（1965～1970、Aさんは前半期、Bさんは後半期）に入所施設で実施されていた。

4. 「生理を止める」論理－入所施設長の言説

A・Bさんの事例との直接的関係は不明だが、宮城県の精神薄弱児施設県立亀亭園の園長（山本武良：東北大学医学部精神科から赴任）は、施設生活と生理について次のように述べている。

「実を言うと、優生手術は、法律で遺伝性のものだけに定められている…法の適用をうけないものはどうしたらいいだろうか。私は何とかやってきた。が、どのようにやって来たかは残念乍ら公表できない。…優生手術だけですむなら、実は未だいいのである。重症の児童が増えるにつれて、問題の様相はさらに変化してきた。…女兒が問題なのである。今や、性－性欲－性行為の問題から離れてしまって…。重症痴愚～白痴の女の児達でも大抵何時かは、月経がやってくる…避けられない生理である。…それを、自分で始末する事が出来ない。施設にとってもであるが、将来家庭に帰された場合、親達にとっては深刻な問題である。…そのような子供たちにどのような方法をとったかは、矢張り公表出来ない。が、親達の希望は、出来るだけかなえるようにしてきてはいる。」²⁾

5. まとめ

優生保護法下、女性障害者に対し、法に基く優生手術（マドレーネル氏法）実施後に、「生理の手当ができない」との理由で「生理を止める」ために、法に認められていない子宮摘出や卵巣摘出の実施が容認（公認とも言える）されていた。A・Bの氏名と年令の同一性から2回手術を受けたとしているが、住所の同一性などでの確定は課題である。

引用・参考文献

- 1) 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律第21条に基づく調査報告」2023.6。
- 2) 『山本武良遺稿集』1981.PP.212-213。

二 補足資料 旧優生保護法下における法外の手術（子宮摘出など）に関する考察

—2023 年 6 月の調査報告書の事例を手掛かりに—

※拙論一の補足資料として作成したもの

船橋 秀彦（全障研茨城支部）

1. 研究の目的と方法

1948（昭和 23）年に優生保護法が成立（1996 年 廃止）する。法の目的に「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」とある。この優生保護法の施行実態に関する報告が、2023 年 6 月に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律第 21 条に基づく調査報告書」1）（以下、調査報告書）として出された。調査報告書の「第 2 編」「優生手術の実施状況等」の「主な内容は、旧優生保護法に基づく優生手術の概要、優生手術の実施件数の推移等のほか、手術の実施状況等を明らかにするために実施した様々な調査、具体的には、①国の機関の保有資料の調査、②地方自治体に対する調査、③医療機関、福祉施設に対する調査、④障害者関連団体に対する調査、⑤優生手術を受けた当時者等に対する調査、⑥旧優生保護法一時金支給請求書等の調査の内容及び結果に加え、障害者関連団体、医学関連団体の公表資料となっている」。この「第 2 編」には優生手術に関する事例が数多く上げられている。注目すべきは、優生保護審査会を経ないで実施された優生手術（含法外な手術）の事例も保健所や医療機関、福祉施設からのケース記録等から照会していることである。本稿では、「第 2 編」に例示された不妊手術の事例のうち、法定外手術、特に「生理とのかかわり」での子宮摘出等の事例を分析し、法定外手術の実態を明らかにし、優生保護法下の不妊手術（優生手術、法外手術）の全貌を明らかにする。なお本報告では、「精神薄弱」など今日では不適切とされている用語についても、歴史的用語として使用する。

2 優生手術で決められていたこと

(1) 優生手術の 3 類型

表 1 優生手術の 3 類型

根拠規定		第 3 条	第 4 条	第 12 条
対象疾患		遺伝性疾患等・らい疾患・母体保護	遺伝性疾患	非遺伝性疾患
同意	本人	要（配偶者を含む。）	不要	
	保護者	不要		要
都道府県 優生保護審査会		—	審査・決定	
公衆衛生審議会の 再審査		—	あり	なし

（出典）厚生労働省資料等を基に作成。

優生保護法では、優生手術については、本人の同意の有無等に基づいて3類型（表1、出典は調査報告書第2編 p.2）が、同法に規定されていた。その1つは第3条で遺伝性疾患等・らい疾患・母体保護にかかわるもので、本人（配偶者を含む）の同意を必要とした。この第3条第1項には、ただし書があり、「未成年者、精神病者又は精神薄弱者については、この限りでない。」（下線は船橋）と規定され、未成年者等は同条の規定に基づく優生手術の対象外とされていた。その理由を「任意の優生手術は本人が事の是非を十分に判断した上で同意するということが、その本質的要素でありますから、未成年者、精神病者、精神薄弱者のように自分だけで意思決定ができない者については、これを認めないこととして、この制度が相続権侵害のために悪用されることのないようにいたしました」2）（法制定時の提案理由）と説明していた。また、1953（昭和28）年当時の厚生省の通知3）においても、「未成年者、精神病者又は精神薄弱者に対しては、医師の認定による優生手術を行うことはできないこと。これらの者に対する優生手術は、法第10条（注・船橋 第4条の規定に基づく優生手術）又は第13条第2項の規定に該当する場合（注・船橋 第12条の規定に基づく優生手術）のみ行うことができるものであること」4）とされていた。そのような規定があったにもかかわらず、後述するような優生保護審査会を通さずに10代の知的障害等の手術がなぜ広がったのか。

（2）優生手術の術式

旧優生保護法において優生手術は、「生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもつて定めるもの」と定義されていた（第2条第1項）。具体的には、施行規則第1条において、次の4つの術式が定められており、睾丸や子宮、卵巢そのものを摘出する等により生殖機能を失わせることは認められていなかった。なお、施行規則で定められた術式による優生手術を受けた場合、生理の有無や性欲への影響はないものとされている。また、「何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行つてはならない。」と規定されていた（旧優生保護法第28条）。同条の禁止規定にレントゲン照射が追加されたのは、1949（昭和24）年の改正法であった。（調査報告書第2編 PP.10-11、下線は船橋）表1 優生手術の術式（施行規則第1条各号）一 精管切除結さつ法（精管を陰のう根部で精索からはく離して、2センチメートル以上を切除し、各断端を焼しやく結さつするものをいう。）二 精管離断変位法（精管を陰のう根部で精索からはく離して切断し、各断端を結さつしてから変位固定するものをいう。）三 卵管圧ざ結さつ法（マドレーネル氏法）（卵管をおよそ中央部では持し、直角又は鋭角に屈曲させて、その両脚を圧ざかん子で圧ざしてから結さつするものをいう。）四 卵管間質部けい状切除法（卵管峡部で卵管を結さつ切断してから子宮角にけい状切開を施して間質部を除去し、残存の卵管断端を広じん帯又は腹膜内に埋没するものをいう。）

表 1 優生手術の術式（施行規則第 1 条各号）

- 一 精管切除結さつ法（精管を陰のう根部で精索からはく離して、2 センチメートル以上を切除し、各断端を焼しやく結さつするものをいう。）
- 二 精管離断変位法（精管を陰のう根部で精索からはく離して切断し、各断端を結さつしてから変位固定するものをいう。）
- 三 卵管圧ざ結さつ法（マドレーネル氏法）（卵管をおよそ中央部では持し、直角又は鋭角に屈曲させて、その両脚を圧ざかん子で圧ざしてから結さつするものをいう。）
- 四 卵管間質部けい状切除法（卵管峡部で卵管を結さつ切断してから子宮角にけい状切開を施して間質部を除去し、残存の卵管断端を広じん帯又は腹膜内に埋没するものをいう。）

3 法定外の手術の事例

優生保護法では術式が定められていたが、調査 報告書によると、「旧優生保護法施行規則で定められた術式以外の手術等に関する記載が見られた」（第 2 編 p.253）。具体的には、放射線照射（3 例； 女 2・男 1）、子宮摘出等（8 例;女 8）、優生手術後 に生理がない※旨等（4 例;女 4）、睾丸摘出等（3 例） の事例が報告されている。 ※法に基く優生手術の術式の場合は、生理はなく ならない。

(1) いつごろから法外手術は実施されていたか

優生保護法に定められた術式以外の手術の事例 が、昭和 20 年代後半（1950 年～）から見られた。

- ① 昭和 20 年代後半、10 歳代前半、女性、「中等度 精神薄弱」：「入所者カード」に「初潮と同時に子宮 切除をなす（優生保護法により〔病院名〕で手術）」との記載。 *法外の「子宮切除」が「優生保護法により」と認識されている。
- ② 昭和 20 年代後半、10 歳代後半、男性、「種痘後 脳炎による精薄」。「入所者カード」に、「〔年齢〕才 頃女の人を追いまわして困ったので去勢手術をした。警察からも去勢手術をするように言われた…」との記載。 *「警察からも去勢手術をするように言われた」とある。去勢とは生殖腺を除去する手術。 （2）優生手術の後に子宮摘出をされた事例
- ③ 昭和 40 年代前半（1965～1970）、10 歳代後半、女性、病名不明。「〔年〕には優性手術（子宮摘出） を実施しており生理はない」とケース記録に記載 されていた者と同姓

同名で年齢も一致する者が、都道府県の独自様式の資料においては、マドレーネル氏法により手術が実施されていた旨、記載されていた。…ケース記録に記載されていた優生手術の時期は、都道府県の独自様式の資料に記載されていた手術年月日から概ね1年後であった」

④ 昭和40年代後半(1965～1979)、年齢・病名不明、女性。ケース記録において、「生理の仕末ができないため〔年月〕〔施設名〕在所中に、優生手術と同時に卵巣摘出を行ったので、生理はない」と記載されていた者の事例が見られたが、その者と同姓同名の者が、都道府県の独自様式の資料においては、マドレーネル氏法により手術が実施されていた旨、記載されていた。ただし、ケース記録に記載されていた優生手術の時期は、都道府県の独自様式の資料に記載されていた手術年月日から概ね1年後であった」*当該都道府県により優生手術(マドレーネル氏法)が実施され、その1年後に、法外の子宮摘出・卵巣摘出が生理を止める(「生理はない」との記載)ためにされていた。「不良な子孫の防止」という優生手術の目的とは異なる「生理を止める」目的で子宮摘出が行われていた。それが昭和40年代に施設において実施されていた。

補「生理を止める」論理－入所施設長の言説

上記③④の事例との直接的関係は不明だが、宮城県の子供自立支援センター(宮城県立亀亭園)の園長(山本武良:東北大学医学部精神科から赴任)は、施設生活と生理について次のように述べている。「実を言うと、優生手術は、法律で遺伝性のものだけに定められている…法の適用をうけないものはどうしたらいいだろうか。私は何とかやってきた。が、どのようにやって来たかは残念乍ら公表できない。…優生手術だけですむなら、実は未だいいのである。重症の児童が増えるにつれて、問題の様相はさらに変化してきた。…女兒が問題なのである。今や、性－性欲－性行為の問題から離れてしまって…。重症痴愚～白痴の女の児達でも大抵何時かは、月経がやってくる…避けられない生理である。…それを、自分で始末する事が出来ない。施設にとってもであるが、将来家庭に帰された場合、親達にとっては深刻な問題である。…そのような子供たちにどのような方法をとったかは、矢張り公表出来ない。が、親達の希望は、出来るだけかなえるようにしてきてはいる。」⁵⁾

(3) 施設入所と優生手術 施設入所と優生手術の関係を見る。

⑤ 昭和20年代後半から昭和30年代後半、10歳代後半から20歳代前半、女性、「症候性てんかん、精神発達遅滞」。一時金支給請求書に「福祉施設入所にあたり、施設側から手術の要請を受けた…(本人の父親より)」との記載。

⑥ 昭和30年代後半、20歳代前半、女性、「精神遅滞、てんかん」。「〔施設名〕からの勧めもあって不妊手術を実施された」との記載。

- ⑦ 昭和 40 年代前半、「痴愚」と診断された 10 歳代 前半の女性。ケース記録に、「〔施設名〕入所に決定 したが、親が優生手術を拒否し、入所を辞退…」と 記載。 *入所のための条件であったことが伺える。
- ⑧ 昭和 40 年代前半、20 歳代後半、男性、「精神薄 弱」。「ケース記録」に、「施設入所するにあたって 優性手術を済ませるよう〔施設名〕より連絡あつ た」〔施設名〕入所条件／1. 優性手術を行うこと。／2. 費用その他事務連絡等は両者共福祉事務所を 経由して行うこと」との記載。 *入所条件に優生手術が前提となっていて、福祉 事務所もかわっていた。
- ⑨ 昭和 40 年代前半。都道府県中央児童相談所長か ら地域の社会福祉事務所長に宛てた通知において、 児童の入所決定を保護者に通知するよう依頼する 文章の注釈に、「関係書類中、優生手術同意書を徴 することに御協力ねがいます」と記載。 *自治体として入所決定には優生手術（同意書） が前提とされていたことが伺える。
- ⑩ 昭和 40 年代前半、20 歳代後半、男性、「精神薄 弱」)。ケース記録に「施設入所するにあたって優 性手術を済ませるよう〔施設名〕より連絡あつた ので、優生保護相談所に問合せしたが審査会は 11 月下旬の予定とのことで急ぐのであれば開業医で 実施してはと云うことであった…」 *優生保護相談所が、「急ぐのであれば」として審 査会を通さない手術を進めていた。
- ⑪ 昭和 40 年代前半、10 歳代後半、女性、「精神薄 弱（魯鈍級）」。施設長から都道府県優 生保護審査 会会長宛「優生手術申請について」が出された。 *施設長から、優生手術の申請が出されていた。
- ⑫ 昭和 40 年代前半、10 歳代後半、女性、病名不 明。一時金支給請求書に「…父母が市役所に相談 したら施設を紹介してくれて、施設に入所するに は不妊手術をしてからじゃないと入れないと言わ れて手術をして入所しました」との記載。 *市役所も施設入所にあたっては、不妊手術が必 要との認識だった。
- ⑬ 昭和 40 年代後半、10 歳代後半、女性、「精神薄 弱」。「施設長から都道府県名衛生部保健予防課長 宛」で「今般当学園児童■■■■に対する優生手 術申請書」が出され、「〔年月〕本児はこの日で退園 となる。〔年月〕就職年月日〔年月日〕、優性手術を 受けることになる」との記載。 *施設を退園し、就職するために優生手術が位置 づけられていた。
- ⑭ 昭和 40 年代後半、10 歳代後半、男性、「遺伝性 精神薄弱」。「学園の卒業が近くなる 頃に、当然の ように順番に手術をされていました」と記載。 *退園（児童施設と推測）と優生手術が関係づけ られていた。
- (4) 施設入所と「生理を止める」（法外な手術）
施設入所との関係で「生理を止める手術」が求 められていた事例が次のようにある。

- ⑮ 昭和 30 年代後半、10 歳代後半、女性、「Schwachsinn1（注、精神薄弱）」。「[施設名] 園長 と保母同道にて優生手術を目的として入院（Mens をとめて欲しいという特別の希望あり）」との記載。
- ⑯ 昭和 30 年代後半から昭和 40 年代前半、20 歳代 前半、女性、病名不明。入所者カードに「7、8 年 前、手術し、生理をとめる」との記載。 *入所カードの記載なので、施設入所者と判断で きる。
- ⑰ 昭和 41 年ごろ。昭和 23 年生、昭和 41 年 [月] 入所の方の記録に「月経始末が出来ないため ope.」 と記載。 *月経の始末ができないことと手術を関連付けて いる。法に定められた手術（マドレーネル氏法）で は、生理はなくなるらない。
- ⑱ 昭和 40 年代前半、10 歳代前半、女性、「精薄重 度・情緒障害」。入所者カードに「子宮摘出手術を 受ける。現在月経なし」との記載。 *10 歳代前半で「精薄」（精神薄弱）とあるから、 同意に基づく手術は適用されない。手術をすると すれば、優生保護審査会を経ないといけないはず である。
- ⑲ 昭和 40 年代前半、20 歳代前半、女性、病名不 明。入所者カードに「[年] に優生手術を行う」「施 設に入れる予定でいた為生理がない方が良く、と いうのでその Ope に連れていった…」との記載。
- ⑳ 昭和 40 年代前半、20 歳代前半、女性、「遺伝性 精神薄弱」。一時金支給請求書に「施設を利用した いことを市の方に申し込んだら、手術を受けないと 入所出来ないことを言われる」との記載。 *市として、施設利用と（優生）手術が必然と受け 止めている。
- ㉑ 昭和 40 年代前半、10 歳代前半、女性、「脳性麻 痺・愚鈍」。一時金支給請求書に「施設入所のため …複数の入所予定者が同時期に同じ病院で優生手 術を受けたとのこと」との記載。ケース記録に「優 生手術をしているので、生理もない」との記載。 *入所予定者が同時期に同じ病院で優生手術を受 けた点で、常態化していたと思われる。
- ㉒ 昭和 40 年代前半、10 歳代前半、女性、「精神薄 弱（重度）+てんかん」。一時金支給請求書に「[施 設名] 入所中、初潮となる。この際に保護者に対し て、対応困難なため、次の生理日までに手術を行 うよう求められた。…「子宮摘出手術をしており 生理なし」との記載。 *10 歳代前半で「精薄」（精神薄弱）とあるから、 同意に基づく手術は適用されない。手術をすると すれば、優生保護審査会を経ないといけないはず である。
- ㉓ 昭和 40 年代後半、10 歳代後半の女性（「先天性 脳性小児麻痺兼精神薄弱」）。[施設名] の [個人名] 先生に相談したところ、施設に入るには予測され る事故のための優生手術を受けてからなら可とい うことで、両親が了解」との記載。
- ㉔ 昭和 40 年代後半、10 歳代前半、女性、「遺伝性 精薄」。一時金支給請求書に「…生理がはじまり、 施設の方より優生手術を行なうようにいわれ、本 人も重度の知的障害がある為、[病院名] にて優生 手術を受けました」との記載。

- ②⑤ 昭和 40 年代後半、10 歳代後半、男性、「遺伝性 精薄」。一時金支給請求書に「〔施設名〕の園長より、優生手術を受ければ、一生学園での生活が可能であると説明を受けましたので、手術に同意しました」との記載。
- ②⑥ 昭和 40 年代後半、10 歳代前半、女性、「精神薄弱（中～重度）」。
- ケース記録に「〔施設名〕より入所照会に対する希望として措置決定前在宅中に生理を止める処置（コバルト照射）をしてもらいたい旨申入れあったため保護者と相談したところ〔病院名〕に入院して処置をすることとなった」との記載。＊法外のコバルト照射であるばかりでなく、「10 歳代前半」でかつ「精神薄弱」とあるから、同意に基づく手術は適用されない。手術をするとすれば、優生保護審査会を経ないといけないはずである。
- ②⑦ 昭和 50 年代後半、20 歳代前半、女性、「胎児性 軟骨異栄養症」。当時の担当医師（整形外科）より、〔病院名〕に入所希望の場合は、男性看護師が多く、生理になった場合の後始末や処理が難しいために、出来れば優生手術（子宮摘出）を受けるように勧められました。
- ②⑧ 福祉施設から提供された資料によると、家族構成の記入欄等のほか、「健康等」の項目の中に優生手術の未実施・実施済を選択できる欄が設けられていた「精神薄弱児（者）相談カード（要施設入所）」（福祉事務所で使用）の身体状況の項目の中に優生手術の実施状況の選択肢が設けられていた個人記録簿（福祉施設等で使用）が見られた。○福祉事務所の精神薄弱児（者）相談カード（要施設入所）優生手術 未実施・実施済（ ）○個人記録簿・身体状況の項目中の優生手術の欄 1. 実施済（年月頃） 2. 未実施 3. 今後必要 4. 必要ない [1 から 4 のいずれかの項目に丸印を付け、実施済みの場合、年月を記入。]

○福祉事務所の精神薄弱児（者）相談カード（要施設入所）

優生手術 未実施・実施済（ ）

○個人記録簿

・身体状況の項目中の優生手術の欄

1. 実施済（年月頃）

2. 未実施

3. 今後必要

4. 必要ない

[1 から 4 のいずれかの項目に丸印を付け、実施済みの場合、年月を記入。]

*相談カードに、「優生手術の項目」があったと云うことは、施設の入所条件の一つに「優生手術の実施」があったと推定できる。

(5) 法外の手術も「優生手術」との認識で実施

法外の不妊手術を優生手術として認識している事例を見る。

②⑨ 昭和30年代後半、10歳代後半、男性、「重度精神薄弱」：ケース記録に「〔病院名〕で優生手術（睾丸摘出）、女性化している。」と記載。*「優生手術（睾丸摘出）」とあり、睾丸摘出を優生手術と認識している。

①⑤ 昭和30年代後半、10歳代後半、女性、「Schwachsinn（精神薄弱）」、「〔施設名〕入園日〔略〕Sterilisation operation（不妊手術）のため入院（優生保護法だが、mensをstoppen～■する為Resectio ovarii（卵巣切除）の必要あり）」との記載。経過「〔年月日〕〔施設名〕園長と保母同道にて優生手術を目的として入院（Mensをとめて欲しいという特別の希望あり）」との記載。〔翌日の日付〕で「Operation」との記載。*優生手術に「生理を止める」を内包させたいとの希望

③⑩ 昭和30年代後半、20歳代後半、女性、「重度精神薄弱」、ケース記録「〔年月日〕優生手術4条により適と電話連絡あるもすでに手術は済んだあとである。その旨環境衛生課に連絡する。〔月日〕優生手術決定通知書受領するも本人はすでに手術してあった為手術を受けた病院へ書類を送る」との記載。*優生手術を既に済んでいるとの認識。審査会を経ないで実施したものを、先取りと位置付けている。

③⑪ 昭和30年代後半、10歳代後半、女性、「先天性精神発達障害（原因不明）」、一時金支給請求書に「〔年〕、盲腸手術の折、すすめられて優生手術をしました。良い生理用品もなく介助者の母が、たいへんな思いをしていた。家族としては、複雑な思いである」との記載。認定者の妹の陳述書に「姉は〔年〕、盲腸手術の折、すすめられて優生手術をしました。〔略〕両親は病院をめぐり、施設をめぐりやっとの思いで「〔施設名〕」に出会えたのです。姉は〔施設名〕も我が家も好きでした」との記載。診断書の備考欄に「子宮全摘後」との記載。ケース記録に「生理なし（以前は数ヶ月に一度有ったが最近なくなった）〔認定者が20歳代〕」との記載。*「子宮全摘」を優生手術と認識

③⑫ 昭和40年代前半、30歳代後半、女性、「重度精神薄弱」、言語障害、歩行障害、入所者カード「誰かにいたずらをされて妊娠をし、10ヶ月でおろしたが10日目に死亡した、その時に優生手術をした、先月月経が10日にあった、今月はない」との記載。*「月経がない」手術を優生手術としている。

③⑬ 昭和40年代前半、20歳代前半、女性、病名不明、入所者カード「〔年〕に優生手術を行う」、「施設に入れる予定でいた為生理がない方が良く、というのでそのOpeに連れていった所、足の方もOpeしろと言われた」、「生理の手術の時に、Appeもとってある」との記載。*「生理がなくなる」手術を優生手術としている。②①昭和40年代前

半、10 歳代前半、女性、「脳性麻痺・愚鈍」、ケース記録に「優生手術をしているので、生理もない」との記載。

- ③④ 昭和 40 年代前半、10 歳代前半、女性、「精神薄弱」、ケース記録に「[年月日] 初潮 [年月日] 優生手術を受けメンスも止めた」との記載。
- ③⑤ 昭和 40 年代後半、10 歳代前半、女性、「最重度 精神薄弱+全聾」、ケース記録に、両親から「生理の始末も出来ないので優性保護法の適用を受けたい」との相談があり、その後の記録には「生理～なし（[年月] 手術済み）」と記載。
- ③⑥ 昭和 40 年代後半、20 歳代前半、女性、「結核性 脳膜脳炎による精神薄弱、症候性てんかん、右上 下肢マヒ」、ケース記録「[年月][病院名]でコバルトによる優性手術」との記載。
- ③⑦ 昭和 40 年代後半、30 歳代前半、女性、精神薄弱、精神薄弱者状況調査表「[年月日] Menses に関する■■■の心配、1) いたずらされて SS（妊娠）にでもなったらこまる、2) 生理処理不能、以上の 2 点から優生手術を希望
- ③⑧ 昭和 40 年代後半、年齢不明、女性、病名不明、「生理の仕末が出来ず義姉が介助していたが、[年 月]に優生手術をし現在生理はない」との記載。
- ③⑨ 昭和 40 年代後半、10 歳代後半、女性、「知的障害」、一時金支給請求書に「[年月] 優性保護法により手術（子宮の 3/1 を残す）し、その後生理はなくなる」との記載。手術台帳に「子宮膈上部切断術」との記載。
- ④⑩ 昭和 40 年代後半、10 歳代前半、女性、「精神薄弱」、ケース記録に「生理：優生手術をしたためなし」との記載。
- ④⑪ 昭和 50 年代前半、10 歳代後半、女性、病名不明、ケース記録（診療録）「11.16 優性手術（Radiation1）受ける 1.16 menses あり 優性手術が不完全か」 * 優生手術が生理を止めるために目的化している。 ④⑫昭和 50 年代前半、10 歳代前半、女性、病名不明、児童記録簿「[月日] 優性手術の為、[病院名] に入院」、「[月日] 午後、子宮と盲腸をとり手術無 事終了、その後の経過も良好のこと」との記載。
- ④⑬ 昭和 50 年代前半、10 歳代後半、女性、「脳性麻痺、てんかん」、個人記録票「優性手術（子宮摘出）」との記載。 * 優生手術=子宮摘出との認識。

4 まとめ（未整理）

- ・法外の手術（睾丸摘出、子宮摘出）の事例は、昭和 20 年代後半（1950 年代）から数は多くないと思われるが、存在していた。それが、昭和 40 年代前半から後半（1965～1975）になると、公的機関もかわりながら、「生理をなくす」手術が、施設入所 の前提として行われていた。衛生年報では、1970 年代には優生保護審査会を経た優生手術（第 4 条 と第 12 条）は減少しているが、法外の手術（子宮 摘出やレントゲン照射）を含めた不妊手術が福祉 現場（入所施設）では広まっていたと思える。

- ・法の正確な認識（手続き、術式）より、あいまいな認識が広がり、「生理をなくす」手術（子宮摘出 など）まで含めて優生手術として認識されて、手続きもいい加減に行われていた。それら総体を優生手術として捉えていた。こうした広がりには、① 厳格に取り締まっていなかったこと、②医療行為として容認してきたことに、背景があったのではないか。
- ・法の目的の「不良な子孫の出生防止」との優生手術の術式（マドレーネル法）ではなく、施設側の介護の軽減のために「生理を止める」子宮摘出やレントゲン照射が、現場的には「優生手術」として認知され、入所者に求められていた。また、行政も入所にあたって優生手術が求められる事を公的に認めていた。
- ・不妊手術の対象者が、「10 歳代前半」でかつ「精神薄弱」の事例があった。優生保護法上は、同意に基づく手術は適用されずに、優生保護審査会を経なければならない。しかし、実態的には、手術が実行されていた。そこには子どもを親の所有物として扱う考えが背景にあったのではないか。
- ・優生保護法という法律は、法律の枠を超えて、睾丸摘出、子宮摘出も含め、障害者の不妊手術を押し進めてきた。

引用・参考文献

- 1) 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者 に対する一時金の支給等に関する法律 第 21 条に基づく調査報告書」2023.6。
- 2) 第 2 回国会参議院厚生委員会会議録第 13 号,1948.6.19,pp.1-2.
- 3) 「優生保護法の施行について」（1953 年 6 月 12 日 厚生省発衛第 150 号 各都道府県知事宛 厚生 事務次官発）
- 4) 第 10 条では、第 4 条の規定に基づく優生手術の申請に対して都道府県優生保護審査会の審査で 優生手術を行うことが適当である旨の決定があり、その決定が確定したとき等に医師が優生手術を行うことが規定されていた。また、第 13 条第 2 項では、第 12 条の規定に基づく優生手術の申請に対して都道府県優生保護審査会の審査で優生手術を行うことが適当である旨の決定があったときに医師が優生手術を行うことができることが規定されていた。
- 5) 『山本武良遺稿集』1981.PP.212-213

三 優生保護法の検証—山口県・1958年3月4日の優生保護法審査会議事録の分析—

※本報告は、2025年3月の発達保障研究集会の自由研究で報告したものである。

船橋 秀彦（全障研茨城支部）2025.3

1. 研究の目的と方法

2024年7月3日、優生保護法裁判の最高裁判決があり、優生保護法（1948～1996年）を「立法府が、非人道的かつ差別的で、明らかに憲法に違反する立法を行い、これに基づいて、長年に及ぶ行政府の施策の推進により、全国的かつ組織的に、極めて多数の個人の尊厳を否定し憲法上の権利を侵害するに至った」と認定し、原告の勝訴となった。しかし、優生保護法の歴史的検証は、なお残された課題である。

強制不妊手術（法第4条、第12条）の審査機関である優生保護審査会（以下、審査会）について、審査委員（青森県、1988・89年）は「悪法だとしても書類に不備がなければ認めるしかなかった」（「毎日新聞」2018.5.2）と証言しているが、その実態は明らかでない。本報告では、開示請求（2024年7月開示）により得た山口県の審査会（21回）の議事録を分析し、審査会の審議実態（今回は1回分）を明らかにする。ただし、議事録の非開示部分として「特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当する」に加え「委員との協力関係又は信頼関係著しく損なわれるおそれがある情報に該当する」という制約・限界をふまえた分析である。なお、歴史的用語として精神薄弱等を使用する。

2. 1958年3月4日の優生保護審査会

（1）審議の概要

審査会は10:10～11:45（95分）に開催され、全委員8名中5名の出席（成立条件は

過半数）だった。申請は14人（全員が法第4条、1号～14号）で、審査結果は「適」12人、「条件付き適」1人（12号、最終的に「適」）、「保留」（1号、最終的には却下）1人であった。

議事録をみると、14人のうち「特にやり取りがなく決まった」のは7人（2号、4号、6号、8号、9号、10号、11号）だった。2号議案の記録を見ると、議案の説明があり、「如何ですか」との問いに「皆 賛成」と質問はなく決定されている。「何らかの質疑のやりとりがあった」のは5人で、3号は遺伝性を確認、5号（男）は妻に関する質問、7号（女）は夫に関する質問、13号は遺伝歴の確認、14号は手術実施医師の確認がされている。手術への疑問が出たのは2人（1号、12号）だった。

（2）「保留」の1号議案（4条申請）の審議

1号の審議をみる。□は非開示（黒塗り）部分で、□□は文章であることを示す。「げんみつにみると本人の家系がはっきりしないが、家庭事情等により本人がやることとなった…」に続き、「4条でやるとなれば、本人の家系がはっきりしないし、又12条でやるとなると保護者の同意が、保護者自身がおかしいので（略）余程慎重にやるべきであり、むしろ□（注・船橋 当該対象者でない人）をやるべきである」とあり、「…□性的異常性格がないという委員会で注釈を加えておいた方が良い」「本人も遺伝性があるという想定のもとにやったらよいと思う」

の後に、「保留したらいかがでしょうか」「本人の系累をよく調査したら如何」との意見が出て論議は止まり、審議の最後に「1号議案合保留分」として「□□の方（注 当該対象者でない人）に勧告する」「本人の家系を至急に調査する」「特に□□よく理解し説明してもらうこと」とあり、最終的には「本人の家系があればよいという条件付きで賛成していただく」「皆 そういうことで異議なし」と「保留」とされた。

本事案について、次の審査会（1958年9月5日）の議事録に「前回のものでも事務局に委任したもの、第1号議案の…遺伝について調査したが、はっきりわからず□の方のうのような遺伝性があるので、すすめたが□が応じないので、そのまま却下した」とある。つまり、審査会（3月4日）後に調査したが、第1号の対象者の遺伝性が不明確のため、遺伝性が明確な近親者に手術を進めた、しかし応じなかったため、申請を却下したことになる。

（3）「保留後回し」の12号議案の審議

議案の説明があり、2人から発言（非開示・黒塗り）の後、「保留後回し」とされた。第14号議案終了後に「12号議案保留分」として審議された。「保護義務者は誰ですか」に

「□□である」と回答があり、「遺伝性の家系がはっきりした後条件付きで許可してはどうか」「□□先生に診断上陽性であるが手術をやることに間違いのない旨確かめては如何ですか」「□□が出ている以上、□□先生に確認して貰っては如何」、「□□遺伝性と断定されるよう依頼しては如何也」とあった。「家系の調査はどうか」との意見に「家系の調査と□□先生との断定をして貰うという条件付きで如何でしょうか」と続き、「条件付きで許可してはどうか」と諮られ、「皆 賛成」と決定された。「□□先生に誤解のないようにお願いします」と付加された。

この事案について次の審査会（1958年9月5日）の議事録に「12号議案については…私自身診断医に会ってはっきり□□であると署名したので執行することにした」と「適」と決定したと報告され、「調査上の不備につきましては、今後とも注意するので悪しからず御了承下さい」とされた。

3 まとめ 結論的には、4条の審査では手続き上の問題と遺伝性の確認ができれば承認され、法が存在する以上、法に従っての結論が出されていたといえる。

四 補足資料 優生保護法の検証—山口県・1958年3月4日の優生保護法審査会 議事録の分析

※ 2025年3月の発達保障研究集会の自由研究の発表の補足資料として作成した
船橋 秀彦

図1 強制不妊手術者数（都道府県別）—全国順位31位、下から17位—

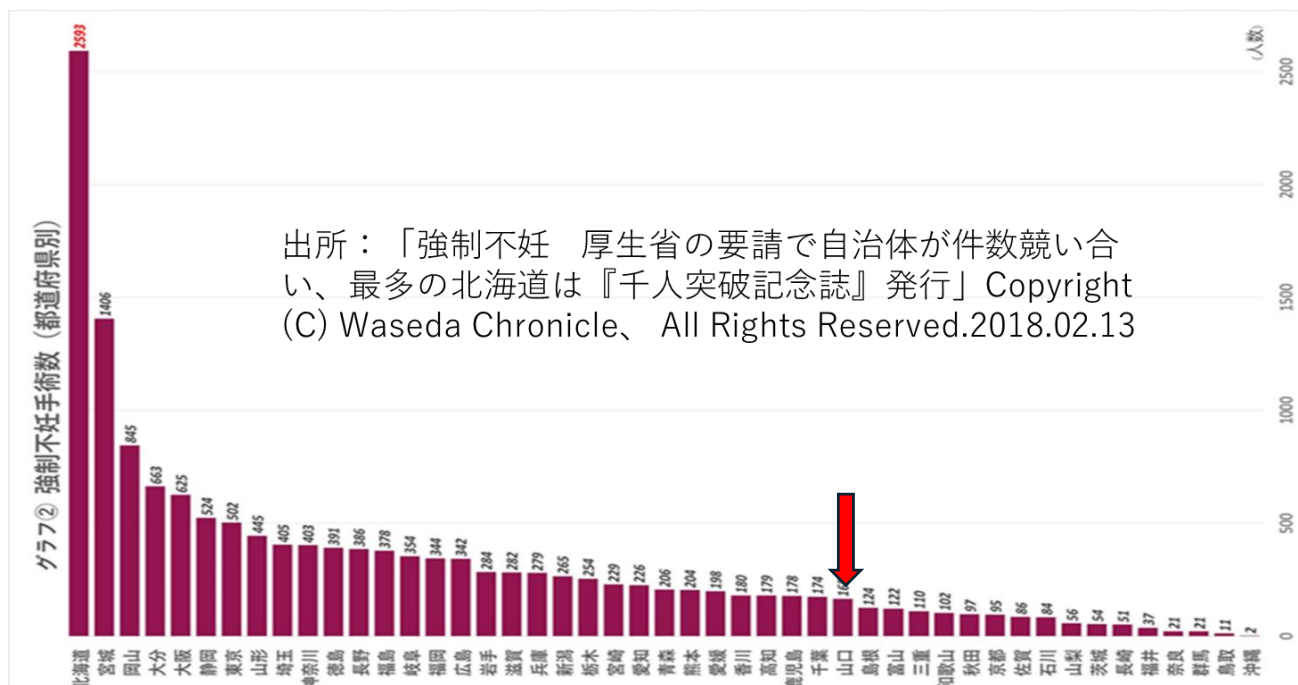


図2 強制優生手術者数の年代別推移（全国）

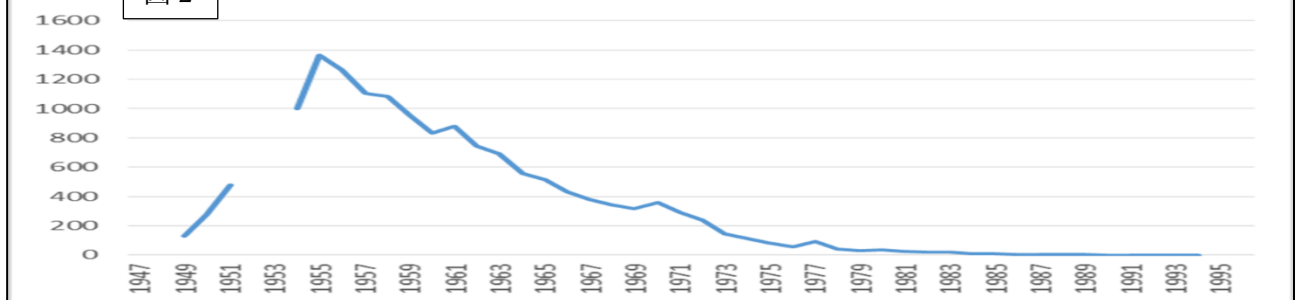


図3 山口県の強制優生手術実施件数—国会報告書（表8 都道府県別・根拠規定別 優生手術の実施件数・構成割合の推移）より船橋作成

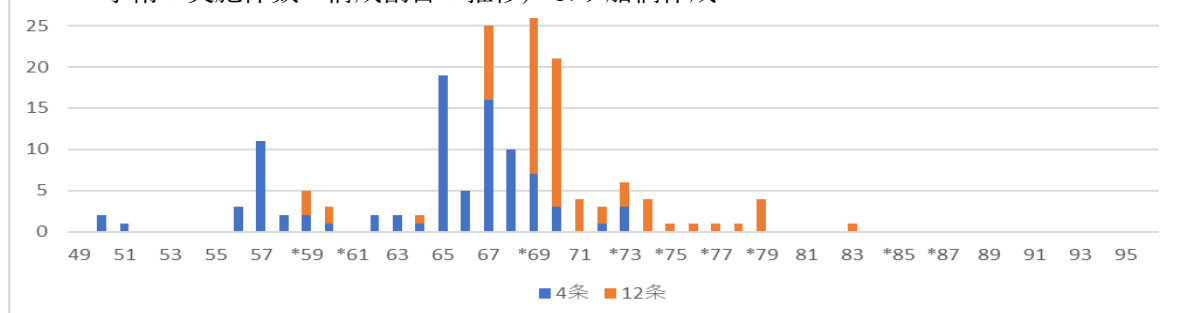


表 1 山口県優生保護審査会審査結果一覧（船橋作成）

審査会開催 年月日	優生保護審査会の審査結果					国会報告書 手術実施件数	
	申請		適		否 保留	4 条	12 条
	4 条	12 条	4 条	12 条			
1958.3.4	14		13		1	2	0
1958.9.5	13		12		1		
1959.3.3	20		19		1		
1961.2.21	9		9		0	0	0
1962.3.5	9		9		0	2	0
1969.7.30	1	12	1	12	0	7	19
1969.12.10	6	8	6	8	0		
1970.6.22	0	14	0	13	1	3	18
1970.11.24	3	4	3	4	0		
1972.7.28	0	7	0	7	0	1	2
1972.12.8	3	9	3	9	0		
1973.2.7	1	5	1	5	0	3	3
1974.11.6	1	8	1	8	0	0	4
1975.11.7	12 人申請、4 条 1 人は保留、他は適・ 12 と確認できるのは 3 人で他は不明)				1	0	1
1977.2.24	0	9	0	8	1	0	1
1978.2.7	0	4	0	4	0	0	1
1979.3.12	0	5	0	5	0	0	4
1983.3.18	0	6	0	4	2	0	0
1985.1.31	0	1	0	1	0	0	0
1987.2.5	0	1	0	1	0	0	0
1988.2.8	0	1	0	1	0	0	0
計 (除 1975)	80	94	77	90	7		
	174		167 (96%)		7(4%)		
	174		174				

五 優生保護法の運用実態に関する研究—宮城県

※本原稿は、2024 年 9 月の特殊教育学会のポスター発表で報告したもの。

船橋秀彦

(福祉型専攻科シャンティつくば)

KEY WORDS: 優生保護法 優生手術 優生保護審査会

1 研究の目的と方法

戦後 1948 年に優生保護法が成立（96 年廃止）する。法の目的は、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護すること」とある。この法律は、何度かの「改正」（特に 1949 年 5 月、1952 年 3 月）により、「強制的断種規定を強化」し、「断種の対象を拡大」した¹⁾。本法成立をリードした谷口(1952)は、憲法の基本的人権（生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利）との関係について、「公益上の目的が掲げられている上に」「手続きは極めて慎重であり、人権の保障について法は、充分の配慮をしている…本人の意志に反してこれ（注、優生手術）を実施するも何等憲法の保障を裏切るものということとはできない」²⁾と「手続きは極めて慎重」としていた。

本稿では、優生保護法が宮城県という地域でどのように運用されたか、その実態を明らかにする。先行研究には、利光（2023）、清水（2023）、加地（2018～）、船橋（2024）がある。ここでは、優生保護法第 4 条と第 12 条による手術を専門とした宮城県中央優生保護相談所附属診療所（1962～1972）の存在、愛の十万人（県民）運動の展開、宮城県議会（1962 年 9 月定例会）でのとり上げの事実が明らかにされている。

本稿は、行政文書の開示請求(2023 年 1 月)によって得られた宮城県所蔵の 1953 年から 1996 年までの優生手術に関する資料（183 種類、A3 版で 1527 枚）を分析対象とし、優生保護法がどのように地域で運用・展開されたかを明らかにした。ここでは、明らかにした事実の中で、特に手続き上の問題点を示す。なお本稿では、現在では偏見的で差別的用語として用いられていない「精神薄弱」「精神分裂病」「精神病院」等の用語を歴史的用語として使用する。

2 強制優生手術者の多さを作り出された 3 つの事実

宮城県の強制優生手術者数（『衛生年報』〈1949～59〉、『優生保護統計報告』〈1960～1995〉、『母体保護統計報告』〈1996〉による）は、北海道（2593 人）に次ぐ 2 番目の多さ（1406 人）であった。開示資料の分析から、「多さ」をもたらした手続きの問題として次の 3 つの事実が確認できた。

①宮城県の優生保護審査会では、遺伝性の立証が曖昧な者も法第 4 条（遺伝性）として強制優生手術をしていた³⁾。それは、「遺伝性」（例、遺伝性精神薄弱）と疾患名に冠することにより、強制優生手術の対象を明記した別表に該当させ、4 条での手術を可能にしていたと思われる。例えば、1953 年度の県優生保護審査会の審査状況を見ると、「遺伝調査書」の「血族中遺伝病にかかった者」の「氏名・年齢・続柄・病名・備考」を記す欄で、53 人中氏名の記載がある（遺伝性とされた）者 19 人、他 34 人は空欄が 13 人、「不詳」と記載が 18 人、「なし」と記載が 2 人、「不明」と記載が 1 人だった。宮城県のホームページに「調査 2 優生手術関連の件数、個人が特定できる情報の調査」が掲載されており、1953 年の申請者は全員が第 4 条（遺伝性）で申請されている。また、明らかに 1953 年度の第 9 回審査会（1954 年 2 月 26 日開催）の 2 事例（男・24 才と 女・30 才）では、「血族中遺伝病にかかった者」の欄が「不詳」とあるが、「優生手術申請書」は「優生保護法第 4 条の規定により…申請」と法第 4 条での申請が記されていた。

②県優生保護審査会に諮られていない申請書を、諮ったこととして処理し、優生手術の手続きをしていたと思われる事実がある。例えば、1958年3月10日の優生保護審査会に提出された「優生手術申請書」「健康診断書」「遺伝調査書」の日付が3月18日となっていたものが7人いた。内4人は20日、18日を二重線で消して10日に書き換えた跡があった。同様に1959年3月4日の優生保護審査会にも「優生手術申請書」が3月17日付（3人）、3月19日付（1人）、期日の記載がない者（7人）が確認できた。

③優生手術の徹底のために、指定医に優生手術実施の報告と実施していない場合は、その理由を提出させていた。例えば、1960年9月15日付で県衛生部から各病院長宛に「優生手術の実施について（通知）」が出され、「…優生手術の実施を委託しましたが優生保護法の規定する趣旨からも出来るだけ早急に実施するようお願いします。…未実施のものには実施期日を報告するよう併せてお願いします」とあった。さらに1961年12月25日付の各病院長宛て「優生手術実施について（通知）」には「…優生手術の実施を貴院に委託しましたが、まだ医療費の請求がありませんので、手術実施済みの場合は、優生手術実施報告書の写しを添え至急請求されるようお願いいたします。／なお、手術未実施で今後手術を実施する予定の場合、又はなんらかの理由で手術を出来かねる場合は、それぞれ別紙様式により1月8日までに公衆衛生課あて、お知らせ願います。」とあり、別紙様式には「手術を出来ないときはその理由」を記載する欄があった。

注

1)石井美智子（1982）「優生保護法による堕胎合法化の問題点」『社会科学研究—東京大学社会科学研究所紀要』第34巻第4号。

2)谷口弥三郎（1952）『優生保護法詳解』。

3)船橋秀彦（2023）「優生保護法の地域実態に関する研究—宮城県・1953年度の強制優生手術の実態—」日本特別ニーズ教育学会第29回研究大会の自由研究で発表。

文献

利光恵子（2023）「強制不妊が奪ったもの—宮城県における優生手術被害者の証言とその背景から考える」『賃金と社会保障』第1831・1832（8月合併号）。

清水貞夫（2023）「『愛の10万人運動』と旧優生保護法下の優生手術—宮城県における強制不妊手術—」『人権と部落問題』2023年12月号。

加地紗弥香「強制不妊 連載レポート」（2018年2月からインターネット上に掲載）、最終確認2024年5月4日。

<https://tansajp.org/investigativejournal/706/>

船橋秀彦（2024）「優生保護法（優生思想）の地域浸透に関する研究—宮城県—」，全国障害者問題研究会茨城支部ホームページ。最終確認2024年5月4日。

http://kareido-on-web.la.coocan.jp/ibashouken/yusei_miyagi.pdf

FUNABASHI hidehiko

六 優生保護法下における去勢手術をめぐって

※本報告は、未発表のもの

船橋秀彦

(福祉型専攻科シャンティつくば)

KEY WORDS: 優生保護法 優生手術 去勢手術

はじめに—研究の目的と方法

優生保護法（1948 年成立，1996 年廃止）は「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」目的で，遺伝性疾患（第 4 条）や「遺伝性以外の精神病，精神薄弱」（第 12 条）者を「強制優生手術」の対象とした。優生手術の術式は，優生保護法施行規則 1 条によって，男性は「精管切除結さつ法」又は「精管離断変位法」，女性は，「卵管圧ざ結さつ法」又は「卵管間質部けい状切除法」によると規定されていた。これらの術式は，精管や卵管を結紮，あるいは切断及び結紮することにより，生殖を不能とする方法である。本稿では，優生保護法下の法外の術式である去勢（子宮摘出，睾丸摘出）の実態を明らかにする。歴史的用語として「精神薄弱」等も使用する。

1 法外による去勢手術（子宮摘出，睾丸摘出）の事例

1951 年 10 月に開催された全国精神薄弱児施設幹部職員相互研究会の議事録¹⁾に，次の記述がある。

「私の取り扱ったケースを申し上げますと刑務所に性欲の強い累犯者がいたが遺伝性が証明されなかった。しかし同法の『著しい性欲異常のある者』の条項を引用して両睾丸を摘出した。」（下線は船橋，以下同様）

また脳性マヒ者が著した歌集『癒ゆるなき身の』（1961）²⁾に，子宮摘出が詠われている。
メンスなくする手術受けよとわれに勧むる

看護婦の口調やや軽々し

女などに生まれし故と哀しみつつ

子宮摘出の手術受け居り

以上，睾丸摘出，子宮摘出の事実があったことが伺える。

2 医療行為として認められた去勢（睾丸摘出）

平田（2019）は，優生保護法下に鳥取県と千葉県で起きた去勢（睾丸摘出）事件を示した。結論的には刑事告訴されずに，医療行為として去勢が認められている。1954 年 6 月に鳥取県で「精神薄弱」者の断種事件が起きた。両親に殴るけるの凶暴性を発揮するので，実母が大学医学部付属病院神経科医師に相談したところ，手術すれば良くなると言われた。鼻の手術をすると病院に連れて行かれ，手術をしたところ知らぬまに去勢されていることに驚いた「精神薄弱」者が，警察書に伝え法務局支局に訴えた。鳥取県は事件について厚生省に問い合わせた。厚生省から「精神障害者の去勢手術に対する優生保護法の解釈について」（昭和 29 年 9 月 28 日付）との見解が出た。「正当な理由がある場合には，法に違反しない」とし，「医学上その種の治療として当該手術（注，去勢）が効果あるものと通例認められている場合」とした。鳥取の事件は，大学長の鑑定「精神病治療のための去勢手術は学説上も認められている」を踏まえ不起訴処分となった。翌 1955 年 8 月に千葉県の療護園で「精神薄弱」児の断種（去勢）事件が起きた。この事件は千葉署から千葉地検に送られたが，曖昧決着となった。

3 優生手術交付金と去勢（睾丸摘除，卵巣摘出）

船橋（2022）は，1963（昭和 38）年度の神奈川県優生手術費明細書の分析から，法外の術式である去勢で補助費が支払われた事例を示した。

【事例 1 (男)】○病院から申請された「優生手術明細書」(10 月○日付)によると、手術対象者(男)は昭和生まれ、手術日は 9 月で、入院期間は 9 日間。術式は「低位脊椎麻酔に依る摘除術」、経過は「9 月○日睾丸摘除術施行、以後経過良好にて 9 月○日退院す」とあり、明細書に「診療内容審査済」と押印がある(注、○は特定を避けた標記)。

10 月○日付で保護義務者から知事宛てに「優生手術明細書」を添付して「優生手術補助金申請書」が提出され、県で「収受」(第 1887 号)し、「優生手術費補助金の執行支出伺」が決裁され、11 月○日付で県知事から保護義務者宛てに通知(県指令 38 予第 1887 号)され、「優生保護法施行令第 1 条並びに神奈川県優生手術費補助規則にもとづき金 2100 円也を交付」された。

【事例 2 (女)】○病院から申請された「優生手術明細書」(昭和 39 年 1 月○日付)によると、手術対象者(女)は、昭和生まれ、手術日は 12 月○日で、入院期間は 9 日間。術式は「両側卵巢摘出術(腹式)」で、経過に「38.12.○入院、12.○両側卵巢摘出術(腹式)を施行、経過良好にて 12 月○日退院」とある。「診療内容」の「手術料」欄に「両側卵巢摘出術(腹式)、低位脊椎脊麻酔」とあり、明細書に「診療内容審査済」と押印がある。

1 月○日付で県知事宛てに保護義務者(母)から「優生手術明細書」を添付の上、「優生手術補助金申請書」が提出され、県で「収受」(第 186 号)し、「優生手術費補助金の執行支出伺」(39 予第 186 号)が決裁の上、県知事から保護義務者宛てに通知(県指令 39 予第 186 号)され、「優生保護法施行令第 1 条並びに神奈川県優生手術費補助規則にもとづき金 4217 円也を交付」された。

このように地方自治体が「睾丸摘除」「卵巢摘出術」に交付金を支払った事例が認められた。

まとめ

優生保護法下、法で認められていなかったが去勢(睾丸摘出、子宮摘出)の事例があった。知的障害者本人が知らない間に去勢され、警察署と法務局支局に訴えたが「治療」として事件化しなかった事例があった。また、優生保護法下の「強制優生手術」でも法外の「睾丸摘除」や「卵巢摘出」の事例が認められた。以上、優生保護法下の去勢手術の容認の有り様の一端を示した。

注

- 1) 「全国精神薄弱児施設幹部職員相互研究会議事録」『児童』8, P.105, 日本少年教護協会, 1952。
- 2) 歌集『癒ゆるなき身の』1961, 東雲叢書・第 2 巻, 直接には新井裕樹氏の紹介による。

参考文献

平田勝政「優生保護法と障害者の人権－1950 年代の断種(去勢)事件の検討－」『長崎大学教育学部教育実践研究紀要』第 18 号別冊, 2019.3。

船橋秀彦「優生保護法(優生思想)の地域浸透に関する研究－神奈川県－」, pp.123-126, 2021.11。全国障害者問題研究会茨城支部の HP に掲載。最終確認は 2023.4.10。

http://kareido-on-web.la.coocan.jp/ibashouken/yusei_kanagawa.pdf

FUNABASHI hidehiko

おわりに

本報告書は、山口県への開示請求によって得た資料に基づいて、その分析結果を示したものである。従って、開示資料がどこまで開示されているかで、分析の深さも決まってくる。その点で、京都新聞社（森敏之氏）が滋賀県に情報公開を求めて情報公開訴訟の最高裁が2025年2月にあり、滋賀県の上告を棄却し「8割開示」を命じた大阪高裁判決が確定した。これによって、黒塗りがはずれ「発病後の経過」「現在の症状」「付記・概要・備考」欄などが開示されたことで、断種の根拠となった病歴や生活歴、行動傾向、治療経過などが判明したという（「京都新聞」2025年4月26日、「人権侵害繰り返さぬために」記事を参照）。この判決は、優生保護法の検証を進める意味で、実に画期的である。東京都への開示請求では、殆どが黒塗りでまったく優生手術の実態をつかみようもなかった。本報告の分析に使った山口県の開示資料でさえ、相当の制約があった。今後、開示資料を基に分析するにあたっては、この最高裁判決は大変意義を持つ。ここに京都新聞の取り組みに敬意を表したい。われわれの取り組みが、優生保護法の検証の一助になれば、幸いである。

2025年5月31日

『旧優生保護法の検証—山口県の優生保護審査会の議事録等の分析—』

発行日 2025 年 5 月 31 日

著作者 船橋 秀彦

発行者 全国障害者問題研究会茨城支部